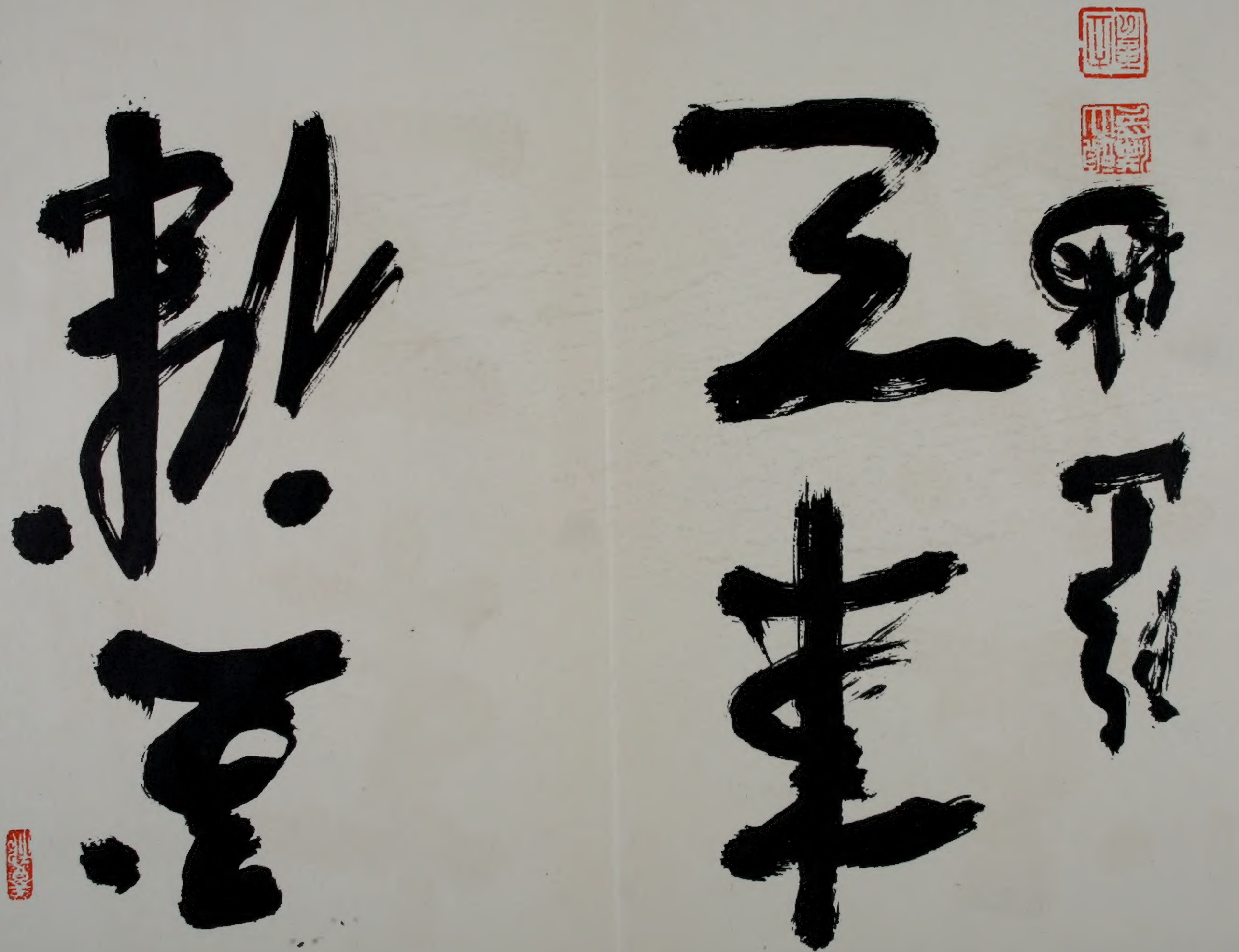


雜賀博愛著

大西郷全傳

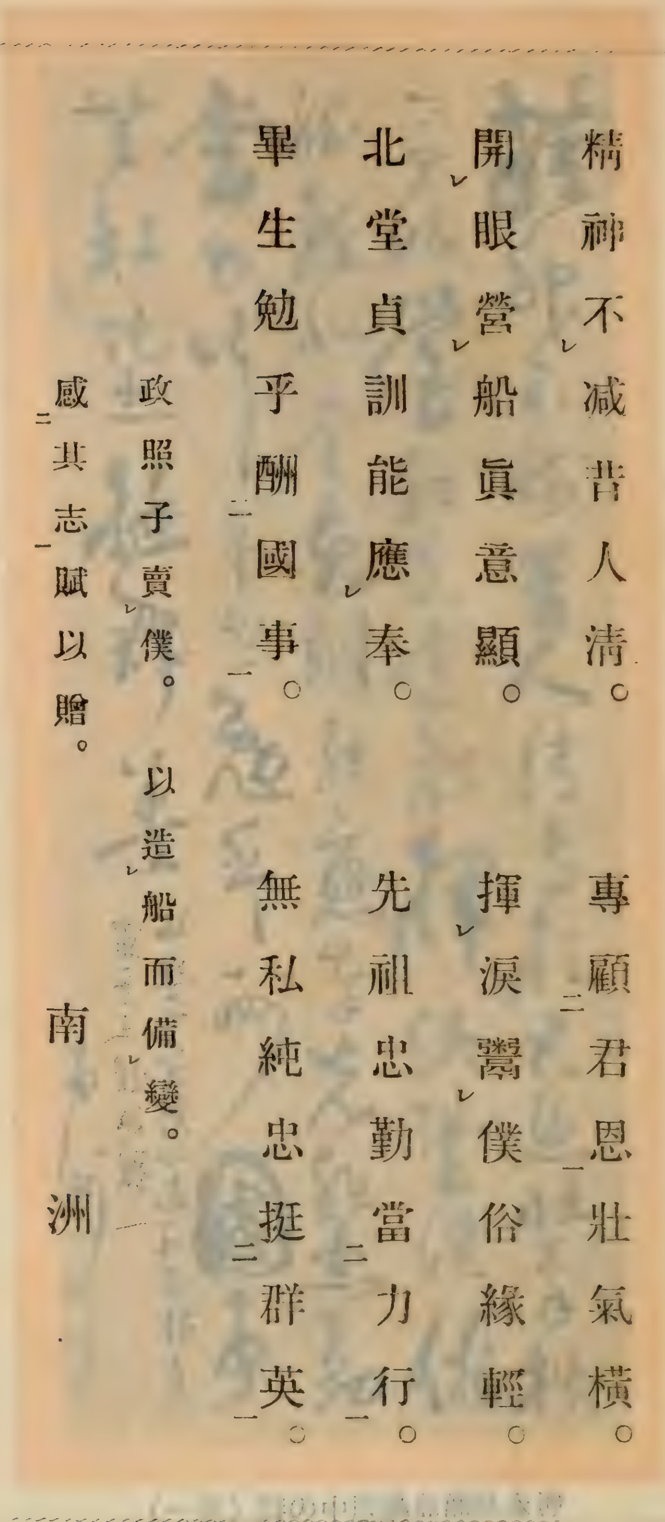
第一卷

章華社版





南洲翁肖像＝石川靜正翁筆



精神不減昔人清。專顧君恩壯氣横。
開眼營船眞意顯。揮淚鬻僕俗緣輕。
北堂貞訓能應奉。先祖忠勤當力行。
畢生勉乎酬國事。無私純忠挺群英。

政照子賣僕。以造船而備變。
感其志賦以贈。

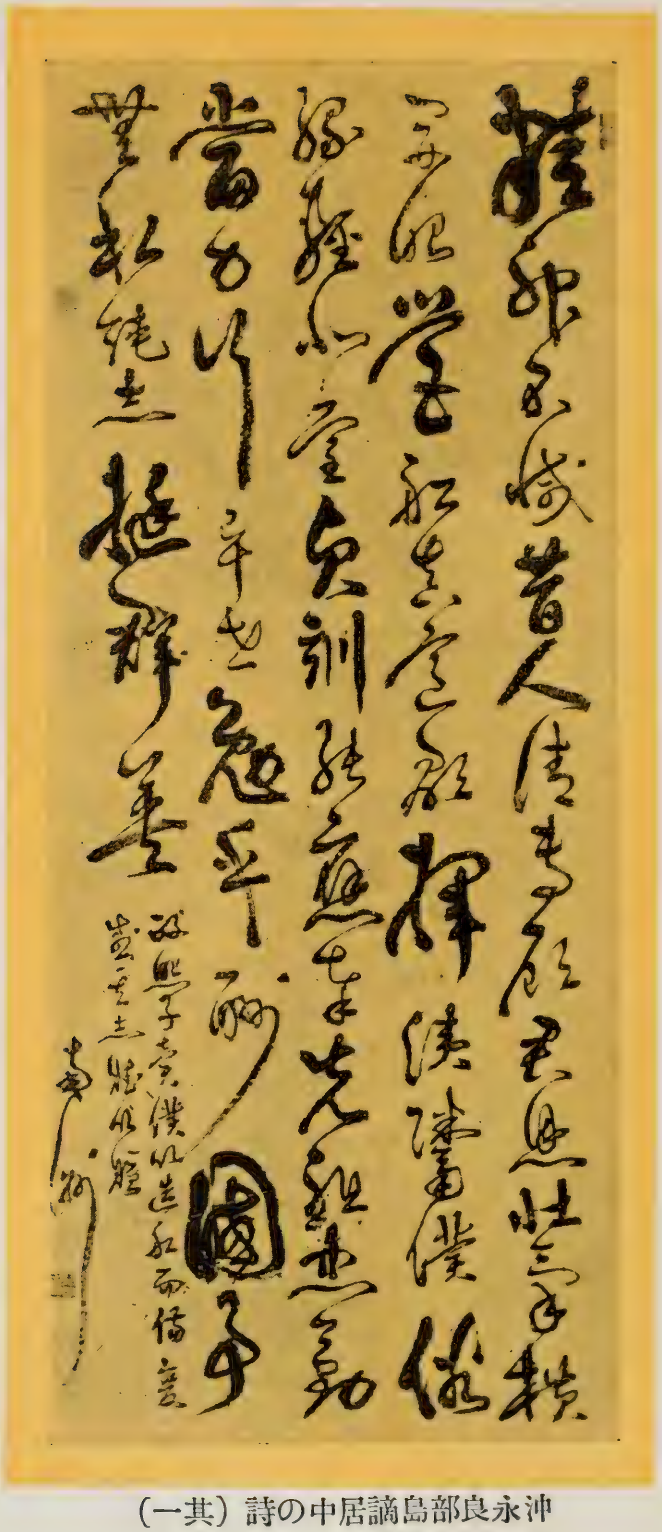
南洲

題其本旨以詩。亦即予青誼。以意瀰而略要。

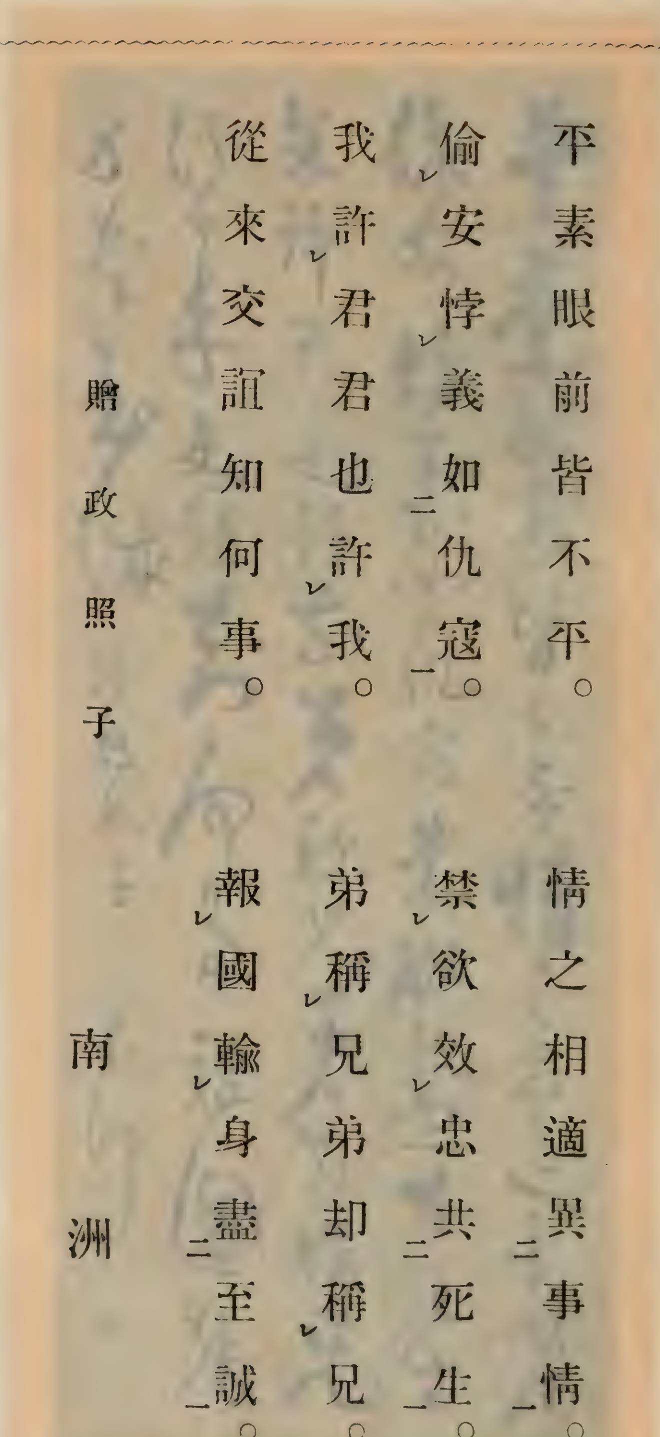
序　佛

畢生嬉乎闘關事。北常負腧前悤本。關頭黃[illegible]真蕊[illegible]。林寢不識背人語。

無上錄思挂昕英。訪[illegible]出國常月行。擬瞻[illegible]我倚慧輒。東阿佇思非寂謝。

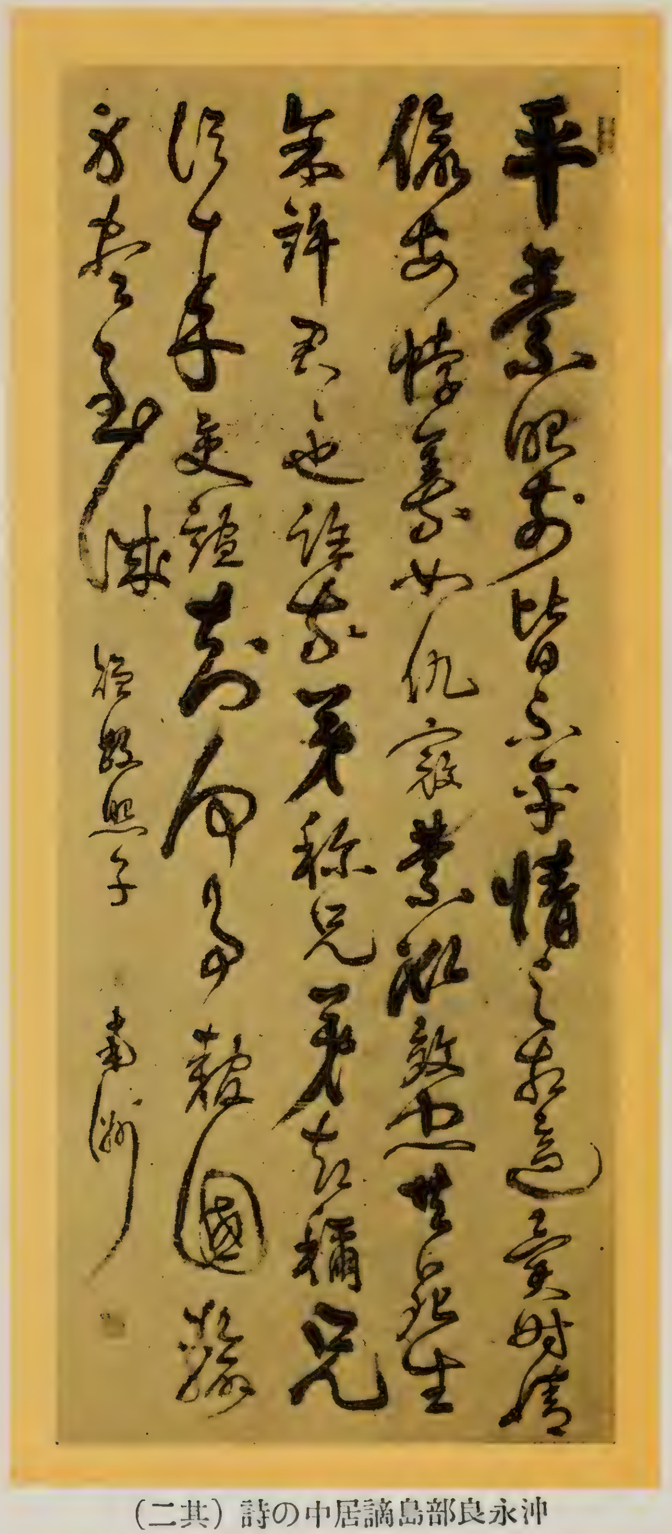


沖永良部島謫居中の詩（其一）



平素眼前皆不平。情之相適異二事情一。
偸レ安悖レ義如二仇寇一。禁レ欲效レ忠共二死生一。
我許レ君君也許レ我。弟稱レ兄弟却稱レ兄。
從來交誼知何事。報レ國輸レ身盡二至誠一。

贈政照子　　南洲

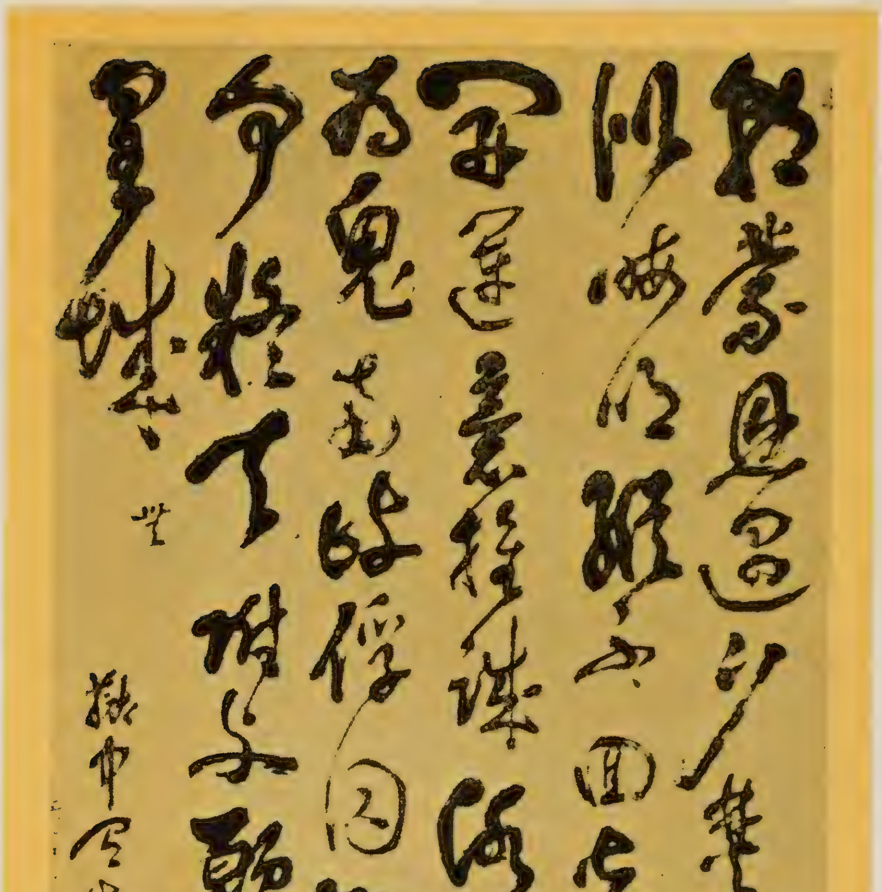


沖永良部島謫居中の詩（其二）

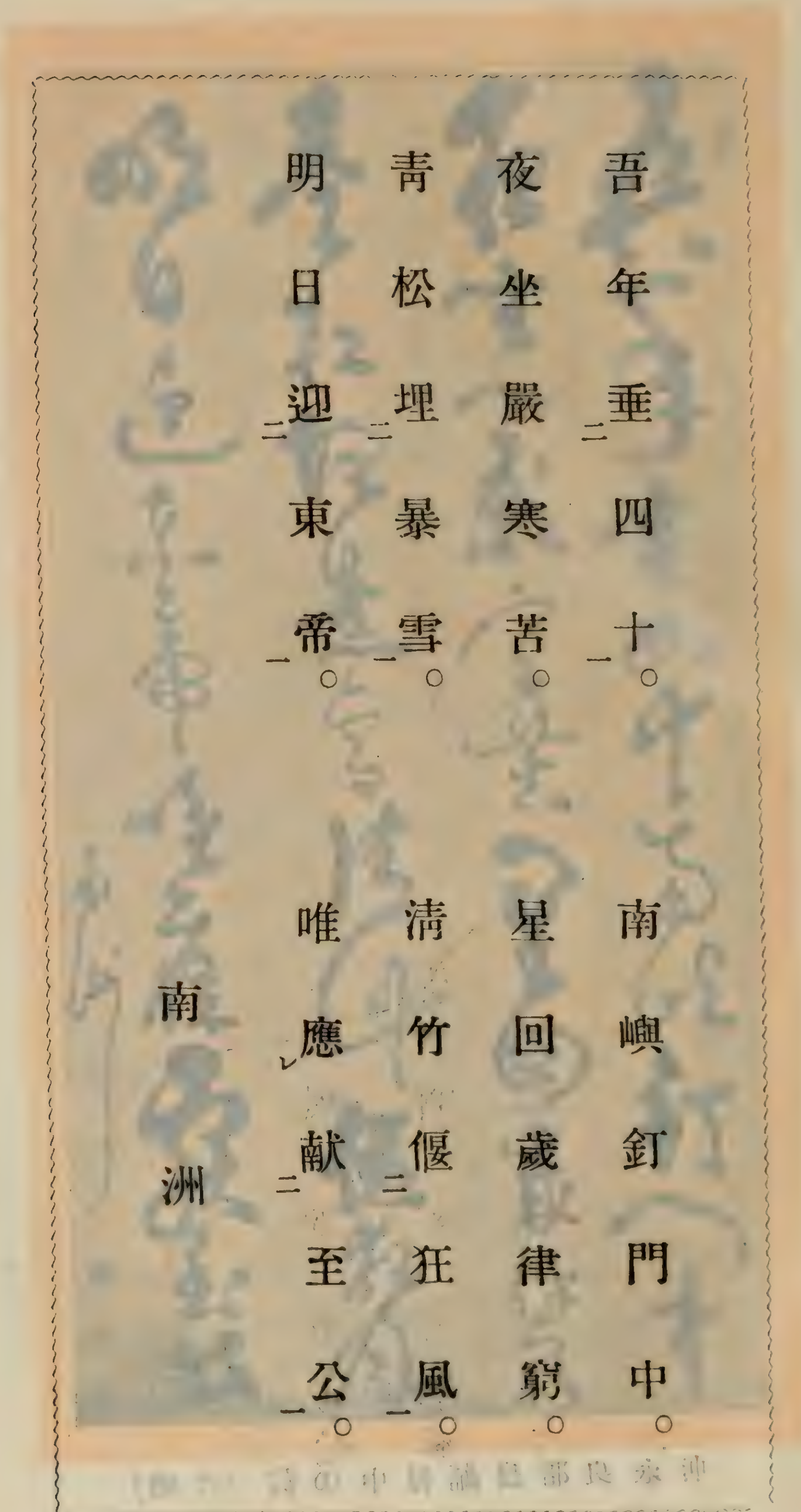
獄中有感

朝蒙恩遇夕焚坑。人世浮沈似晦明。
縱不回光葵向日。若無開運意推誠。
洛陽知已皆爲鬼。南嶼俘囚獨竊生。
生死何疑天附與。願留魂魄護皇城。

南洲

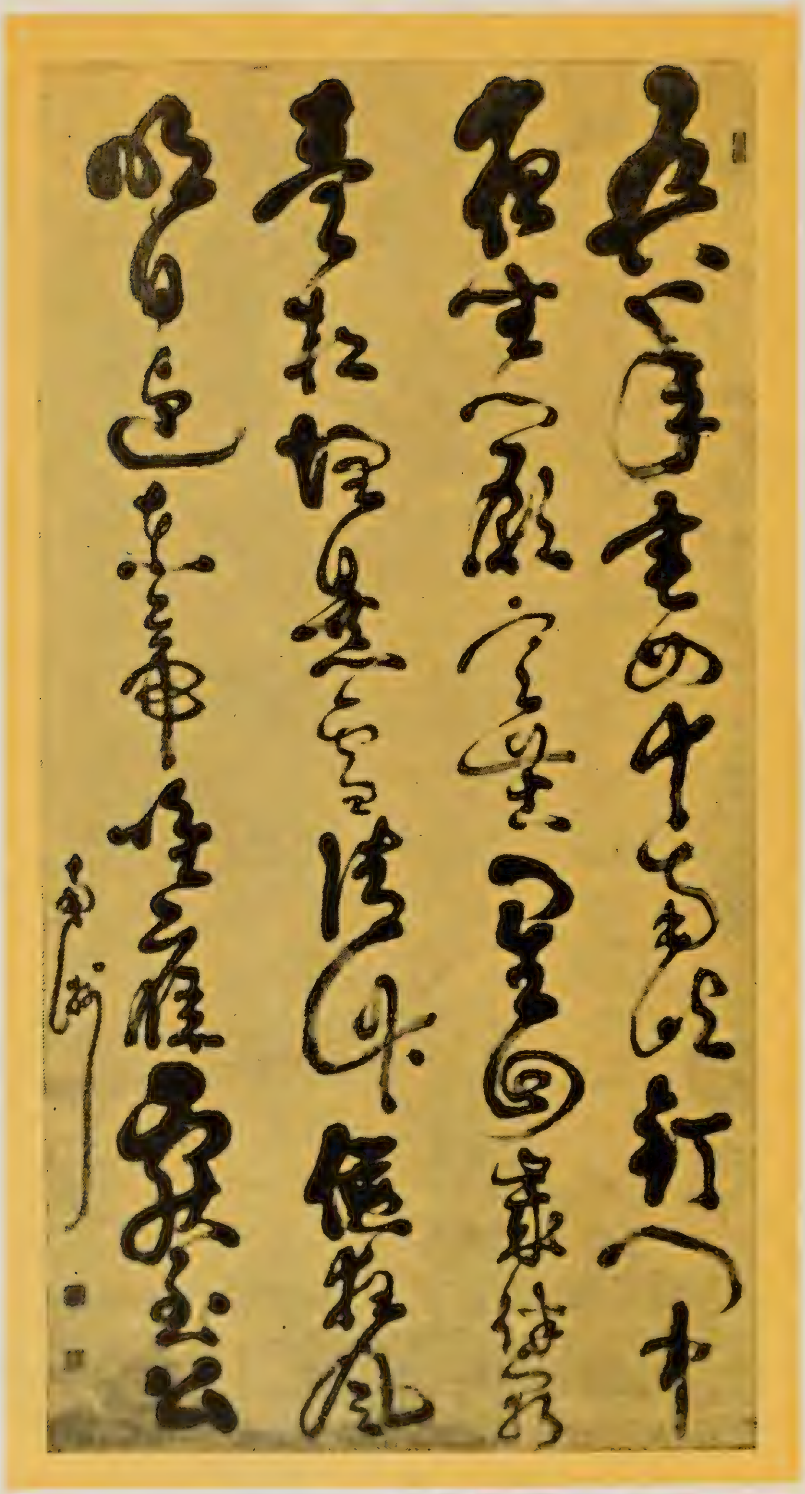


沖永良部島謫居中の詩（其三）



吾年垂四十○　南嶼釘門中○
夜坐嚴寒苦○　星回歳律窮○
青松埋暴雪○　清竹偃狂風○
明日迎東帝○　唯應献至公○

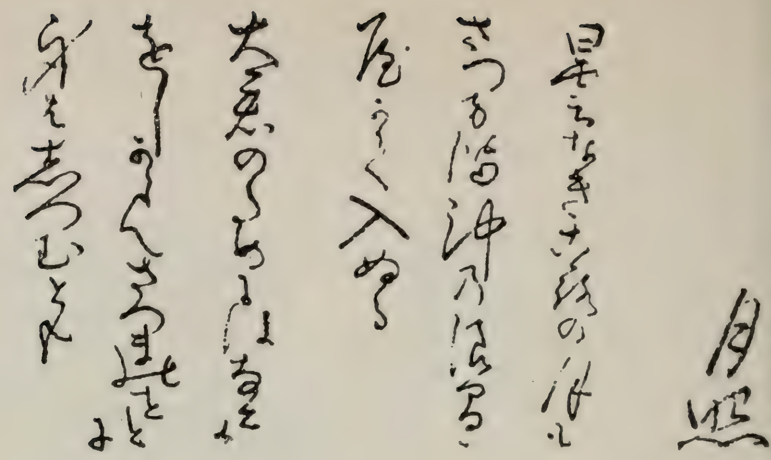
南洲



沖永良部島謫居中の詩(其四)



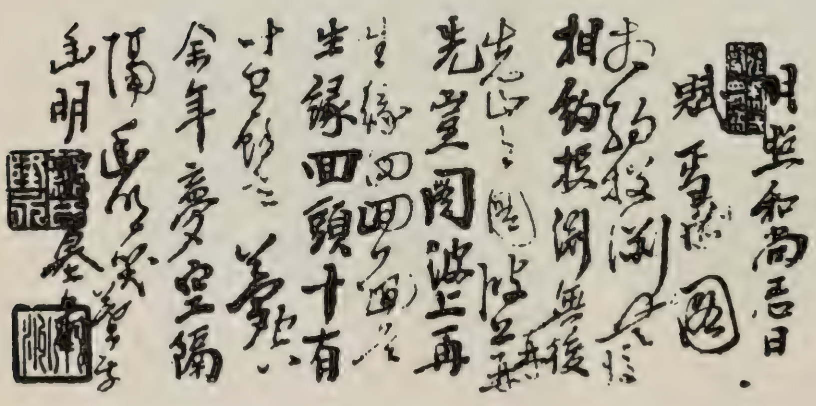
島津齊彬侯肖像



月照投海の辭世の和歌



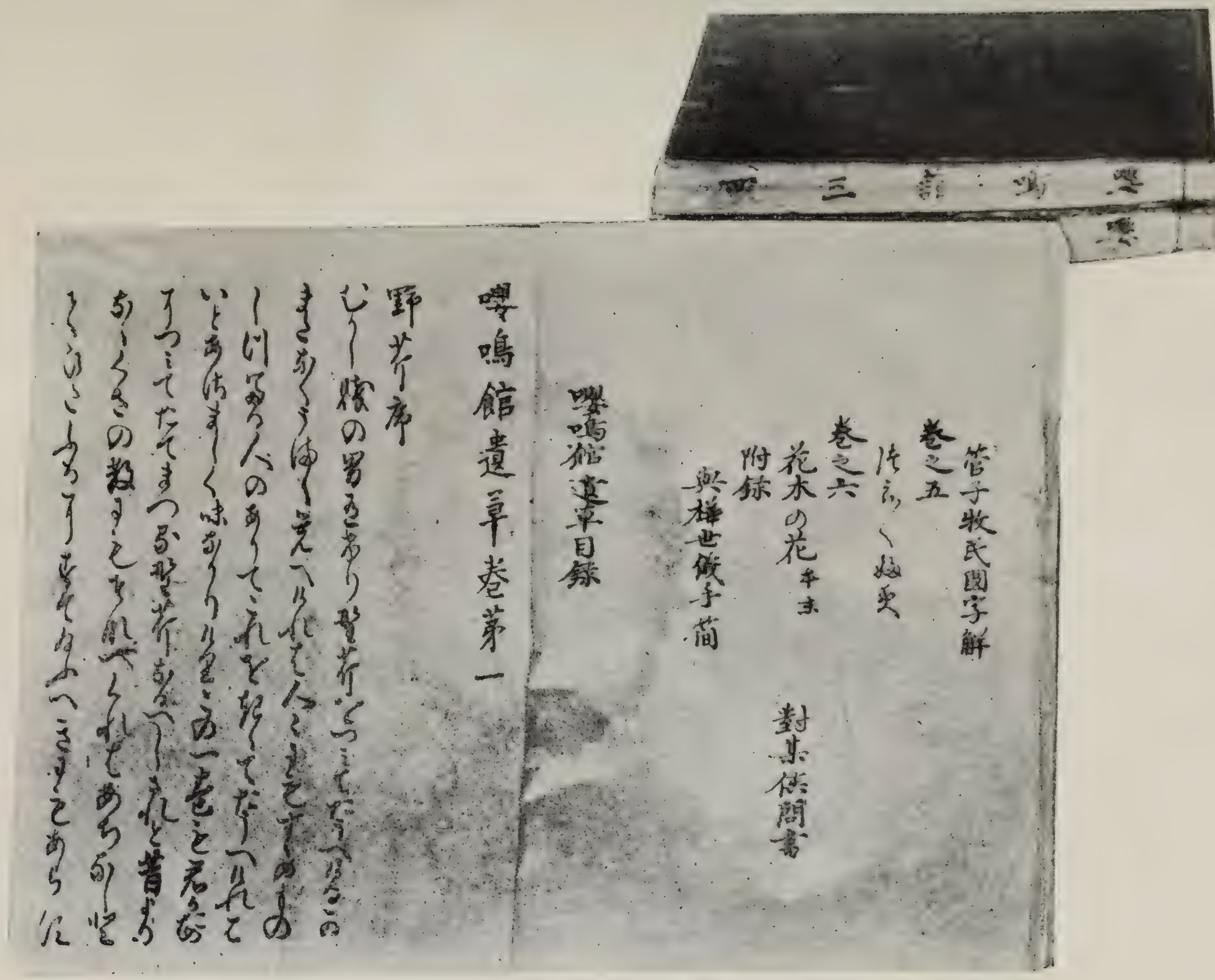
月照上人肖像



西郷南洲翁の弔詞（月照十七回忌）



西郷南洲翁誕生地記念碑



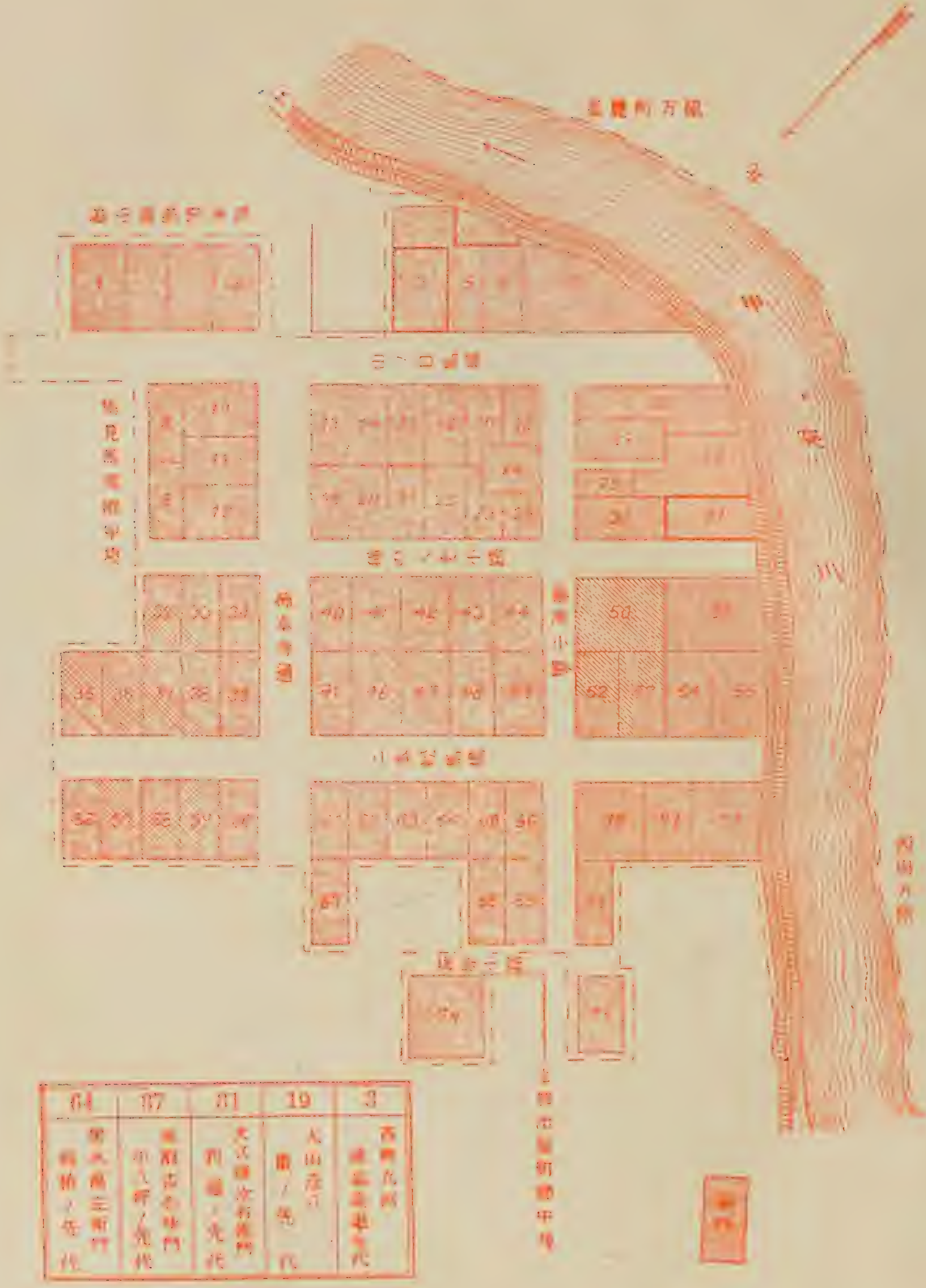
西郷南洲翁書寫『嚶鳴館遺草』(土持政照に與へしもの)

西郷南洲翁誕生地郷中略圖

嘉永年間に於ける鹿児島下加治屋町

當時居住者の氏名を記す

番號	氏名
1	三原孫左衛門
2	西郷從僕熊吉
3	西郷九郎
4	西郷九郎
5	鎌田權兵衛
6	阿田十郎
7	宮内藤助
8	伊地知甚大
9	堀八郎右衛門
10	有川直助
11	蒲生彦左衛門
12	兒玉長兵衛
13	川畑魯水
14	上山矢右衛門
15	兒玉新五右衛門
16	武元藤之丞
17	港川源左衛門
18	中村勘四郎
19	大山彦八
20	伊地知喜右衛門
21	吉田清藏
22	福島半之進
23	廻助左衛門
24	八木次兵衛
25	福島助右衛門
26	重久嘉甫
27	田中林右衛門
28	平田李右衛門
29	村田宗太郎
30	山口藤助
31	大久保次右衛門
32	上床彦助
33	伊地知甚左衛門
34	平田正十郎
35	久保次郎右衛門
36	鈴木勇右衛門
37	東郷吉右衛門
38	伊藤茂右衛門
39	大重仲兵衛
40	平田六郎
41	帖佐爲右衛門
42	梅北次郎左衛門
43	崎山平左衛門
44	福島新左衛門
45	毛利八兵衛
46	梅北宗右衛門
47	木藤源左衛門
48	梅北次助
49	有川新藏
50	伊地知十郎左衛門
51	黑木源右衛門
52	平田喜助
53	石川宇右衛門
54	稻田七左衛門
55	下駄善（商）
56	入江七太郎
57	中村早太
58	中村與兵衛
59	福崎清兵衛
60	重信恕清
61	岩切助右衛門
62	都々川平次郎
63	兒玉孫次郎
64	黑木萬左衛門
65	亀山李太夫
66	石塚清右衛門
67	木村平之丞
68	長沼嘉兵衛
69	里村藤太夫
70	兒玉宗一郎
71	石川四郎
72	四元喜兵衛
73	重信覺藏
74	仁禮八郎左衛門
75	吉田清十郎
番外	武宮十左衛門



西郷南洲翁誕生地郷中略圖

西郷南洲翁流謫地略圖



西郷南洲翁流謫要誌

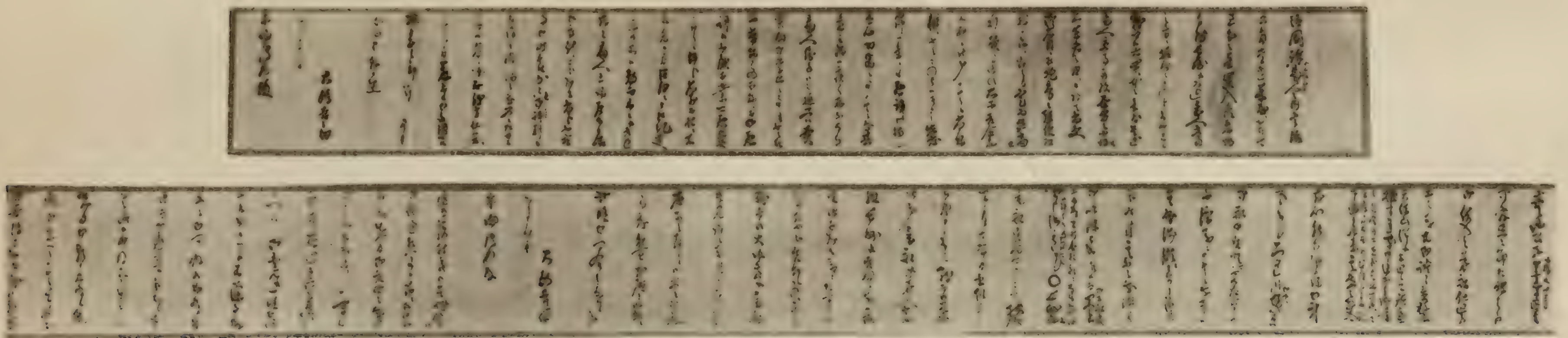
大島流謫
- 安政五年十二月三十日鹿兒島發航。翌安政六年正月十二日大島龍郷著。
- 萬延元年中。文久元年中。大島に在り。
- 文久二年正月二十九日大島龍郷解纜。同二月十二日鹿兒島に歸著す。

徳之島渡航
- 文久二年六月十日徳之島に渡航し岡前村に居る。
- 文久二年閏八月十四日徳之島を出帆し即日沖永良部島伊延港に著す。

沖永良部島流謫
- 文久二年閏八月十四日沖永良部島伊延港に入り同十六日和宿村牢獄に入る。
- 文久三年中。沖永良部島に在り。
- 元治元年二月二十三日和宿港を發し同二十八日鹿兒島に歸著す。



南洲翁自筆の鎭西八郎爲朝之圖（令息に與へられしもの）



西郷南洲翁書翰（大島時代木場傳内に與ふ）

自著に題す

富嶽は之を讃美するものに依つて、其大を加へず。又た之を貶謫するものに依つて、其美を減ぜず。雄壯秀麗なる偉容は、千古その眞價を變へぬ。我が大西鄕、西鄕南洲翁においても亦た然り。翁の一生を通ずる大人格は、雲煙に鎖され、風雨に暴されて、愈〻益〻その光を増し、太白．船に當つて、其の明、月に似たりである。古來、富嶽を描くは畫道の初步にして、同時に畫道の奧儀であると謂はれてゐる。三歳の兒童も、能くその形を寫し、斯道の大家も、その眞を描くを難んずるところ、西鄕を寫すも亦た是と同樣で、何人も之を記すを得、何人もその眞を傳するを難んず。予の本書の如きは、正に三歳の童子が、富嶽を描きたるに

異ならぬ。

＊　＊　＊　＊

予は固と歴史家たる素質を有せざるを以て、歴史家たらんとするが如き志望は、毫も之を有しなかつた。唯だ天性文學を好み、又た少年の頃より、明治維新志士の風格を景慕し、閒あれば志士の行實を明らかにし、遺書の類を渉獵するを樂しみ、就中、勤皇の事歴に到つては、之を讀み、之を誦する毎に、常に流涕、その崇志を景仰した。偶〻南洲翁の人格・精神を傳ふるの書を讀み、深くその風格に傾倒し、南洲崇拜の念慮は、金鐵の如く、少年時代の心肝に銘刻せられた。長ずるに及び、翁が有せられたる敬天愛人の大理想、死生を度外にして、君國に報ぜられたる至誠の確念、辛酸艱難の間に長養されたる、道義的心膽、而して物に對す

る光風霽月の心境、事に處する天空海濶の度量、人に對する纏綿たる情緒の美はしさを知るに到つて、愈ゝ翁を景仰する予の心情は高調するを覺えた。本書は斯かる意味における、予の修養敬慕の餘に成れる、心の累積に外ならぬのであるから、隨つて翁の人格・精神の記錄にして、完全なる傳記と稱する能はぬ。

＊　　＊　　＊

惟ふに大西鄕の一生は、誠の一字に歸する。月照と海に投ずるも、孤島流謫に處するも、海舟と肝膽を披瀝するも、廟堂に大陸經營を論ずるも、子弟と共に默して城山の露と化するも、要するに一個の至誠に外ならぬ。翁とても、固より一箇の人間であつて見れば、五十年の一生の中には、必らずしも完全と評し難い事もあり、議論の餘地ある行藏も尠な

くないが、今や一人も翁を咎むる者がないのは、翁の維新に處する行爲が、一に至誠に發せしが爲である。予は、翁において、最も鍛錬されたる至誠の人格化を見るのである。

『人を相手にせず、天を相手にせよ。天を相手にして、己れを盡し、人を咎めず、我が誠の足らざるを尋ぬべし』とは、南洲翁が嘗て後進子弟を教へられたる言であるが、寔に千古の卓言である。人は誠にあらざれば動かず、而して誠は、僞はらざる人間至情の發露に外ならぬ。翁が常に相手の心になりて、その窮境を憫れみ、一切を許して、倶に天下の大事を談ぜられたることは、我が維新の歴史をして、世界に冠たるの美華を點ぜしめたる所以である。翁は實に一世を曠しうするの英雄にして、同時に千載不朽の聖人であると謂ふも不可はない。

翁は常に人と談ずるに、必らずその情を僞はらず、直ちに赤心を人の腹中に措いた。俯仰天地に恥ぢずとは、洵に翁の如きを謂ふ。如何なる難局も、亦た如何なる危機も、翁の一度び之に向ふや、及を迎へずして解けた。快刀亂麻を斷つにはあらで、水を斬つて刀痕なしといふの境地であつた。是れ實に翁の得易からざる處であつて、尋常一樣の人士の及び能はざるところ、翁の神格は寔に天品であつて、更らに之に切磋琢磨を加へたるものであつた。學んで翁に至り能はずとも、習ひて之に近づかんことに努力するは、吾人の任務として憚からざるところ。

* * *

翁の理想は、實に　皇威をして八紘に輝やかしめ、道義をして四海に

布かしむるに在つた。翁の大陸經營の大理想は、實に此點に存し、自から此の大任に膺り、壯身を荒原に横たへんことを欲したが、時勢は翁に幸ひせず、遂に事志と違ひ、故山の露と化した。翁一度び歿して、大義地に墜ち、理想人と滅び、滔々として歐化の世となつた。嗚呼、道絶えて、幽魂迷ふ。誰れか起つて、翁の爲に千載の寃枉を雪ぐものぞ。

*　*　*　*

爾りしより後、國内の事は言ふに忍びず。東亞の風雲は、屢次帝國を危地に導びき、今や世界の大勢は、雄國四方に覇を唱へて、道光は坤輿に滅せんとしてゐる。日本及び日本人の任務は、次第にその重きを加へ、覺然一醒、崇高なる國體に目醒めて、八紘一宇の大理想に燃えんとしつつある。

此時に當つて、如何の人物か果して、這間の大時勢を率ゆるに足るか。雄圖大略あるの人、手腕力量あるの人は、固より必要であるが、要するに百の才略も、一至誠に如かず。偉大なる至誠の人の、出づるに非らざるよりは、何を以て大旋廻を定むるを得んや。

*　*　*　*

翁、城山に屍を横たへてより六十年、『大西郷全傳』の稿を完了して、之れを世に問ふ。予や固と一書生、微々言ふに足らず、筆を貧寒の間に進むると雖も、心血を濺ぐところは、一に翁の大人格を寫し、大精神を傳ふるに在る。此書、若し翁の心魂の一片を、蘇がへらしむるに足るとせば、雄魂毅魄、請ふ、髣髴として文字の間に躍動し來れ。

昭和十二年四月朔日、櫻花清明の候、風雪莊に於て

雑賀鹿野識

第一巻凡例

一、本傳は大正七年冬より著手し、昭和十二年に完成せしものにして、正に二十年の歳月を經てゐる。從つて著者二十八歳より四十八歳に至る、前半生の心血を傾注せるもの、此間、政教社に在りて『日本及日本人』の編輯に從事し、全く修史に專念する能はず、修史の事は餘業に屬するといふ方が當つてゐるが、今日となつて見れば、正に著者半生の記念碑となつた。

一、第一巻は、大正八年十月十八日刊行せる『大人格の偉觀、西鄕南洲翁』〔上卷〕に、修補したるものである。〔當時下卷は刊行に至らず〕本卷の前半は處々足らざるを補ひ、誤まりを正したる程度に止まり、後半は多く補筆加稿した。就中〔第四篇〕の第二章及び第三章は、全然新らたに起稿せるものに屬する。

一、二十前年前の著述になりしものを、二十年後において補正したものであるから、記述に精粗あり文體一ならず、或ひは粗放、或ひは老稚、文章に統一を缺き、觀察に等差あるは、自然の免がれざるところ、讀者諸賢の御判讀を請ふ。

一、本傳は全く著者一已の獨力に成りしものにして、材料の蒐集、史實の謄寫、記述の文章、毫も他人の手を煩はしたものでない。隨つて參考書等も多く手に入らず、不備不完の點が多いのは、著者の環境において、又た已むを得ざるところである。その缺陷の多々なるは、一貧寒の書生が艱苦の餘に成れるものとして、大方讀者の御寬容を願ふ次第である。

一、第一卷は、主として西鄕南洲翁の前半生を描き、翁の出生より遠島流謫に及ぶ迄を記述した。此間は翁の最も困厄されたる時代にして、著者は此間における翁の人格と修養との、如何に辛酸を經たるものなるかに重きを置いて筆を運んだ。翁の維新時代における沖天の大活動は、全くこの前半生期間の苦難裡に長養されたものと謂ふも不可はない。此の意味において第一卷の『少壯勤皇時代篇』は、翁一生の礎石を爲すもので、全傳の結晶此篇にありといふも不可はない。

一、第一篇及び第二篇において『大西鄕の鄕土と史的背景』及び『島津齊彬を中心として』の項を起し、薩摩及び薩摩武士道に餘りに長篇を費やし、讀者の飽嫌を受くるを、敢て辭せなかつた理由は大人格の生ずるの容易ならざるを示すに在り、且つ著者平生の人生觀の然らしむる結果である。又た島津齊彬侯に關し、稍々詳述に過ぎたる點も、侯が南洲翁の指導者であり先達者であり、翁は實

に齊彬侯によつて、發見され、玉成された關係にあるからである。

一、第三篇においては、安政大獄以後、僧月照との薩海入水の事實を詳述し、第四篇においては、大島流謫並に德之島・沖永良部島流謫の事情、及び孤島幽囚裡における翁の精神・態度に就いて記した。此間における翁は文字通りの苦難を滿身に浴び、併も至誠を以て天地の眞に事へ、その人格は眞に日月と共に輝やくものがある。著者が南洲翁に就いて語らんと欲するところは、全く此の兩篇中にありといふも不可はない。本著書の最後の卷たる、明治十年における翁の心事と竝び讀まれなば、翁一生の心懷は、歷然双眸の間に入り來るべく、又た著者が何の爲に本著書を成すに至れるかの眞意も、隨つて明瞭になり來るであらうと思ふ。此意味において、第一卷は南洲翁傳の緖論であると同時に、又た結論であるといつても差支がない。

一、本傳記述の中には人名・地名等に關して、全く自由にした。島津齊彬と書し、齊彬侯と書し、西鄉吉之助と書し、南洲翁と書し、南洲と書し、或は彼れと呼び、一々敬語を用ゐなかつたのは、文章の勢ひに乘じたのみで、他意あるに非らず。又た年號月日等の記述にも、繁を避け簡に就いたので、往々詳細を缺く憾があるかも知れない。共に讀者の御諒恕をお願したい。

一、本書の題簽は著者の自筆自刻するところ、裝幀の如きも、一に著者の趣向に從つた。見返へし表紙裏の富嶽の圖は、葛飾北齋の筆に成るものである。雷電は山麓に閃めき、白雲は山背に棚曳き、遠く箱根・足柄の連山を率ゐて、中天に屹立せる大富嶽の偉容は、寔に不動の精神を捉へ、我が大西鄕の風姿を髣髴せしむるの觀があるので、之を用ひた次第である。

一、卷末に附載したる『索引』は、全く綱川哲夫・內堀忠利兩君の勞に成る。

一、本傳は、所謂る傳記とは、少しく趣きを異にし、寧ろ著者の觀察に基く評傳といふ方が、內容に該當してゐるといつてよい。著者は歷史觀において、『傳記は創作である』とも思つてゐる。完全なる傳記といへは、自序傳に如くはないが、その自序傳すら、却つて本人を著はして居ない場合も尠なくないから、況んや第三者による傳記においてをやである。著者は初めより、著者が南洲翁の人格・行動によつて受くるの感激を寫すにあつたので、從つて本傳の如きは、創作といふも不可はないのである。南洲翁の面目と、或ひは相去る遠きものありとせば、そは全く著者淺學菲才の罪に歸すべきである。

一、著者が本傳を世に問ひたる當時は、恰かも歐洲大戰の直後であつて、改造運動が大いに擡頭し、

而して勞働運動、左翼思想、社會科學等が、燎原の火の如く我國の社會に煽揚された時代で、英雄・偉人といふが如きは、一顧にも値ひせざるが如く思惟され、隨つて大西鄕の如きも、誰も其名を憧憬するものがない狀態であつたが、今や時勢一轉、維新志士の精神が叫ばれ、大西鄕の人格が、時代の求むる唯一の標的となる迄に至つた。此時に當つて、愈ゝ本著を社會に問ふに至つたのは、著者の竊かに以て快心事とするところである。

一、本傳の題名に『大西鄕』の稱呼を以てするには、屢次躊躇した。その理由は、その餘りに通俗に失するが爲である。併し考ふるに『大西鄕』の稱呼は、南洲翁在世中より用ゐられてゐた。當時の意味は、弟從道と區別する爲に、南洲翁を呼ぶに『大西鄕』の稱を以てした。從つて呼び方も『大(オホ)西鄕(サイガウ)』であつた。卽ち『大』とは從道に對して『大きい西鄕』『兄の西鄕』といふ意味であつた。然るに兩西鄕共に歿し、時代が推移するに從つて、何時とはなしに『偉大なる西鄕』『大人格の西鄕』といふ意味で、世人は『大西鄕(ダイサイガウ)』と呼ぶに至つた。孰れにしても、決して無稽の語ではないので『大西鄕』の稱呼を冠した譯である。

一、又た『全傳』としたのは、『完全』といふ意味ではない。全とはすべてといふ義であるから、著者

の意は、翁の事蹟のみに限らず、思想•精神にも及び、凡そ翁に關する『すべてに亙る傳記』であるといふ意味で附したに過ぎぬ。『完全』といふ意味における西鄕南洲翁の全傳は、後世偉大なる文豪の出現に竢つの外はない。著者はただその一礎石を成したるに過ぎぬのである。

一、昭和十二年三月廿日、頭山滿翁を訪うて、本卷の題字を求めたるに、翁欣然一諾、直ちに筆を執つて『至誠事天』の四字を揮毫し與へられ、『西鄕の精神は玆に存すと思ふ』と語られた。本卷卷頭に揭ぐる題字は、卽ち是れである。

一、著者が本傳を成すに當つて最も力强き聲援を與へられたるは、恩師福本日南、赤木格堂兩先生であり、大木遠吉、酒井忠正兩伯であつた。今や本傳完成の日に當つて、福本日南先生、大木遠吉伯の旣に故人となられ、本卷を捧呈して、喜びを頒つに由なきは、著者畢生の恨事とするところである。されど兩氏の後繼者ともいふべき、酒井伯、格堂先生の存せらるるあり、以て聊か報恩の志を遂ぐるを得るを謝する。

一、二十年の歲月は、著者の小人生においても亦た、決して短かいものではなかつた。著者は此間において、此書の公刊を、心より待望し與へられたる、近親四人を喪つた。卽ち大正八年三月三十一

日、家姉小川近子を喪ひ、大正十二年八月十二日長弟古屋幸重を喪ひ、越えて昭和二年四月二十六日、養母雜賀初子刀自を喪ひ、昭和八年一月二十二日、實父雜賀義敬翁の長逝を送るに至つた。双親を喪ひ、姉弟を喪ひたる今日、予は何人に向つて此書の完成を告ぐべき歟。予は唯だ殘れる弟妹と、今は一家を成して十九年の歲月を經たる山莊の妻子とに向つて、星移り物換はれる、二十年の歲月を物語らんとす。

大西鄉逝いて六十年、翁の死と共に、城山の土に埋もれたる、翁の精神を提げ來つて、玆に『大西鄉全傳』の著を成し、之を天下有志の前に投ず。知遇を受くると受けざるとに論なく、大偉人の精神を執つて、冀くは君國の爲に、偉業を建てられんことを祈る。

昭和十二年〔丁丑〕三月

鹿野山人識

第一巻口繪説明

一、本巻題字は、頭山滿翁が、特に本巻の爲に揮毫されたるもの、『至誠事天』の四字、眞によく西郷南洲翁の精神を捉らへられたものと思ふ。

一、巻頭に掲げたる、西郷南洲翁の肖像は、會津庄内藩の人、石川靜正翁の揮毫に成るもので、キヨソネの描ける肖像に次いで、日本人の描きたる翁の肖像中では、最も苦心し、最も眞を得たりとさるるもので、風神奕々、紙表に躍動するを覺ゆるので、之を第一巻の巻頭に掲げたのである。此畫の成るに就いて石川翁自記の由來記があるから、之を左に掲げて説明に代ゆる。

南洲翁肖像由來記

明治戊辰之役、我庄内藩の謝罪（庄内藩は薩長を敵とし最後迄官軍に抗せり）するや、未だ四境の兵も引揚を了せざるに際し、參謀黒田清隆氏、險を冒して、單騎清河口より乘込み、直に鶴岡（舊城のある所）に入り、藩黌致道館にて、藩主の謝罪を受け、城池及兵器彈藥を收め還る。初め疆内の居民、砲火の慘、流離の厄を想ひ、恟々として其堵に安んぜざりしに、此寛仁の處措に會ふて、始めて愁眉を開けり。幾くもなくし

て、藩主東上し、國老菅實秀翁隨ふ。京に入るの日、直に黑田淸隆氏の邸を訪ふて、再造の恩を謝し、兼て當日、我が藩に臨むの寬典を感嘆す。黑田氏、事もなげに答へて曰く、是れ皆、西鄕隆盛の方寸より出づる所にして、予は唯、之を遵行せしに過ぎざりし也と。是に於て、始めて南洲先生の、殊に我藩を眷護するの深厚なるを悟り、大に之を德とす。越えて數日、實秀翁、南洲先生の邸に趨きて、親しく會見し、胸臆を開いて、忱を陳ぶ。意氣相投合し、宛然舊識の如く、初めて雲霧を披いて、靑天を視るが如くなりしと云ふ。闔藩の士、傳へ聞いて感激せざる者なし。

其後、南洲先生、征韓の議合はざるを以て、骸骨を乞ふて、鄕里鹿兒島に還り、武村に閑居せられしを聞き、明治八年五月、實秀翁、遙かに鹿兒島に赴きて、先生の康安を問ふ。余僚友數人と共に、翁の斯の行に隨へり。既に鹿兒島に入りて、武村の邸に候すれば、先生偶〻出獵して在さざりき。旅館に滯留、待つこと數日、一日突然、先生の自ら來り訪はるるあり。余等、倉皇衣裳を整へて迎接し、初めて先生の風丰に接することを得たり。時に先生、木綿の單衣に、小倉の袴を穿ち、腰に小刀を佩べり。白晳にして、豐頰短髮、巨眼、威ありて、而も猛けからず。我が實秀翁と語るや、久濶の情を舒べ、征韓論にて、隱退以來の事實を語り、高談笑語、傍ら人無きが如し。而もその言ふ所や、赤心を捉へて、人の腹中に推すが如く、音容靄然、覺えず心醉せしむ。是より屢〻先生に見えて、道義の教を受く。武村の邸は、環堵蕭然、庭に數株の老松あ

り。遙に城市を隔てて、櫻島を望む。先生悠然此の間に棲遲して、世事と相關せざるものの如し。余等、淹留廿餘日、親しく其の謦咳に接して、先生の人格の崇高なるを欽仰せり。余等一行の、辭して郷里に歸らんとするや、先生一詩を實秀翁に送りて曰く、

送二菅先生一

相逢如レ夢又如レ雲。　飛去飛來悲且欣。

一諾半錢恥二季子一。　耋情夜思不レ忘レ君。

明治十年秋九月、先生の城山に逝かるるや、我郷の同志、追慕の情禁ずる能はず。先生の教を遵奉して、永く失墜するなからんことを期し、南洲遺訓一本を編修して、之を頒ち、毎年、先生の忌日を期し、同志相集り、先生の眞筆を掲げ、祭典を執行すること、茲に三十餘年。余や、自ら揣らず、先生の眞像を描寫し、以て祭典の靈位となさんことを企て、苦心慘澹、之に從事すること數星霜、更に僚友諸氏の指示を受け、數數補修を加へ、深く自ら信ずる所あり。昨年十月、携へて上京し、先づ海軍大將樺山伯に就て、其の批評を乞ひしに、伯は大に之を稱讃せられ、特に畫伯黑田清輝氏に紹介して、描寫の方式に就き、教示を仰がしむ。黑田氏、更に畫家佐藤均氏を薦め、佐藤氏、余が原畫に依りて、潛心描寫したる結果、改めて南洲先生に親炙したる、長谷場純孝、園田實德諸氏に閲覽を乞ひ、更に携へて、侯爵西郷寅太郎氏を訪ひ、寅太郎氏並に

侯爵母堂に見え、教示せらるゝ所あり。因て新に又一枚を描寫し、再び閱覽に供す。侯爵及び母堂、欣然として曰く、此の畫、誠に善く南洲の風神を傳へたり、間然する所無しと。是に於て、尙寅太郎氏より紹介せられ、先生に最も近き伯爵板垣退助氏、元帥海軍大將伊東祐亨氏、海軍大將上村彥之丞氏、子爵高島鞆之助氏、公爵大山巖氏、令弟大山精之助氏、先生の令妹大山武次郎氏母堂の閱覽を乞ひしに、何れも感稱せられたり。今や余の平生の志願成就して、衷心の歡喜、實に禁ずる能はざるものあり。樺山伯、長谷場、園田の諸氏、切に斯の肖像を複製して、世に公にせんことを慫慂せらる。余窃に以爲く、宿志始めて遂げて、端なくこの眞像を得たり。永く之を鄕閭に私藏せんより若かず廣く世間に公布し、同志の士の渴望に酬いんにはと。卽ち玆に原畫によりて複製し、以て江湖に頒つこととはなれり。南洲先生の高風を欽慕するの士、請ふ此の一幀を座間に揭げ、日夕偉人の英姿に接せんには、其の精神の修養に資する獨り靑年子弟のみと言はんや。

大正三年　　　　石川靜正謹記

右の記述は、大正三年石川翁が、肖像を印行するに際して作られしものである。翁は大正十三年、七十餘歲の高齡を以て長逝された。今は本卷の成るに際し、此像を卷頭に飾るに當つて、深く翁の英靈に謝する次第である。

一、沖永良部島謫居中の詩四葉は、その最も代表的なるものを撰んで寫眞版に附した。〔其一〕の『精神不滅昔人清』の詩、及び〔其二〕の『平素眼前皆不平』の詩は、共に土持政照氏の爲に詠じ與へられたるもので、本文〔第四篇〕に、その理由を詳記してあるから、併せ讀まれたい。

一、〔其三〕の 朝蒙恩遇夕焚坑』の詩は、最も人口に膾炙せるもので、南洲翁の精神も、亦たよくその全幅を、此の詩の中に表はしてゐるやうである。後年勝海舟伯が南洲翁の爲に『留魂碑』を建てられた時も、特に此詩を刻し、別に自記の『由來記』を附せられた。今此の碑は洗足池畔に移され、東京市に編入されて、一名所となつてゐる。『留魂碑』といふ選名も、亦た此の詩の結句『願留魂魄護皇城』の句から採つたものである。

一、〔其四〕の『吾年垂四十』の詩は、同じく沖永良部島謫居中の作で、鹿兒島市有川九介氏の祕藏になるものである。

一、島津齊彬侯の肖像は、南洲翁の舊主として、深大の關係あるを以て、特に本卷に掲げた。齊彬・南洲兩雄の行藏・交渉に就いては、本卷〔第一篇〕中に詳記してあるから、特に併讀を希ふ

一、月照上人の肖像と共に掲げたる、上人の絶筆和歌、及び南洲翁弔詩は、共に現侯爵西郷吉之助家

に祕藏さるるものである。詩稿中に草書を以つて側書されてあるのは、朱書である。

一、西鄕南洲翁誕生地寫眞は、鹿兒島市下加治屋町にあるもので、大山・伊東・東鄕諸將が、嘗て翁の生地の世に忘れ去られんことを惜しみ、鄕黨子弟の奮起を促がすべき記念として建てられたもので、今に鹿兒島人士の崇敬の地となつてゐる。

一、西鄕南洲翁手寫本『嚶鳴館遺草』は、翁が沖永良部島流謫中、土持政照子に書寫し與へられたもので、現に土持家に祕藏されてゐる。

一、西鄕南洲翁の誕生地を現はした、下加治屋町鄕中圖は、嘉永年間のもので、一目、群雄出生地の有樣が、明瞭に眼に映ずる。

一、西鄕南洲翁流謫地略圖は、大島・德之島・沖永良部島の所在を明らかにしたに過ぎないので、經緯や大小は、全く意に介せず、ただその位置を示したゐに止まる。

一、西鄕南洲翁筆、鎭西八郎の繪圖は、翁が閑に乘じて、令息に描き與へらたものである。筆勢より見る時は、翁は何事でも、遣ればやれる人であることが察せられる。

一、西鄕南洲翁書簡は、翁が大島島吏たりし木場傳內氏に贈られたるもので、大正八年、予が親しく

本場貞長氏を原宿の邸に訪ひ、氏の厚意に依つて撮影せしものである。餘りに長文なりし爲、精明を缺くの憾みがあるのは、殘壞の到りである。

昭和十二年四月下浣、本卷全燒の後、更に之を稿す。

於風雪莊　鹿野山人誌

大西郷全傳【第一卷】目次

少壯勤皇時代篇

第二章　西郷吉之助の出生と其前後……六七

第二章　天下の西鄕吉之助……一八九

＊　＊　＊　＊　＊　＊　＊

【第一巻附載】目次

以　上

大西鄉全傳【第一卷】―目次終―

大西郷全傳【第一卷】

少壯勤皇時代篇

鹿野　雜賀博愛著

碧落無碑【卷頭に題す】

大空に碑なし。西郷に傳なし。予は斯の如く信じ、彼の碧落の雲煙を望み、我が南洲の人格に傾倒し來つた。翁は彼の蒼天の如く、日月を懸け、風雲を現じ、星辰を點じ、煙霞を描き、變幻出沒、集散去來、眞に自然の妙態を活現せしが、一度び散ずれば跡なく、一度び消ゆれば影なく、毫も痕跡を留むるの意がない。

碧落碑なくして無限の妙を盡し、偉人傳なくして永久の敎へを垂る。西郷を傳するは、正しく西郷の罪人である。予は大空の大を愛し、西郷の偉を慕ひ、自から受くるところの感激を筆端に落して、且つ描き、且つ記し、玆に甘んじて大空の汚濁者となり、西郷の罪人たらんと決意した。蒼空、碑を建つるの心なく、南洲、傳を殘す

の意なきにせよ、人は彩管を揮うて山水を描くを妨げず、子弟は偉人の跡を慕うて、心痕を留むるに憚からぬ。請ふ、予をして少しく心中の磊塊を吐露せしめよ。

＊　＊　＊　＊　＊

高きは山よりも高く、廣きは海よりも廣く、大なるは彼の蒼々たる大空よりも大なる底の人物を、近世日本人の中から、一指を屈して唯だ一人を擧げよと問はるる時、衆口一致、先づ第一にその名を呼ばるる者は、蓋し我が南洲翁、西郷隆盛であらう。

若し假りに一技一藝に秀でたる者を求むるといふことであるならば、決してその人を擧ぐるに苦しまない。識見學殖の時流に卓越した人物には、水戸に藤田東湖あることを語らなければならぬ。越前に橋本景岳あることを忘るることは出來ない。志操精神の純忠なる人物を推すとせば、長州の吉田松陰を擧げなければならぬ。又た才想華のごときには、筑前の平野國臣を推し、機を見るに敏にして、能く時勢の急先鋒たるものには、長州の高杉東行を逸することは出來ない。

若し夫れ維新の三傑を竝べ來れば、木戸松菊は智略において南洲を凌いでゐる。大久保甲東は才幹を以て南洲に超えてゐる。更らに岩倉公の策謀の如きに到つては、終に南洲の及び能はざるところである。維新當年を顧みれば、英雄・豪傑雲の如く起り、林の如く競ひ、寔に絶代の偉觀を呈して居る。併も人間は、半ば運命の支配を免がるる能はずして、或は早く世變に殪れ、或は血氣に逸つて自から死を早め、或は中途にして頼るべき主侯を

失ひ、或ひは時勢に和合する能はず、その天與の才能を大いに用うるに到らずして終つた者は、決して少くはないのである。是れ實に、已むを得ざるところであつて、遂ひに人力の及び得ざるところである。故に長生して、幸に功に居る者を以て、直ちに無雙の偉人とし、大業の成就者なりとするは、蓋し近眼者流のことに過ぎない。維新三傑のごときにおいても、彼等の才能・努力は、決して尋常一樣ではなかつたにせよ、時と處とを得たることを、先づ天に向つて、謝するところがなければならない。西郷は維新の元勳として、一世に崇敬の標的となつた時、常に人に語つて『今俺れが、少し許りの手柄があつたといつて、世間の者がチヤホヤするが、若し東湖先生や、久阪玄瑞その他の先輩が活きて居られたなら、とてもその末席にも出られたものではない。それをあいふ先輩がたが、皆死なれた爲めに、俺れのやうな小僧が豪らさうにいはれるのが、誠に恥かしい』と、自から額の汗を拭つたと傳へられてゐる。これは寧ろ西郷の謙讓を稱するに足る語であるともいへるが、事實、西郷がかくのごとく感じたといふのは、翁の欺かざる眞情であらうと思はれる。

兎はいへ、維新の三傑ともいはるゝ人物には、又た自らかく稱せらるゝに足る丈の才幹・閱歷・努力・功績があつたことはいふ迄もない。雲の如く林の如き群雄中にあつて、遂に拔んでて維新大功業の柱石となり、明治新政府の基礎を磐石の上に置いたといふことは、到底尋常人の能く爲し能ふところではない。而してその三傑中に於て、西郷南洲が常に第一位を許さるゝ所以のものは、翁がその天品の人格において、著るしく群を拔いてゐたことに由來すると思はれる。若し山澤の小學生に向つて『汝は大久保利通を知れりや。』と尋ねて見たならば、或

は『知らない』と答へる者が多いかも知れぬ。木戸孝允の名を記憶せる者も、果して幾何を數へ得るであらうか。甚だ心細く感ぜらるるではない乎。ただ西鄕南洲に到つては、全くその品等を異にしてゐる。如何なる山村僻地の少年でも、又た如何なる無敎育のお親爺さんでも、『西鄕さん』の名を知らない者はあるまい。西鄕の名、實に天下に布くといつても差支はないのである。功業の大小より云はば、三傑自から優劣の分るるところがあらう。併し乍ら、人間の眞價は、事業の大小や、閲歷の高下によつてのみは定まらない。大久保・木戸は優秀の政治家出色の經綸家には相異ないけれども、西鄕に到つては、實に天品の大人格者である。その人物は、底あるがごとく、底なきがごとく、度あるがごとく、度なきが如く、無極無邊、眞に常人の智を以て測り難き底の、大度量を有するの人であつた。

島津齊彬は西鄕の主侯であり且つ恩師であつたが、未だ三十而立の年を迎へざる靑年吉之助を評して『私家來多數あれども、誰れも間に合ふものなし。西鄕一人は薩國の大寶なり』と評してゐる。勝海舟は自ら『西鄕を知る者は予なり』と自負した程であるが、曾て南洲の人物を評して『横井小楠は雄辯を以て優り、西鄕南洲は沈默を以て勝れてゐる。人に說法をするのと、人に說法をさせるのとでは大變な違ひだ』と嘆聲を發してゐる。

又た海南の俊傑坂本龍馬は、海舟の紹介を以て始めて南洲に會ひ、當時の感想を洩らして『西鄕は馬鹿だ、馬鹿ならば大馬鹿だ。馬鹿の幅がどれほどあるやら、薩張り見當がつかぬ。大きく叩けば大きく響き、小さく叩けば小さく響く。憾むらくば坂本の撞木のつきやうが小いさかつた』と歎息してゐる。坂本の同僚中岡愼太郞は、

夙に脫藩して勤皇の事に奔走したが、彼が長州浪々中、同鄕の板垣に贈つた書簡の中に、西鄕の人物を評隲して次のやうに述べてゐる。曰く、

『當時洛西の人物を論じ候へば、薩藩には西鄕吉之助、爲レ人肥大にして、御免の要右にも不レ劣、古への阿部貞任などは、如レ此者かと思ひやられ候。此人學識あり、膽略あり、常に寡言にして思慮雄斷に長じ、偶ゝ一言を出せば、確然人腸を貫く。且德高くして人を服し、屢々艱難を經て、頗る事に老錬す。其誠實武市に似て學識を有す。實に知行合一の人物也。此則、當世洛西第一の英雄に御座候』（時勢論）

と評してゐる。その言、一語を動かすことが出來ぬ。

又た僧月照は『西鄕は禪を學んだといふ程ではないが、彼は生れながらにして禪機の妙用を知つて居つた』といひ、山岡鐵舟は「南洲翁は眞に至誠の人だ」と推服してゐる。福羽美靜は『予の讀みたる百卷の書は、大久保の讀みたる十卷の書に如かず。大久保の讀みたる十卷の書は、西鄕の讀みたる一卷の書に如かず』と云ひ、後藤象二郎は「議論をすれば乃公が勝つたと思つて歸るが、歸つて來てよくよく考へて見ると、結論においていつも乃公の負けになつてゐる』と告白してゐる。中岡は又た他日、後藤。西鄕を比較して「後藤は二十里行くと稱して十六里しか行かず、西鄕は十五里行くといへば十五里行く人だ』と評してゐる。言と行との差、兩者の爲人を表現して妙を得てゐる。

藤田東湖は「西鄕は勇者なり』といひ、岩下方平は『西鄕は迂濶漢だ』といひ、板垣退助は『近頃の人は維新

三傑と手もなく云ふが、先づ西郷と置いて、その次に〇〇〇と零を幾つも置いてからに、大久保・木戸と數ふべきだ』と語つてゐる。

群雄、翁を語り、而して猶ほ翁を語り盡す能はず。孔子の言を借つていへば『翁は夫れ龍の如きか』といふの外はない。頭山立雲は遂に「西郷の心、是れ卽ち天の心なり」と絶稱してゐる。

然らば、かかる廣大無邊なる大人格の人たる西郷南洲翁は、果して如何なる鄕土より生れ來つたのであるか、又た如何にして、翁はかかる人格を成し得たのであるか。且つ又た翁は、果して如何なる功業を成し遂げたのであるか。屑々たる日本の小天地に、如何にしてかかる大人格は生れ出でしぞ。請ふ先づ、筆をその鄕土の山川風土に起し、徐ろに翁の大人格に說き及ぼさしめよ。

【第一篇】　大西郷の郷土と史的背景

第一章　大西郷の生れし郷土

【一】薩摩の國（一）

薩摩の自然景觀と民族性

「山紫水明の地よく偉人を出だす」といふ句があるが、熟々その意義の眞相を靜思する時は、是れ必らずしも、詩人の誇張的形容詞たるのみではなく、自から出つて來るところあるの言だと思はれる。景勝の地、必らずしも英雄を生むとは限られないが、山高く水淸きところには、必らずや人心を刺戟する何ものかが、潜在してゐることを信ぜざるを得ないのである。

一代の英雄豐太閤が、曾て淸水寺の樓閣に登り、遙かに西の方を望みて、天涯萬里の浮雲を眺むるや、彼れは何ものにか深く感動したるかの如く、手を揮ひ、眥を決して曰へるやう『大丈夫當さに武を萬里の外に用うべし何ぞ自から悒鬱たることを爲さんや。』と。乃ち還つて大いに諸將を會して、遂ひに朝鮮征伐の軍を起したと史書に見えて居る。太閤の朝鮮征伐「事實は大明攻略にして、更に其意圖を忖度すれば、亞細亞經略であつた」を以

て、彼れが愛兒を亡ひたる鬱憤晴らしであると論ずる歷史家も無いではないが、かくの如きは小人の心を以て英雄の懷を推すものであつて、取るに足らざる臆測に過ぎない。況んや、事實を誤まれるにおいてをや。太閤の英略を以てして、何ぞ私情を驅つて大陸征略を企てよう。彼れの雄圖大略は、夙に信長に隨從するの日に發してゐたことは、毫も疑ふ餘地がないが、唯だ彼れが、一日淸水の高閣に登るに當つて、濶大なる天地の靈氣に觸れ、平生の雄略が勃然として彼れの血液を動かし來つたことは、如何にもあり得べきことであると思はれる。

孔子も泰山に登るに及んで、始めて天下を小とするの槪ありといはれてゐる。無心の山水が不知不識の間に人を化育することの如何に偉大なるものであるかは、寧ろ驚ろくに堪へたるものがある。管子は地人の關係の密接なるを說いて、

『夫れ齊の水は遒躁にして複す。故に其の民は貪麤にして勇を好む。楚の水は淖弱にして淸し　故に其の民は輕果にして賊なり。越の水は濁重にして洎す。故に其の民は愚疾にして垢なり。秦の水は泔最にして稽まる。淤滯にして雜はる。故に其の民は貪戾、罔て好むで齊を事とす。晉の水は枯旱にして運る。淤滯にして雜はる。故に其の民は諂諛許りて葆す。巧佞にして利を好む。燕の水は萃下にして弱はし。沈滯にして雜はる。故に其の民は愚戇にして貞を好む。輕疾にして死を易どる。宋の水は輕勁にして淸し。故に其の民は簡易にして正を好む。是を以て聖人の世を化するや、其の解、水に在り。』

といつてゐる。自然の人生に於ける、決して無意義ならず、無關係ならざることは、蓋し人の想像に餘るところ

であらう。

長風破レ浪一帆還。　碧海遙回赤馬關。
三十六灘行欲レ盡。　天邊始見鎭西山。

＊　＊　＊　＊　＊

逶迤たる山陽道を下の關に踏み止めて、矢よりも疾き早鞆の水流を横ぎれば、玆に濶然として開くるところの山川は、是れ卽ち快濶と秀麗とを以て誇る九州の天地である。鳥も通はぬ玄海灘の浪の音を聞きつつ、白砂青松の筑前を過ぎて西すれば、地勢漸やく山帶に入つて、濛々たる黑烟を中天に吐く阿蘇山の國に入る。肥は古への所謂火の國であつて、神代史中の古國は、この山帶に聯なつて鎭まつてゐるのである。地漸やく蹙まつて、水漸やく疾く、道愈ゝ險しくして、山益ゝ峻しく、九州の地行々將さに盡きんとするところ、虎の嵎を負ふがごとき形を以つて、巨然として天下を睥睨せる、雄國の控ゆるあり。是れぞ一代の偉丈夫、大西郷を生み出したる、薩摩の國である。

遙かに薩南の空を眺むれば、雲遠くして路迢けく、地は鎭西の最南端に位して、眞に雲烟萬里の絶域である。後方は名だたる峻嶺絶峰を以て打ち廻らし、前面は、所謂る薩摩潟の深海に臨んで、自から天然の險要を占めてゐる。深く國境の雲を鎖すところの三太郎峠は、薩人の據つて以て天險と頼むところであつて、所謂百二都城の士は、一夫萬夫に當るの氣概を以て、この天險に據つて四方に雄視したものであつた。是れ正に關東八州を要扼

する彼の函嶺の險阻にも、髣髴たるを思はしむるではないか。

嘗て戰國の昔、島津義久の宿將、新納武藏守忠元が、薩摩健兒の意氣をして沖天の勢ひを成さしめたる、彼の有名なる『兵兒の謠』に、

肥後の加藤が來るならば、
焰硝ざかなに團子會釋、
團子は何團子鉛團子、
それでも聞かずに來るならば、
首に刀の引出物。

といへる國防歌は、卽ち此の天險の一角たる大口城を守つて、加藤清正の肥後勢を防がん爲めに高誦せしめたものであつた。山は三國に聯つて自から城廓を爲し、屛風を立てたるが如く、薩摩一國を掩護してゐる。薩摩潟は、箭よりも疾き南洋黑潮の流るるところ、聞くも恐ろしき、鬼界ケ島・硫黄島は、遠く絕海の波濤の間に漂つてゐる。昔し丹波の少將成經・判官平の康賴・法師俊寬が流謫の涙をそそぎて、

薩摩がた沖の小島に我れはありと親には告げよ八重の潮風

と恨んだのは、實に此の海、此の島であつた。かかる天涯の絕域であつた爲めに、薩摩は深く雲烟に鎖されて、全く他國の干渉を受けず、一種獨特の薩摩國風を維持し來たるを得たのであつた。豐後の廣瀨淡窓が、この薩摩

風を七言に詠じて、

鎭西高峙海門峰。　蔚蔚山河鍾二覇氣一。
鐵劍有レ威抗二上國一。　金甌無レ缺託二先封一。
射場曉闘人如レ虎。　牧野春閑馬似レ龍。
請見淸時風敎遠。　東溟何水不二朝宗一。

と謡つたのは、眞によく薩摩士風を表はしてゐるといふべきである。安永の昔、〔御桃園天皇治下〕赤崎海門が造士館の敎授に任ぜられた時、筑後の樺島公禮が海門を送るの序を作つて、

「薩の州は南海の濱、狐狸の居る所、豺狼の跑る所、蓋し蕞爾たる一僻邑なり。島津氏の國となりてより、其の荊棘を翦り、其の狐狸豺狼を驅り、以て其の封疆を闢く。薩是に於てか始めて大なり。其後雄主代る〻〻興り、國勢漸やく張る。威武の振ふ所、諸侯懼れ、琉球賓す。薩是に於てか始めて彊し。」

と云つたことがある。

筑後は同じ九州の一國であり、薩摩を離るること、僅かに肥後一國を挾さむに過ぎざるの、近接地でありながら、猶ほ薩摩を記するに當つては、かくも僻遠の地であるが如く、人馬の能く通ひ得ざる所なるかに、叙した位ゐであるから、以て如何に、薩摩が諸國との交通を絕してゐたかが想像されるのである。

【三】薩摩の國（二）

山の國にして同時に海の國

薩摩は山の國にして、同時に海の國である。薩摩人は一方においては、山に依つて閉されながら、一方においては、海に依つて開かれてゐる。薩摩武士が、嘗て關ケ原に一敗して以來、全く中央舞臺を離れて三百年間沈默を守つてゐながら、一度び天下亂離の機到れば、猛然として、起つて維新の原動力となり得たのは、常に薩海の岸を洗ひて已まざる、滔々たる黑潮の響きに負ふところが多いのである。山ありて國を閉ざし、海ありて人を開く。是れ薩摩がその天然の恩惠を、地形に蒙むるの大なる所以である。

國境に重疊せる山嶽は、飽くまでも薩摩人をして、剛健醇朴、古武士の面影を維持せしめた。嘗て筑前の龜井南溟は、薩摩に入つて山川を四顧し、

薩藩華族冠諸源。　地跨西溟險蜀門。
千嶺雲興稱四塞。　百城星列象三垣。

と詠じたことがあつたが、山河襟帶、自から城砦を爲すの國勢は、一方において、鄕土人をして久しく未開鎖國の境地に置かしめ、中央文化に甚だしく後れしめた弊害はあつたが、又た一方には輕薄華美の風に染むこと少な

く、寧ろ野蠻に近い狀態を續けつつ、剛毅の氣象を失はなかつたことは、軈て國家有事の日に當つて、回天の偉業を爲すの中心勢力たる、素地を作つたものであるといはなければならぬ。

＊　＊　＊　＊　＊

北筑の濱海は砂白く松青く、長堤曲浦の景を以て勝れて居るが、薩南の海は、遠く南太平洋より襲ひ來る黑潮の流れ疾く、渺々たる大海に臨んで、遙かに熱風吹きすさむ南洋と相對してゐるのである。薩摩の文明は多く此の海潮の齎らすところであつて、支那大陸の文明は勿論、遠く歐洲文明を代表する和蘭船も、亦たこの海潮が送り來つたのであつた。藪孤山は這間の光景を詠じたる詩中に『滿城の風雨海天より來る』と吟じてゐるが、薩摩の山川を濕ほすの雨は、黑潮の天に昇つたものであり、薩摩人をして、夙く海國的自覺を興さしめたのは、この勇壯なる海潮の行進曲に促がされたのであつた。

高く雲を遮ぎる山と、深く暖潮を湛ふる海とは、畢竟薩摩人に執りて死山死海ではなかつた。佐藤信淵が『薩藩は上天の寵榮篤く、氣候萬國に勝る。』と稱したのも、決して溢美でない。他年西鄕南洲翁が、自然に領得し來りたる、彼れがごとき無雙の人格と、彼れがごとき人情の至美と、彼れがごとき度量の濶大とは、蓋し薩摩の國土に養はれしところが多かつたらうと思はれる。無雙の人格は、之を峻峰の秀づるに養ひ、人情の至美は、之を温暖の地氣に得、濶大の度量は、之を濶遠なる南海の水に學び得たりしや、疑ひを容れざるところであらう。あゝ、薩摩の風土や、眞に愛すべき哉。而して山水の人を化する、豈に無視すべけんやである。

【三】薩摩の國（三）

火山の國、海嘯の國

薩摩の自然景觀は、雄大莊嚴を以て勝る。鹿兒島灣頭の櫻島は、薩南第一の秀麗を以て稱せられてゐるが、彼が一たびその沈默より覺むるや、天柱挫け地軸碎くるの大噴火を演ずることは、遠く文明（後土御門天皇御宇）の古へに遡ぼらないまでも、近く大正三年の大爆發が、最もよく世人の記憶に新たなるところであらう。

烈火曾燒二一島一來。　桑田碧海惣休猜。
去年涸底草深處。　七里平原沙作レ堆。

と詠じたのは、後土御門天皇の文明（丙申）八年に、櫻島噴火の後二年（戊戌）十年八月十九日、此地に遊んだ、釋桂庵の詠嘆したところであつた。後ち後桃園天皇の安永（巳亥）八年には、更らに之に倍加するの大爆發を演じたのであつたが、山本正誼の「櫻島炎上記」には、その慘狀の一端が書いてある。

「安永九年九月廿九日の夜より、十月朔日に至りて、鹿兒島の城下、及東南北の方、數十里の間、地の震ふ事頻りなり。已に其日の未の時を過て、城下の東方なる櫻島に火起りて、頻に燒上る。此時島の東北五六里の海底より、俄に中洲を現ず。水を出ること高さ二丈餘、周り半里許あり。峽内十餘里の間に、浮石集る事厚さ六尺

許、又周半里許なる物ありて、舟揖をたつ。又櫻島に大石の落る事霰の如し。須臾につもりて五六丈に至る。又灰燼のふる事雨の如し。是もつもる事二三十尋に至る。此島すべて十八村あり。火の起る處、古里村、有村脇村、瀬戸村、黒神村、高免村の上に當れり。是を以て六村の民死去多し。凡て四百八十人に及べり。』といつて居る。更らに史書を遡求すれば、之より以前既に天平寶字八年十二月〔淳仁天皇御宇〕天平神護二年六月〔稱德天皇御宇〕寶龜九年十二月〔光仁天皇御宇〕に噴火せしことも明かである。錦江灣上紫の島影を海水に映じ、夕陽の將に沈まんとする時の櫻島は、實に平和優麗の美觀を呈して、神韻縹渺の趣を示すのであるが、その一たび怒るや、『風は猛火を吹いて雲煙を起し、平岡七里、沙雪の如し』といふ壯烈なる景致を演出する。櫻島の童謠に『島のみたけがドロドロ鳴るぞ、村丈はよにげ、山汐が來る』といふのが殘つてゐるのは、如何に噴火・地震海嘯等が、島人を懼れしめたるかを語つて餘りがあるではないか。平和の櫻島が、時にかかる壯烈事を演ずるのは、薩摩士人の氣風に如何ばかりの刺戟を與へたるか、そは島津氏に依つて養はれし將士の氣概に見て、推察することが出來る。

日向と大隅の國境に、巨然として聳ゆる神山は、是れ東西の霧島山である。肥後の阿蘇山と相竝んで、九州の二大噴火山と稱せらるるもの、殊に、天孫降臨の神山として、之を仰ぐものをして、眞に崇敬の念を湧かしめてゐる。海門ケ嶽は薩摩の雄鎭にして、海上に突入せる頴娃郡の埼頭に聳ゆる峻峰である。之も噴火山であつて、煙薫天に滿ち、灰沙雨の如く、海溟くして衆星見えずといふやうな光景は、屡々古人を驚かしたものであつた。

海門ヶ嶽はその形秀麗にして、富士山に似てゐるといふので、筑紫富士ともいひ、近衛信輔公の歌に、

薩摩がた浪の上なる空穂島これや筑紫の富士といふらん

とも詠ぜられてゐる。薩摩海上より見たる海門ヶ嶽は、その雄大なる姿において、實に南九州を鎭むるの一偉觀である。

*　*　*　*　*

山は飽くまでも高く、海は飽くまでも深く、火を吹き、潮を捲き、天地震動、四方晦冥を極むるものは、薩摩山川の他に異なるところ、『深山大澤大蛇を生ず』といふが、深山大澤、果して大蛇を生ずるならば、薩摩の如きは、眞に大偉人を生まざるべからざる山川の國である。深山の國、大澤の國、火山の國、海嘯の國、峻嶺の國、幽谷の國、果して如何なる大偉人をか生み出せる。

【四】薩摩の國（四）

日本最古國としての薩摩

九州は日本の古國、薩摩は、古國九州中の最古國である。今日は、薩摩・大隅・日向三ヶ國に分れて居るが、往昔はこの三ヶ國を合して、日向の一國となつてゐたものであつた。文治二年〔後鳥羽天皇御宇〕島津忠久が初め

て此の三ヶ國を受領して藩主となつて以來、七百餘年の長い間、島津家の領國として繼續した國であつた。

薩摩を以て日本の最古國であるといふ所以は、日本神代史の第一頁が、この國土に開かれ、更らに日本建國の第一戰が、この山川から初められたからである。天孫瓊瓊杵尊が、初めて日本に天降られたといふ日向の高千穗の峰は、實に今の霧島山であつた。天孫が初めて都を建てられたといふ吾田は、今の薩摩の阿田である。彦火火出見尊、鸕鷀草葺不合尊を合せて、所謂日向三代と申す三神は、この地において終始せられ、人皇第一代、神武天皇に及んで、初めて雄圖を四方に伸べられた。彦火火出見尊とその御兄、火闌降命と、かの『山の幸』『海の幸』の爭ひをなされたことは、薩摩が山國にして兼ねて海國たる地形を語る好個の神譚であると思はれる。サツマの國名は、卽ちこの幸爭ひから起つたものだといふの說もあつて、サツマは幸島の約まりであるとも古書に見えて居る。今の薩摩の字を用うるに至つたのは、大寶・靈龜（文武、元正天皇御宇）の以後のことに屬する

かの精悍なる隼人族なるものは、火闌降命の子孫で、主として薩摩・大隅に住したものであつたが、日向にも大分分布されてゐた。この隼人族なるものは、果して如何なる人種であるか。いろ〳〵學者の說があつて、一定しては居ないが、彼が勇敢にして敏捷、殊に歌舞を好み快活なる性狀を有してゐたところから見れば、或は馬來民族の一團ではなかつたかとも推測される。火闌降命が、『海の幸』の所有者であつたところから考へても、海邊に住した民族であることが察せられる。後の所謂る薩摩隼人は、この勇敢なる馬來民族の血を享けたものではあるまいか。後世戰國の世に、薩藩の將士が、軍氣を振作する爲めに、士謠を盛んに唱へたことなどは、明らかに

歌舞に長じた隼人族の遺習に相違ない。薩摩士人が、勇壯激越の調を以て、薩摩琵琶を彈ずるが如き、又た侍踊、御田踊、太鼓踊、ションガ節などいふ、薩摩獨特の歌謠の如きも、またこの遺風の一端であらう。

隼人民族が、最も精悍なる種族であつたといふことは、隼人叛亂の爲めに、屢々中央朝廷から征討の兵を出され、之が平定に非常に困難されたことに依つて明かである。最初の叛亂は文武天皇の大寶二年〔壬寅〕で、此時は薩摩の多褹の隼人で『兵を發して之を討ち、月を踰えて唱更平ぐ。乃ち戸を檢べ、吏を置き、國司等柵を植て之を鎭守し、捷を太宰府の管する九社に告ぐ』と史書に見えて居る。その後、元正天皇の養老四年〔庚申〕には大隅の隼人が叛いたが、此時は隨分猛烈であつたと見えて、大伴旅人が持節大將軍として征討に來り、翌五年〔辛酉〕の七月まで掛つて居る。聖武天皇の天平十二年〔庚辰〕に、太宰少貳藤原廣嗣が謀叛した時には、薩・隅・日三國の隼人が加擔して居るが、廣嗣の謀叛は、全くこの隼人の勢力に賴つたものであると思はれる節がある。この時は、大野東人が一萬七千人を率ゐて、隼人を征服して居る。此邊で大抵は平定したやうである。どうも邊境である爲めに、却々皇化に潤はなかつたものと見えて、景行天皇は躬から九州親征を遊ばされ、日本武尊も熊襲征伐あり、天皇・皇太子の御西征をすら見るに到つてゐる。熊襲は、熊族・襲族を謂ふのであつて、矢張り隼人同樣、獰猛な人種で、いはば今日の臺灣の生蕃を見るがごときものであつたらう。それが大隅の囎唹郡から、肥後の求麻あたりにかけて、山險の要塞を利用して蟠居してゐたものである。今の熊本、薩摩の隈の城、大隅の飛の隈城などは、皆この種族の名を留めてゐるものである。

後世、薩南の健兒が、勇敢にして醇朴、義を重んずること泰山の如く、死を鴻毛の輕きに比するの氣象があるのは、その由つて來るところ、蓋し隼人や、熊襲族の性格を遺傳したものであることは、爭はれないのである。かくいへば鹿兒島出身の健兒諸君は、我々を熊襲の末孫などとは怪しからぬと、憤慨されるかも知れないが、事は一夕の談笑事、固より訴訟を起される程の重大事でもあるまい。我が西鄕南洲翁は抑々何族の系流に屬するか一寸見當が附きかねるが、精悍峻嚴の大久保甲東は、夫れ或ひは隼人の血液を享けたる正系直流にあらざるか。

【五】薩摩の國（五）

素朴剛健の古風維持

薩摩が日本の古國にして、雲煙深く鎖ざす邊地に國し、諸國との交通を絕したることは、自づから利害相半ばし、一方において、遙かに中央文明の開化に後れ、人文の發達が遲れたことは、薩摩の爲めに不利益とする點であつたが、他方において、久しく古風を維持して、近世浮華の風儀に染まず、九州の重鎭として、常に天下に雄視して來たことは、薩摩の爲めにとつての利益であり、最も好都合であつたと云はなければならぬ。

『西遊記』の著者、橘南溪は『薩州一州の邊は、都遠ければ、都て古代の風殘れる事多し』といつて、種々目についたことを記して居る。心願ある人が神社に權馬を奉ることや、流鏑馬などの殘れるを悅んで『流鏑馬競馬な

どといふ事も、近世上方には稀なる事なるに、此邊には、諸神社皆あり。」といつてゐる。又た島津忠義が、鎌倉時代に犬追物の中次を勤めた例が、猶ほ殘存し、殊に牧の荒駒を捕ふる壯烈事があることを見て、「奇代の見物事なり」といつて、治世に武を忘れざる、薩摩人士の心掛を推稱して居る。

『牧の中に、諸士の棧敷を夥敷設け、扨騎馬數十騎、歩卒數百人、四方を圍て牧の駒をかり立て、棧敷の前にかり出し、騎馬の士、其志す荒駒を乘り伏る事也。其樣、荒に荒たる牧の駒を追詰て、或は脊より背に乘り移り、くつわをはますもあり。細引を打懸けて引留るもあり。竹の輪を打かけて取留るもあり。思ひ／＼の働誠に目ざましき壯觀なり。其隊伍の備へ、歩卒のかけ引、軍陣の修練にして、いと正敷事也。此事、奧州相馬にもありて、年々其日限極り居て、他國よりも見物集る事也。大抵は其趣似たることなり。中土には、土地狹く、牧といふものなく、野飼の馬も稀にて、かゝる兵馬調練もなし。人皆かしこけれども、年々柔弱の風に移ることとなるに、邊土は、物事おろかなる代りには、又かく古風なる事もありて、治世に武を不レ怠、聖人の教にもかなへるわざも多かりけり』

南溪の此評は、能く薩摩の國風を道破したものである。島津家の始祖、島津忠久が、始めて薩隅日三州の守護職として封についたのは、文治二年〔丙午〕のことであつたが、この時忠久が、多くの鎌倉武士を引率して入國したのが、抑ゝ後世の薩摩士風を形づくる基本となつたのである。忠久の如きは、自身最も射騎の術に長じてゐたから、入國後も、大いに鎌倉武士の武藝を奬勵したのみならず、歷代の藩主も、勉めて古風を保持することに

注意した。故に薩摩人士は、その天險の恩惠とに依つて、我國において稀に見る、古武士の風格を存して來たのであつた。十七代の英主島津義弘は、殊に武勇を以て戰國に聞えた人であつたが、『田舍者は、田舍者らしきがよし』といつて、飽く迄も薩摩獨特の蠻風を維持せしめようと注意したのであつた。

* * * * *

義弘は朝鮮及び關ヶ原役で驍名を轟ろかした剛勇無雙の勇將で、晩年病蓐の人となつた時、食事があまり進まないことがあると、膳を枕許に差おいて、臣下一同が、ワツと鬨の聲をあげて『もはや、敵に御懸けなさるべし』といふと、その勢ひで食事を攝つたといふ程の人であつた。それで平生から『薩摩は他國の風を眞似ると亡ぶるぞ。』と、摸倣亡國論を唱へて、孜々として士氣の砥礪に努めたものであつた。「眞雄雜集」に、

「惟新公〔義弘〕兼々御意候は、鄕談〔京談〕を使ひ、他國の風を似せ申す時節に相成候はば薩州は弱く可レ成候。他國を似せぬうち許り、薩州は多人數の中にありても、國者と知れるがよし。今の樣ならば、やがて鄕談〔京談〕はやり、身なり迄も他國者の樣に可レ成候。とり立て大名のうはそなへを見て善しと思ひ、かふした所から、我が國の風は日にまし疎く成り、心、他國に馳せだし、我が國は、蟬のぬけがらの樣に成行く所より國衰へ、大身少身者まで、困窮に成立つものぢやと御意候」

とあるは、義弘の眞意を、最も好く言ひ現はしたものである。外國摸倣が亡國の因たること、今も昔も變りはない。義弘の知言、今にして益々眞光を發するものがある。薩摩がよく古風を維持して、士氣を養ふことに是れ努

め、久しく邊地に蟠踞して居たことは、是れ蓋し後年の大活動を爲さしめたる所以であつた。西歐の諺にも『ローマは一日にして成らず。』といふ。薩摩勢力の後日ある、蓋し一朝一夕のことにあらずである。

【六】薩摩の國（六）

七百年傳統の尚武國

薩摩の國情を記するに當つて、特筆大書すべきことは、實に薩摩が古今稀なる尚武の國であつたといふことである。由來封建時代の特色とするところは、武士が行政・立法・司法の實權の掌握者であり、武士階級が社會の中心勢力であつたことである。隨つて武士階級の健全不健全は、直ちに時代の風尚を左右したものであつた。勢ひ斯くの如くであるから、中央幕府は勿論、各藩においては、各々力を武士の教養に致し、朝たに夕べに、飽く迄も武を錬り、勇を鼓し、一朝有事の場合に、苟くも他藩の凌辱を受くるが如きことなきやう、一意專心、士氣の砥礪に努めたものであつた。唯り薩藩とのみいはんや。天下三百藩、我れ劣らじと、武力の充實を怠らなかつたものであつた。

斯かる時代のことであるから、或る一藩において、極力武力伸張に努力したからといつて、特に之を推賞し、稱揚するに値ひしないのである。然しながら薩摩を以て、特に『尚武國』とし、尚武を以て、薩摩の爲めに特筆

大書せなければならない理由は、自から別に存するところの意義があるのである。然らば、その別に存する意義とは何ぞ。是れ他なし、薩摩が建國を武におこし、薩藩が武において興り、薩摩國史が武において終始し、薩摩の武力は、後に明治維新の原動力たり、中心勢力たり、遂に新日本帝國の海軍は『薩の海軍』とさへ稱せらるるに至る迄、武は實に薩摩の生命であり、武なければ薩摩なしといふも蓋し妨げなき程、薩摩の存立の意義を、武において發見するからである。

*　*　*　*　*

由來、薩摩人が、獷猛慓悍にして、戰闘的精神に富める隼人族及び熊襲族を、その祖源として有してゐることは、夙くも彼れが武國たるの素地を爲してゐるといはなければなるまい。而して藩主島津氏が、武門の肇祖たる源家の血を享け、征夷大將軍源頼朝の嫡流として薩摩に莅み、義勇一世に誇る源氏の將士を引率し來つて、封建七百年、鎌倉武士の精華を、三州の天地に輝かしたことは、薩摩をして愈〻武國たらしむる原因と爲つた。

『薩隅兩國の風俗違ふことなし。是れも皆、死を以て表とし、男子は床上に病死すべからずとのみ覺えて、五常は門外の事、佛法は死後の穿鑿、用ゆるに不レ足と自見し、武士の戰場に死するも、忠節の工夫なくして、唯だ戰死を本意とするは可レ論様もなし。泰平の時、主人席を正ふしてあるに、臣は足をのべ、或は立ながら問答する類の事多し。主下の作法は、有てもなく、無禮の行跡、擧て不レ可レ言也』

とは『人國記』記者が、薩摩の國風を評價するの言であるが、眞によく、その正鴻を穿つてゐると思はれるので

ある。殊に『男子は床上に病死すべからずとのみ覺えて、五常は門外の事、佛法は死後の穿鑿、用ゆるに不レ足』といひ『武士の戰場に死するも、忠節の工夫なくして、唯だ戰死を本意とするは、可レ論樣もなし』といつて居るのは、許し得て至妙といはなければならぬ。男子と生れて床上に死する勿れ、といふは、實に薩摩健兒のモツトウであつて、薩摩の少年が、日夕にその母より敎へらるるところの庭訓であつた。薩摩は眞に東洋のスパルタであつた。

*　*　*　*　*

維新前、彼の寺田屋騷動の折のこと、今その名を逸したが、何某といふ、薩藩の一豪傑があつた。久しく戰爭を期待して居つたが、却々思ふやうに戰爭が始まらない。兎角してゐる中に寺田屋事件が起つたので、某士は勇躍して、我が武を用うるの時は到れりとばかり、奮然として立ち出でようとしたが、遂に此の時も、彼れをして武勇の名を成さしむるの機會を與へなかつた。某士の憾や、蓋し思ふべしである。すると彼れは滿身の熱血靜むるに由なく、ここ迄來て戰爭することが出來ぬ位ならば、寧ろ死するの勝れるに如かずと、携へ來つた長槍を振りしごき、エイヤと許り柱の面に衝き立てて、腹かき切つて死んでしまつた。これは如何にも薩人の慓悍を表はした好話柄であつて『人國記』の記者が『唯だ戰死を本意とす』と許したのは、よく此の間の氣概を、謂ひ表はした至言である。

【七】薩摩の國（七）

節義廉恥を重んずる薩摩士風

近松門左衛門は、『博多小女郎波枕』の中において、所謂「北に朝鮮釜山海、西に長崎薩摩潟、唐土阿蘭陀の代物を、朝な夕なに引受けて、千艘出づれば入船も、日に千貫日萬貫日、小判走れば銀が飛ぶ、金色世界もかくやらん。」と叙した筑前海賊の張本、毛剃九右衛門が、船中の昔話に依つて、薩摩男の氣象を叙して居る。

「おんどもが二十七の年、薩摩者と喧嘩した話、嘘ぢやなかばん聞かつしやれ。九月の七日九日は、氏神殿の祭本踊いろ唐子踊いろ、見事なことばん。本興善町といふところで、石五器に一二杯、肝の束へ諸白をひつかけた薩摩二歳、太り男であつたばん。諏訪へ踊見がい行く行違ひに、長か赤鰯の小鐺がくさの、おんどもが脇腹さなへ當ろが最後、引摑んで壁へ腕摺らうと思うて、鐺を逆手にやつくるり、それは／＼見事な事であつたがのう。他國者に投げられては、國へ歸つても成敗、死ぬる命は何處でも一つと、二尺八寸引拔いた。コリヤンほたゆるなと、又引擔いで投げたがの、角のある溝石でくさ、頭の顱骨が粉微塵に打破れた。」云々

名もなき一場の喧嘩爭論にても、負くるを以つて最大の恥辱とする、薩摩人の氣風は、かかる戲作の小話の中にも、遺憾なく表はれてゐるのである。

近松は猶ほ、薩摩人を敍するに「源五兵衛おまん薩摩歌」を以て、最も詳細に、薩摩氣質の眞髓を寫してゐる。源五兵衛が武門の身にして、おまんの女色を愛したる結果、出國しておまんを求むる曲折を描ける一篇に於て、『悴九州薩摩者、推參ながら古へは、大小刀もささう水、かなはぬ濡に身を浸し、廣い薩摩を狹められ』といひ、『沙彌が聞けば長老が聞く、兄が知れば親が知り、髮をおろさぬ其の內に、縛り首打たるる沙汰、何うも國にたまられず、おまんと後の契約して、十九の歲に薩摩を出で』といひ、『生國薩摩は人あらため强く、我等は今にお尋ねもの、此事國へ聞えては、召返されて罪科に遇ひ、一門の恥おまんが歎き』といひ、薩摩が女色を禁ずるの儼にして、鎖國的制裁の峻烈なるの狀を陳べ、源五兵衛をして『それとても是非拔けならば拔かうが、身が國のならひで、拔くと鞘を敲破り、再びささず死ぬるが、是が薩摩の正銘』と叫ばしめて、薩摩士風の精華を發揚せしめたるは、門左の文筆よりも、寧ろ彼れの識見の透徹せるを、稱せざらんと欲するも得ないのである。薩摩男兒が一たびその佩劍を拔けば、敵を殺すか、然らずんば、我れ自から死するにあらざれば、再び之を鞘に納めずといふは、眞に薩摩士人の壯烈なる意氣を表現し得たものではないか。

* * * * *

薩摩が女色を禁ずるの一方、衆道を盛んにしたるの一事は、事、色慾に屬して公言を憚かるとはいへ、薩藩人士の氣象が殺伐に陷るまでに、男性的氣節を高調したることに、與かつて大いに力があつたのである。一卷の「賤のおだまき」は何人の作なるやを知らず、又何時代の刊行なるやを明かにしないのであるが、廣く九州の各

地に傳唱せられ、明治の世に至る迄、人々に愛誦せられたのは、色道においてすら、尙ほ一種の氣概を有する、薩摩武士の節義心に、共鳴するところがあつたからであらう。平田宗次と吉田清家とが、義を衆道に結んで兄弟の約を契り、清家の陣歿を聞いて、宗次決戰、死を共にする一條の末節において、此書の著者は、

『嗚呼、人として禽獸に異なるは、只々是れ義あるを以てなり。若し義の大源を守らずんば、誰か鬼畜に遠かるべき。宗次未だ幼なしと雖ども、義を知りて義を守る。故に佳名を末代に殘し、其遺跡、乾坤と共に朽ちずして、後世勇士の龜鑑たり。去れば、今の世の少年達は云ふ迄もなし。若手の武士輩は、必ず又武の士に馴れて契を結び、宜しく忠孝を重んじて、義を見て常に勇あらば、誰か清家宗次が昔の心に劣るらん。後世男色を好む人、只々色道にのみ耽溺して、假令生死の交はり有るとも、忠孝二つを打忘れ、信義の心なかりせば、今川氏眞の三浦に於ける、武田勝賴の土屋を寵せし如く、大なるは國家を亡し、小なるは身を破る。是ぞ勇士の浮沈の堺、恐れても尙ほ愼むべし。蓋し此卷、折にふれ事に付て、後に壯士の玩びともならば、能々心を留め見玉へかし。恐るべきは倉田小濱が始終、又恥づべきは石塚等が姦計、偏へに慕ふても亦慕ふべきは、吉田平田が義理の契り、彼の清家が腕を透せしこと、父母の遺體を傷ふて、非義の義に似たれども、義厚きより發する所なれば、又傷むことなし。只其の色道よりして見る時は、取るに足らずと雖も、義理より推して見る時は、我師あるの益あらんか。』

と論じてゐる。

而して之を一篇の詩に移して來つて、薩南少年子弟をして愛吟措かざらしめたものに、次の七律がある。

宗次妙齢僅成童。天性麗質誰能同。鳳眼蠶眉芙蓉顏。鬢髮如ㇾ雲唇帶ㇾ紅。
龍陽董賢何足ㇾ比。路傍觀者皆凝ㇾ眥。武藝弓馬更無ㇾ倫。好ㇾ文詠ㇾ歌多二情志一。
淸家一朝見二容姿一。思慕轉々寤寐切。是此壯士又英傑。忠孝文武出二群類一。
同氣相感結二蘭契一。深情終約兄弟義。從ㇾ是出入不二相離一。共誓二生死一爲刺ㇾ臂。
慶長已亥都之城。逆臣作ㇾ亂有二兵爭一。主公發ㇾ軍征二庄内一。兄弟從ㇾ軍共北行。
財部城外血戰日。兩陣鏖殺風爲醒。壯士戰歿不ㇾ廻ㇾ踵。從卒肩ㇾ屍欲ㇾ歸ㇾ營。
宗次悲嘆不ㇾ可ㇾ道。潸然涕涙交縱橫。恰似梨花一枝雨。鎧袖紅濕露盈々。
發憤忽鞭二汗馬一去。奮戰遂死報二舊盟一。非義之盟雖ㇾ可ㇾ譏。委二身忠戰一足ㇾ稱ㇾ名。
吾對二此圖一感慨多。又見當時士風情。

恐らくは此篇、文化。文政度（光格・仁孝天皇御宇）の華美の餘風、薩摩の地にも吹き荒み、士風の大いに衰へたる頃、之を慨する悲憤の士があつて、談を戰國の故事に假り來たり、一藩の廉恥心を作興せんと志した著作であつたらうが『此節致二兄弟之契約一候に就而は、自今以後、可ㇾ共二生死一事。』と、死を以て義を誓ふの士風を叙するに、最も努めたるの跡があるのは、『非義の盟譏るべしと雖も、身を忠戰に委ぬ名を稱するに足る』であつて、一篇の偶話、蓋し翩々たる艶情小說とは、自らその選を異にするところである。

【參考】今藤惟宏著『泰淸公遺事』中の記事

島津氏が獨立、國を拓くの意氣は如上說くところに依つて、既に詳らかであるが、之を證する一例に今藤惟宏氏の著『泰淸公遺事』の一文を擧げておかう。此書は島津綱久公の事歷を叙したものであるが、其の序文に曰く「我ガ島津氏茅土ヲ薩隅日ニ受ケテヨリ、世ヲ傳フルコト三十、年ヲ歷ルコト幾ト七百。祚胤綿綿、終極アルコト罔シ。此レ豈ニ偶然ナランヤ。亦タ其ノ自ルトコロアルナリ。維レ昔ニ在ツテ國ニ大難多シ。疆土分裂、內外皆ナ寇敵、東ニハ則チ肝付氏ガ若キアリ。北ニハ則チ伊東氏ガ若キアリ。此レ其ノ最モ桀大ナル者ナリ。其他亦タ皆ナ郡邑ヲ跨リ有チ、險阻ニ憑リ恃ミ、間ヲ伺ヒ虛ニ乘ジ、根株盤錯、牢クシテ拔ク可カラズ。而シテ列世風ニ櫛ヅリ雨ニ沐シ、之ヲ剿シ之ヲ撫シ、備サニ艱勞ヲ歷テ寧居ニ遑アラズ。宿寇次ヲ以テ削平ス。之ニ加フルニ西ハ朝鮮ヲ征シ南ハ琉球ヲ討シ、慈眼公ノ時ニ至ツテ事始メテ定ル。蓋シ厥ノ初メ封ヲ上ニ受クト雖モ、其實ハ自ラ荊棘ヲ剪テ以テ國ヲ立ツルナリ。然ル後社稷奠安、金甌虧クルナシ。」「原漢文」云々。と『荊棘ヲ剪テ以テ國ヲ立ツ』といふ。是が薩藩人士の意氣である。又た薩藩士道に言及して「列世士臣ヲ視ルコト手足ノ如ク、誠心ヲ推シ甘苦ヲ同フス。人々恩ニ感ジ義ニ激シ、事ニ死スルヲ以テ榮ト爲シ、唯ダ其ノ後レンコトヲ恐ル。是ヲ以テ兵鋒ノ向フトコロ竟ニ摧殄ニ就ク。而シテ家風相承ケ明君相繼ギ作リ、深仁厚澤、天命ヲ祈メテ人心ヲ結ビ、以テ今日ノ盛ナルニ至ルモノ、其ノ自テ來ルトコロヲ知ラザル可カラザルナリ」と記してあるのは、士風の據る所あるを論じて、簡にして要を得てゐる。「慶應三年丁卯夏四月中浣刊」

【八】島津氏二十九代（一）

島津氏大觀及び曩祖忠久公

源頼朝が、覇府を鎌倉に開いて以來、源家三代、北條九代・足利十五代を經、更らに戰國亂離の世を經て、織田・豐臣・徳川に及ぶ武門政治の間、各地武家の盛衰一ならざる間にあつて、廿九代七百年の間、英主相次いで封を固め、連綿として變ることなきは、蓋し薩摩における島津氏を擧げなければならぬ。今、島津氏世系の略譜を左に掲げて、先づ參考に供へよう。

島津氏世系略譜

世位	諱	系統	治世	治世年數	在世	壽
初代	忠久公	源頼朝公長庶子	自文治二年至嘉祿三年	四十二年	治承三年十二月生 嘉祿三年六月歿	四十九
二代	忠時公	忠久公長子	自嘉祿三年至文永九年	四十六年	建仁二年生 文永九年四月歿	七十一
三代	久經公	忠時公第二子	自文永九年至弘安七年	十三年	嘉祿九年生 弘安七年四月歿	六十

四代	忠宗（タダムネ）公	久經公長子	自弘安七年至正中二年	四十二年	建長三年生 正中二年十一月歿	七十九
五代	貞久（サダヒサ）公	忠宗公長子	自正中二年至貞治二年	三十九年	文永六年四月生 貞治二年七月歿	九十五
六代	氏久（ウジヒサ）公	貞久公第四子	自貞治二年至嘉慶元年	二十五年	嘉暦三年四月生 嘉慶元年五月歿	六十
七代	元久（モトヒサ）公	氏久公長子	自嘉慶元年至應永十八年	二十五年	貞治二年五月生 應永十八年八月歿	四十九
八代	久豐（ヒサトヨ）公	氏久公第二子	自應永十八年至同三十二年	十五年	永和元年生 應永卅二年正月歿	五十一
九代	忠國（タダクニ）公	久豐公長子	自應永三十二年至文明二年	四十六年	應永十年五月生 文明二年正月歿	六十八
十代	立久（ハルヒサ）公	忠國公第二子	自文明二年至同六年	五年	永享四年十一月生 文明六年四月歿	四十三
十一代	忠昌（タダマサ）公	立久公長子	自文明六年至永正五年	三十五年	寛正四年五月生 永正五年二月歿	四十六
十二代	忠治（タダハル）公	忠昌公長子	自永正五年至同十二年	八年	延德元年正月生 永正十二年八月歿	二十七
十三代	忠隆（タダタカ）公	忠昌公第二子	自永正十二年至同十六年	五年	明應六年八月生 永正十六年四月歿	二十三

十四代	勝久（カツヒサ）公	忠昌公第三子	自永正十六年至大永七年	九年	文龜三年八月生天正元年十月歿	七十一
十五代	貴久（タカヒサ）公	忠良公長子	自大永七年至元龜二年	四十五年	永正十一年五月生元龜二年六月歿	五十八
十六代	義久（ヨシヒサ）公	貴久公長子	自元龜二年至天正十三年	十五年	天文二年二月生慶長十六年正月歿	七十九
十七代	義弘（ヨシヒロ）公	貴久公第二子	自天正十三年至文祿四年	十一年	天文四年七月生元和五年七月歿	八十五
十八代	家久（イヘヒサ）公	義弘公第三子	自文祿四年至寛永十五年	四十四年	天正四年十一月生寛永十五年二月歿	六十三
十九代	光久（ミツヒサ）公	家久公第二子	自寛永十五年至貞享四年	五十年	元和二年六月生元祿七年十一月歿	七十九
二十代	綱貴（ツナタカ）公	綱久公長子	自貞享四年至寶永元年	十八年	慶安三年十月生寛永元年九月歿	五十五
二十一代	吉貴（ヨシタカ）公	綱貴公長子	自寶永元年至享保六年	十八年	延寶三年九月生延享四年十月歿	七十三
二十二代	繼豐（ツグトヨ）公	吉貴公長子	自享保六年至延享三年	二十六年	元祿十四年十二月生寶曆十年九月歿	六十
二十三代	宗信（ムネノブ）公	繼豐公長子	自延享三年至寛延二年	四年	享保十三年六月生寛延二年七月歿	二十二

二十四代	重年（シゲトシ）公	繼豐公第二子	自寬延二年至寶曆五年	七年	享保十四年二月生 寶曆五年六月歿	二十七
二十五代	重豪（シゲヒデ）公	重年公長子	自寶曆五年至天明七年	二十三年	延享二年十一月生 天保四年正月歿	八十九
二十六代	齊宣（ナリノブ）公	重豪公長子	自天明七年至文化六年	二十三年	安永二年十二月生 天保十二年十月歿	六十九
二十七代	齊興（ナリオキ）公	齊宣公長子	自文化六年至嘉永四年	四十三年	寬政三年十一月生 安政六年九月歿	六十九
二十八代	齊彬（ナリアキラ）公	齊興公長子	自嘉永四年至安政五年	八年	文化六年九月生 安政五年七月歿	五十
二十九代	忠義（タダヨシ）公	久光公長子	自安政五年至明治二年	十二年	天保十一年四月生 明治卅年十二月歿	五十八

【附記】其他、世位を繼がざるも著名なる主侯を左に附載して參考に供する。

▲宗久公〔五代貞久公二子〕元亨二年〔壬戌〕生、曆應三年〔庚辰〕正月廿四日歿、壽十九

▲師久公〔同　貞久公三子〕正中二年〔乙丑〕八月十六日生、永和二年〔丙辰〕三月廿一日歿、壽五十二

▲伊久公〔師久公長子〕貞和三年〔丁亥〕二月一日生、應永十四年〔丁亥〕四月六日歿、壽六十一

▲久保公〔十七代義弘公二子〕天正元年〔癸酉〕生、文祿二年〔癸巳〕九月八日歿、壽二十一

▲綱久公〔十九代光久公長子〕寬永九年〔壬申〕四月一日生、寬文十三年〔癸丑〕二月十九日歿、壽四十二

◆因に歴代藩主の官位・稱名の略を追記す。

〔一〕忠久公　大夫判官、豐後守、從五位下、（三郎）
〔二〕忠時公　修理亮、大隅守、（忠義、三郎兵衛尉）
〔三〕久經公　下野守、贈正三位、（久時）
〔四〕忠宗公　下野守、上總介、（三郎左衛門尉）
〔五〕貞久公　上總介、（三郎左衛門尉）
〔六〕氏久公　修理亮、陸奥守、（又三郎、三郎左衛門尉）
〔七〕元久公　陸奥守、（又三郎）
〔八〕久豐公　修理亮、陸奥守、（次郎三郎）
〔九〕忠國公　修理大夫、陸奥守、（又三郎）
〔十〕立久公　修理亮、陸奥守、（安房丸、又三郎）
〔十一〕忠昌公　修理進、陸奥守、（武久、又三郎）
〔十二〕忠治公　（安房丸、又三郎）
〔十三〕忠隆公　（安房丸、又六郎）
〔十四〕勝久公　修理大夫、陸奥守、（又八郎、義忠）
〔十五〕貴久公　修理大夫、陸奥守、（虎壽丸、又三郎）
〔十六〕義久公　修理大夫、從四位下、（義辰、虎壽丸）
〔十七〕義弘公　兵庫頭、參議、（忠平、惟新）
〔十八〕家久公　參議、中納言 忠恒、米菊丸）
〔十九〕光久公　從四位上、中將（忠元、虎壽丸）
〔二十〕綱貴公　薩摩守、中將 延久、虎壽丸）
〔廿一〕吉貴公　正四位下、中將 忠竹、菊三郎）
〔廿二〕繼豐公　從四位上、中將（忠休、鍋三郎）
〔廿三〕宗信公　薩摩守、中將、（忠顯、益之助）
〔廿四〕重年公　侍從、少將、（久門、善次郎）
〔廿五〕重豪公　從三位、中將、（忠洪、榮翁）
〔廿六〕齊宣公　修理大夫、正四位上、（忠堯、溪山）
〔廿七〕齊興公　從三位、中將、（忠溫、又三郎）
〔廿八〕齊彬公　修理大夫、贈正一位、（忠方、又三郎）

〔廿九〕 忠義公 参議、勳一等從一位、（忠德、茂久）

島津忠久が、鎌倉武士を率ゐて、薩隅日の守護職として『島津の莊』に就き、七十七萬八百石の大封を領するや、時に九州は少貳資賴、大友能貞と三分鼎立の形勢であつた。少貳は筑前に據つて鎭西守護と稱し、大友は豐後に割據して鎭西奉行の職に就いて居つた。忠久は建久七年（丙辰）初めて薩摩に入國したが、年來割據してゐた土豪は容易に新守護職の令に服せない。忠久は精悍なる上國武士を勵まして、志布志の仁禮氏、鹿兒島の矢上氏その他梅北氏、肝屬氏、北原氏を初め、大隅の舊族税所氏を征服し、玆に三國を平定して木牟禮城に居り、島津氏を稱して、建國の業を成し遂げたのであつた。治世四十二年の間、承久の亂（順德天皇御宇）などがあつて、天下多事であつたから、忠久は屢々鎌倉幕府の爲めに、出でて攻伐に從ひ、武功を立てて居る。忠久が北條泰時と相竝んで、實朝の近習番、十八人中の筆頭席に坐してゐたことは、忠久が一介の武辨的人物にあらず、文武兩道に秀でたる、模範的武人であつたことを、證據立つるに足る一事であると思ふ。

【九】 島津氏二十九代（二）

二代忠時公以後戰國時代に至る

二代忠時に就ては記す程のこともない。三代久經は元軍筑前の濱海を寇すの難に赴き、日本國家の爲めに、大

いに國防の任に當つた。其子四代忠宗及び弟五代貞久・忠經の一族悉く出陣して、來寇に備へたが、裨將入來院有重・弟政重・重尙・武光師師兼・鎌田淸憲等は悉く此の戰役の爲めに戰歿した。久經の筑前を護るや、前後十年、忠宗の在營も亦多年に亙つた。これ忠久建封以來の大戰役であつて、所謂る『相模太郎膽甕の如し』と謠はれた、鎌倉武士の勇名を轟ろかしたる、我が國史中、最も緊張した時代であつたが、同時に又た薩摩武士の驍名を天下に轟ろかした最初の大役であつた。

* * * * *

五代貞久の嗣子六代氏久は、肥後の相良氏日向の伊東氏が相連なつて都の城を攻むるを迎へ伐つて、之を平定した。七代元久も、少年ながら父の訓へを排して、從軍を望んだのであつたが、氏久は深く之を諫め『賊は四集して我軍は孤軍中の孤軍である。此の度の戰に、父の生還は期し難い。汝は速かに歸國し、我れ若し死すると聞かば、殘黨を集めて、我が爲めに仇を報ぜよ。』と懇々說諭したので、少年元久は涙を揮つて、父の陣營より退き歸つたといふことであつた。後に元久が淸水城に居るに當つて、長子守久が、兵を率ゐて父を攻めたことがあつたが、元久は之を討たず、使ひを遣はして、父子の情義を說かしめたので、守久は深く悔悟したと傳へられてゐる。

* * * * *

八代久豐は『自立して守護職と爲る』と國史に見えてゐるが、伊集院賴久が、その子犬千代を立てて、元久の

後を繼がしめんとする反逆心があつたので、元久の葬儀の際、犬千代に位牌を持たしめたのであつたが、途中行列に會逢した久豐は、直ちに馬より下つて、犬千代の位牌を奪ひ、葬儀を濟ましたといふ豪壯の人物であつた。『久豐自立』とは、卽ち此の事を指ざすのである。

* * * *

十代立久は、治世僅かに五年、別に記すべき事蹟なく、又十二代忠治は二十七歳を以て逝き、十三代忠隆は二十三歳にして歿したので、これ亦取り立てて記する程のこともない。十一代忠昌は文教を薩摩に布いた英主で、僧桂庵を招き、朱子學を藩中に弘めたのは此の人であつた。桂庵は薩摩に於て四書朱註を講じたが、是れは日本に於て四書集註を刻した初まりで、惺窩・道春に先だつこと、實に數十年の前であつた。勇猛剛健を以てのみ、一貫し來つた、薩摩武士道に、一點の知識的光明を點じたのは、忠孝仁義を敎ふる忠昌の文敎であつた。

* * * *

十四代勝久は足利の末世に當つて居て、天下は麻の如く亂れ、薩藩においても、外戚島津實久の叛亂などがあつたが、勝久は自から之が平定に任じた。十五代貴久は、日新公の援助を得て、實久の征討を完成した。元龜・天正・慶長の頃は所謂戰國亂離の時代で、群雄四方に起り、諸豪の武を競ふさま、實に星の天上に亂れ華の地上に競ふが如き形であつた。島津氏も亦十五代貴久・十六代義久・十七代義弘の如き英武の主を出し、更らに島津家中興の祖と仰がるる、日新公島津忠良を生み、玆に島津氏全盛の黃金時代を現出したのであつた。

【十】島津氏二十九代（三）

中興の英主日新公及び其以後

日新公（島津忠良）は島津氏隨一の英明の主で、後世の薩摩士風は、多く日新公の教導に淵源して居ると稱せられてゐる。平生から『大學は聖學の大經、六韜は兵家の要書、熟讀せざるべからず。』といつて、經史・兵書を深く講究し、殊に敬神の念が篤かつた。佛道においても、悟入するところ深く、辭世の歌と稱せらるる、

　いそぐなよ又とどまるな我心定まる風の吹かむ限りは

の一首を見ても、自から悟入するところあるを察せられるのである。好く民を愛し、士風を作興し、薩藩百年の基礎を立てたるが如きは、文武兩道に秀でたる英主にあらずんば、到底爲し能はざるところであつた。薩摩武士道の經典として、傳唱せらるる、彼の有名なる『いろは歌』は、實に公の作に成るところである。

　義弘の武名は、三韓の山川を震撼せしめたのであつたが、關ヶ原の一戰には、三成に與みし、爲めに一敗地に塗みれて歸國するに到つた。十八代家久は、自から江戸に參向して家康に罪を謝し、三國の封土を完うした。家久は國家の疲弊を救はん爲めに　自から將として琉球を攻め、慶長十四年（巳酉）三月四日山川港を出で、四月朔日首里城を圍み、五日間にして落城、五月廿五日凱旋まで、僅かに二ヶ月を以て琉球王を征服し、維新前まで

朝貢を續けしめた。

此の時代は英明の主、上に相竝んで出づると共に、下に名臣・良大夫、踵を接して生れ、薩摩士林の繁榮したること、前後を通じて第一位にあつた。島津一族中には、歲久・家久を初め、圖書頭忠長、關ヶ原で戰死した中務大輔豐久があり、臣下には彼の有名な『兵兒の謠』の作者、新納武藏守忠元を初め、樺山安藝守善久・伊集院下野守久治・桂神祇忠昉・比志島紀伊守國貞・鎌田出雲守政近・新納旅庵・山田民部少輔昌巖・伊勢貞昌など、何れも文武兩道に秀でた名大夫であつた。

十九代光久は學問を好み、伊勢貞昌が之を輔佐して仁政を施した。二十代綱貴は、治世の名君と稱せられた綱久の世子で、臣下を已むを得ずして死刑に行ふ時などは、城中を出で、岩崎の別莊に籠り、終日愁然として居たといふ程の仁君で、二十一代吉貴の時代に掛けて、藩制の制定を完備したのであつた。

二十二代繼豐の時代は天下泰平、二十三代宗信は、吉宗將軍が『精神滿腹まことに英物なり』と許したる程、豪邁の藩主であつた。治世僅かに四年、二十二歲で早世したのは惜しむべきであるが、治政の功業は綱久の英風を偲ばしむるものがある、と稱せられた程であつた。

二十四代重年も治世七年、二十七歲を以て早世したが、二十七代に到つて、近世の英主榮翁、島津重豪の出るに會した。重豪は頗ぶる開化主義の人で、自から海外の事情を研究し、島津傳來の鎖國政策を打破して、開化主義の進步政策を行ひ、造士館・演武館・醫學院を立てて、文明的海外知識の吸收に努めたのであつた。是れが爲

めに薩藩の國情は一變し、一方に於て、年來の頑迷思想を打破した代りに、質素醇朴の古風を失ふところもあつて、終に反動的運動が起り、二十六代齊宣の時に、彼の有名な秩父黨の『近思錄崩れ』が起つた位ゐであつた。併し乍ら斷然として傳來の守株政策を一變し、海外文明輸入の政策を執つたことは、稱すべき英斷であつて、重豪は正しく、露國のペートル大帝に擬すべき人物であるといつても、敢て過稱ではあるまい。

二十七代齊興の時代は、恰かも德川幕府の末世に當り、天下漸やく亂れんとし、二十八代齊彬に至つて、幕末囘天の大維新に際會したのであつた。齊彬は啻に島津氏中の英主であつたのみでなく、維新當時の列藩中、稀に見るの達識英邁の人傑であつた。本傳の主人公たる西鄉南洲翁は、實に齊彬に依つて發見せられ、齊彬に依つて人と爲り、齊彬に依つて天下に出でたのであつた。齊彬が西鄉を重任するに當つては、西鄉は巨然たる一方の大名のやうであつたといはれて居るが、齊彬なければ西鄉なく、西鄉なければ齊彬なしといはれた程、兩雄の襟懷は、相融合し、相抱和し、相合致し、相提携したものであつた。

看來れば、島津氏七百年の間、多くは戰鬪攻伐を以て終始し、外征なくんば內治、國事常に多端を極めた。隨つて歷代の藩主も、自から意を國政に致し、或は武略を以て、或は仁慈を以て、或は學問を以て、或は武勇を以て、士風の作興、國政の仲張に努力した。歷代藩主の殊に熱心に訓育したところは、敬神の念を鞏うし、忠孝仁義を重んじ、心身の强健を計り、質素儉約にして華美の風を禁じ、節義心を尊び、廉恥心を重んずるに在つたから、一藩の士風は、久しく剛健の風を維持することが出來たのであつた。司馬遷の所謂『山河の險を帶び、千里

に隔然し、兵強くして諸侯に行はる。』といつた秦國の形勝は、正しく之を我が薩摩に見るのである。

而うしてその飽く迄も武を尙ぶところは、スパルタに似、軍國を以て立國の基本とするところは、羅馬帝國に通ひ、薩摩人が、徹頭徹尾、空想的ならずして實際的なるところは、眞にアングロ・サクソンの風ありといふべきである。更らに近世獨逸帝國の形勢に見來る時は、又薩摩の國風と相似たる點が少くない。獨逸は『力卽ち正義』と考へたが、薩摩は『正義卽ち力』と觀じ、飽く迄も實力を以て正義を行はんとしたところは、蓋し薩摩の他に誇り得るところであらう。明治維新の際に當つて、彼れが如くに、改造の魁となり得たことは、薩藩が七百年の間、深く養ひ來つた實力の齎す處に外ならない。齊彬如何に英邁であると謂つても、南洲如何に偉器であると謂つても、甲東如何に達識であると謂つても、之を行ふの實力なくんば、遂に何の爲し得るところぞ、後の國家を維持する者も、亦た國家の實力を養ふことに、最善の力を致すべきである。

【十二】薩摩武士道（一）

薩摩士風を養へる男性的文學

後年西鄕南洲翁が、遣韓使節大使論を以て廟堂に爭ふや、桐野利秋は『朝鮮を制するが如きは、一擧手一投足の勞にて足りる。若し我れに二大隊の兵を託せんか、優に露西亞を席捲せん。』と豪語したといはれて居るが、一

時の豪語といはばいへ、當時桐野は、それで遣れるものと自信して疑はなかつたのである。血氣の勇に逸るといふよりも、先づ彼れの自信力を稱せなければならぬ。況んや佐賀の江藤新平も、同樣の言を憂國黨員等に對して慨言してゐるところを以て見れば、桐野の壯語が、一時架空の虛嘯でないことがわかる。文久三年〔癸亥〕六月二十七日のこと、英艦七隻が黑煙を海天に揚げて薩摩山川灣に侵入し、谷山七ツ島附近に錨を投じて、威容堂々、長鯨のごとく橫たはつた時、僅か七十人の壯士が、小舟を艤して英艦に斬り込み、それを合圖に臺場から大砲を發して、味方諸共、六隻を一時に擊沈しようとしたなどは、暴といはばいへ、輕といはばいへ、寧ろ薩摩隼人の意氣沖天のごとくなるを稱すべきであらう。是れ蓋し、泰平無事に嫺れ、榮華の夢を貪ぼれるものの、能く爲し得るところではあるまい。平生より深く養ふところあるものにあらざれば、かかる意氣を示し得ることは出來ないのである。然らば薩南の健兒は、抑ゝ何に依つてか、かかる士風を養なひ來りしぞ。

佛國のナポレオン大帝は、ホメロスの詩篇に依つて、世界征服の雄志を起したといはれて居るが、人心に刺戟を與ふるの强きは、詩歌文章に過ぎたるものはない。維新の志士が、口口に詩を吟じ歌を詠じて、回天の偉業を成就したのも、蓋し文學の力に負ふところが、尠くないことを語るものである。

薩摩はプラグマチスムの國にして、イデアリスムなしといふ莫れ。薩摩人は實學の愛好者にして、文學を有せずといふ莫れ。彼等が、獨特の薩摩武士道を養ひ上げるには、その中樞の基調を成したる、力强き男性的文學を有するのである。尠くとも、三つの中心的文學を擧ぐることが出來る。その一は、島津忠良〔日新公〕の「いろ

は歌」である。その二は、新納武藏守忠元の『兵兒の謠』である。その三は、文之和尙の『島津歷代歌』である。

『日新主より、家久主に及ぶ御代迄は、學問と云へば日新公主伊呂波御詠歌「我行ひにせずば甲斐なし」との實行を勵むることにて、四書の中をも委しくは字義に通ぜざるなり。甚粗略なることにて、今時の樣に詩文華語の譯釋までも、博識なることもあらざれども、君長臣士の人物節操、實に叶ひたること多し』

とは、重豪の文化政策に反對したる德田邕興の記すところであるが、家久時代に止まらず、此の歌は、藩制時代二百餘年を通じて、薩摩人士の傳唱措かなかつたものであつた。請ふ試みに、薩藩中興の英主が、その鄕土の子弟を敎化せんとしたる、四十七首の音律を聞け。歌に曰く、

日新公いろは歌

古の道を聞いてもとなへても我おこなひにせずば甲斐なし。
樓の上もはにふの小屋も住む人の心にこそはたかきいやしき。
はかなくも明日の命を賴むかな今日も今日もと學びをばせで。
似たるこそ友としよけれ交らば我にます人おとなしき人。
佛神他にましまさず人よりも心にはぢよ天地よくしる。
下手ごとて我とゆるすな稽古だに積もらば塵もやまと言の葉。

とが有りて人を切るともかろくすな生かす刀もただ一つなり。
智恵能は身に付きぬれど荷にならず人はおもんじはづるものなり。
理も法もたたぬ世ぞとて引き安き心のこまのゆくにまかすな。
盗人は餘所より入ると思ふかや耳目の門に戸ざし能くせよ。
流通すと貴人や君が物語り始めてきける顏もちぞよき。
小車の我が惡業に引かれてやつとむる道をうしと見るらん。
私をすてて君にしむかはねば恨もおこり述懐もあり。
學問はあしたの潮のひるまにも波のよるこそ猶しづかなれ。
善き惡しき人の上にて身を磨け友は鏡となるものぞかし。
種となる心の水にまかせずばみちより外に名もながれまじ。
禮するは人にするかは人をまたさぐるは人をさぐるものかは。
誹るにもふたつ有るべし大方は主人の爲めになるものと知れ。
つらしとて恨みかへすな我れ人にむくいくてはてしなき世ぞ。
ねがはずばへだてもあらじ僞の世にまことある伊勢の神垣。
名を今にのこし置きける人も人心も心何かおとらん。

樂も苦も時過ぬれば跡もなし世にのころ名をただ思ふべし。
昔より道ならずして驕る身の天のせめにしあはざるはなし。
うかりける今の世こそは前の世とおもへば今ぞ後の世ならん。
亥にふして寅には起くと夕露の身を徒にあらせじがため。
のがるまじ所を兼て思ひきれ時にいたりてすずしかるべし。
おもほへずちがふものなり身の上の慾をはなれて義を守れ人。
苦しくも直道を行け九折の末は鞍馬のさかさまの世ぞ。
和ぐと怒るをいはば弓と筆鳥に二つの翼とをしれ。
萬能も一心となりつかふるに身ばしたのむな思案勘忍。
賢不肖用ひすつると云ふ人もかならずならば殊勝なるべし。
不勢とて敵を侮ることなかれ多勢を見ても恐るべからず。
心こそ軍する身のいのちなれ揃ゆればいき揃はねば死す。
回向には我と人とをへだつなよ看經はよししてもせずとも。
敵となる人こそは吾師匠ぞと思ひかへして身をも嗜め。
あきらけき目も呉竹の此世よりまよはばいかにのちの闇路は。

酒も水ながれも酒となるぞかし只情あれ君がことの葉。

聞くことも又見ることも心がらみな迷ひなり皆さとりなり。

弓を得て失ふことも大將の心一つの手をばはなれず。

めぐりては吾身にこそはつかへけれ先祖のまつり忠孝の道。

道にただ身をば捨てんと思ひとれ必天の助けあるべし。

舌だにも齒のこはきをば知るものを人は心のなからましやは。

ゑゑる世をさましもやらで盃に無明の酒をかさぬるはうし。

獨り身をあはれとおもへもの每に民にはゆるす心あるべし。

もろもろの國や所の政道は人に先づよく敎へならはせ。

善にうつり過まれるをば改めよ義不義は生れ付ぬものなり。

少しきを足れりとも知れ滿ちぬれば月もほどなく十六夜の空。

飽くまでも實踐躬行せよ、飽くまでも質素醇朴なれ、飽くまでも刻苦勉勵せよ、飽くまでも忠孝節義を重んぜよ、飽くまでも現實に執著して、空疏なる功名を去れ、飽くまでも私を捨てて公に報ぜよ、飽くまでも祖先を禮拜して、その源を忘るるなかれ。これ日新公の敎義である。薩摩の青少年は、日夜この歌を誦し、多年その士氣を砥礪したのであつた。日新公の感化の偉大なるは、今日に至るまで、每年六月二十四日に薩摩青年が『日新寺參

り』を怠らずして、その遺風を欽慕してゐるのに見ても察せられる。西郷もまた少年時代において、日夕この歌を誦し、日新寺參りの列に加はつて、その教歌を學んだ。西郷が後に人を誡めて『萬民の上に位する者、己を愼み品行を正すべし。驕奢を戒め、節儉を行ひ、職務に精勵して、人民の標準となり、下民をして其勤勞を感謝せしむるに至ざれば、政令は行はれ難し』といひ、『事大小となく正道を踏み、至誠を推して、決して詐謀を用ふべからず』といひ『忠孝仁愛敎化の道は、政事の大本』といひ『節義廉恥を失ひて維持するの道なし』といひ、『道は天地自然のものなれば、講學の道は、敬天愛人を目的とし、身を修するに、克己を以て終始す可し』といへるは、皆なこれ、日新公の遺教と、符節を合するがごとくなるを見る。西郷の學ぶところ、蓋し遠きにあるを知るべきである。

【十二】薩摩武士道（二）

國防的敵愾心の養成と『兵兒の謠』

第二は、新納忠元の『兵兒の謠』である『兵兒の謠』は、島津氏が關ヶ原に一敗したる後、肥後の加藤清正が薩摩に來り攻むるの風說があつた時、忠元が、一藩の士氣を鼓舞せんが爲めに、兵士をして歌はしめたものである。それは次のやうな數へ歌であつた。

一ツとや　肥後の加藤が來るならば、焔硝肴に團子會釋、それでも聞かずに來るならば、首に刀を引出物。
二ツとや　深き手だては胸の中、敵にもらすな此事を、味方々々の陣所には、合圖定めてつけし火を。
三ツとや　御國の人は殘りなく、鎧冑を備へつつ、すはやと云はば其儘に、陣所々々に馳せ給へ。
四ツとや　夜打を敵がかかるなら、眞弓鐵砲を構へつつ、大將と見へし人々を、ねらひすまして射落せ。
五ツとや　何時もかわらん加藤めが、片穗の槍でくるならば、鎌やまさかり研ぎたてて、もろ鎌共に打落せ。
六ツとや　昔の人もあざむける、薩摩荒武者此の度びは、思ひきはめし事なれば、岩もこがねも一くだき。
七ツとや　中々そちも退屈よ、氣をばきかせて引とれや、いかに必死と極めても、薩摩武士にや勝てやせん。
八ツとや　屋敷々々の角々を、さがし求めて敵方の、間者居りなば其儘に、なはや綱にてしばりおけ。
九ツとや　ここの所は大口よ、肥後の多勢をやすやすと、只一口に引入れて、口の中にてみなごろし。
十をとや　とがなき敵を法もなく、殺さば後の罪作り、よわき加藤は其儘に、いざや仁愛加へ置け。

これは純然たる軍歌・國防歌である。大口・高岡などに關所を設けて、嚴重に他國人の出入を禁じ、國内において飽くまでも士氣の作興に努めたのは、一種の鎖國主義・保守主義の弊害を伴つたけれども、これに依つて薩摩武士の敵愾心を養つたことは、非常なるものであつた。この忠元といへる人は、文武兩道の達人、名大夫の稱があつた人であつた。

巾車二十七春風。　吹入舊叢花復紅。

豈莫ニ三分割據略一。　英雄不レ顧草廬中。

といふ詩は、忠元が二十七歳の作であるが、胸中の經綸と、詞章の秀麗と、二つながらその人物の容易ならざることを語つて充分ではないか。秀吉が九州征伐の軍を提げて、薩摩の國境に迫るや、「秀吉大兵を提げて我境に入る。今、一人の之に敵するものなくんば、天下の人、薩に男兒なしと笑はん。我れ能く迎へて之を撃たん。」と、義久に出陣を乞ふたのであつたが、許されずして、薩は終に秀吉に服したのであつた。天堂ヶ尾で秀吉に謁した時、秀吉が『武藏、猶ほ我と一戰の勇ありや。』と問うたので、忠元は言下に『主君義久公さへ思ひ立ち候はば、只今にても弓を引き可レ申候』と答へた。眼中太閤なきところに、忠元の人物を見るのである。武藏守は、恰かも上杉景勝に於ける直江山城守兼續に、髣髴たるところがあつた。東に直江兼續、西に新納忠元、この兩人は、戰國時代に於ける陪臣中、文武兩道に秀でたる雙璧であつた。ああ忠元こそは、眞に薩摩無雙の國士ともいふべきであらう。後年賴山陽が、薩摩に遊んで、

衣至レ骭。袖至レ腕。　腰間秋水鐵可レ斷。
人觸斬レ人。馬觸斬レ馬。　十八結レ交健兒社。
北客能來何以酬。　彈丸硝藥是膳羞。
客猶不ニ屬一饜。　好以ニ寶刀一加ニ渠頭一。

と詠じたのは、實に武藏守が『兵兒の謠』の第一首を譯出したものであつた。山陽が來遊したのは、忠元の時代

を去ること遠く、島津重豪の所謂開化政策の後であつたから、都會華美の風、大いに素朴の古風を損じてゐたものと見えて、山陽は薩南健兒の爲めに、大いに鞭を振ふの詩を詠じたものであつた。

【十三】薩摩武士道（三）

歴代主恩を忘れざる『歴代歌』

第三は、南浦文之の『薩隅日三州府君歴代歌』である。

高祖忠久號得佛。　始領三州曰島津。
二世忠時稱道佛。　此時上古共風淳。
三世久經稱道忍。　攻亡禮部安我民。
給黎町田共孫子。　伊集院亦骨肉勻。
忠宗道義建長間。　都鄙謂之爲歌人。
其子貞久名道鑑。　舍弟六人國爲隣。
和泉孫子今殆盡。　佐多新納共相親。
樺山北鄕今猶盛。　其中石阪跡獨泯。

道鑑有レ子號二川上一。子孫至レ今更詵詵。
元久恕翁創二福昌一。一子爲レ僧戴二烏巾一。
有レ弟久豐號二義天一。挑二恵灯一來尙循循。
忠國大岳其諱譽。深固院古栽二松筠一。
舍弟樵夫薩摩守。題橋豐州武威絕。
出羽伯耆亦叔季。有二五兄弟一德已均。
忠國宗子稱二天勇一。不レ嗣二父位一異二天倫一。
大年登公天勇士。齋名二一瓢一德不レ貧。
立久節山氏具瞻。龍雲廟古獨薦レ蘋。
忠昌圓室諱玄鑑。寺名與二國一近二城闉一。
忠治蘭窓名二津友一。忠隆興岳不レ終レ晨。
勝久主レ國國將レ滅。幾殺二忠臣一自沈淪。
欲下讓二貴久一以中家國上。國亂其約皆不レ眞。
貴久老父問二誰某一。一瓢之子稱二日新一。
日新無レ由レ散二欝憤一。更揚二義兵一無二異論一。

從レ是三州調家士。　仰二見貴久一悉稱レ臣。
辛未林鐘二十三。　正是大中辭世辰。
海潮修レ梵南林寺。　香烟不レ斷日輪囷。
義久治レ國猶超レ古。　是時六國臣伏臻。
以レ歌鳴レ世是餘事。　惟德被レ民民歸レ仁。
令二人景慕一何至レ此。　遐齡猶祝二八千椿一。
新創二妙谷一預修レ善。　碧瓦朱甍疊二魚鱗一。
舍弟義弘兵庫頭。　武威振レ世重千鈞。
匪三啻譽聲動二我國一。　朝鮮八道誦レ名頻。
歸二依三寶一修二妙圓一。　無四人不三道二奇世珍一。
久保朝鮮撫レ軍日。　惜羅二微恙一化作レ塵。
家久多年在二朝鮮一。　擅施二威武一似レ有レ因。
國務餘力嗜二儒學一。　基本不レ亂壹修レ身。
就レ中心學探二其賾一。　入二禪教門一轉二兩輪一。
細大不レ捐藝非レ一。　揮レ劍揮レ筆共彬彬。

球王來降何歲月。　慶長巳酉在ニ𨑢賓一。
吾君命運幾多少。　孫枝子葉億萬春。

文之和尙は、桂庵三傳の弟子であるが、島津貴久がその學殖を景仰して招いたのであつた。當年の武將、伊勢貞昌・仁禮賴景・川上久國・三原重庸などは、皆文之和尙の門人である。その作るところの『歷代歌』は、永く薩摩士人の傳唱するところとなつた。

彼れを讀み、之を誦し、薩摩一藩の過去を緬想し來れば、剛健無比なる薩摩武士の面影は、髣髴として眼前に浮び來るではない乎。

【十四】薩摩武士道（四）

嚴格なる庭訓と少年健兒

薩摩武士道は、鎌倉武士道の直傳である。その儉素廉正にして義を尙ぶところなどは、正しく鎌倉武士の特有性を、そのままに受け繼いだものであつた。

スパルタ市民の母が、その兒の出陣を送つて『勝利の榮冠を戴いて歸れ。然らざれば楯に乘つて歸れ。』と激勵したやうに、薩摩少年に對する母訓は、また極めて峻嚴なるものであつた。『いろは歌』や『兵兒の謠』や『歷

代歌』は、薩摩少年が、平生その家庭に於て暗誦するところであつた。母は武門の名譽を常に兒童に訓誡して、君に忠に、親に孝に、能く文武の道に精勵すべきことを教へた。頭髪を結ぶ元結のごときも、必らず自分の家にて製したものでなければ、賣物は穢れがあつて、武運を損ずるとして用ひなかつたものである。自家にて元結を製するにも、婦人不淨の時には、斷じて之に從はなかつた位ゐであつた。山陽が『衣は骭に至り、袖腕に至る。腰間の秋水鐵斷ず可し。』と詠じた薩摩健兒の面影は、明治初年の東京においても、猶ほ世人の目覩するところであつたが、終には全國日本男兒の豪快を誇る代表となつたのは、所謂る薩摩武士道が、天下を風靡したものであるといはなければならぬ。

* * * * *

薩摩母訓が節操を主としたのは、是また鎌倉婦人の遺風を受けたものだといふことが出來る。吉野山峰の白雪ふみ分けて入りにし人の跡ぞ戀しき』と歌つて、賴朝の威權を恐れざりし靜御前、彼女を救ひたる平政子、曾我兄弟を狩場の陣中に導いた虎御前、遠藤武者盛遠をして月明に泣かしめたる袈裟、閨房に雙六を弄んで、その夫木曾義廣をして、遠く中山道に遁れしめたる妻女、それらは皆、鎌倉婦人の節義を代表したる婦人である。薩摩婦人が、少年教育に心を用ひ、自から節操を主んじたることは、鎌倉の武風に學ぶところが多い。

五月二十八日の夜に、薩摩少年が、孝子曾我兄弟の傘燒きといふことを行つて、彼の十郎五郎の兄弟が、傘を燒いて炬火とし、父の讎を報いたる故事を追懷して止まないのは、薩摩少年をして、如何に孝心と義節とを養は

しめたるぞ。六月二十四日の『日新寺詣り』、九月十四日の『妙圓寺詣り』、〔妙圓寺は義弘を祀る〕十二月十四日夜の義士傳輪讀など、皆これ薩摩子弟が、その郷土において養はるるところの實物教育である。

又薩摩少年は、好んで山野を跋渉する。この山狩も亦た、鎌倉の一遺風に外ならぬ。歴代島津氏は、戰爭は軍隊の進撃退却、何にせよ兵士の健脚が必要であるといふので、平生から少年子弟に山野を跋渉せしむることを奬勵した。日新公の訓令の中にも『一、若き衆中は、武藝・角力・水練・山阪歩行・平日手足をならすべき事。』とあり、新納忠元の筆に成る、慶長元年の『二才咄格式定目』にも、『山阪を達者ニ可二心懸一事』とあつて、舊記の中には、『士は常に武藝を手練し、山阪海川を達者に馳せ、足の腹は牛皮の如し。』とか『三尺二三寸の刀を差して、一丈許の石垣に手をも不レ掛して走せ登り、飛び下り……』とか『馬上にても山阪を平地の如く驅引す。』などいふ記事が、隨處に發見されるのである。この野外遠征の風の盛なるは、薩摩において特に看得るところであつて、他藩には、多くその類を見ざるところである。維新當時、東西に奔馳したる薩摩志士の諸君は、又た實に、此の健脚少年黨であつたに相違ない。

* * * * *

我が南洲翁の如きは、今日のマラソン競走こそしなかつたであらうが、最も好んで、山野に巡狩した跋渉黨の一人であつた。南洲と謂へば、誰れでも直ぐに蓬頭短褐、突つかけ草履に犬を曳き、天地狹しと山野を濶歩してゐる、あの散歩姿の『オイドン先生』を想起するであらう。彼の象の如き巨軀を以てしながら、却々の健脚家で

あつたことは、當時故老の談柄に多く遺つてゐるところである。

明治初年の頃、千葉縣習志野にて、大演習が行はれた折のことであつた。當時明治天皇は、英氣潑剌たる青年時代に在して、馬上躬から之を御統裁遊ばされたさうであるが、當日陛下は曙の闇を突いて宮城を御出門あり、曉星の輝く下に、朝露を踏んで、習志野まで疾驅遊ばされた。時に西郷は近衛を統督してゐたが、自分は馬にも乘らず、軍服の上に例の大刀を引き結び、陛下御馬乘の背後より扈從し參らせて、あの大きな軀に汗だく／＼となり乍ら、遂々習志野迄驅け詰めたさうである。當時之を傳へて以て美談とし、誠忠無二の大西郷が明治天皇をして世界的君皇たらしめんが爲めに、如何に陛下の武勇性を玉成し奉るに苦心したるかを賞讃したが、又た一方において、西郷の堅忍力とその健脚とに、驚嘆せぬ者はなかつたといふことである。斯の如きは僅かに一例に過ぎず、西郷談中には、隨處に此の例を見るのであるが、以つて彼れが少年時代において、薩摩古武士の遺風を學び、如何に多く山野に吟行し、その身神を錬るに努力したるかを想像し得るであらう。

南洲嘗つて高吟して曰く、

驅レ犬衝レ雲度二萬山一。　傲然長嘯斷崖間。
請看世上人心險。　涉歷艱二於山路艱一。

南洲の崇高なる風姿は、一詩の間に躍動するを覺えるではないか。「誰か識る浴餘行樂の處。青山高く豁け宿雲披く」などの句も、南洲詩中に見たる句であると記憶する。

山老元難レ滯帝京。　絃聲車響夢魂驚。
垢塵不レ耐ニ衣裳汗一。　村舍避來身世淸。

など吟じたる、その意、世上功名の士を哂ふの意に出づるとはいへ、翁が、兎角に山川を好むの情を窺ふべきである。薩摩の人士、由來好く山川に親しむ。是れその武道の一美風とするところである。

【十五】薩摩武士道（五）

義は泰山、死は鴻毛

義は泰山の重きよりも重く、死は鴻毛の輕きよりも輕しとするは、これ薩摩武士道の精髓とするところであらう。大凡、義を尙び、義の爲めには死を以て之に殉ずるのは、封建武士の中心的道德とするところであつて、單り、之を薩摩においてのみ、特有とすべきではないが、併も薩摩武士において、特に之を稱し得る所以のものは、薩摩武士が、他の及び得ざる熾烈なる精神を以て、義烈心を崇尙したる、多くの事實を有してゐるからである。

封建時代の薩摩青年において、特に『義絕』の風が旺盛であつたことを發見するのは、最も注意すべき點であると思ふ。島津齊彬の治世において、士風振作の爲めに作られたる、嘉永五年の『下荒田鄕中掟』の中に、

一、人倫之道を失ひ候儀は勿論、文武之藝に怠り、約定に相背候節は、不ニ差置一致ニ諫爭一急度相改候樣、互に

可ニ申諭一候。若又士道に相逃候儀、竝雖ニ小事一不義之行跡有レ之、及ニ再三一相諫候ても、我意相立不ニ相改一者は、長老の面々まで、不レ殘逐ニ相談一候上、可レ致ニ義絶一候。若不レ宜所業有レ之候ても、不ニ頓着一に召置不ニ相諫一段々致ニ增長一候上、俄に及ニ義絶一候儀は、甚以不親切に相當候間、致ニ見聞一候節、速に相戒可レ申事。

とあるのは、薩摩青年の最大の恥辱、最大の不名譽とする制裁を規定したものである。是れ尙義心及び廉恥心の旺盛なる人々に於てするにあらざれば、斯くの如き規定を以てして、士君子最大の不名譽とするが如きことは、容易に行はれ難いのである。『非義の盟、譏るべしと雖も、身を忠戰に委ぬ。名を稱するに足る。』と評せられた『賤のおだまき』の二秀才も、義を樂道に執るとは雖も、尙ほ神明に誓つて、

一、忠信孝義、武士道之儀第一之事候條、專可ニ相嗜一事。

一、此節致ニ兄弟之契約一候に付而は、自今以後可レ共ニ生死一事。

と起證したのであつた。

『朋友之道は、以ニ信義一相交る』べしといひ、『朋友に不義不信なるは、人間第一の罪にて、禽獸にひとしき事』といふは、薩摩青年訓の最大要諦とするところであつた。

談柄は稍ゝ舊き過去に遡るが、天正六年〔戊寅〕十二月、島津日新公が、島津實久の加世田城を攻めんとした時のことであつた。加世田城は周圍十八町、高さ十五尋と稱された堅城で、初めは流石の日新公も、之を攻むるを難んじた位ゐであつた。當時日新公の臣に辻・尾辻と稱する兩士があつたが、兩士は相圖つて、一日加世田に

入り、彼等はさる酒店で酒を酌み、僞つて大酒亂を始め、遂々一人は他を殺害して、城門に馳せて死を免がれんことを乞うたのであつた。謀らるると知らざる城中の士は、その哀を容れて、之を城南の一隅に留めた。豫ねて謀し合せたことであるから、日新公も亦た僞つて投降士の家財を沒取し、家人を追放に處したのであつたが、是れより、城內の祕密は、事大小となく、逐一投降士の一人に依つて內通せられたのである。其年十二月二十九日、日新公の此の城を攻むるや、彼れは防戰半ばにして、內より城に火を放つたので、さしもの堅壘も、見る間に落城に及んだのであつた。是において、日新公は厚く其功を賞せんとしたが、彼れは斷じて之を斥け、是れ蓋し我れ一人の功ではない。相約して死したる友士の功に依るところであると、恩賞を謝して受けなかつたのみか、死せる友の墓前に走り、自刄して其後を追つたといふことである。

如何に謀略の爲めとはいへ、喧嘩に眞似て死する者も死する者であるが、攻城第一の功を捨てて、友士の墓前に追死する者も追死する者である。敵前に美戰するは、士の好んで死を惜まないところであるが、薩士兩辻の行爲の如きは、正に人の難んずるところであらう。是れ實に日新公平生の薫陶に、由來するところであることは勿論であるが、又た自から他と其の意氣を異にする、薩藩士風の一端を見るべきである。

＊　＊　＊　＊　＊

若し夫れ、武士が其の君に報ずるに死を以てするは士道の通義にして、特にいふべきの價値なしといはば、それも亦た道理である。併も薩摩においては、單に武士のみに限らず、下士卒　役夫・土工の末に至るまで、面目

の爲めに、死を賭した事實が尠くない。

二十四代島津重年の時代のことであつた。德川幕府が、彼の木曾川改修工事を薩藩に命じた際、此の治水工事の爲めに、薩藩からは家老平田靱負を總奉行、大目附伊集院十藏を副奉行として、總人員足輕まで五百六十餘人、家來下人三百八十餘人、先づ千人近くの薩人を率ゐて此の工事に當つたのであつた。丁度寶曆四年（甲戌）二月から起工して、翌五年（乙亥）三月、漸やく竣工したが、此の工事は非常なる難工事であつて、是れが爲めに大凡三十萬兩を費した程であるから、薩藩の財政は、此の工事に依つて頗ぶる疲弊したのであつた。長時日を要するのと、巨額の資金を費やすのとで、一方幕府の催促と、他方國元よりの苦情の爲め、一時出張委員は、非常なる窮境に陷いつた。

彼等は惟へらく、如何に巨費を散ずるとて、工事の中止は、薩藩の名譽に關することである。未だ之に着手せざる以前ならば知らず、既に工事に任ぜし以上は、最後の完成を期せなければならぬ。費途の過ぎたるは、死を以て謝すべきのみと。彼等は非常なる堅忍と努力とを以て、美事に工事を竣了したが、家老平田靱負以下四十九名は、遂に自刄して其罪を謝した。勿論その中には、足輕以下の無名氏も多數之に加はつて居た。恥を重んじ、面目を尙ぶの風は、士班以外においても、深く薩摩人の心肝に徹したるを看る。

後に明治維新に際して、屢々薩摩士人が、死に逸るの逸話を聞くのは、薩摩において、別に由來するところがあるのを思はなければならぬ。

【十六】薩摩武士道（六）

郷中・方限などの團結力養成

薩摩人に一種の團結力があるといふことは、薩摩を知る人の、何人も感得するところであらう。惡くいへば、徒黨を組むを好むとも評されないこともないが、彼等の歴史的背景は、「敵の存在」を常時に認識し、之に備ふるの精神、即ち國防的精神に一貫して來たのであるから、ここに自から一種の團結的勢力が胚胎したのであらう。彼等が各々その郷黨と結び、他國若しくは他郷の人士と相許さない、排他的風習が盛んであつたのは、島津氏の鎖國政策に由來するところか尠くはないが、多年彼等が、團結して敵に抗するの精神に養はれて來たことが、最も深い原因を爲してゐると思はれる。

後年、明治維新の擧あるに際して、幾多強藩が四方に崛起したる中にあつて、薩摩が長州と相並んで、勤皇の二大勢力となり、遂に他列藩に擢んでて、幕府討伐の最大原動力となつたのは、蓋し彼れが有する、傳統的團結精神の賜であるといつても差支へないのである。然らば、彼等薩摩青年等は、如何なる組織と訓練とを經て、かかる精神の所有者となつたのであるか。之れが說明を加ふることは、維新史を解するに、又た決して徒事ではないと信ずる。

薩摩青年の間に發達したる、團結の組織は、『鄕中』或は『方限』の名に於てせられたる、一種の青年團的集合に基礎を置いてゐるのである。この鄕中の組織は、舊く戰國時代に發生したものであつて、薩摩武士の中堅的勢力の搖籃となつて、現代にまで及んだのである。而うして此中に包容せらるる青年は、『兒』と稱する前髮時代の少年から、十四五歲以上、二十四五歲までの『兵子二才』の凡であつて、彼等青少年等は、鄕中にあつて、互に志操を砥礪し、武勇を鍛錬し、盛んに談論して學問知識を琢いたものであつた。彼等は、果して如何なる規約の下に互に相勵みたるか。試みに、その定目を一瞥して見よう。次に揭ぐるものは、鄕中規約の最も古いものといはれてゐる、慶長元年〔丙申〕に作られたる、新納武藏守の手書に成るものである。

＊　＊　＊　＊　＊

二才咄格式定目

一、第一武道を可レ嗜事。

一、兼て士之格式、無二油斷一可レ致二穿儀一事。

一、萬一用事に付而、咄外之人に致二參會一候はば、用事相濟次第、早速罷歸、長坐致間敷事。

一、咄相中、何色に依らず、入魂に申合候儀、可レ爲二肝要一事。

一、朋輩中、無作法之過言、互に不二申懸一、專可レ守二古風一事。

一、咄相中、誰人にても他所に差越候節、於二其場一難二相分一儀到來致し候節は、幾度も相中得と致二穿儀一越度無レ之様、可二相働一事。

一、第一は虚言抔不レ申儀、士道之本意に候條、專、其旨を可二相守一事。

一、忠孝之道、大形無レ之様、可二相心懸一候。乍レ併、不レ逃儀到來候節は、其場をくれを不レ取様、可二相働一事、武士の可レ爲二本意一事。

一、山阪の達者、可二心懸一事。

一、二才と申者は、落鬢を剃り、大りはをとり候事にては無レ之候。諸事武邊を心懸、心底忠孝之道に背かざる事、第一の二才と申者にて候。此儀は、咄外の人絶へて不レ知事に而候事。

右條々、堅固可二相守一、もし此旨相背候はば、二才と云ふべからず、軍神摩利支天、南無八幡大菩薩、武運之冥加可二盡果一儀、無レ疑者也。

慶長元年正月　　　　二才頭

人の集ふところ、自から黨を成し、黨を成すところ、自から他を排するの傾きを生ずるを、人は免がることが出來ない。鹿兒島城下の士、幾郷中に分れ、各々武を競ひ、勇を爭ふの結果、武風の益々揚るの一方、年を經るに從つて、弊習も亦た漸やく生じて來た。齊彬は早くも之を憂ひ、嘉永五年〔壬子〕更らに新訓令を發して、弊風の一掃に努めた。この一新機に際して『下荒田郷中掟』の如きものが出來た。彼等が相規約したるところは

實に次の如くであつた。

下荒田鄉中掟

一、每朔之御條書は勿論、其外被二仰渡一趣、謹而可二相守一事。

一、朋友之道は、以二信義一相交り、責レ善戒レ惡、德業致二成就一候爲候條、禮讓正敷、過失は互に致二諫爭一、聊不親切之儀有レ之間敷候。尤患難憂戚の節は、相互に助け合、吉凶之禮式等も不レ可レ缺事。

一、君・父・師之大恩、不レ可二忘却一事。

一、士農工商之內、士之儀は、三民之支配人にて、不レ輕職分に候間、第一義理に不レ通、武道不鍛錬にては、其取扱難二相調一事に候に付、兼々文武之兩道致二研究一、治亂共に、御國家之御用相立候樣、其術業誠實に可レ致二修業一事。

一、御奉行筋を等閑に致し、父母に不丁寧、兄弟に友愛ならず、朋友に不義不信なるは、人間第一の罪にて、禽獸にひとしき事に候條、不レ失二愛敬恩義一樣相心得、且又長者を敬ひ、幼者を丁寧に教諭いたし、不二賴母敷一義共無レ之樣、可二相心掛一事。

一、對二重御役人一不敬之儀無レ之樣、兼て可二相心得一、於二路次一行逢候節も、嚴重に可レ致二禮式一、且又兒同心等にて、大勢列立候節、他鄉中之衆へ行逢等より、聊之儀も致二到來一事候間、此方より、不レ失二禮義一樣、路脇

へ相廻り致し通行し、猥ケ間敷儀無レ之様可レ致候。將又、我身も嚴重に相勤候て、他人を侮り、誹謗すべからず。及二爭論一候儀も、畢竟手前之無禮より事起り候間、言行相謹可レ申事。

一、學問武藝之心掛無レ之、徒に集會いたし、放逸遊樂に耽り候は、士道に相背、不忠不孝に相當り候間、不埒之儀無レ之様、可二相勵一候。尤武術不鍛錬にては、非常之節、後れを取候義共有レ之候ては、千歳の汚名を蒙るのみならず、先祖をも恥しめ、武士道不二相立一事候に付、無二懈怠一可レ致二修業一、平日廉直律義相嗜、臨レ事不覺之振舞無レ之様、可二相心得一事。

一、學問武藝之同志外は、世間付合、若年之内は可レ爲二無用一事。

一、諸藝道致二入門一候節は、一統へ可レ致二相談一事。

一、筆算之儀は、日用之急務に候間、兼々可レ致二修業一事。

一、郷中申談、相定置候式日式夜之儀は、無二闕座一様致二出席一、其外集會之節も、猥ケ間敷義無レ之、相互に武士道可レ致二穿鑿一候。左候て故障有レ之、難レ致二出席一節は、其譯嚴重に可二相斷一事。

一、人倫之道を失候儀は勿論、文武之藝に怠り、約定に相背候節は、不二差置一致二諫爭一急度相改候様、互に可二申論一候。若又士道に相迯候儀、竝雖二小事一不義之行跡有レ之、及二再三一相諫候ても、我意相立不二相改一者は、長老の面々まで、不レ殘遂二相談一候上、可レ致二義絶一候。若不レ宜所業有レ之候ても、不頓着に召置、不二相諫一段々致二增長一候上、俄に及二義絶一候儀は、甚以不親切に相當候間、致二見聞一候節、速に相戒可レ申事。

一、往々風俗宜敷相成、從ニ成長一文武二道の士多致ニ生立一御國家之大恩を奉レ報、祖宗の美名迄相あらはし候樣、銘ニ心肝一致ニ勉勵一忠孝之道相立候儀、趣向之根本に候條、屹と心得違有レ之間敷候事。

右者、此節厚以ニ思召一、士之風俗立直候樣、被ニ仰渡一趣有レ之、組頭衆より、鄕中取締人迄も被ニ仰付一候に付、吟味之上、鄕約之條目相定候條、無ニ違背一樣、堅固に可ニ相守一者也。

嘉永五年子十月　　下荒田鄕中

斯くして、彼等鄕中の靑年は、義士傳の輪讀にその熱血を躍らし、曾我兄弟の傘燒きに壯烈の氣を養ひ、月明の夜、晴風の旦、天吹を吹き、琵琶を彈じて、少時も武士道の砥礪を怠らなかつたのである。

天下、德川氏の治下に平定してより三百年、諸藩の武風の次第に衰頽する中にあつて、單り薩藩の健兒等は、蓬頭亂髮、意氣軒昂、以て私かに風雲の會を待つものの如くであつた。

【參考】嘉永五年（壬子）五月、島津齊彬が藩士を訓誡したる諭告書

近年諸士の風俗不レ宜、聊之事より及ニ爭論一以ニ竹木一打合、鄕中集會等も、不行儀之向も有之哉に相聞得、甚以不レ可レ然事に候。武士道者、律義相嗜候得者、此頃之樣、不レ謂事より及ニ爭論一候儀有間敷事に候。武士者、禮儀を專らとして、武藝之心掛は勿論、學問武道をはげみ、國家之固めに相成候こと、武士の本意にて、城下に多人數罷在候も、下々の無法をいましめ、爲レ可レ鎭ニ非常一に候處、有て無法之及ニ爭論一候儀、全武士之氣性衰候譯と、なげかしき事に思召候。其上番頭等、申諭方も不ニ行屆一親共申付方等閑之處より、右樣成行たる事と思召候間、急度風俗立直候樣可ニ申付一以來無法之爭論等有レ之候者、當人は勿論、支配頭・親兄弟も、急度思召被レ爲レ在候段、承知仕候事。

第二章　西郷吉之助の出生と其前後

【一】近世薩摩の經營

嘗て英國のヂスレリーは『天下は待ち能ふ者の有に歸す』といつた。『待ち能ふ』の一語に、強力なる背景の、雄渾の筆もて描かれたるを見るのである。強力なる背景とは何を指ざせるか。それはいふまでもなく一準備せられたる實力一ではないか。世界は到底、實力者の所有に歸するの外はないのである。凡べて空名に據れる者は、遠からずして覆沒の日あるを免れない。三百年の過去と、征夷大將軍の威名とを把握してゐた德川幕府も、その名の空名に歸して、實力の基礎を失ふや、一朝にして倒壞するを免がれなんだ。若し仔細に、精密に、幕府倒壞の原因を列擧するならば、人は之を記するの繁に苦しむであらう。固より、薩長氏の小勢力を以てしてのみ、能く此の幕府倒壞を成就したと思ふのは、大いなる誤まりである。幕府は蓋し倒るべくして倒れたに外ならないのである。倒るべくして倒れたといふのは、即ち實力を失つたことであつて、それは又た同時に、薩長以下の聯合諸藩の實力が、幕府の虛位を覆へすに充分であつたといふことを、反對に明言し得るのである。

然らば、その實力者の一たる近世薩摩は、果して如何なる人材に依つて經營せられ、如何にしてその實力は蓄積せられ來つたのであるか

「近世薩摩の建設を叙するに當つて、特筆大書すべき二個の偉大なる經綸家ありしことを、人は逸することが出來ない。二個の偉人とは他なし。一は島津重豪にして、他は島津齊彬である。重豪は二十五代の藩主、齊彬は二十八代の英主である。重豪は寶曆五年〔乙亥〕から天明七年〔丁未〕まで三十三年間治世の位に居り、天保四年〔癸巳〕正月十四日、八十九歳を以て歿するまで、四十六年間隱居役を以て齊宣・齊興二代の後見政治を統べたのであるから、前後實に七十九年の長日月、薩摩藩政の改革に任じたのであつた。齊彬は重豪の訓育を受けて人となり、嘉永四年〔辛亥〕四十三歳に達するまで世繼として過し、嘉永四年〔辛亥〕二月二日、齊興に代つて藩主の位に卽いてから、安政五年〔戊午〕七月十六日に歿するまで、僅かに八年間、治世の局に當つたに過ぎなかつた。然しながら、此間に於ける齊彬の薩摩經營は、近世日本において、實に稀に見る高識達觀を以てせられ、維新活躍の基礎は、全く此の人の開拓に待つたのであつた。

*　*　*　*　*

由來、傳統的鎖國主義を執つて、久しい間山奥に穴熊のやうな生活をして來た薩摩人は、剛健・醇朴といへば甚だ聞へがよいが、「お山の大將俺れ一人」といふやうな、お國自慢の風が隨分盛んであつて、時世後れの蠻から風を無暗に發揮したものであつた。隨分と濟度し難い連中も多かつた。戰國を去る遠からざる、十九代光久の時、既に其の弊に堪へなかつたものと見えて、慶安三年〔庚寅〕に矯風令を發して、亂暴するのが武士ではない。少しは書物を讀んで、禮讓の道も心得ねばならぬと、文學の力を借りて、踈暴の弊風を改めようとしたこともあつた。

一　御當國の儀は、譜代の士共に候故、殿樣を大切奉レ存、御奉公に付、老若共に身命を差捨候志は可レ有レ之候。然共、平生の行跡不レ宜に付て、傍輩中、少々憤り有レ之候得ば、屏垣を崩し、礫を打込、或は辻に集居、往還の障りに相成、或は往來の者共へ惡口を申掛、及二口論一自身の非分は不レ顧、打擲又は打捨候儀共多々有レ之、右式の仕形末々の事にて、奉レ對二殿樣一不奉公の儀とは不レ存段、何れも了簡違ひにて候。右之通に不二成合一行跡、少々にても人の障りに罷成候儀、御當國に限り、右之風俗有レ之候事、御仕置不レ宜筋に、他國へも聞へ、畢竟は御難題の事に候間、老若共、右の旨を奉二承知一、學文武藝を相嗜み、若輩之者には、親兄弟、年長者共より、時々申聞け、風俗相直し候儀、當然の御奉公に候。

纔かの事に直に喧嘩口論に及び、朋友知人間に爭ひを生じ、亂暴狼藉を働らくのは、薩藩に限つての卑風である。よく〳〵學問修養を積み、大勇は忤はず底の人物にならねば、眞の心得ある侍ではないといふのである。

一　右體の風俗故、若者共の交、無慇懃に有レ之、纔の事にも、傍輩中或は及二口論一或は打果し候。差究め無レ據恥辱にも相成候儀に、不レ遁筈に候得共、互に所行不レ宜所より事起り、是以堪忍相濟筈の處、畢竟忠節孝義の程を不レ存、無穿鑿故、私に身命を差捨候儀、忠孝の道にも相背、一類迄も迷惑仕候儀、幾度も有レ之、不便の至に被二思召上一候。傍輩中、下々にても不屆儀有レ之候はゞ、粗忽に事を破不レ申、其場を致二堪忍一遂二披露一候はゞ、尤明白御沙汰可レ被二仰付一候。依レ之、學文に志し、少々成共道理を致二通達一候はゞ、右體の無所行者無レ之筈に候。毎度被レ加二御憐愍一候て御仰出候得共、其譯不二相立一儀、御仕置不二相届一樣有レ

之、御氣の毒に被ニ思召上一候間、右之趣を得と奉ニ承知一候樣、可ニ申聞一候。

私憤私情の爲にお互ひに命を捨つるは、眞の忠節ではない。忠孝節義の本體を學ばぬから、堪忍が出來ぬのである。小に忍び大に發す。これが御奉公の眞髓である。屢々教ふれども弊風今において改まらず、非常の心得を以て、刷新を要すと教へたのである。

一　屏垣を崩し、礫を打込候儀、士之家來共外、寺門前町人之子供、士之眞似を致し、右之働仕儀も有レ之と聞へ候。此段士の風俗宜しき時は、下々迄も其風俗に可ニ相成一候。又士供所行不レ宜候得ば、其仕形を相眞似候。畢竟は士之子供所行之依ニ善惡一末々に相掛事に候得者、專可ニ相嗜一事に候。

何かといへば直ぐに爭鬪に及び、人を殺傷し、家を壞すなどの惡風は、侍を見習つて、今では門前の小倅、町人の子供まで眞似るやうになつた。農工商の上に立つべき侍がこれではならぬ。宜しく自から弊風を矯正して、良風の範を垂れるやうにせねばならぬ。

一　所行不レ宜者は、無藝無能にて徒に罷居、何の業をも不レ仕候に付、惡行を仕る外無レ之筈に候。殿樣へ御世話をも掛け上げ、其身は親子一類まで、迷惑に成事を致し候者は、不忠不孝の者にて、此旨能々親々よりも可ニ申聞一候。—光公貴翰—

光久も、戰國殺伐の餘風を受けたるお國の蠻風には、隨分手を燒いた風に見えた。蓋し、此の弊風は一朝にして改まらず、光久の矯風令以後、五十餘年後、廿一代吉貴の寶永二年（乙酉）に、又々戒令を發して『若者共、

髮月代總て僞體を見苦敷致し、何國にも士の風俗にあらざる無作法之所行有レ之に付、前代より稠敷被ニ仰付一候得共、于レ今其風俗不ニ相改ニ由、不屆に候』といつてゐるところを見ると、衣は骭に至り、袖腕に至る薩摩ツボウ先生、容易に蠻カラを棄てなかつたものと見える。廣く天下の大勢に通ぜずして、獨り傲然として山村に蠻勇を誇る者、今は何人にか、一大改革を施されねばならならい時期に、到達してゐたのであつた。

【三】改革家としての島津重豪（一）

海外文化流入時代

『ある民族に對して、一つの新しい心理を創造することは、非常に困難なることであるが、舊い習慣を改造するといふことは、更らに一層困難なることである。』とは、佛國の民族心理學者、ギュスターヴ・ル・ボン氏が、その著書『民族心理學』の中に記した言葉であるが、これは眞に名言であると思ふ。我が薩摩に於ける、島津重豪は、この最も困難事とせられたる、民族心理の改造、民族習慣の改革を、最も大膽に、最も率直に實行したる、近代珍らしい大改革家であつた。

物には必らず反動といふものがある。小改革には小反動があり、大改革には大反動が來たるのは、寧ろ自然の勢ひである。數百年來の傳統的習俗と、歴代の家憲とを打ち破つて、鎖國の門扉を一朝にして撤廢したる、重豪

の解放政策に、保守的反動が起り來ることは、當然であらう。改革の餘弊や、反動の混亂やを捉へて、重豪の改造政治そのものを非難し去るのは、少しく冷淡無情に失すると思はれる　本文の筆者は、寧ろ重豪の政策を偉なりとし、彼れの遠大なる理想に少なからず敬服する一人である。次に彼が改革の一端を歴叙して見ようと思ふ。

＊　　＊　　＊　　＊　　＊

重豪の一生は、徳川中世紀の終から、末世紀の殆んど大部分を占めてゐるのであるから、若し彼れの事業及びその背景を叙するとなれば、實に八代將軍吉宗の終りから、十一代將軍家齊の末年に至る間の、一大史篇を叙せなければなるまい。その間重豪は、西國雄藩の一大改革家として知られたばかりでなく、江戸の中央政界に於ても、非常なる權勢を振ひ、榮翁の名は天下三隱居の隨一に屈せられたのであつた。彼れは生れながらにして資性英邁豪壯であつたが、彼れが寶暦五年〔乙亥〕七月廿七日、十一歳を以て家督を相續し、安永の初年、薩摩改造を初める迄、三十歳前後迄の時勢は、亦た頗る彼れの海外知識、及び改革的精神を養成するに、甚だ刺戟多き時代であつた。

當時の政界は、吉宗の獨裁政治が、その終りを告げて、田沼意次、水野忠友等の權臣政治に移つた時代であつて、吉宗の消極的勤儉政策に代つて、田沼は盛んに積極的膨脹政策を行ひ、地方開發、產業政策を企て、悪貨濫造に困しんでゐた、幕府財政の窮境を救つたのであつた。重豪はかかる雰圍氣の間において、人と爲つたのであつた。

朝廷の式微は、此の時代において最も甚しく、幕府の權勢を憎むの聲も、微かながら四邊に聞へ出した。竹內式部事件が起つたのは、重豪が十四歳の時であつて、藤井右門・山縣大貳が刑せられたのは、彼れが二十三歳の折であつた。

一方においては、西洋文物は、盛んに長崎を經て輸入せられ、平賀源內なども出て、蘭學が頗ぶる盛んであつた。全く文明の異なれる西洋器物が、江戸人の目に觸るるやうになつた爲めに、江戸の文物、江戸人の知識が、一時に開發せられたのは、疑ふ餘地がない。青木昆陽・野呂元丈・前野蘭化などいふ人々が、和蘭語を學んで、蘭書の講讀をやつたりして、一層洋學は盛んとなつた。杉田玄白の「蘭學事始」に、

「明和の初年の頃より、世人何となく和蘭持渡りの物を珍奇とし、總じて好事と聞えし人は、多少舶來の器を取集めざるはなし。殊に田沼侯執政の頃にて、世の中華美、繁昌の最中なりしにより、長崎の來舶より、種々の器物を年々送り越し、人々其奇巧に心を動かし、究理微妙なるに感服す。江戸の人氣、自然と和蘭に化せられ來り、毎春、禮拜のカピタンに對話を願ひ、醫方・天文・地理・物產・本草等の事を問ふ者多し。」云々

とあるを見て、當時の情景を察することが出來る。重豪はかかる時代の、江戸に住してゐたから、彼れが生來の進步性は一層時代化されたことと思はれる。それで明和八年（辛卯）二十七歳の時に歸藩の際には、自身長崎に出で、和蘭船に乘り込んで研究した位であつた。かかる文明化せる重豪の眼には、本國の薩摩が、數百年間、他國との交際を禁じて、國粹保存だの、祖先崇拜だのと、凝り固まつてゐるのが、如何にも馬鹿々々しくてたまら

なかつたであらう。井底の蛙、大海を知らずで、これはどうでも大改革を行つて、薩摩人の眼を開かなくてはならぬと考へたのは、榮翁の人柄から推して、寧ろ當然の結論であつた。

【三】改革家としての島津重豪（二）

文化政策と經濟政策

重豪の薩摩改造には、二個の大方針があつた。一つは文化政策であつて、他の一つは經濟政策であつた。そしてこの二つの方針が、解放主義の一大進路をとつて現はれた。薩摩をして、薩摩の薩摩たらしめずして、日本の薩摩たらしめようとするのが、彼れの一大理想であつた。肥後の細川銀臺、米澤の上杉鷹山、長門の毛利重就、備前の池田治政の如き、當時、所謂名君と稱せられた人々は、悉く重豪時代の人で、此等の諸侯も、この時代の思潮に乘じて、各〻藩政改革を行つたのである。

重豪は先づ、安永二年〔癸巳〕藩學造士館を創設し、一方に演武館を設けて、文武兩道を研磨せしめた。『專ら禮儀を正しくして學業を勤め、妄りに戯言戯動すべからず』『專らその言を讓り、我意を捨て人に從ふべし』などの規定を設けて、粗野の風を一掃するに努めた。又た明時館・醫學院を建てて、蘭學の研究をも奬勵した。有名なる白尾國柱の『成形圖説』一百卷は、重豪が命じて編せしめたものであつた。安永二年〔癸巳〕四月、二十

九歳の青年藩主重豪が、歸國して國内に發した訓令は、

一、言語、行跡、髪、形等の儀、相直し候樣に可レ致候。

一、御國許温泉へ、他國人參候儀、不レ苦候。

一、諸事指南に、女にても、他國より參候儀、不レ苦候。

一、花火、船遊等致候儀、不レ苦候。

といふのであつたが、實に思ひ切つた改革令である。それから、辨天波止場で、江戸芝居を演ぜしめたり、大門には料理店を設けしめて、上方遊女を盛んに移入して、丸で山奥の僻村に蓄音器を擔ぎ込んだといふ風の改革の仕方を、ドシ／＼遠慮なく遣つたものであつた。所謂、繁榮方といふものを置いて、經濟上の繁榮を期したことは、重豪の經濟政策より來たるものであつて、勿論彼れが遊惰淫佚の風を好むの、致すところであるとは謂へないのである。

* * * * *

日本西南の僻隅に盲聾的生活を送つてゐた薩摩人は、江戸最新文化の直移入に會つて、全く面くらつた形で、勢ひ茲に一大變化を來さなければならなかつた。薩摩人の目を日本的に開いたのは、實に重豪の解放政治の賜であるといはなければならぬ。この意味に於いて、薩摩における島津重豪は、露國におけるペートル大帝に比すべきである。ペートル大帝の功罪は、軈てそれが重豪の功罪となる　露國をして歐洲の露國たらしめたのがペート

ルの功業であるならば、薩摩をして日本の薩摩たらしめたのは、重豪の功業に歸せなければならぬ。露國はペートルの開化政策の爲めに、手痛い反動を蒙むつたが、その爲めに大帝の偉業を沒することは出來ないと同様に、薩摩が重豪の解放政策の爲めに、大反動を受けたからといつて、重豪の鴻業を貶する譯には行かぬ。

古きものを改むるは、新らしきものを造るよりも困難なりといふことが眞理であるならば、重豪の薩摩改造は實に難事中の難事にして、併もこの最難事を大膽に敢行して憚らなかつた重豪は、蓋し近世における、英邁なる人傑の一であると評せなければなるまい。彼れの果斷力、彼れの勇往性、彼れの斷行力、彼れの進歩性は、彼れをして、遂に近世的國家の組織的事業に著手せしむるに至つた。

遮莫、大英斷の次に來るものは、また大反撥であることを、人は如何ともすることが出來ない。

【四】　保守的反動　近思錄崩れ

一たび岸邊に打ち寄せたる波は、又た必らず後方へ引きかへす。進潮あり、退潮ある間に、自然に干滿の大法に從つてゐる。それと同じやうに、人間の仕事にも、一進あれば、一退あり、動があれば、反動があることを免がれない。

蕉衫如雪不受塵。　長袖緩帶學都人。
怪來健兒語音好。　一操南音官長嗔。

蜂黄落　蝶粉褪。　倡優巧。　鐵劍鈍。
以レ馬換レ妾髀生レ肉、　眉斧解剖壯士腹。

此の詩は頼山陽が文政元年〔戊寅〕薩摩に漫遊した際、剛健の意氣を失つた薩摩健兒の柔弱化を憤慨した、有名なる『兵兒之謠』であるが、文政元年〔戊寅〕といへば、重豪猶ほ七十四歳を以て存世し、齊興の後見として權勢を示してゐた時なのであるに關はらず、多感の詩人をして、斯く迄嘆息せしむる程、開化政策の餘弊は、早くも人目に映ずるに至つてゐたと思はれる。

抑も重豪の政治に對して、第一に白羽の箭を發したるものは、薩摩合傳流軍學の始祖たる徳田邕興であつた。邕興は須藤一卿に軍學を學び、自から合傳流軍學といふものを肇始して、當時流行してゐた甲州流軍學の、精神なくして形式に流れたのを、痛烈に攻撃した人であつた。

『今や泰平の極、文華に傾き、驕奢に流れ、聖賢の教に背き、忠信篤敬の實行を外にして、徒らに詩を玩び、文を綴るを士の本分と誤り、古來文武竝び立ちたる教例を知らず、泰平の日に武を講ずるは、迂拙男子なりと誹謗す。士風の廢滅、今日より甚だしきはなし。』

とは、彼れが其の著書「武學口授」中に述べてゐるところであるが、彼が公然、重豪の創設にかかる藩學造士館に於て、當路の失政を痛罵したのは、重豪が改革令を發した時から、僅かに三年の後であつた。

形式に流れたる甲州流軍學に不滿であるのと、重豪の遊惰なる士風に不平なる邕興は、造士館で大いに合傳流

の講演をしたいと申入れたが、藩ではどうしても聽さない。邕興はそれでも屈する色なく、之を强請して已まないので、『武田流軍學の非難はやらぬ』と誓言させて、之を許したのであつた。時に邕興は、三十九歳の血氣盛りであつたが、家老・史官・學頭を始め、群臣列座の面前に現はれて、開口一番、

「戰ひを爲す者には、必らず敵がある。兵を談ずる、豈に敵なかるべけんや。」

と喝破して、意氣昂然、重豪政治の失績・士風の頽廢・軍學の墮落を痛罵して、一大雄辯を揮つたのであつた。一座殆んど言の出づるところを知らず。爲めに色を失つたといふことであるが、彼れは之が爲めに藩廳の忌諱に觸れて大島に流謫せられ、十二年間、絕島に孤獨の生活を送り、轗軻不遇の裡に、その身を終つた。彼の薩藩士風の擁護者として現はれたる、秩父太郎が藩老となつて、重豪の政策に反對して、緊縮政治を初めたのは、文化元年「甲子」、邕興死後に接すること、實に四年であつた。

＊　＊　＊　＊

帝國主義と時を同じうして社會主義も發達し、世界主義の盛んなると同時に、國家主義が竝進し得るのと同じやうに、進步主義の存在と同時に、保守主義も發展し來るものである。重豪の進步主義に對して、保守主義の反動思想が、一つの勢力となつて現はれて來たのは、重豪隱居後、廿六代齊宣の末年、近思錄學派が藩政の中樞に立つた時代のことであつた。藩學造士館は、山本正誼の主裁するところであつて、「程朱の說を主とし、妄りに異說を雜へ論ずべからず。」といふ主義であつたが、徒らに訓詁の末に趨つて、學問本來の目的を失ふのは面白く

ない。學問は學問の爲めの學問ではない。人間の爲めの學問である。と山本派に反對したのは樺山主稅、秩父太郎などいふ人々で、近思錄を硏究する學徒であつたから、世に之を稱して、近思錄學派と唱へた。所謂官學と民學との對抗を、我々は此の時においても觀るのである。

＊　＊　＊　＊　＊

秩父太郎といふ人は、頗ぶる才幹に富んだ人で、夙くも藩政の墮落と財政の窮乏とに眼をつけて、緊縮主義の政見を持してゐたが、齊宣が内閣を秩父に統轄せしむるや、彼れは樺山主稅と力を協せ同學派の淸水源左衞門・隈元平太・隈元軍六などを登用して勤儉政策を行つたのであつた。そして一方山本正誼初め重豪時代の重臣を悉く罷免して了つた。また造士館派の橋口權藏・宮下主左衞門などいふ學者を喚び出して、齊宣の前で近思錄の講義をやらせて、その徒らに訓詁に流れて、本體を知らざるを痛罵したこともあつた。秩父の反動政治は、餘りに急激を極めた爲めに、遂に重豪の激怒を買ひ、秩父・樺山以下、近思錄學派の人々は、悉く切腹して相果つるの悲運に際會した。是れ實に文化五年（戊辰）のことであつて、重豪隱居後二十一年目、島津齊彬の生るゝ前一年の出來事である。稱して「近思錄崩れ」といふのは、秩父內閣總切腹の事件をいふのである。

秩父は死に滋んで、慨言して曰く、

「年來の忠義も一朝にして空しく、施設經營は水泡に歸して了つた。剩へ逆臣の科を受く。何たる悲運ぞや。自分の死所そのところを得なかつたのは、尙ほ忍ぶべきであるが、宿昔の大志、滿腔の經綸、之を行ふに由な

きを如何せん。願くば我が屍を埋むる時、頭を王城に面せしめて、永へに向日の葵心を表せしめよ。』と、秩父の義心、後世の下、猶ほ人をして憤起せしむるものがある。後年大西郷が師事した無參禪師は、當時僅かに二十一歳の一青年であつたが、秩父黨の一人として活動し、危ふくその難を免がれて、深く人生の意の如くならざるを感じ、禪門の一途に邁進したのであつた。

秩父事件は、後世薩摩士人をして、頗ぶる感激せしめたもので、後の「高崎崩れ」と共に、薩摩の士氣を緊張せしめた、二箇の大なる實物教訓であつた。人の鮮血を以て染め出されたる教訓は、後人の精神に異常の力を與ふるものである。

【五】　重厚寛裕なる島津齊彬

島津重豪の後に、島津齊彬を得たのは、恰かも信長の後に、秀吉が現はれたやうなものであつた。重豪の施したる解放的文化政策は、一時その反動を免がるることが出來なかつたが、薩摩人が薩摩以外に、廣大なる活動の天地あることを知つたのは、蓋し重豪の賜とせなければならないのである。實に重豪は、薩摩なる深淵に一石を投じたのであつた。波紋は軈て全薩摩人の心臓に、一大覺醒を與へなければ已まなかつた。

＊　＊　＊　＊　＊

薩摩の人心が、外界の文物に接して、動搖し來つたのは、獨り薩摩に限つたのでなく、當時全國的の風潮であ

つて、中央政府たる幕府も亦、海外の新文明に接して、政治的にも、經濟的にも、思想的にも、内外頗ぶる動搖を感じて來たのであつた。天明七年〔丁未〕、重豪隱退以後、幕府では彼の賢宰相の名が高かつた白河樂翁の治世時代で、文化・文政度の所謂大江戸全盛の時代を現出したのであつたが、北邊の警戒は頻りに到り、志士先覺の海防論策の聲は、頗ぶる世人の惰眠を破つたのであつた。高山彦九郎は九州に遍歷して「薩摩人いかにやいかに苅萱の、關もとざさぬ御世と知らずや」と薩摩の門扉を叩き、林子平は「江戸の水は倫敦の水に通ず」と喝破し、蒲生君平は『正名論』を唱へて、公武の別を正し、自から忌諱に觸るるをも辭せなんだ。

司馬江漢が樂翁の消極政策を痛罵して、露國との交通、切支丹を許すべきを論破したのも、近藤重藏が單身露領カムサツカの雪原に踏み入つたのも、本多利明が國人の井蛙的僻見を排して『天下の文明は埃及に發す』と卓論したのも、中野柳圃が獨創の『宇宙起源說』を發表したのも、三浦梅園が『哲學的宇宙論』を說いたのも、大槻玄澤が『蘭學階梯』を著したのも、悉くこれ、寛政を中心とする時代の出來事であつた。

洋學派の勃興が盛大を極めた一方に於ては、本居・平田の國學が興り、水戸學徒の尊皇論も、亦た頗ぶる勢力を現はし、勤皇思想・國粹主義は、隱然たる一大勢力を爲すに至つた。時勢は刻々に變化し、天下は益々多事となり、所謂、内憂外患、交々到るといふ有樣であつた。島津齊彬は、實にかかる動搖の間に、文化六年〔己巳〕九月廿八日、江戸において生れたのである。齊彬の教育には、重豪の最も力を致したところで、自から君主學を授けたのであるが、齊彬に於ける、より以上の教育は、云ふまでもなく時勢の實物教育であつた。

齊彬は重豪の三田邸に於て養はれ、重豪の英邁なる氣質に感化され、重豪の廣い交際の間に見聞したのであるから、彼れは早くも當時一流の名侯賢相に接するの機會を得た。十八歳にして一橋民部卿齊敦の長女英姫と結婚し、二十五歳にして榮翁の死に會したが、齊彬が小にして、既に一國の統治者たる、器局と氣品とを具へてゐたことは、重豪をして大いに安んずるところあらしめたのであつた。

＊　＊　＊　＊　＊

齊彬は榮翁死歿の翌年、天保五年〔甲午〕二十六歳の時に、初めて世子として薩摩に入國したが、當時は殆んど薩摩の言語が通じなかつたとのことである。江戸に於て日進月歩の時勢を見て來た青年世子の眼には、當時の薩摩及び薩摩人が、如何に映じたであらうか。蓋し彼れの心裡には、彼れが他日薩藩侯として爲すべき大政策が描かれつつあつたに相違ない。更らに薩摩の勢力を以て、如何に天下の志を行ふべきかをも、私かに思ひ廻ぐらされたことであらう。齊彬は四十二歳まで世子たり、表面に現はれて活動することが出來ずして、嘉永四年〔辛亥〕四十三歳に至つて初めて薩摩侯の位に卽いたのであるが、彼れがかかる不運に際會したことは、彼の思想・感情を、一層よく洗錬する好機會となつて、周密なる智慮、老成なる意思、卓越せる識見は、より周密に、より老成に、より卓越して、齊彬をして近代の偉大なる政治家たらしむに、寧ろ却つて多くの效果を與へたのであつた。後年に於ける、彼れの薩摩經營が、如何に周密なる智慮に依つて行はれ、彼れの繼嗣問題に對する態度が、如何に老成なる意思に於て行はれ、彼れの幕末政局對策が、如何に卓越せる識見に依つて、爲されたるかを考ふる時

は、彼れが半世以上の長日月を、不遇の間に經過したることは、彼れの爲めには、決して悲しむべきことではなかつたことを知るであらう。

水野忠邦は、曾つて松平慶永に向つて、

「薩摩といふ國は油斷のならぬ國でござる。幕府は、薩摩に就いて、常に戒しむるところが必要ぢや。或ひは恐る、他日幕府を滅ぼす者は、恐らくは薩摩ならんことを。」

と語つたと傳へられて居るが、水野は果して如何なる事實に依つて、薩摩の將來を恐れたのであるか。その邊は不明であるが、恐らくは、彼れは重豪の偉大なる器局を知り、彼れの薩摩經營の如何なるものなりしかを知り、且つ齊彬の人物を風聞に傳へ知つて、默々として實力を養ひつつある、西國の一大雄藩の、他日における活動を想像したものであらう。他日阿部正弘が松平慶永を通じて、齊彬と親交を結ぶに至つたのも、齊彬その人の人物識見に、敬服した結果であらうが、一つは薩摩の勢力を、幕府に結び著くる手段であつた。慶永なども、

「齊彬は能く大局の解つた人であるから、幕府に對して反對するやうなこともあるまいが、併し人は仕向けやうに依るもので、若し仕向け方が惡ければ、折角馴れてゐる狗ころでも、主人に噛みつく道理であるから、幕府の仕向けが、何より大事ぢや。」

と阿部を戒しめた位ゐであつた。『敵として恐るべきは、味方として頼もし』で、薩摩が敵として、恐るべきもの

であつたことは、幕府が、薩摩を重視する原因であつた。是れ實に重豪の齎らすところであつて、また齊彬の培ふところである。

【六】西郷吉之助生る

【附】西郷家略系譜

幕府やうやく末路に近づき、薩藩將に大いに興らんとする時に當つて、偉大なる使命と、重大なる責任とを、擔て一身に負ふべき運命を有したる一つの生命は、文政十年〔丁亥〕十二月七日、鹿兒島城下加治屋町なる一草廬の裡に呱々の聲を擧げて、初めて太陽の光に浴したのであつた。これ本題の主人公たる、南洲翁西郷吉之助の出生である。實に齊彬の出生に後ること十八年、重豪の死に先だつこと七年であつた。神武紀元よりすれば、正に二千四百八十七年、仁孝天皇の御宇十一年に當つてゐる。支那に於ては清朝宣宗の道光七年で、歐洲に於ては西暦千八百二十七年に當り、ナポレオン歿するの後六年、巴里七月革命に先だつ三年、恰かも希臘獨立戰の前後で、土耳古、ペルシヤ、露國を中心に、戰雲漠々たる時代であつた。

＊　　＊　　＊　　＊　　＊

西郷南洲の名、天下に布ける今日では、西郷といへば直ちに薩摩を思ひ、薩摩といへば直ちに西郷を思ひ、西

鄕と薩摩と一體になつて了つてゐるが、抑ゝ西鄕氏は、生え拔きの薩摩人であるか、又は島津氏直參の鎌倉武士であつたかといふと、決してさうでない。西鄕氏は、その先を肥後の名族、菊池氏に發し、鹿兒島に移住したのは、元祿元年〔戊辰〕のことであると傳へられてゐる。今少しく西鄕家系譜について略述して見よう。

西鄕が後に僧月照と入水し、圖らずも再生の奇緣を得て、暫らく身を大島に隱した時に、菊池源吾と變名したことは、西鄕自裁の書簡や、其他の自署によつて明らかであるが、彼れが何故に、菊池姓を名乘つたかを考ふるに、それは西鄕氏の祖先が、菊池氏に出てゐるが爲に外ならぬ。

正確なる系譜に至つては、之を詳にするの便宜を有せぬが、菊池氏との關聯を求むれば、菊池氏中、夙く西鄕姓を名乘れる人あるを見遁し能はぬ。抑ゝ菊池氏の祖先は、菊池則隆なる人で、後三條天皇の延久四年〔壬子〕に、始めて肥後國菊池郡の領主となつたのであるが、二代經隆の同胞に政隆なる人があり、此人が西鄕太郎と稱し、その後にも西鄕三郎と稱した菊池隆政があり、西鄕彌三郎と稱した菊池隆盛が出てゐる。而して何故に菊池氏の分流が、西鄕姓を稱する者を出したかといふに、菊池氏は、その祚を肥前國高木郡西鄕〔今の長崎縣南高來郡西鄕村〕の地に發してゐるからと傳へられてゐる。

左に菊池氏と西鄕氏との因緣を記さん。

* * * * *

菊池氏と西鄕家との關係

- (初代) 菊池　則隆　大夫將監藤原道隆四代の後胤肥後國菊池郡の領主となる。
  - (二代) 經隆
  - 政隆　西郷太郎と稱す
    - 隆基
  - (三代) 經頼 —— (四代) 經宗 —— (五代) 經直 —— (六代) 隆直
  - (七代) 隆定 —— (八代) 能隆 —— (九代) 隆泰 —— (十代) 武房
    - 隆政　西郷三郎と稱す
  - (十一代) 時隆 —— (十二代) 武時 —— (十三代) 武重 —— (十四代) 武敏
  - 隆盛　西郷彌三郎
  - (十五代) 武光

となつてゐる。是に由つて之を觀るに、西郷姓を名乘る菊池氏の、尠少でないことが解る。「隆」字は菊池氏の名乘りで、我が南洲翁が隆永或は隆盛と稱したことも、菊池氏との因緣を思はしむるに足る。

傳に依れば南洲翁の祖先は、十五代菊池武光公の後裔に出でてゐると稱せられ、兩西郷侯爵家の家紋は、菊池氏と同紋の、十六菊花二枚菊の葉抱き合、三柏の定紋を用ゐてゐる。

* * * * *

西郷家は元祿年間に西郷九兵衞なる人があり、初めて鹿兒島に來り、島津氏に仕へてゐるのが、薩摩における西郷家の祖なりとされてゐる。

九兵衞八代の孫を西郷龍右衞門といひ、その子吉兵衞が、南洲翁の實父であり、母は椎原氏の政子である。卽ち九兵衞より十代目にして、近代の大偉人西郷南洲翁を産した譯である。

今ま西郷氏の系譜を左に略記して見よう。

西郷家系圖略譜

西郷九兵衞 鹿兒島に來り島津氏に仕ふ。

- （八代）**龍右衞門**
  - （九代）吉兵衞 勘定方小頭となる。隆盛と稱す。南洲翁の實父。椎原氏政子を娶り、四男三女を生む。始め九郎と謂ふ。
  - （大山）彦八 吉兵衞の弟。大山綱毅の養子となり、大山姓を冒す。大山綱昌と稱す。大山（元帥）巖の實父なり。
    - **吉之助** 幼名小吉。後ち隆永・隆盛と稱す。南洲は其號なり。贈正三位 母は椎原氏政子。

―お琴　市來六左衛門に嫁す。

―吉次郎　隆廣と稱す。番兵二番隊監軍
戊辰の役に越後口の戰ひに戰死す。―隆準　故式部官

―お高　三原傳左衛門に嫁す。

―お安　大山成美に嫁す。成美は彦八の長男巖の長兄なり。成美は明治九年二月病歿す

―信吾　始め龍庵と稱す。後從道と改む。世に謂ふ小西鄉なり。
故元帥海軍大將侯爵　―從德　侯爵

―小兵衛　明治十年の役、高瀨口の戰ひに戰死す。―幸吉

―菊次郎　元京都市長。文久元年正月二日大島に生る。
母は龍鄉村の佐榮志の女愛子の庶長子なり。

―菊子　文久二年七月五日生。
庶長女。大山誠之助に嫁す。誠之助は大山元帥の弟なり。

―寅太郎　慶應二年七月十二日生。嫡子。丙寅の年に生れたる長子なるを以て寅太郎と名く。
母は岩山八郎太の女糸子。

―午次郎　明治三年三月生。次男。庚午の年に生れたる次男なるを以て午次郎と名く。

―酉三　明治六年生。癸酉の年に生れたる三男なるを以て酉三と名く。

以上西郷家祖先の系統を略述し來れば、菊池氏との因緣の如何は、略ぼ之を推察することが出來る。菊池氏が肥後の名族であり、殊に吉野朝時代に於ける九州第一の勤皇家たりし點よりすれば、明治維新の際に南洲翁の如き勤皇の志士を出したことも、決して由緒のないことでない來歷が解る。

武士のかぶらのうは矢一筋に思ふ心は神ぞ知るらむ

と詠じて、九州探題北條英時の軍と多々良の濱海に奮戰した菊池武時、又た賴山陽をして「西陲僅かに存す臣武光」と詠ぜしめた、懷良親王を奉じて勤皇の義軍を起した、菊池武光の血を享けたとすれば、我が南洲翁が、維新の風雲に會して、忠誠を披瀝したことは、固より當然の歸趨といふべきで、菊池氏にとりても亦た後ありといふべきである。

西郷は生れながらにして軀幹雄大、容貌魁偉にして、太く黑くたくましき眉宇、爛々たる巨眼、一文字に引き結びたる口、いづれを見ても偉丈夫の相を備へ、一見非凡の感を與へた。そしてあのドッシリとした、魁偉なる身體は、固より親讓りであつた。南洲五代の祖吉兵衛は、怪力無雙の大男で、劍客大山角四郎の門人となつて、雷名を轟ろかしたものだといふ。それならば南洲の大海のやうな度量も、親讓りであつたかといふに、これは確實な證據を語るに足るものがない。三弟西郷從道の性格が、頗ぶる南洲の膽つ玉の太いところに似てゐたところ

を見ると、或ひは親讓りであつたかも知れないが、惟ふに十代の西鄕家中では、南洲程の器量人はなかつたやうである。南洲の父、吉兵衛隆盛は、勘定方小頭として、淸廉な、そして謹直な人であつたと傳へてゐる。南洲は天の成せる偉人ではあつたが、又た後天的の工夫琢磨も、頗ぶる彼れを大にする所以であつたことを察せなければならない。

【註】南洲は幼名を小吉といひ、後に善兵衛と稱し、吉兵衛と改め、隆永ともいひ、吉之助ともいひ、また隆盛といつたが、通稱吉之助といふのが、一番分り易く、又た人の耳に聞き馴れてゐるから、少年時代より青年時代の南洲を記する場合には、一に吉之助の名を用ふることに定め、煩を避けることにした。

＊　＊　＊　＊　＊

少年吉之助の記錄の中には、彼が夙成の人物であつて、黄口の時代に既に四書五經を暗んじたといふやうなことも、前髪の稚兒時代に劍道武術の奧義に達したとも、又た兵兒二歳時代に、既に天下を呑むの器量を具へてゐたとも、傳はつては居らぬ。惟ふに吉之助は、左樣な謂ふ所の天才人でもなければ、秀才でもなかつたであらう。唯だ亭々として天を摩すべき巨木が、悠然として迫らず急がず、三葉四葉の殿作りをしてゐたに過ぎなかつたと思はれる丈けである。

少年吉之助時代の性格は、極めて重厚で、且つ正直であつたやうに思はるる。幼年時代には藩の儒者松本氏に就いて漢籍の素讀を受け、やや長じて藩學の聖堂に入つて學修した。學識共に衆に擢んでてゐたことは申すまで

もなく、少年兒童を自宅に集めては、之と談笑し、何時となく同僚に推戴さるゝ人となつてゐた。それは恐らく吉之助の、莊重謹嚴なる風格の、然らしめたところであらう。

又た西郷が下加治屋町方限の郷中頭に推されてゐたことも、元來郷中頭は年長者を推す慣はしであつたにしても、彼れの重望を度外視する譯にゆかぬ。

【參考】 元來鹿兒島の郷中といふのは、稚兒と二才とで組織されてゐる。稚兒は六七歳から十三四歳ぐらゐ（所謂前髮時代）まで、先づ今日の小學生に當り、二才は十四五歳（元服以後）二十三四歳ぐらゐまで、今日の中學高等學校學生時代に當る。先づ少年團、青年團といふところであらう。そして稚兒には稚兒頭があり、二才には二才頭があり、二才頭が郷中頭となる譯である。

薩摩少年の勉强方法は、大體讀書、習字であるが、その外に一種獨特の異例は、『軍書讀み』と稱するものである。『三國志』だの『太閤記』だの『漢楚軍談』『呉越軍談』『甲越軍記』の類を輪讀するのである。斯かる軍記。戰記類を唯一の娯樂として讀み耽つたことは、薩摩士風が如何に武道を重んじたかを物語るに足るもので、十二月十四日の『義士傳』輪讀や、又は曾我兄弟を偲ぶ『曾我物語』の輪讀の如きは、その最たるものである。殊に曾我兄弟、赤穗義士の復讐に重きを置き、薩摩少年をして、之を崇拜し、之を憧憬せしめたことは、島津氏が如何に祖先の恨を霽らさんことに、留意したるかが、察せらるゝではない乎。復讐とは何ぞ。そは他なし。關ヶ原一戰の敗戰に外ならぬ。

由來薩摩人は武勳を崇ぶ。左に掲ぐる『虎狩』の一文の如きは、朝鮮征伐當時に於ける島津義弘・忠恒の陣中

閑事として催(もよ)ほされた『虎狩(とらがり)』の勇姿(ゆうし)を記(しる)したものであるが、薩摩青少年は、各々之を書寫(かきうつ)し、口々に傳唱したものである。後年南洲翁(こうねんなんしゅうおう)が、お家流の筆蹟(ひっせき)も美事に、書寫せられしものが、西郷午次郎家(け)に傳はつてゐる。

【參考】虎　狩

文祿元歷壬辰年、大閤秀吉公、我朝の諸將を催し、朝鮮國を征し給ふ。因レ玆島津修理太夫義久之舍弟兵庫頭義弘、息又八郎忠恒、父子相共に薩隅日三州の鋭兵數萬を引率し、八重の潮路を渡り、彼地に年を經、寒暑風雨を不レ厭、常蛇鶴翼の陣を展べて、折々軍忠莫大の功名、異國本朝に露顯せり。加之同三年の冬、秀吉公虎肉藥方に用あるにより、虎狩をして肉を可レ捧之由、木下大膳太夫、淺野彈正少弼の奉書、翌年正月到來す。時しも積雪山を埋み、雉兎芻蕘のかよひすらこころにまかせず、況や虎狩に於てをや。如月過、雪も村消えて、漸薄氷をふみ、彌生八日には唐島の港より纜を解き、赤國の昌原といへる所に船を寄せて、史編か卜に及ばざれば、勞を休めず、狩場に打出られける形勢は、陷穽の圍よりも猶猗りて圍みぬ。然はあれど、深山遠く栖むものなれば、輙く狩出す事かたし。翌十日には猶深く分入、嶮岨を不レ辨、巖を起し、岡谷を動かし、數千人の列卒の聲、天に響て狩けるに、俄に雨降り來て前後を不レ辨、徘徊する處に、猛虎一ツ走出、爰彼所を驅廻り、既に圍を出行くを、嶋津守右門尉彰久の郎黨安田次郎兵衞追懸れば、立戻り喰はむとす。其時虎の口に刀を貫き、日下に切殺すは、馮婦が臂を攘つて向ひしも異ならず。暫ありてまた二ツ出、人皆之を見、義弘、忠恒の立處近く驅來らんかと肝を消す。かかりける處に、忠恒は老父義弘の恙あらん事を怪しみ、楊香が虎に跨りし心地して、暴虎憑河の死を懼れ給はず、驅向はんとの景色見えしに、忠恒の舍人上野權右衞門といへる若者、走懸て切らんとす。卽彼を嚙殺し、牙に掛け、五間計が程投落し、愈威をふるひ、山に靠つて嘯くを、帖佐六七捕へんと勇み懸れば、忽向逢ふ頭を三刀切り、直に喰懸て股にかみつき、危くみゆるを永福、助十郎尾を取て、松の下枝に引懸れば、時を不レ移永野助七郎續合ひ、終に斬殺しぬ。誠に彼人々の働は、子路が勇をも欺くべし。其中

六じけ、股痛で程なく死す。今一ッの虎は、閂を破り出にけり。さて獲物の虎二ッ、日本へ渡されければ、殿下におかれて貴賤の賞美不レ斜、殊更感激の御朱印給り、予レ今櫃に藏て、子孫に傳ふ文書のうちにこれあり。其事の趣、丹青の手に附し、寫出して名を留む。後の人、圖畫に對して、英氣を起さざるものはあらじ。

由來才人は逸話に富む。橋本景岳は、十五歳にして『啓發錄』を著はし、吉田松陰は、十一歳にして藩主毛利敬親の前に兵書を進講した。これ皆人の畏敬するところであるが、吉之助は十三歳の時に、他人と喧嘩して負けた話がある位ゐのもので、餘り目醒ましい逸聞はない。學べば能くその髓を得、勤むれば能くその要を得、自づから衆愚の上に擢んでてゐたことはいふまでもないが、少年吉之助は、刻苦勉勵の吉之助、切磋琢磨の吉之助であつて、一日にして千里を還へる駿馬の面影は、少年吉之助の何處にも現はれてはゐない。ただ一心に學び、ただ一心に勵み、ただ一心に勉め、ただ一心に養ふ。それが少年吉之助の全部であつた。才氣を頼む者は、又た才氣に倒るるものが多い。『今の人、才識あれば、事業は心次第に成るものと思へども、才に任せて爲すことは、危ふくして見る可からず、體有りて始めて用は行はるるものなり。』とは、南洲が後進子弟を教へたる遺訓の一節に記されたるところである。南洲は實に少年吉之助の時代から、毫もアンビションの彩光に迷はされず、功名富貴に動かされず、獨坐靜思して、巖の如く、沈默することを學んだのであつた。

【參考】 西郷の誕生地には現に記念の碑が建てられてゐる。之は大山巖元帥等の首唱に基いたものである。その文に曰く

西郷隆盛君、以二文政十年丁亥十二月七日一生、於二鹿兒島城下加治屋町一。此處即君之宅址也。我等與レ君同二郷里一。

得其風采德音於見聞之際。景仰欽慕。不能自止。恐歲月之久。遺跡或歸湮滅。於是相謀建一碑。以傳永遠。庶幾後之生長此鄉者。有所感發興起焉。

【七】西郷を生みたる時勢

人に重きをおけば、「英雄、時代を作る」と思はれ、時代に重きをおけば、「時代は英雄を生む」と信ぜられるのである。英雄が時代を作るといふのも、時代が英雄を生むといふのも、それは均しく眞理たるに相異なく、ただ一の眞理を兩面から見たに過ぎない。

嶺高うして風勁きところに、鴻鵠は養はれ、水廣うして底深きところに、鮫鰐は棲むとかや。それと同じやうに、人材の生るるや、自から時と勢ひとあることを、歴史は我等に語つてゐる。

＊　＊　＊　＊　＊

山名・細川の勢力爭ひが起るといふことは、既に足利氏が實力を失つたことを證據立てるものである。久しく平和に馴れて來た人心は、中心的統括力の弛むに乘じて、實力者の割據分立に向つて進む。茲に戰國亂離の時代は展開せられて、群雄竝び起るの勢ひは作られる。北條早雲・今川義元・織田信長・德川家康・羽柴秀吉が關東に覇を爭へば、武田信玄・上杉謙信は甲越に勇を競ひ、淺井長政・朝倉義景・里見義弘・長尾憲景・最上義光・伊達政宗・柴田勝家・前田利家・明智光秀・瀧川一益の互に武を稱する一方に、中國には毛利元就・尼子義久・

吉川元春・小早川隆景あり、四國には長曾我部元親・三好長春あり、九州には龍造寺隆信・大友宗麟・島津義久があつて、實に群雄、林の如く竝び立ち、天下の壯觀を呈したのであつた。

併も家康一たび天下を平定した後は、時勢は一變して學問の興隆、藝術の發展となり、一代の文運は茲に開展せられたのであつた。藤原惺窩が兵爭の間に書を講じたのは迂愚の沙汰とせられたが、徳川文藝復興の源は、自づから彼れに發し、林羅山・山崎闇齋・室鳩巣・新井白石・木下順庵。中江藤樹・熊澤蕃山・山鹿素行・荻生徂徠を初め、狩野探幽・土佐光起・菱川師宣の如き一代の藝術家も、相前後して、此の文運に乘じて起つたのであつた。戰國時代には武將崛起し、平和時代には學者輩出するのは、自然の勢ひの順致するところである。故に、徳川幕府の勢力衰へて、天下再び騷然たるに及び、志士義人が、再たび隨處に輩出するの勢ひを爲したことは、また自然の趨勢であつた。

文化・文政、天保時代は、幕末志士の出生時代で、維新の勳業者は、殆んど此の時代に於て出現し盡してゐるといつても差支へない程である。文政元年「戊寅」西郷吉之助と時を同じうして、山内容堂・大村益次郎・河井繼之助生れ、岩倉具視は西郷に先つこと二年、文政八年「乙酉」に生れ、大久保甲東は、西郷に後るること三年、木戸孝允は七年の弟として生れてゐる。島津齊彬は少しく遠く、西郷に先だつこと十八年、佐久間象山は十六年、眞木和泉・僧月照は十四年、梅田雲濱は十二年前に生れて居るが、今試みに、西郷の出生を中心として、人物輩出の年表を示して見よう。

年代	西曆	西鄉出生前後	人物
文化十四年	一八一七	10	島津久光生。大久保一翁生。藤本鐵石生。僧月性生。
文政元年	一八一八	9	阿部正弘生。伊達宗城生。
同 二年	一八一九	8	毛利敬親生。
同 三年	一八二〇	7	青山延壽生。
同 四年	一八二一	6	元田永孚生。
同 五年	一八二二	5	栗本鋤雲生。島義勇生。齋藤監物生。美玉三平生。
同 六年	一八二三	4	勝海舟生。
同 七年	一八二四	3	賴三樹三郞生。關鐵之助生。
同 八年	一八二五	2	岩倉具視生。有馬新七生。

同　九年	一八二六	前1	
同　十年	一八二七	**西郷出生**	**西郷吉之助生**。山內容堂生。大村益次郎生。河井繼之助生。
同　十一年	一八二八	後1	松平慶永生。吉井友實生。副島種臣生。平野國臣生。伊地知正治生。安積五郎生。乾十郎生。
同　十二年	一八二九	2	武市瑞山生。吉川經幹生。來原良藏生。那須信吾生。
天保元年	一八三〇	3	大久保利通生。吉田松陰生。淸河八郎生。松本奎堂生。
同　二年	一八三一	4	孝明天皇御降誕。大木喬任生。
同　三年	一八三二	5	海江田信義生。早川勇生。中村敬宇生。
同　四年	一八三三	6	寺島宗則生。東久世通禧生。廣澤眞臣生。秋月種樹生。
同　五年	一八三四	7	橋本左內生。前原一誠生。木戸孝允生。間崎滄浪生。
同　六年	一八三五	8	江藤新平生。阪本龍馬生。野津鎭雄生。

同　七年	一八三六	9	松平容保生。篠原國幹生。村田新八生。川村純義生。
同　八年	一八三七	10	三條實美生。榎本武揚生。谷干城生。
同　九年	一八三八	11	後藤象二郎生。桐野利秋生。吉村虎太郎生。中岡愼太郎生。
同　十年	一八三九	12	高杉晋作生。雲井龍雄生。板垣退助生。佐野竹之助生。

無言の年表が、最も雄辯に語つてゐるところのものは、維新志士の輩出である。そしてかかる志士に依つて、維新の機運は作られた。明治維新は、實にかかる無數の人傑に依つて築かれたる一大記念碑である。西郷吉之助と雖ども、要するに、その大ピラミツドの一石たるに過ぎない。ただその石に大小の差あるのみ。

【八】背景となれる社會

大鹽平八郎の亂、崋山・長英の蠻社の獄

松平樂翁の緊張政治の後を享けて、水野忠成が幕府財政の調理に成功したことは、やがて將軍家齊の豪奢とな

り『十年〔文政丁亥〕將軍家齊太政大臣となる。謂はゆる後宮の佳麗幾百人、千年の山の數々は、二十五男、二十六女、六十年の太平の秋、此頃を以て最中の望月となせり。而して是れみな金座後藤三左衛門、新金銀の吹替、出目納めの利益に由れる、一場の夢のみ。二十年、五百萬兩の上納金、一百萬兩の拂ひ金は、皆惡貨の目より掠めるに非ざるなし。財政の亂るること、此に至りて極まれり』と評せらるるの餘儀なきに至つた。

水野閣老の死は、天保五年、〔甲午〕西郷吉之助八歲の時であつた。翌六年〔乙未〕には仙石騷動が起り、七八年は大饑饉に會ひ、美濃・甲斐に百姓一揆が起つたが、更に天保八年〔丁酉〕二月十九日に至つて、大鹽平八郎の亂は爆發した。當時、吉之助は未だ僅かに十一歲の少年であつて、曾我の傘燒きに、日新寺詣りに、妙圓寺詣りに、義士傳輪讀に、打ち興じてゐた折のことであつた。

* * * *

或人は大鹽を以て、無思慮なる一不平家として、彼れの擧兵を發作的暴發に過ぎないといひ、或人は大鹽は賣名家であるといひ、甚しきは、彼れは狂人のみと評する者もあるが、大鹽の個人的性格に就いては、固より種々の評があらう。平八の好知己たりし幕府の能吏、矢部定謙でさへ、平八は人物であつたけれども、一時の憤りを制することが出來ずして、遂に叛逆を企てたといつてゐる位ゐである。然り平八は一面において狂妄の誹を免がるることが出來ないかも知れない。然しながら、當時民怨の發するところ、平八なければ、異名の平八の出でざるべからざる勢ひであつたことは、萬人の認むるところである。平八が時代の犠牲者として、大阪奉行の一小吏

興力の身を以て、幕府の兇暴を公訴した精神は、當時の民心に少なからぬ感激を與へたのであつた。故山路愛山君が嘗て大鹽亂を評して『大鹽の一擧は、決して孤立的の現象に非ず、之に先つに地方の百姓一揆あり、之に繼ぐに兵法者、國學者の小反亂ありとせば、其の原因たる、獨り大鹽の個人性に歸すべからざるに似たり。されば當時の史を讀む者は、大鹽の事件を以て、時代の空氣が生みたる、一個の狀態として、更に大なる眼界より、此問題を批判せざるべからず』と論じたのは、最も中庸を得た批評であると思ふ。『淸平事あり是れ天警』とは當時の詩人の警語であるが、形式に對する不平、門閥に對する不平、壓政に對する不平、横暴に對する不平、それ等が隱約の間に社會人心を支配しつつありしこと、是れ實に大鹽一擧の世に示したる一大警告であつた。自由ならんとする民衆、解放せられんとする民衆は、獨り大鹽門弟數十人のみに止まらなかつたのである。平田篤胤の門人生田道滿が、北越の風塵を亂さんとしたのも、大鹽一擧の天警に激してのことであつた。

傳ふるところに依れば、當時在阪したる薩摩藩士は、大鹽の檄文を携へ歸つて、大いにその幽憤に同情したといふことであつた。殊に檄文が、皇室の式微を慨きて、

『四海困窮せば、人々上を怨まざるなく、天子は御隱居御同樣なれば、平民の怨氣、告訴ふる方なし。我等最早堪忍難レ成、天下の爲と存じつめ、血族の禍を犯し、有志と事を起す。中興神武帝御政道の通り、寬仁大度の取扱ひに立戻り、生前の地獄を救ひ、死後の極樂成佛を眼前に見せ遣し、天照皇太神の時代には返し難けれども、中興の氣象に恢復可レ申候。此一擧、唯天罰を取行候心得なり。若之を疑はば、我等所業の終る所を

見よ。」

といひ、又た更らに、

「萬物一體の仁を忘れ、得手勝手の政道をいたし、江戸へ回米致し候ても、天子御在所の京都へ、回米の世話も致さざるのみならず、五升、一斗ぐらいの米を買に下り候ものを召捕など致し……」

と慨したる文章は、薩摩健兒の肉を躍らしたるものであつたといふ。少年吉之助も亦た、かかる空氣の間に人と成りつつあつたことを、度外視することは出來ない。

* * * * *

翌年、吉之助十二歳の時には、渡邊崋山、高野長英初め蘭學者を捕へて、西洋學を禁じた。所謂『蠻社の獄』といふものである。水野越前守に最も信任せられた、監察鳥居耀藏の申告狀中に、

「今や薩州を始め、旗下の士には江川太郎左衛門・羽倉外記等、藩士には渡邊登・小關三榮・町醫師高野長英鈴木春山等、蠻社を結び、西洋を尊び、或ひは夢物語、或ひは鴃舌小記なんどいふ書を綴りて、妖言を放ち、人心を惑はし、遂に公儀を誹謗す。近日に到りては、彼等更に團結して、無人島渡航の企あり。是は全く代官江川・羽倉等の贊成に出でしことにして、名は無人島開拓なるも、其實、外國に渡航し、私に交易を營まんとするものなり。又、風說には、彼等社中には、大鹽平八郎の餘黨も潛み居るとの由なれば、事容易ならず。」

といつて、薩州を以て洋學派に加へたのは、蓋し齊彬の蘭學癖を指したものであらうが、天下の形勢は、靡然と

して世界的知識慾に、向つてゐる時代であつたから、之を禁ずれば禁ずる丈け、民心の知識慾は熾烈の度を加へたのである。華山が獄中の書に『今の世憂ふべきは海外なり。而も洋說、西學を閉づる時は、邦人上下、益々自から暗くするなり。但し、上暗く下明かなれば、上忌み下激す。百年の後、知るべきなり』と喝破したのは、實に一世の卓見であつた。栗本匏庵が後に之を評して『殊に惜む、天未だ其の衷を迪せんと欲せず。中道にして險邪悁嫉の輩の爲めに、祖法に藉口せられて挫折す。菅茅復た塞がりて、文明の數步の外に逡巡せしこと、今日之を憶ふも、猶ほ鴻歎に堪へざるなり』といつたのは、能く時勢を觀る者の言であると云はなければならぬ。

* * * * *

幕府政治家は、常に幕府の地位をして、安全ならしめんと考ふる故に、その政策は保守的、消極的で、事勿れ主義に流れる。後に幕府の卓識家として許された阿部正弘の如きすら、爲政の局に立てば、公を以て武を保護せんとするの政策に出づるの外、道を得なかつた。勝海舟が國家本位の立場から、江戸城開渡しを遣つたのは、頗ぶる英斷であるが、彼れとて、勢ひ已むを得ざる時代的趨勢に迫られたから、彼のやうな態度に出でたのであつて、海舟をして若し正弘時代に政局に現はれしめたならば、彼も亦た公武合體論者となつて、幕府の爲めにその命脈を一日も永からしめんことを謀つた一人となつたかも知れぬ。幕府の爲めにすると、國家の爲めにするとはその出發點の根柢において、大なる差異がある。民間の學者・志士は、その立場が自由であるから、彼等は何物にも捉はるるの必要がない。故に彼等の識見は幕府政治家に對して、遙かに卓立することが出來たのである。國

家本位なると、幕府本位なるとは、その見解に非常なる相違を來すのである。後に西鄕が、薩摩より出でて薩摩といふ立場を離れ、常に新日本の創造に眼をつけて働いたのは、彼れの一生をして、頗ぶる大いなる範圍のものとした最大の原因であつた。

【九】背景となれる政治

閣老水野忠邦の外科的改革

『歡樂極まつて、哀情多し』とは、家齊將軍の末路を語るに、最も好適の評語であつた。連年の饑饉に苦しめられた國民の生活狀態は、幕府大奥の豪奢とは反對に、窮乏の極に達して來た。國民生活の救濟と、幕府政治の改革とは、今は何人かに依つて著手せられなければならぬ趨勢に立到つてゐたのであつた。この二大使命を帶びて幕閣に現はれ來つたのは、水野越前守忠邦である。彼れは果して何物を以て是れに溢んだか。忠邦が肥前の唐津から、遠江濱松に封を移されたのは文化十四年〔丁丑〕のことで、文政十一年〔戊子〕十一月、京都所司代から西丸老中となり、天保五年〔甲午〕に、本丸老中となつたのであるが、天保十二年〔辛丑〕閏正月十六日、家齊が西丸に歿して、十二代家慶將軍が、政治を親裁するに到つて、水野は猛然として、大改革の火蓋を切つて落したのであつた。

忠邦は、天保十二年（辛丑）名實共に首相の地位に立つや、家齊の寵臣として久しく權勢を逞しうしてゐた老臣林肥後守・水野美濃守・濃部筑前守・中野碩翁等を一時に免黜して、弊政の一新を斷行せんとしたのであつた。併もこの一大英斷は、家齊の歿後、未だ百日祭をも營まれなかつた間のことであつたから、世人は忠邦の、疾風迅雷的廓清政策に、先づ一驚を喫し、痛快を叫ぶの聲は四方に起つたが、不安の感も亦た、自づからその蔭に潛んでゐた。

＊　＊　＊　＊　＊

忠邦はその勤儉政策を樂翁に學んだ。彼れは夙に樂翁を慕ひ、彼れが内閣を主宰するや、樂翁の次子、松代藩主眞田幸貫を閣僚に拔擢して、事を共にした。

「舊弊變革の實行、諸役人に於て、とかく仕來りに泥み、十分に身を委ね候者無レ之候。抑々町方人情輕薄之風俗、諸事質素の改り、金銀融通、用以二信義一候はば、假令凶年火災等の困厄相重り候共、立ち行き可レ申候。然處、奢侈を禁じ、質素第一に相成候へば、市中衰微之光景にも相成可レ申に附、御城下はいかにも繁榮致し候樣に、差略之旨、町奉行共申聞候。右之心得にて、萬先格にのみ相流れ、元來放蕩奢侈に馴れし小人共へ、繁華を旨と致し可レ申抔相唱、姦猾の下情に合候樣にと相計ひ、御作事方、御賄所、御細工所、何れも唯々下方の氣受をのみ兼居り、上の御爲筋を次に致す始末に候」

とは、忠邦が發布したる官規振肅令の一節であるが、彼れは先づ、武士階級の肅清から、初一歩を著けようとし

た。忠邦の緊縮政治は、頗ぶる峻烈を極め、衣服・玩具・菓子の末まで、無用の高價品を禁じ、神佛の奉事にさへ、華奢を禁ずるの令を發した位ゐであつた。彼れの執政が、餘りに苛酷であつた爲めに、怨嗟の聲は、踵を回らさずして起つたが、彼れは傲然として曰く、

『宿痾の胸腹に凝滯仕、一圓快癒の兆無ㇾ之姿に付、一旦烏頭大黄の激劑相施不ㇾ申候へば、迚も功驗難ㇾ得候』

と。彼れは實に恐るべき、外科的改革家であつた。

忠邦は水戸烈公と謀つて、海外の事情に著眼し、『無二打拂ひは萬國對立の誼に背く。漂船禍心なき者は、皆救はざるべからず。』との令を發し、一方に高島秋帆を召して洋式砲術を傳習せしめたが、要するに是れは、英國が支那に事を構へたる阿片戰爭に驚いた結果に外ならなかつた。彼れは萬一の變に備ふるには、第一に財政が豐富でなければならぬと考へ、江戸・大阪附近十里の私領・采地を、幕府の直轄に歸せしめ、之に依つて、幕府の爲めに萬一の財用を得るの、財源地としようとしたのであつた。彼れは屢々諭告を發して曰つた。

「近年御用途指湊候折柄に候得共、十組問屋運上冥加之類、免除被ニ仰出一、都て上を損し下を益し候仁政、上代に不ㇾ恥美事と、一統難ㇾ有奉ㇾ存候。然る所、御料所よりも、私領の方、高免の土地多く有ㇾ之候。假令如何なればとて、收納多分有ㇾ之候を、一已之餘潤とのみ心得候筋は、有ㇾ之間敷事に候。既に享保度には、上米被ニ仰付一候所、此度未右樣の御沙汰無ㇾ之と雖、默々已之利を固執するは、人臣之分とは難ㇾ申、彼是恐懼無ㇾ限候間、此度、大阪最寄、爲ニ御取締一上知被ニ仰付一候。右最寄の內、飛地の領分にも、高免の場所も、御定之通三

つ五分の土地被ニ替下一候得ば、偏に神祖封建の盛慮、聊奉ㇾ酬候にては無ㇾ之候得共、區々の誠悃御許容被ニ成下一候はば、難ㇾ有仕合に奉ㇾ存候。殊に兩大城傍近のみ御料所に被ニ仰出一候得共、諸大名其外、飛地の分纏に平常之用向辨じ候迄に、家來指遣、甚手薄に有ㇾ之、且民情も自然疏遠にて、萬端城付の如くには行屆不ㇾ申候間、飛地の分不ㇾ殘、城付領地並の免合にて、一纏に被ニ仰付一度旨願出、是又、御許容に相成候。奕世鴻恩を奉ㇾ報度誠心は、何れも同樣の事と被ㇾ存候得共、一己の勝手都合而已に拘り、異存の輩も候はば、申出候樣急度可ㇾ被ㇾ達候。』云々

* 　* 　* 　* 　*

忠邦は、當時諸侯が盛んに富國策を行ふの結果、獨立的形勢を馴致せんことを慮り、諸侯の國産專賣の經營を、制限せんとするの意嚮があつたが、是等の政令は、益々諸藩の人心を激昂せしむるのみで、却つて、その効果を納むることが出來なんだ。

或人は忠邦を擬して、ルヰ十六世に於けるチユールゴーに似てゐるといつてゐたが、水到つて淸ければ魚棲まずの諺のごとく、彼れはチユールゴーとその運命を共にし、天保十二年〔辛丑〕五月、執政の任に在る、僅かに二ケ年四ケ月にして、其の職を退去するの、已むなきに際會したのであつた。

忠邦は、蓋し唯だ一個の猛進的改革家であつた。彼れのストロングなる意志の前には、何人も近づくことが出來なかつた。彼れが自から考へ、自から斷ずるところには、將軍もなく、諸侯もなく、ただ一個の自信の光が、

前途に星の如く輝いてゐるのみであつた。彼れが若し今少しく包容力に富み、今少しく調和性に富んでゐたならば、彼れはかくまで早く失脚することはなかつたであらう。隨つて彼れの政策は、猶ほ之を行ふの機會を與へられたかも知れない。或人は彼れを評して『彼れは餘りに功名を急ぎ過ぎた』といつて居るが、彼れが、若し評者のいふが如く、包容力に富み、調和性に富んでゐたならば、彼れは寧ろ、一個の平凡なる妥協政治家となつて了つたかも知れない。彼れに妥協性なく、調和性なきところが、彼れが改革家たる面目の存するところではなからう乎。

水越の改革は風の如く來り、雲の散じた形となつた。時に吉之助は、十七歳の少年として、微役ながら郡方書記役を勤めて、勤勞を怠らなかつた際のことであつた。學問漸やく進み、智慮漸やく加はり、天下風雲の去來も亦た、やがてその眼底に映じ來るの時とはなつた。

【十】背景となれる思想

水戸學尊皇攘夷思想

少年吉之助が、藩學造士館に學び、郡方書記役となつて、且つ勉め且つ勵むに餘念なかりし時、全國の思想を風靡してゐたところのものは、實に水戸學であつた。水戸侯德川齊昭が自から『弘道館記』を作り、藤田東湖を

して、『弘道館記述義』を作らしめて、大聲叱呼、尊皇學を天下に説いたのは、天保九年〔戊戌〕吉之助十二歲の時であつた。水戶の尊皇學は光圀以來の傳來であつて、大日本史の編纂も、その大眼目は、皇統の正潤を定め、王覇の別を廓然として分離するにあつたのである。明治維新の合言葉となつた『尊王攘夷』の語は、實に水戶學者の創造するところである。水戶學を悅ばない者は『尊王攘夷の語は、春秋左氏傳に見え、齊桓公が「尊王室。攘夷狄」と曰へるに出でたるものにして、其の時の夷狄とは、荊・楚・吳・越の類をいひたるに外ならず。然るに此語を引用して、之を二千年後の今に行はんとしたるは、水戶の學士の唱道に由る。其の時勢を辨ぜず、彼我を知らざるは、實に嗤笑すべき處なるに、世人却つて是を信じて妄動せるは、眞に愚の至りといふべし。』と罵つて居るが、二千年前の死語を二千年後に活用して、闔國の民をして、血湧き肉躍るの活語たらしめたのは、水戶學者の功業といはなければならない。又或る人は、水戶學は田舍學問であると笑つて居るが、縱し水戶學が田臭を去らざるところありしにせよ、幕府の御用儒者が、訓詁の末に營々たる間に、精氣潑溂たる色彩を以て、維新大業の基礎的思潮を作つたことは、永く水戶學に與へらるべき榮譽である。

忠孝無㆑二。　文武不㆑岐。　學問事業。
不㆑殊㆓其效㆒。　敬㆑神崇㆑儒。　無㆑有㆓偏黨㆒。

といふのは、水戶學の眞髓を壓搾したる標語である。天下の大道は一ありて二なし。忠孝も、文武も、政教も、神儒も、要は一方に偏せずして、正義の一道に向つて進むのみであるといふのが、その思想の根柢とするところ

である。即ち動もすれば乖離せんとする封建時代の人心に、統一せる哲理と、組織と、信仰と、信念とを與へ、徳川氏の奴隷としてにあらずして、天下の公民として、國民的、民族的精神の確立、整頓を謀らんとしたのが、即ち水戸學の基調であつた。

『天に二日なく、地に二王なく、皇朝自から眞天子あり。』とは、藤田一正が夙に『正名論』に於て喝破したところである。神州主義に基づく一種の國體論は、水戸學派の政治論の根本を爲すもので、水戸の攘夷論は、常に復古論に基づく哲理の上より叫ばれたのであつた。而してこの主義思想の代表的人物として、幕末の政局に現はれたのは烈公水戸齊昭であつた。そして之を補佐したのは、近世の人傑藤田東湖であつたのである。東湖の言論文章は、實に當時志士仁人の崇敬の標的となつたもので、南洲の如きも、齊彬に從つて東上するや否や、第一に親炙したのは、東湖其人であつた。

東湖は熱烈なる詩人であつたが、彼れは同時に、愛國家であり、歴史家であり、又政治家であつた。そして彼れを支配する中樞的思想は、いふまでもなく日本神國主義である。彼れが詩人として吟詠する時も、愛國家として悲歌慷慨する時も、歴史家として史實を論ずる時も、政治家として政務を處理する時も、彼れを支配し、彼れを動かし來たる或ものは、即ち日本であつた。神洲であつた。彼れは山陽よりも、より一層熱度を加へたる文豪であつた。『天地正大の氣、粹然として神洲に鍾まる、秀でては不二の嶽となり、巍々として千秋に聳ゆ。注いでは大瀛の大となり、洋々として八洲を環る。發しては萬朶の櫻となり、衆芳ともに儔がたし、凝つては百錬の鐵

となり、鋭利、鏊を斷つべし。』と詠じたのも、文天祥が『正氣歌』の古意を借つて、之を日本化し、神洲化したものであつた。彼れが幽囚せらるるに當つた、

三決レ死矣而不レ死。　二十五回渡ニ刀水一。
五乞ニ閑地一不レ得レ閑。　三十九年七處徙。
邦家隆替非ニ偶然一。　人生得失豈徒爾。
自驚塵垢盈ニ皮膚一。　猶餘ニ忠義塡ニ骨髓一。
嫖姚定遠不レ可レ期。　丘明馬遷空自企。
苟明ニ大義一正ニ人心一。　皇道奚患レ不ニ興起一。
斯心奮發誓ニ神明一。　古人有レ云斃而已。

と歌つた詩篇は、實に彼れが一生の心事と意氣とを披瀝したものであつて、當時志士の傳誦して措かなかつたところであつた。東湖の個人的性格に就いては、固より左右の論がある。彼れは餘りに傲慢不遜であつたともいはれ、彼れは一箇の議論家に過ぎなかつたとも評されてゐるが、彼れはその個人的性格において、二三の非難を免がるることが出來ないにもせよ、彼れが維新勤皇の魁首であり、攘夷の熱火的宣傳者であつたことに、些の瑕瑾をも與へられないのである。彼れは水戸學の神髓を體得して、之を維新の風雲に鳴らしたものであつた。水戸學の神韻は、實に東湖の心琴絃上において、最高調を奏したのであつた。

東湖は最も力を籠めて、皇國の基礎を力說した。日本國體を明かにするにあらざれば、日本は救はれ難しとは彼れが固く固く信じたところであつた。彼れは曰く、

＊　＊　＊　＊　＊

『赫々たる大八洲、磤馭盧島に基く。磤馭盧の島、實に天の瓊矛に成る。國威の由來する所遠し。嘉穀豐饒、是に於て千五百秋瑞穗の稱あり。武備充足す。是に於て細矛千足の名有り。浦安の國と曰ひ玉垣內國と曰ひ、磯輪上秀眞國と曰ふが若きに至りては、未だ始めより土壤靈秀、風氣淳美の故によらずんばあらざるなり。日本の大號、中世に起りて、而して其由來する所、蓋し亦尙し。何を以て之を知る。維れ昔天孫の下土に降臨したまふや、朝暾夕暉の照耀する所を相して、以て此の地甚だ佳なりと爲し、乃ち始めて皇居を營む。景行帝の子湯縣に幸せらるるや、以爲らく、是の國直ちに日出づる所に向ふと。因りて之を命じて日向と曰ふ。成務帝の國郡を定めたまふや、東西を日縱と爲し、南北を日横と爲す。神皇の純陽光明の域を愛せらるる、旣に已に此の如し。且つ夫れ天日を以て、國郡を經緯し、而して、我れ其の根本に處り、凡そ四夷百蠻、皆我が末光を仰ぐ。卽ち日本の大號は、實に此に胚胎す。夫れ日出の鄕は、陽氣の發する所、地靈に人傑れ、食饒に兵足る。上の人、生を好み、民を愛するを以て德と爲す。下の人、一意上に奉ずるを以て心と爲す。其の勇武に至りては、則ち皆諸れ天性に根づく。此れ國體の尊嚴なる所以なり。抑〻所謂ゆる勇武とは、惟だ勁悍猛烈、以て其の威を逞ましくするのみならず、蓋しまた必らず忠愛の誠に發す。請ふ其の略を論ぜん。素盞嗚尊、蛇を

斬りて劍を得たり。以爲らく、是れ神劍なりと。敢て私せず。大己貴神、其の平國の矛を獻じて曰く、天孫若し此を以て國を治めたまはゞ、必らず當に平安なるべしと。是時に方りて、素盞嗚尊、罪を天祖に獲たり。大己貴神、將に國を天孫に避けんとす。然して啻に朝廷を怨みざるのみならず、乃ち其の寶器を獻じ、以て上に奉ずるの誠を輸す。其の忠愛の厚き、如何ぞや。夫の五瀬命の若きは、薨ずるに臨みて、慷慨して劍を撫し、逆虜未だ滅びざるを以て憾と爲す。日本武尊、疾篤くして懷ひを雄刀に寓し、情を歌詞に發する、其の感慨悲壯、從容嫻雅なる、又復た如何ぞや。後世に至るに及びて、士猶ほ廉恥を重んじ、怯懦を卑み、名を汚し先を辱かしむるを以て戒めと爲す。忠義孝烈、其の人に乏しからず。丹心血誠、天日に誓ひ、金石を貫きて、其の跡を迫らず。流風馨る如く、餘情掬すべき者、皆上世遺俗の然らしむる所なり。之を要するに、自づから一種の靄然たる氣象あり。海外異邦の企て及ぶ所の者にあらず。蓋し國體獨り尊嚴なるを得ず、必らず天地正大の氣に稟くる有り。天地の氣、獨り正大なるを得ず、亦必らず仁厚義勇の風に參する有り。然らば則ち風俗の淳漓、國體の汚隆、焉に繫る。上に在る君子、豈に心を留めざるべけんや。」

是れ彼れが「弘道館記述義」に於て解記するところである。彼れの眼前には、國家あつて幕府なく、正義あつて虛僞なく、王道あつて覇道がないのである。彼れの立論が旗色鮮明であつて、頗ぶる明快。清澄であつたのは、彼れの思想が、一點の混らはしい處がなかつた爲めである。水戸學は、歷史的に國家を自覺したものといつてもよい。國家則ち君主、君主卽ち國家、是れが水戸學者の國家觀であつた。

* * * * *

南洲は平生東湖を稱揚して『先輩としては藤田東湖を推し、同僚としては橋本左内を揚ぐ。』といつてゐたさうであるが、南洲が初めて東湖を小石川の邸に訪うて、親しくその風丰に接したのは、安政元年〔甲寅〕二十八歳の時のことであつて、翌安政二年〔乙卯〕十月、東湖は安政大地震の爲めに震死したのであるから、南洲・東湖の相接する期間は、僅かに一年内外のことであつた。併し、南洲は夙に東湖の風格を畏敬してゐた上に、南洲の親友有村俊齋〔海江田信義〕は、南洲に先んじて江戸に在り、早くより東湖に親しみ、その薫陶に接してゐたので、俊齋を通じて、更らに東湖の人物は、薩摩時代の南洲に通ぜられてゐたのであつた。

一日、俊齋が東湖を訪問すると、東湖は『薩摩に人材はなきや、少年でもよいが、その名を擧ぐるに足る人は誰ぞ。』と問うた。俊齋はその時『薩摩に人物なきにあらず、有馬一郎・松山龍阿彌・關勇助など皆先生と談ずるに足るの士であるが、惜しい哉、老衰して鄕里を出づることが出來ない。ただ自分の友人に西鄕吉之助・大久保一藏の二少年がある。夙に鄕黨に抽んで、將來有爲の人物である。』と答へた。すると東湖は『一體その男は何歳ぢや』との問ひであつたから、『西鄕は二十七、大久保は二十四』と答へると、東湖は大いに悦んで『是非逢つて見たい。』との話であつた。俊齋は直ちにこの事を鄕里に通じ、西鄕・大久保の出府を促したといふことであつた。これは當時の有村俊齋、後の海江田信義の直話として傳へられてゐるところである。

海江田翁の「實歷史傳」は、更に追記して曰つて居る。

『俊齋既に藤田翁の意を承け、西郷・大久保の出府を勸誘せんと欲して、脚夫の鹿兒島に發するを俟てり。良久しうして其の發するに遭ふ。乃ち托して信書を二士に與へ、以て翁の談論云々の顛末を悉して報道す。六七旬にして忽ち答信あり。之を讀下すれば、則ち曰く、余輩久しく藤田翁の盛名を聞く、翁は誠に天下無雙の賢豪なり。足下幸に翁に親炙するを得たるは、余輩の最も欣然に堪へざる所、而して足下益々翁の親教を仰ぐべし。殊に足下既に翁に告ぐるに、余輩の心事を以てし、翁又愛顧を余輩に垂るるもの、至幸焉に加うるなし然れども、余輩今尚ほ貧に處せり。出府の不如意なるを如何せん。聞く明春主公〔齊彬侯〕の參府ありと。西郷は宜しく、此時を以て中小姓の列に入り、扈して以て東上すべし。復他策なし。且つ大久保は、尚ほ其期を定め難し』云々

これに依つて、當時の薩摩藩士における東湖の地位を察ずることが出來る。水戸學の思想が、斯くして薩摩人士の腦裡に浸染しつつあつたことは、後の薩摩の活動に、少なからぬ關係を有するのである。

【十二】薩藩内の事情は如何

島津齊彬の薩摩經營

かかる天下の形勢を背景として、島津齊彬が四十三歳にして薩摩に就封したのは、嘉永四年〔辛亥〕二月のこ

とであつて、西郷吉之助は、既に二十五歳の有爲なる青年となつてゐる時であつた。齊彬が薩摩經營に着手する前に、先づ第一に發したる訓令は、五月入國早々、全藩の士に向つて宣言せられたる、次のごとき教書であつた。

今度宰相樣〔齊興〕御隱居、我等へ家督蒙レ仰、別て令ニ心痛一候。依て者以來不ニ心付一儀も候はゞ、無ニ遠慮一異見可ニ申聞一候。且又、各初め課役人末々まで、專ら御先代の規則に基づき、我意私慾等無レ之、正路を心掛、上下の情意致ニ通達一國中之仕置行屆候樣、利害得失を考へ、萬端入念可ニ取計一候。諸士末々にも、彌文武忠孝之道を志し、質素節儉の風義を守り、信儀を專らとして、武道の心掛け可レ爲ニ專一一、農工商にも代々の法令を守り、夫々職業を勵み、父祖の孝養怠り無く、日夜出精專一に候。

右之趣家老中を初め、領國一統、無ニ心得違一可レ令ニ承知一、追々可ニ申達一候」

看よ。如何にその態度の悠々として迫らざるの趣きあるかを。彼れが一藩の君主として臨みながら、言葉の末まで極めて慇懃に、先づ自から經驗の足らざることを述べて、不馴れの事があるであらうから、遠慮なく意見申立てて呉れよと、飽くまでも、その身を卑しきにおき、教へを衆に乞はんとするのは、自づから包容力の大いなるを語つてゐる。それのみならず、政治方針は專ら先代の遺訓に基づくことを告げたのは、人心を平和の間に誘導するの用意であつて、周到なる彼れの配慮は、かゝる徹細なる人心の機微にまで及んでゐた。重豪の過激政策に比する時は、齊彬の穩和的開發主義は、頗ぶる老錬を極めたものと評せなければならない。

齊彬はその嘗つて江戸に在る時、好んで當時の有志者先覺者と交はり、自から議を戰はし、知見を廣むるに努

力したのであつたから、他の諸侯子が、大奥に安坐して日を暮らしたのと異なつて、彼れの識見は、早くもその限界を廣大にしたのであつた。川路聖謨・江川英龍・大久保一翁・勝海舟・藤田東湖・戸田忠敬・佐久間象山・高野長英・渡邊崋山の如き、當時の先識者は、皆これ齊彬相識の人物であつた。齊彬はかくして學びたるところを以て、その識見を實際に行ふべく、薩摩の藩地に臨んだのであるが、彼れは何よりも先づ、薩摩人士の知識の程度の低級なるに驚いたであらう。そして如何にその施すべき事業の多きに驚ろいたであらうか。江戸と薩摩と相距たる數百里の差は、交通機關の不備なる當時にありては、實に驚くべき文明の差を生じてゐたのである。彼れは解放的政治を行つて、人心の自由を與へ、一方においては開國主義の外交を施して、海外貿易、外國文化の輸入を圖つた。又內地の殖産を開發して、國民的生活の充實を企つる一方に、飽くまでも武道を錬磨して國防の完備を期したのである。殊に敎育政策に就いては、彼れの最も重きを措いたところであつて、今迄のやうに、薩摩ばかりに膠著して居ては、何時まで經つても、知見を大にすることは出來ないから、大いに國外に遊學して、學問見識を磨かねばならぬと、努めて國人の國外見學を奬勵した。安政四年〔丁巳〕九月、訓令を發して曰く、

『江戸其外へ、學問爲二稽古一罷越度向者、造士館へ相付願出候樣、被二仰付一置候に付、以來迚も其通りにて、敎授請持にて吟味行屆候樣、被二仰付一候。尤も是迄造士館之學風計にて吟味致候ては造士館へ出席無レ之者は、館中吟味には相違も可レ有レ之候得共、基と稽古修業の爲め、他國へ出候事故、學問の功拙吟味より、學問未熟に候とも、彌眞實に修業致し候乎、又は當座困窮凌の爲めに願出候乎と申處の、人撰の儀第一と存候間、心得違

無レ之樣、可レ致二吟味一旨を、教授初めへ可ニ申達一候。折衷學、水戸風の學風にても立入候て、其上蘭朱子道德之學風も相分り候事乎と存候。何學にても名義正敷きこそ、學問之本位と存候。詩文章達者に候とも、今日之道理に闇く候ては、修業之詮無レ之、一生俗儒之唱、難レ免事と存候。心得違無レ之樣、修業志之者へ、申聞候樣可レ致旨、御書取を以て被ニ仰出一、乍レ恐御尤之御事候條、以來御趣意之程、深く奉ニ服受一、手厚吟味行屆候樣、可ニ取計一、此旨教授へ申渡、向々へも不レ洩樣、可ニ申渡一候。〔二〕

國禁の制、極めて嚴重であつた薩摩において、國外遊學を奬勵したのは齊彬の一大英斷であつた。彼れは如何にもして、山男のやうな薩摩人の鈍感を、國外の刺戟に依つて、鋭敏ならしめようと心掛けたのである。

【十二】島津齊彬の人材育成

安政四年〔丁巳〕十月、齊彬が遠大の志望を齎らして歿するの前年、造士館學生の爲めに下した、十ヶ條の學令は、實に齊彬が心肝を披瀝したものであつた。

一、造士館、演武館は、大信公〔重豪〕御代、厚き尊慮を以て御造立の處、其の後何となく致ニ衰微一候に付、此節改而掛り申付候條、是迄の惡弊を改め、造士の文字に相叶候樣、可ニ取計一候。

一、演武館の儀も、同樣に相心得、修練の精粗、且平常の心掛、微細に檢察、無ニ油斷一可レ令ニ沙汰一候。

一、學問之標的は、修身。齊家。治國平天下之道理を研究し、本末先後を識別致し、然て當時之政務奉行候て

も、能く其任に堪へ候樣に、心掛專要の事に候。文章詩作も、儒者學問中一端の科業にて、稽古尤に候へ共專ら造士の法相立、正學の風、奮起候樣に、學術厚く吟味可レ然事と存候。

是れ學問の要は、之を實際に行ふにあつて、詩歌文章の如きに至つては、抑ゝ餘技のみといふのである。

一、第一、三綱五常之本領を守り、義理を明にし、名分を正し、各祖宗を敬尊し、生國の爲めに道を開き候儀、天理自然の本意に候處、當時儒者と唱候中には、我皇國をも夷狄同樣に心得違ひ、古典は勿論、律令格式又者國史以下に至り候ても、不辨別の者も有レ之候半歟。然れば孔子の道にも不レ協、第一 天照皇大神の御明慮も可レ畏儀にて右等の處一同深く致二分別一學風令二振起一追々國用に相立候樣宜しく有二工夫一儀專要に候。

國體の尊嚴を說いて、尊皇愛國の精神を涵養せんとする、齊彬の先見の容易ならざるを想察すべきである。

一、古昔聖賢の言行を以て一身を正し、扨今日の世上に引競べ、時勢相應の政務を執行候基本を修業してこそ誠の學問と存候。いかほど博學多才に候共、今日の行士道に背き候ては、修業の詮無レ之候間、館中の役人能々心を潛め、深く致二勘考一和漢の經史に涉り、名義を明辨いたし、興廢治亂の本源を研究し、造士の道相立、國家の良臣追々出來候樣致二教導一候事、緊要と存候。教授以下諸役へも、厚く可二申含一候。且又讀書候ても、意味取違候へば、雲泥の相違たるべきなれば、經書は勿論、小學、近思錄、大學、中庸の學問、又は論孟精義、語類、文集、二程全書、淵源錄等に至るまで、熟讀の上、今日の實行に相應するの處、修行候。

飽くまで實行主義を執つて、時勢に活用するに足る人材を養成することは、彼れが教育の眼目とするところであ

つた。齊彬は『古への道を聞いても、となへても、我おこなひにせずば甲斐なし』といふ日新公の眞意を、最も能く傳承したものであると云はなければならない。

一、儒官相勤め候者は格別、其外の面々は、詩文章不レ得手に候共、今日政事の一助に相成候樣に心掛爲レ致二修業一候儀、肝要と存候。當時の學者と唱候者は、今日の世事に疎く、經綸の道をも捨置き、沙門同樣制外の樣に相成、其行ひ正しからず、外々よりも又制外之樣に心得候も間々有レ之候。全く學問の趣意取違候故と被レ存候。古今賢相智將、何れも明に皇國の大道を辨へ、漢土經傳の趣旨まで貫通いたし、國家に力を盡候事蹟は、典籍に歷然たり。然れば名分に暗く、道理に明らかならず候ては、何事も難レ整事に候。惣じて時務を考候事第一にて、井田の法は、西土三代の良法なれども、宋朝にては難レ被レ行、朱子も時と位とを考社會の良法等も發明有レ之候如く、時勢當然の位を量り候儀、學問無レ之候ては、道理相應の所置も難レ叶事と存候。假令ひ和漢の經傳を暗誦いたし、詩文章に通達候とも、道義に暗く、時勢に達せず候ては、實に無用の腐儒たるの間、右樣の處、上下一同、厚く心得候樣可二申達一候。

學問は學問の爲めの學問にあらずして、經國の爲めの學問、濟民の爲めの學問であるとするのは、齊彬が極力主張する實學論の基礎であつた。

一、今日國家の政務に致二關係一候者は、須臾も捨置き難き學問に候處、士分以上不レ致二學問一者多く、故に義理に昏く、正心修身の實行無レ之、利慾不當の行ひも有レ之候故、家政向も亂れ、士風も正しからず、役職相

務候者共にも、夫々仕向の條理に昏く、緩急輕重の時勢に疎く、名分義理の筋合をも不レ辨樣子に相見得候。是等の儀者、各格式にも可レ恥事に候間、一同公務の際を考へ、修業有レ之候樣可ニ申達一候。

實務第一主義の教育は、薩摩の傳統的教育方針で、單り齊彬においてのみ、見るところではないが、彼れは徹頭徹尾、風流才子が嫌ひであつた。

一、正學を講明いたし、物理を明らめ候儀は、總て人倫に基づき、日用實行の爲にて、假令ひ數萬卷を記誦し詩文章達者に候とも、實行なくては其詮も無レ之、日新公いろは御詠歌の御意味にも相違、奉ニ恐入一次第に候。其書を讀みたる迄にて、實行薄く、鄕里に居て子弟の師と仰がるる德行も無レ之、役儀申付候ても、利祿に心を配り、當座の利得を考へ、萬代不朽の良法に暗く、更に仁義を本として、時務を施し候者少く、甚以て嘆ケ敷事に存候。畢竟全く無學の上、會々讀書の者有レ之候ても、道義の學問致さず、徒らに讀過ぎ候故と存候間、以來學術一新致し、義理の取捨を決し、俗學の舊弊を改正致し度事と存候。

人の道理に暗きは、學なきに由る。學は人倫の道義を明らかにするに初まる。多讀・亂讀は、百害あつて一利なし。彼れは知行合一を理想とし、大の空論排斥者であつた。

一、天下學校の設有レ之候は、全く人道を修治するの爲にして、不レ可レ闕は勿論の事に候。然らば五常の本源に由て、五倫の定分を踐み、文德を修め、武備を治むる事にて、經義を明らめ、心術を研き、兵法武術の藝事を勉强して、治亂の政事に通達する事、惣て是人道中の要務と存候。孫子にも、彼を知り己を知る者、

百戰して不レ殆と相見へ候。左候へば、和漢の書籍而已ならず、外夷防禦第一の時節に候へば、夷狄の情態をも能く致二識別一彼の長を取り、我の短を補ひ、上下一同心を合せ、本朝の武威を擴充し、四夷制禦の事、當時武夫の急務と存候間。餘力には、西洋和解の諸書も熟覽し、外夷の風俗器械をも致二辨別一我が羽翼となして、益々皇化萬國に行亙り候樣、心得肝要に存候。

西洋事情に通じ、彼れの科學的文物を利用して、彼れの侵入に備へ、國家の威望を高めようといふのは、齊彬の對外策であつた。殊に洋式砲術の訓鍊には一層力を用ゐ、自から督勵して砲臺發射演習を行つたほどである。果せるかな、文久三年〔癸亥〕六月、齊彬の死後僅かに五年にして、英艦は山川港に侵入し、更らに鹿兒島に入寇し、薩人は齊彬の訓育に、感謝せなければならぬ時に出遭つたのである。

一、中にも大身の面々は、成童入學の期に至り、適々造士館に出席候共、學局の賞翫は自然の理にて、切磋の功十分に調兼候道理、且は國中而已の學友にては、井中の蛙にひとしく候。往々重職をも授け、公私の大事可二委任一もの共に候處、切磋の功乏敷候ては、臨機應變の處置等は申すに及ばず、公邊向の禮式より初め國々の形勢、人情、世態に疎く、井蛙の見識にては、心得違の儀も可レ有レ之歟。既に公邊拜禮等の節、不都合の振舞も有レ之、他國ものに對し、頑愚の應答など、當國に限らず、他藩重役の內聞と及二見聞一儀も有レ之候。然らば文武の修行を專要として、物事に疎からぬ樣心掛度存候。隣境肥後肥前等は、一門支族の家嫡等家來兩三人召連れ、平士巡歷の姿にて、隨意に文武修行の由に候。是等は輕々敷樣に候得共、國家を大事に

考へ候へば、至極の良法に候。大身の面々は、父母の姑息を離れ、家中諸士の阿諛を免れ、卑賤の辛苦を識り得て、各國の事情に達し候良法と存候間、以來志有レ之人々は、家嫡にても無役の中、他國修行、兩三年願出候樣申付度事と存候。殊に昨年宰相樣よりも、寄合以上の面々は、別て學問第一と被二仰出一候事故、家柄の面々は、一涯志を勵し、各父祖の令名を穢さざる樣、普く文武を練習し、又は諸士の龜鑑にも相成宰相樣尊慮をも安んじ奉候樣、心掛專要の事と存候。

右之條々、以二書面一改めて、屹度申付候間、後年に至る迄心得違ひ無レ之樣に、館中役人は勿論、諸士一同へ可二申渡一候。家語曰、政之不レ中君之患也。令之不レ行臣之罪也。と相見得候條、能々可二申附一候。

齊彬教育の眼目は、要するに人材教育である。役に立つ人間、間に合ふ人間、實力ある人間、操守ある人間を作るのが、彼れの根本觀念であつた。幕府の勢力はやうやく衰亡の淵に臨み、外夷の警は、日夜に國民の耳朶に響き、諸藩各々その武備を錬り、萬一に備ふるの時であつたから、齊彬の薩摩に入國して、經營するところは如何にして最も早く人材を作り、如何にして最も早く洋術を學び、如何にして最も早く國防を充實し、如何にして最も早く財力の基礎を造り、如何にして他日大活動大飛躍の素地を完備せんかといふにあつたのである。彼れの在位は僅かに八ヶ年に過ぎなかつたが、此間に於ける彼れの薩摩經營は、彼れの有するあらゆる全力を盡して實行せられたのであつた。曾つて重豪に依つて、その眼を開かれたる薩摩人は、今や齊彬に依つて、力を與へられた。重豪は薩摩人を日本人にし、齊彬は薩摩人を世界人としようと試ろみた。彼れが琉球を經略して、之に依つて、

更に世界交通の飛石としようとしたのは、明らかに彼れが世界的經綸の一端を示したものであつた。

【十三】少年吉之助

『汝の好む人を擧げよ、然らば汝の何者たるかを知らん』といふ語がある。我が少年吉之助は、果して如何なる人を友とし、如何なる人を師としたであらうか。記錄に乏しき彼れの少年時代は、彼れの周圍の人々を反射鏡とし、雲煙縹渺の間に、その風丰を髣髴するの外はない。

當時吉之助の學友は、大久保市藏〔利通〕・長沼嘉兵衞・有村俊齋〔海江田信義〕・大山正圓〔綱良〕・伊地知正治・吉井友實・稅所篤・樺山三圓・美玉三平などの諸士であつた。殊に大久保とは意氣相投じて、李陵・蘇武の交はりがあつた。そしてこれらの人々は、悉くこれ勤皇愛國の士で、他日薩藩活動の中堅となつた人々であつたところを見れば、吉之助一團の少年は、鹿兒島少年中の優秀なるもので、その知見において、その活動力において、又その熱誠の度において、遙かに鄕黨に抽んでてゐたことを察せなければならぬ。彼等は相寄ることに、書を講じて心膽を錬り、又た大いに時務を論じ、經世を談じて、切磋琢磨の功を積んだのである。海江田信義翁は、嘗て當時の追憶を語つて曰く、

私は十八九の時から、西鄕隆盛・大久保利通と交はりを始めた。それと長沼嘉兵衞といふ、是等の人と共に議論をすることにした。それは近思錄をひろげて、そして半枚か一枚位、何切の宜い所を讀みます。さうして

それを講義する。さうすると是は唐の先生達が言ふたことであるから、之を題にして一つやらにやならぬ。本に依つてやるといけないと云ふので、本は疊んで床へ載せて置き、さうしてお互ひの腹を出せ、さうせんきや本當の學問ではないといふことが、大久保・西鄕の第一の目的だ。それで、一體は西鄕が年上であつたが、さういふ風にして本の講義を初めると、大久保がえらい。それで其頃は鹿兒島の政治上の事が、甚だ紊れて居りまして、有馬一郎先生などは、謹愼を仰付られて仕舞つた。それ故、人に面會もならぬ所で、西鄕・大久保などは、夜々竊かに行つて、先生の話を聞いてゐた。或る日、有馬先生曰く、

『西鄕・大久保の話を聞くと、今日は危急存亡の時と云ふことを頻りに言ふ。さうして家に在つて本を見て居る。近思錄を見て議論などをして居るが、一體御前がたは、何の爲めに本を見るのか。御前がたは、口では國家危急存亡の時などと云ふが、其實を盡して居らない。本と云ふものは實地を盡す爲めに讀む本ではないか。然るに一向話が合はぬ。』

と懇々云はれた。そこで益々大久保・西鄕等は奮發した。此頃の西鄕・大久保などは、人が交際をして呉れない、異物といふ名が付て居た。云々

この一話、少年吉之助の風丰を偲ぶに足る好話柄である。話中異物の稱があつたなどは、殊に面白い。異物か異物か、彼れは近世の大異物であつた。口を開けば『國家危急存亡』を叫び、少年の癖に、國家を一人で心配してゐるやうな態度であつたのは、當時の先輩諸士が、見て以て如何に末頼母しく思つたことであらう。先輩諸氏が

常に、悲歌慷慨よりも、先づ勉强が第一ぢやと、事につけて、少年を訓誨することを忘れなかつたのは、流石に實學で鍛へ上げた、薩摩武士であるといはなければならぬ。

【十四】陽明學の感化

「危急存亡黨」の異物連中は、お互ひに錬磨するのみでなく、努めて先輩・師父に接して垂訓を受けたものであつた。有馬一郎の如き、迫田太次右衛門の如き、關勇助の如き、有川十右衛門の如き、赤山靱負の如き、大久保次右衛門の如き、伊藤茂右衛門の如き、いづれも誠志鯁骨の士で、彼等有爲の少年の爲めに、頗ぶる熱心に訓誨を與へたのであつた。赤山以下有川・關・有馬・大久保は高崎騷動に坐して、當路の爲めに譴責を受けた人々で、異物連が、殊に血肉を躍らしめた先輩であつた。迫田太次右衛門は、郡方奉行を勤めてゐた人であるが、西郷は十五歳の時に、此人の下に郡方書記役の微官に就き、二十七歳まで十三年間、一小胥吏の卑しきを以て甘んじたのであつた。

伊藤茂右衛門「或は猛右衛門」は陽明學者であつたが、吉之助等は數ケ月に亙つて、翁に就いて傳習錄を學習したといふことである。翁は常に少年連を戒しめて、

「凡そ陽明の敎ふる所、ただ我が心一つにあることぢや。一心とは他なし、天地の眞理といふことぢや。眞理を心の外に求めようとするなぞは、陽明學のとらんところぢや。苟しくも眞理を得る人であれば、それが陽明

學者であつてもなくても、殊更らに陽明學といふやうなことは、陽明先生の大嫌ひのことぢや。』と敎へてゐた。

元來薩藩の陽明學は、極めて近世の事に屬してゐる。主として薩藩の文運を支配したる學問は、桂庵の流れを掬む程朱學である。之に次いでは鳩巣學派に屬するもので、別に徂徠、南郭の系流を享けた古學派もあり、若林强齋より享けた闇齋學派もあつた。流石に山崎闇齋の學派は、大義名分を論じただけに、薩藩勤皇思想の溫床を爲したといはれ、井上出雲〔藤井良節と改む〕井上石見、有馬新七の如き志士を輩出し、是等の志士は好んで淺見絅齋の『靖獻遺言』を愛誦したといはれてゐる。

薩藩陽明學者としての源流を尋ぬれば、先づ秩父太郎、面高源之丞に發してゐると見なければならぬ。元々藩學が程朱學を奉じてゐるので、陽明學の如きは異端邪說として排斥され、學統として發達を見てゐないが、松山隆阿彌〔隆齋〕伊藤潜龍〔茂右衞門〕伊地知潜隱等の出づるに到つて、王學の流風漸く盛んなるを見た。又た日向の都之城の學者、荒川秀山は佐藤一齋の門人で、王學を唱へ、伊藤潜龍も此人に師事した。潜龍に陽明學を學んだ西郷が、深く一齋の學問に傾倒し、常に『言志四錄』を愛誦し、後年自から手抄を編して、座右を離さなかつたのも、由來ありと謂はねばならぬ。

松山隆阿彌は、初め喜太郎と稱し、島津齊興に仕へたが、茶道を修めて隆齋と改めた。後ち御數寄屋頭となるに及んで、隆阿彌と稱した。彼は尋常一樣のお茶坊主でなく、文武兩道に通じ、殊に劍道の奥儀に達した豪傑で

あつた。陽明學には造詣が深く、禪道にも達してゐたといふから、略ぼその風格を察することが出來よう。西郷吉之助、大久保一藏・大山綱良、樺山三圓等の維新少壯志士達は、悉く彼れの教へを受けた。

伊藤茂右衛門は、祐之と稱し、字は無形、潜龍はその號である。彼れは醇乎たる陽明學者で、二十歳の頃に著はしたといふ『餘姚學苑』三卷は、薩藩に於ける王學を興隆せしめた好著であつた。此の書は支那及び日本における、陽明學者の傳記逸話を纂輯したもので、當時某藩學の一儒官から異端の書として上梓を警告されたが、潜龍は何等憚かるところなしとして公刊した。

潜龍が荒川秀山に師事したのは、彼が『藍玉所』の吏員として、大隅・日向の地方を巡檢した際の事で、都之城を横ぎるや、自から秀山を訪ひ、深く一齋の學問に私淑し、その後屢次秀山の教へを請うた。西郷・大久保・海江田等が、潜龍に師事して傳習錄を學ぶや、彼れは常に一齋の學を推稱した。

更に南洲と陽明學との關係を語るに當り、逸すべからざるは、京都における春日潜菴に師事したことである。これは西郷が中央舞臺に出でて後の邂逅に屬するが、後年薩藩の子弟が京都に登る時には、南洲は潜菴に介し、その教へを受けしめてゐる。後の陸軍中將男爵伊瀨地好成氏が嘗て當時の追憶を語つて、左の如くいつてゐる。

『自分は大西郷とは方限を同じくしたのと、南洲の末弟、小兵衛（西郷の末弟）と同年で、莫逆の友であつたので、老南洲には、特に愛せられ常に教訓を受けて居た。明治二年、薩藩廳の選拔で、書生を都會に送る事になつた。書生とはいへ、悉く、戊辰の戰役を經て、腕に覺へある大丈夫で、一人で日本を背負うて立たうとい

ふ立派な志士である。自分等は、第一回の選抜に洩れ、遺憾に堪へぬのであつた。會たま、大寺安紀〔男爵〕等が亂暴を遣りて、遊學の資格を褫奪されたので、自分と、小兵衛と、吉田清一〔陸軍中將〕安藤直五郎の四名が補缺として選ばれ、吉田と安藤は江戸、自分と小兵衛は、京都に赴むくことになつた。其際、南洲は、自分と小兵衛を膝下に呼び、諄々と誨へられた。「近頃の青年は輕薄でいかん。理窟は相應に分るが、言行一致せぬ。ドウモ實行の精神が乏しい。是よりマダマダ人心は浮薄となるであらう。貴樣共は、是から、陽明派學問を爲る樣に言付る。京都では、此人に就きて修業するがよい」とて、春日讃岐守潛菴に宛て添書された。京都に出て、春日氏を訪へば、讃岐守は、咎めを蒙むり、謹愼中であるので、書面は受取られたが、固く面會は謝せられた。それで、自分等は、加藤有隣の塾に入つた。南洲は、既に、明治二年に於て、人心の推移を觀破し豫かじめ、之に對する將來の方案を考慮されて居た。』

事は後年に屬するも、西郷が深く潛菴に景仰したる事情を、察知することが出來ると共に、隨つて陽明學に重きを置いた心事をも、考へ合せらるる。

關勇助は梁川星巖の僚友で、有馬一郎は朱子學者であつた。有馬は何時も、日本地圖を机の上に擴げて、天下の形勢を說き、英國の亞片戰爭などを論じて、外患の急務を痛論し、少年連に向つて大いに國外に踏み出して知見を擴めんことを奬めたものである。自分は耳順の頹齡に及んで、まだ一度も國外に足を踏み出したことがない。方今天下の大勢は、井中の蛙の如くなるを許さず。苟くも士家に生るる者は、宜しく應さに大志を發して、

交友を四海に求むべきである。江都は夫れ六十餘州の精英の集まるところ、奮つて江都に出で、智勇を天下に競へ。』かくいつて、何時も少年子弟を激勵した　後に有村俊齋・樺山三圓・大山正圓・美玉三平等が、藩主齊彬に從つて東上したのは、全く有馬の激勵に俟つところが多かつた。

【十五】無參禪師に學ぶ

その頃吉之助は、無參禪師に就いて禪學を學んだのであつた。無參は吉井友實の叔父で、當時薩南第一の善知識と稱せられて、名聲藩中に著はれてゐたのであつたが、禪師は尋常一樣の佛徒ではなく、彼の『秩父崩れ』の際には、近思錄派に與して、危うくその難を免がることを得た位ゐで、早く京都に出で、名門に就いて修業したのであつた。

『翁は姓木尾氏、諱は義休、幼名を新四郎といふ。後ち蘆谷家を嗣ぎ、市介と號す。少にして王陽明良知の學を修め、後深く佛乘に歸す。専ら永平高祖退峰始祖の正風を慕ひ、初め脱外老人に參詢し、六たび京師浪速に登り、玄樓・嘯山の二老及び諸方の老宿に參研す。父の遺托に依りて晩年終に出家し、法を橘仙老漢に嗣ぎ、業を音充和尙に受く。自から圓了無參と號し、亦た老梅軒と謂ふ。』

これは無參に就いて『老梅年譜』の記述するところである。彼れは近世稀に見る高德の名僧であつたといふことである。吉之助は何故に、好んで無參の禪道を受けたのであるか。惟ふに彼れは、禪學そのものよりも、無參老

師の崇高なる德品そのものに、親接せんことを望んでゐたのではあるまいか。また無參の勤皇心を悅んだからではなかつたらうか。殊に老師が秩父黨の一人であつたことは、更に一層、吉之助の心琴に共鳴するところがあつたであらう。高德僧としての無參、勤皇家としての無參、秩父黨としての無參、吉之助はその人を訪ふべく、その人に接すべく、その人に受くるところあるべく草牟田の誓光寺の山門を幾度か潜るに至つたのであらう。故に若し吉之助が、禪學に依つて得るところがあつたとすれば、蓋しそれは、吉之助にとつては、或ひは副產物であつたかも知れない。兎はいへ、禪學は彼れにおいて縱ひ副產物であつたにせよ、彼れの一生が、英雄にして且つ神仙を兼ぬるの態あるを得たのは、短日月の修學であつた禪機が、彼にとりて偉大なる效果を與へたものであると評せねばならぬ。曾て月照は評して、

『南洲の禪學は深くはないが、能く眞味を悟得して居る』

といつたとのことであるが、啻に進むの快なるを知つて、退くの愚を知らざる年少氣鋭の群中にあつて、早くも禪道に踏み入つて、退一步の妙味に悟入したる吉之助は、同じ異物仲間でも、更に大いに異なるところがあつたといはなければならぬ。甲東は後に南洲を評して『西鄕は禪を學んで禪に倒る。』といつたさうであるが、西鄕をしていはしむれば『甲東は議論を學んで議論に倒る。』とでも評するであらうか。

*　*　*　*　*

曾て大山巖が、當時の南洲翁を追想して、次のやうに語つたことがあつた。

「薩摩では先輩や師父のところに、本を習ひに行くと、早朝に出掛けて、先生がまだ寢てゐる中に、座敷を皆で掃除をする。綺麗に掃除が終る頃に、先生が起きて來て、それから机に向つて本を教へるのである。我々は大分後輩であつたから、屢々南洲翁のところへ書物を習ひに行つたものである。その頃我々は餘程早起きをして、まだ薄暗い中に、翁のところへ出掛けて、室の掃除をしたものであつたが、どんなに早く行つても滅多に翁は家に居られたことがなかつた。いつも掃除が濟む頃、何處からか歸つて來られる樣子であつた。何でも無參老師の處へ、訓へを乞ひに行かれるのであるらしかつた。我々が此の位ゐ早く起きるのであるから、翁は餘程早起きをして出られるものと見えた。實にその頃の、翁の刻苦勉勵といふものには、我々一同、恐入つたものであつた。』

* * * *

著者は少年吉之助が、生れながらの鳳雛であつたか、また臥龍であつたかを知らぬ。然れどもその卓厲風發、刻苦勉勵、切磋琢磨、飽く迄も自己を錬磨することに專心したる事實を明らかにするに當つて、實に懼然として畏れざるを得ないのである。況んや、それが天成の鳳雛であり、臥龍であり、天縱の英傑であり、俊秀であるにおいてをやである。

少年吉之助を記するに當つて、更に忘るべからざる事實がある。それは彼れが十三歲の折、造士館歸りの、途上での一出來事であつた。彼れは路傍において、一學友と爭論した結果、亂鬪を初め、彼れは敵の劍刃に觸れて

その右臂に負傷した。その爲めに、一時右手の自由を失つたのであるが、その時、吉之助は天を仰いで長嘆して曰く、『人間の道は、文武兩道を修行するにある。然るに自分は今ま過の爲めに一腕を損じたれば、武道を練習することは困難である。今日より筆硯を以て劍槍に代ふるの外はない。』と。彼れはその後、絶て武道を談ぜなかつたさうで、それから彼れの學問習書に熱心したのは、尙ほ一層であつたと傳へられてゐる。

吉之助が果して、武人たることを斷念して、文業のみを志したか否か。彼れの生涯が文勳の人たるに適當なるものであつたか否かを、今ここで論じようとするのではない。著者はこの西鄕最初の話柄において、終生南洲において見るところの一特性を發見することを告げようとするのである。所謂一特性とは何ぞ。そは彼れが一の失敗に逢ふ毎に、十の猛省をその身に加ふる勇猛心である。南洲の生涯は、大局においては大成功者であつた。而しながら部分的には、常に彼れは失敗者たる場合が多かつた。彼れは大小の失敗に逢ふ毎に、必らず成功者が勇往邁進するが如き氣力を以て、内心に向つて猛省を加へ、如何なる場合においても、自己を琢磨することを忘れなかつたのである。これ實に大久保の爲し得ざるところ、木戸の及び能はざるところであつて、南洲の粹然として、遙かに群を拔いた所以であらうと思ふ。南洲は天縱の偉人であつた。然しながら天縱の偉人であるが故に、いつもぶらぶらして暮したと思ふのは、英雄ぶる愚人の好んで放言するところに過ぎない。

『道を行ふものは、固より困厄に逢ふものなれば、如何なる艱難の地に立つとも、事の成否、身の死生等に、少しも關係すべからず。事には巧拙あり。物には出來た人、出來ざる人あるより、自然心を動かすことあれど

も、人は道を行ふものなれば、道を踏むには巧拙もなく、出來ざる人もなし。故に只管道を行ひ、道を樂しみ艱難に逢ふて、之を凌がんとならば、彌〻道を行ひ、道を樂しむ可し。予、壯年より、有ゆる艱難にかかりし故、今は如何なる事に會ふも、介心せず。是れ予が幸福なり。」

これ南洲遺訓が懶惰性を警しむるの聲である。櫻の樹を伐つた正直少年は、又た大統領たるワシントンであつたやうに、十三歳の少年吉之助は、同時に陸軍大將の西鄕隆盛であり、また武村の吉農夫でもあつたのである。年こそ違へ、位こそ異なれ、天の誠道に自己を錬磨する勉勵家たることは、彼れと此れと、一貫して變るところがない。

【參考】左に揭ぐるのは、弘化二年十一月朔日、南洲翁が十九歳の冬、薩摩藩の太刀流師範家であつた大山角右衞門に入門した時の『入門誓書』である。南洲文獻中の最古のものとせられてゐる。

入門誓書

一、忠孝勿論可二相嗜一事
一、他見他言致間鋪事
一、他流立合善惡之沙汰致間鋪事
一、對二師家一二心有二御座一間鋪事
一、同門中無二隔意一心付候儀者相諫可レ申事
一、右 肱 之 事

一、手之内之事
一、太刀筋之事
右御相傳之上者雖二門弟中一無二失念一曾而他見他言仕間鋪事
右條々禮相背者

起請文

梵天帝釋。四大天王。總而日本國中六十餘州。大小神祇。別而伊豆箱根兩所大權現。三島大明神。八幡大菩薩。天滿大自在天神。部類眷屬各神罰冥罰可二罷蒙一者也 仍而起請文如レ件

弘化二年乙巳十一月朔日

西郷吉兵衛隆永〔花押〕

大山角右衛門殿

【第二篇】 幕末勤皇運動に登場

第一章 島津齊彬を中心として

【一】齊彬と吉之助

專制君主國時代において、若し雄略大志を以て、時務を天下に行はんと欲するならば、必らずや先づ、君主の知遇・信認を得なければならない。何となれば、專制時代においては、君主は政治の獨裁主であつて、主權も統治權も、共に君主の掌中に統轄するところであるからである。故に專制時代の政治家・經綸家は、君主の信頼を得るを以て、登程第一の階段としたのである。君あり故に民あり、『エタ・セ・モワ』と稱せらるる時代にあつては、是れまた已むを得ざる行程であらう。

近世獨逸の建設者として、近代の大政治家として、一世の崇敬を受けて居るビスマルクは、立憲國の宰相として、何人にも憚かるところなく、その偉大なる經綸と才幹とを發揮したのであるが、彼れにして猶ほ君主の信認を有することは、唯一の力であり、基礎であり、根柢であつた。見よ、彼れが廟堂に立つて、國政に鞅掌して以來、二十七年間、彼れが唯一の知己たり信認者たりし、ウヰルヘルム一世が、一八八八年三月九日に崩ずるや、

僅かに三ケ年と、二十日にして、その位を退くの、已むなきに到つたではないか。諸葛武侯は、昭烈の三顧を竢つて、初めて天下三分の大略を行ふの機會を得、大江廣元は、源賴朝を獲て、初めてその治國の經綸を劃することを得たのである。ウキルヘルム一世なくとも、ビスマルクは人傑であり、昭烈なくとも、孔明は臥龍であり、賴朝なくとも、廣元は大政治家であつたに相違あるまい。而しながら、英主明王の信認と知遇とがなかつたならば、彼等は果して、幾何の程度において、その經綸を實行し得たるや、蓋しその評價において、大いに異なるところがあるであらう。

*　*　*　*　*

『伯樂一たび驥北の野を過ぎて、馬群遂に空し。』といふ句がある。伯樂なくとも、名馬は名馬であるが、これを見出す伯樂がなければ、名馬も遂に駄馬の間に老いて、その驥足を伸ばすの機會を失ふのである。藤田東湖の水戶烈公における。橋本左內の越前春嶽における、我が南洲の島津齊彬における、みなよく此の間の消息を語るものである。東湖の死後、烈公甚だ振はず、景岳の歿後・春嶽大いに衰ふるの觀があるので、評者は、東湖あつての烈公、景岳あつての春嶽と評價するものもあるが、南洲・齊彬の場合においては、徹頭徹尾、齊彬あつての南洲であつた。それは吉之助が齊彬に知らるるの時において、僅かに二十八歲の青年であつたのに對して、齊彬が既に四十六歲の老成境にあつたことも、その一つの原因であつたが、齊彬が當時海內隨一の英明を以て稱せられ、その度量において、その器局において、又その識見において、遙かに吉之助の上にあつたからである。後年

齊彬が春嶽に向つて南洲を激稱しながら、尙ほ『私ならでは彼を使ひ得ない』といつてゐる言葉に注意すべきである。吉之助は齊彬において養はれ、齊彬において人と爲り、齊彬において舞臺上の人となつたといつても差支へない。かく云はば南洲崇拜家は天下の大偉人南洲を觀るの甚だ低きを責むるであらうが、南洲も亦た人間である。少年時代もあれば、青年時代もあつた。少年の南洲は、少年だけの南洲で、青年の南洲は、又た青年だけの南洲であつた。凧を揚げて遊んでゐた吉之助と、高輪に海舟と對坐した南洲とには、時と舞臺と力量とに、大いなる相違があることを識別しなければならぬ。

吉之助において、齊彬は唯一の主であり、師であり、父であつた。齊彬はよく吉之助を率ゐ、吉之助を敎へ、吉之助を愛した。吉之助の爲めに荊棘を拓き、吉之助の爲めに土俵を與へ、吉之助の爲めに背景を作つてやつたのは、實に齊彬その人であつた。吉之助が安政元年〔甲寅〕齊彬に扈從して始めて江戸へ出てから、安政五年〔戊午〕七月十六日、齊彬の歿するまで、彼れが齊彬に親炙した期間は、僅かに五ケ年に過ぎなかつたのであるが、この五ケ年は、南洲生涯中、最も意義ある時代であつて、全南洲の人格と度量とは、此の短期間において玉成されたといつても不可はないのである。

南洲が齊彬から離れたのは、彼れが三十二歳の初夏であつたが、最早その時は、押しも押されもせぬ薩摩の代表的人物であつた。齊彬に代つて久光が政局に現はれた時、南洲は旣に巨然として藩公の前に屹立してゐた。久光は愚物ではなかつた。併し乍ら南洲は彼れの自由にはならない大いさと斤量とを持つて居た。久光が南洲を疎

んじたのは、この邊の呼吸からでもあつたらうと思はれる。南洲の代りに久光が任用した人物は、大久保利通であつた。齊彬の眼には吉之助があつて、市藏どんはまだ映じて居なかつた。この爲めに市藏の人物が、吉之助に劣つてゐたとは速斷し得られないが、齊彬は吉之助を好み、吉之助を愛したやうであつた。市藏が齊彬に接するの遲れたのは、半ば、彼れの家庭的事情に由つたであらう。必らずしも齊彬が二人の人物の優劣を評價した結果ではあるまい。而もこれが爲めに、大久保は後の甲東に至るまで、遂に南洲に一籌を輸するを避くることが出來なかつた。

大久保が久光を獲て、中央舞臺に雄飛して來た時代は、それと反對に、西鄕は何となく日蔭者のやうに取扱はれたが、大久保の力量でも、久光の威光でも、收まりのつかない場合には、何時も南洲を煩はさねばならなかつた。久光は屢〻南洲を島に流したが、また屢〻島から西鄕を迎へねばならなかつた。それは西鄕を救はんとする大久保の友誼もあつた。併し西鄕を待たなければならない場合が多かつたといふことが重なる原因である。南洲が齊彬を得、甲東が久光を得たのは、蓋し好個の對照である。齊彬がウヰルヘルム一世であり、久光がウヰルヘルム二世であるならば、南洲は宛然たるビスマルクの地位であつた。ウヰルヘルム二世がビスマルクを貶したのは、ビスマルクが彼れの自由にならず、ビスマルクがあれば、彼れが自由に經綸を行ふことが出來なかつたからである。久光が屢〻南洲を貶したのも、亦た二世と同じ心理狀態からでもあつたらう。

久光が南洲を悅ばなかつたのには、猶ほ一つの原因がある。それは世嗣問題が起つて齊彬と久光とが、對立し

た場合、南洲が齊彬擁立派であつて、極力久光を排斥したことがあつた。この事件は、固より齊彬・久光の自身に關係したことではなくして、奸臣等の謀劃するところであつたが、齊彬と久光とは、その中心人物であつた爲めに、勢ひ、相互に對立するの形となつたのである。南洲も固より齊彬・久光の優劣論を楯にしたのではなく、正閏を明らかにせんとする意志と、奸黨を排せんとする希望とに出でた爲めではあつたが、勢ひは久光を貶するの結果となつたのであるから、久光は、或ひは之を快からず思つたことがあるかも知れない。

* * * * * *

孰れにもせよ、南洲は齊彬時代に順潮に帆を揚げ、久光時代に逆流に棹さすの形があつた。齊彬時代の南洲は三十歳前後にして、人生の開花時代、血は潮のごとく鳴り、肉は奔馬のごとく踴るの時代であつたから、隨分過激な意見も吐き、痛烈な運動も試みた。併しそれらは、多く齊彬の爲めに蔽はれ勝ちであつた。吉之助が大きな體を振ひ起して突進しようとすると、齊彬はそれをふうわりと去勢して了つた。吉之助が額に熱汗を浴びて奔馳しようとすると、齊彬は先づ先づと轡を控へた。吉之助は、齊彬の優柔不斷を、寔に不甲斐なしと思つたこともあつたであらう。さりながら、吉之助の思慮が長じて來ると共に、度量の廣大なる齊彬、器局の偉大なる齊彬、思慮の周密なる齊彬、大局を達觀せる齊彬の偉容は、やがて吉之助の眼底に巨影を投ずるやうになつた。後の南洲の品格器量は、全く齊彬に享くるところであるといつても、不可はないのである。吉之助が齊彬の下にあつた時代を以つて、南洲玉成時代といふ所以は、即ち是にあるのである。

【三】齊彬の人物・斤量

島津齊彬、そは果して如何なる人物であつたか？

伊豫宇和島の城主伊達宗城は、當時の名侯と稱せられた人であつたが、嘗て齊彬を評して、次のやうにいつたことがある。

『予、七十歳に及ぶまで、上下・貴賤・內外を問はず、衆多の人に接するも、未だ齊彬公の如き、風采常に春の如く、愛慕の情深き人を見ず。予は、今人に對して曰く、惜むらくは卿等をして、親しく公の謦咳に接せしめざることをと。今日に及んで、喋々公の德音を說くの辭なし。』

*　　*　　*　　*

又た、越前藩主松平春嶽は、最も齊彬と親交ありし人であるが、其人はいへるやう、

「齊彬公は、治世以來、始めて見たるの英主なり。松平定信侯「樂翁」は、英明の人たりしと聞く。我れ其人を見ず。齊彬公を見て、始めて英明の主とは、此の如き人を指すならんかと信ぜり』

と。又曰く、

『御一親の功業を引起せし原因は、島津齊彬公にして、此人は予が朋友とし師とするものなり。中々水戶烈公の如き御方にはあらず頗る膽大にして、外面は英雄らしくも見へねど、中々才智よりは道德を重んぜらるる

人也。夫故、溫順恭遜にして、しかも學問あり、漢學西洋譯書和學抔被レ讀たり。手紙の文などは俗文にして、至つて簡易也。手紙其他建言書抔は、文體の整頓たるや、他人の及ぶ所にあらず。昇平丸の舟を始めて造り、マグネード其外洋製器械は、薩摩を以て巨魁とす。尤、尊王佐幕家なり。右故に西鄕・大久保・伊地知、其外今の官員勅任官の薩人は、齊彬公の丹精所造也。予は、此御一新の功業の起りは、順聖公〔齊彬公〕を以て第一とす。此公は頗る吝嗇にして、鳥目二十文より金一圓などの金子は、頗ぶる惜まれたりと。乍レ併、萬圓或ひは千圓以上の金子は、使ふべき時には、聊かも惜くなしと申されたり。眞の吝嗇にあらず。常には節儉を專らとしたまへど、大金は惜げなく遣ひたり。此一事にても、公の英雄たる知るべきなり。」

春嶽は又た曾て、閣老阿部正弘に齊彬を紹介して、極力齊彬の人物を推稱したものであるが、兩雄一たび、越前藩邸において相見るや、意氣相投じ、情意相合し、遂に政局の中心は、正弘・齊彬の二人に歸したほどであつた。後ち正弘は春嶽に對して、當代無二の人傑を得たることを悅んだと傳へられて居る。

* * * * *

水戸齊昭は、兎角の事情もあつて、齊彬とは少しく相合はざることもあつた。併しながら其臣藤田東湖は、早くも齊彬の人物を洞見して、齊彬と結んで天下の事を行はんと考へたこともあつた。一日、東湖は有村俊齋に語つて、

『足下の藩主齊彬公は、自分は夙にその天品の明主たるを知つて居る。公を推して皇政復古の主動者と爲し、

藩臣奮つて公を補助、協同し、君臣一致して以て皇室を佐けたならば、天下の諸侯も率ゐずして之に靡き、勤皇の大義に隨ふこと、手を飜すがごとくであらう。是れ自分が夙夜に熟圖するところであつて、當今の策は此の外にないのである。水戸・尾張の如きは、志あつて力なき者、率先して事を擧ぐるの勢力がない。』

と論じたのであるが、これ東湖が、齊彬に據らんとするの、內心ある讃辭も加はつて居たであらうが、東湖がその祖國たる水戸を見限り、尾張を疎んじ、遠く薩摩に從はんとしたのは、蓋し薩摩の威力が天下に號令するに足るを知り、齊彬の人物が、時流に擢んでてゐることを洞見したからであらう。齊彬の地位や、自から知るべきではないか。

*　　*　　*　　*　　*

勝海舟は、幕臣中の偉才であつたが、その人、齊彬を評するの語に曰く、

「我邦漢土に通ぜしより、其文物・制度を摸倣し、頗ぶる煥然觀るべしといへ共、其弊害亦た少しとせず。彼の華夷內外の辯の如き、學者拘泥して、遂に自卑の風をなし、域外更らに別天地あるを知らずして、之を度外に措くに至る。漢學者流、知見の陋隘、素より怪しむに足らず。外交の事起るに及び、當時者槪ね、其一流人ならざるはなし　堂下の燕雀を以て、忽ち乘天の大鵬を見る。驚愕疑訝せざらんと欲すと雖も豈得べけん哉。當時、夙に其大勢を察するの活眼あるは、予ひとり薩侯齊彬を推さざるを得ず。幕府の有司に在りては、阿部堀田二閣老稍々時勢を知る。惜い哉、皆大いに其志を伸る能はずして止むといへども、其の辛苦經營の力に由

りて、闇々の中、已に開國の基礎を成す。其の功豈に掩ふべけん哉。』〔開國起源〕

是に由つて之を觀るに、當時、幕府の中心的政治家も、海內の名侯も、親藩の英主も、民間の卓見家も、幕臣の有力者も、悉く相一致して、齊彬を推して『樂翁以後の明君』といひ、『大勢の活眼家』といひ、『皇政復古の第一人者』といひ、また『海內第一の人傑』といひ、『維新第一の功業者』と評して居るのに見れば、自から齊彬の人物・斤量は明らかである。

【三】幕閣を恐れしめたる齊彬

猶ほ、齊彬の半面觀として、友侯の間に、『謀慮深遠、英邁にして奸雄の才逞ましき人』といはれ、『老鍊にして沈斷』と評せられ、又『容易に心中を吐露せず、天下の疑懼する所たり。』などとも觀ぜられたのであつたが、かゝる半面觀は、一層よく、齊彬の人物を髣髴するに足るものであつた。

* * * *

閣老水野忠邦は、水戶烈公と相提携し、阿部正弘は薩摩宰相と結託して、幕政を維持したのであるが、忠邦は常に齊彬を危み、寧ろ之を忌むの風があつた。正弘に向つても常に『薩摩といふ奴は油斷のならぬ代物ぢや』と大いに警戒しなくては危ふいといふことを警しめたことがある位ゐで、正弘も最初は、齊彬を危懼してゐた趣もあつた。齊彬は薩摩の一藩侯でありながら、その態度は常に天下の爲に天下の事を行ふの氣概があつた。それで

彼れは、水野が小心翼々として幕府の爲の政治に腐心する、その偏狹・低調なる政策を笑つて居た。ここに『仰止錄』の記する一話柄を引證して、忠邦・齊彬の器局を一見しよう。

『齊彬江戸に在り。一日、高島四郎大夫茂敦を召具し、砲術を問ひ、因て吉井七郎左衞門・法元六左衞門等數人をして、從つて砲術を學ばしむ。既にして閣老水野忠邦、茂敦をして技を德丸原に演ぜしむ。忠邦臨んで觀其の利器たるを知り、厚く茂敦に賜ひ、因て戒しめて曰く、今後幕府に事ふる者に非ざるよりは、妄りに卿の技を傳ふるを得る勿れと。且諸侯の士にして、技を傳ふるを得る者の名を錄して以て上らしむ。齊彬之を聞き、哂て曰く、越州國に當り、庶政を革釐し、務めて奢侈を抑へ、戒備を整理し、以て外患に備へんと欲す。天下其の賢を稱す。今火技の戰ひに利あるを知り、而して之を諸侯の士に傳ふるを忌む。其の心を執るの狹隘此の如くなるに至るは何ぞや。若し夫れ和蘭人は、始めより我と類を同じふせず。然り而して、其の我れに授くるに火技を以てし、祕固して傳へざることあるなし。至公にして偏なきものと云はざるべけんや。今、越州廼ち獨り幕府に事ふるものに傳へしめ、他人に與ふるを得ざりしめんとす。豈悖らずや。今の時に當り、海内を擧げて一大團と爲すに非ずんば、復た何を以つて雄を四海に稱するを得んや。吾固より以爲らく、此言恐らくは、越州の言に非ざるなりと。』

水野が責任の衝に立てると、齊彬が在野に逍遙せるとは、自からその言論・經綸に異なるところあるを免がれないのであるが、忠邦・齊彬の器局の大小・氣宇の廣狹に至つては、既に少なからざる距離あることを示して居

るではないか。
邊陬の一藩侯を以てして、列强に擢んでて、早くも中央政局に重きを爲す。齊彬の斤量や知るべきである。

【參考】島津齊彬侯略傳〔照國公感舊錄〕

照國公は贈從一位島津齊彬公の神號なり。公諱は齊彬、字は薩摩守と號し、雅名は麟洲と稱し、薨じて順聖公と諡す。公は島津家二十七世の主大隅守兼宰相從三位齊興公の嫡男にして、島津家二十八世の世主たり。幼名邦丸、後又三郎忠方と改む。母は因幡國鳥取城主松平相模守治道公の二女〔名は彌姬、賢章院と稱す〕たり。文化六年乙巳四月二十八日、江戸芝藩邸に生れ、同年八月十五日幕府に稟して世子とす。文政甲申十月、始めて登營、大將軍家齊公に謁し、從四位下に敍し、兵庫頭と稱す。諱の一字を賜うて齊彬と改む。時に年十六なり。同九年丙戌十一月、一橋民部卿齊敦の長女〔英姬〕に婚す。時に歲十八なり。天保五年甲午正月少將に任ず。同年二月始めて封に就く。之を政事見習の下國と云ふ。時に歲二十六なり。同十四年癸卯二月豐後守と改め、翌十五年甲辰三月、修理太夫と改む。弘化三年丙午六月、琉球那覇港に佛蘭西軍艦到來の報あり。齊興公に代り、警備の爲め歸國の途に就かる。時に歲三十七なり。嘉永四年辛亥正月、齊興公家を讓らんことを乞はれ、將軍之を允す。同年二月齊彬公家を繼がる。時に歲四十三なり。同年五月封に就かる。之を知政の始めとす。安政三年丙辰十一月、女を大將軍家定公に嫁す。安政五年戊午七月、疫病に罹り、同月十六日遂に薨ず。時に年五十なり。公嘉永四年辛亥正月家を繼がれ、知政僅に八年なり。順聖院殿英德良雄大居士と諡し、城北玉龍山福昌禪寺の先塋に葬る。文久三年癸亥十二月、生前尊王の至誠を感賞在せられ、贈中納言從三位の宣命ありて、神殿を城西南泉院跡に建て、照國大明神と號す。神號は近衞忠熈公の命名せらるる處なり。明治二年己巳十一月、贈從一位の宣命あり同十五年十二月十五日、別格官幣社に列せらる。

【四】『高崎崩れ』大觀

西郷立志の第一步

齊彬が中央舞臺において、漸やく諸侯に重きをなしつつある一方、吉之助が薩摩の邊隅において、自から鄕黨青年の首腦となりつつあつた時に當つて、薩摩一藩の、上下を通じて大振動・大動搖せしめ、延いて中央政局にまで、その波動を及ぼした、一大事件が勃發した。そして圖らずも、此の一大事件に依つて、吉之助が齊彬に接近するの機會は作らるるに至つた。それは、この事件が、上は藩主・國老・重臣より、下は微臣・卑士・走卒に至るまで、苟くも祿を島津家に食むところの、士班全般を動搖し、混亂し、紛更し、雜踏し、旋回せしめた、一大旋風であつたからであつた。一大旋風とは何ぞ。是れ俗に唱へて『お由良騷動』といふ、齊彬・久光にかかる繼嗣問題であつた。

＊　＊　＊　＊　＊

抑〻二十七代の薩侯、中將齊興は、因州鳥取三十二萬石の城主池田相模守治道の長女彌姫を娶り、文化六年（己巳）三月二十八日、正嫡齊彬を擧げ、次に次子齊敏を得たが、文化十四年（丁丑）十月二十四日、愛妾お由良の腹に三子久光を擧ぐるに至つた。齊彬は文政七年（甲申）七月十五日初登城、十一月廿一日には從四位侍從

に任ぜられ、兵庫頭と稱し、正庶の序は自から定まり、固よりその間に、暗雲の起るべき餘地は、毫も存しなかつたのである。

大名のお家騷動は、多く愛妾の庶子擁立より起るの通例であるが、薩摩騷動も、亦この範圍を脱することが出來なかつた。齊興の愛妾お由良は、三田四國町、大工藤左衞門の女ともいひ、或ひは品川宿場の賤婦であるとも傳へてゐるが、齊興の次子齊敏が、早く出でて池田侯を繼いでゐるので、齊彬なくんば、我が實子久光を、藩主とすることが出來るといふ處から、玆に齊彬排斥の意を起したものであつた。

併も齊彬の令名は既に天下に高く、正潤の別は儼然として存するを以て、之を排するの道は頗ぶる困難であつた。そこで齊彬の嫡子なきを理由として、之を斥けようと考へ、妖僧を深山幽谷に潛行せしめて、齊彬の嫡子を呪咀せしめた。それかあらぬか、齊彬の生子は、不幸にして悉く夭折し去つたのであつた。試みに之を左表に見よう。

菊三郎（長男）	文政十二年八月三日生 同九月十一日歿	（一歳）
澄姫（長女）	天保八年八月一日生 同十一年八月六日歿	（四歳）
邦姫（次女）	天保九年十一月二十四日生 同十二年五月二十三日歿	（三歳）
寛之助（次男）	弘化二年七月二十八日生 嘉永元年五月十日歿	（四歳）
盛之進（三男）	弘化四年十二月二十九日生 嘉永三年十月四日歿	（四歳）

篤之助（四男）　嘉永元年十一月二十三日生　同二年六月二十日歿（二歳）

虎壽丸（五男）　嘉永二年四月二日生　同四年三月三日歿（六歳）

哲、丸（六男）　安政二年九月生　同六年正月二日歿（五歳）

嗣子の夭殤、斯くのごとくであつたから、一藩の人心は悄々たるものがあつた。豫ねて齊彬の所爲を悦ばない家老島津豐後。御側用人調所笑左衛門、御側役伊集院平等は、久光擁立を策して、お由良黨に與し、一藩の重要地位を擁して祕策を回らしたのであるが、正義派の鯁骨人士は、奸賊掃ふべしとなして、之に反抗して起つた。

當時の正嫡派の重なる志士は、近藤隆左衛門〔町奉行兼物頭〕山田一郎右衛門〔同〕高崎五郎右衛門〔船奉行〕を首として島津壹岐〔家老〕二階堂主計〔同〕赤山靱負〔物頭〕名越左源太〔大目附兼物頭〕仙波小太郎〔馬頭〕吉井七郎右衛門〔屋久島奉行〕中村嘉右衛門〔裁許掛〕近藤七郎右衛門〔同見習〕山口及右衛門〔同〕島津清太夫〔同〕新納彌太右衛門〔同〕吉井七之丞〔藏方目附〕村野傳之丞〔奥方小姓〕村田平内左衛門〔遠方目附〕土持岱助〔兵具目附〕その他大久保甲東の嚴父次右衛門。有馬一郎。關勇助。井上出雲守。木村仲之丞などの慷慨の士であつた。彼等は屢々相議して世子襲封の一日も早からんことを望んだのである。而も齊彬は別に深く思ふところありしか、必ずせき不申、加様々々可致と申事、此方へ申遣候後に、彌々丈夫の手段に而、取計可申、必ず麁忽の振舞有まじく候。』と。常に彼等義徒が、過激の擧動に出でんことを警しめて居た。

* * * * *

正嫡派の奸黨一掃の謀議が洩れて、庶子派の知るところとなるや、嘉永二年〔己酉〕十二月三日、近藤・山田・高崎・土持・村田・國分〔猪十郎〕の六士が切腹を命ぜられたのを初めとして、一黨は悉く蟄居・謹愼・入牢を命ぜられた。稱して「高崎崩れ」といふのは、此事を指すのである。

當時正義派の末路は、實に悲壯を極めたものであつた。時も時、其日は寒氣凛烈にして、白雪皚々たる日であつた。近藤は「白雪ときえゆく身にも思ふぞよ、くもらぬ空の月の晴れよと」と歌ひ、高崎は「おもふ事まだ及ばぬに消ぬるとも、心ばかりは今朝の白雪」と吟じ、山田は『根をたえし岸のひたひのあやふ草、あやふき世をも渡りぬるかな』と詠じて、白雪とその心事を競つて、潔よく自裁して果てた。

翌年〔庚戌〕三月四日には赤山靱負・吉井七之丞・野村喜介・中村嘉右衛門等復た自裁し、一黨の末路は益々壯烈悲愴を加へたのである。そして物頭赤山靱負の介錯をしたのは、實に西鄕吉之助の實父吉兵衛であつた。吉兵衛は赤山が赤誠の血痕斑々たる片袖を抱いて家に歸り、慨然として之を家人に示し、屹々として赤山が悲壯痛烈の死狀を語つた。當時吉之助は、二十四歲の青年、血氣正に旺盛なる好漢であつたが、父の携へ歸つた鮮血の袖を捧じて、終夜號泣し、深く先人の志を繼がんことを必期したのであつた。南洲が後に同志と謀つて、屢々齊彬の爲めに、奸物の一掃を圖つたのは、蓋し決して故なしとせないのである。

故高崎正風は、常に人に語つていつた。『西鄕が初めて天下の志を立てたのは、實に赤山が鮮血の袖を見たる

の時に始まる。當時西郷の感激は、尋常一樣の沙汰ではなかつた」と。西郷立志の第一歩は、實にかかる悲劇の中、壯烈事の間より出發し來つたのであつた。

不レ道二嚴冬冷一。　偏憂二世上寒一。
回レ頭今夜雪。　照得斷腸肝。
歲寒松操顯。　濁世毒二清賢一。
對レ雪無レ窮レ感。　空過十七年。

これ當年を去る十七年の後、多感の南洲が、當時の志士を追弔するの詩篇である。十七年後において、猶は『斷腸肝』の感を爲す南洲が、當時の感激や果して如何なりしぞ。

【參考】赤山靱負の人物〔加治木常樹翁記〕

物頭赤山靱負久普は日置家と稱する公族、薩摩國日置郡日置鄉八千七百五十四石を領する該藩の互室、一所持の家格を有し、城代家老島津和泉久風の二男である。識量高く交遊廣く、內外夙に重望を斯人に懸けて大成を期待した。去年の近藤崩れに連坐し、謹愼を命ぜられて私領に引籠つて居たのに、此の日偶ゝ終身遠島の申渡を受けた。生涯赦免のない刑罰を與へるのは自決の暗示で、これは一藩の例であつた。其處で靱負は北堂に入り慈萱に今生の訣別をなする。志士たる者が死に臨むのに、秋毫も襟懷を亂すべきものでない。此の際一點の酒たりとも無用である。醉を借りたと云はるるのが恥しい。甘體を持て來いと、三國一の杯に忠誠無比の心を酌んで、潔き終焉をかくれなゐ、鮮に千入の間に遂げた。介錯を承つたのが南洲の父西郷吉兵衛で、藩制によつて一門重職に附けられる用達といふ役を勤め、其の父善兵衛が靱負の祖父島津

但馬の知遇を得た以來、日置家との恩誼も篤く、二代の恪勤はさながら此の日此の痛切なる囑望に當り、面を掩うて春風を斬る雷光を閃かせた。吉兵衛は涙を飲んで血痕斑々たる隻袖を抱いて家に歸り、愴然として只だ一語、武士ほど物憂いものはない、彼は言の多きに堪へぬのである。忠義に凝りたる重臣を、偲ぶに餘る恨の隻袖、腥氣を籠めし鮮血に、貞た若干の涙の色、濃くも深くも染めませる、千入萬入紅の、痕に心を傳ふべし。一子吉之助〔南洲〕二十四歳、この隻袖を父に得て、終夜號泣したといふ。

【五】少壯志士の憤激

「三級浪高うして魚龍と化す」といふ句があるが、南洲をして蒼龍たらしむるの波浪となつたのは、實にこのクーデターであつた。このクーデターは、嘉永二年〔己酉〕の冬から翌三年〔庚戌〕の春まで續いたが、その間に前後數回烈士の追刑を命じ、或ひは夫の罪を以て妻を遠島に處し、或ひは父の餘罪を以て少年を刑するといふ有様で、峻刑は寡婦孤兒にまで及んだ程であつたから、正義派は殆んど全滅の悲運に陷つたのであつた。

茲においてか、先輩師父の遺志を繼がんとする、少壯志士の憤起となつた。大久保市藏はその父を遠島に處せられ、高崎正風は父の刑に坐して、十五歳を以て、自から遠島の囚人となり、西郷吉之助はその父に依つて、赤山の悲壯なる最期を知り、有村俊齋の父は、他國にあつて、僅かに斷罪を免かれたが、俊齋は父の命に依つて、中村忠左衛門・大久保次右衛門の傳語を齎らし歸つたのである。

忠魂義膽の士の、悲壯なる實物教訓は、彼等少壯志士をして、如何に熱血を湧かし、肉塊を躍らしめしぞ。窃かに謹愼中であつた關廣國・有馬一郎の門に出入して、奸黨の秘策を知り、彼等は一擧して奸賊を殪すの企圖を談合したのであつた。當時有村・大久保・西鄕等は、少壯志士の中堅となつて、謀策を廻らしてゐたが、先輩は多く彼等の輕發を戒しめ、有馬一郎の如きは、常に「忍」の一字を以て戒とすべきを告げてゐた。有村俊齋が當時を追想しての實話の一節に、

「時に西鄕・大久保の二人、定會に臨まざることあり、俊齋二人を讓む。二人言を他事に托して實を告げず。唯だ背約を謝するのみ。會日復至る。二人復在らず。斯の如きもの兩三回是に於て乎、俊齋愈〻之を異しみ、詰責して許さず。二人曰く、請ふ恕せよ。敢て事情を足下に告げん。足下は曩日諸名士の厄難に罹りし原由を知れりや。彼の君側の姦臣等、密に相謀つて、世子齊彬公を退斥せんとす。諸名士、密に之を探知し、憂慮に堪へず、共に以て姦計を暴んと欲し、事未だ施さざるに、反つて姦臣等の窺知する所と爲り、猥りに冤枉に斃るるに到れり。豈に長大息の極ならずや。我が齊彬公は、實に天下無雙の賢主なり。吾人苟も志を立て、力を天下に盡さんと欲する者、公を舍てて復何くにか適歸せん。余輩既に事實を有馬翁に聞けり。是を以て深く翁に識り、奮つて諸名士の遺志を繼ぎ、仰ぎては忠君の念を貫ぬき、俯ては諸名士の寃を雪がんと欲す。余輩頃日約に違ひ、禮を缺きたる所以のもの、唯だ是の一事あるが爲めのみと、俊齋初めより彼の厄難の起れるを疑ふと雖も、其實を得ざるに苦しめり。今日始めて這般の顚末を聞き、泣血悲慨、天を仰いで歎息し、共に鞠躬せ

んことを誓へり。』

と語つて居る。此の一話に依つて、當時青年志士が、憂國の士の志を繼がんとするの壯烈心を觀取することが出來るとともに、一面において、南洲が早くも齊彬の人傑なることを知り、大丈夫事を行ふ、必らず此君に據らざるべからずとの決意を有したことを、知ることが出來るのである。時に南洲は二十四歳の青年であつたが、彼れは早く既に、他日その據るべき大木を發見して居たのであつた。

【六】日出でて迷霧散ず

大旋風は愈々その波動を擴大した。正義派の井上出雲守・木村仲之丞の二士、それにやや遲れて岩崎仙吉・竹內半右衛門の兩士は、難を脫れて筑前に走り、藩主黑田長溥に訴へて、その援助を請うたのであつた。長溥は重豪の九男、齊彬の爲めには祖伯父に當る人であつた。夙に齊彬の爲すあるを知り、同氣相親しむの間柄であつたから、齊彬の爲めに頗ぶる盡すところがあつた。殊に脫藩諸士の隱匿に就いては、及ぶ限りの力を盡した。

或時、薩藩の士が、木村を逮捕すべく筑前に來たり、

「筑前にして若し彼れを還附せずんば、已むを得ず干戈を以て、之を申し受けん」

と傲語するや、長溥は赫怒して曰く、

「予や五十五萬石の主、干戈を以て來たらば、又干戈を以て待たん。併も予は、元薩摩の出にして、重豪公の兒

なり。予に向つて干戈を執るは、是れ舊主に向つて弓を引くに異ならんや。禮讓の擧といふべきや否や。』と叱咤したので、使者は色を失つて去つた位ゐであつた。

長溥は嘉永三年［庚戌］春、江戸に出で、松平慶永・水戸齊昭・伊達宗城・南部信順と語らひ、閣老阿部正弘の力を假つて、其年の十二月、幕府は齊興に朱衣・肩衝・茶器を下賜して、隱退を諷し、翌年［辛亥］二月二日、事なく齊彬の襲封を見るに至つたのである。事玆に到れば、庶子派の陰謀も既に用うるの餘地なく、日出でて迷霧散ずるの形となつた。

＊　＊　＊　＊　＊

飽く迄も複雜にして、陰險を極めたる繼嗣問題が、斯く圓滿に平和に解決したのは、列藩諸侯の斡旋と阿部閣老の同情とに負ふところが多かつたが、此間に處したる齊彬の態度が、徹頭徹尾、調和主義・圓滿主義であつたことが、少なからず與かつてゐるのである。此際若し齊彬が、邪を排するに餘りに儼に、己れを進むるに餘りに急であつたならば、或ひは事件をして今少しく混亂に陷いらしめてゐたかも知れぬ。少壯派の志士より見れば、齊彬の態度は、頗ぶる微温的のものであり、妥協的のものであつたかも知れないが、それが大局を收むるの捷徑であり、國内の波瀾を小部分に止めた所以であつた。

併しながら此の問題は、齊彬にとつては、實に一生を通じての難問題であつた。齊彬が若し志士の建言に基づいて、一刀兩斷の處置をとれば、父齊興の身體が危うかつた。だからとて之を放置すれば、危害は立ちどころに

その身に及ぶ險呑な立場である、勢ひは幕府の力を假るの外はなかつたが、表むきに幕府が處置を附けるといふことになれば、齊興の譴責は避け難い。延いて薩摩の威信にも及ぶであらう。併も問題は、琉球事件において、一層難色が加はつた。かかる難問題を、齊彬は如何にして調理したるか、齊彬の政治的才幹は如何。次に少しく之を顧みよう。

＊　＊　＊　＊　＊

此の場合において齊彬は、徹頭徹尾恭順の態度をとつた。一身よりも薩藩の名譽を重んじ、島津家の權威を尊ぶ齊彬は、その身の安全を策する考へよりも、先づ薩摩の爲めに、島津家の爲めに、如何に處置するが最も賢明なりやを慮つたのである。齊彬は中心人物たる自己が、此際恭順なる態度でなければ、世上の同情を集め難きを察したであらう。既に此の問題が、親藩及び幕府の同情に依るにあらざれば、圓滿なる解決は出來難いとすれば、齊彬の態度が、他の同情を失するやうな、嫌惡すべきものであつたならば、薩藩の興廢に著るしく異なれる影響を及ぼしたであらう。齊彬は制禦なきアンビションに支配せらるるほど、それほど單純ではなかつた。年齡も、智慮も、共に老成。圓熟の境に達してゐたので、飽くまでも自からを卑うすることが、總てのものを解決する、唯一の關鍵であることを、彼れは洞察した。齊彬の恭順は、裝へる恭順、造られたる恭順ではなかつた。彼れの衷心より發露したる眞實の恭順であつた。幕府の當路者及び親藩の列侯が、悉く齊彬に同情して、協力一致して問題を解決した事實は、明らかに齊彬の信實に動かされたことを證據立ててゐるのである。

【七】齊彬の周到なる處置

嘉永二年（己酉）十一月七日、英艦琉球に來航して交通貿易を迫つたことは、頗ぶる幕府の神經を惱ました事件であつたが、齊興は同三年（庚戌）六月二十八日附を以て、最初より種々難題申掛、違亂之心配者、專ら佛蘭西人共に候處、佛人退拂後者、英人至極平和に罷在：：國中末々に至人氣も彌相治り、少しも掛念之廉無レ之」との文面を幕府に提出して、事實を隱蔽せんとしたが、かかる姑息手段は、軈て薩藩の名譽と威信とを、毀損する結果を來す惧れがあるのは勿論、庶子派の主腦島津將曹は、之を利用して、齊興・齊彬間に讒構せんとする、陰謀さへ仄見えたのであつた。齊彬は遂に書を伊達宗城に贈つて、事實の眞相を幕府に通じ、豫め薩藩維持の豫防線を張り置くの必要に立ち到つた。彼れは先づ、英船貿易を迫るの眞相を叙して、然る後、善策後に就いて、その裏情を訴へた。

「前略」一、右御屆致二相違一候儀（齊興の申達と相違せるを云ふ）無レ據譯合可レ有レ之も、難レ計候得共、一通相考候而者、異船渡來、商法申掛候儀、御屆差出候而者、當秋琉人參府之故障に可二相成一、其外品々掛念之譯可レ有レ之存候得共、小事之儀、國家之大事と引競候得者、九牛が一毛にも不レ及事、將曹等、信實國家之爲を存候得者、可二申爭一儀、當然に候處、機嫌宜敷に任せ候條、全く自己之爲を計候心底、不二相濟一事と存候。

一、右に付、種々及二勘考一候處密々に而も、阿閣（正弘）え及二內奏一候而者、同苗齊興心得違を顯はし、又者取

かざり候罪を唱へ候樣にて、不孝之名難遁、先年人數相違之節者〔弘化元年佛船琉球に來航の時守衛兵百五十餘人を派遣し幕府へ七百餘人と屆出たる事實を指したるなり〕笑左衛門惡智より事起り、其上事柄も從此節者輕く、又者以後改正之爲にも可相成哉と、美濃守〔黑田長溥〕等え及內談、事實及內奏候得共、此節者夫よりも重事之上、度々事實相違之上に候條、如何樣致歎願置候而も、何と可被仰出も難計、其處も心痛之事故、從順の道理を守り閉口可罷在哉、一體は不容易家之大事は勿論、御國體にも響合候譯ゆえ、同苗齊興之取かざり申候儀も、所存承り、小子所存も十分に可申聞筈に御座候得共、御存知之通之都合ゆゑ、中々以難叶。甚だ當惑仕候事に御座候。

一、致再考候得者、此儘打捨置、萬一外々より公邊え響合御沙汰相成候か、又者異船渡來に而、中山英夷之手裡に落入候而者、皇國之御威光にも響き可申、左候得者、奉始京師東都、誠に申譯之致樣無之、千萬年之後迄も恥を難雪、同苗者勿論國家一變之基と奉存候。左候而者、先祖え對し候而も不相濟、小子にも先代に無之昇進〔未だ世子中に從四位下侍從左近衛少將に任ぜられたるを云ふ〕も被仰付、爲名代下向之節も、先例も無之、御座之間え被召出、殊に厚蒙上意〔弘化三年六月琉球の佛國船渡來に依り齊興に代り下國ありし時のことを云ふ〕施外聞、其外御緣邊に付而者、是迄格外難有儀々も有之候間、忠志を專らと心掛、及內奏候方に可有之哉。

一、右樣之儀、兩端之所置、如何取計候はゞ、皇國之御一助とも相成、忠孝之道全く、同苗並に國家後患無

之爲に可㆓相成㆒哉。種々及㆓工夫㆒候而も、愚存に難㆑及御座候。此儀不㆑存内者致方無㆑之候得共、承候而者、片時も難㆑忘痛心仕候。一體異國御屆等之掛合者、國元家老連名に而申來候處、此節者御屆書等、將曹一名に而申參候而、事實之書面者、豐後・近江兩名に而申越候樣子、如何成都合候哉。難㆓相分㆒家來えも此儀承候處、皆々不審の樣子に罷在考付兼申候。豐後・近江にも意味合有㆑之、心配之餘無㆑據内分之取計に而申越候哉とも存候得共、遠路之事情差極め難㆓申上㆒、一應内分に而問合せ申度御座得共、遠國之儀手後にも相成申候。美濃守えも早便に而相談申遣候得共、是又遠國に而、往返も手間取り、彼是心配仕候間、無㆓餘儀㆒此段及㆓御内談㆒候條、何卒厚御憐察之上、尊慮之程無㆓御遠慮㆒御教示奉㆑願度不㆑得㆑止事、此段奉㆓申上㆒候。將又奥平左衛門尉〔昌高〕南部遠江守〔信剛〕〔齊公の大叔父〕えも、先日以來相談仕候處、兩人共、致㆓驚天㆒依㆑事而者、御國體にも響合候事に而、打捨候而者、如何にも恐入候間、内奏之方、可㆑然申聞候事に御座候。

一、有之通故貴所樣にも、内奏之方と思召御座候はば、内奏可㆑仕候得共、夫に付而御沙汰等出候而、同苗身分に障り候樣に而者、甚だなげかしき事に御座候間、何分琉參等〔琉球王子參府を指す〕無㆑滯相濟候樣仕度、大願に奉㆑存候條、宜敷御賢考可㆑被㆑下、箇樣之譯に相成候も、笑左衛門等、同苗え事實取繕ひ申置候悪習に而、將曹始め當時の者共にも、程能く申置候より事起り候儀に相違無㆑之、如㆓前文㆒皇國の御威光にかかり候事すら如㆑斯に候間、國中一同疑念を生じ、及㆓混雜㆒候も無㆑據事と、實に赤面之至、歎息仕候。

一、琉球事實書面之儀者、要用之寫に而、近々可㆑入㆓貴覽㆒候。先者内々御相談申上度、以㆓書取㆒奉㆓申上㆒候

猶其内拜眉可㆓申上㆒候。以上。

八月二十三日〔嘉永三年〕　　　　松平修理大夫

伊達遠江守様

飽くまでも自己を卑うして、教へを請はんとするの狀、齊彬の人格を見るべきである。黒田長溥も夙に書を宗城に贈つて、齊彬の窮狀を訴へた。彼れは寧ろ薩藩人材なきを慨して「一體此節の儀（中略）何分小子より大隅（齊興）へ、一應之異見も不ㇾ仕、辰の口（阿部正弘）え申上候段、丹顔之仕合御座候。薩州にも、家柄之大身之者共居りながら、一言半句を聞候者無ㇾ之、誠恥入候次第」と痛嘆した位ゐであつた。

【八】伊達宗城の周旋

ここにおいて伊達宗城は、一件の代表者となつて、幕府に阿部閣老を訪ひ、善後策の裁断を仰ぐことになつた。彼が正弘を訪うたのは、齊彬の長文書を受くるの後四日目、即ち八月廿七日の朝であつた。當時會見の要領は、宗城の自記に明らかである。

八月二十四日【嘉永三年】芝より内談之書面阿閣へ遣置候に就き相認候一封之留

追々秋冷相加候處、愈〻御清榮奉ㇾ賀候。然ば如㆓別帳㆒、修理大夫より密談申越候處、不㆓容易㆒重大之義に付、唐突愚考にも難ㇾ及、當惑仕候間、極密にて御相談申上候末、可ㇾ及㆓返答㆒と奉ㇾ存候。右に付、明朝拜謁仕度

尤少々長談可ニ相成ニに付、誰も不ニ罷出ニ、御清暇之朝に仕度、御都合次第、日頃可レ被ニ仰下ニ、奉レ希候。上委迄に御賢考被ニ下置ニ度奉レ願。八月二十四日

一、右之通、申遣候處、明日は早朝より勤有レ之に付、斷之由申來る。明後逢候由。

一、同二十五日、留守居呼に參候處、明朝他人多く參候間、明後二十七日、可レ逢旨申來る。

一、同二十七日、罷出及ニ密話ニ候。應對略留。

小子より　過日呈覽仕候、修理大夫より内談一條、同人心配之次第は、委曲書面上にて相分居候通にて、實に如何計り心痛當惑致候半。段々書面の趣相察候而は、如何にも念入り候儀、且つ驚入候取計に御座候。右に付熟考仕候處、實に不ニ容易ニ事柄に而、當否如何とも難レ及ニ返答ニ、當惑仕候。一體大隅守處置、通常の通り取計候て、彼是もなく、修理には遵順沈默仕事當然に御座候得共、重大之事柄をかよふの處置仕候得ば權變を以て及ニ内奏ニ候方、蔭ながら大隅不行屆をおがなひ、且忠孝の筋にも可レ當かと相考候得共、及ニ内奏ニ時に相成、修理懸念萬々一、何等御沙汰筋御座候而は、不孝の名をおひ、又大隅身分にかかりてのみならず却而内輪混亂を引起し、中山之處置も不ニ行屆ニ、内患彌增候許にて、外患の手當にも差障可レ申と相考候間右樣の御都合に候はば、乍ニ不本意ニ沈默仕候外は無ニ御座ニ候得共、その所は書所樣に而御含置被ニ成下ニ、及ニ内奏ニ候とも、當節の處は、決而爲何御沙汰不ニ成下ニ候はば、最前申上通、内々申上置候方、第一は上への御覺悟にも可レ被レ爲レ成、先祖に相對候而も、本意の事、忠孝の筋に可ニ相當ニ哉とも存候得共、御沙汰之處、修

理同様、極々懸念に付、篤と尊慮相伺度、格別御懇篤被二成下一候に付、御はかり申上候間、修理心痛當惑之場合、深く御憐察の上、御密示被二成下一度候。

阿閣答　委細御尤の御儀、修理心痛之趣、誠實書面にあふれ、當惑の段尤の事に存申候。扨々今にはじめぬ不埒之處置、右様之儀にては、片時も御安心御委任は難レ被レ成儀と存驚入候。事不二容易一次第候處、一體大隅守よりは、委細承知の上にて、其身昇進の筋に響合候而は、不レ宜と申處より取かくし候事哉。

小子より　左様被二思召一候者、御尤に可レ存、實に一言片句も、申上様は無二御座一候。それ故、修理にも心痛之至存候儀に御座候。琉球・薩藩之浮沈、此時に御座候。尤大隅守、此儀は委敷は不レ致二承知一儀と存じ候。其譯は笑左衛門にても、大隅心配不レ致様にと申心いきは、かくしおざむき候故、大間違相成候儀にて、右之意習をうけ、此度も矢張り、大隅へは委敷は將曹より不レ申レ聞、御屆申上候位に、申聞候儀と相察申候。大隅守にて、事情承知仕候はば、さよふな不都合には不二相至一儀に可レ有レ之、偏信故一路の外通じ不レ申、それ故だまされ居候半。畢竟は將曹輩の不屆と奉レ存候。何と修理へは返答可レ仕哉。

阿答　さようさ、一體を申せば、極々不埒之儀に付、嚴重表向被レ及二御沙汰一當然に候得共、段々是迄に内輪の次第も致二承知一、且修理書立も、貴様の御内話にては、此頃に當り被二仰出一候とも、混亂のみに可二相成一大家の不靜謐は、公邊にても不レ被レ成二御好一儀、なにさま事實致二承知一居候方、考にも可二相成一、御沙汰筋之儀は當時無レ之様相含可レ申候間、及二内奏一様御返答可レ被レ成。尤何ぞ外にて、及二見聞一候儀有レ之、不レ得レ止儀

に候はゞ、其時は致方無レ之、乍レ然左樣の時とても、修理疑念をうけられ候樣の心痛は無レ之樣、可ニ取計一呉々無ニ心配一候間、內奏可レ然、尤手前え修理より、直に被ニ差越一候而は、乍ニ內々一も、何等とも不レ申而は不ニ相成一候故、貴樣迄相廻し、爲ニ御見一被レ下度奉レ存候。

小子より　右樣にも御含被ニ下置一候はゞ、實は無ニ此上一難レ有仕合、御蔭にて忠孝兩全も可レ仕、早速及ニ返答一事實之書付、呈覽申上候半。何も御沙汰筋無ニ御座一候樣奉レ願候。さぞ〳〵修理にも、難レ有安心申上候半と存候。もし御不審も御座候得者、又罷出申上候。

阿閤より　參り次第、內々御封可レ被レ下候。扨大隅も、最早隱居せねば成らぬ事と存候。

小子より　早速上げ候半。大隅隱居之儀は、折角先日も御噂の趣も御座候間、當今美濃始、近親中にも申合候樣子に御座候。段々御懇情御教示被ニ成下一、重々難レ有奉レ存候。

一、同二十九日、事實書面密封に而遣置候事。但呉々可レ被レ致ニ仰乞一候得共、御沙汰筋無レ之樣相賴遣候事。

事は幾曲折を經て、齊興の隱居となり、正嫡齊彬は風雨を見ずして襲封することを得るに至つた　齊彬の思慮周密にして、態度の恭順溫和なる、蓋し血氣の士の、遽かに學び能はざるところである。

【九】西鄕は急激改革黨

今は何人にも指ざさるるところなき齊彬は、儼然たる薩摩藩侯として、嘉永四年（辛亥）三月九日江戸を發

し、五月八日鹿兒島城に入つた。正嫡派志士の悦びや、蓋し思ふべしである。西郷も必らずや途上の草上に坐する老若の一人として、遙かに新藩主の入城を迎へたであらう。彼が夢寐にも忘れざりし賢侯は、今や彼と一城下に相接して起居するの運命に到達した。彼はその遠大の志望を行ふべき機會の、刻々に迫り來たりつつあるを、自からも感得したであらう。されど此の一兩年は、南洲にとつては、身上頗ぶる多事なるを免がれなかつた。

齊彬入國の翌五年「壬子」九月二十七日に、彼はその父吉兵衛を失ひ、僅かに二ケ月にして、十一月二十九日更にその母椎原氏政子を他界に送つた。一年の秋風雙親を送る。多情多感なる南洲の心情や察すべしである。次弟吉次郎は、能く南洲を援けて兩親歿後の家政に資したとはいへ、彼は一家の嫡子として、少なからぬ重任を負はなければならなかつた。時に吉之助は二十六歳、次弟吉次郎は二十歳、三弟愼吾は十歳、四弟小兵衛は僅かに三歳の幼児であつた。吉之助の困苦・窮乏や、察すべきであつた。

その折のことであつた。吉井友實の弟中村某が病ひに罹つて、諸友は徹宵その看護に盡したことがあつた。吉之助は國事に奔走して、家にゐなかつた爲めに、弟吉次郎が代つて看護の席に列してゐた。併も吉次郎は、一家の家計にも任ぜなければならない立場にあつた爲め、某を見舞ふの遲るること屢〻であつた。諸友は一日彼を責めて、その理由を糺した。吉次郎は答へて曰く、

「請ふ、猥りに我れを責むるなかれ。國事に奔走せる兄に代り、自分は終日野に出でて、畑を打ち、馬を飼つて、幼弟等の養育に任じなければならないのである。諸友の如く日干にして起き、讀書三昧に一日を送つて、

夜、此家に集まる人々とは、自からその選を異にするものである。』

と語つた。吉之助一家の難狀、想察すべきであつた。吉之助は、嘗て吉次郎を顧りみて、

『先に生れたものを兄として敬ひ、後に生れたものを弟として憐れむのは、これ人生の通則である。しかし自分は兄ではあるが、愚鈍庸才、諸事汝に負ふところあるを恥づる。』

と語つた事もあつた。一家多忙の間にも國事を忘れずして、家を外にして奔命したのは吉之助であつた。兄に代つて一家の重任を雙肩に擔ひ、兄をして內顧の憂ひなからしめたのは、吉次郎であつた。此の兄、此の弟、眞に好同胞であつた。

好弟吉次郎を得たる吉之助は、益々國事に奔走した。彼はこの間、屢々筑前に往來して、脫藩志士と氣勢を通じたとの說もあるが、これは恐らく事實であらう。筑前侯、黑田長溥の知遇を得るに至つたのは、或ひは此の際のことであつたかとも察せられる。齊彬に吉之助を推薦したものは、黑田長溥であつたといふ說が、若し眞實であるとすれば、西鄕は早くも筑前侯の知るところとなつたに相違ない。當時吉之助の赤誠と、熱度と、眞摯と、純正とは、人をして感嘆せしむるに充分であつたらう。それのみならず、彼れの全身に溢るる勇氣と、その胸中に蓄へられたる大いなる膽力とは、何人をも信賴せしむるに充分であつたらう。一介の青年といへども、その人が一大信念を以て動く時は、人をして感動せしめざれば已まざる、一大人格となつて現はるるのである。

＊　＊　＊　＊　＊

然らば、當時吉之助の對時局策は如何なりし乎。

齊彬の襲封後、西郷は大久保等と共に、屢々時務策を具して、齊彬に建言したといはれてゐるが、當時の書冊は全く散逸して傳はつて居らぬ。嘉永六年〔癸丑〕の頃に、西郷は六箇條の建議案を齊彬に上申したといふことであるが、それも殘つて居らぬ。

此場合における西郷の建議なるものは、南洲の伯父に當る椎原與右衛門の手を經て、側用人を勤めてゐた種子島六郎に依つて建言したものであると傳へてゐる。加治木常樹翁の記すところによれば、六箇條の中、二箇條は不明で、判明せる四箇條の內容は、

一、公、知政の初めに當り國政を誤まりたる專横の徒を貶黜する事。

一、お由羅の方以下の奸人を處分する事。

一、近藤事件に付流謫脫奔したる志士の罪を釋し、速に召還せらるる事。

一、兵政を改革し、範を水戶に取り、士氣を振興する事。

であつたといふ。此の建議書は種子島六郎の孫に當る、種子島保氏の手に保存されてゐたものであるが、後ち散逸して、今は所在を明らかにしないといふ。

西郷は、要するに一刀兩斷的處置を望んだであらうと思はれる。第一には、忠邪を明らかにして、人心を一新すること、第二には、奸黨の類屬を一掃し去ること、第三には忠義派の志士を解放・釋免すること、而して之を

遂行するには、水戸に依つて幕府に訴へんとする意見であつたと思はれる。

因循姑息の手段、穩和妥協の方策は、西郷の欲せざるところである。彼は徹頭徹尾、驟雨一過的快晴を欲し、嶄新・爽快・清澄・明白なる處斷を希つた。故に西郷の行はんとするところは急進的である。過激的である。革新的である。齊彬がその入國の後において、奸黨の諸元兇等に何等の處分をも行はず、之を用うること猶ほ正義の士と異ならないのを見て、その寛大の餘りに度を失するに不平であつた。西郷の建言は、屢ゝこれ等の不平によつて發せられたであらう。

察するに、此時代迄の西郷は、急激改革を欲する一志士であつた。陽氣の發するところ、金鐵も亦た透る的の意氣と氣概とを以て、直進邁往する一勇者であつた。迷霧掃ふべし。毒蛇斬るべし、姦策排すべし、老奸討つべしの、一義士であつた。

當時西郷が如何にお由良派の奸臣連を惡み、事あらば之を一掃せんと考へてゐたかは、西郷が齊彬に扈從して江戸に出で、間もなく、齊彬病み、世子虎壽丸夭折するに會し、悲嘆の餘り、死を以てお由良に仇せんと覺悟した一事でも解る。彼は全く世子の夭折は、奸人輩の呪咀調伏に基因するものと信じ、目黑不動に日參して病氣平癒を祈願し、天助神護を仰いだが、不幸世子の夭折を見て、悲嘆措くところを知らざる有樣であつた。當時、西郷が、薩摩の福島矢三太に與へた手簡に、此間の事情を吐露してゐる。

福島矢三太に與へし書簡〔安政二年八月十二日〕

秋冷相催候處、愈以御壯剛奉二慶賀一候。隨而小弟にも、無ㇾ異罷在、當分は宿替にて獨居いたし、間間夢中には貴丈に御逢申上候。偖大變到來仕、誠に紅涙にまみれ、心氣絶々に罷成、悲憤の情御察可ㇾ被ㇾ下候。もうは御聞及の筈と奉ㇾ存候。先々月〔六月〕晦日より、太守樣俄に御病氣不二一と通一御煩、大小用さへ御床之内にて御寢も不ㇾ被ㇾ爲ㇾ成、先年の御煩の樣に相成模樣にて、至極御世話被ㇾ遊候儀に御座候。若殿樣〔世嗣虎壽丸をいふ〕には去廿三日晝九ッ時より御瀉しにて、晝の内十二度、夜二十五度位の儀にて、八ッ時分、終に御卒去被ㇾ遊候段、我々式は翌朝、承候位にて、殘念、如何とも申樣のあるものにて無二御座一候。思へば々々々髮冠を突き候。太守樣にも至極に御氣張り被ㇾ遊候御樣子と被ㇾ伺申候。又此上御煩重候ては、誠に晴の世の中に罷成儀と、只身の置處を不ㇾ知候。只今致方無二御座一日黑の不動へ參詣致、命に替て祈願をこらし、晝夜祈入事に御座候。熟思慮仕候處、いづれなり奸女をたをし候外無ㇾ望時と伺居申候、御存の通り、身命なき下拙に御座候へば、死する事は塵埃の如く、明日を頼まぬ儀に御座候間、いづれなり、死の妙所を得て、天に飛揚致、御災難を除き申度儀と、堪兼候處より、相考居候儀に御座候。心中御察可ㇾ被ㇾ下候。實に紙上に向て、此若殿樣國家の御儀申述難く、筆より先に涙にくれ、細事に不ㇾ能ㇾ及候。眼前奉ㇾ拜候故、尙更難ㇾ忍只生きて在るうちの難儀さ、却て生を怨み候胸に相成、憤怒にこかされ申候。恐惶謹言。

八月二日〔安政二年〕　西鄕善兵衛

福島矢三太樣

飜つて當時の西鄕周邊の事情を顧みれば、彼は始めて靑雲の志を得、明主の信認を得て、中央舞臺に飛揚し來たつた時であつた。普通一般の人情からいへば、我時正に來れりと、勇を四方に誇示すべき時節の當來であつた。然るに、西鄕は毫も自己一身の利害得喪に思ひ及んだ跡が見えず、ただ主侯の爲に、お家の爲に、身命なき下拙』といひ、『死する事は塵埃の如く』といひ、『死の妙所を得て天に飛揚致し』といひ、死ぬることのみ念願してゐる風に見ゆるのは、何たる私心のないことであらうか。世人の口に唱ふる『男子の本懷』とは、現代においては『功名利達を欲する』點に存し、西鄕においては『死して君國に報ずる』にあつた。心事の差、何ぞ夫れ甚だしきや。登龍門を得て靑雲に乘ずるの時、夙く旣に『死の一念』に驀直しつつある西鄕に、筆者は滿腔の敬意を表するものである。

【十】齊彬の老成せる訓告

卓越せる人生訓並に政治的敎訓

却說、老成の齊彬は、何を以て之に答へたりし乎。

齊彬が西鄕等に與へたる訓戒書は、實に齊彬の一大雄辯であり、一大識見であり、一大敎書であつた、西鄕之を讀んで、果して何の感があつたであらうか。恐らくは、その爛熟し切つたる老成の人格と、宏量とに、幾度か

感嘆の聲を發したであらう。

齊彬は徐ろに諭していへるやう、

人心一和の義。尤に存候。戸田・藤田へ取合、且書通等の事申候處、共通の事にて少しも可レ疑譯は無レ之候。忠邪明白の處置、是又尤之事にて、其儀は山々相考候へ共、箇様の一大事は、時與位を考不レ申候ては、善事も却りて惡事と相成候儀、古今ためし不レ少候。幕府監察へ差出候は表通の事にて宜敷候得共、差出候後、如何相成候ものと存候也。右樣表向の儀に候得者、いづれ三奉行評議に相成候て、夫々相掛合候もの不レ殘呼出に相成候て、御吟味の上、忠邪分明の上ならでは、容易に被ニ仰出一候ものには無レ之候。左候得ば、自ら忠邪分明には可レ有レ之候得共、仙臺騷動同樣・世上の評判如何計りと存候也。左樣に相成候者、忠邪は分明に候とも、主家の恥辱世上に顯れ候儀にて、夫にても良法と可レ申哉。

先づ忠義に逸つて國辱を公にするの、忠義にあらざる所以を說き、事件の處理に、深き省察あるべきを諭したのである。

* * * * *

一、猶又申聞候。其節之形行並奸人之名前、近藤〔近藤高崎等を云ふ〕初め咎請候儀は、不レ殘辰之口〔老中阿部正弘〕えは書面出居候て承知にて、筒井〔政憲〕等も能々承知の事ながら、此儀、忠邪分明に致し候には、前の通評定所に相成候外無レ之候。左候得者、忠邪は分明に相成候ても、夫にては家の恥辱に相成、廣大院

樣〔家齊將軍の御臺所、島津重豪の娘〕御由緒も有レ之候間、公邊にても不レ宜候間、何分にも無事に相濟候樣にとの事にて、辰之口にても殊の外心配被レ致候て、御參府後拜領もの等にて首尾能取計相濟候事にて、萬事委敷相分り居候事にて御座候。水老公〔齊昭〕にも委敷御存知の事にて伊達〔伊達宗城〕より委細申上に相成候事にて候。其頃戸田・藤田は退役中故、細事は存間敷と存候。忠邪明白の機會難レ得可レ存候得共、前文表向に相成候處、家の惡名に相成處、何與考居候也。此處勘考有レ之度事に候。前文通、辰之口とも委細承知の事故、只今出し候とも、十分之處置は有レ之間敷と存候。極內々ながら、其節は先將軍にも委敷御存じにて、御茶入御拜領等の節は、極內有がたき上意も仰戴き、拜領もの所には無レ之候得共、此節之儀、孝心を御感にて拜領も被二仰付一候段　姉小路〔幕府の老女〕より內書にて仰戴き、當時も其文者格護致し申候。箇樣の義、申聞る筈に無レ之候得共、得心不レ宜と存候間、極內聞候事に御座候。

事件は諸侯及び阿部閣老の斡旋にて、それ〴〵圓滿なる解決を得つつあるものである。徒らに公然の沙汰を行ふは、却つて事を破ぶるの元である。「家の惡名に相成處、何與考へ居候也、此處勘考有レ之度事に候」の一語、重きこと千鈞である。

* * * * *

一、山くくり〔探偵の方言〕の儀も尤に候得共、當時之處、容易には相用兼候ことと存候譯は、左樣の義、響合候ては、第一嫌疑の譯にて候。乍レ然、此儀は篤と相考可レ申候。

一、秩父の事（利通・西郷等が秩父等の子孫を宥免あらんことを建言したるを言ふ）尤に候得共、是又容易に難レ行事に候譯は、右樣の儀行候者政事向御構無レ之候ても、三役以上側役へ申付候時は、是非御相談申上候儀昔より之例に候。差掛申付候節は箇樣の譯故、差掛り申付候趣、跡にて申上候事に候。まして秩父等の儀は、差掛りし譯にも無レ之、其上國之大政に候間、不二申上一して取計候儀は、中々以て出來兼候。左候て申上候とも、兼てより御存之筈候得共、左樣の事は、とても御許容は無レ之儀、眼前に御座候上、不都合に相成候者必定に候。夫許、不都合に相成候得者宜敷候得共、萬事響合候間、却つて跡政之邪魔必定に候。

一、先度の一條、忠邪明白も尤に候得共、此儀中々申ほどきむつかしく候。惡名をのこし候との事、尤之事ながら、申上候て分明に相成候へば、一方はつぶれ申候。其つぶれ申候ものを、御用ひ被レ遊候御不明の惡名は彌顯れ可レ申候。前文通り、公邊の御沙汰に相成候得者、彌、惡名增長にも可二相成一、夫を承知にて無法に取扱候て孝道と可レ申哉。右樣之遠慮迄、勘考之上申候事に可レ有レ之哉。書面之趣にては、少々粗忽之樣にも被レ存候。當時、忠邪之儀、能々申上候て御承知に可二相成一に候得者、何も左程心配は不レ致候。直に御承知と相成候程之事に候得ば、奸物初めより勢を得候譯は無レ之候。水戸へ申候儀、忠志には候得共、思慮は不足かと存申居候、夫とも高論御座候はば兎も角も、此書面許りにては宜敷とは不レ被レ申候。折角前將軍（家慶）初、辰（阿部正弘　等心配にて、無事平穩に相成候を、只今起し候得ば、又々主家の騷動にも可レ及事に候處、前文勞の意味勘考無レ之、人心一和無レ之と存候は、偏固之見には有間敷哉。其上筑前（黑田長溥）は間柄に候上、

其節の勢無ㇾ據權道にも候得共、水戸は全く之他藩、夫々父子等之間柄之儀、忠邪明白を考候て申出候も、道理に於て如何に可ㇾ有ㇾ之哉。孔子も直き事其內に在り。との聖言には相叶申間敷哉と相考申候。

奸黨を排するは易いことである。然しながら、若し奸黨を奸邪として排するとすれば、かかる奸邪の臣を用ゐて居られた父君の不明を一層明白にするものとなる。かくても予は孝子の名に汚るるところなきを得るや。『書面の趣にては、少々粗忽之樣にも被ㇾ存候』とあるの一段に至つては、西郷眞に答ふるの辭なしである。一二の處置にて解決する位ならば、奸黨初めより、かかる勢力を得る譯はない。奸黨を根本的に排するには、左樣に掌を飜へすやうな、簡單な譯には行かない。殊に他藩の力を借つて、我れを治めんとするは、不見識の極まりである。

＊　＊　＊　＊　＊

一、序にまかせ申開候。善惡共時與位と申もの有ㇾ之、善時にても時不ㇾ到節取行候へば、却つて邪魔と相成、其圖を見て行候儀第一歟と存候。井田之良法、三代の善策には候へ共、當時無理に行候はば差支へは眼前に候。夫故無ㇾ據當世の時務の宜を計り、常平倉或ひは社倉を取建候て、急難をのがれ申候は古今例に不ㇾ聞候。且又善事にても前後の考へなく取行候はば既に水老公の證跡も有ㇾ之、無ㇾ據差支へ到來いたし候。花も可ㇾ開暖和の節に不ㇾ到を無理に開せ候ても、天然の美色は無ㇾ之永き盛りは無ㇾ之候。人事も同樣かと存候。何事も時の至るを待て取行候得者、永久之基、且騷動の憂も無ㇾ之道理に候。まして當時は人々利慾にふけり候風習にて、佛道にて申せば、末世にて御座候。異端之敎には候得共、釋尊之鹿園之說法より初め、法華大乘を說出し

候迄は、種々無量に變化して說法し玉ふ。是れ本は人を濟度之方便に候得共、無知愚昧之もの難レ致ニ承伏一故四十二年未顯眞實とも申傳候。其通り餘り眞願に政事取扱候と、猶更、難レ被レ行譯も御座候間、利を以て方便とし、又は悅せ、其內よき機會を得たる時、良法をソロソロ取起候へは其法永續可レ致、不伏の處へ良法申レ行候とも、一旦は威光におそれ行はれ候樣にても、全體不レ好心底ゆへ、とかく永久は不レ致候。且また何事も急卒に取行候と萬事仕落多きものにて不レ宜、かん忍第一かと存候。氣長く致候と、自から先きよりころびかかり候間、其時如何樣とも相成申候。當國は昔より隼人と唱へ、人氣勇壯無ニ比類一候得共、第一之かん忍は薄き方にて候間、かん忍の二字第一可ニ心掛一は、漢之韓信も恥を忍んでこそ、世に美名を揚申候。何事も再應工夫いたし、自分之心にても考へ、先きの人之心にも相成考候上、取計度事かと存申候。

事を行ふ、大凡時と處とあることを考へなくてはならぬ。花は春風を待つて開く、暖氣の節に到らずして、無理に花を咲かせて見ても、天然の美色は求むるに由なからん。人事も同樣である。民心の歸趨を察し、時に應じて政を施すにあらざれば、決して萬民を承服せしむることは出來ぬといふのである。齊彬は實に治世の要道を心得たものといはなければならぬ。近世の惟神の大道に卽する政治的理想も亦た、この外に出でないのである。「其內よき機會を得たる時、良法をソロソロ取起候へば、其法永續可レ致」といふの一語、齊彬が高遠の理想を、著著として足元より實行し行かんとする眞實味を、充分に物語つてゐる。時の到る迄、勘忍第一なりと說く、その老錬なる思慮のほど、眞に畏るべきである。

一、猶又祕密に候得共、於篤（將軍家定の御臺所、後の天璋院）參府の事、深き考有レ之事にて、異船旁嫌疑多き世の中に候間、公邊御縁組致置候得者、嫌疑の憂も少く、萬事國家の爲とぞんじ取計候事にて候處、前將軍薨去にて、少々樣子變り、善惡相分兼候得共、少々は善之趣にも有之、當時善惡の界に候處、前文の忠邪等之儀持出に相成候者、又々一變に可レ及も難レ計嫌疑之儀、自分より申には如何に候得共、水戸にても被レ仰候とほり（水戸齊昭が齊彬を讃賞せしことをいふ）世上にても自分、色々ほめ候は宜敷候得共、其中には將軍之御爲に相成候得ば宜敷候得共、左樣無レ之候ては掛念之人と申人も有レ之由、且代々將軍家へは急度隨從いたし、天下之望は急度不レ致樣被ニ仰出一も（島津氏第十五代貴久の家訓中に、將軍職は子孫に至り望むなかれ云々の箇條あるを云ふ）有レ之候て、決して異心はなく候得共、以後、異船等渡來にて世々騷々敷相成候節、如何樣の浮說も難レ計故、御縁組相成候得ば、左樣之懸念無レ之、是又天下之爲めに候間、取企候事にて、當時其所も辰（阿部閣老）もよく承知にて、先は可レ宜模樣之處ゆゑ、何分此說は別して不レ宜樣に存申候。昨夜中認め別て不文亂筆に候得共、舌代迄申達候。此意味篤と相含み、勇功・鬭等へ程よく可ニ申聞一候。夫とも外に尤之譯も候はば、何ケ度も可レ承候事。

是れ實に、一篇の卓越せる『人生訓』であるが、同時に近世稀に見る『政治的教書』である。齊彬の人生觀・政治觀の要領は、殆んど、此の一篇に盡きてゐるといつても、差支へないのである。齊彬は惟へらく、人間のことは自から成るべき勢ひあつて成る。血氣の勇、一時の快に逸つて、成功を急ぐは、自から禍を招くの元である

と。薩摩人は隼人族の血液を享けて、その氣精悍、勇壯無比ではあるが、事に當つて隱忍することを知らぬ。これ薩摩人の一大缺點とするところである。宜しく忍耐して勢ひの到るを待つの修養が大切である。何事によらず「再應工夫いたし、自分之心にても考へ、先きの人之心にも相成考候上、取計度事かと存申候。」といへる。人生の千軍萬馬裡を往來し來つた人でなければ、蓋し想到するに難きところである。『先きの人の心にも相成』の一語は、用意の周到といふよりも、寧ろ人生の大局を觀る、恐るべき名見である。

齊彬は常に家臣に訓へて、治政の要を說いた。その七大要項は、實に次の如きものであつた。

一、人心の一致一和は政事の要目なり。

二、民富めば國富むの言は、國主たる人の一日も忘るべからざる格言なり。

三、人君たる人は愛憎なきを要す。

四、凡そ人は一能一藝なきものなし。其長短を採擇するは人君の任なり。

五、既往の事を鑑みて、前途の事を計畫せよ。

六、勇斷なき人は、事を爲すこと能はず。

七、國政の成就は、衣食に窮する人なきにあり。

語簡にして要を得、人君治世の道を說いて、餘りありといふべしである。その寛裕にして明察なる、正しく齊彬その人の風格を、目の當り睹るの感がある。

當時西郷や、大久保や、未だ無名の青年に過ぎぬ。微臣も微臣、卑賤の一小臣に過ぎぬ。假令その建白の、縱し如何に至誠の見るべきものがあり、熱烈の赤心が現はれてゐたにもせよ、一國の藩主たる者が、自から筆を執つて、之を訓誡するに、反覆叮嚀を極むること、齊彬におけるが如きは、眞に異數とするところである。齊彬が良臣を思ふの篤きを見るべきではない乎。

*　*　*　*

著者は思ふ。三十歳前後の西郷は、熱血の人である。直往邁進の人である。固より氣を以て勢ひを作り、力を以て時を開くの勇者であつた。併も齊彬に知られ、齊彬に從ひ、齊彬に用ゐらるるに及んで、濶然として大天地の中に入り、大器局の人となるの素地を作つたのであつた。西郷は天縱の大器であつた。併しながら一面において燃ゆるが如き情熱の人であつた。この情熱が西郷の全身を支配し來たるときは、彼れは一個の熱烈なる改革者となり、愛國家となつた。斯る場合、兎もすれば勢ひに抗し、時流に逆行することも免がれなかつた。西郷は自から之を制するの道を知つて居たが、西郷に自制の綱を與へたものは、少なくとも齊彬であつた。西郷は屢々齊彬にお目玉を頂戴した。右の手を揚げようとすれば壓へられ、左の手を揮はんとすれば、また控へられた。西郷の熱したる頭腦に、常に冷水三斗を浴びせるものは齊彬であつた。かかる間に西郷は何事を學び、何者を得來つたであらうか。恰度西郷は手綱のない悍馬に跨がつてゐたやうなものであつた。齊彬は一の手綱を彼れに與へたのである。後の西郷が齊彬の與ふる手綱を以て、如何に悍馬を控制し行きたるかは、近代に稀なる觀物であつ

た。西郷は天縱の大器量を有せし人であつたが、併も之を自覺せしめたものは、齊彬であつた。春風のごとき齊彬の溫情であつた。

【十一】齊彬の勤皇精神

齊彬が近代の英主たりしことは、既に論を要せずとし、彼は果して朝廷に對して如何なる觀念を抱き、忠君の念において如何なる信念を有してゐたであらうか。

齊彬は世に謂ふところの倒幕論者ではなかつた。水野忠邦は『幕府を倒すものは、恐らく薩州ならん』と危懼したといふけれども、齊彬は正弘と提携して、朝幕一致し國難に當らんとする主張者で、寧ろ公武合體論者であり、今日の語を以ていへば、擧國一致論者であつた。佐幕論と尊皇論とが兩立しなくなつたのは、寧ろ齊彬歿後の事に屬し、安政年代には、多くの識者が公武一和を以て、君國の危急に對應せんと考へてゐた。

* * * * *

抑〻幕末大義の亂れたる時と雖も、朝廷に對して不忠の念を懷く者の如きは、固より一人もあるべき筈はなかつた。ただその立場を異にするところより、重きを幕府に置き、或は自藩に置くの結果、動もすれば朝廷を輕んじ、朝廷を疎んずる結果となつたに過ぎない。此時に際し齊彬の如きは、夙に大義名分に明るく、飽く迄も朝廷を主とし、忠君第一主義を持した。斯の如きは當時諸侯中、實に稀に見るところであつた。

左の一文は、齊彬の手記に成るものであるが、彼の思想を見るに足るものであるから、讀者の一覽に供する。

一、忠孝二つながら全からずとの事、古より言習はせる、實に思ひ當る事品々はべるぞかし。中にも　我朝廷は神武之聖代より今の世にいたるまで、聖恩を浴する事たとふるにものなし。されば異國よりは別して　皇上を重んじ奉るべきになむ。左はいへ、父君をも貴び敬ひ奉るべきは言までもなし。たとへば仕官の身となりては、萬一にも　父の思ひあやまりて　君上に對し、不忠の振舞あるときは、力の及ぶ程は　父君の心の取なをる樣に心がけ、其上　君の理にましまさば、忠志を專らとして　父君の惡事をうつたへて　父君の罪をつくのひなば、家名をもおとさず、不孝にて不孝にあらず。左はいへ　父君を害するなどは、有べきならねど、君より罪せられたまふを、少しも輕くなさむと心得べき事になむ。小松殿を始め　賢公忠士の　君の爲には　父の惡意をくじき、或は未然に事をあらはせしためしもあり。仕官せぬ身分と、仕官の上は、夫夫の心掛、格別たるべし。しかれどおぼろ氣の事にては夢々好むべき事にはなし。皇國の御大事にも及びぬるか、又は國家の一變にも及べき時にて、理非を考へ用捨あるべきなれ。次第に依りては、父の罪をもつぐなふ手段もあるべし。父の罪を顯はすは不孝と一がいに心得て、何事も理非を不レ辨、父の心に從ひ皇國の一大事に及びぬるか、國家の大變に及ぶべきを、其の儘に從ふは、眞の忠臣孝子の道にはたがひぬべし。其ときにいたりなば、身をすてて國家の平安を專ら心得て、忠孝兩全の處を第一思ひはかるべし。

*　*　*　*

如上の一文は、如何なる場合に齊彬が物せしかを知らないが、文中『皇國の御大事にも及びぬるか、又は國家の一變にも及ぶべき時』の語あるより推せば、恐らく彼れは維新大變革の機運の、將に來らんとするの狀勢を洞見し、豫じめ子弟に勤皇の大義を教へ置かんと考へたのではあるまいか。齊彬が嘉永四年〔辛亥〕家督を繼いで始めて入國せし際、同年七月一日、家臣に示したる諭告書の中に、

　國家人民は天子より預り奉る所なれば、我等の知行所と思惟せず、最も大切に治めざるべからず。

と訓誡してゐるのに對照して、齊彬の思想の那邊に存せしかを察するに足らう。臣節大道といふも、要するに此語の外にはない。

齊彬が勤皇に盡したる實例は、枚擧に遑がない。彼れは最も近衞家と親近であり、從つて近衞忠煕・忠房兩卿を通じて、皇室の事に斡旋したことも、決して尠くない。その一例を擧ぐれば、嘉永六年〔癸丑〕四月、皇居炎上の際の如きは、皇居御造營に關し、痛く心勞してゐる。當時幕府は、外交問題逼迫して、國費多端なるを口實とし、御造營の事を急がざるのみか、却て主上御日常の御供さへ、削減する有樣であつた。

抑々朝廷の御供御調度等は、寶暦年間〔嘉永より約百年前〕の物價を以て定められたままを慣行し、中には百分の一にも當らぬ物價の高騰を見てゐるものもある位ゐで、皇室の御不自由は、言語に絶する有樣であつた。その甚だしきに至つては、孝明天皇が御歌會を催ほさんとの仰出であつた際に、短冊がなくて御沙汰止みとなつた事さへあるといふ御窮迫の有樣であつた。

時には主上御好みの屏風を求め玉はんとせられし際にも、京都所司代は、前例なきの故を以て命を奉じなかつた狀態であるから、皇居御造營の如き大出費に對し、幕府が兎角澁滯するのは當然であつた。齊彬は此間の事情を察し、書を尾張德川慶恕に致して、懇々として幕府の態度を誡め、進んで忠誠を披瀝するよう縷說してゐる。齊彬が直接幕閣に與へずして、豫て敬皇の念篤かりし尾張家に致し、彼れをして幕府に傳達せしめんとしたのは、老錬といふべきである。その書信（安政二年四月十一日）に曰く、

一筆拜呈仕候。先以益御機嫌能恐悅奉レ存候。然者、參上之儀、十四日にては如何に御座候哉と、今日は相伺候考之處、又々京地大變之由相伺、誠に恐懼奉レ存候。右に付、他出差控候に付、十四日は參上相伺不レ申候。其內日限相伺候樣可レ仕候。扨炎上之儀（嘉永六年皇居炎上）天災とは申ながら、何共恐入候次第に奉レ存候。右に付愚存之趣、乍レ恐奉ニ申上一度、左に奉ニ申上一候。

一、先頃近衛殿へ參殿之節、御內々相伺候趣者、今度異船渡來之儀に付、節儉被ニ仰出一、右に付　御所向殊之外之御取縮め被ニ仰出一、少々の儀も難ニ相調一、別て　御不自由に被レ爲レ入、無レ據御好之品等も出來兼候に付、御內々にて　右府公（近衛右大臣忠凞公）より御進獻等も御座候よし。是迄も別て　御不如意に被レ爲レ入候て御慰事も年々兩三度之亂舞、殊之外之御樂しみ御座候處、五ヶ年之間は、御斷に相成候て、何之御慰も無レ之旨、其外　御手元御不自由之趣、相伺申候。勿論　右府公仰にも、關東にては左程之事とは不ニ思召一、委細御存も無レ之、全御附之面々等（所司代等をいふ）關東への御奉公振に取計候事と思召候旨、極內々相伺、

誠に恐入候事に奉レ存候得共、致方も無レ之、只々歎息罷在候事に御座候。右之通に、格別之御儉約被ニ仰出一、御不自由被レ爲レ在候故、天理のしからしむる處にて、却て、非常の天災も生じ、莫大之御失費到來致候道理かと奉レ存候。乍恐、假令如何程於ニ御所向一節儉御用に相成候ても、差知れたる事にて、格別御手當之御一助と申程に者相成申間敷、聊之事にて、第一人氣にも掛り乍レ恐つまる所は御不德之基にも相成候間、何卒以來者、猶また御手厚に被ニ仰出一、御所向御造營者勿論、萬事御不自由之儀無レ之樣被ニ仰付一候はゞ、自然と天感も有レ之、諸國一同、益奉レ仰ニ御仁德一〔將軍家を指す〕彌可レ爲ニ太平之基一、且者外國への聞得も宜敷と奉レ存候間、何卒神君御規定之通り、益天朝を被レ遊ニ御尊崇一候樣奉ニ願上一度、不レ顧レ恐奉ニ申上一候。右之趣、閣老〔當時閣老阿部伊勢守正弘侯を筆頭とす〕へも、申述度奉レ存候得共、近衞殿にも、御內話之儀、且者私共より申述候ても、被レ行兼候と奉レ存候間、申上候趣、尤との思召に御座候はゞ、小石川〔水戶邸を指す卽ち德川中納言齊昭公〕へも御相談之上、思召被レ爲レ附候處にて、閣老へ御沙汰被レ爲レ在候樣、奉レ願度、此段奉ニ申上一候。今日出仕之上、御直に申上度存候得共、少々不快にて不參仕候に付、乍レ恐以ニ書面一奉ニ申上一候。宜敷樣、御勘考奉ニ願上一候。恐惶頓首謹言。

卯月十一日〔安政二年乙卯〕

如上の一文を通讀する時は、皇室御式微の有樣が、如實に拜さるると同時に、齊彬の精忠溢るる面目が、紙面に躍動してゐる。

齊彬は亦た尾張侯への書と同一意の文書を水戸齊昭にも與へ、皇宮御造營の急務たること、及び御造營の愼重を要することを告げてゐる。その文中に「是迄之御普請、誠に御麁末成事にて、小御所之邊、壁などは透間多く主上皇宮の樣には無レ之、其上天明之度、追て御造營と申場所、只今迄も其儘に御座候由」云々とあるを見ては皇居破風の御有樣、齊彬ならずとも、誰か天を仰いで畏れ奉つらざるものがあらう。

＊　＊　＊　＊　＊

齊彬、曾て江戸に在るの日、芝增上寺の將軍家の靈屋に詣でて歸邸し、臣下の者がその壯麗を嘆稱するを聞き、

『予曾て京都の泉涌寺に詣でて、一天萬乘の御陵を拜觀するに、實に御質素にて、將軍家の靈屋とは、到底比較にならぬ。臣子の分として君上を凌ぐは、寔に僭上の沙汰と申すべきである。予は却つて將軍家の爲に、その驕奢を歎かはしく思ふぞ』

と語つたと傳へてゐる。

安政四年〔丁巳〕の五月、齊彬は下國の途すがら、伏見驛に淹留の際、一日近習十人許りを從へて、嵐山の風光を稱したことがある。其際の歸途、微裝して洛中に入り、御所の九門を巡拜し、南門に到つて、折からの雨中を、御門前に跪座して皇居を拜し、やがて伏見の邸に歸館したことがあつた。

此時、九門前後の地勢を深く相し、乾門內の近衞邸の前から猿ケ辻に出で、仙洞御所をも拜覽して、櫻木町の邸に入り、留守居に命じて、急速に洛東岡崎邊に土地を相して買入れて置くやうにした。齊彬はその理由として、

「來年の秋には琉球人の入貢を作つて出府する積りである。然るに伏見は土地が狹く、京都錦小路の藩邸は、餘りに市街地にある爲に、多人數を容るるに便でない。依つて東山山麓の邊に新邸地を求むる必要がある」と語つてゐるが、恐らくは是れ齊彬假設の口實であつて、事實は、彼れ大いに勤皇の事を爲すに堪ゆるの地を相したものに外なるまい。

「來年秋」といつてゐるのは安政五年〔戊午〕の秋をいふので、齊彬は當時薩摩一藩の實力を養成し、大兵を提げて東上すべく、祕策を西鄕に授けての、歸國の途上であつたことを考へ合はすれば、彼れが京中の地を相して、藩邸に充てんとした事は、蓋し深謀遠慮の存するものがあつた結果に外ならぬことは、想像に難くない。

孝明天皇は、深く齊彬の精忠を御嘉納あらせられ、近衞公に託して、

詠寄國祝

武士もこころあはして秋津すの

國はうごかすともにおさめ舞

との御製を齊彬に下し玉うてゐる。又深く齊彬の輔翼に竢つあらんとせらるる密勅をも下されたといふ。この密勅は、齊彬歿するの日、自から火中して燒却したといはれてゐるが、齊彬、將に大いに發するあらんとし、勤皇の大義を伸べんとして、斯くも期しつありし來年の秋をも待たずして、不幸、俄かに長逝するに至つたのは、國家の爲めに惜み、彼れの爲めに歎惜の外はなかつた。

【十二】齊彬・南洲兩雄の會逢

西郷吉之助は、如何なる徑路によつて、齊彬の知遇を得るに至つたのであるか。梅は幽谷に開いても、芳香自から聖人の袂を打つがごとく、南洲の人品は、夙に鄕黨に擢んで、自から君侯の知るところとなつたには相違あるまい。然しながら、吉之助の爲めに道を開き、磁鐵相引かしむるに至るには、自から別にその人がなければならぬ。

南洲嘗て當時を回顧しての談に『自分が、先侯齊彬侯に拔擢せらるるに至つたのは、如何なる間柄からであつたか、どうも詳しくは分らぬ。何でも自分が在藩の當時、度々政廳に建議書を差出したことがあつたが、或ひはそんな事からでもあらうか？』と語つたことがあつた。

蓋し思ふに、建議書によつて、齊彬の目に止まつたといふのも一つの原因であらう。又筑前侯長溥の推擧があつたといふことも恐らく事實であらう。齊彬の入國は、嘉永四年（辛亥）五月八日であつて、吉之助が初めて、齊彬に從つて東上したのは安政元年（甲寅）一月であつたから、嘉永四・五・六の三ヶ年間において、吉之助の人物は、略々齊彬の知るところとなつたものに相違あるまい。

今その前後における、西郷の出處を一見しよう。

年代	西郷年齢	其出處
嘉永二年〔己酉〕	二十三歳	十二月三日、近藤・高崎・山田以下處刑。〔所謂高崎崩れ〕
同 三年〔庚戌〕	二十四歳	三月四日赤山靱負自刄、西郷憤激立志。四月二十六日島津壹岐罷免。同廿八日自刄、廿八日正義の士仙波小太郎自刄。十二月幕府齊興に隱退を諷す。
同 四年 辛亥	二十五歳	二月二日齊彬襲封〔四十三〕。三月九日江戸を發し、五月八日薩摩に入る。
同 五年〔壬子〕	二十六歳	九月二十七日父吉兵衛歿。十一月二十九日母椎原氏歿。冬同僚有村・大山・樺山出府。
同 六年〔癸丑〕	二十七歳	徳川家定〔十三代〕立。西郷・大久保屢〻建議す。稅所篤出府。六月ペルリ來る。
安政元年〔甲寅〕	二十八歳	一月、中小姓となり齊彬參府に扈從し、途上水神坂上に於て、始めて齊彬に謁す。

是れこの一表は、吉之助が二十三歳より二十八歳に至るまでの小年表に過ぎないが、この六年間は、實に吉之助の立志より、齊彬の知遇を得るまでの、全部を物語つてゐるものである。記するところは極めて簡單ではあるが、この一表を眼前に展開して、青年吉之助の出處を思ひ浮ぶるときは、千丈の瀑布を登らんとするの壯鯉の、蝟然として波間に躍つてゐる雄姿を、髣髴することが出來る。

* * * *

熟〻吉之助の出處進退を考ふるに、彼れは、如何なる不遇の地位にあつても、また如何なる難境に置かれても、常にその全力を盡すのみで、決して不平の語を洩らしたことがなかつた。これが西郷の他に傑出する一つの要素であつた。西郷の大なる所以の一つは、正しく私憤・私情の爲に悲歌慷慨することがなかつた點であつた。吉之助は、十五歳の折に郡方書記役となつてから、二十八歳中小姓に擧げられるまで、十有三年間、孜々として此の一小卑吏の事務に鞅掌してゐる。初めは迫田奉行に從つて地方農事を巡視し、後には奉行森新藏に隨つて田舍見聞を怠らなかつたのである。所謂天下の志士として任ずるの厚き徒は、好んで大言壯語して、田舍廻りの百姓相手などは、眼中にあるものではない。併も吉之助は、書記役を仰付けらるれば、唯々としてその職に從ひ、一生懸命他を顧みる暇もない有樣であつた。或る年のごとき、大暴風があつて、人民が饑餓に瀕した時のごとき、吉之助は、馬を賣り、牛を擲つて租稅に充ててゐる百姓の窮狀を見て、幾らもない自分の俸給を擲うつて、窮民に與へたこともあつた。郡方書記役といへば、見る影もない小天地である。併も吉之助においては、この小天地が一大天地であつた。農事にも通じた。算盤にも精しくなつた。賤民の生活狀態にも明らかになつた。不平の不の字も口にせねば、憤慨もせぬ。吉之助は、生れながらにして、『天命』なるものを悟得してゐたやうである。吉之助が、夙くも天命を知り、小我に對して未だ嘗て不平を訴へなかつたのは、後に大人格の偉觀を爲すの原因であつた。浮世を捨てた風流先生ならば、その天命を娛しんで、悠然として南山を看てゐることは、何でもないことである。併し乍ら、時務を當世に行はんとする經綸の士が、自から天命の依るべきところを知つて、爲すべきを

爲し、行ふべきを行ふといふことは、少々ばかりの修養では、一寸六ケ敷いことである。

吉之助の用うるに足る人物であるといふことは、迫田奉行も認めたであらう。森奉行も之を信じたであらう。その他吉之助を知る先輩・儕輩、皆その信頼するに足るの人物であることを思つたであらう。齊彬の入國して、人材を求むるの熱心なるや、西郷吉之助の名は、必らずや齊彬に接する何人かの口から出づるの機會があつたに相違ない。特に有力なる何人かの推薦もあつたであらう。然しながら特別の推薦がなかつたとしても、早晩吉之助は、齊彬の認むるところとならずしては終らなかつたであらう。

嘉永五年「壬子」の冬には、吉之助の僚友、有村俊齋・大山正圓・樺山三圓の三士が茶道の士として江戸に出發し、美玉三平も稍々遲れて東上した。翌六年「癸丑」には税所篤も亦江戸の人となつた。そして夫等の僚友は、時々中央政局の事情を報告して、刻々に變遷し行く危局の經過を通報することを忘れなかつた。且つ吉之助の出府の一日も早からんことを激勵した。吉之助はその家の貧賤なると、地位の低級なるとを以て、雄圖を懷いて空しく田園の間に埋沒して居つた。彼れが無參の門を叩いて禪學を學んだのは、この時代のことであつた。

それでも蛟龍の天に昇るべき機會は、久しからずして來た。安政元年「甲寅」一月廿三日、齊彬は從者數百人を率ゐて、東上の途に上つたが、吉之助も中小姓の列に加はつて、東上の一人に加へられてあつた。吉之助の悅びや思ふべしである。一行が鹿兒島城外、水神坂上の茶店に少憩した時、齊彬は左右を顧りみて、

『西郷吉兵衛といふ者が、今度の一行に加はつてゐるといふが、彼れは何處にゐるか。』

と問ふた。從者は早速吉之助を招いたが、是れ吉之助が齊彬に謁するの最初であつた。齊彬が西郷を在城の日において召さず、東上の旅行中において、旅先の簡略なる場面を待つて、之れを匆忙の間に招見したのは、自づから深き思慮の藏せられてあつたことを、察するに難くない。それ丈け吉之助の人物を、夙くより見るところがあつたといはなければならない。

召し出されたる吉之助は、大兵肥滿にして、容貌魁偉、加ふるに寡言沈默にして、その非凡の偉器たることは一見して齊彬の烱眼に映じたのであらう。この時吉之助をして、齊彬の面前に出でしむるの道を與へたものは、福崎吉之丞であつた。齊彬は福崎に內命を傳へて、吉之助を庭方役に出願せしめ、在京の後は、常に侯に接するの機會を與へられたのであつた。

兩雄の會逢は、實に茲に始まる。吉之助は、是より天下の士たるべき、大道に入つたのである。

第二章　天下の西郷吉之助

【一】必要は人材を生む

必要は人材を生む、缺陷ある社會は、その缺陷を補ふだけの能力を要求するものである。この要求に應じて、他よりも優秀なる能力を有する人材者は、必然に社會の表面・中心・要地に現はれ來たる。社會が逼迫して、俄かに能力を必要とする場合には、形式的地位や、階級や、門閥や、それらのものは、殆んど何等の用を爲さず、何等の値ひをも有しなくなるのである。

幕末より維新に懸けての間は、日本はすべての社會、すべての階級を通じて、大動搖を感じた時代であつて、最も能力を要求した時代であつた。將さに倒壞せんとする幕府を維持せんが爲にも、危機に瀕したる外交の難局を救濟する爲にも、滔々として侵入し來たる、海外文物との接觸を圖るにも、國家を統一して外交に衝らんとするにも、國防の充實に努力して、萬一に備へんとするにも、王覇の別を明らかにして、國家の中心力を確立せんとする爲にも、封建政治を打破して、親政政治の國家を、組織せんとする爲にも、先づ要求されるものは、之を爲し、之を行ひ、之を完うし得るに堪ふる能力であつた。人材であつた。

閣老の政治が、次第々々に將軍の實權を代表するに到つたのは、既に獨裁政治の衰退を語るものである。獨裁

政治が寡頭政治に推移し來たつたのである。閣老が凡べての政治上の責任を負うて更迭するところを見れば、著しく立憲政治の色彩を帶んでゐるものといへる。ただ立憲政治と異なれるところは、國民を基礎とするのと、能力を基礎とするとの相違である。閣老政治は、或意味からいへば『輿論の反映せる能力政治』であつた。

能力の前には、三家も三卿もない。文化・文政の亂脈せる跡始末をするには、遠江の一濱松城主水野忠邦を迎ふるの外はなかつた。水野の後を受けて、幕閣の中心となつたものは、二十五歳の一青年政治家阿部正弘であつた。能力の前には、年齢も階級もない。堀田正睦も、井伊直弼も、悉く邊城の一城主に過ぎなかつた。遂にはその閣老の政治も、急テンポの時勢に對應する能はず、諸侯政治となり、更らに浪人政治とまで急轉して行つた。實社會は、いよ／＼改革を要し、いよ／＼改造を要するに急であつて、位階・勳等・形式・地位を顧りみるの暇はなくなつて來たのである。日本人は動もすれば、英國のピットが二十五歳にして總理大臣となり、三十五歳のケレンスキーが、露國革命政府の首腦となつたといひ、やれムツソリニがどうの、ヒツトラーがどうのと、頻りに彼れを羨やむの態があるが、顧りみれば我が維新前後には、幾多のピツトやムツソリニ、ヒツトラーは、隨處に奔馳して居つたのである。

幕府を倒すにも、幕府を援くるにも、諸藩の唯一必要條件は、實力であつた。能力であつた。人材であつた。松平春嶽が、一卑醫の兒たる橋本左内を擢んでたのも、外藩の横井小楠を聘したのも、藩政の改革を斷行して、越前の實力を作らんが爲であつた。惰眠を貪ぼれる家老や、重臣や、能力の前には半文錢の値ひもなかつた。

德川齊昭は、藤田・戸田の二個の能力を有して、一層天下に雄視することが出來た。島津齊彬が、拔擢してその運動者とし、實行家としたところの者は、西鄕・伊地知・有村・樺山・大山の諸氏であつたが、彼等はいづれも卑賤の有志であつて、年齡をいへば、三十歲前後の靑年に過ぎなかつた。然しながら、その能力においては、舊來の門閥家よりも、非常なる優勝者であつた。

地位や、階級や、それが能力の前において何程の價値があるか。能力はすべてのものの優勝者である。能力が何等の妨害をも受けず、最大の活動を爲すの時代こそ、眞に社會の最も活躍する時代なれ。

【三】天下の志士と交游

河川を出でて大海に浮んだ吉之助は、日本の中央舞臺たる江戶に出づると共に、先づ天下の志士との交游を初めた。吉之助は第一に何人を訪問したゐか。その人や蓋し吉之助の在鄕中、崇敬措かなかつた人物であつたらう。齊彬一行の江戶著は、安政元年〔甲寅〕の三月上旬であつたが、芝高輪の藩邸に旅裝を解いた吉之助は、小石川水戶邸に赴いて藤田東湖に面接してゐる。吉之助を東湖に伴つたのは、蓋し去々年來、東湖の知遇を得てゐた有村俊齋であつたらう。何となれば、彼れは既に東湖に西鄕の人物を紹介してゐたからである。

『藤田東湖傳』には、西鄕が初めて東湖に逢つたのは、齊彬の手書を持つて來た時であつたとやうに記されてゐるが、これ蓋し、事實を前後した誤傳であらう。當時吉之助は、猶ほ齊彬に重用さるる程には未だ至つて居ら

ず、その後一日、東湖と語りし際、東湖が『皇室の御親政は當今の最大急務であるが、之が主動者として推すべき人物は、ただ足下の藩侯齊彬公あるのみである。足下よろしく國力の統一を圖つて、公を擁立してこの大業を完うせよ』との意味を語つたのに對へて、西郷は「そは實に天下の急務であるが、齊彬公に謁するのは、その機會を得ることが甚だ困難である。」と嘆息した位るであつたから、齊彬が手書を與へて、吉之助を東湖に紹介したといふの説には、自づから前後の相違のあるものと思はれる。

* * * * *

藤田東湖を知つた吉之助は、當時水藩第一流の俊傑と稱されてゐた戸田忠敬・原田兵助・安島帶刀・武田耕雲齋・會澤伯民・櫻任藏・原田八兵衛とも交りを結び、その外越前藩の鈴木主税・矢島錦助・橋本左内・尾張の田宮如雲・肥後の長岡監物・津田山三郎・柳川藩の池邊藤左衛門とも往來して、天下の形勢を談じた。安政二年（乙卯）八月二十日、吉之助が郷里なる樺山三圓に與ふる書中に、

〔前略〕扨四方の大儒、幕府より御召に相成、會澤（伯民）も出府被レ致候。いまだ面會不レ致候得共、奇妙に望を達候。嬉敷次第に御座候。貴兄にも御聞被レ成候はば、嘸々御殘念の筈と奉レ存候。越前の矢島錦助と申人、靈巌島の下屋敷學問所え被二罷居一、至極閑所に而、津田企に而柳川池邊藤左衛門、原田、月々兩度づつ定日相定め朝より終日の會にて、誠に面白、先度共は、貴兄の噂共津田仕出申候。御遠察可レ被レ下候。皆々水府與にて至極深密の談話に相及び、雄會相催申候。

と報じたのは、當時吉之助が、始めて四方の豪雄と會談するの愉快を充分に語つて餘りがある。

聊か傍系に屬し、且つ繁を加ふるの嫌ひはあるが、當時西郷が交游に入れる諸藩の人物に就て一瞥せんに、

【戸田忠敬】は忠太夫と稱し、蓬軒と號した人で、水戸齊昭に仕へて執政となつた人である。藤田東湖と併せ稱せられて、水戸の兩田と謠はれ、夙に勤皇の志篤く齊昭の兩翼として活動した。忠敬は資性溫厚にして聰敏、平生曾て激語勵聲するやうなことがなく、能く士を愛したので、時人皆な大臣の器なりと推稱した。併し一度び大事に當り大節に臨むや、毅然として節義を持し、泰山の崩るるも動ぜざるの態があつた。安政二年（乙卯）十月二日、江戸大震の時、不幸にして震死した。年五十二。

【原田兵助】は名を久恒といふ。水戸藩の町奉行で、弘化元年、齊昭が幽閉せられた時には、同志と共に大いに雪寃に努め、遂に幕府の忌むところとなつて、數年間禁錮の命を蒙むつた。後年藩主鴆毒の陰謀が起つた際には、身を以て主侯を護つた。行年七十二。

【安島帶刀】は戸田忠太夫の弟で、安島信順に養はれて其家を繼ぎ、安島姓を名乘つた。初の名は忠誨、後に信立と改めた。齊昭に重用されて郡奉行、勘定奉行を經て小姓頭となつた。帶刀勤皇の志篤く、殊に皇陵の荒廢せるを歎じて、之が修營を建言し、齊昭も之を嘉納したが、間もなく幽閉の身となつたので實行に至らなかつた。原田、會澤等と共に、四年間罪に幽せられたが、後執政となり藩主を輔佐した。安政六年（己未）勅諚問題に坐して罪を蒙むり、同八月二十七日自刃を命ぜられた。辭世の歌に曰く「玉の緒の

絕ゆともよしやわが君のかげのまもりとならんと思へば』

【武田耕雲齋】は水戸天狗黨の首領として著名である。名は正生、字は伯龍、如雲と號す。初め彥太郎といひ、後修理と改む。天保十年〔己亥〕參政となり十一年〔庚子〕齊昭が始めて弘道館を興すや、耕雲齋を擧げてその事に當らしめた。弘化元年〔甲辰〕齊昭が幕府に罪せられた時、進んで訴願せんとし致仕を命ぜられた。耕雲齋と號したのは此時である。元治元年〔甲子〕四月、藤田小四郎等が筑波山に據るや、耕雲齋は二千餘人を率ゐて館山に營し、田沼玄蕃頭の幕兵と戰つた。同十月闕下に伏奏せんとして、千餘人を率ゐて、下野、上野、信濃より越前に出で、遂に敦賀に拘せられ、慶應元年〔乙丑〕二月四日斬に處せられた。年六十三。辭世の歌に『討もはた討たるるもはた哀れなり日本心の亂れそめしを』と詠ず。後人祀を設け、松原神社と稱へてゐる。

【會澤伯民】名は安、字は伯民、恒藏と稱し、正志齋、欣賞と號した。幼より學を好み、蒲生君平、曾て『藤田幽谷の學問を傳ふる者は、恐らく此兒ならん』と嘆稱したといふ。果せる哉、幽谷歿するの後、彰考館の總裁となつた。夙に勤皇の大志を懷き、國事に盡したが、安政三年〔丙辰〕七月十四日、八十二歲の高齡を以て病歿した。資性篤實醇厚、誠信を以て子弟を敎化し、學識德望、欝として海內を壓した。著はす所七十餘卷『新論』最も世に稱せられ、勤皇の志士爭うて之を熟讀した。

【櫻 任藏】水戸眞壁郡の農家の生れで、初め名を一雄といひ後、眞金と改めた。字は飛卿、月波山人と號し

た。好んで酒を飲み、豪俠人を凌ぐの風があつた。東湖嘗て彼れの風貌を評して「冬月の肅々たるが如し」といひ、又「任藏の來るや、いつも血刃を提げてゐるやうだ」といつたことがある。平生高山彦九郎、蒲生君平の爲人を慕ひ、貧寒を意とせず、能く四方の志士と交り、最も西郷と親交があつた。安政六年〔己未〕七月六日、四十八歳を以て病歿した。

【鈴木主税】 越前福井藩士である。藩主松平慶永を輔佐して國事に鞅掌した。橋本左内を推薦したのは、實に主税その人であつた。故に左内以前における慶永の建白文案は、多く主税の筆に成るといはれてゐる。水戶の藤田東湖、薩摩の西郷吉之助、熊本の長岡監物等と交はり、押も押されもせぬ越藩の重鎭であつた。明治三十一年、贈正四位を特旨された。

【矢島立軒】 は越前藩の儒者、名は剛、字は毅侯。江戶に出で、安積艮齋の門に學び、鹽谷宕陰、藤森天山等と交はり、明新館の創立さるるに當り、助教に推された。文を作る流暢、格式に泥まず、家頗ぶる貧寒であつたが、藏書は積んで山を成した。明治三十四年〔辛丑〕十月、四十六歳を以て病歿した。遺文に『立軒存稿』がある。

【田宮如雲】 尾張藩士、町奉行、勘定奉行、側用人、城代等の要職に就き、藩主徳川慶勝を援けて維新の事に盡粹した。名は篤輝、通稱は彌太郎・桂園と號した。諸藩勤皇の志士と交りを訂して、四方に來往した。職を奉ずる五十年に及び、此間幽閉せらるること三回に及んだ。明治四年〔辛未〕六十四歳を以て逝いた。

後ち從四位を追贈され、遺族に男爵を授けられた。

【長岡監物】は肥後細川藩の國老である。本姓は米田氏で、名は是容といつた。監物爲レ人忠亮誠篤で、夙に水戸義公を崇拜し、大義名分を高唱した。嘉永年間、米國軍艦の浦賀に來るや、監物士卒を率ゐて之を警備したが、洋式操錬を用ゐたのは、之が始めであるといはれてゐる『南洲遺訓』と稱せらるるものの中に『肥後の長岡先生の如き君子人は、今の世には復見るを得ず。嘆ずべし。』と推稱してゐる長岡先生とは、實に監物を指ざしたものである。安政六年八月、病んで歿する時、夢寐の間にも、皇室の式微を嘆じ、國事以外は、一言も口にしなかつたといふ。

藤田東湖・橋本景岳の兩者は、西郷と最も親近であり、且つ之が影響を受くるところも甚大であつたから、別に項を改めて、西郷との關係を說くところがあらう。

*　*　*　*

【三】西郷の細心と膽大

更に將軍繼嗣問題が起つて、齊彬の內意を奉じて、吉之助が江京の間に奔馳するに至つては、梁川星巖・賴三樹三郎・春日潛庵・僧月照・近衞公老女村岡と往來し、平野國臣・眞木和泉・小河一敏の諸勤皇家とも知遇を得て、近衞忠熙・松平慶永にも知られ、遙かにその名は水戸齊昭・伊達宗城等、當時、明侯の稱ありし諸侯にも聞

ゆゑに至つたのである。吉之助の出府後、僅かに兩三年を出でざる間に、彼れは旣に、一個の薩摩人ではなくして、天下の西鄕吉之助であつた。

當時江戶薩摩藩邸には大山正圓・伊知地正治・伊知地貞馨・美玉三平・伊牟田尙平・有馬新七・岩下方平・高崎五六・奈良原喜左衞門・有村俊齋・有村次左衞門・田中謙助・橋口壯助等の年少氣銳の士が前後して相提携してゐたが、吉之助はその時旣に、それ等有志の首腦的人物となつて、薩摩有志を代表する交渉には、必らず吉之助が之に推されたものであつた。

蓋し二十七年間の沈默は、西鄕にとつて、決して短かいものではなかつた。列藩の諸士が、早くも中原に出動して、刻々に變轉し行く時勢に奔馳してゐる時に、九州の山奧で、お家騷動に憤慨してゐるなどは、隨分と時勢遲れのものであつた。併しながら人物の斤量は、夙成と晩成とによつて高下するものではない。二十七年間の沈默は、寧ろ西鄕をして一層その深きを加へ、その重きを爲さしむるものであつた。見よ、吉之助が二十七年の沈默を破るや、彼れは早くも天下の大志士となり、深きは更に深きを加へ、重きは更に重きを加へて、自づから天下の雄と爲つたではない乎。才氣煥發して才氣に殪れ、悲歌慷慨して客氣に倒るる多くの人傑を顧りみつつ、吉之助は大浪の寄するがごとく、ゆたり々々とその歩を進めて行つた。

*　*　*　*　*

吉之助は大膽にして細心であつた。彼れの膽の大いなるは、何の邊まで大きいのか分らなかつた。それと同樣

に、彼の心の細なるは、また何の位るまで細かいのか分らなかつた。人は往々にして吉之助の膽大を知つて、彼れの細心を知らぬ。

十三代將軍家定の室に、齊彬の女〔島津安藝の女、齊彬の養女〕篤子を、近衞忠凞の養女として入輿した時の如きは、主として吉之助がその調度斡旋の任に當つたものであつた。それは安政三年〔丙辰〕十二月のことであつて、吉之助は時に三十歳の好漢であつたが、事大小となくその任に當り、箪笥・長持・鋏箱から、髮飾り衣類の調度まで配慮したものであつた。天下の志士が姫樣の嫁入道具を調達するのは、蓋し難事中の至難事であらう。天下の形勢を論じ、宇内の大勢を察するに妙策立どころに成る人でも、婦人の嫁入道具の買物には、差當り當惑して、手の出づるところを知らない人が多からう。天下の事と、婦女子の事とは、同日の談にあらずと豪語する豪傑連には、人事の細事は手にも觸れようとしないであらう。吉之助は嫁入道具の整理にも成功したが、皇政復古の運動にも成功した。小間物店の暖簾を潜つて、櫛笄を買ひ出した吉之助は、又日本帝國の發展の爲に、東洋の大經綸を披瀝して、廟堂に征韓論を唱へた西郷參議であつた。時と位とに相違はあつても、人に相違はなかつた。後に南洲は人に語つていつた。『むかし天璋院さまの入輿のとき、予はその調度の任に當つた。そのお蔭で、當時細微精巧なる瑇瑁・金銀・漆器などの裝飾品を鑑識することが出來るやうになつた。』と。そんなことを知つたとて、それが何になるかと冷笑する人もあらうが、一國を治むるも、一家を齊ふるも、結局は同じこと、眞理は一つである。要するに吉之助は、粗製濫造の豪傑ではなかつた。

膽は飽くまでも大、心は飽くまでも細、之を一貫するに、一の動かすべからざる至誠を以てす。吉之助が自から薦めずして、自から他の推すところとなり、押しも押されもせぬ、天下の吉之助となつた所以は、蓋し此邊に由來するであらう。

【四】藤田東湖と吉之助

西郷吉之助が水戸思想を尊崇し、水戸齊昭を景仰し、藤田東湖に服したのは、自からその由つて來たるところがあつた。水戸齊昭の名は、當時海內第一の稱があつて、天下の政治は水戸藩を度外視しては、全く實行が出來ないほどの威力を示してゐた。そして藤田東湖は齊昭の腹心として、在野志士の首魁と稱せられてゐた。世或は東湖あつて齊昭ありといつたくらゐであつたが、その唱道するところは、純粹日本神國主義で、天下勤皇の急先鋒をなしたものであつた。その論や痛快である。その調や激越である。その色や鮮明である。その聲や壯烈である。幕府に不滿なる天下の志士が、據つて起つべき中心點を水戸藩に置き、糾然としてその旗の下に集まつたのは、これ自然の勢ひであつた。西郷吉之助も亦た、蓋しその壯快なる音律に恍然とした一人であつたらう。併しながら吉之助は、水戸藩の盲目的崇拜者ではなかつた。寧ろ吉之助の有する、大部分の實際的氣分は、水戸派の議論一天張りには、反對の分量が多かつた。

吉之助は東湖との初對面において、如何なる態度であつたか。當時同席して、實際を目睹した有村俊齋は、こ

の兩雄の會見を追想して談じた。『藤田先生に向ふと、西鄕はちつとも口を利かず。一體かねて、默つてゐて、人にお辭儀をしない奴です。藤田先生を見て、心も、形體も、ねつからお辭儀をしない。唯默つて目をくりくりして居るばつかり。』〔談話筆記〕

俊齋の一話、簡なりといへども、當座の狀景は、髣髴として眼前に依稀するを覺ゆるではないか。容貌魁偉、學識一世を空しうして、大名以上の形容を備へてゐる、東湖先生に配するに、同じく容貌魁偉、五尺の體軀、悉くこれ膽といふ西鄕吉之助を以てしたのであるから、千兩芝居を觀るよりも興味ある活劇であつたらう。惟ふに東湖は談論風發、眞に一世を空しうするの觀があつたであらう。西鄕は終始默々、眼ばかりパチクリさせて、感心したのか、感心せないのか、流石は近世第一の偉丈夫であると思つてゐるのか、先生却々よく饒舌る才位に思つてゐるのか、默々先生では、薩張り要領を得ない。こんな風では、先年來師事してゐる俊齋が氣をもんだであらう。兩雄は初對面を終つて、互ひに何と評し合つたであらうか。東湖は曰く『吉之助は勇者なり。』と。南洲は曰く、『東湖は山賊の親分のやうな人ぢや。』と。東湖よく人を看るといふならば、西鄕亦よく人を評すといはなければならぬ。時に吉之助は二十八歲、東湖は四十九歲であつた。

故愛山の史論は、穩健著實であるところに、その優秀なる點を發見するが、嘗て兩雄會見の結果を評して、『彼は果して議論風發の評に動かさるゝ所なかりし乎。何ぞ夫れ然らん。彼はたしかに此時より水戶流の洗禮を受けたりしなり。彼は齊彬に知られて其の機微に參ずるものとなれり。されど彼は齊彬にあらず。無聲に聽

き無形に親、人情の機微を察し、水戸氏の議論と雖も、必ずしも獨り醇乎たる忠君愛國の動機にも出でしものに非ざるを看破するは、既に五十に近き齊彬の能くする所にして、未だ三十に達せざる田舍漢なる隆盛の能くする所に非ず。隆盛の水戸氏に對するや恰も少年の其初戀の戀人に對するが如し。水戸學は其少年時代に始めて天下の大問題を知らしめたるものなり。況んや隆盛の人と爲りは、極めて無邪氣にして、人の善に動きたりしをや。彼れ何ぞ東湖の廣長舌に感じ、其議論に服し心より水戸學の信者とならずして止むことを得んや。」と論じたのは、聊か水戸を重んずるに傾いたものであつた。それほどの初戀沙汰でもなかつたらうと思はれるが如何にや。吉之助の性格は、人の善をとり、人の長をとることには、頗ぶる達人であつたが、あまり人を崇拜したり、信者になつたりする人ではなかつた。西郷の全生涯を通じて、所謂る水戸風の感化といふものは、餘りに重要な部分を占めては居らぬ。固より水戸藩に依つて事を爲さんとし、水戸派の人士と結合はしたが、それは運動の上に就いてのことであつて、人格的に吉之助が水戸化したとは思はれない。水戸思想は吉之助を啓發し、感憤せしむるに力があつたことは勿論である。が、それであるから、吉之助が水戸化するまでに水戸學に傾倒したとは思はれぬ。西郷の人格には、水戸學なる一部分は包容されたであらうが、水戸學が、西郷の人格の大部分であるとは信ぜられないのである。

とはいへ藤田東湖は、吉之助の最も畏敬する一先輩であつた。彼れが東湖に接するの期間は、僅かに一ケ年餘に過ぎなかつた。安政二年（乙卯）十月二日、東湖は江戸において不慮の震災の爲めに變死したが、その間、吉

之助が東湖に接したのは數ふる程であつたが實に百年の知己のごとく然りであつた。その變死の報に接するや、

『二日の大地震は、誠に天下の大變にて、水戸の兩田〔藤田・戸田〕もゆひ打に被レ逢、何共無二申譯一次第に御座候。頓と此限りにて、何も申口は無二御座一候。』と、その郷友に報じてゐるくらゐであつた。

一日、吉之助は津田山三郎及び鮫島庄助の二人と相携へて東湖を訪づれた。東湖は談序、偶ゝ三人の人物評に移つて、『予の見るところに從へば、西郷子は勇者の資があり、津田氏は仁者の器があり、鮫島氏は智者の風がある。ところで予は何に屬すべきか。』と、三人に東湖評を求めた。すると鮫島は言下に答へて『先生の人と爲りや自づから智仁勇を兼備せらるる。』といつた。東湖はその言の未だ終らざるに、

『予の予に於けるや、交はり未だ深くはない。然るに子は、何によつて予が三徳を具有することを知られたのであるか。予が三徳の所有者でないといふことは、予の心自から之を知つてゐる。何で子の評言を聽いて、それを事實と妄信しよう。予が三子を評して智仁勇に擬すれば、直ちに三徳をとつて、之を予に與ふるが如き、それが子を智者なりと評する所以である。』

と一喝し、やがて智仁勇の相分離すべからざる所以を縷說した。吉之助は深く東湖の訓誡を多としたといふことである。西郷が天下の人物雲の如き中より『先輩は東湖、同輩は左内』と、人に推稱措かなかつた所以のものは、此の二人の者が、蓋し當時稀に見る、恐るべき識見者であつたからであらう。

就中、東湖に一種の底力があつて、議論をしても單なる空想論ではなく、所謂時務を知る俊傑の經綸策であつ

たことが、一層吉之助をして景仰せしめた所以であつたらう。東湖は、喬木の風霜に驕るが如き人物であつた。

＊　＊　＊　＊

茲に東湖の面目を躍動せしむる一話がある。それは當時の二大豪傑、佐久間象山と、東湖との會見の一條である。何しろ雙方とも傲岸不屈にして、苟しくも人に下らぬ人物であるから、兩人の對座は頗ぶる偉觀であつた。象山は有名なる開國論者、東湖は名代の攘夷論家である。さて議論となつたものが、却々納まりがつかぬ。彼れが虎の如く風を起し來れば、是れは龍の如く雲を捲き來たるといふ有樣で、到底決論はつかぬ。象山は遂に勘忍袋の緒を切らして、

『足下の攘夷論と、我輩の開國論とは、氷炭相容れず、到底調和すべきものでは御座らぬ。我輩は最早や足下と語るの要はない。從來の情誼も今日限り、一切御免を蒙むらう。』

東湖は『義絶でござるか。それも宜しからう。』といつて、象山を階下に見送りながら、

『いづれ又お目にかかりませうヨ。』

といつたので、象山は顧りみ乍ら、

『義絶したものに用はござらぬわイ』

東湖は一笑を與へながら、

『イヤ御心配なさるナ。我輩が足下に逢はうと申したのは、戰場でのことでござる。』

象山は怒氣滿面、眉を聳やかして去つたといふ。この話は原田誠之助の目撃談として傳ふるところであるが、東湖・象山の面目は、一幅の活畫の如く、眼前に活現するを覺ゆる。東湖の人物、略々想察すべきである。

【五】橋本景岳と吉之助

一村の雄は一郡の凡人、一鄕の俊傑も一國の中に入れば、多くは平々凡々の人列に下るものが多い。一家の中では、猫は鼠に對する勇者である。併しながら一たび門外に出づれば、小犬をさへ懼れねばならぬ。犬は野外の雄、以て草原を濶歩するに足るが、一たび山間に入れば獵夫の後に隨ふの外はない。山間の群獸も、一隅一角にそれぞれ雄を競うてはゐるが、一たび幽谷に入り、深山に至れば、猛虎の一聲に戰慄せざるはない。人もまた同じである。一隅に誇稱するものは、天下の大を知らず、人はよろしく天下の人を友として、交はりを四方に結ぶべきである。西鄕吉之助も、その鄕國に僻在してゐる間には、或ひは天下人物なきを嘆じたこともあらう。而も彼れが一たび江戸に出でて交りを天下に求むるや、俊傑は四方に群起せるの有樣であつた。豪傑の產地が、必らずしも薩摩ばかりでないことを、彼れは目前に實見したであらう。藤田東湖のごとき、橋本景岳のごとき、中でも、最も彼れの畏敬する人物であつた。

吉之助が景岳と初めて相知るに到つたのは、彼れが出府の翌年、安政二年（乙卯）十二月のことである。實に東湖の死後、二ケ月目のことであつた。

十二月二十七日、水戸藩士原田八兵衛の邸で、相見たのが南洲・景岳相知るの初めであつた。併もそれは唯一面の識にのみ止まつた。後日ならずして景岳は薩藩邸に吉之助を訪うた。時に景岳は二十二歳、南洲は二十九歳であつた。吉之助は恰度その時、同郷の有志や力士などを集めて相撲を取らしてゐたが、景岳は眉目清秀、纖姸婦人のごとき容貌であつたから、大兵肥滿の吉之助は、この青二才が、ぐらゐに思つてゐたと見えて、意中稍よ彼れを侮るの色があつたが、景岳はいふやう、

「予曾て我侯（春嶽）に聞くに、足下は夙に國事に盡瘁せらるるとのこと、誠に敬服の至りである。久しく芳名は傳へてゐたが、未だ謦咳に接するの機を得なかつたのは、寔に遺憾千萬であつた。今日相見るを得るのは、予の欣幸に堪へざる所である。希はくは高教を得て、驥尾に附して國家の爲めに力を致したいものである。」

言自づから禮あり、儀自づから整つてゐた。吉之助は手をふりながら、

「イヤイヤそれは大間違ひである。俺どんは馬鹿者でござる。却々國家の爲に盡すの何んの、左樣なことは思ひ掛けもござらぬ。御覽の通り、壯士輩と、かうして朝夕相撲をとつて居る丈けのことでごわす。」

と答へて、お主も相撲でもとつてはと、頗ぶる冷然たるものであつた。景岳屈せず、言を新たにして曰く、

「西鄕どの、お隱しなさるな。予は既に足下の國事に盡すの精神を存じてゐる。請ふ、胸襟を開いて語るところあれ。」

景岳は是より進んで天下の大勢を論じ、幕府の事情を說き、之に對する自家の對策をも披瀝した。そのいふとこ

ろ一々肯綮に當り、殊に幕府の內情を論ずるところなどは、彼れが慶永に親接して聞くところで、山出しの西鄉などが、嘗て耳にもしなかつた新事實・新消息であつたので、西鄉もハタと驚ろいた。景岳の論調は、頗ぶる激越の調を帶んで、說くところは精到、論ずるところは剴切、慷慨忠憤の情は言外に溢れ、精氣人を襲ふものがあつた。景岳辭して去るの後、吉之助は有志を顧りみて『橋本のごときは、年齡僅かに弱冠を超ゆると雖ども、その議論や精到にして、能く事理に通じてゐる。予は彼れの容貌を見て、初め深くも留意せず、彼れを冷遇したのは、實に慚愧の至りに堪へない。』といつて、その翌日、自から靈岸島の越前邸に橋本を訪うて、深く前日の失禮を謝したと傳へられてゐる。

*　　*　　*　　*

著者は曾て昭和三四年の比、事を以て越前に客たりしことがあつた。蘆原の浴舍に故杉田鶉山翁と語りし際、翁は西鄉・橋本の交游の事に及び、故老の話なりとして語つた中に、西鄉が左內と會見の翌日、前日の失禮を謝すべく、越前邸に赴きたる際、左內が出で來るまでは、玄關式臺に兩手を突き、低頭平身して待つてゐたといふ一條を耳にした。

左內出で來るや、西鄉は極めて鄭重に前日の無禮を謝して歸られたので、藩邸の人々は淚を流してその義に篤き態度に感激したといふ。西鄉の面目は這間に流露してゐるではない乎。

*　　*　　*　　*

僅かに一回の會見を以て、百年の知己となつた景岳。南洲は、その後相提携して、國事に奔走した。殊に一橋慶喜擁立問題に就いては、左右相援けて、熱心に運動した。齊彬の立場と、春嶽の態度との間には、その環境が違ふだけに、幾何かの距離があることを避くることが出來なかつた。且つその利害の關係においても、同樣でないところもあつた。併しながら公武合體・國力充實・擧國一致・尊皇愛國の大局觀、大義心においては、大道を同じうするものであつた。南洲・景岳も亦た、相提携して京師・關東の間に斡旋した。

左に橋本景岳より、西鄉に與へたる書簡の二三を記し、兩者交游の一端を知るの料に供しよう。

【參考】橋本左內與西鄉吉之助書（安政四年十二月十四日附）

昨日は乍ㇾ例失敬而已相働、多罪奉㆓萬謝㆒候。小拙不快は逐々宜方に御座候間、乍ㇾ憚御休情可ㇾ被ㇾ下候。偖、橋公御行狀記略認出來仕候間、貴介に附托仕候。餘は明夕迄に呈上可ㇾ申候。左樣御含置被ㇾ下候樣希度候。草々拜復。

橋本左內與西鄉吉之助書（安政五年正月廿六日附）

拜呈。然ば過日は毎々御苦勞相成、御蔭內延の御都合逐々宜御模樣、千萬御同慶に奉ㇾ存候。逐一言上仕候處、小拙より宜了㆓得御意㆒旨被㆓申付㆒候。偖、爾後例件御都合別に相變候事は無㆓御座㆒候。不㆓相替㆒世評は紛々に候得共、所要大本は動搖不ㇾ申鹽梅、實に賴母敷と存居候得共、何分大切の事故、寸歩も見放は出來兼候。殊更人情反覆可ㇾ恐義と奉ㇾ存候間此上とも厚御盡力爲㆓國家㆒奉ㇾ願候。且又、今般弊國內用に付、國元早驅にて罷越、來月下旬迄留守に相成申候。留守中は、中根靱負と申候同志より、萬端御掛合可㆓申上㆒候。此人には小拙同樣御打明被ㇾ下、聊仔細無㆓御座㆒候。此段出立前以參御

賴談可ニ申上一存居候得共、迚も其暇なく、不レ能レ已以ニ書中一得ニ御意一候。尤、國元行他へは祕居候得共、極御同志の中故、乍ニ密々一相洩置申候。此條御含可レ被レ下候。尙委細は歸府の上萬緒可ニ申上一候。乍レ憚、堀兄へは宜御傳聲奉ニ願上一候。右得ニ貴意一候爲、草々頓首。

追而。中根へは萬事貴兄の事相咄置候。寡君も承知の義に御座候間、呉々御勞心なき樣奉レ願候。偖、今朝日下部兄御光臨の由、然る處、外向へは不快と申相斷申候樣取次へ申付置候故、御人柄も不レ辨、無レ譯御斷申上候由、實以赤面恐怖の至、何れ他日面謝可レ仕候得共、此儀貴兄よりも宜被ニ仰上一候樣相願申置候。實以同志中は不レ包相語度事に候得ば、必ず小拙虛な設御斷り不ニ申上一候。御陳告可レ被レ下候。何分時候御厭御精勵の程奉ニ希上一候。以上。

橋本左內與西鄉吉之助書〔安政五年五月十七日附〕

以ニ手紙一得ニ貴意一候。然者、昨日御來杖之節御約申置候、御呈書一、並御封物一、爲レ持差出候間、御持歸之上、可レ然御披露可レ被レ下候。右要用申上候迄。如レ此御座候。以上。

再伸。昨日者御懇訪奉レ謝候。其節御賴之書付類取集差上申候。此外小拙手にて取調候者も御座候得共、其分は此節他借相成居候間、還候はば御同志君之內へ可ニ差出一候。

右書付之中には忌諱之條も有レ之、且太閤之事甚惡敷認有レ之候得共、此は大に失ニ事實一居候。內實は太閤御聰明に相違無レ之よしに御座候。且又た此頃にては京師之蜂起〔九十四人黨〕連中も大に崩れ立、纔八九人に相成候よし申來候。此等爲ニ御心得一御內々申上候。今日者降雨中御上途、嘸々御迷惑奉ニ拜察一候。此表之御用何成共承度奉レ存候。此麁紙並に雲丹、鹽品に御座候得共、去年來御用も御賴之事故、寡君より爲ニ御餞別一貴兄へ御遣し被レ成度との御事に御座候。此段御承知可レ被レ下候。以上。

橋本左内與西郷吉之助書 〔安政五年五月四日附〕

昨日は御光來、不㆓相替㆒御懇々被㆓仰下㆒、奉㆓拜謝㆒候。然ば例之一條、宇和君〔伊達宗城〕へも御内々申上、篤と御談じ相成候處 何分厚御賴被㆑成候御存之由に御座候間、明日小の島さま御登城之節、充分に先方へ御掛合被㆑下候樣奉㆑希候。尤も昨日申上候意味合にて、兎角速に御決斷に運候義に御座候間、却て御臺樣より御嚴重に被㆓仰立㆒候方も可㆑然哉と奉㆑存候。其際何事も貴慮次第、呉々宜奉㆓願上㆒候。書外は期㆓後日之拜顏㆒候。頓首。

端午前日

再伸。此間は何寄之珍物御惠投被㆑下、千萬奉㆓拜謝㆒候。此品如何布御座候得共、到來故拜呈仕候。

【六】 橋本景岳の人物・風格

橋本景岳は、眞に近代の傑物であつた。彼れは恐るべき夙成の神童で、十二歳にして早く岳飛の人と爲りを慕つて景岳と號し、十五歳にして、かの老成なる「啓發錄」を著はすほどの俊才であつた。彼れは二十一歳江戸に出府したが、藤田東湖・佐久間象山・藤森弘庵・林　鶴梁・芳野金陵・羽倉用九・安井息軒のごとき、當時の俊傑・識者は、早くも彼れが交游の間にあつた。

同郷の鈴木主稅は、夙に江戸に在つて藩政に任じてゐたが、一日東湖を訪ひ、當今人材に乏しきを嘆じた。すると東湖は「足下何をか憂ふるや、貴藩には橋本左内といふ俊才があるではない乎。彼は年少の徒であるが、學

才識見具に備はるの士、何故に彼れを登用して時務に任ぜざるか。』と教へて、景岳の容易ならざる駿足なることを語つた。是より鈴木は中根雪江と語らつて、春嶽に勸めたといふが、東湖は當時第一流の俊傑である。其人の左内を看る、既に斯のごとくであるとすれば、左内の品等や、豫め知るべしである。

川路聖謨は阿部閣老の智囊であつて、當時海外の事情に通ずる無雙の卓識家とせられた老吏であつたが、一たび左内を見るや『餘りの辨析、刀もて切られぬまでの事に候ひて、かばかり押詰められ、迷惑に侍べりし事は候はず。』と告白した。水戸の武田耕雲齋は、左内を評して「東湖の死後東湖あり」と驚嘆したほどであつた。南洲をして若し古作の名劍に比せしむれば、景岳は正しく新刀の鋭利なる切れ味があつた。古刀の重厚なるに比し、新刀の切れ味は、輕速にして爽快なるものがあつた。

南洲は齊彬の實行家であつたが、景岳は春嶽の懐ろ刀であつた。南洲は齊彬の前に出でて活動したが、景岳は春嶽の帷幄の裡にあつて劃策した。一は智を以て優れ、一は勇を以て勝つてゐた。

景岳は終始一貫して、純理論家であつたが、翩々たる究理學者ではなくして、時務を知るの俊傑であつた。彼れは鋭敏なる直觀力を持つてゐたが、風月を友とする閑詩人ではなくして、急進的革新兒であつた。南洲は自然の偉器であつたが、景岳に至つては、實に才氣煥發の天才であつた。彼れは、孤蝶も袖に戯むれん美少年であつたが、彼れの心琴が、一たび憂國の響きに觸れ來れば、慷慨激越の調を爲して、鳥も翼を潜むるかに思はれた。

*　*　*　*　*

安政五年「戊午」景岳は京師に入り、青蓮院宮・鷹司・近衛・三條の諸公卿の間に馳騁して、一橋擁立の運動を爲し、事殆んど成らんとしたが、井伊の爲に、越前・尾張・水戸諸侯悉く譴責せられて、其年の十月、彼れも亦た捕へられ、六月「巳未」十月七日、二十六歳を以て刑場の露と化し去つた。所謂安政戊午の大獄であつた。列藩の處士は、務めて罪を自分一己に負うて、累を其主侯に及ぼさんことを避けたものであつたが、獨り左内は昂然としていつた。

「事苟しくも國事に關すれば、これ國家の公事である。一家の私事ではない。之を公言するに何の恥づる處があらう。儲君を建つるに當つて、長と賢とを以てするのは、國家の利福を思うての事である。また外交の一切を勅裁に仰がんとするのは、天朝を重んずる所以である。我が藩主松平慶永は、之を予に命じ、予は命を奉じて周旋した。敢て他志あるにあらず。』

と論述したが、赤誠面に溢れ、精氣言外に迸ばしつて、幕吏は爲めに色を失つたといふ。これあるが爲めに、慶永の大義心は、一段の光彩を發したが、左内が非凡の俊傑たるは、この一場の光景において、最もよく顯現せられてゐるといふべきである。

二十六年如レ夢過。　顧二思平昔一感滋多。
天祥大節嘗心折。　土室猶吟正氣歌。

是れ、景岳が、獄中心懷を吐露する詩篇の一であつた。

次に掲ぐるところは、安政五年（戊午）二月中旬、左内が京都において三條實萬公に奉つるの書である。左内時に二十五歳であつたが、彼れが堂々たる皇國內外經綸の一端は、この一片の上書においても、之を窺がふことが出來る。

【參考】 三條內府公に奉つるの書 （安政五年二月中旬）

橋本左内

目今、外夷御所置の御義は、實に古今未曾有の重事、國家の御大義にして、中々草莽微賤の臣等、齒牙に可レ懸所には無御座候へ共、御趣向に依候ては、皇朝の御互患、幕府の御恥辱とも可相成奉存候に付、踰分出位、奉絶言語候得共、責て露斗にても、奉報 國家之深恩厚澤度に付、萬死之罪を犯、齋戒沐浴して謹で鄙意を拜陳仕候。

一、皇國尊き萬國無比は、 主上天日嗣に被爲在、臣子も亦諸神の胤を辱するは勿論、凡俗浮美士大夫忠義に厚、廉恥を尙、農商質實、尊上守法、下に不軌を謀、法憲に觸るの民鮮く、上に捨軀守節の人多よりして、政令法度、寛大嚴肅にして、各其職を務、其業に安じ、且、土地の膏腴萬邦に卓越して、物產饒多金石草木より魚貝禽獸に至る迄、給足せざるものなくして、今日まで衣食飽暖に暮來候は、實に皇國に生れずんば不叶義にて此等盡く、天恩に關係仕候事と難有奉存候。

一、倭此迄外寇無之義は、固天神地祇、冥々の中に御加護被爲在候義は申迄もなく、夫、弘安の度、北條時宗元兵二十萬（通例十萬申唱候へども實は兵數二十萬の由、十萬と申すは、元人諱大敗の言に可有御座候）を鏖し、文祿の度、豐臣秀吉朝鮮八道を蹂躪仕候義、異國迄も傳聞仕、格別の武威贊稱仕居候樣子も相聞、此二擧は頗る 皇國尙武の御稜威を耀すに足事に御座候得共、今日迄外患なきは全く此に限候樣に心得候は、固陋の偏見と奉存候。

元來、皇國の形勢は、四方大海を以て際とし、所謂天嶮の國にて、彼秦始、漢武の勇鷙黷武の者あり候ても、曾て毫

變も手指不相成位の事に御座候。然る處、近來西洋の諸蠻風習藝術日新を勤候より、奇器を制、巧術を創、且日日干戈を動、隣國の攻擊仕候得共、□□の頃一統同盟仕、歐羅巴丈の亂は過半鎭靖仕候。彼國風　皇國並に漢土杯とは大いに相違仕。元來、我一國にて事給物足と申譯には不參。鑛山多き國は專ら採掘を事とし、之を各器什に製作して、諸方へ鬻ぎ、材木に富む國は木器、毛獸に富む國は職工、平原曠野は植藝を務、沿海島嶼は漁獵を業として、皆各相互に交換貿易して生涯を送り候樣に相見へ申候。依之、自國の物を自國にて賣候へば、利益も不夥。且右樣の國柄故自ら有餘不足の者も御座候に付、遂に他邦他洲へ齎鬻候事とは相成申候。然る處、何れの國にても無敵して、不圖外國人來候て、商賣を乞候とも、速に許可不致に依て、先堅艦に乘じ、國信を持し、所欲の國々へ罷越、各國人民の爲有無相通度事申込候事、恰も先年、墨使浦賀に渡來仕候如くにして、種々利害を論じ、慇懃を示し、天地公共の譯を諭し、之を說倒仕、其國未だ蒙昧に候へば、彼の奇器巧術を敎へて其民を誘、物產を起さしめ、其國の物を我に引受他國へ賣付候事、西洋一體の通習にて、唯、交易を乞和親を結候に付て、强て奸計惡謀有之と申事も無御座候。今日道路にて承及候へば、長崎函館兩所の外開港不相成、下田の義は彼より不便を申立候事に候へば、幸の儀故閉港可致旨、　廷議御決に相成候趣、元來私共竊に傳承罷在候には、御役人樣方には色々御存に御座候へ共、叡慮は初めより通商御好不被遊事、御堅確に被爲在候由。然る處、果して十分の　御英斷、實以　皇統の御基礎、萬古不動の御儀に可有御座、草莽同樣の賤臣に於ても、感泣仕難有奉拜承候。右樣御英斷御座候に付ては、不容易御事柄も出來仕、皇國御安危の界とも可相成奉存候。一件兼て心配仕り居候に付、出位踰分の罪奉恐入候へども、萬死を冒し奉言上候右御文の通、開港御斷にては、西洋諸夷も自然と、　皇威に屈し、以後事故萬端御指揮に可奉從は勿論に御座候へども、夷狄の國、固利を獲に汲々仕候風習にて、近來は萬國を同盟に致し、盛に通商仕度見込の趣に相見候旨、夫、英夷抔は愽暴輕慓の氣、甚者に有之、殊更、墨夷と表裡を爲居候者に御座候へば、彼等其所望を失候より、萬一驕慢不

遜の擧動抔仕、巨艦艨艟夥敷指上せ、關東近海は不申及大阪並北海迄も、停舶罷在、所々にて發砲、或は備なき處を窺、上陸抔相催事急遽に出候はゞ、數百年太平にて暖飽に安じ、專ら遊戲のみに耽居候萬民、一時に騷擾散亂仕、農商各其業を安兼候樣にも成行可申、其中には窮民貧丁、衣食を獲飢渇を免れんと欲し候より、或は偸豪竊奪仕り、寡婦少丁は不及申、尋常の良民、爲之其郷土に安處仕兼可申、諸大名に於ては、自國沿海の警衞は勿論、且　皇居の守護、幕府への援軍等にて、在國の兵員等減少仕、一國の締方自然今日の如く行屆兼候義も出來可仕、別して無賴奸惡の亡命者等、黨を結、群を成、山野に横行仕候樣の事御座候はゞ、强勢外寇は爲差義無御座共、忽皇國一國の動搖紛擾と相成可申歟に奉存候。其等の間に乘じ夷狄附入候はゞ自然　皇國の御恩を忘却仕、內應等仕候樣の不屆者出來可仕も難計、左候へば以ての外の御大事に御座候間、何卒今日より豫め其邊の御手配被在候樣奉希上候。固是等の義は必らず絶對の事柄に可有之候得共、事變は兎角倉卒不測の際に發し候者に御座候へば、天下の政務を被議候御方樣に被爲在候ては、兼て此邊迄も御遠謀可有御座御儀と奉愚考候。扨又右は國祿の過慮に御座候て、我　皇國の御儀は、治教淸明整肅、庶民親其上、死其長之道を忘れず、士大夫節を勵、廉恥を重じ候義に御座候へば、必定上下一致力戰仕、外夷擊退の功可奏事と奉存候へ共、近來、西洋諸夷、戰爭に慣れ、兵卒精練を勤め、規律嚴整に相成、殊に利器を製し、英墨など五大洲に方て頗る强兵の名も有之者共に御座候へば、唯一概に蔑仕候ては却て莫大の御恥辱を惹起し候義も可有御座、固より徒に我所長を賴み、彼の技倆不慮は兵道に疎なる義に御座候へば、此等の義は兼て御熟慮被遊、沿海警備等の策分明御評決被爲在、且今の內に諸大名へ逐一嚴重に御申渡御座候樣の儀奉願上度、無左しては實以て安心不仕次第に御座候。

一、是非右等の處迄御見込も被爲付、　御降命御座候共、兎角太平の習にて優柔平弱に相流れ、緩急の御用に相叶申間敷哉と心痛仕候。其譯は近年幕府より追々兵備の筋、被仰出も御座候得共、諸大名の內未だ十分行屆候國々は澤山

にも承及不申候。今度は實に千歳の一時に御座候へば、沿海の礮臺並に兵備を始、糧食器械陣營等に至る迄夫々速に相調、假令一旦緩急御座候とも其節不指支樣心掛可申旨、列侯へ緊しく被仰出無御座候て、當今の儘にて夷狄を防禦仕候は、恰も徒手空拳にて數頭の狂犬を撃殺仕候同樣にて、恐らくは可惜士命を夷狄に爲取候樣に可相成哉と、深く慨嘆罷在候。

一、右兵備の事斷然　御英斷にて被仰出候はゞ、忽天下怠惰の士氣迄も一振起仕、隨分戰爭の御用も相立可申候得共此等の事、其號を發し令を下すの將迄勇邁英果に非れば、又乍、廢格仕、再三に及び候ては、上の被遊候處に下不應樣に相運、乍恐　御威光にも拘り候樣可相成哉に過慮仕居申候。殊に戰鬪は、銘々無二の身命をも棄擲仕、親慕の父母愛昵の妻子さへも不顧くらいの儀に御座候へば、在上の將、仁勇を不具して敵を滅すべからざるは勿論、迚も味方の駕馭も六か敷可有之奉存候。此邊兼て主人にも深心配仕居候故、近來痛く盡力仕候向き御座候へ共、天未だ其誠を察し給はず、殊に世上の迷惑動搖を幸として、心にもなき讒言諂辭を以て、縉紳の御方樣を奉瞞候義、實に言語同斷の次第、上奏對　皇朝、次は徳川家へ被對、實に不忠不義の事共と、微臣に於ても憤激罷在候。主人義、固屑劣怯懦、中々不足論者には御座候へども、報國の赤心は誓神明、確定仕居、從來、深　皇國の御爲と奉存、於關東天下の大計長策肝膽を吐、陳述周旋等罷在候。依此、却て奉對　皇朝候ては、今日迄一辭片語の讒諂も不奉獻、只管愚懇に向幕府　皇朝の御爲にも可相成義竭盡仕置候間、此等の義去丑年以來の建言を始、言上の事共幕府へ御開緘被下候はば、過半御曉解可被遊奉存上候。將又近來持論一轉仕、私儀主張仕候も、深思御座候儀にて、中々當今の國力形勢戰鬪に因て固守六ヶ敷、且前文の姿にて戰鬪等斷然出來候義に候哉。主人愚昧にて決斷仕兼居候。此等の個條尚又厚御勘考可被成下候。畢竟、戰鬪申立候とて、忠孝の誠に不發時は、後世より申候へば忠臣とも不奉存、一旦蠖屈の計にて和議を唱候とて、行々　皇國を不汚見込候はゞ、是姦邪にも候まじく、且、古より主君へ對し、强斷果爲の策を致

置、事起て、倉皇狼狽仕、却て割地請和の術を説出し、或は危急の節に臨んで逃去候僞忠臣の例も御座候間、此等尚又御熟慮被成下候樣、奉希上候。

一、列藩より逐々手筋を求、　皇朝尊崇の事、或は幕府の隱事など内訴被仕候方も有之候趣、密々傳承仕、此其志爲皇朝候哉如何。畢竟三百年太平にて列藩無難に暮居候は、　御代々樣御聖明の所致には御座候へども、東照公の力も亦不少樣に奉存候。然處、近來幕府政體陵遲仕候向も御座候へ共、未だ暴逆苛烈の惡政も無之、所要、諸有司の不得其人に歸候義にて、大樹公には其過咎なき義乍熟知、右樣の義申上候は、全南北朝の古昔反覆の國守も同斷の所行、實に可惡の至と奉存候。　皇朝にて此等の輕薄の人を御賴み被遊候ては、後日の御患害にて可相成奉存上候。乍去、列藩の義は兼て御熟知も無御座候義に被爲在候へば、其是非忠邪一々御分明にも難被遊筋も可有御座候哉。萬一左樣の御事も被爲在候はば、是迄衆論輿言にて忠と申居候者を忠正と御定被遊、今度俄に忠正に見掛候者は、今一應篤と御糺し被遊、御的證御座候上、御信用被成下度候。

* * * * *

橋本景岳の人と爲りを語るに當り、後進子弟の爲に更に一事の加ふべきものがある。景岳は天成の雋才であつた上に、幼時は吉田東篁の薫陶を受けたので、一層その才識を高めた幼時勉學の狀態に就いて、未だ世間に傳はらざる逸話がある。それは左内の母親の庭訓に關してである。

母堂は別に學問のある人ではなかつたが、左内が東篁先生の塾から歸つて來ると、必らず自分の膝下に呼付けて、復習を命ぜられた。其の時母堂は、一尺餘りの小さな棒を膝の上に置いて、左内が少しでも讀み詰つたり、

忘れたりしてゐると、直にその棒を振上げて、遠慮會釋もなく擲り附られたのである。手ひどく擲りつけられるので、幼年の左内は痛さを堪へて瞑目する程であつたといふ。母堂は左内の復習する、四書五經などといふ難しい文字を知つて居られる譯ではないが、左内が行詰つたりすると、其處が間違つてゐるところだと考へて、棒を以て打たれたのである。後年左内が春嶽侯の知遇を得て、江戸に出ようとした時に、母堂は左内を膝近く呼ばれて、さて言はるゝには、

『今其許は、君侯のお伴をして遠く江戸の地に向ふのであるが、母に離れて東西處を異にすると雖も、決して庭訓の儼なるを忘れてはならぬ。母が傍に在れば、日常の事にも、一々教へを授くる事も出來るが、東西百里を離れては、最早や親しく訓誡する事も出來ぬ。此の棒をお前に與へるから、今日以後は之を母と思ひ、幼き折の拮据勉勵を忘れぬ様にせられよ』

と諭して、座右にあつた棒を取つて左内に與へられた。斯くして後、景岳は江戸に出で、一心不亂に國事に奔走したが、或ひは江戸に或ひは京都に、或ひは南に或ひは北に、馳驅往來してゐる間にも、母が形見の此棒のみは常に肌身離さず携へてゐたといふ。遂に幕府の諱む所となつて、左内が井伊大老の爲めに捕へられ、所謂る安政戊午の大獄に掛つたと聞いた時、越前福井の故郷に在つた母堂の悲しみは、果して如何であつたらうか。

其の罪遂に許されず、左内は小塚原の刑場の露と消えた。母堂は左内刑死の報を得て後は、左内が江戸の獄中から送つた、最期の手紙を形見として、それを紙入れの中に入れて、帯の間に挾み、常に肌身離さず持つて居ら

れたといふ。此の手紙は、左内が獄中に在つて、自分の身の不自由に關しては一言も言及せず、唯だ母の安泰を祈つた、孝情溢るる書翰であつたといふ。此の手紙は後年、紙入れと共に、賊の爲めに奪はれてしまつたと傳へられてゐる。又一方、左内刑死の後、刑場の役人が左内の遺物を點檢したる際、其の懷より一本の棒が發見された。役人は左内が何の用に供するために、此の棒を所持してゐたかを辨ずるに苦しんだが、左内の遺物なりとして、之を郷里の母の許に送り返した。

* * * * *

ああ左内は遂に歸らず、棒のみ單り歸る。之れを手にしたる母堂の感果して如何。その身の最期に至るまで、よく庭訓を守りたる左内、終始よくその子を激勵したる母、寔に人の子をして感泣せしむるではないか。斯の母にして斯の子有り。此の一場の光景を眼前に浮ぶる時は、人誰か暗涙に咽ばざる者があらう。後の維新志士を學ばんと欲する者は、先づ以て、此の間の消息を解せなければならぬ。

敎育とは學問に非らず、精神である。物に非らず、心である。吉田東篁が泣いて孔孟の志を說かれたる事や、左内の母堂が棒を以て我が子を玉成された事や、一として烈々たる精神の發動にあらざるはない。思ふに人生の事は、一箇の心に歸する。而してその心は一箇の誠に外ならぬ。古人も『誠にして通ぜざるものは、未だ曾て是れ非らず』と言つてゐるではないか。左内の人と爲りを知る者、西郷の艱難を察する者、誰か天地神明に感應するの至誠に思ひ到らずして可ならんやである。

【七】代表的實行者としての西郷

アダム・スミスはピツトにおいて、その富國論の實行者を得、シーレーはセシル・ローヅにおいて、その植民的帝國主義の實行者を發見したが、蓋し大いなる經綸には、必らずや大いなる實行者を待たなければならぬ。

南洲と齊彬との對照は、『經綸』と『實行』との稀なる好對照であつた。齊彬の經綸は水戸齊昭を壓し、松平春嶽を擢んで、幕府の閣老阿部正弘をして、唯一の提携者として畏敬せしめたほど、當時遙かに時流を擢んずるものであつた。齊彬の經綸は、水戸氏の保守的なるに比して頗ぶる進取的色彩の鮮やかなるものがあつた。景山は飽まで祖國主義の基礎に立つたものであつたが、齊彬は寧ろ世界的であつて、進取解放主義であつた。經綸の規模は、その廣大なる點において、頗ぶる時流を超越するものであつた。併しながら、齊彬の人格は餘りに温和であつた。寛容であつた。恭順であつた。故に一面において驀進力・勇猛心に缺くところあるの憾みあるを免がれなかつたのである。齊彬が薩藩に臨むに當つて、已れの反對者、反對者といふよりも、寧ろ敵對者ともいふべき藩廳の有力者を、全く一掃することが出來ずして、猶ほ彼等にも雨露の惠みを與へたのは、一面において、彼れの宏量を示すものであつたが、彼れはこの刈らざる毒草の爲めに、屡々惱まされ、屡々呪はれ、屡々妨げられたのであつた。齊彬の品性は、彼の大識見・大經綸を危局の際に行ふべく、餘りに平和的であつたのである。

玆において、齊彬が無雙の實行家、絶代の勇猛者たる西郷吉之助を得たことは、彼れにおいて實に鬼に金棒で

あつた。齊彬に缺乏せるところのものは、その總べてのものを吉之助が所有して居つた。齊彬が世界を空しうするの大經綸は、吉之助の大海のごとき大度量の中に、包容して猶ほ餘りがあつた。齊彬の一言は、吉之助の身體を通ずる時に、それが千鈞の重量となつて現はれた。吉之助は、實に齊彬の「代表的實行者」であつた。

吉之助をして、庭方役に周旋したものは、或ひは福崎七之丞であるといひ、或ひは伊藤某であるとも傳へてゐるが、それが何人であるにせよ、齊彬と南洲との結合において、あまりに重要なる問題ではない。それは彼等が到底相牽引せずして已まざる、境遇と運命との下に置かれてあつたからである。牽引せざれば已まざる境遇とは何ぞ。それは、彼等兩人が處を同じうし、時を同じうし、自づから相倚り、相賴むべき地位にあつたことをいふのである。而して彼等の牽引せざれば已まざる運命とは、彼等が同一の目的を有し、同一の理想を有し、之を行ふに必要なる二個の性格を、各自に十二分の分量を具有してゐたことを指ざすのである。恰かも羅針盤の磁石が如何なる場所に置かれても、常に北極を指ざすやうに、齊彬と吉之助とは、自づから各自に異常なる牽引力を有してゐたのである。

庭方役に擧げられた吉之助は、朝夕、隨時に、齊彬と接する機會を得ることが多くなつた。齊彬は椽先に出て庭木や庭石を、彼れ此れと吉之助に繕ろはしめた。大兵肥滿の吉之助は、ノソリノソリと齊彬の前に現はれた。一問一答、平凡なる應接の間にも、自然々々と默會は成立して行つたであらう。

一日、例の通り齊彬は椽先に出て、吉之助に命じて、彼れ此れと盆栽を運ばしめてゐた。吉之助は一盆を捧じ

て、纔かに齊彬に咫尺することが出來た。吉之助は欣然として其主の前に跪づき、吃々として上言した。

「微臣窃かに當今の國狀を察するに、太平三百年の久しきに眤んで、士氣は萎靡し、外患は逼る。併も幕府諸侯は、何等之に對する方法を知らず、徒らに外夷を怖るるのみで、刻々として國家を危地に陷いれつつあるのは、實に憤慨に堪へざるところである。惟ふに天下の人心を歸一し、國力を統一し、擧國一致して外患に當るの外はないが、之が根本は皇室の御親政に復するにあると思ふ。」

そのいふところ至誠至純、自づから人を動かすものがあつた。齊彬は深くその人物を察し、大いに志を天下に伸べんことを誓つた。吉之助は、後に齊彬に問うて、

「我が公、日夕兵備を整備し、人材を養成して、國家萬一の危急に備へらるるのは、天下の等しく見て以て偉とするところであるが、世上間々傳へて、侯の蘭癖あるを忌むものが少なくない。微臣また嘗て私かに之を憂うるものである。」

といふと、齊彬は俄かに儼然として、

「汝にして尚ほ此言を爲すか。蓋し未だ天下の大勢を審らかにしないからであらう。今や歐米の列强は弱肉强食の有樣で、互ひに戰鬪攻伐を事として、領土の侵略に餘念なき時代である。隨つて兵器・軍備の進歩せること、及び一般文化の開發せられてゐることは、殆んど想像の外である。宜しく眼竅を大にして、宇內の大勢を視、大いに彼れの取るべきを取らなければならぬ。復た此の言を再びする勿れ。」

と懇諭した。吉之助は深くその言に服して、彼れの眼界は、著るしく濶大となつた。

又た或時、齊彬は庭石の置換を西郷に命じた。西郷は命を奉じ、下役を使役して事を了つたので、齊彬の居室に近づき、庭先から、事の完了を言上に及んだ。すると齊彬は平常の溫和に似もやらず、

『この莫迦者めが……』

といたく叱責した。丁度その時、齊彬の座右には四五名の權臣連が伺候してゐた折であつたといふ。媚れて親しくするは小人婦女子のこと、齊彬の一擊は、西郷の腦天を唐竹割にしてゐる。愛臣を玉成せんとする明君の意氣を、此時における齊彬の眉宇に見るが、暗に左右を見よ、と諷刺する邊り、流石に老成を極めてゐる。南洲は、

『後にも先にも、齊彬公に叱られ申したのは、あの時許りでごわした』

と述懷してゐるが、持つべきものは明主であり、嚴師である。西郷が齊彬を有したるは、洵に千載の知遇であつた。

*　　*　　*　　*　　*

齊彬・吉之助の會逢は度重なる每に親密の度を加へた。吉之助は屢〻密旨を齎らして水戸邸に往復し、越前邸にも交涉した。軈て齊彬は吉之助なくしては、一日も安座し得ざるに至つた。吉之助出府二年の後、安政三年〔丙辰〕十二月に、篤姫が將軍家に入輿される時には、彼れは旣に全責任の地位に立つたくらゐであつた。その翌年安政四年〔丁巳〕二月、齊彬が歸國する際には、吉之助は實に、江戸における齊彬の代表者として留まり、志

士の統御に任じたのであつた。併もこの二月の歸國は、齊彬が實に一世一代の大使命を果さんが爲めの歸藩であつて、吉之助は、齊彬の大使命を中央において遂行すべき、代表的運動者であつたのである。是れ僅かに吉之助齊彬相知るの後、三年のことであつた。

慶永・齊彬面晤の節。私家來多數あれども、誰も間に合ふものなし。西郷一人は、薩國貴重の大寶なり。乍レ併彼れは獨立の氣象あるが故に、彼れを使ふ者、私ならではあるまじくと被レ申候。云々

これ松平春嶽の語るところであるが、齊彬が一代の俊傑を以て、猶ほ一青年たる西郷を推稱して『薩國の大寶』といふは、彼れが吉之助を信ずるの厚きを見るべきである、更らに南洲を用ひ得る者、天下齊彬一人あるのみと語れるところは、自から「英雄は英雄を知る」の格言を、兩雄の場合に示してゐるものである。齊彬・南洲の關係や、略ぼ察すべきではない乎。

【八】黑船の來寇と開港條約

天下の形勢は刻々に變化して行つた。

齊彬に慊らぬ島津豐後派が、保守主義を楯にして、齊彬を亡はんとする陰謀は、甚だしく在京志士の鐵腸を躍らしめたるものであつた。西郷は「御存じの通り、身命なき下拙に御座候得ば、死することは塵埃の如く、明日を頼まぬ儀に御座候間、イヅレナリ、死の妙所を得て、天に飛揚致、御國家の災難を除き申度」と慨嘆憤激した

ほどであつたが、齊彬は「予をして孝道を失はしむる勿れ」といつて、志士の過激なる排奸運動を思ひ止まらしめた。齊彬の胸中には、夙に世界的經綸が描かれ、應に大いに天下の事を行ふべきの時に際して、內亂なぞをしてゐる場合ではないと思つたからのことであつた。

風神の通路には國境なし。幕打廻せる觀櫻客の頭上にも、春風は花片を散らした。鎖國的惰眠を貪つてゐた、我が日本民族の耳元にも、幾度か海警は響いて來た。北海に、琉球に、波濤は愈々高く、愈々激しく、日本島根の岸邊を打つた。

嘉永六年〔癸丑〕六月、米國東洋艦隊の來航は、實に日本六十餘州の人心を湧き立たしめた大事件であつた。ペルリ提督は、軍艦四隻を率ゐて、嘉永五年〔壬子〕十月十三日本國を發し、大西洋・阿弗利加南岸を囘つて六年〔癸丑〕二月廿九日香港に入港した。二十餘日碇泊して四月十九日、那覇港に入港して球琉王に開港を迫り、五月廿六日、琉球を發して六月三日浦賀灣に投錨し、十日には江戶灣に入港して、巨砲を發して兵威を示したのであつた。その夜、閣老以下重臣、悉く登城して急に備へたのであつたが、江戶市中の混亂は、實に言語に絕する有樣であつた。

蓋し幕府は、豫め米艦來港のことあるを、知了してゐるべき理由があつた。然しながら旣に頹廢せる國勢は、何に依つて挽囘すべきか。糜爛せる國力は、殆んど手の下しやうがなかつたのである。平生豪壯なる攘夷論を主張してゐた水戶齊昭も、この時に到つて著るしくその論鋒が鈍らざるを得なかつた。幕府は賢侯を集めて、對策

を講じたが、結局は彼れの要求を容るるの外はなかつた。孝明天皇は、勅して伊勢神宮に祈願あらせられ、躬から中庭に下らせ給ひ、天地神明に祈願あらせられて、躬を以て國難に代らんと宣らせ給うたのであつた。國中勤皇の志士は、之を傳承して、一齊に奮起したのであつた。

幕府外交家の失蹟は、實に鼓を鳴らして責むべきであつた。然しながら當時何人が國務の衝に當つても、我が國威と名譽とを彼れに示し得る外交は、到底望むことは出來なかつた。何となれば、鎖國三百年の情勢は、國民生活を空乏ならしめ、國民心理を腐爛せしめ、國防全く備はらず、財政窮乏に瀕するの狀態に陷いらしめてゐたからである。ペルリ提督の應對は、實に傲慢不遜を極めたものであつた。それに引かへて幕府の態度は、まるで臣隷のその主に對するが如き、醜狀を蔽はなかつた。併も之れを如何ともすることが出來なかつた日本や、眞に憐れむべきであつた。

幕府は一年後において回答せんことを約したが、翌安政元年〔甲寅〕三月には彼れの要求に一指を染め得ずして、通商條約を締結した。既に一たび門扉開かるれば、彼れを通じて、是れを通ぜぬといふことは出來ぬ。六年〔巳未〕七月十八日、露國艦隊はプーチャーチン將軍に率ゐられて長崎に入港した。幕府は是れにも低頭した。安政元年〔甲寅〕七月十五日には、英國東印度艦隊を率ゐてスターリング提督が長崎に來て通商を迫つた。幕府は彼れにも平身した。更に安政二年〔乙卯〕十二月には日蘭條約にも許容すべき運命に到達したのであつた。

讀者試みに、左に掲ぐる一表を觀よ。僅かに二ヶ年餘の短日月の間において、幕府…否日本が、幾度外國使

節の前に羅拜したるかを、一目の下に、明らかにすることが出來るであらう。

條約國	締結年月日	西暦	締結地
日米	安政元年三月三日	一八五四年（三月卅一日）	神奈川
同〔附則〕	安政元年五月二十二日	一八五四年（六月十八日）	下田
日英	安政元年八月二十三日	一八五四年（十月十四日）	長崎
同〔附則〕	安政二年九月八日	一八五五年（十月十八日）	長崎
日露	安政元年十二月二十一日	一八五五年（二月七日）	下田
同〔附則〕	安政元年十二月二十一日	一八五五年（二月七日）	下田
日蘭	安政二年十二月二十三日	一八五六年（一月三十日）	長崎

*　*　*　*　*

「幕府衰亡論」の著者は、當時の外交責任者を痛罵して、

『幕閣は、其初めや、戰ふ可からざるを知つて戰ふの狀を裝ひ、故さらに諸大名・諸役人の意見を求め、以て多數をして和を主張せしめんと謀り、其頃には、閣議已に分明に和と議決しながら、是を押隱し、請求の諾否を云はずして平穩に取計ひ、聽かざれば戰ふべしと云ふが如き意味を示して、時論を籠絡し、其次には、內々

にて和議談判の訓令を全權等に授け置きながら、表面には戰備を成して、一般を瞞着し、其次には日本亞米利加兩國の間に於て、和親航海貿易の條約已に成りて、復動かすべからざるに至れるを、猶ほも其條約を祕密にして、一般に示さで、恰も一時の許可に止まるが如き狀を假粧し、其海陸軍備さへ整はば、何時にても開戰すべき意味を示して、天下を欺罔せんと欲したり。』

とて、かかる祕密外交・欺瞞政策を以て、この一大難局を糊塗せんとするの愚を論じ、之を痛撃した。今日の文明時代において、當時を追憶し、或ひは幕府を開國の恩人であるとし、阿部・井伊は、新文明の開拓者であると論ずるものもあるが、これ恰かも海上漂流者が、陸地に漂著して、忽ち大陸發見者に早換りするが如きものに過ぎない。

今は國家の威信も、何もあつたものではない。國家獨立の名譽は幾外人の爲めに蹂躪し盡された。一方には周章狼狽する人民の多數がある。一方には國威發揚論者・尊皇攘夷の志士が四方に奮起した。國內の混亂は、眞に名狀すべからざるものであつた。安政二年〔乙卯〕十月二日の江戸大地震は、二萬五千人の死者を出した大天災であつたが、時人は天譴到ると稱して、懼然として怖れを爲した。人心の動搖は益〻その度を加へたのである。『尊攘紀事』の著者は『去年幕府、米人の請を聽き、今年に至りて江戸大いに震ふ。城廓邸宅、街衢閭閻、一の完屋なし。』といひ、又『若し外夷をして我が政綱弛廢し、人心狂惑せるの餘に乘ぜしめて、其の欲する所を逞しうせしめば、則ち神州の禍、恐らくは貞觀・文治・承久の比に止まらざるべき也。』と憤慨してゐるが、是れ蓋し

當時上下の志士の心中を、遺憾なく吐露したものであつた。

嗚呼、三百年惰眠の報酬や、眞に恐るべきかな。

橫井小楠は、曾て鎖國封建の弊習を論じて、幕府衰亡の一日の故にあらざるを說いた。彼れは曰く、

『鎖國は二百餘年の染習となりたる事なれば、其害尤なれども、人々は心付かざるなり。二百餘年前は、亂世に次ぎたる比なれば、衣食住を始め、萬事質素易簡にして、事物を亂世に思ひ比ぶる故、不足もなかりしなれ共太平年久敷に從ひ、驕奢に成り行くも自然の勢ひにて、國中の人口は增加に及べども、土地は古昔の儘なれば費す處多くして出す處少なく、各自終に逼迫を招き、國民困窮を生ず。乍併、農工商の三は、力を以て食ふ故物價に隨うて力役の價を增し、猶爲すべき樣なれども、唯士と稱する者は、大名を始めとし、收る處其限り有りて、出す處其限りを超ゆるに至れるは、實に爲すべき樣なし。仍て鎖國封建の制、諸大名、各一國一郡の領分を閉鎖して、己の利あれば、他に害あるを顧りみず。裂斂到らざる處なけれども、而も其國用の不足を補ひ難ければ、不得止、諸士の俸祿を借り、豪農富商を絞り、細民の膏血を吸うても、今日の急を救はざるを得ず於是、有司は士民驕奢の弊を矯め、嚴令を下し、華屋を毀ち、美服を剝ぎ、以て質素の古風に復さんとす。而も淩潤して下り來れる時風を、一頓に復さんとするの難き而已ならず、奢侈既に氣習を作りて、却て節儉を以て困難苛酷の新法の如く心得、己に益するの上旨を察せずして、自損しても猶ほ驕惰の習慣に安んぜんと欲す則ち人情拂戾なき事あたはず。かくては、士將上下の人氣、皆險惡に落入つて、四維を以て治めがたきに至る

も、また不得止の勢ひなり。』

積弊の依つて來たるところを、論じ盡して餘りありといふべきである。

【九】青年宰相阿部正弘

かかる最大難局に處して、日本政府の中心に立つた政治家は、實に三十歲にも滿たざりし、年少閣老阿部正弘であつた。彼れは天保十四年〔癸卯〕二十五歲にして閣老となり、翌年二十六歲にして、大藏大臣〔勝手掛〕を兼ね、水野忠邦の後を享けて、事實上の宰相となつたが、彼れの政治振りは、その年齡の弱冠なるに似ず、頗ぶる老成圓熟・穩和・周密なるものであつた。彼れは何人を以てするも、救ふべからざる幕末の危局に處したために、彼れの治績は、僅かに大厦の一木たるに過ぎなかつたが、彼れにして若し、時勢の順潮に乘じ、平和時代の政局に處したならば、蓋しその治績は、一層範圍を擴大したであらう。彼れは年齡に似ず、圓熟したる一個の人才であつた。

【參考】阿部正弘略傳

阿部正弘は備後福山藩十一萬石の領主である。文政二年〔巳卯〕十月十六日を以て、父正精の六男に生れ、伊勢守と稱した。十八歲〔天保七年〕正寧の養嗣子に立ち、同年家督を相續した。二十歲〔天保九年〕奏者番となり、二十二歲〔天保十一年〕寺社奉行に補せられた。二十五歲〔天保十四年〕老中に列せられ、二十六歲〔弘化元年〕勝手掛に

任ぜられた。今日の大藏大臣といふ地位である。元より幕末の危局に應處し、外交海防の事に意を盡し、品川砲臺を築いたのは彼が三十六歳〔安政元年〕の時で、開港條約は多く彼の手に成つた。安政四年〔丁巳〕六月十七日、三十九歳を以て、江戸辰之口官邸に逝いた。正弘が政治的手腕の頗ぶる老錬であつたことは、本文の詳述する所であるが、江川英龍、川路聖謨、岩瀬忠震の如き幕末の人材を登用したのは皆正弘の活眼であつた。彼の風丰は春風和氣そのもので、豐頬寛容、人に接して常に微笑を湛へ、どことなく王侯貴人の風があつた。又文墨に親しみ、畫を能くし、詩歌をも物した。今その二三を左に掲ぐ。

千代かけてをさまる道に君と臣身をあはせつつ春をむかへむ（元日）

山かつのあれしきかれに咲初めていとはかなき夕顔の花（垣夕顔）

まことなきえみしの舟を浦安のはやきおきてに打返さなむ（浦賀に異船來）

彼れは、初め鎖國論者であつたといふが、實際に窮乏せる幕府を代表して、外交の衝に立つては、開國は已むを得ざる道であつた。而のみならず、正弘は『不得已開國論者』ではなくして、稍〻海外の文明を明らかにするの機會を有してゐたから、世界の大勢上、日本が孤立の地位を維持し得ざる事情を、略〻承知してゐたと思ふことが出來る。彼れが在職中、最も信頼し、最も重用した僚臣は何人であつたか。そは、當時最も海外の事情に精通し、稀なる卓識家として知られたる川路聖謨・筒井政憲・江川英龍・岩瀬忠震・勝海舟等であつた。正弘は彼等に依つて、夙に海外の事情を明らかにしたであらう。そして海外の事情を明らかにすればするだけ、日本の孤立を危うんだに相違ない　彼れが家康以來の祖法を破棄して、開國條約を結んだのは、勢ひの然らしむるところ

とはいへ、何分か彼れの英斷を認めなければならぬ。然しながら彼れは外交家としては、全然失敗者であつた。それは、正弘の不用意ではなくして、日本人が未だ曾て經驗せざる事務であつたからである。

正弘は、終始獨斷專行を忌んだ。多くの場合、閣議に問ひ、諸侯に聽いた。正弘は年少ながら、水野忠邦が、何故に失敗したるかを洞見して居つた。彼れはその同轍を踏むの愚を避けたのである。正弘が常に、自己の行はんと欲するところを、衆議に聽いて行ふの態度を執つたのは、彼れが年少者なるに似合はしからぬ、極めて老成なる遣り口であつた。

* * * *

當時海內に最も重きを爲したものは、言ふまでもなく水戶侯であつた。水戶は勤皇の先驅者として認められ、勤皇派の人望は、齊昭の一身に集まつて居つたくらゐであつた。幕府にとつては、頗ぶる厄介者ではあつたが、彼れの人望・勢力は、堂々として幕府の前面に聳立するの雄を示すに足るものであつた。嘗て幕府は齊昭を異端者視したが、正弘の眼中には、早くも齊昭の人物が映じてゐた。正弘は思へらく、「敵として恐るべきは、味方として賴むに足る。」と。正弘は第一に齊昭と握手した。是れ實に、正弘の著眼の凡ならざるところである。

六月三日、米艦が浦賀に來るや、超えて五日、正弘は使を齊昭に派して、その意見を問はしめた。その時齊昭の答ふるところは、「擊攘必しも可なりとはいはれない。若し幸ひに彼れを擊ち拂つたにしたところで、彼れは日本の近島を奪つてしまふであらう。とはいへ彼れの書を受くれば、天下の禍患は、これより生ずるであらう。

これ實に重大事件である。宜しく衆議に聽いて決するの外はあるまい。』と。何故か明言を避けてゐる。正弘は七日、駒込水戸邸を訪うて、將軍家慶の旨を齊昭に通じ、有志の意見書を示してその意見を求めた。此日の會見は夜七時から十二時過に及んだが、結局何の決するところもなかつた。更に十四日には川路・筒井の兩吏、正弘の命を啣んで齊昭を訪ひ、『現在の財力武備では、米國と戰ふ丈の力はない。遺憾ながら、和蘭交易の半を分つて、米國と通商するの外はないと思ふが、尊意如何。』齊昭は、國家の威信と祖法の禁令とを論據として飽く迄も『交易不可論』を主張した。川路はその時、祕中の祕として、幕府の財政書類を齊昭に示して、窮乏殆んど其極に達せる、內情を打明けたといはれてゐる。川路が東湖に與ふるの書中に、

『老公右の書類を一覽せられなば、是はと驚ろかるることならん。若し外國と開戰せば、假令ひ幸ひに大捷たりとも、財用は一年を支ふるに足らず、因て臥薪嘗膽、擧國一致、十年の間に必ず國力を充實し、兵備を整へ夷狄を攘ひ、王室を尊び、以て征夷大將軍の職掌を盡すの場合に至らしめんとす。是れ阿部閣老が、屢〻下官等に嚴誡を垂るる所なり。實際此の如し。今は外國に對して、斷乎たる處置を爲す能はざるを奈何せん。政府の內情は外間より見るが如きものにあらず、其內部を知られなば、容易に開戰し難き事實あるを認められ、隨つて今回の處置も亦た、實に已むを得ざるに出でたるを諒とせらるるに至らん。』

といつて居るが、正弘が如何に齊昭の主戰論を緩和するに苦心したるかは、此邊において察することが出來るであらう。正弘が自から將軍の意を奉ずるとして、齊昭に大策を仰ぐの態度に出でたことは、齊昭をして頗ぶる感

喜せしめ、爲めに彼れは大砲百餘門を幕府に獻じたのであつた。

【十】阿部正弘の諸侯操縱

正弘が齊昭を遇するは、敬遠主義であつたといふ人もある。後にはかかる傾向も見えたかも知れぬが、正弘の根本觀念は却つて敬親主義であつた。齊昭は當時天下輿望の中心であつて、隱然たる一敵國であつた。齊昭を向ふに廻すことは、恰も虎を野に放つが如きものであつた。正弘は、最もよく齊昭の地位を知つて居た。故に彼れは、出來得るだけ敬親主義をとつて、齊昭の轡を確とおさへたのであつた。齊昭を遇するにおいて、正弘の手段は、最も巧妙を極めたものであつた。

齊昭の建言は、幕府としては、實際に用ひ得べからざる底のものが多かつた。そこで正弘は、彼れに託するに軍艦建造を以てした。幕府は之が爲めに、頗ぶる財用に困しんだので、閣老はその中止を議した。その時、正弘は衆に向つていつた。

「諸君は、老侯を以て如何なる人となすや。將軍至親の家に出で、豪邁の氣象、有爲の才力、當今第一と稱せられ、天下の畏服する所なり。而して其性質、閑散無事に堪へざるの人なれば之に何事かを擔任せしむれば、終了に至るまで刻苦勉勵して餘念なく、能く尋常紈袴子の耐へ得ざる所に耐ふ。余聞く、獸中獅子なるものあり、獰猛にして制すること難く、之を怒らしむるときは、咆哮奮迅して、多く人を傷つく。唯だ之を制する

に一術あり。則ち之に投ずるに一球を以てすれば、滑然旋轉して極りなきを以て、彼怒りて之を蹴り、又之を咬み、之を爬すと雖も、其如何ともすべからざるを見て、終に怒りを止め、日夜之を玩弄し、其間、害を他に及ぼすに暇あらず。老侯に對しては、稍〻恐懼に堪へずと雖も、今之に託するに造艦の任を以てするは、其好む所の物を投けて、其怒氣を殺ぐに在り。其れ然り、老侯の歡心を失はざらん爲めには、數十萬の金、また惜しむに足らざるのみ。

と。正弘の對齊昭觀は、この一語に依つて、盡されたりといふべきである。昔齊の晏子は、二桃三子を殺すの妙策を案じたが、正弘が一球猛獅を封ずるの策に至つては、更に一層の妙計であるといはなければならぬ。正弘は人を御するの才において、非凡の技倆を有してゐた。

* * * * *

水戸の徳川齊昭、尾張の徳川慶勝、越前の松平慶永、薩摩の島津齊彬、宇和島の伊達宗城、佐賀の鍋島齊正、福岡の黒田長溥、土佐の山内容堂、水戸の一橋慶喜を稱して、當時九賢侯といつたものであるが、就中幕府が無視することの出來ない雄藩は、水戸・越前・薩摩であつた。正弘の烱眼は、早くも之を見てとつて、最もこの三藩と親近するの政策をとつた。

慶永は理想家であつて、頗ぶる議論の賑やかな人であつた。正弘は嘗て書を齊彬に贈つて、

『越前守〔慶永〕の說、或ひは理なきにあらずと雖ども、中には理論に馳せ、俗に所謂出來ない相談なるもの多

し。是實は家臣中、説を進むる者あるが故ならん。貴下も知らるる如く、越前守は單純の人物なれば、熱心切論に過ぎて、失錯を起すの處あり。請ふ彼を教諭あらんことを。總て學者の理論のみにては、何の効なし。必戰論亦可なりと雖も、廣く世界の形勢を顧りみるときは、現に財況其他に於て、人心を安んぜしめたる後にあらずんば、何事も成すこと能はず、是れ小子等が苦心する所なり。』

と評したことがあつた。慶永は書を齊昭に送つて、正弘がその意見を用ひないのを嘆息したが、齊昭は之に答へて、案山子の拙老が申す事さへ用ひられざる位故、案山子までもなき人々の建白は、用ひらるべきにあらず。と復書したことがあつた。一語よく齊昭と慶永との地位を語るものといふべきである。正弘の兩侯に對する態度、亦た言外に仄見ゆるではない乎。

然らば正弘は、何人に最も信頼し、提携し、協同し、その心腹を吐露する僚友としたるか。そは幕府が最も忌み且つ恐れたる、薩藩の島津齊彬、その人であつた。

【十二】正弘と齊彬との提携

水野忠邦は、平生常に『薩摩は油斷のならぬ奴』と語つてゐた。正弘も初めは、齊彬を危ぶんだが、後に慶永の紹介を以て、其人を見るに及び、齊彬の大いに語るに足る人物なることを知つたのである。

齊彬の人品が至つて鷹揚であり、悠揚迫らざるものがあつて、自づから人を服するの器量があつたのは齊昭の

倨慢、慶永の峻烈なるに比して、正弘の性格と一致し得る、傾向を持つてゐた點であつたが、正弘が齊彬を信賴するに至つた最大の原因は、齊彬の對時局策が、著實穩健であつて、確と兩足を地上に著けてゐたものであつたからであつた。殊に齊彬が、『蘭癖』ありと評されたほど、海外の事情に熱心であつたことは、正弘一派の開國策に、頗ぶる同情を有すべき性行であつたので、一層正弘との交情を篤くしたのであつた。

正弘は齊彬の爲めには、實は救世主ともいふべきものであつた。齊彬が繼嗣問題において、殆んど進退兩難の窮地に陷いつた時、之を救出したのは、一に正弘の力であつた。固より伊達・黑田・松平〔慶永〕諸侯の盡力に俟つところが多かつたには相違ないが、幕府の實權者たる正弘が、齊彬に同情を寄せたことは、この紛糾せる難問題を容易に解決する有力の關鍵であつた。後に島津の女を將軍家に入輿するに至つたのも、蓋し正弘。齊彬の計劃したる一大政見を實行せんとする、手段の一つであつたと思はれるのである。水戸侯は、この政略的結婚に大いに異論を唱へ、『東照公の敵たる薩の臣下の女を夫人として、大將軍の實母其他をして之に低頭せしむるは、國家の大變なり。』と慶永に與ふる書中において、痛論したくらゐであつた。併も正弘は、何事をその胸中に祕めてゐたのか、何等それに耳を傾くることなくして、天璋院の入輿を斷行した。

安政元年〔甲寅〕八月十五日、正弘は、米・露・英三國條約文を頒つて、大廣間の諸侯に之を傳へてゐた時、特に齊彬を以て、諸侯に對し、『治に居て亂を忘れないのは、政治上の第一要件であるから、警備を怠つてはならぬ。』といふことを訓示せしめた程であつた。齊彬の諸侯における地位、略ぼ知るべきである。正弘が登用した人

才中の人才たる江川英龍の如きは、『薩侯は實に當代の大偉人なり、今や外患の急迫に際せんとす。徒らに豆大の眼孔を以て處置すべきの時にあらず。若し夫れ國家有事の日に當りて、元帥の地に推擧すべきは、獨り此侯のみ』と推稱したほどであつた。

* * * *

齊彬の對外策は、結局『開國主義』であつたが、今日の時勢では攘夷の實行は、不可能であるから、回答を遲延して米艦を一度び歸國せしめ、少くとも三年間迂耶無耶に過して、その間に國内の統一を謀り、實力の養成に努めなければならぬ。それには公武合體して、日本の地位を確實にせなければならぬ、といふ意見のやうに思はれる。この意見には正弘は殆んど同意であつた。些少の差は免がれなかつたが、大體において同轍であつた。

齊彬は當時、幕府及び諸藩の軍備と財政との頼むに足らざるを洞見してゐた。故に攘夷の困難なることを主張したのであつた。彼れは結局開國の已むなきを知つてゐたが、それかといつて屈從的開國論者ではなかつた。飽く迄も對等國として外交場裡に比肩しようといふのであつた。齊彬は嘉永六年「癸丑」五月二日江戸を發して、六月二十三日、鹿兒島に入國したのであるが、米艦渡來の報は、歸國の途中において聞知したのであつた。彼れは書を尾張慶勝に贈つて、

『今回の事では、閣老も驚愕の模樣で、誠に恐入つた次第である。江戸の閣議が如何になつてゐるか、自分の知るところではないが、從前の樣な有樣では、誠に憂ふべき次第である。閣老等に外國の事情に通ずる者がな

く、阿部も此頃は聊か不評判のやうである。牧野は少し事情に通じてゐるが、阿部を差置いては、充分の處置が難しからう。惟ふに今回の事は、水戸老侯に一任するの外はあるまい。公宜しく盡力あれ。窃に聞けば、閣老の評議中、米國は新國で通交禁制以後の國であるといふから、邪宗を禁じさへすれば、彼れの請ふところを許してもよい。といふ者があるとのことであるが、是れは甚だ不可ない。米國に許せば勢ひ英・佛・魯も亦來たるであらう。是れ容易ならぬことである。今日の軍備では撃攘は困難である。暫らく計策を以て時日を遲延せしめて、その間に軍備を整ふべきである。琉球にゐる英人のいふところによれば、今回米人は開戰を賭してその要求を強ふる決心とのこと故、日本でも許諾を與ふるであらうといつてゐるさうである。これも考ふべきところである。』

と論じてゐるが、齊彬は又一日、大久保忠寛を招いて『今日の時勢に、攘夷などの行はるべきものではない。九州で戰爭の出來る國は柳川藩のみであるが、それとて貧乏藩であるから軍資を他に仰がねばならぬ。攘夷不可能のことは阿部のよく知つてゐるところである。自分は大廣間諸侯を說諭する任に當るから勢州は一層奮發して三家親藩を諭さんことを努めよ。この事を足下から勢州に勸告せよ。』と諭してゐるのを見て、齊彬の意見は、その如何なるところに在りしかを、察知することが出來る。齊彬は正弘を鞭撻しつつ、天下の時務を左右する形であつた。齊彬と正弘とは、共に國內の武備財力の窮乏を知つてゐたが、齊彬は野に在つただけ、猶ほ一幕を距てて見るやうなところもあつた。正弘は自から當局に處したのであるから、幕府の窮狀は、齊彬にも知らしめ得ざる

ものがあることを知つてゐたのである。齊彬は回答を延期して軍備の充實を行ふといふ說であつたが、正弘の胸中には、日本の權威を傷けない方法としては、齊彬の策は最も妥當であつて、實行出來ないことではないと思つたけれども、それさへ爲し能はざる、或ものゝあることを悲觀したのである。米艦去るの後、正弘は老臣を顧りみて述懷して云つた。

「今回浦賀の顚末此の如し。嗚呼、時勢の變遷、國家の盛衰は、古來免れざる所なりと雖も、幕府今日の衰態は恐悚の至りに堪へず。文化中、魯國使節長崎に來たりて、通商を乞ふや、我の許容を待ちて滯留半歲に及べり。其間船中の武器は、皆之を我に收めて保管し、而して終に許容を得ること能はずして、空しく歸去せり。是れ今より僅かに五十年前の事なり。當時と雖も、我國實は武備充實せるに非ず。太平既に久しく、人心遊惰に流れ、國中疲弊せり。然るに我國尙ほ此の如きの武威を有せり。其後僅かに五十年、國勢變じて强弱の差此の如きに至る。余は此の時に當り、不幸にして夙に顯職に進み、負擔に堪へざるの重任を辱なくし、天下の人に指斥せらるゝは、深く慚愧する所なり。今日に至りては悔ゆるも及ばざることなれども、外人の來たり迫るは、從來全く顧慮せざるにあらず。防備亦全く等閑に附したるに非ず。然り而して諸事遲々として進まず、且つ有司皆具眼の人とのみ謂ふべからず。乃ち蘭人の外國事情忠告に就きて議すれば、輙ち彼れ爲にする所ありて述說するならんと言ふ者多く、また余が水戶老公に親しくするを以て、故に奇を好むの所爲と評する者あり。事往々意の如くならず。是れ畢竟余が政府の首班として、力量の足らざるが故なり。夫れ然り、余が淺識不才

を以て、諸有司の上に在るは、本意にあらずと雖も、目下未だ推擧して以て、余に代らしむべきの人を得ず。此場合難を避けて、安逸を求むるは、亦臣子の情として忍びざる所なれば、微力の及ぶ限りを盡して勤勞すべし。因て幕府に於ても、漸次改革して新政を行はんとするを以て、先づ我藩より文武の業を奬勵し、以て家士をして、國家に忠勤せしむるの道を立つべきなり。』

一片の述懷、眞によく正弘の胸中を語つて餘りあるではない乎。幕府窮乏の狀言外に溢るゝとともに、彼れが爲さんと欲するところを爲し得ずして、已むを得ざる屈從的態度に出でたことを恨むの情、眞に憐憫に値するものがある。彼れが、先づ藩政を改革して、自からの力を賴むべきものとするの外なかつたのは、如何に天下の賴むに足るなき狀なりしかを、想像することが出來よう。

正弘と齊彬とは、如何にして此の危局を脫出すべきかを協議したか。二人の意見は、一橋を將軍家に立てて、京都と相連衡し、公武の力を一にし、之を擁立するに海內の賢侯を以てすること、軍備・財政を豐かにして、一朝事ある場合に、日本の權威を、隆々たるものたらしめんといふに一致し、篤姬入輿、京都運動等となつたが、齊彬と正弘との取組は、常陸山・梅ケ谷の取組にも比すべき、好角力であつた。齊彬の心中は、正弘を用ひて薩摩の勢力を天下に伸べようとするにあり、正弘の胸算は、齊彬を引いて、幕府の勢力を掩護しようとするにあつた。彼等の抱合は、實に相協力しつつ、相牽制してゐた形であつた。此の角力は、果して孰れが勝利を博したるか。是れ實に興味ある問題であるが、兩人の政策は漸やくその緒に就かんとして、正弘先づ歿し、その翌年、齊

彬もまた薩摩に逝いた爲めに、永久に無解決のまゝ、葬むり去られたのであつた。

【參考】島津齊彬の外交建白書（嘉永六年癸丑七月二十九日附）

今度亞墨利加船より差上候書翰和解寫貳册、拜見被二仰付一、商法可否は不二容易一御一大事に候間、存慮之趣、不レ殘申上候樣被二仰付一、奉レ畏候。

一、亞墨利加人願之義は、此以前阿蘭陀より申上、琉球へ滯留の異人より毎々噂仕候事に而、一朝一夕の考には無レ之、彼方に於ても、御制禁の段承知の上、押而渡來仕候間、御國法之趣、被二仰渡一に相成候共、一通りにては承知も仕間敷、乍レ然御打拂之義は、海防御手薄の折柄故必勝を得候義無二覺束一奉レ存候。假令一往被二追拂一候共、海上自在の夷艦、殊に近來は唐國並無人島の邊え、數艘滯船罷在候樣子に相聞候間、時々海運の妨可レ仕候。此度の御處置は、實以て御一大事之場合と奉レ存候。且此節御許容相成候ては、御威光も薄らき候形其上阿蘭陀國王え被レ對候而も、御義理合不二相濟一譯にも相當且又戰爭を御厭に而、御免に相成候哉に外國とて相心得候而は、永年の爲、甚殘念千萬奉レ存候。就而は、此節御免被二仰出一候義は、不レ可レ然御時節歟と奉レ存候。乍然、來年渡來の節、直ちに御斷に相成候而は、戰爭の端をも開候難レ計候へば、成丈け年を延し候樣、無レ據御譯合被二仰聞一候而、歸帆被二仰付一、其內、海岸の御手當充分に被二仰付一度儀と奉レ存候。三ヶ年之程は、丈夫に延し候御所置可レ有レ之奉レ存候。左候而、三ヶ年相立候はゞ、諸國一統御手當相整候は、必定に御座候。御手當軍備相整候得ば、元來勇壯之人氣に御座候間、打拂被二仰付一候共、必勝之計策、如何程も可レ有二御座一と奉レ存候。御手當場所之義は、浦賀を第一と被二仰付一、其外要地之場所、御評議之上、委細に被二仰付一度、兼而異國に於而も、日本人氣勇壯之義は憚罷在候段承及候間、御手當嚴重に、相成候はゞ、無禮之振舞仕間敷、軍船御全備之上は、通船妨有レ之候とも如何樣にも御所置可レ被レ在候間、其上に而急度打拂被二仰出一候方、可レ然哉と奉レ存候。將又海防御手當被二仰出一候上は、頭

立一身に引請致、總裁候者無二御座一候而は、行届間敷事にて人心第一に御座候間、御連枝方の內、御壹人、諸指揮被二仰出一度、右被二仰付一候御人體之義迄申上候は、重疊恐入候得共、當時御年輩と申、人望と申、異國の事情、委細の御會得被レ爲レ在候は、、水戶前中納言殿之外には被レ爲レ在間敷と奉レ存候間、海防之儀、御委任被二仰出一候樣、乍レ恐奉二念願一候。此度之義は、天下の御一大事に御座候間、彼を知り己を知るの後御所置無二御座一候而は、必勝之御良策は行屆間敷と奉レ存候間能々御評議之上、被二仰出一候樣奉レ存候。何分にも此度直に御免被二仰出一候而は、御國體之所、如何にも恐入奉レ存候。前文之義申上候は、實に恐怖之至に御座候得共不レ顧レ恐、愚存之趣、不レ殘申上候。以上。

但石炭場置所等之儀は、猶更御免不レ被二仰付一方と奉レ存候。

七月二十九日　　松平薩摩守

【十二】将軍繼嗣問題を廻りて

将軍繼嗣問題は、之を觀察する立脚地の異なるに伴つて、幾樣にも解釋せらるるであらう。殊に之に關係したる人事關係の、極めて複雜を極めただけ、それだけ幾多の理由と徑路と問題とを史家に與へてゐる譯であるが、之を政治的に觀察する時は、幕府の威信を一層失墜した事件であり、之に依つて外藩蹶起の勢ひを誘致した動因であつたことを否定し難いのである。外に對しては、外夷の强要に拮抗することが出來ずして、智慧を諸侯に借るの態たらくであるのに、內においては、幕府の主腦的人物が暗愚なる上に、是が繼嗣問題に紛擾を來たし、幕府の懿親たるべき三家三卿が、互ひに利權爭奪に秩序を紊すの狀態にして、如何にして國家の大難局・時局の大

變亂に處することが出來よう。如何に幕府の爲めに忠實なる、十の阿部、百の井伊あるも、現に中樞の腐蝕したる幕府を、如何にして支持することが出來よう。自己を以て自己を支ふることの出來ない者は、勢ひ他人の力を借らなければならぬ。他人の力を借ることに依つて、彼れは一時を支持することは出來るであらう。併しながら彼れは既に自己の力を失したることを、如何ともすることが出來ないではない乎。自己の力を以て、自己を支ふることの出來ない者は亡ぶ。萬國興亡の歷史は、明らかにその事實を語つてゐる。

嘉永六年（癸丑）六月廿二日、ペルリ退去の後、十日目にして十二代家慶歿し、十三代家定の立つに至つて、家定が子を有する能ばざる身體であつたのと、その資性が暗愚であつた爲めに、玆に賢明の嗣子を得て、以て幕府の地位を確乎たらしめねばならぬといふ必要が起り、當時賢名を稱せられてゐた水戸齊昭の子にして、一橋家を繼げる德川慶喜を擁立して、將軍の嗣子たらしめんとするの、運動が起るに至つたのである。これが將軍繼嗣問題の發端である。

元來一橋を繼嗣とするの發案者は、松平慶永であつて、阿部正弘・島津齊彬は、熱心なる贊同者・實行者といふべき地位であつた。勿論その間には、水戸家自身の暗中飛躍もあつたであらうが、一橋繼嗣論が天下の輿論となり、諸侯の大多數が、之に贊同したのは、畢竟水戸齊昭の聲望と、水戸氏の勢力が隆々として、天下を壓してゐたからであつた。賢明の評ある一橋を擁立して、之を保護するに齊昭の卓識を以てし、國內國外の時務に當るといふのは、當時輿論の自づから歸趨するところであつたのである。幕府派も、是に依つて、幕府の地位を安固

にし得る望みがあり、非幕府派、則ち幕府の優柔不斷なる外交政策に慊たらざる硬外交論派も、是に依つてその信條を貫ぬくことが出來るといふ希望があつた。故に兩勢力を通じて、一橋擁立に傾むいたのであつた。

水戸氏の態度は、表面は固より局外中立の態度であつた。若し水戸氏が、表面的に一橋擁立を主張し、之が運動者となつた日には、夫こそ天下の輿望は、一朝にして地に墜ち、水戸氏が野心を包藏して、天下を私せんとするものであるといふの非難は、踵を回らさずして起るは必定である。水戸氏は議論好きではあつたが、それほどの愚者ではなかつた。表面頗ぶる冷靜且つ愼重の態度で、飽くまでも局外中立の立場を踏外すことはなかつた。兎もすれば鋒鋩の露はれ易い水戸氏が、かくまで平靜を期したのは、如何に水戸氏が、この問題に就いて期待するところの深かつたかを、察するに苦しまないのである。惟ふに名實共に水戸氏の天下と爲し、天下の實權を雙手に收めて、その平生懷抱するところの、尊皇攘夷の大經綸を、水いらずで實行したいといふ考へは、蓋し當時齊昭の心中に往來してゐた幻想ではなかつたらう乎。

故に水戸氏にとつては、一橋擁立に天下の勢力を集めることは、勿論望ましいことではあつたが、餘りに雄藩の勢力に依頼するといふことは、また彼れの望ましからざるところであつたらう。表面の運動者は、主として慶永に一任し、齊彬などが餘り重要な役者となることを、少しく悅ばざる風も見えた。それは當時水戸氏に匹敵し得る勢力を有する雄藩は薩摩であつて、幕薩の關係が、正弘・齊彬の提携によつて益〻親近を加へ、薩摩の勢力は次第に中原に覇を稱へんとするの形勢であつたのは、蓋し水戸氏の餘り悅ばざるところであつた。そこで篤姫

を將軍家に容るゝに當つても、齊彬はこれを一橋繼嗣の、一方法として行つた手段であつたが、齊昭は私かにその勢力の伸張を悦ばなかつたくらゐであつた。固より人物においては、齊彬は齊昭を敬し、齊昭は齊彬を偉としたが、勢力の伸張は自から別ものであつた。

安政元年〔甲寅〕春、藤田東湖が自記したる封事の一節に、次のやうな一段がある。試みに之を引用して、水戸氏の心術を一瞥しよう。

川路氏席上聞書

老公樣〔齊昭〕御引込に付、種々流言有レ之候へども、何れも取留無レ之事のみにて、公邊にては、更に取合不レ申候へども、本流言の內には、御屋敷內より出候に相違無レ之と存候事有レ之候。拙者も、何分心を付可レ申候へ共、貴兄にも、隨分御心を被レ付候樣、捨文又は强訴等、何共安心不レ致候。一橋樣の事は、更に御苦勞に相成候事には無レ之候へ共、此間右御家中の咄に、御用人（名前失念）木綿の服にて御前へ出候へば、夫は何と申すものに候哉と御尋ねに付、綿服に御座候旨、御請申上候へば、綿服にて出仕致し候程ならば、娘が踊りの稽古は、最早やめたらうなどの御意にて、御用人、赤面相引候由、いよ／＼實說に候はば、誠難レ有御事には候へ共、乍レ恐右樣御氣象を御あらはし被レ遊候而は、御爲不レ宜候間、何とぞ其御氣象には、先々御つつみ、只々難レ有御方樣とのみ評判仕候樣に仕度、右に付而は、數度申上候通、御家老御用人、御人選に仕度よし、仍而人物論品々有レ之候。云々

東湖の筆路は極めて婉曲であるが、一讀し來たれば、水戸氏の胸中は、隱約の間に仄めくものがある。事は蓋し家定將軍の立つた翌年のことであるが、これに依つてみれば、一橋繼嗣の立案は、既に家定の立府前後において既に關係者の間に理解せられつゝあつたものであろことが想察せられるのである。家慶發喪の日、嘉永六年〔癸丑〕七月廿二日、府城中において、松平慶永は、島津齊彬に會し、一橋繼嗣案を提出して、共に盡力せんことを約したといふ『昨夢記事』の說は、稍ゝ信じ兼ぬる節もあるが、凡その邊より、話が成り立ちつゝあつたものであることは、想像を容されざることでもないやうである。

【十三】一橋擁立運動

松平慶永が、水戸氏の代表的運動者であるといふことは、一般の察知するところであつたが、正直なる慶永自身は、最初水戸氏に糸を繰られてゐることを御存じなかつたやうであつた。正弘・齊彬は、早くも之を看破して、慶永を誡しめたこともあつたくらゐである。安政四年〔丁巳〕七月、鹿兒島の齊彬より、江戸に在る慶永宛に、次のやうな書簡を發したこともあつた。

前略〕一橋の事、貴君御忠志にて、仰上られ候へ共、辰〔正弘〕始左樣には存ぜざる樣子、小子へ申聞け候は越前自分の心より出候事にも之なく、老公〔齊昭〕より、御言はせなされ候事にて、誠に困り候儀と申事も御座候間、老公と遠々しく相成候方、却て御雙方の御爲と存候。其外閣老より傳奏まで內意に、以後水老公より內

内申上候儀、何事も御取揚無レ之様にと、脇坂より申出候よし、極内々、近衛殿・三條殿より御直に御申候。

此の書は、水戸氏の心術が、大奥に忌まるゝの形勢があり、且つ慶永の運動が、餘りに開放的であり、無鐵砲であるところから、折角の大策も、四邊の同情を失するの形があつたので、正弘が、齊彬をして慶永を誡警せしめたものであつたが、水戸氏の心情を察するに、又一觀點を與ふるものである。一橋問題に對する水戸氏の態度は、これらに依つて、略ゝ察知することが出來るであらう。

松平慶永は、繼嗣問題の發案者にして、同時に熱烈なる運動者であつた。彼は一橋擁立の中心的人物で、慶永あるに依つて、一橋の斤量は、一層諸侯の間に重きを爲したといつても、必らずしも過言ではない。慶永は、平生齊昭の人物に敬服して、嘗つて『方今天下の具瞻、萬人の依頼する所は、第一尊公（齊昭）にして、次に阿部閣老なり。』と書して齊昭に贈つたくらゐであつた。資性純白潔淸ともいふべきであつたから、一度び信ずれば斷じて動かさず、終始一貫してその所信に向つて邁進したのである。齊昭の主戰論は、その尻尾に至つて、甚だ明瞭を缺くものがあつたが、慶永は齊昭に學んで主戰論を高唱したが、慶永の主戰論は何處までも主戰論で、飽くまでも戰はざれば已まざる勢ひであつた。齊昭の脚元が少々危うくなつた時にも、『宜しく必戰の決心のみに止まらずして、必戰の實を示すべきなり』と。ヤンヤと責め立てて、齊昭をして苦笑せしむる有樣であつた。それだけ單純であるだけに、また熱心の度も强かつた。謂はば純理想主義者ともいふべき傾きがあつた。

正弘・齊彬は、何處までも實際家であつた。成るべく、卑近なところから著手して、實際に行はれるものを著

著實行して行かうといふ穩健派であるから、慶永の理想一天張りの熱烈論には、少々手古摺つたといふ風も見えぬではない。』どうも慶永の理想論も結構であるが、彼樣にガミ〳〵論じ立てられては、折角出來るものも、出來なくなる譯である。などと、正弘の如きは、屢々齊彬に愚痴をこぼして居る。正弘は齊彬に與ふるの書中で、

『越前心配、尤もに候得ども、折角の御忠節も、時節あしき時申立てては、同列共も如何存候も計りがたく、却て一橋殿の爲にも相成らず、新御臺御入輿、名君御出生奉レ待候折柄申上候而も、詮立候事は無レ之候間、何れ時節見合せ候外は無レ之、又餘り色々申候而、黨を結び候樣聞へ候ては、出來べきものも外に相成候間、時節を見計ふが第一なり。』

と頗ぶる越前に持て餘した意を洩してゐる。安政四年には、齊彬から、書を慶永に贈つて、兎も角、一時運動を中止したがよからうとの意味を忠告した位ゐであつたが、慶永はまた、正弘・齊彬の態度を優柔不斷・因循姑息なりと憤慨して、大いに彼等の賴むに足らざるを嘆息したのである。彼等兩者の立場には、世の中は思つたやうになるものではないと觀ずるのと、志あれば行ひて成らざるなしといふとの根本的相違がある。一方は鈍牛の如く、一歩々々、步を近きより移して、遠きに及ぼさんとし、他方は悍馬の如く、一擧千里を走らんとするの概がある。斷じて行へば鬼神も之を避くと信ずる慶永は、斷じて行ふにも時と場所があるなどといふ老成ぶりが嫌ひである。直情徑行、爲さんとするところを爲すといふ流の人であつたから、それだけ事功を急ぐ氣味があるのを免がれなかつた。それのみならず慶永の腹心ともいふべき、中根雪江・橋本左内のごときも、また却々の理想

家であつたから、一層彼れの急進主義を助長したものであらう。一橋繼嗣問題には、中根・橋本は、慶永の前となり後となつて、最も力を盡した。左內が安政四年〔丁巳〕九月廿六日、村田學監に與ふるの書簡中に「雪江兄も健儲一事には深く打込み、日々奔走周旋御座候。其の精勤、小拙深く愧入申候。上には彌益の御思立、小拙抔も、粉骨碎身仕、此一事全然完了仕り、聊かも英懷を奉レ安度奉レ存候位に御座候。」と報じてゐるが、僅々兩三行の文面の間にも、慶永主從が、如何に繼嗣問題に熱中し、勵精し、奮然として一貫の途に勇往したかが窺はれるのである。慶永は一橋問題を提げて正々堂々の論陣を張り、天下の輿論を率ゐ、衆望の中心となり、事將に成らんとして、搦手から破られ、物の見事に土俵外に投げ出だされた。一橋は、蓋し慶永に依つて引出され、慶永に依つて引落された形となつた。その失敗の原因は、必らずしも慶永の突進的運動の禍ひするところとのみはいはれないが、正弘及び齊彬をして今少しく長壽ならしめ、彼等の老成・老錬・穩健・實著なる手段に一任して置いたならば、蓋し大奧の反撥も、非伊派の擡頭も、或ひは奏功することが出來なかつたかも知れぬ。

【十四】幕府強化と海內統一

正弘・齊彬の一橋擁立論は、その根本思想たる、擧國一致論・海內統一論から割り出されたもので、幕府の中心を、確乎不動の基礎の上に据え、名將軍を擁擁するに賢諸侯を以てし、以て內外の大變局に處せんとする大經綸の實行方法として提唱せられたものであつた。正弘は固より、齊昭の勢力が、天下を左右するの勢ひとなるこ

とを危ぶまなかつたのではない。併しながら、當時水戶氏の勢力を度外視して、天下の事を行ふといふことは、橋梁を排して河川を超ゆるが如きものであつて、天下の輿論を指導せんとするには、どうしても水戶氏の勢力を藉らなければならぬ狀態であつたので、彼は飽くまでも水戶氏を押し立てて、之に依つて自己の政策を擁護せんと計劃したのであつた。正弘が一方水戶氏を推戴するの他方に、越前・尾張・薩摩と連衡したのは、水戶氏の勢力を無際限に昇騰せしめざらんとする、周到なる牽制策に出でたものであつた。

齊彬はその始め水戶氏に傾倒したほど、後には齊昭を崇拜しなかつたが、水戶氏の勢力及び一橋の賢明なるを捨てて、他に講ずべき道なきことを深感するの一人であつた。齊彬の方寸は齊昭・慶永の唱ふる、所謂大義名分論にはなくして、寧ろ實際的富國强兵策にあつた。論議の名目爭ひの如きは彼れの好まざるところであつて、飽くまでも實力主義・現實主義に密著して、一歩も地上を離れて空想境に入るがごときことはなかつた。これ齊彬の行動が、水戶・越前の如く華々しくなく、一面から頗ぶる果斷を缺くが如く見られた所以であつた。齊彬の論策なるものは、いつも大義論・名分論から割り出されたものと云ふよりも、人心を統一するの必要上、若しくは時局の對應策として組み立てられたものであつた。安政四年「丁巳」十二月廿五日、齊彬が幕府に陳述した意見書は、彼れが、何の態度に依つて、一橋建儲を贊同し、その必要を論說したるかを知るに充分である。

〔前略〕就レ右、外夷人入込候樣成行候得ば、人心を致二團結一候義專要にて、第一には西丸健儲之御事と奉レ存候。乍レ恐是迄世子不レ被レ在、人心不安に奉レ存候折柄故、少しも早く御養君御治定被二仰出一候はば、上下一

同、人心安堵仕り、皇國之御鎭護も彌々根深に相成可レ申、勿論御血筋御近き御方、當然の御事には御座候得共、斯る御時節に御座候得ば、少しも御年增の御方、天下人心の固めにも可ニ相成一、然らば一橋殿御事、御器量・御年輩、旁ゝ人望に御叶可レ被レ成奉レ存候間、第一此儀被ニ仰出一度、尤御臺樣御入輿被レ爲レ在候御事故、偏御出生可レ奉ニ待上一義、當然に御座候得共、當時の形勢にては、一日も早く御養君不レ被ニ仰出一候ては、難ニ相濟一御時節と奉レ存候。且又御軍制、十分に被ニ仰出一、諸大名へも奢侈之習俗を一洗仕り、武備十分に手當仕り候樣嚴敷被ニ仰出一度、無レ左候而は、兎角人心弛み勝に相成り、外夷之蔑如よりは、人心苟安姑息に墜り候儀、最可レ怖奉レ存候。此儀嚴密に被ニ仰付一、且建儲之御事も被ニ仰出一候はば、上は被レ奉レ安ニ叡慮一、下は諸侯以下、萬民之心を御固め被レ遊候御儀、征夷之御當務と奉レ存候。云々

以上の文面に依つて看れば、齊彬の外交意見、一橋繼嗣に贊成するの理由の、那邊より來るか、自づから分明となるであらう。彼れは飽くまでも實際的經綸家であつた。名義論・系統論よりも、當務の急に應ずるに足る人才を擁立するの急を痛感して、或ひは『人心を團結致し候儀專要』といひ、或ひは『當時の形勢にては』といひ、勿論名義論からすれば、最親血緣者を選ぶのが當然ではあるが、時節柄、左樣な名義論に關はつて、空位を庸才に守らしめることは出來ない。一日も早く年長者の人材を擁立して、當面の變局に處せしめねばならぬとの論である。齊彬が終局において開國論者でありながら、幕府流の無抵抗的開國主義と、その趣きを異にして、實力對抗的開國論者であつたのは、齊彬の齊彬たるところであつて、齊昭・慶永の大義名分的攘夷論の兎もすれば、天

馬行空の趣きがあるに比して、齊彬が著々として大地を歩して行つたのは、自づから兩者の性格の異なれる點を示すものであつた。彼等は道を同じうし、信條を異にしたともいふべきであらうか。

【十五】大使命の分擔

人は類を以て集まるといふが、純清潔白の慶永に、純理主義の景岳が從ひ、英氣人を魘ふ齊昭に、議論家の東湖があり、穩健著實の齊彬に、實行の勇者南洲が現はれたのは、蓋し當時の偉觀であつた。景岳・東湖は、各々その主に先だつて歿したが、南洲は齊彬の後を享けて、その遺策實行の大使命に任じた。春嶽・景山がまた昔日の觀なきに至つた際にも、薩摩は天下の勢力を代表して、覇を中原に爭ふの威勢を失なはなかつた。それは蓋し齊彬が養成し、蓄積したる實力の賜であつた。

一橋繼嗣に就いては、正弘が閣内にあつて周旋し、齊彬・慶永が、野にあつて諸侯を鳩合する任務であつた。正弘・齊彬の理解は、恐らくは一橋建儲後の大經綸に就いて、默契がついてゐたであらう。

齊彬は、吉之助等が頻りに奸黨排擊の斷行を急ぐのを止めて、飽くまでも事なきを期するの風があつた。齊彬の意中は、略々察することが出來る。彼は思つたであらう。當今の急務は開國よりも攘夷よりも、先づ國內の統一である。國力の增進である。我に實力なくして開國も攘夷もあつたものではない。開國の方針を徹底的に行ふには、我れに賴むべき力が必要である。攘夷に至つては猶ほ更のこと、抑々國家の獨立は、詐術ではない。實力

である。權謀術數は一時を糊塗することは出來るかも知れぬ。併しながら、夫れ豈に久しきに堪ふるを得んや。熟ゝ海内の形勢を通觀するに、久しく泰平に醉ひたる國内の惰氣は、殆んど救ふべからざる靡爛の極に達してゐる。幕府・諸侯を通じて、遊惰華美に流れた結果は、人心の弛廢となり、財政の紊亂となり、國力の衰退となつて、一朝有事の日に際して、干戈を執つて國家を擁護するの任に堪へ得るものは、全然地を拂つて空しといつても可なる有樣である。今日外夷四邊に脅迫し來り、國内の狼狽、頼るところを知らざるの狀態であるのは、是實に國家の一大不名譽にあらずして何ぞ。斯くの如くなれば、遂に來たるものは亡國の外はあるまい。今や國民奮起の時である。幕府固より頼むに足らず、諸侯また信ずべきなし。此際宜しく我が薩摩一藩の力を以てしても、事の急に赴むくの外はない。他を頼んでゐるやうな、左樣な悠長の場合ではない。先づ我れより初めて、富國強兵の實を擧げねばならぬ。萬一外夷と一戰の已むなき場合に至つたならば、好し我が薩洲一藩の健兒を以て、日本國家の救援に任ぜん。幸ひに正弘政廳にあれば、相提携して事を行ふに、支障を挾む間隙はあるまい。

斯のごときは、蓋し齊彬の意中の一端であつたらうと信ぜらるるのである　吉之助等の所謂奸黨一掃も、固より必要ではある。而しながら齊彬の目に映じてゐる大變局に對する、大經綸の實行に際しては、そんな内輪喧嘩などをしてゐる場合ではなかつたのである。

齊彬は豫め天璋院を將軍家に容れて、幕薩の關係を密接にし、正弘の後見を依頼して置いて、自からは薩摩に歸國して、愈ゝ大經綸實行の基礎を作るべく圖つたのである。齊彬は安政四年〔丁巳〕二月、江戸を發して歸藩

の途に就いたが、彼れは吉之助を招いて、彼れの代表者として、江戸中心の運動を彼れに一任したのであつた。この時においては、吉之助は既に一個の吉之助ではなくして、薩摩といふものを背負つて立つ一黨の頭目であつたのである。齊彬は薩摩に、吉之助は江戸に、一大使命を分擔して實行に著手したのであるが、吉之助は三十一歳の一青年を以て、早くも天下の中心勢力たらんとするの途上にあつた。固より齊彬の地位と、その卓識とに引率せられたものであることは勿論であるが、彼れが當代稀に見る大斤量の人であつたことは、彼れが自から推さずして、自づから他の推戴するところとなつて、志士の頭目となつたのに見るも明らかである。

齊彬は歸國後、鋭意藩政の改革に著手したが、その年の六月正弘先づ江戸に逝き、翌年七月には、齊彬薩南に歿して、遂にこの大經綸は暗より暗に葬り去らるるに至つた。次で井伊の擡頭と共に、水戸氏の失脚となり、諸侯の譴責となり、更に全國勤皇志士の、一網打盡となつて、天下の形勢は、俄然として一大變轉を現出した。幕府はかくして一度び勤皇派を壓服したが、大壓服には大反撥を免がれずして、一度び一蹴せられたる勤皇派の勢力は、ここに再び奮起し、倒幕の聲は津々浦々に起り、捲土重來の勢ひは、遂に幕府を倒壞し去るに至つたのである。かくて本題の主人公たる西郷南洲翁の舞臺は、愈々波瀾萬疊の背景を描き來たるのである。

【第三篇】 流離顛沛の西郷吉之助

第一章 井伊大老の安政大獄

【一】 大義名分の勝利

幕府の衰亡は、その實力の衰退に伴ふものである。而して所謂る實力の衰退なるものは、國民が封建制度の生活に倦み來たれるに由るものといふべきである。著者は惟ふ、國民にして若し、封建制度の生活に、精神の緊張を維持することを得、生活の充實を確保することが出來る間は、幕府は決して、倒さんとしても倒るるものではないと。世の多くの歴史家は、時代の變遷を一に中心勢力者の衰退興隆にのみ覓めて、その中心勢力の背後に横たはれる大多數の生活・心理・趣向が、凡べての歴史を變化し行く最大原因であることを考へないのである。

人心が既に業に、封建制度の生活に倦み果てて來ては、百の正弘、千の井伊ありと雖も、能く幕府を逆流に押し立てることは困難である。幕府が親藩の雄者と結び、或ひは諸藩の豪者と合して、彼れの力を利用して幕府の存在を維持しようとしたのは、智は則ち智なりといふべきであるが、既に他の力を借るの必要を生ずるほど、自己の力に缺如するものを生じたるを如何にすべき。水戸は親藩の雄といへども、三百諸侯を抱擁する幕府とは、その勢力を比すべくもない。併もその唱ふるところの『大義名分論』は、封建制度の生活に倦み果てたる國民に

如何に淸新の響きを傳へたるか。遙かに靑潮を吹き來たる海風が、炎暑の家に訪づるるがごとき、爽快の響きを人々の耳邊に齎らし來たつたのである。『大義名分論』は、それが必らずしも、完全なる內容を具へたる眞理として傳唱されたとはいはれないかも知れないが、『大義名分』の聲は、日本全國民の惰眠を覺まし、革新の氣を起さしめたる、眞に心地よき響きを有するモツトウであつた。大義名分の天風が碧落より落ち來たつて、國民の心琴絃上に觸るるや、百千萬の琴線は騷然として音を立てた。或ひは『尊皇』といひ、或ひは『攘夷』といふ、皆是れ大義名分論の齎らせる絃樂ではなかつた乎。

抑ゝ維新に寄與したる『大義名分論』は、之を史的開展の上からいへば、應に佛國の『天賦人權說』に比せらるべきである。『人は生れながらにして自由なり。』との一語は、疲弊せる佛國民の耳邊に如何に天來の妙音の如く響きたるか。『人は自由なり』との自覺は、遂に佛國の大革命となり、歐洲の改造となつた。我が神國の發展は固より同一の談にあらざるも、數百年來、將軍あるを知つて、天子あるを知らず、幕府あるを知つて、皇室あるを忘れ去つた日本國民が、『大義名分論』によつて、將軍の上に、聖天子の在はすことを自覺したのは、日本近世史の最大事件である。皇政復古は是によつて起り、明治維新は是によつて成つたのである。幾百幾千の志士義人は、爲めに或ひは刑せられ、或ひは獄裡に呻吟したが、眞理の光りは、遂に暗雲の蔽ひ得るところではなかつた。佛國革命と明治維新とは、固より同日に談るべきではない。その性質において、天地霄壤であることは勿論である。然しながら、その國民を自覺せしむるにおいて、『大義名分論』と『天賦人權說』とは、同樣の效果を、

各個の國民精神に齎らしたるものであつた。僅々一人の腦裡に描かれたる思想も、それが時代の趨勢と要求とに合致するものである時は、そが如何に偉大なる功績を、世界人類に齎らすものであるかは、人の常に忘るべからざるところである。

『大義名分』の聲は、必らずしも水戸の專有に屬すべきものでもなく、また嘉永・安政度の特産物でもない。賴山陽・高山彥九郞に遡ぼり、山縣大貳・藤井右門に遡ぼり、水戸光圀に遡ぼり、山崎闇齋に遡ぼれば、更に北畠准后にまで遡ぼるを得るであらう。思想の系統を遡及すれば、盡くるところを知らないであらうが、幕府が事實において、大義名分に權威を讓つた第一步は、蓋し安政度において、條約の勅許を京都に請ひたるに始まるとすべきであらう。『幕府衰亡論』の著者は、此の一條を論じて、

『京都に於ても、專ら條約不可の議は朝廷に行はれたりと聞え、又水戸の如きは、當時所謂京都手入の手段を以て、密に朝廷公卿を搖攪せしむるの景況なりと聞えたれば、幕閣は大いに苦慮し、若し條約取結びの事を此儘に差置くならば、他日京都より彼是と口を入れらるるの恐れあり。寧ろ我より先じて、之を京都に上奏して同意を求むるに若かずと、幕閣は困難の餘りに、輕忽にも速了の意見を定め、條約調印伺ひの爲に、林大學頭津田半三郞の兩士を京都に遣はして、我より需めて京都の干涉を、內治外交に招くの端を啓き、更に一條の大困難を惹起し、幕府衰亡の運を促したりき。』

といひ、また『蓋し京都の一語は、內に對しては諸侯・庶民を鎭壓するの語となり、外に對しては條約談判を推

辭するの語となりて、幕府の官吏が、好辭柄としたる所なるが、其辭柄は則ち禍源にてありしとは、彼等が想像し能はざる所なりき。』と評してゐるが、僅々數語の間に、幕府及び皇室の、勢力移動を說き得て餘さずといふべしである。

*　*　*　*　*

『大義名分論』は一思想たるに過ぎなかつた。其の範圍は、國民一部の心境を領有するに過ぎないものであつた。幕府が二百五十餘年に亙つて蓄積した實力の前には、殆んど無抵抗の少女のごときものであつた。然しながら無抵抗なる思想は、時として絶大なる抵抗力となることがある。思想は時として無力、時として有力、一片の名分論も積年の實力を壓倒し、破壞する絶大の偉力となることもあれば、漂々たる浮萍の如く、飄々たる浮雲の如く、飛散し・消滅して、その影をも留めないこともある。南北朝の歷史は、實力が名分を壓した事實を物語り、維新の歷史は、名分が實力を制した事實を物語つてゐるものである。

大義においてすれば、王覇の別は明らかであり、君臣の分は苟くも犯すべからざるものがあるが、實力盛んなる時代には、名分は塵よりも輕んぜらるるを免がれ難い。嘗て幕府の前には、皇室は月前の星光に等しく、依稀としてその影の薄かつたこともあつた。或る時は慷慨悲歌の士をして、

比叡の山見おろす方ぞあはれなる
　　今日九重の數したらねば

と、皇室の式微を嘆ぜしめ、また或る時は草莽の布衣をして、

遺陵纔問路人求。　半死孤松半畝丘。

不有聖神關帝統。　誰教品庶脫夷流。

厩王像設專金閣。　藤相墳塋屑玉樓。

百代本枝麗不億。　誰能此處一回頭。

と皇陵の荒廢を慨かしめたが、人心一たび大義に目醒め、名分に覺到するや、三百年の大殿堂は、一朝にして倒壞せられ、將軍は衣冠を捨てて一臣民となり、皇室は雲霧の散じて旭日の顯はるるが如く、四海に光被し玉ふを見るに至つた。

大義名分の勝利は、實に國民の自覺に依るものであつて、光輝ある國民的功業を語るものである。維新の大功業も、亦たその源を國體の尊に發し、國民の自覺に基づくものといふべきである。ここにおいてか始めて『正義は力なり』『思想は力なり』といふの語を信じ得べきではない乎。

【二】 幕府中心より朝廷中心へ

山内容堂、或る時、閣老に問うていふやう、

『今日幕府が外國と和親して、通商條約を締結するの趣むきは、嘸かし天朝への奏問を經られたであらうと思

ふが如何にや。』

すると閣老は之に答へて、

『當局者たる幕府が、之を獨斷するのは、事の當然ではないか。』

といつたので、容堂は容を改め、聲を勵ましていつた。

『抑ゝ皇國は天子の皇國であつて、幕府の私領ではない。奚んぞ國家の大事を、天子に奏し奉らずして可ならんや。閣老の言によれば、今や海外の政局は、七國各ゝ雄勢を爭ふの形があると。我輩不幸にして、未だその事情を審らかにしないが、蓋し七國覇を競ふの後、天下を統一するものは、乃ち秦であらう。その秦に當るべきは、果して何國であるか。幸ひに與り聞かん。』

閣老は傲然として答ふらく、

『それは申すまでもなく、我が大日本國である。』

と。容堂は思はず失笑して、

『閣老よ、徒らに大言を弄して、小兒を威嚇するやうな眞似を爲すなかれ。閣老等が外夷を畏るる有様は、恰度、小鳥が鷲や鷹の前に出たやうなものではなかつたか。外夷の前に侮蔑せられて、頭も得あげないものが、自から秦を以て居るなど、滑稽千萬の沙汰である。』

と冷罵を與へたことがあつた。この一話、最もよく幕府政治家の腰の据らぬことを明示してゐるではないか。

政治は幕府の掌握するところ、朝廷の干與する限りでない。と傲語する勇氣があるならば、幕府は何故に、後に勅裁を請ふに至つたのであるか。日本は世界の秦國であると大言するの自信があるならば、幕府は何故に、一も二もなく黒船の前に低頭平身したのである乎。

水戸景山と山内容堂とは、この際最も熱心に、また最も激越に尊皇論を唱へて、幕府の獨斷專行を難じ、京都の勅裁を仰ぐべきを切論した。景山のごときは、當時、アメリカ官吏の驕傲無禮の態度、幕府の優柔不斷を京都へ密奏して、公卿の自覺を促がしたと傳へられてゐる。安政四年〔丁巳〕十二月八日、幕府が津田・林を京都に派遣して、勅裁を請はしめた時には、公卿上下の意見は、既に幕府の籠絡文書に謬まらるべく、餘りに聰明であつた。この時、林等は、嘉永以來の接觸を歴陳して、開國の餘義なきを述べ、

『方今海外之時勢、變改に至り候に付ては、寛永以來之御舊制には候へ共、鎖國之御法は御改に有レ之、萬國へ能レ程御突合無レ之候ては相成間敷、亞國其外にても、一國同士の戰爭に候へば、御勝利も可レ有レ之候へ共、彼國之同盟國々、諸港へ代る〳〵、軍艦渡來仕候はゞ、御勝利可レ有レ之とも、御國は疲弊可レ仕候。且清國之義、一旦戰爭開け候より、今以外寇内患共、平治不レ仕候次第に付、外國の御處置は、寛永以前に御立戻り御座候方、當節の時勢に相叶ひ可レ申、既に寛永以前は、外國商船往來は勿論、江戸表にも、夷人被二指置一候義も有レ之、右之外、蝦夷地之事、魯西亞人其外、亞人手を引候へば、英夷必渡來可レ仕候事、萬國之形勢同盟之事、諸蕃航海隆盛仕候儀申上候』云々

と上申した。萬里小路正房は、彼れが建奏の中において『縱令、夷情和順にして、交易末々被レ行候共、皇統綿綿萬世不易之神州を、無ニ勿體一も、合衆國に配遇せられ、後には醜夷の屬國同樣ならんこと、其恐不レ少候。』と痛擊を與へた。幕府の順勢政策は、到底京都の國體名譽論の容るゝところではなかつた。

當時、京都の最有力者であつた近衞忠熙は、諸卿と廷議の上、その意見を一致し、『皇國中の政務、進退萬端關東へ御委任被ニ成置一候事故、聊も京都にて、御構不レ被レ爲レ在候得共、此度の儀は、往古は兎も角、寛永以來の鎖國の嚴制を改め、諸蠻、各國條約取極候程の儀に付き、國中の儀と違ひ、不ニ容易一一大事に付、關東に於て、厚く被レ遂ニ議論一、猶夫々被レ達ニ叡聞一、無ニ餘義一次第に候はゞ、太政官符を被ニ申受一候上の儀にも可レ有レ之候。』と執奏し、幕府の提議は、遂に容れられなかつたのである。

表面より見れば、幕府は開國主義を以て、京都に薄り、京都は鎖國主義を以て、幕府に對したる形であつたが固より鎖國・開國は事件對應の上のことであつて、根本における京都・關東の對抗は、名分と權力との對抗に外ならぬ。假りに京都と幕府とを並立して、その斤量を衡るとしたならば、京都は唯だ名分の正しきを以て居るのみで、六十餘州を支配してゐる幕府の勢力に、抗し得べくもない。併しながら、事は勢力のみでは行かぬ。滔天の權力も、一片の正義に抗し得ない事實は、史上に歷在するところである。人盛んにして天に勝つ時もあるが、天定まつて人に勝つを、人は如何ともすることが出來ない。若し京都の背後に、幕府に慊らざる地方雄藩の背景がなかつたならば、京都そのものの微力を以てしては、到底幕府の意に隨順するの外はなかつたであらうといふ

人もある。然り、諸藩の勢力の背景も、勿論京都勃興の原因の一つではあつたらうが、抑も諸藩が幕府に對するに、京都御手入れを第一要務としたのは、名分の正しきに據るにあらざれば、幕府を制することが出來なかつたからである。名分は一片の空名に過ぎないとはいふけれども、多數が正しきを慕ふに際會する時は、人力の遂に移し得ざる力となるものである。

【三】條約勅許を仰ぐ

幕府内にも、固より硬論家も少なくなかつた。幕府が天下の政治を執るは、『三百年來のことであつて、苟しくも國家の政治は、事大小となく、幕府の專意を以て決すべきである。自屈して朝廷に聽くの要はない。』と論ずる幕府自重論もあつたが、幕府がそれだけに實力を有してゐるならば、初めより自主獨立の外交政策を執り得てゐなければならぬ。安政五年〔戊午〕二月には、堀田閣老は川路・岩瀨の兩智嚢を提げて、自から京都に出でて、勅裁を請ふより外は道がなかつたではないか。『泊翁往事錄』は、當時幕閣の議論を叙して、堀田出京の事情に及んでゐる。

『戊　午〔安政五年〕の春、我堀田公の上京の事あるや、幕府の威權已に輕くして、諸侯を鎭壓するに足らず。諸侯中の忠志あるものは、「開港の事、宜しく朝廷に奏請して其允許を受け、若し不同意ならば、違勅を以て、之を罪するも可なるべし。」と、立論するものあり。柳河藩立花鑑寛〔飛州〕のごときは、其一人なり。然れども

時、幕府中に二樣の議論あり。其一は曰く、「天下の政事は、三百年來將軍家に御委任になり居ることにて、東照宮・大猷公が、外夷と交通し、又之を拒絕されしも、一も朝旨を承りしこと無し。今此條約許可を奏請するは、幕府自から其の權威を墜すものなり。」と、其二は曰く、「東照宮の昔と今日とは、時勢相同じからず。此の如き大事は、朝廷に奏請するを順當とす。能く事理を竭して言上せば、朝廷豈悟らざるの理あらんや。」と。種種議論の上、終に第二の說に決し、我公自から上京することとなれり。』

蓋し幕府が勅裁を仰ぐの態度は、『已むを得ざる必要』に出でたものであつて、決して名分を正し、朝・幕の國體上における地位を、判別せんとして掛つたものでは勿論なかつた。幕府政治家の意中を忖度すれば、一は勅裁を以て諸侯を鎭撫するの楯とし、一は萬一の場合における責任論を避ける爲めの、安全瓣とするの底意もあつたであらう。今一つ理由を附加すれば、朝廷を楯にして、ハリスの强要を延引せんとする彌縫策もあつたであらう。

堀田は、果して如何なる成算を有して、上京したのであるか。京都公卿中にも、固より堀田を擁護すべき一團のあることは、事實であつた。太閤鷹司輔熙のごとき、關白九條尙忠のごとき、その有力者であつたが、當時公紳中の卓識者として推されてゐた三條實萬・近衞忠熙は、率先して尊皇論を提唱したので、堀田著京後、十八日にして、二月廿三日に、

今度の一條不ニ容易一、奉ニ神宮始一御代々へ被レ爲レ對候ても、可レ有ニ如何一哉。被レ爲レ惱ニ叡慮一候。至ニ此期一候ては、人心居合、國家の重事に候間、則ち三家已下諸大名の赤心被ニ聞食一度思召に付、今一應被レ下ニ臺命一、各と所

存致二書取一被レ入二叡覽一候樣、取計可レ有レ之旨、被二申入一度、關白殿・太閤殿被レ命候事。

との勅答は下された。抑〻外交政策に關しては、幕府は既に屢〻諸侯の意見を徴し、遂に勅答を仰ぐの段に進んでゐるのであるから、今更再度諸侯に諮議することは、幕府の面目を全く地に委するものであつた。堀田は飛使を江戸に派して、『叡慮の趣御尤の御事に被二思召一候得共、人心居合方の儀は、如何樣共、關東にて御引受被レ遊候間、被レ爲レ安二叡慮一度』との幕書を得て、朝廷の再考を求めた。鷹司太閤、九條關白は、『此上は、於二關東一可レ有二御勘考一樣、御賴被レ遊候事』との安章を草して、廷議を飜へさんとしたが、これ會〻中山忠能以下八十八卿の憤激を買ひ、三月二十日を以て、遂に左の勅命の降下とはなつた。

墨夷の事、神州の大患・國家の安危に係り候。誠不二容易一、奉レ始二神宮一、後代々へ被レ爲レ對、恐多被二思召一、東照宮以來の良法を變革の儀者、闔國人心の歸向にも相拘はり、永世安全難レ計、被レ惱二叡慮一候。尤往年下田開港の條約、頗不二容易一の上、今度の假條約の趣きにては、御國威難レ立、被二思召一候。且諸臣群議にも、今度の條條、殊に御國體に拘り、後患難レ測の由、及二言上一候。猶三家以下、大名にも被レ下二台命一、再衆議の上、可レ有二言上一、被二仰出一候事。

是に至つて、堀田は、その上京において何の得るところなきのみか、頗ぶる幕府の面目の失墜したるを唯一の土産として、關東に歸るの已むなきに至つた。岡千仭、論じていふ。

『我國の開國は、阿部氏の無斷と堀田氏の臆斷に始まり、井伊氏の武斷に成る。……今三氏の爲す所を觀るに

朝廷曰く戰、三百藩曰、戰、衆庶曰、戰。而も勢州〔正弘〕恇怯にして、能く斷ずる能はず。甘んじて彼の要劫する所と爲りて、其の二港に繫泊するを許す。無斷にあらずして何ぞ。備州〔堀田〕始め成見あるにあらず。往復辯論輙ち彼の挫く所となり、その入見するや、頰を緩うして其の進説を聞く。以爲らく、貿易は一理ありと。一二の諸曹と其の室に和議し、朝廷に奏せず、列藩に謀らず、洋夷と條約を議定す。此れ臆斷にあらずして何ぞ。井伊氏に至つては、權勢を恃み、威福を張り、詔勅の何物たるかを知らず。魄を英・法の虛喝に褫はれ、膽を艨艟の虛聲に落し、兩國の條約を一恐嚇の下に印す。武斷にあらずして何ぞ。此の約、一度び成りて再たび變ずべからず。此の辱しめ一度び受けて、再び雪ぐべからず。是を以て之を始め、是を以て之を終る。善者ありと雖も、之を如何ともする無し。上、大亂を戡定し、大法を創め、萬世不拔の大基を開くに及びて、尙ほ彼の强制する所なるを免かれざるなり。噫』。

三氏の三斷、評し得て至妙を覺ゆる。幕府より朝廷へ、斯くして中心は移動して行つた。

【四】　正弘の死と大經綸の中絶

嘉永・安政時代においては、天下の勢力は、幕府の勢力を中心として、朝廷及び水戸の三勢力によつて、平衡を保つてゐるの形であつた。幕府の勢力は、既に衰へたりと雖も、猶ほその三百年の餘威は、俄かに他の排擠し得るところではなかつた。最後まで諸勢力の中心的地位を保つてゐたが、勿論朝廷を度外視することは出來ず、ま

た水戸を壓服するだけの重量はなかつた。幕府・朝廷・水戸の三勢力の興亡は、此の時代を觀察するものの、看過することの出來ない、重要なる觀點である。

齊彬は流石に卓見家であつた。彼れは早くも此の三勢力に著眼して、薩藩をして中原に雄飛せしむるの基礎を作るに當つて、三勢力を逸することをせなかつた。彼れの所謂大經綸なるものの實行には、閣老正弘と結んで、天璋院を將軍家に容れ、一橋を擁して、水戸勢力を率ゐ、近衞忠熈によつて、朝廷との親近を圖ることを忘れなかつたのである。齊彬の經綸が、時務に剴切にして、浮雲のそれのごとく迷はなかつたのは、彼れが飽くまでも實勢力を離れず、時勢に密著して竝行したからであつた。

安政四年〔丁巳〕二月、齊彬は正弘と手を別つて歸國したが、彼れは、その歸途において、京都を顧りみ、近衞・三條諸卿と面晤するの機會を作ることを忘れなかつた。彼は皇宮の壯麗ならざるを拜して、深慨するところあり、他日の爲めに東山の地勢を相して、邸宅の地を選定したが、齊彬の雄志は、遙かに雲上にも聞え、一朝事あるの日は、兵を以て京都警護の任に當るべき、御内旨を賜つたと傳へられたのは、此の時のことであつた。

齊彬去るの後、西郷は代表者として江戸に留まり、著々として經綸の實行に精勵した。西郷は先年出江後、諸藩の士に往復したが、一日嘆じて曰く『水戸藩といひ、越前藩といひ、幾多の藩臣に往來するに、その說くところ、異口同音、水戸は水戸、越前は越前、各々一致して符節を合するがごとくである。一藩の藩論は、正にかくのごとく一口に出づるがごとくであらねばならぬ。水戸や、越前や、眞に羨望の極みである。顧りみて我が薩藩

を見れば、殆んど云ふに忍びざるものがある。』と。彼は藩論の一致を欲し、齊彬の目的とする、一大經綸に向つて、全藩の勢力を傾注せんことを望んだ。

＊　＊　＊

當時江戸には、大山綱良・伊地知貞馨・同正治・岩下方平・高崎五六・奈良原喜左衛門・海江田信義・有村次左衛門・田中謙助・橋口壯助などがあつた。鎌田出雲も、大いに志士の行動に同情したが、他藩との交渉には、藩論の歩調を一致する必要上、西郷吉之助が、主としてその代表者となつた。西郷が屢々歸國し、或ひは京都に奔命するの間は、大山・伊地知が代表の任に當つた。西郷は慶永・宗城に往來して、一橋繼嗣の運動に奔馳したが、其の年六月、阿部正弘の死するに會して、西郷の運動は、茲に一頓挫を來すの已むを得ざる場合に立到つたのであつた。

正弘は安政の初年、米艦問題の際に、既に政務に倦むの色があつて、辭表を提出して、責任の地位を去らんとしたのであつたが、聽かれなかつた。安政三年「丙辰」十月、正弘は首席を堀田正睦に讓つて、その後繼者としたが、翌四年「丁巳」六月十七日、四十歳に足らざること一歳、卅九歳にして、早く此世を捨つるに至つた。

正弘の死は、幕府人なきの折とて、一層幕閣の寂寥を來たした。井伊直弼は書を石谷穆淸に送つて、『阿部病氣の處、遂に遠行の由、さしもの英雄も、是非なき次第に候』といひ、中根雪江は、橋本左内に贈るの書中に、『福山侯の捐館、天下の大勢も如何變換致すべくや、量り難き時機到來と相成候』といひ、正弘の死は、自づから幕

政一變の憂ひを、一般に懷かしめた。「幕府衰亡論」は、最も正弘の地位を重んじて、

「抑も阿部閣老の可否に對しては、當時よりして、頗ぶる異説を成すものありて、毀譽交も其身に集まり、甚しきは和議を主唱して、國を誤まるの大罪人なりと迄に罵しられたる人なりと雖も、余が見る所を以てすれば、兎も角も水野越前守以後の閣老なり。若し此人にして存せば、幕府の御養君も、年長賢明の人に定まり、攘夷論も烈しくは起らず、京都の內勅も降らず、戊午の大獄も起らざりしならんと思はるるなり。然らば即ち阿部閣老の逝去は、幕府をして其衰亡を促がさしめたるの一因なりと、論定して不可なかるべきか。」

と推稱してゐる。正弘ありと雖ども、倒るべき運命にあつた幕府は、遂に倒るるの時があつたに相違ないが、正弘にしてあらば、猶ほ幾何かその命脈を延ばし、時局を圓滑に遷移せしむるを得たかも知れないと思はれる。

正弘の死によつて、最も打撃を蒙むつたものは、固より彼れと無二の僚友であつた齊彬であつた。蓋し正弘と胸中を披瀝して、他日の大運動を約して薩摩に歸つた齊彬は、遙かに正弘の長逝を傳へ聞いた時、果して如何の感があつたであらうか。彼れは恐らくは、劍を投じ、冠を擲つて『我事已む矣』と長嘆したであらう。彼れは松平慶永に贈るの書中において『阿部が世を去るの後、阿部ほどの力量の閣老なく、皆弱き人々なり。』といひ、「阿部を失ひたるは、天下の爲めに惜しむべし。』といひ、幕府また語るの友なきを痛嘆したのであつた。

* * * *

西郷は、時に春嶽の意を享けて薩摩に歸り、齊彬と協議中であつたが、七月廿七日、原田誠之助に與ふる書中

において『福山侯、御死去之由、何とも申難き次第、天下國家の爲、悲事に御座候。空虚に乘じ、弊國之奸物も勢ひを得候儀に而、尙更可レ嘆事共にて、御省察可レ被レ下候。何卒御跡之處、英傑之御方、被レ爲レ續候儀、偏に奉レ渇望一候。』といひ、正弘の死が、薩藩に影響するところあるの尠からざるを述べてゐるが、後に、南洲は人に語つて正弘を評し『幕府近來の名閣老は、水野越前守と、阿部伊勢守との二侯であらう。水野は過激に過ぎて失敗したが、阿部は能く永遠の志を立てて、之を徐々に行つたので成功した。』といつたが、正弘を失つた齊彬・南洲は、その大經綸の實行上に、一大蹉跌を來たしたるを、悲しまざるを得なかつたのである。

堀田、阿部の後繼内閣として立ち、阿部の政治的繼承者として内閣を率ゐたのであるから、齊彬・南洲が、阿部と協約したところは、堀田に依つて遺憾なく繼承せらるべきであつたが、阿部と堀田とは、その器局においても、又その識見においても、大いなる相違があつたので、一橋繼嗣運動も、勢ひ緊張の度を失するを、避くることが出來なかつた。

後世より見れば『公武合體論』は、一時的の妥協政策に過ぎない。幕末における、政治的・社會的根本改革を斷行すべき時代にあつては、要するに一時を糊塗する、姑息手段に過ぎないのである。然しながら、國家を平和の裡に進化せしむるを以て任とする爲政家の立場よりすれば、未だ幕府が政治の中心勢力である間は、それを援けて、一日も早く、國家を危難の間より救出することを、考へなければならないのである。嘉永・安政時代においては、公武合體論は、天下の輿論であつて、また然かするより外に、國家を救ふの途はないと考へられたので

あつた。
南洲も、固より當時は公武合體論者であつた。幕府を中心として、之に朝廷の威を加へんとしたのであるか、朝廷を主として、之に幕府の力を添へようとしたのであるか、その邊は明らかではないが、要するに南洲は、擧國一致論者であつて、朝・幕の嫉視反目は、日本を此の難局より救ふ所以ではないと、深く信じてゐたのであらう。故に彼れは一橋問題に全力を傾注し、公武の間に斡旋するところがあつたのである。幕府よりも何よりも彼れの胸奥には『日本國』そのものが全部を占めてゐたのであらう。彼れはこの國難に際して『日本國』を如何にするかといふより外に、何の考ふるところもなかつたであらう。

故に南洲の公武合體を考へたのは、幕府が信頼するに足ると思はるる間のことであつて、幕府の威信一たび地に墮ち、幕府の頼むるに足らざるの明らかとなるに至れば、彼れは幕府を倒すことが『日本國』を救ふ所以であることに想到したのである。前に幕府を援け、後に幕府を倒すを、一貫するところなき行爲と笑ふがごときは、未だ天下の實勢力を知らないものの空論に外ならない。

【五】西郷の諸藩遊説

天璋院の將軍家入輿は、齊彬自からが『異船旁嫌疑多き世の中に候間、公邊御緣組致置候得者、嫌疑之憂ひも少く、萬事國家の爲とぞんじ取計らひ候事にて候。』と告白してゐるやうに、專ら薩藩の安全を計らんが爲めに、

幕府の疑心を解かんとする目的によつて行はれたものであつたが、又一方においては、積極的に薩摩の政治的運動の仲介者となつて、大奥に活動せしむる爲でもあつた。西郷等の江戸における一橋運動は、將軍家の一女性によつて、援けられたところも亦た尠くはなかつたのである。

一橋問題の最後の解決所は、勿論將軍家であつた。如何に諸藩の輿論が贊同しても、如何に閣老の意見が一致しても、將軍にして若し之に不贊同であれば、その事や遂に行はれないのである。多數の意志は、この時代に於いては、一人の權力者の意志の前に、何等の抵抗力をも與へられてゐなかつたのである。故に一橋問題の成功・不成功も、また一に掛つて將軍家定の意志如何にあつた。茲において一橋運動者の手は、將軍をして贊同せしめる、最後の要所に進入せなければならなかつた。

この場合において、天璋院の地位は、實に重要・緊切なるものであつた。齊彬・西郷等は、早くも天璋院をして、將軍の意志が那邊にあるかを探らしめ、更に進んでは、將軍家の意志を一橋に導くべく、大奥の勢力を動かさんことを試みたのであつた。

天璋院は果して如何なる女性であつたか。その性行を詳らかにすることが出來ないのは、寔に殘念であるが、齊彬が幕薩の聯鎖として、將軍家に入輿せしむべく選出した位ゐの婦人であるから、固より尋常一樣の女性でなかつたことは明らかである。將軍家定は、婦人を接近することが出來ない人であつた爲に、天璋院は將軍に接するの機會が少なく、齊彬の使命を充分に果すことが出來なかつた。のみならず大奥に入つて見れば、そこには又

纏綿せる事情があつて、齊彬・西鄕等の意見が、支障なく直ちに行はるべくも思はれなかつた。天璋院は入輿後大奧の內情を齊彬に報じ、將軍家では水戶の不評判なること、水戶は將軍家を窺ふものなりとの風評さへあることなど、時々報道するところがあつた。齊彬が安政四年〔丁巳〕二月、慶永に與ふる書中において、

『兼て御打合せも申上候、西城〔繼嗣〕の御事、御直にと存候處、當時は詮立候御都合にては無ㇾ之、いづれ、本印〔本壽院〕歌印〔老女歌橋〕より出不ㇾ申候は、六かしくと被ㇾ存候。其上に、水老・當公共に、何分評判不ㇾ宜、申出候て調候とも、紀の方必定と被ㇾ存候間、今少し樣子見合せ候方、可ㇾ然候。』

といひ、また『其上、小石川〔水戶邸〕の評判散々にて御座候間、當時とんと、不㆓申出㆒方かと奉ㇾ存候』といつて、此際あまり急激の運動は、却つて大奧の感情を傷ふばかりであることを、慶永に諭してゐた位ゐであつた。齊彬が、かく詳しく大奧の祕密を知り得たのは、全く天璋院の賜であつた。

* * * * *

齊彬に代つて、江戶に留まつた西鄕は、越前・水戶・尾張の諸藩邸に往來して、一橋推戴を運動したが、結局この運動は京都の力を藉つて、將軍家の意志を決定するの外はないと考へたので、齊彬歸國後、僅かに二ヶ月にして、南洲もまた歸國して、その後の形勢を齊彬に語り、齊彬の密書を懷にして、南洲は再度東上し、江戶・京都の間を奔走したのであつた。彼が梁川星巖・賴三樹三郎・春日潛庵や、月照・むら岡に往來するに到つたのは、此時のことであつた。西鄕は近衞忠熈にも謁するの機會を得て、齊彬の祕書を致し、更に近衞の書を以て、

天璋院に謀り、將軍家に迫つて、一橋繼嗣の決定を急いだのであるが、大奥の事情は前述のごとくで、一朝夕に決定を見ることは、頗ぶる困難の事情であつた。西郷の運動は頗ぶる熱心であつた。橋本景岳の書中に、

「西郷吉衞來話、種々薩公よりの御傳言申述、何分彼一條は萬端、太守樣（春嶽）御指圖を蒙り力所レ及は周旋可レ致旨、被ニ仰付一候由に付、其翌、直ちに態々吉衞を小拙御小屋呼寄、御肴料金二百疋、被レ下、御掛合迄頂戴被ニ仰付一、依レ之御臺樣御手許への周旋は、個樣々々、堀田へは箇樣に致置候樣、篤と小拙より申諭候處、當人命にも換、心配仕候旨。御請申、罷歸申候。」

などと見えてゐるのに依つても、西郷の奔命を想像することが出來る。

紀州派の勢力は、その表面的勢力からいへば、極めて微々たるもので、僅かに家老水野忠英が、井伊直弼の外援を獲て、暗々裡に運動してゐる位ゐのものに過ぎなかつた。併しながら、彼等は大奥の女中と結んで、將軍家を籠絡することを忘れなかつたので、却つてその勢力、天下の輿論を一擧にして覆へすの潛勢力を得た。水野は老女歌橋によつて、將軍家の生母本壽院を說き、極力水戸を誹謗して、水戸の異心あることを入說したのであつた。安政四年（丁巳）の末頃には、大奥の空氣は、早くも紀州派に傾くの形勢であつた。

【六】天璋院の大奥運動

齊彬は、安政五年（戊午）一月六日附を以て、書を近衞・三條兩公に致し、一橋繼嗣の爲めに、この際一層の

盡力あらんことを請うた。此の書は、先づ慶永に贈られ、慶永より兩公へ傳達したものであつた。近衛卿への書に曰く、

近衛殿へ

乍レ恐奉二言上一候。然ば西丸御養君之儀此節別紙の通り老中へ申立仕候。右は閣老交代の度毎に所謂變化仕候も、根本不レ固故に御座候。此節異人申立、旁勘考仕候處、此上萬々一の義御座候節、人心動亂仕候ては、天下の御爲可レ恐事と奉レ存候間、人望旁一橋を御養ひ被二仰出一候樣、申立候事に御座候。尤紀州田安御近親に候へ共、中々競候御人物にては無レ之と奉レ存候。勿論、私計にても無レ之、尾州を始め、御家門、國持、有志の者、過般同意の事にて、追々申立候樣子に承知仕候。右に付、誠に恐入候へ共、

國家の御爲少しも早く御養君被レ爲レ在可レ然旨、内勅被二仰出一候御事は相叶申間敷哉。尤、閣老の内、堀田備中守、伊賀松平、久世大和守三人は、越前守より申立、能々承知のよしには御座候へども、萬々一、兩卿の方に相成候はば、有志の面々望を失ひ候は、必定と奉レ存候。

左候へば、

天下の御爲、別て奉二掛念一候間、何卒以二御賢慮一、根本を御堅め相成候樣、奉二願上一候。尤、三條樣へも此節奉二申上一候間、何分宜敷奉二願上一候。且又御臺樣にも兼て申上置、御承知御座候へ共、猶又此節申上候事に御座候。乍レ恐、書添、此段奉二申上一候。恐惶謹言。

正月六日〔安政五年〕　齊彬

三條卿への書も、これと殆んど同一文であつたが、齊彬等が益々肉薄し來たるだけそれだけ、幕府大奧の形勢は、一橋派と緣遠きものとなりつつあつたのである。この間の形勢は、安政五年〔戊午〕二月廿七日附を以て、天璋院附の老女から、薩邸へ贈つた密書に詳かである。この書は、西鄕が自から越前邸の中根雪江へ齎らし來たつたものであつた。その書中には、次のやうな文面を發見するのである。

『先達而より、度々御一大事の御內容、御申上の御事は、委細申上奉り、こなた樣には御承知にて、先達より種々御心配樣も、被レ遊候御事は、追々申入候通りの御事にて〔中略〕何分舊冬より、色々上にも御心配樣の御容體に候。日々御伺被レ遊候御事ながら、こなた樣へは、別段何故の御心配樣との御咄し等は不レ被レ爲レ在、色々表方にての御用向にて、御心配被レ遊候と計の御咄しに被レ爲レ在候へ共、何分風評に色々被レ爲レ在候間、誠にこなた樣にも、御案事樣にて被レ爲レ在候〔中略〕御表方にて色々の風評には、水戶老公御事、御むほんの御志御座候との評判等も御座候由にて、右樣の御事にて、色々御心配樣被レ遊候御樣子。』云々

と天璋院苦衷の狀を述べ、齊彬の祕書を本壽院へ祕見して、その同意を求めたる次第を叙したる後、扨て、

『先達、越前守其外よりも、斯樣の書取を以申上られ候處、上には思召樣に叶はせられず、未だ御年も過させられ候と申上候頃にも、不レ被レ爲レ在候御事に、只今より、御養君樣の御事を申上候うへに、御年頃も御不似合の御方樣を申出候事、どうも思召には叶はせられず、何分、新御殿にも、御上より未だ御問も不レ被レ爲レ在

候間、其内には、御出生も被レ爲レ在候御事を、今しばらく御待被レ遊候て、もし御さたも猶不レ被レ爲レ在候はば、其節、御治定被レ遊候ても、御おそくも不レ被レ爲レ在候御事との上意にて、甚だ御不快の御様子の所へ、又又堀田より薩州より御申上の御書取を差上、上覽に入奉り候處、以の外の御立腹にて、薩摩守までが、加様に同意に相成書取指上候御事、甚以相濟不レ申、只今新御殿に入らせられ、格別の續き柄の事故、外々とも違候事を、いか様なる存寄の事哉と、御立腹被レ遊、直ちに新御殿へ御意にて、薩州へ其事申遣され候やうに、上意可レ被レ遊候と、誠に御立腹の御様子……』

と本壽院が、將軍の意志を傳ふるを述べ、

『御立腹の餘り、御夫婦の御間柄にも、不都合等に被レ爲レ成候ては、何とも御案事上の事故との、本様〔本壽院〕の御さたのよし故、こなた仰上られ候には、御尤様の御事ながら、天下の御大事と承り、御家と御同様の御事に付、仰上られ候御事、思召に叶はせられず候て、御しかり等御蒙り被レ遊候御事は、けして〳〵御いとひ不レ被レ遊候間、どうか一應仰上られ候上、御直の御返答御伺不レ被レ遊候ては、薩州へも返答遣候事出來がたく候間、御心配も被レ遊候と、少し御つよく仰上られ候へども、何分〳〵本様には、先御留の御言葉のみにて、先しばらく、得と御考のうへ、今一應御返答遊ばし候迄は、御待被レ遊候様に、仰上られ候間、其日は夫切にて、御歸り被レ遊候……』云々

と大奥の事情を報じてゐるが、この一文によつて、將軍家の意志が、那邊に傾きつつあるかを、暗默の間に認む

ることが出來るのである。
天下の政事が、天下の公居において行はれずして、往々にして閨閤の間に左右せらるるの例を見るのは、多くは專制時代の政治場裡においてのことであるが、專制政治の腐敗し易き原因は、かかる邊にも伏在せることを發見するのである。天下の輿論が、僅かに一二の女性によつて破壞せらるるの例は、決して稀なることではない。
併しながら、かかる陰鬱なる空氣の間に立つて　至公至誠　暗いことの嫌ひな西郷が、よくも飽かずに奔命したものであると、感嘆せられるのである。小人・婦女子を相手にするのは、大抵の人が癇癪玉を破裂さして、放任して了ふものであるが、そこを不平も言はず、罵詈もせず、一心に齊彬の大使命を貫徹することに努力したのは、流石に西郷南洲翁であつた。功名に焦らず、名聞に迫らず、爲すべきを爲し、行ふべきを行ひ、孜々としてまた他を顧みないのは、西郷の西郷たる所以であらう。

【七】井伊直弼の擡頭

幕府大奥の形勢が、漸やく一橋派に非ならんとする時に當つて、堀田正睦は、條約調印の勅裁を經べく、京都に向つた。一橋派は、これを好機會となして、堀田をして繼嗣の內勅を仰がせ、それを以つて將軍家に薄るの外はないと考へた。西郷は、天璋院の書を携へて、これを近衞忠熙に奉り、近衞卿によつて內勅を仰ぐべく、自から京都に入つた。越前の橋本左內も亦た、春嶽の內意を奉じて入京し、西郷等と協力して、青蓮院宮家・近衞

忠熙・三條實萬等の諸卿の間に往來して、自然的運動を開始した。井伊直弼もまた、この形勢を見て、紀州派の陣立が、京都から破れて來るやの懼れが見えたので、その臣長野主膳を派して、九條尚忠一派の人々に謀つて、一橋派の運動を抑制せんと試みたのであつた。

京都における兩派の形勢は、勤皇派の諸公卿は悉く一橋派に贊同し、佐幕派の公卿は、紀州迎立に協力するといふ形で、當時、京都の內治、外交に對する色別けを大別すると、勤皇――攘夷――一橋派に屬する一派と、佐幕――開國――紀州派に屬する一派との對立であつた。

一橋派は、西鄕・橋本が諸卿に運動する一方、梁川星巖・三國大學・春日潛菴などの、勤皇志士の奔走するあり、加ふるに堀田閣老を初め、川路・岩瀨も、一橋派に贊成し、太閤鷹司輔熙も、遂に之を贊成するに至つたので、朝議も略ゝ年長・人望・人傑の三要件を具有する者に健儲の道を立つべく、降勅あることとなつた。一方近衞忠熙は、書を天璋院に贈つて、朝意のあるところを將軍家に通ぜしむることとして、西鄕は自から近衞の書を携へて江戶に發し、天璋院に呈上することとなつたのである。

安政五年「戊午」三月二十二日、岩瀨忠震は先づ歸東して、一橋を西城に立つるの急務を說き、堀田の歸東を待つて、直ちに之を實行するの手筈であつた。紀州派が、急遽井伊直弼を推して、閣老となし、堀田を斥けたのは、この際のことであつて、堀田の歸東は四月二十日であつたが、藥師寺筑前守が、水戶老公陰謀を以て將軍家を押し込め、一橋を擁立して天下を橫領せんとするの野心があり、將軍家の危難は目眉の急に迫つてゐるからと

の理由を以て、井伊邸を訪うてその奮起を促がしたのは、一日を越えた二十二日のことで、翌二十三日、井伊は大老の職に就き、茲に天下の形勢は、俄然一變するの機運に際會したのであつた。此の間、僅かに三日間のことであつて、眞に危機一髪であつた。當時の情景を記す『井伊家公用祕錄』の一節に曰く、

『四月二十二日〔安政五年〕九ツ時、御徒頭、藥師寺筑前守樣御出、御客番小野田小一郎罷出候處、今日推參仕候儀、御上の御一大事、爲レ可ニ申上一御家を見込罷出候間、何とも奉ニ恐入一候へ共、御逢被ニ成下置一候樣仕度、御取次にては何分申上兼候次第に付、幾重にも御目通之儀奉レ願候とて、封書御渡し被レ成候旨、小一郎被ニ申上一候に付、則御逢被レ遊候處、御人拂にて、數刻御密談、始終筑前守樣には、御落涙之御樣子に御座候。七ツ時頃に相濟、御湯漬被ニ差出一筑前守樣には、本意を遂し候迚、殊の外御歡、與々御禮御申、御退出被レ成候。御逢相濟候て、被レ召候間、罷出候處、筑前守密談の次第は、水府老公、陰謀有レ之、當將軍樣を押込、一ツ橋樣を立、御自身御權威御振ひ可レ被レ成、御隱謀有レ之、同志之者共より、御老中へ申立候者も有レ之候へ共、不レ及レ力と之事、此上は御家へ御縋り申上候より致方無レ之とて、巨細之譯柄申述、悲嘆に沈み申聞候次第、不ニ容易一事柄に付、只今より書狀相認め、伊賀守〔松平忠國〕方へ遣し候間、留守居之者、使者に罷越候樣、用意被ニ致置一候樣被レ仰候て、奥へ被レ爲レ入』云々。

書中の說のごとく、果して水戸家に隱謀の企てありしや否や、單に紀州派が、堀田の歸東後、一擧にして一橋に決せんとするの形勢に狼狽し、遽かに井伊を起用して、之に備ふる爲めに假構したる虛說であつたか、その邊

はいづれとも判明しがたいが、井伊の出現は、遂に政治・社會の上に、一大變革を來たすの基となつた。

井伊は固より一個の人材であつた。唯だ惜しむらくは、彼れの眼中には『幕府』ありて『國家』がなかつた。故に彼れは終始一貫して、幕府の爲めに幕府を興すの政策を採つたのであつた。彼れが阿部・堀田の平和主義の後を享けて政局に立ち、劍と血とを以て、一大クーデターを行つたのは、彼れが驚くべき勇氣を有することを示すものであつたが、彼れは不幸にして、その極壓政策が、却つて幕府の運命を短縮するものであることを氣附かなかつた。

* * * * *

井伊の擡頭は、天下の一橋派をして、悉く悲觀せしむるものであつた。西郷は、この形勢を憂ひ、事ここに至れば、遂に齊彬を起すの外はないと思つたので、越前・尾張の諸侯と謀つて、この事を議し、安政五年〔戊午〕五月十七日江戸を發し、六月七日鹿兒島に著いた。彼れは旅裝を解くの暇もなく、齊彬を磯の別邸に訪うて、天下の形勢の日に非なるを說いた。ここにおいて齊彬は、一大決心を以て、最後の手段を講ずるにあらざれば、到底その目的を達することが出來ないと考へたのであつた。最後の手段とは、齊彬自から兵を率ゐて京都に出で、勅命を以て幕府改造を行ふといふ一大決心であつた。齊彬は黒田長溥・松平慶永・德川齊昭・德川慶恕・山内容堂・伊達宗城に書を贈つて、この一大斷案の贊同を求むることとし、その書を西郷に託して、諸侯に說かしむることとしたのである。

此間の事情に關し『照國公感舊錄』は次の如く記してゐる。曰く、

『前年〔安政四年〕西郷隆盛、密命を帶びて關東の動靜を窺ひしが、翌年〔同五年〕五月比歸國、一日公に磯の別邸に謁し、密かに關東の動靜を演述し、井伊掃部頭直弼侯、大老となり、威權赫耀、之に抗する者なく、有爲の諸侯も屛息す。勤王の策將に盡き、亦他に施すの道なしとて、失望大息して、其實勢を陳べたりしに、公〔齊彬〕之を聞き從容として色を動かさず、時勢斯くなりては、致し方なしとて、外に策なきやと問はれしに、西郷應て曰く、今日の極に及んでは、別に策なし、止むなくんば、姑く御思望止めさせられずば叶ふまじと。公曰く、否、予は猶ほ一策の在るあり。予が策を云へば、此上は緩手段に仍り難し。予親ら精兵三千を率ゐて京洛に出で禁闕を守護して、諸侯をして其去就を決せしめば、天下の大勢玆に定まらん。豈に何ぞ手を束ねて彼の制御を甘ぜんや。汝速に往て其地を定めよとて、手親ら金及物を賜ふ。西郷始めて公の大志を窺ひ、大いに喜び、欣然命を奉じ、即時發程、親書を携へ、福岡に至り、大阪を過ぎり、吉井友實等と倶に出京周旋中、七月に至り、公の訃音達す。西郷等、失望爲す處を知らず。止むを得ず、月照和尚を伴ひ國に歸るに至りしは、此後の事なり』

西郷において勢ひ既に窮すると見る時、齊彬には尙ほ祕策の存するあり。而してその吐露し來る祕策は、即ち大發して皇室を護り、天下を鎭めんとするにあつた。齊彬が曩に京都東山の地を相し、以て據るところあらんとしたることの、抑ゝ遠謀深慮より出でたるものなること、玆において歷然として瞭らかである。西郷は且つ驚き

且つ欣び、九地の底より、千仭の岡に上るの感を催した。

＊　＊　＊　＊

西郷は、六月廿五日、筑前侯に使命を傳へ、七月七日、大阪に到著したが、中央の形勢は、西郷が鹿兒島を發し、諸藩を遊説して、東上しつつある間に、急轉直下の勢ひを以て變化し、六月二十二日、堀田・松平［忠固］は登城を止められ、翌二十三日に老中を辭職し、更らに翌二十四日、井伊は、太田資始・間部詮勝・松平乘全を新老中に任命した。二十六日、間部等上京して違勅の罪を謝したが、公卿の憤激はその極に達し、二十八日、三家大老中の一人に急遽上京を命ずるの勅書を發せらるるに至り、七月四日、勅命は幕府に到著した。翌五日には將軍家定長逝し、井伊が慶永・慶恕・齊昭・慶篤・慶喜を譴責したのは、また實にこの日であつた。それは實に西郷が齊彬の一大決斷を齎らして諸侯に說くべく、長驅して大阪に著するの前二日の出來事であつた。

西郷は大阪城代土屋寅直の家人、大久保要人を訪うに及んで、初めて關東の形勢の一變せることを知つたが、彼れは愈々齊彬出兵を斷行するの急なるを考へて、七月十四日京都に入り、吉井友實・伊地知正治、その他の有志も、悉く京都に參集して、齊彬の著京を鶴首して待つたのであつた。

當時、井伊入京の報が專ら盛んであつて、彼れは主上を關東に遷し奉らんとするの野心があるので、世は再び承久・元弘の昔に復るの不幸を見るであらうとの、風評が最も盛んであつた。在京志士の憤激はこの爲めに一層激烈の度を加へ、梁川星巖のごときは、主上を奉じて吉野に潛幸し參らせんとの建策を說いたくらゐであつた。

東風吹かば花や散るらん橘の香をば袂につつみしものを

といふ一國風は、實に當時、南洲の口から發したるものであつた。

【八】島津齊彬暴に逝く

西鄕を中心とする、薩藩の諸有志が、齊彬の入京を鶴首して待ちつつあつた時に、靑天の霹靂のごとく、彼等の耳朶を驚かしたものは、實に齊彬長逝の報であつた。齊彬は七月八日、天保山に閱兵中、暴に倒れ、八日の後十六日、遂に遠大の志望を抱いて、薩南の一隅に長逝したのであつた。齊彬の訃音が京都に著したのは、越へて廿四日のことであつたが、この悲報を得たる薩藩有志の悲嘆は、實に言語に絕するものがあつた。就中、西鄕の失望落膽・悲傷・愁歎は、眞に人の想像の外であつた。

【參考】　齊彬長逝の報は、實に天下を驚倒せしめた。今その一端を知るべく、筑前藩侯、黑田長溥が、伊達宗城に與へたる、當時の一書を左に記さう。

黑田長溥、伊達宗城に贈る書〔安政五年九月十三日〕

八月五日之貴翰相達、致二拜見一候。秋冷相催候得共、彌御安寧奉二大賀一候。然ば其御地之御都合明細被二仰下一、共に仰天何共申上樣無レ之仕合に御座候。扨又小子參府之事極祕申上候處、萬事厚く御心配被レ下、祕密之事共被二仰下一、御厚情御禮難二申盡一候。扨又薩摩守參府之事段々御心痛被レ下難レ有奉レ存候。然處同人事最早御承知可二相成一、不レ及二是非一次第に御

座候。一體同方の儀、近國に罷在候小子さへ不快と承候時、最早跡事に御座候。六月頃迄、文通事も致居候處、七月廿八日同方家老より小子家老迄表向掛合ありて、七月十七日之日付にて、薩摩守此程中より不快之處、大切之容體に付、公邊御醫者御願被ㇾ成候旨申來候。尤關向初より掛合も不ㇾ參、何分不審に存候得共、兼々當冬參府之事に付、色々工風致す旨、極祕直書にて申來居候間、右位に申立のかれ候心得にも可ㇾ有ㇾ之哉。然し大切之容體と者餘り之事、公邊御醫者願候と申事にて、又實病にも無ㇾ之哉共存候得共、何分不安心至極に付、急々源八郎事見廻として、薩州え遣申候。其後長崎表小子留守居より、早便を以薩摩守事、七月十六日死去之旨、長崎奉行所へ屆有ㇾ之候旨申來、誠に以、仰天殘念至極に御座候。然に薩州より一向不ニ申來一、八月十五日に家老より掛合來右之事申來候。然に容體書藥方等も不ㇾ參、其上跡式之儀等是非共小子へは可ニ申遣一之處、其儀も無ㇾ之、甚以不審之至早速にも同方家老へ直書を以萬事可ニ申遣一哉存候得共、無ㇾ程源八郎歸着之上と存見合申候。八月廿六日に源八郎事歸着、委細相分申候。七月九日頃より時候に相障り、痢病之由、藥は坪井芳洲之由、容體書同人出申候。隨分同人も出精いたし候由に候得共、何分藥功無ㇾ之、殘念至極に御座候。跡事に候得共キナ鹽等十一二日之頃用候はば萬一は可ㇾ宜哉共存申候。跡事に候得共右容體書差上申候。此節源八郎薩州え着之所、表向之取扱に付、色々尋申候ても表向計にて一向不ニ相分一候に付、山田壯右衛門へ對面致度存候得共、其事も出來兼候得共、色々申候而對面致ニ出來一、右にて實事相分申候。一體何之申分も無ㇾ之候得共、夏以來餘り多用に付、側役共心配仕磯之茶屋え滯留すすめ、餘程長く滯留に參り居、日々調練等世話いたし、九日に大調練有ㇾ之、磯の一里許之所にて晝過迄有ㇾ之、歸路船にて釣等いたし、獲物澤山有ㇾ之、夕方歸り候由。其日より少々腹中不ㇾ宜との事之由。其後容體書之通に有ㇾ之候。一兩日過壯右衛門へ申候には、殊之外草臥之由申候に付、芳洲へも壯右衛門事心配にて承候處、先格別とも容子は不ㇾ申候由、然に何分心配に付、家老共よりも、漢法にも爲ㇾ見候樣申候得共、薩摩守事きらいに付側向も如何と存候得共申候處爲ㇾ見候由。藥も漢法よりも出候得共餘りに用ひ不ㇾ申候由。一體御存之通、京江戸之御都合深く致ニ心配一居、病中

も其事極々心配いたし、不快にも餘程相障り候樣に、壯右衞門なども存候由。然處十五日之朝、火急に壯右衞門事呼候に付、出候處、極側近く呼、此節之不快とても不レ宜候間、事々申置候旨申候に付、壯右衞門より左樣に心配いたし候ては、不レ宜、心長く養生いたし候樣申候處、左りの脈を見候樣、最早脈無レ之候間、長き事は無レ之と申候に付、見候處、脈無レ之に付、壯右衞門も當惑仕候由。夫々委細申談等有レ之、晝前に同人の詰所へ下り候由。直に一門初家老共へ薩摩守逢候て、萬事之事委しく申付、跡目は又次郎へ相極め、昨年出生の男子順養子と申置候由。其外申談候事は、壯右衞門も下り居候間存し不レ申候得共、又次郎事は無二相違一候。尤當時世幼年之者にては不安心に付、又次郎に極め候旨吳々も申候由。周防えも委敷申候處、段々斷候得共聞入不レ申候に付、承知仕候由。其後夕方より、次第に疲勞相增、十六日朝事切候由。何共當惑至極之事共に御座候。年來貴君には格別に御懇意被二成下一候儀に付、右之始末實事不レ殘申上候儀に御座候。嘸御當惑と奉レ存候。薩摩守事、平日之如氣象必死を悟り、死去前に萬事申置候事、誠以感心仕候。且又小子えは同人是迄祕藏いたし居候分離術道具、不レ殘無二間違一早々遣候樣、吳々申置候由にて、此節長持五つに入組參申候。其內に第一之祕藏之品は、當年長崎にて取入候「ホトカラヒー」一式有レ之候。右は當年中に是非仕立候積にて、極々樂み居候處、大病に付小子へ遣候はば、出來上可レ申との存念と存候間、早々仕立、薩州へ備へ可レ申存申候。然し工合至つて六ケ敷、色々工風仕居申候。一枚寫候得ば百枚も出來仕候品に付、出來致候はば入二貴覽一可レ申候。薩州事誠如レ夢仕合、萬事火急相談相手無レ之、當惑の仕合に御座候。

〔中略〕

右等之都合、極祕申上度如レ此御座候。不二相替一多用に付、極々亂書、落字書損多分と奉レ存候。御推覽可レ被レ下候。頓拜。

九月十三日〔安政五年〕　福岡

宇和島明公

然り齊彬長逝の報はあまりに唐突であつた。それだけ人々を驚かしめたことも一層であつたが、西郷は幾たびか、その眞僞を疑がつたであらう。併しながら、それは事實であつた。西郷が夢ではないかと疑がつても、夢ならば覺めよと祈つても、夢にあらざる事實は、また覺むべき由もなかつた。一箇月の前、鹿兒島において齊彬に謁したのが、思ひ廻らせば、西郷が齊彬を見るの最期であつたのである。その時の齊彬は、意氣軒昂、兵を率ゐて京師に出づるの英斷を決し、西郷をして手書を諸侯に致さしめたほどであつた。當時、齊彬の面影は、尚ほ儼然として西郷の眼底にあつた。併しながら、今や忽焉としてその人は亡いのである。西郷は、天を仰ぎ、地に伏して、慟哭したであらう。されど一たび去つた英靈は、遂に再たび復へらなかつた。

西郷が獨り靜かに、その過去を顧みる時において、齊彬は實に彼れが唯一の知己であつた。彼れを草莽の微臣より率ゐて、齊彬の肱股とならしめたのも齊彬であつた。彼れを中央舞臺に出だして、天下の志士とならしめたのも齊彬であつた。彼れを重要の地位に立たしめて、薩藩の代表的運動者とならしめたのも齊彬であつた。また彼れが憤激して常軌を逸せんとする時に、溫言を以て、よくその進退を誤らせなかつたのも、實に齊彬の教ふるところであつた。齊彬と西郷とは、義は主從にして、情は父子の觀があつた。顧みれば四年前、初めて水神阪上で齊彬に知られて以來、西郷の齊彬に受くるところの恩義は、山を以て比すべからず、また海を以て較ぶべからざるものであつた。

＊　＊　＊　＊　＊

西郷は思つたであらう。我が、困難を凌いで國事に奔走し、身命を捨てて顧みない所以のものは、固より君國の爲めにするとはいへ、一に我が主齊彬公の鴻恩の萬一に報いんとする微衷に外ならぬのである。今我侯を失つて、將た誰れに向つてか、奉公の赤誠を披瀝せん。西郷のあるは、齊彬のあるに依る。齊彬なければ、西郷はないのであると。

士は己れを知るものの爲めに死すといふ。西郷は斷然として、齊彬に殉ぜんと決意した。情義に厚き南洲の到達すべき結論は、この外にはなかつたのである。『西郷隆盛傳』の著者は、當時の西郷を論じていつた。

『隆盛曠世の雄資を有し、兼ねて又情義に濃厚なりしは、實に其天性なり。隆盛は之が爲めに殉死を決し、之が爲めに海に投じ、又之が爲めに城山に斃るるに至れり。然れども、亦此賦性ありて、能く維新回天の大事を成就し、千古の德望を荷ひ、其戰歿するや、其形跡は措き、唯天下の人をして悼惜の涙に泣咽せしめたり。隆盛の手抄錄に曰く「唐虞之治。只是情一字。極而言レ之。萬物一體。不レ外ニ於情之推一」と。又以て隆盛の理想を見るに足れり。彼の大義を顧みずして殉死を決したりと論じ、友誼に迫りて國事を後にせるを許するが如きは、未だ隆盛の心事を知らざるものなり。』

と。眞に能く、西郷の胸中を道破せるものといふべきである。

西郷は月照の切なる教誡を受け、また深く考ふるところがあつて、殉死を思ひ止まるに至つたが、彼れは齊彬の死によつて、その人生觀に、一層の信念を強うすることを得たのである。死生はこれ天命である。人の力の

以て如何ともする能はざるところである。人はただ誠の心を以て誠の道を行ふの外はない。成敗利鈍に至つては、人明の豫め知り得べきところではない。世上の毀譽、人間の浮沈は、譬へば浮雲の如きものである。これ西郷が幾艱難の間に、了得し來たつた人生觀の一端であつた。

【九】合縱連衡亦た成らず

齊彬を失つた西郷の眼には、赫々たる烈日の光もなく、萠ゆるがごとき青葉の色もなく、彼れの前には、世界はすべて暗黑であつた。ただ闇を劈ざく杜鵑の聲に、彼れの失神せる靈魂は屢々振動するのみであつた。

西郷は一日、悄然として、僧月照を訪うた。

『もうこれで、お了いでごわす……』

月照も無言、西郷も無言、しばしは時雨のごとく過ぐる、涙の雨のみであつた。

良々久しうして、月照はねむごろに諭していつた。

『人の命の定めなきは、今にはじまつたことではなかつた。色も香も、ただひと時のさかりにして、無常は人生の姿であつた。公の長逝は、邦國のため、時勢のため、まことに哀惜にたへざるところである。況んや、主君とたのみ、師父と仰ぎたる、子が哀痛のきわまりなきは、さこそあらめ。されど生者は必らず滅し、會者は定まつて離るるを、何人か避くることが出來るであらう。落花枝に還るを得ず。すでに一たび逝きたる公は、

予が萬斛の涙を以てするも、再たびかへしがたきを奈何にせん。予は今や、天下のことをすてて、藩にかへるといふ。藩にかへつて果して何ごとを爲さんとするや。恐らくは公の墓前に慟哭し、自から屠つて死するの外はあるまい。予が靈前にそそぐ至純の涙、墓前に灑だす至誠の血は、必らずや鬼神を感ぜしむるものがあるであらう。されど、そは果して公をして泉下に瞑目せしむるであらうか。公は死しても、公の至誠はのこる。公をして眞に萬世に不朽ならしむる所以の道は、公の遺志を繼ぎ、公の經綸を完成するにあるのではあるまいか予は既に天下の志士たることを忘れたるか。公が生前唯一の愛臣たりしことを忘れたるか。その君、志を齎らして逝かば、その臣、君の遺志を紹いで、君をして泉下に安慰せしむるこそ、君臣の情義をつくすとはいふべけれ。今や、近衞・三條の諸公、謀つて勅詔を請はんとし、內勅は將さに水戸侯に下らんとしてゐるではないか。予の行くべき道は、それ西にあらずして、東にあり。」

月照の說くところは、滿腔の熱誠より出で、切々として南洲の心琴に觸るるものがあつた。終始默然として謹聽してゐた西鄕の双眼は、瀧のごとく溢れかへる涙に洗はれたが、精氣は泉のごとく、心の底より湧きかへつて來た。彼れは奮然として、東行の客となつた。

西鄕は八月四日〔安政五年〕京都を發し、十日江戸に著いたが、內勅は八月八日に發せられ、鵜飼等之を奉じ十七日入江して、水戸邸に傳達した。勅詔は、近衞・鷹司左右大臣及び一條內大臣忠香・三條前內大臣實萬・二條大納言齊政・近衞大納言忠房の副署を以て、次のごとく記された。

一先般、墨夷條約、無二余儀一次第にて、於二神奈川一調印、使節へ被レ渡候趣、猶又間部下總守上京、可レ被レ及二言上一趣に候得共、先達、勅諚、諸大名衆議、被二聞食一度、被二仰出一候義も無レ之、殊に皇國重大之儀調印之後言上、大樹公叡慮御伺之御趣意も不二相立一、勅答之御次第に相背、輕卒之取計、大樹公賢明之處、有志心得如何と、御不審思召候。右樣の次第にては、蠻夷之儀は暫く差置、方今御國內之治亂如何と、殊更深く被レ爲レ惱二叡慮一候。何卒、公武御實情を被レ盡、御合體、永久安全之樣、偏に被二思召一候。三家、或ひは大老、上京被二仰出一候處、水戶尾張兩家は、愼中之趣、被二聞食一及候。右は何等之罪狀に候哉、難レ計候得共、柳營翼之面々、方今外夷追々入津、不二容易一之時節、既に人心歸向にも可二相拘一、旁被レ爲レ惱二宸襟一候。兼て三家以下諸大名衆議、被二聞食一度、被二仰出一候は、全く永世安全、公武合體にて、被レ安二叡慮一候樣、思召候儀、外虜計之儀にも無レ之内憂有レ之候ては、殊更深く被レ爲レ惱二宸襟一候。彼是國家之大事に候間、大老、閣老、其他三家、兩卿、家門、列藩、外樣、譜代共、一同群議評定有レ之、誠忠之心を以て相糾し、國內治平、公武合體、愈長久之樣、德川家を扶助有レ之、內を整へ、外夷之侮を不レ受樣にと、被二思召一候。早々可レ致二商議一勅諚之事

午　八月八日

幕府も『公武合體』をいひ、朝廷も『公武合體』をいひ、時勢の救濟策は、この外に出でないと思はれ、若し完全に、情義的に幕府・朝廷の融和が出來るならば、それは實に日本を救ふの最上の策であると思はれた。幕府の親藩及び、列藩諸侯の均しく考ふるところ、均しく力を致しところは、また實にここにあつた。安政の輿論

は『公武合體』で持ち切りである有様であつたが、公武合體の聲の盛んなる割合に、公武合體の實は擧らなかつた。その實の擧らないのみならず、公武の間は反對に隔離し、井伊氏の時代に至つては、朝幕は正しく東西に相對立するの形となつた。

井伊氏が勅許を待たずして條約に調印し、天下の輿論を排して、紀伊侯を擁立し、更らに進んで諸侯を譴責したことは、全國の志士をして、一層憤激せしむるものとなつた。井伊氏彼れ自身には、相當の理由があり、見解があり、信仰があり、根據があつたであらうが、彼れの政策は、天下の人心を沸騰せしむるに、與かつて力があつたことは認めらるるが、彼れが信ずるが如く、幾何の程度において、幕府の生命を永續せしむることが出來たかは、大いなる疑問であつた。

西郷は思つた。形勢既にここに至つては、井伊氏を斥くるの外、日本を統一するの道はない。『討幕』の意志は未だ西郷の腦裡に浮び來たらなかつたにしても、幕府に一大斧鉞を加へ、一大荒療治を與へなければ、公武の融合は困難であると思つたのであつた。而して一大斧鉞・一大荒療治を加ふるの勢力は、水・越・尾・土・肥・薩の一大連衡を以てするの外はないと思つたのである。西郷は八月八日の勅詔を以て、諸藩の連衡を謀らんとして、江戸に京都に、猛獅のごとく奮進したが、諸藩の合縱連衡の未だ成ざらるに、井伊氏の一大斷獄は開始せられ、朝野を通じて、アンチ幕府黨の有志・紳卿は、一網に打盡し去らるるに會したのであつた。井伊氏は果して何の心・何の意を以て、かかる大クーデターを斷行するに至つたのであらうか。大老、井伊直弼、彼れは果して

何人ぞや。

【十】大老、井伊直弼の人物

『開國始末』の著者は、英國千六百年の事變を引いて、クロンウエルを死刑に處したる、宰相ストラッフオルドを以て、暗に井伊直弼に比擬し、『二千五百年史』の著者は、『井伊は武人にして、政治家にあらず』と斷じてゐるが、井伊氏は果して、ストラッフオルドに比すべきポリチシアンであつたか、或ひは一介の武人に過ぎなかつたのであるか。公正なる批判は、抑ゝ井伊氏を何處に定置せしむるであらうか。

彼れ井伊直弼は、家康の智將井伊直政・直孝を、その祖先に有するだけ、彼れの性格の大部分は、武勇性を以て滿されてゐた。彼れが壯年において、河西充信に居合・拳法を學び、西村義行に山鹿流の軍學を學び、自から『新心新流』を編み出したのは、彼れが武人性において、他人の及び得ざる特能を有してゐたことを語るに充分である。彼れは、嘗て義行に與ふる書中において曰く、

『學候へば學に付き、色々と不審多く相成、尤見捨置も成不申、扨々六ケ敷者、中々此雲霧を拂ひ、清心に相成候事、一生涯無覺束存じ候。乍然予は懸りかけ候儀は、中途に止め候儀、甚禁物に候間、何卒兵學を柄に致存念に御座候。何分にも鴻燕時を同じくせず、春去夏の事とも相成、徒に玉の緒のもつれんこと、危き次第に御座候。』

一片の文中にも、彼れの不撓の精神と、武人性とを、發揮して遺憾なしといふべきである。彼れが、一個の剛毅果斷なる武人であつたことは、彼れの性格の充分に說明するところであつた。然しながら、これを以て、彼れは一介の武人にして、ポリチシアンにあらずと斷ずるのは、聊か輕卒に失するの憾みがある。

直弼は、嘉永三年〔庚戌〕十一月、直亮の後を享けて、彥根侯に襲封するや、三十六歲を以て、藩政の改革に臨んだが、彼れは宣言して曰く、

一、古今國家の盛衰存亡は、身を修むると修めざると、言路の開くると塞がるとに寄り候得ば、我等の過失は勿論、治國有益之儀は、諂諛因循之心を懷かず、誠意精忠を旨として、諫爭考意、聊無二遠慮一幾度も可レ被二申聞一候。諸役人を始め、家中一統、可レ爲二同前一候。若我等存違ひ申出候歟、又は家老不道理なること被レ申候ても押返し申儀も無レ之、權威に恐れ、追從輕薄致し、身を構へ候樣之族は、不忠の至り、士之失二本意一候事と存候。向後我等爲方を存じ、家老へ申出候儀、毛頭不二指扣一心底可二申述一候。萬一不心得の衆も有レ之候はば、側役を以て可二申出一、品に寄り呼出だし、直ちに尋候事も可レ有レ之間、遠慮憚ること無く可二申聞一候。

治國の要道を、『個人の完成』と『言論の自由』とに發見したのは、果して一介の木强漢の、能く爲し得るところであらうか。これほど民意を尊重するデモクラチツクの宣言書は、恐らく近時の政黨內閣ですら、能くし得ざるところであらう。廟堂に立ちたる、彼れの政治的行動は、彥根藩治における彼れの主義を裏切るものであり、この宣言の趣旨を、全然無價値ならしむるほど、正反對の行爲を敢てしたのであるが、これが爲めに、彼れの政治

的知識を蒙昧に引下ぐることには、少しく殘酷に失するであらう。彼れと此れとには、正に九十年の距離があり、時勢の變化においては、實に宵壤も啻ならざる懸隔があることを、考慮に入れなければならぬ。

又た彼れは、嘉永六年〔癸丑〕幕府の質問に答へて、その外交論を提出した。彼れの對外政策論の一端に曰く

〔前略〕當今の勢ひを以て、篤と相考候處、近年外寇之萌芽を察し、頻りに患國之英雄、憤士之先識、議論紛々たりしも、今時之急變に相臨候而は、御古代之如く、前條閉洋之御法而已を押立、天下靜謐、皇國安體之御所置、可レ有レ之共不レ被レ存、尤海防之全備、年月を不レ經ては、難二行屆一候。

所謂る悲憤慷慨の士の、鎖國攘夷論の時勢に疎きを暗に冷笑し、當時闔國の輿論に反對して、開國進取論を提唱したのは、聊か異數とするところであつた。彼れはまた曰く、

行く者は進取之勢あり、待者は退縮之姿にて、古今之勢、必然に相見え候。祖宗閉洋之御法には候得共、支那和蘭之橋ばかりは殘し被レ置候。今此橋を幸ひに、外國之御所置可レ有レ之事、暫く兵端を不レ開、年月を經て、必勝萬全を得るの術計に出可レ申哉。

隨分と開けたる考へにて、彼れは幕府の內情、及び諸藩の實情を審かしてゐたので、攘夷などの行はるべからざるは、百も承知の上であつた。年月を經て、我れに備へあるを待つといふのは齊彬等の考ふるところと、略ぼ一致してゐるが、齊彬は直弼ほど、明確に開國論を主張し得なかつた。『支那。和蘭之橋ばかりは殘し被レ置候』の一語、彼れの外交眼の頗ぶる凡ならざるを見る。

亞墨利加・亞魯刺も、航海の術は、近年習熟致候由、吾皇國之人性、怜悧敏疾、今より習練致さば、いかで西洋人に劣り可レ申哉。國體時勢を量り、永世皇國蕃夷の憂なく、海內靜謐に御守護被レ遊候はば、たとへ祖宗の御法に沿革增損御座候共、却而神慮に被レ爲レ叶候はん歟と奉レ存候。尤今度の御處置、專ら海內の信義を得させられん事、肝要と奉レ存候へば、第一天朝に被レ達、伊勢、石清水、鹿島等へ勅使、日光山へ臺使を被レ立、海內靜謐、國家安全之御裁斷可レ有被レ告、兎角、神慮に被レ爲レ任候はん事、神國之舊典、且人心をして一致なさしむべき御計ひ歟と奉レ存候。

彼れは日本の國民性をも、能く呑み込み、國體の基礎をも承知し、國民の心理を誘導することをも、心得て居つた。今日から見れば、平々凡々の意見、何の奇もないが、さて是れだけのことは、武將では思ひ到らぬところであらう。モルトケも、ネルソンも、東鄉平八郎も、一介の武將として勇を四方に張ることは出來るが、井伊ほどの經世論策を有することが出來たらうか。井伊を以て、一介の武辨として排し去るは、聊か彼れの斷獄政策に眩惑したものであることを免がれないであらう。

人はその知見と、性格とに、一ならざる場合があるものである。井伊の場合においても、亦たこれを見る。井伊の知識的方面は、立派なる經世家・政治家たるに、充分なる內容を具へて居つたと思ふ。ただ彼れの性格は、彼れの知見を圓滿に完成せしむべく、餘りに敢勇に過ぎたものであつた。彼れの性格は剛毅であつた。果斷であつた。彼れが事を行はんとする前には、彼れをして躊躇せしむる何物もなかつた。斷じて行へば鬼神も之を避く

といふのは、彼れの信仰であつた。

【十二】 井伊大老のクーデター【戊午の大獄】

安政五年〔戊午〕六月二十四日の殿中に於ける烈公・直弼の對決は、安政史中の一大論議であるが、直弼の襟度は、この大會見において、鼎の重きを加へた觀がある。諸侯には自から登城の日が定まつてゐて、緊急の要事なき限り、定日以外の登城は滅多にない。ところが此日は、定例を破つて、水戸齊昭・尾張慶恕・及び齊昭の子慶篤相率ゐて登城し、猶ほ此の朝、井伊の自邸に往訪したる越前春嶽も、續いて登城したので、城中は遽かに色めき立つた。不穩の色は人々の面に現はれた。此日春嶽は同席するを得なかつたが、烈公以下二侯は、大廊下の上局に井伊と面接して、隨分鋭く條約調印の違勅なることと、繼嗣問題の專横なることを痛撃した。此日の會見は、或ひは烈公の言論鋭くして、井伊は何の答ふるところあるを得なかつたといふ者もあり、或ひは井伊の辨疏條理に合して、烈公の脚元は屢々亂れ勝であつたと傳ふるものもある。著者は、孰れが果して眞なるやを知らぬが、惟ふに烈公と直弼との對陣は、蓋し直弼の重厚なる斤量に烈公も少しく刄が立ち兼ねた形ではあるまいか。御三家の一人として現はれ來たるときは、烈公の威容は、以て諸侯を壓するに足るが、一個の人物として、赤裸々に直弼と相對する時は、蓋し兩田の左右になきを憾まざるを得ないであらう。烈公は偉いとはいつても、お殿樣の偉いものに過ぎない。自分自身で錬へあげて來た、直弼のごときに比するときは、實際の優劣に少なからぬ

相違が生じて來るであらう。

三侯退出の後、井伊は折から廊下に通りかかつた大久保一翁を顧みて、

『老公々々と、鬼神のやうにいふから、餘程手ごたへもあるかと思つたところが、思ひの外、何ばかりのこともなかつた。』

と呵々大笑して退去したといふことである。談中、烈公は屢々語窮して、その度毎に『越前を呼べ々々』と大聲にて呼ばれたといふが、井伊の返答如何によつては、彼れに腹を切らせて申譯させんとまで意氣込んだ齊昭としては『大事既に去る』と嘆息して退出するの外なかつたのは、少しく太刀風の亂れたるを語つてはゐない乎。

井伊は、早くも烈公の爲すなきを觀破した。そして彼れに一撃を加へた。井伊はまた諸侯の與し易きを知つてそれ等にも一撃を與へた。從つて尊皇攘夷論なども、よい加減のものであると見縊つて、これにも痛撃を加へ、京都に蠢動する天下の志士など稱する連中は、物の數でもないと考へ、殆んど一網に打盡して大壓迫を加へた。井伊の根本思想は、一言にしていへば、幕府獨裁政治の權威を再造するにあつた。井伊は思つたであらう。當今の時勢が、かくのごとく亂脈になつたのは、政治の中心が動搖し初めたからである。幕府の中心さへ、儼然として聳立してゐれば、そこらの痩浪人に、一言でも吐かせるものではない。幕府が烈公一人を持て餘して、自から頭を下げて、政治の方針を諮詢するなどは、不見識極まる話である。況んや議を諸侯に聽くがごときに至つては、以ての外のことである。かくのごとき態たらくで、幕府の威令は何處に行はるるであらうか。今や天下を拯

ふの道は、國家の中心點を確立するにあるのみだ。國家の中心點を確立するには、幕府の基礎を鞏固ならしむるの外はない。幕府の基礎を鞏固ならしむるの道は、群議を排して、幕府の權威を四方に示すにある。彼れは恐らく斯くのごとく考へたであらう。

井伊の政策は、恰かも山巓より轉がり落ちて來た巨岩を、急流の間に引き止むるやうなものであつた。彼れは彼れが天性の剛毅と果斷とを賴んで、轉々せる巨岩を、ウントコサと川中に引き留めた。その力や恐るべきものであつた。されど水流は岩に當つて激し、飛沫は亂れて花と散るに至つた。

* * * *

井伊が大老に任じたのは、安政五年（戊午）四月廿三日であつたが、六月二十日には勅許を俟たずして條約調印を爲し、二日の後、二十二日には堀田備中・松平伊賀を斥け、二十四日に水戸・尾張・越前を論破して、翌二十五日、堂々として紀州侯世子を公宣した。七月五日には水・尾・越を譴責し、慶篤・慶喜の登城を停め、九月七日に到つて遂に梅田雲濱を捕へ、十八日、水戸京都留守居役鵜飼父子を捕へ、廿二日、鷹司・一條兩家の家臣數十人を拉し、鷹司父子を斥けた。廿七日には日下部伊三治を捕へ、十月四日には藤森泰助を縛し、十一月二十三日に至つて伊達遠江は隱居し、十二月三十一日、三條公經の退去を見た。これ彼れが大老となりたる、其年の八ヶ月間における高壓政策の一端であつた。而うして、翌六年に至つて、所謂大獄の斷罪となり、諸有志は悉く刑せられ、玉石共に燬くの壯烈事は演ぜられたのであつた。

井伊の考ふるところは、幕府政治家の何人も考ふるところであつた、が又た何人も行ふを難んじたところであつた。幕府の權威の衰ふるは、何人もそれを見て洪嘆するところであつた。併しながら、一たび轉がり出した石は、次第に加速度を以て落下して行くのみであつた。井伊は身を挺して、轉石を止めんとした。彼れは之を爲し得ると信じ、またかくすれば幕府を未倒に起すことが出來ると信じたであらう。人の爲し得ざるところを爲し、人の懼るることろを懼れず、その信ずるところに向つて、直往邁進するとこの出來る人は英傑である。井伊は慥かに英傑であつた。彼れは力ある改革家、信念ある政治家であつた。

さて、人若し、彼れの時代を離れ、彼れの環境を脫し、彼れの人物より去つて、彼れを明治維新史の一部として、近世政治史の一部として、冷靜に淡白に、彼れの事跡を見るときは、彼れは果して、彼れの考へたるがごとき時勢を、作り得たものであつたらうか。彼れの志は、果して酬ゐられたるや否や。

彼れは時勢の逆行者ではなかつたであらうか。彼れのクーデターは、幕府の權威を永續せしむる所以のものではなくして、却つて幕府の命脈を短縮する結果を齎しはしなかつたらうか。彼れは時代の劈頭に踊る豫言者・先覺者ではなくして、時代の最後を飾るべき殉難者の一人ではなかつたらうか。彼れを以て、平凡なる一個の武辨とするのは、彼れの爲めに聊か氣の毒であるが、惜しいかな『義家兵法を知らず』の觀があつた。彼れは政治家であつた。併しながら、世界の形勢を察し、國家の將來を達觀する、大經綸家としての眼光がなかつた。

彼れの眼中には、唯だ『幕府』があるのみで、『國家』がなかつた。更らに適切にいへば、彼れは『將軍』ある

を知つて『國民』あるを知らなかつた。彼れが、國家を治むるの道は、權力ある集權の下においてせざるべからずと考へたのは、決して愚見といふものではなかつた。併しながら、彼れの眼は、權力の中心そのものが移動しつつあることを觀破することが出來なかつた。それが、彼れの失敗する所以であり、逆行する所以であり、また非業に落命する所以でもあつた。

井伊は幕府を鞏固にしさへすれば、天下は治まると思つたが、政治の中心は、既に幕府より朝廷に、少數より多數に、將軍より國民に、一大移動を演じつつあつたことを、彼れは知らなんだ。彼れは空虛なる殿堂の改造に全力を盡したやうなものであつた。改造されたる殿堂は、假令巍然として雲表に聳えても、信仰の變じたる人々は、誰れ一人それを顧みない。

烈公や、春嶽や、齊彬や、そのいふところは頗ぶる妥協的であるが、彼等が、幕府を中心とし、諸侯の群議を以て、天下の政治を行はんとしたのは、彼等が無自覺の間に、近代的政治に近づきつつあつたことを語るものではないか。專制政治より合議政治へ、封建政治より立憲政治へ、不知不識の間に移りつつあつたことを示すものではないか。大勢の趨くところは『天下は天皇の天下にして將軍の天下にあらず』といふの、國體的自覺にあつた。國家は幕府の私すべきものにあらずして、皇室の親政によるべきであるといふ皇政の憧憬であつた。井伊の幕府中心主義・幕府專權主義は、國民が將に脫ぎ捨てんとする、古き衣であつたのだ。

井伊は『賣國奴』でもなければ、また『開國の本尊』でもない。彼れは一個の武斷的舊式政治家のみ。彼れは

德川氏の最大忠臣であつて『國民の敵』たる地位を免がれなんだ。彼れは幕府を後ろにして、國民の面前に現はれ、白刃を閃かして奮戰したる一勇者であつた。彼れは一たび成功した。併しながら、彼れの爲めに一たび薙ぎ立てられたる國民は、霏々たる白雪を蹴つて重來し、櫻田門外に時ならぬ花を散らすに到つた。

落花紛紛雪紛紛。踏レ雪蹴レ花伏兵起。
白晝斬取大臣頭。噫嘻時事可レ知耳。
落花紛紛雪紛紛。或恐天下多事兆レ於レ此

亂るるは花か、散るは雪か。風は蒼天より吹き、人は地上より起つて、ここに日本は「維新回天時代」の渦中に投ぜらるるに至つた。

【十二】大獄の犧牲者

抑〻安政の大獄なるものは、遠因もあり近因もあり、又たその內容にも、尋常一樣ならざる曲折あり、輕重あり、一概に論斷するを許されぬが、要は井伊の斷行せんとする開國政策と、之に反對せんとする尊攘派の劃策との正面衝突であつた。井伊が幕府中心主義を執り、尊攘派が皇室中心主義を執つた爲に、皇室と幕府との反目を一層激化するものとなつたのは、これ亦た避くべからざるの勢ひであつた。大獄激發の直接原因は、何といつても水戸藩へ降された勅諚に基因するものの如くである。此の勅諚は、水戸藩のみならず、水・薩・長を始め十三

藩に賜はらんとしたものであつたが、先づ水戸、薩摩、長州三藩に下されたのみで、未だ他に及ばざるに、早くも幕府の反撃に出會つた次第であつた。勅諚の本文は前項「合縱連衡亦た成らず」の中〔二一九一頁〕に掲出されてゐるので、茲には再出せぬ。

水戸藩に下されたる勅諚には、左の如く附記せられてゐる。

御別紙勅諚之趣、被二御進一候。右は國家之大事は勿論、德川家を御扶助之思召に候間、會議有レ之御安全候樣、可レ有二勘考一旨、以二出格之思召一被二御出一候間、猶同列之方方、三家・家門之衆以上、隱居に至迄、列藩一同にも、御趣意相心得候樣、向向へ傳達可レ有レ之候樣、被二御出一候。以上。

午八月八日

近衛左大臣忠熈
鷹司右大臣輔熈
一條內大臣忠香
三條前內大臣實萬
二條大納言齊政
近衛大納言忠房

尙々老中への達書も今日出候事。

右勅諚が水戸藩に降されたる徑路は、八月八日、先づ朝廷の傳奏役から、水戸藩京都留守居であつた鵜飼吉左衛門に手交され、吉左衛門は之を其子幸吉及び薩藩士日下部伊三次に託し、兩人は之を奉じて、八月十七日、江戸の水戸藩邸に達したものである。

幕府に對する前同樣の勅諚は、水戸に下されたものより一日遲れ、八月九日附を以て所司代に手交され、十九日江戸幕府老中に達せられた。此の勅諚を受けたる幕府は、事の以外なるに驚ろき、京都所司代をして右勅諚降下の眞相を探索せしめたところが、越えて二十七日に至り、右勅諚に關しては、關白九條尚忠は何等與かるところがないとの報告を得た。玆において幕閣は、右勅諚は、全く諸國勤皇浪士と稱する輩の策謀に出でたるものに相違ないとして、玆に是等浪士を始め、凡そ勤皇運動に關する者を、此機會において一網打盡するの必要ありとし、一擧斷獄の擧に出で、浪人運動の根絕やしを試みたのである。

世に所謂る安政戊午の大獄なるものは、是より發生したのであるが、此時井伊大老と東西相應じて、水も洩らさぬ配置を爲し、迅速事を處したのは、彥根藩士長野主膳で、酒井若狹守は所司代として、縱橫の權を揮つた。

酒井若狹守は安政五年「戊午」八月十六日江戸を發し、九月三日京都に著任した。長野主膳は桑名に密行して先づ浪士捕縛の第一著手に、梅田雲濱を擧げんことを進言してゐる。雲濱は元と若州藩士で、今は浪人してゐるとはいへ、若狹守の舊家臣である。『請ふ隗より始めよ』といふ手段を執つたのは主膳の凄腕で、或る意味において、若狹守の膽力を試みたともいへる。

若狭守入京後、二日目の九月五日に、長野主膳は早くも雲濱捕縛の督促狀を、若狭守の家臣、三浦七兵衞に與へ、「君の方でやらなければ、僕の方でやるぞ」と脅しつけてゐる。その手紙に曰く、

梅田源二郎事は、第一大切の御召捕のものにて候へば、少しも遲々相成、萬一取逃し候ては、奸悪の逆徒、可ニ相糺一之大本を失ひ候樣可ニ相成一、關東朝敵と申ふらし候次第等、此度江戸表より被ニ仰越一候事有レ之候間、萬一太守樣〔若狭守をいふ〕にて御召捕御差支有レ之候はゞ、公邊へ御召捕は勿論之事、急速之義は、彥根へ召捕相候成はゞ可レ然旨、留守居之者承レ之、今日彥根出立仕、明六日京着之筈に御座候。右梅田之口揚り候はゞ、梁川星巖を初め、右之徒四五人許御召捕、御吟味相成候はゞ、惡謀逆徒之根元、可ニ相分一奉レ存候。左候はゞ、凡此期に及び、國亂之基本を豫め御治め被レ遊候術は、此の他に有レ之間敷か……』云々

かかる脅迫的催促狀を受けては、若狭守も情誼に拘はつてゐる譯にゆかぬ。泣いて馬謖を斬る積りで、九月七日の夜、伏見町奉行、內藤豐後守の手に命じて、遂に雲濱を縛せしめた。之が手始めで、所謂る戊午の大獄は斷ぜられた。今その重なる斷罪者を擧ぐれば、

○切腹　〔水戸殿家來〕　安島帶刀
○死罪　〔同〕　茅根伊豫之介
○死罪　〔同〕　鵜飼吉左衞門
○獄門　〔同〕　鵜飼幸吉

○遠島 〔同〕 鮎澤伊太夫

○中追放 〔鷹司殿諸大夫〕 小林民部權太輔

○遠島 〔儒醫〕 池內大學

○押込 〔近衞殿老女〕 津崎村岡

○以上安政六年八月廿七日、於評定所松平伯耆守、久貝因幡守、池田播磨守申渡

○死罪 〔曾我權右衞門家來〕 飯泉喜內

○中追放 〔三條家諸大夫〕 丹羽豐前守

○押込五十日 〔鷹司殿諸大夫〕 高橋兵部權太輔

○永押込 〔御藏舍人安藝守悴〕 山科出雲守

○押込百日 〔有栖川宮家臣〕 飯田左馬

○押込五十日 〔下田奉行手附出役〕 大沼又三郎

○押込三十日 〔飯泉喜內悴〕 飯泉春堂

○死罪 〔松平越前守家來〕 橋本左內

○中追放 〔鷹司殿家來〕 三國大學

○永押込 〔三條家家臣〕 森寺若狹守

○死罪	〔儒者〕	頼三樹三郎
○中追放	〔青蓮院宮家臣〕	伊丹藏人
○押込五十日	〔同〕	山田勘解由
○所拂	〔儒者〕	宇喜田一蕙
○所拂	〔宇喜田一蕙忰〕	宇喜田松庵
○中追放	〔信州松本町名主〕	茂兵衛門
○手鎖卅日	〔信州松本町宰領〕	源右衛門
○急度叱	〔浪人〕	山本貞一郎
○同	〔同人娘〕	ムメ
○同	〔同人娘〕	サイ
○同	〔同人妻〕	トヨ
○中追放	〔一條殿家臣〕	入江雅樂頭
○洛中洛外構江戸拂	〔一條殿家臣〕	若松杢權頭
○永押込	〔久我家諸大夫〕	春日讃岐守
○遠島	〔大學寺門跡療病院內〕	六物空滿

○押込　〔三條家家臣〕　富田織部
○所拂　〔浪人〕　蒲　市正
○遠島　〔松前伊豆守領百姓〕　八郎

○以上は同年十月七日、於評定所松平伯耆守、久貝因幡守申渡

○死罪　〔毛利敬親侯家臣〕　吉田寅次郎
○押込百日　藤田忠藏
○押込百日　〔藤村權右衛門組下〕　岩本常助
○永押込　〔松平修理太夫家來〕　大山正阿彌
○永押込　〔酒井雅樂守家來〕　菅野謙介
○永押込　〔土屋采女正家來〕　大久保要
○永押込　〔松平豐前守家來〕　奥平小太郎
○永押込　〔松平讃岐守家來〕　長谷川宗右衛門
○押込百日　〔水戸殿家來〕　大竹儀兵衛
○永押込　〔松平讃岐守家來〕　長谷川速水
○中追放　〔水戸領分百姓〕　トキ

○遠島　〔日下部伊三次悴〕　日下部祐之進
○江戸構紀伊領分拂　〔紀伊領分百姓〕　格太郎
○遠島　〔勝野豊作悴〕　勝野森之助
○百日押込　〔同次男〕　同　保三郎
○百日押込　〔同人妻〕　チカ
○百日押込　〔同人娘〕　コウ
○重追放　〔伊達遠江守家來〕　吉見長左衛門
○百日押込　〔岡部土佐守家來〕　筧　承三
○中追放　〔古賀謹一郎家來〕　藤森恭助

○以上同年十月廿七日、於評定所、松平伯耆守、久貝因幡守、石谷播摩守申渡

○遠島　〔茅根伊豫之介悴〕　茅根熊太郎
○中追放　〔鮎澤伊太夫悴〕　鮎澤力之助
○中追放　〔同次男〕　同　六藏
○追放　〔小林民部權太輔悴〕　小林越前守
〔鵜飼吉左衛門次男〕　鵜飼喜三郎

〔同三男〕　同　貞五郎
〔同四男〕　同　傳四郎
○獄中死亡　〔若狹小濱藩浪人〕　梅田源次郎
○獄中病死　〔西園寺家家臣〕　藤井尙弼
○獄中病死　〔富小路家家臣〕　山本縫殿

天下の志士は、かくして悉く井伊大老の羅織するところとなつた。井伊は之によつて、猶ほ安んぜず、公卿・大名にもその魔手を伸ばし、落飾、蟄居、謹愼、隱居等を命じた。その主なる人々は、

【公卿】
近衞忠熙〔左大臣〕三條實萬〔前內大臣〕鷹司政通〔太閤〕鷹司輔熙〔右大臣〕一條忠香〔內大臣〕二條齊敬〔權大納言〕久我建通〔權大納言議奏〕廣橋光成〔同〕萬里小路正房〔權大納言〕近衞忠房〔同〕中山忠能〔同〕正親町三條實愛〔權中納言〕坊城俊克〔同〕大原重德〔正三位〕裏松恭光〔大藏卿〕以上は落飾、蟄居、謹愼等。

【大名】
德川齊昭〔前水戸藩主〕德川慶篤〔水戸藩主〕德川慶勝〔尾張藩主〕一橋慶喜〔齊昭の七男〕松平慶永〔越前藩主〕山內豐信〔土佐藩主〕伊達宗城〔宇和島藩主〕に永蟄居、隱居、謹愼等。

であつた。當時の名紳・賢侯を擧げて、これほどの大斷罪を行つたのは、井伊が怪腕(くわいわん)のほど、眞に恐るべしといふ外はない。

罪に輕重あり、悉く死罪ではないが、勤皇派の息の根は、全く止まると思はれた。雲濱(うんぴん)の如きは、死罪にすべき理由が發見されぬので、訊問の次第を井伊に申達すると、井伊は、

『何も取調べに拘はる必要はない。罪がなければ、一服盛ればよいではないか』

といつたと傳へてゐる。それかあらぬか、雲濱が獄中において病死したのは、毒害に會つたのだとの、噂もあるくらゐである。

＊　　＊　　＊　　＊　　＊

何にしても安政の大獄は、井伊の一大クーデターであつて、勤皇派の大彈壓(だいだんあつ)であつた。忽ち到る暴風雨は、枝を折り、幹を裂き、若木は根こそぎ打倒された。渦卷く雲、狂人の如き風、征矢(そや)の如き雨、泣き叫ぶ樹々のわめきは、天地(てんち)暗澹(あんたん)、あはれ、此世の終りかと思はしめた。

風去り、雨過ぎて見れば、滿目蕭條(まんもくしようでう)として、一木の完たきなく、一草の倒れざるなく、ただ赫々たる大老の權威のみ、烈日の威光を示してゐる。ああ斯くして果して幕府は盤石の安きを得、勤皇は地底に滅却し去つたか。

次いで來たりしものは何ぞ。天、雪を雨ふらし、地、落花を舞はしめ、後進の子弟は、蕭々(しようしよう)として易水(えきすゐ)を渡り來る。天運の旋(めぐ)るといふ勿れ。吾人は之れを、皇國本然の莊姿の顯現と見る。

【參考】大獄犧牲者の詩歌

玉の緒の絶ゆともよしやわが君のかげのまもりとならんと思へば　安島帶刀

排レ空欲三手掃二妖熒一。失脚墮來江戸城。井底痴蛙過二憂慮一。天邊大月缺二高明一。　賴三樹三郎

身臨二湯鑊一家無レ信。夢斬二鯨鯢一劍有レ聲。風雨他年苔石面。誰題日本古狂生。　同

きみが世をおもふ心の一すぢに我が身ありとは思はざりけり　梅田源次郎

わしたかのかたき心をむらすずめむらがりしとて知らるべしやは　小林民部

たをやめも國の爲めをば思ふなれなどますらをのあだに過ごせる　同

思ひきや消えなむとせし露の身をふたたび草にかへすべしとは　飯田左馬

この春は夢に越えしかけふこそはうつつにかへるうづの山みち　同

第二章　月明の薩摩潟

【一】勤皇僧月照上人

井伊の強壓政策は、著るしく天下の志士を激せしむるものとなつて、勤皇の聲、討幕の叫びは、嵐のごとく全國に吹き起つたのであつた。幕府の暴戻を憤ふるの聲は、今や闔國の輿論となつた。單り武士階級のみに止まらず、桑門の緇徒、神官の子、巾幗の婦人まで、勤皇の爲めに赤誠を披瀝するの勢ひとなつた。

僧月照は、洛東清水寺、成就院の住僧であつたが、夙に勤皇の志篤く、青蓮院宮尊融法親王・近衞忠熙の知遇を得、小林民部・頼三樹三郎・春日潜菴・西鄕南洲・平野國臣・老女むら岡等と往來して、勤皇運動の倡首となつた人であつた。遂に幕府の諱むところとなつて、身をおくに處なく、京を追はれて西海に流れ、南洲と相抱いて月明の薩海に投ずるに至つたが、月照の一生は、實に一篇の詩であり、悲劇であり、哀史であつた。

月照は讃岐國元多度郡吉原村の農夫鼎齋の長子といひ、又た玉井宗江の子ともいひ、文化十年〔癸酉〕西鄕南洲に先んずること十四年の兄として生れたが、文政十年〔丁亥〕南洲が薩南に呱々の聲を揚ぐる時には、彼れは既に、叔父成就院藏海の許にあつて、薙髮して中將房忍鎧と稱へてゐた。時に月照は猶ほ十五歳の一少年であつ

た。天保六年〔乙未〕五月十二日、藏海の後を享けて成就院の住僧となり、弘化三年〔丙午〕十二月九日、山内寶性院の住職をも兼ね、嘉永二年〔己酉〕忍向と改めた。

【參考】　僧月照の誕生地に就て　〔長尾藻城稿〕

『相約投レ淵無二後先一。豈圖波上再生緣。回レ首十有餘年夢。空隔二幽明一哭二墓前一。』とは、是れ維新の元勳西鄕南洲翁が後年月照上人を追懷して、涙を墓前に灑ぎし二十八字なり。南洲曾て人に語つて曰く『唯だ此和尙ならば生死を共にしようと云ふ考へが初對面の時から起つた。それは因果とも云ふべきものであらうが、不思議にも此和尙に惚込んだ』と。投海の事豈偶然ならんや。

月照は讃岐國仲多度郡（今の元多度郡　吉原村の人なり。文化十年を以て生る。其祖は八藏と云ふ貧農なり。（一說に雨霧城主香川信景の家人に竹森某なるものあり。竹森の裔を安右衞門と云ひ、其の子三人あり。長を卯八と呼び、次は鼎齋と云ふ。三男は卽ち藏海にて、二三男は僧となり、長男は家を子熊造に傳へ、熊造の子友造、友造の子を文治と云ふ。今猶は殘れりと）八藏二男あり。昆を鼎齋と云ひ、季を藏海と呼ぶ。八藏深く佛を信ず。二子を捨てて僧となす。鼎齋は讃岐國鹽飽七島の内高見島（多度津の沖三海里の地點に在り）理正院及び備中國眞言宗諸寺に轉住す。後故ありて還俗し、二男を擧ぐ。長は卽ち月照上人にして、季は信海なり。上人幼名を久丸と云ふ（或は云ふ宗久、又は久麿）幼より信海と共に捨身し、其肉緣に當れる仲多度郡碑殿村遍照院牛額密寺の住僧藏海の附弟となる。

藏海の京都淸水寺に轉住するに及びて、上人及び信海も共に上洛せり。上人曾て高野山に上りしも、藏海の後を承けて淸

水寺の後住とはなれり。上人の清水寺に入りし時は二十餘歳なりき。上人名は忍鎧、後ち忍向と改む。月照は其號。別に松間亭、無隱庵、菩提樹園の號あり。月照の誕生地と傳ふるは、讃岐國仲多度郡吉原村と云へる僻陬の地にして、弘法大師の誕生の地たる善通寺の背に在り。今は其姻戚と稱する一農家を存す。同村村長秋山某氏、曾て予のために其遺跡を說き屢ゝ來遊を促がしたれど、機會を得ずして未だ之を果さず。讃岐國眞言宗の諸寺、上人の遺墨を存するもの多し。遍照院海岸寺、高松大護寺の如きは、曾て上人の來り身を寄せしことある寺なりと云ふ。

月照が寺職を弟信海に讓つて、身を風雲に託し、諸國遊歷の客となつたのは、安政元年〔甲寅〕二月のことであつて、近衞忠熈の知遇を得るに至つたのは、安政二年〔乙卯〕三月九日のことであつた。或ひは高臺寺春光院に住し、或ひは長樂寺云云院に宿り、或ひは歌の中山清閑寺に寓し、或ひは東福寺靈雲院に、假りの宿を定めたこともあり、身を浮草のそれのごとく、水の流れの行くにまかせて行き、止まるにまかせて止まつたが、心は赤き誠の色、清水寺の秋の紅葉の色よりも濃く、ただ君の爲め國の爲め、思ふこころの一すぢであつた。

弓矢とる身にしあらねど一すぢに
　立てし心のすゑはかはらじ

壯烈の氣は、おのづから一首の歌の中にもあつた。

近衞忠熈、かつて勤皇の志をこめて不動明王に祈り、

動きなき明らけき世を一すぢに

いまこの時ぞなほ祈るなる

と詠ぜられたるに答へて、月照は歌ひていふ。

國の爲め君の爲めには露の命
ただこのときぞ捨てどころなる

と『いまこの時』と祈り『ただこのとき』と、捨つる命の人々の志は、必らずや神もあはれと見そなはしたであらう。

【二】西鄕と月照との關係

西鄕と月照との友交を生じたのは、西鄕上京後、近衞家との關係から發生したものと思はるるから、恐らく安政三・四年以後に屬し、薩海入水前、僅かに一二年の交游に過ぎない。それが相抱いて、生死を共にする迄に至つたところを見れば、固より運命の然らしむるところとはいへ、一見舊知の如く、刎頸の交りを結んだことが分る。當時、齊彬の遺志を受けたる西鄕の對時局策、並に進退の要領は、大凡そ次のやうなものであつたと察せらるる。先づ時局問題よりいへば、

第一　將軍繼嗣問題

第二　條約勅許問題

第三　朝幕問題

の三つの重大問題が、要するに安政時局の中心問題であつた。之に對し齊彬の考へたる對策は、

第一　一橋慶喜を立て諸侯之を輔佐す

第二　幕閣より進んで勅許を仰ぎ奉る

第三　朝廷を中心に仰ぎ幕府を改造す

といふに存した。齊彬を中心とする西郷の奔走も、要するに、如上の大方針に基いて遊説したに外ならぬ。然るに安政五年（戊午）に到り、時局は急轉直下し、齊彬逝去の一方、阿部に代つて井伊が大老となり、齊彬の心術とは全く反對の政策を斷行し、

第一　紀州家茂を將軍に擁立す

第二　勅許を待たずして條約に調印す

第三　朝廷を壓し諸侯志士を斥く

全く手も付けられぬ彈壓を加へ、暴政振りを示したので、天下の形勢は俄然一變し、志士仁人は其身を置くべき寸地をも失ひ去つた。既に投獄せられたる者は勿論、未だ捕へられざる西郷、月照等の運命が、暴風の中の枯葉も同然の身となつたのは當然であつた。

此の時事皆な非にして、志悉く違ふたる戊午の末年に際し、西郷等が悲風黑雨裡に、飛鳥の如く飛び交ひつ

つ、私かに劃策しつつあつたことは、

第一 勅諚を以て有志諸侯に降し非常に處せしむ

第二 勅諚を以て薩藩の精兵を京都に集中する

第三 公卿諸侯の實力を以て幕府に拮抗すること

にあつた。將に深淵の底に投じ來つて、蒼龍の玉を探るといふか、暗澹たる洞窟の中に入つて、虎兒を獲んとするか、そのいづれにしても、危難中の危難、必死中の必死事であつた。

時は安政五年〔戊午〕八月、西郷は近衞忠煕の命を奉じ、水戸・尾張兩藩に賜ふ內勅の寫しを携へて、先づ先んじて江戸に入り、諸藩の同志と密接に運動しつつあつたが、幕府の壓迫甚だしく、遂に目的を達することが出來ず、同志有村俊齋に託して、一先づ內勅寫しを近衞家に奉還せしむるの已むなきに至つた。當時、西郷が有村に託し、月照に與へたる書は、此間の事情を明らかにするに足るものであるから、之を左に揭出する。

月照に贈るの書 〔安政五年八月十一日〕

尙々有村儀〔海江田信義〕は、至而慥成者にて御座候間、此書狀御覽被ㇾ下候はゞ、何卒柳馬場之鍵屋え御出會被ㇾ下候而、大封物〔勅諚〕御受取可ㇾ被ㇾ下候。自分注進可ㇾ申候間、左樣御承知可ㇾ被ㇾ下候。

去二日早曉發足仕、晝夜兼行、差急申候處、漸ながら七日晝時分、弊廷に到着仕申候。彌以無二御障一御勤皇之筈、奉二恐賀一候。相隔候得ば尙更如何與、餘計に案方仕候計に御座候。扨御當地之御模樣彌增奸勢逞敷、尾藩

〔尾張〕に而は、御付家老竹腰大奸物にて、井〔井伊大老〕水土〔水野土佐守〕與合符いたし、君公〔德川慶恕〕を責込候時宜にて、有志之者悉く遠け、長谷川〔惣藏〕は御國元に投落され、田宮〔如雲〕は表え追出され候次第、只只御一人與相成れ、君公は現在搏せられ候姿に御座候。水藩は今一つ嚴に相成、老公〔水戸齊昭〕駒込延を御連枝並竹腰・水土より水藩に入替て護衛いたし候樣、尤幕監察よりも、右通に御相成候位にて、既に八朔には、珍事到來可レ仕模樣にて、水藩は惣體決心いたし候樣子に御座候由。幕府より町奉行え被ニ相達一同心共外火消には、指圖次第繰出候樣との趣、誠に危き事に御座候。兩藩共に、右通之譯に相成居、廷中え入込候儀も不ニ相調一密々通候儀さへ難ニ相叶一、殘念とも何共難レ申次第之譯、何卒宜敷陽明公〔近衞忠熈〕に被ニ仰上一被レ下度奉ニ合掌一候。いづれ不レ遠變を引候儀無ニ相違一兩藩共に憤激いたし居候間、今通に而は相濟申間敷何樣御達相成候而も、始終受返々々いたし居、何事も延引仕候付、又々手強く相掛來には、別條有ニ御座一間敷、水藩は餘程人數も繰上せ候由に御座候。右に付而は、天朝え手を出し候儀は、迚も出來申間敷儀に御座候間、必御安慮可レ被レ下候。いづれ成、此上は兩條之違勅決然與相立拔被レ遊、御確守被レ遊候儀、當時的重の御策與奉レ存候。暫く共機を御見合之外無ニ御座一、殘心之至に御座候。

一内藤豐後守上京仕候由、此人は伏見に而は至極民心を得、有志之樣に御座候得共、東行後は都而奸に與し、正論之面を以、京師之樣に遣込、情實を問拔趣向に御座候由、必御油斷被レ成間敷儀與奉レ存候。

一井伊與間部〔間部下總守〕勢甚敷、共他之閣老は、只共意に隨居候計に御座候。

一大久保右近將監も、油斷は不㆓相成㆒、奸に入込候儀と被㆑思申候。いまだ慥成咄は無㆓御座㆒候得共、心を置べき者に御座候。

一竹腰並水土之家來を上せ、事情探索に參候由。

一老寡君〔島津齊興〕儀、當月二十六日、當地發途之賦（つもり）に御座候。通伏之砌、左府公より、御直書を以、當時不㆓容易㆒御時節柄、若哉異人等之騷も御座候はゞ、兼而御力と被㆓思召㆒儀故、舊交を不㆑忘、御助力御賴被㆑遊との趣、御申込置被㆑下度、左候はゞ、人數を繰出し、守衞等之都合、至而致安く御座候間、何卒宜敷御願申上置候。其儀においては決而御安慮被㆓成下㆒候樣、御序を以、被㆓仰上㆒置可㆑被㆑下候。老寡君出立後に相成、私にも都合仕候而、又々上京仕可㆑申候間、尙又其節委敷御談合可㆓申上㆒候に付、左樣思召可㆑被㆑下候。

右之通之時宜にて、返すゞも奉㆓恐入㆒儀に御座候得共、實に無㆓致方㆒儀にて、御存之通、船を失ひ唯孤島にたたずみ候樣、如何ともしがたし。ヶ樣成事にいたり、尙更殘恨千萬之儀に御座候。此節は私無㆑據身寄者差下（よんどころなくみよりのものさしくだし）候付、品々右之始末申上候間、宜敷御汲取可㆑被㆑下候。大切成儀を、言を喰候場に相當、無㆓申譯㆒次第に御座候。いづれ御面上、細大可㆓申上㆒候得共、其内右之形行迄申上越候。自然左府公之御怒も、可㆑被㆑爲㆑在儀與恐入候得共、不㆑得㆑止次第にて、力に及び不㆑申候。有村俊齋與申者に託し、差上申候間、御受取被㆑下度。右之者は何も委敷儀不㆓相分㆒候付、其考にて御受取可㆑被㆑下候。此旨要事迄、如㆑此御座候。恐々謹言。

八月十一日〔安政五年〕　　西郷吉兵衞

忍向様

追啓上、滯在中には、別而御懇志被二成下一厚奉レ謝候。尤御序を以、左府公え宜敷御願被二仰上一可レ被レ下、是亦御願申上候。

口上

此一封、此まゝ御上げ下され候樣願上度候。何も後刻參殿、委曲可二申上一候。早々めでたくかしく。

忍向

むら岡様

* * * * *

是に由つて之を觀れば、江戸の狀勢は手に取る如く明瞭である。尾張藩の形勢は、家老が幕府と內通し、藩主は囚人同樣の狀態に置かれ、水戸藩はより以上の嚴戒を加へられ、水戸藩士の憤激は、將に一大衝突を演ぜん形勢である。西郷が『御存之通、船を失ひ、唯孤島にたゝずみ候樣、如何ともしがたし』といつてゐるのは、全く眞情を吐露した言であつた。

西郷は此書を月照に贈りたる後、同月廿四日江戸を退き、同三十日京都に到著した。月照と相携へて西下する運命となつたのは、これより以後の事に屬する。

【三】有馬新七の『都日記』（一）

その頃薩藩勤皇の志士に有馬新七なる人があつた。新七は武満と稱し、文政八年十一月四日、伊集院郷の坂本家に生れたが、三歳の折、父四郎兵衛正直が、有馬家を繼いで鹿兒島城下に移つたので、之に從ひ、上加治屋町に住んだ。天性學問文才あり、殊に勤皇心が篤かつたので、幕末風雲の亂るるに際し、大義名分を主唱して志士の中堅となつた。新七は國學古典に造詣が深く、且つ山崎闇齋の學統を受け、尊皇賤覇の思想に育成された。

天地無レ心春正央。　凡桃俗李各爭レ芳。
詩人不レ識九重裏。　雲霧濛濛鎖ニ國光一。

慷慨激越の狀は、詩篇の外に迸つてゐる。彼れは平生人に語つて「予は源三位賴政たらん」といつてゐたといふ。その志望の存するところも、略ぼ察せらるる。惜しい哉、三十八歳を以て、寺田屋事件の犧牲となつたが、安政五年（戊午）には、三十四歳（西郷より二歳の年長者）を以て、江戸に在り、西郷等と勅諚の降下に奔走しつつあつた。

新七は江戸の近情を報ずべく、且つ朝廷の勅諚を拜して、大いに諸侯の聯合、志士の糾合に努むべく、八月二十九日の夜、江戸を發して、上京の途に就いた。西郷の出發に遲るること四日の後であつた。當時の事情は、新七の自記に成る『都日記』に明らかである。その卷頭に曰く、

往にし年より、武蒲鳥が啼く東國に居たりしが、此度玉敷の平の都に參上らむとす。抑如此都に思立事は今年安政五年戊午の年の春の頃より、征夷府の政令こよなく淆亂て醜めき國の夷狄等參來て、大將軍に謁見え、しかのみならず、勅令を背奉り、通商を免許し、條約を定め、彼れの邪教寺まで造建る事さへ、夷狄等が心のままに、成行きぬ。然在るに今掛まくも宸極に照臨坐す、我が天皇命は（御諱を統仁と申し奉る）英明しく神武く坐て、皇祖神命の御事依しの隨に天地を所知食し細戈千足國の威武を振ひ、夷狄を攘ひ平げ、浦安の安國と安らけく御代しろしめさむと、綾にかしこき大御心坐しければ、いたく夷狄等の猖獗を憤り、征夷府の暴政を歎息かせ給ひ、再び勅令を下して征夷府の政の正しからぬを正し給ひ、殊更に水戸中納言にも勅令を下し給ひて、速に國々の國主城主にも勅書を達し、暴政を正し侍る可しと、最と懇に御言依し給ひしかど、中納言果斷なくして、却て奸黨太田（備中守）間部（下總守兩人共に老中職たり）が爲に欺罔かれ、勅命を畏み奉り執行ひ奉ることあたはず。征夷府には近江國彦根の城主井伊掃部頭大老職に居て、威權を肆にし、異心有りて暴逆を逞うし、彌荒びに荒びなし恐くも朝廷邊を輕蔑奉り勅命に背き、種々の曲事をのみ巧みなして、萬の國の秀國祖國なる我が大御國を汚穢し、天皇命の御宸襟を惱し奉れるぞいとど無道逆賊なりかし。己れ武蒲男道なき身にし有れど、いかで此をよそにのみ見つつ堪ふ可きかは。甚く切に慷慨み、己が志し同じき友等とかたらひ、武蒲都に參上り、征夷府の事情を詳に朝廷邊に奏し奉り、彼奸賊を誅戮ひ、夷狄等を攘ひ平げ、我が故中將君齊彬公の御遺志を繼奉り（公平常に朝廷を深く崇敬ひ給ひ夷狄を攘除て、皇威を海外に振ひ給はむの御

志坐しけるが、今年七月十六日に身退り給ひき。實に天下萬世皇國の不幸とも申し奉る可し。甚と遺憾し。）朝廷邊を鎭め奉らむ者ぞと、膽太く思ひ起せるなり。比は秋の半過八月廿九日の夜になむありける。竊に日下部氏が（名を伊三治と稱ふ。此も今年七月京に參上りて、水戸の殿人鵜飼小吉郎が勅書を奉護て關東に下れると同行て、伊三治も三條殿の御許にも參て、且別に奉護て下れるものも有り）家に至りて宿り、水戸の殿人鮎澤伊太夫征夷府の家人、勝野豐作等の人々も集來て、夜もすがら酒飲みかはし、天下の形勢を深切に物語りしつ。寅の刻比、宿を立出でぬ。都に疾く行かまほしく、

鳥か啼く東の空ゆ飛ふ鷲の翼をかもよかけりても行かむ

袖が浦といふ所にて吹風いと寒かりければ、

獨り行く旅の夜嵐烈しくて露置きまさる袖の浦波

いつしかと身にしむ秋の風寒くちぢに心をなくだく比かな

如此て品川の驛に至りて、先觸といふものを遣はし、忍びて上る路なれば、姓名をば中根仲之助と改めける。川崎の驛に至りて、夜は明たり。

斯くて新七は、九月七日夜、京都に入り、四條錦小路柳の馬場上るの鍵屋に宿つた。西郷、伊地知、有村と會同して、各〻事情を語り、善後の方策を議した。九月七日の日記に、

〔前略〕追分より粟田山を越え、四條の縄手に出で、夜酉下刻比、四條の錦小路柳の馬場上る所の鍵屋某が家

に至り着きぬ。此に旅宿しける已れが友なりける西郷隆盛、伊地知季靖、有村兼良〔俊齋〕の三人、即て立出で、ともに喜びねぎらふ。此人々は固より忠誠にして、深く朝廷を崇敬ひ畏み奉り、雄々しき眞情堅確き人々にて、皆へだてなきどちなれば、何くれと語らふに、旅の勞も打忘れ、方今の事情を語り會ひて、共に歎息き慷慨み、夜いたく更行までに、酒飲みかはして寢たり。云々

と記せるを見れば、西郷等も亦た、新七の入京を待ち受け、東西の形勢を協議すべく、人目を避けて、祕策を議したる狀況が、手に取る如く見ゆるのである。

* * * *

翌八日、早朝、西郷は月照に有馬の來著せる旨を告げ、月照によつて近衞家に聯絡せしめ、勅命降下の運動に著手した。此間の事は九月八日、九日の『都日記』に詳らかである。

○同〔九月〕八日、天氣よく晴れたり。朝疾く起出で隆盛より月照和尚に、余が參上りし由を文以て申しおこせたり。程なく和尚參られき。此の人は近衞殿下の御寵遇深き人にて、人がら溫厚にして愼謹深く且忠誠の雄心確く、皇威を振起しなん大志を起し、清水寺の住職を既く退て隱居の身となり、此春より此かた、一日も安閑に居ることなく、種々に朝廷の御爲に心力盡したる人なり。如此て關東の事情形勢を詳に語り、且其を巨細に書記したる書をまひらせければ、和尚卽て此を懷にして、近衞殿下の御許に參らる。余は大宮所をも拜奉り、且先考の御墓東福寺の內なる卽宗院に坐ば、彼所にも參らむとて、傔從と共に大宮所に參て、南門の前

に至りて、畏恐美拜奉り、夫より仙洞御所の邊を通り、鴨川を渡り聖護院の鳥居の邊を過りしに、此れの邊なる櫻木町に、近衞殿下の北の方郁君の御方の御別莊あり。余が先考郁君の御方の御附人として、嘗て此に居給ひ、余も先考と共に三月ばかりも居たりしが、先考も卽て身退給ひ、其が後に郁君の御方も、薨せさせ給ひて、今は其時の御別莊のみ殘りて、在坐し當時の事など思ひ出るにも、阿那耶と感て、涙せきあへずなむ有ける。かくて卽宗院に詣て、云々の所以有て參上りし由を申、花など手向奉りき。

詣で來て花を手向の枝ごとに露こぼれつつぬるる袖かな

歸りに通天の紅葉の木の下に、しばし休みぬ。紅葉も薄紅に染み出でぬ。流るる水清潔く、阿那清々しき心地せり。先考の嘗て云給ひしは、吾は都の土となりなば本意なる可きぞと、果して然なり給ひき。已れも都地を墳墓とこそ思へるは、平生の志になん有ける。斯て四條橋を渡りて、南側なる鰻店に立寄り、鰻飯を食ひき。此は余が平生に鰻魚を嗜む故に、僉俊の誘はれしに依てなり。未刻頃旅宿に歸れり。卽て和尙參られ、種々の論談に及びき。彼の事情を書記したる書は、近衞殿下に留置せ給ひ、叡覽に備奉り給ふ可きよしのたまはせたるよし、甚と々々畏くうれしくこそ侍れ。和尙申の下刻頃歸られたり。此月二日九條殿下御所勞の由にて、關白內覽御辭退坐て（九條殿下關東の奸黨に御內通有りしに依て、かく御辭退ありしなり。委しくは別に記せるものあり）同三日に主上聞食給ひ、卽て近衞殿下に內覽宣下坐て、內外の機務を預聞かせ給ふ。近衞殿下は忠誠の御志し確然坐て、關東の奸賊等さまさまに謀計をめぐらし、賄賂樣の物以て御心を惑し奉らむとすれども

少しも御動搖給はず。殊更主上未だ東宮に御坐し時より、東宮の傳にて、忠誠に勤み給ひし故に、主上の思食も他に異にして、かく內覽宣下も坐しけりとぞ。且三條殿下鷹司殿下（大閤は志しなき方に坐しけり）共に忠誠に坐て、左右の大臣になむ坐しける。親王には靑蓮院粟田宮坐て、英邁く絕倫たる御天質に坐て、共に朝廷を輔佐奉り給へる故に（其他中山中納言卿、大原三位卿、久我大納言卿、二條大納言卿、阿野宰相卿などの御方を初め忠義の志しある御方鮮かならざりき）關東の奸賊等忌諱奉ること甚と深し。然ど朝廷正しく剛健英明に坐ば、彼等いかに暴逆を逞うし、彌荒びに荒びなすとも、必ず大直日の神見直し坐て、卽て奸賊の荒びは止みなむ物ぞ。されば皇道豈に振興ざらめやも。今夜大阪より島津豐後が書翰來れり。此は我が前宰相公にも近衞殿下より勅命の御寫し（此は御寫なれども實は御內勅にぞ有ける）並に御直書遣し給ひ（此は去る八月に日下部氏が奉護て關東に下向れるなり）ける故に、御請仕らせ給はむ爲に、豐後都に參上る可き由になむ有りけれど、得參上り難きよし有れば、御請の事は公より御直書以てせさせ給ふ可ければ、都のことは宜しく計らひてよとの趣なり。水戶の留守居鵜飼より書翰來り、余にも對面せまほしけれども、世態さわがしく、且旁嫌疑も鮮かならざる故に、ことさらに得對面せず云々と申しおこせたり。且果品を種々贈られにき。甚辱し。

○九日天氣よく晴れたり。朝いまだほのぐらきに和尙參られたり。我黨謀て謂く。世態かく成りし上は、速に有志の國々の國主・城主達に再び勅命を下し給ひ、奸賊を征伐せ給はむこそ然らめ。殊に越前・土佐等の國主等は、水戶に勅書下れるを聞て、願くは御寫にても拜見奉らんと請望まれたり。然ば此度は斷然と國々に勅命

下し給ひなば、長門の萩、因幡の鳥取の城の主等も直に馳參て、勤王せられなむ。さも有らば東西一時に振興て、奸賊を誅はむに何の難き事有らむや。和尚此を聞て、再び勅命を下し給はむ御事は容易からぬ御事にて此はとても成難からむ（朝廷の御時體成難き所以も坐すとぞ。下より奉願るとはまた格別の御事も坐す事になむ）去八月に水戶に勅命を下し給ひし時に、近衞殿下・三條殿下など御談合坐て、各其が所緣に依て、勅命の御寫を遣し給ひたれば、越前・土佐等には三條殿下より遣はし給ひしなるべきを、然は無かりしにや、甚と不審しと申さる。余曰く、越前・土佐には御遣はしなき事疑ひなし、此は余慥に聞ける所にて、兩侯達も度々此事を申されたりと云へば（此の他種々の議論も有れど此には略きぬ）和尚は卽て、近衞殿下の御許に參られたり。此時都の所司代は、若狹の國小濱の城主酒井若狹守にぞ有りける。此の月朔日に、三河國吉田の城主本多美濃守が代として、都に參上れり（美濃守は脇坂中務太輔の代として去年の夏五月に所司代となりしが、聊か故ありて、所司代を免されて、同六月に江戶にかへれるなり）若狹守は天保辰年より所司代を勤め、九ケ年程も都に在し者にて、略學才有りて、山崎垂加の學流を崇信びし者にぞ有りける（此は余彼が侍讀たりし山口貞一郎重昭號を管山と云ひける人の許に、學問の爲に居たりし事有る故に、委しく其が學風を知れるなり）然るに此度井伊等が奸謀に與して、近衞殿下に內覽宣下在しけるを、關東に仰下さるる事は、暫く御猶豫あらせられ度と、頻に奉拒りき。（此はいかにもして九條殿下を再び關白內覽に奉レ復らずしては、彼等が奸謀なり難き故なり。尤故事內覽宣下坐しける時は、關東に仰下され、將軍より御請申し給ふことなりとぞ。よつて若

狹守かくは奉拒りしとのことなり）然るのみならず。都に有りける忠義勤皇の志ありける士を探索て、捕ふること嚴重なり（此時捕はれにける人々は、梅田源二郎、山本槇太郎、池內大學等の人々なり）捕はれたるもあり。或は竊に逃れたるもあり。我黨をも彼探索ること甚だ嚴重なり。若し我が黨を捕へむとせば、いかでやみやみと拱手て捕はれには就まじ。双向ふ奴原悉く討取り、切死をこそせめと、悠然にして酒など飮み、種々の議論に及びけるも勇々しかりき。抑若狹守が如此暴逆に與しける所以は如何と尋るに、征夷府の制度、所司代を勤し人は、往々老中と成るが大概規定の如くなりしを、若狹守は其事も無くて、溜間詰といふものにて居たりき。家格も代々侍從の任官なりけるを、此度井伊が奸謀にて、彼を己れが味方になし、少將の官を申し下し、且金三萬兩を與へて都の所司代たらしめたり。因て彼其を辱み、忽ち奸黨に與みしけるなり。位官財寶に忽ち本心を失ひ、朝廷を輕蔑しめ奉り、暴逆を肆にせしは、實に禽獸の所行なりけり。云々

と記してゐる。是に由つて之を觀るに、西鄕等は、有馬の上京によつて、更らに明瞭に江戸の政狀を知り、此上は勅諚の寫しを得て、越前・土佐等の諸藩へも朝旨の存するところを知らしめ、朝廷を中心にして、茲に一大朝權確立運動を興し、之に依つて幕府の改造、端的に之を云へば、即ち井伊政權の打壞を、試みようとしたものの如くである。

月照をして近衞家に說かしめんとしたのは、全く勅諚の再降下を請ひ奉つるにあつた。月照は之に對し、その困難にして、到底不可能なるべきを答へてゐる。此點に關しては、月照は西鄕等よりも、朝邊の事情に精通して

ゐる立場にあつた。

【四】有馬新七の『都日記』（二）

然るに翌十日に至り、月照は近衞家よりの内旨を傳へて、鍵屋に來たり、西鄕等に勅諚寫を降し玉ふことに内定し、之が使者として有馬新七を關東に遣はさるるに決したる旨を齎らし來たつた。玆において有馬は、右勅諚寫を奉じて、諸侯に密行すべく、關東に下るの大役を仰せつかり、即日西鄕・月照と袂を別つて、東行の途に上つたが、何ぞ圖らん、西鄕は此日、月照を伴うて西下することとなり、行雁、是より東西に別れ飛ぶに到つたが、誰れか期せん、之れぞ生別死別を兼ぬるの訣別となり、志士が再會の途を斷つに至らんとは。

有馬の「都日記」は、更らに十日の條に及び、次の如く、おもむろに記し續けてゐる。

○十日天氣よく晴れたり。朝に和尙（月照）參らる。越前・土佐等の事、昨日近衞殿下より三條殿下に仰談ひ給ひけるに、いまだ勅書の御寫は遣はし給はざりし由にて、篤と御談合坐て、遣し給へるに決定れり。此の御使には、余（有馬新七）を遣はし給ふべき御內諚なりとぞ、甚と畏しこく辱くなむ有りける。斯て種々の談合に及びて、和尙は近衞殿下の御許に參られき。斯て午の刻頃、和尙より便來たりて、隆盛に近衞殿下の御許まで參りたびねと申しおこせられたり。卽て隆盛參られき（此時都にも彼のコレラと云ふ病流行て、人多く死しぬ。隆盛其が治法を櫻任藏が江戸にて功驗有りしを上梓せしを、別に水間氏なる醫師が治法を一法加へて都

にて上梓せるな、都の人々に施行はむと、共にかたらひて、其が看板は余筆を執り、文に季鯖みやび文に面白く作られたり。其を鏈屋が店に出しければ、集來る人引もきらず、都て千五六百餘人にも及べり。甚とおかしき事にこそ）申刻頃に、隆盛歸られき。然るに和尚も所司代より嫌疑深く、探索ること嚴重なれば、奈良に所緣あれば、彼所に赴て難を避なむと思へる由にて、彼是かたらひけるにぞ（委しくは別に記せる物あり）且余は勅書の御寫し三條殿下の御直書（勅書の御寫といへども、實は御內勅の譯なり。其は再び勅命を下し給へる事の容易からむ故なれば、御寫を遺したまへるなり）を奉護りて、早々關東に下り、土佐守〔山內容堂〕に遣はし越前〔松平慶永〕宇和島〔伊達宗城〕の兩侯には土佐守より達せらるる樣にいへと、近衞殿下のたまはせたる御言を畏み奉りき。且阿波・因幡兩侯の御受書の趣をも詳に土佐守にいへと、近衞殿下のたまはせたり（兩侯にも勅書の御寫を遣はし給ひしかば、謹て畏み奉り御受に德川家を御扶助の思食、誠に難レ有奉レ存候。萬一有レ事時は、右の勅書の御寫を捧げ奉りて一番に駈參り、忠勤を可レ奉レ盡云々の趣なり。加賀の御受書も有れど、其は云に足らざるものなり）其他、朝廷の機密に關係る事共、且掛卷も畏き主上の叡慮の程をも竊に拜聞奉れる事も種々ありしかど、恐かれば、此に記さず。斯く朝廷の重き機密の御使を、余が如き卑賤しき者に命じ給へる御事、時勢とは申ながら、誠に恐き辱きこと、何と言擧せむ便もあらず。惟泣涕て畏み奉るのみたとひ身は碎け、骨は粉に成ぬとも、此御使を首尾能く奉勤て、卽て擧義の策を決定て、再び都に馳上りなむものぞと思決定たり（季靖と北野の邊に居所をしめて、潛居ることなど、豫めかたらひき）斯て今夜の深更

に發足を定む。隆盛は今夜の曉天に兼俊と共に、和尚を送りて、奈良に赴行くに定め、季靖は後にのこりて、都の事情を窺ふになむ定めたる（此の後は阿野宰相卿より近衞殿下には事情を申し給へるに決定れり。此は阿野卿には近衞殿下よりのたまはせ置かせ給へる由になむ有りける）即て酒宴を催して、種々の會議に及べり。（隆盛、兼俊は、和尚を送り、若し路にて奸黨捕へむとせば、直に切拔け、伏見奉行內藤豐後守が邸に切入り切死に決定たり。幸有て事故なく和尚を送りなば、直に我藩に下り、擧義を謀り、全國義應なり難くば、同志の士三四百人餘も驅催し、驅のぼるにさだめたり）夜丑の刻になりて、余は人々に別れを告げ、御書箱を首にかけ、嚴重に奉護りて、驛馬にうち乘り、都を立出てたり。此度の御使は、實に朝廷の重き御使にて、容易からぬ事なれば、若しや奸黨等見恠しみ、見咎めなば、如何にも欺き、首尾よく關東に下りなむ。然れど如何に陳じ言とも、遁るまじかりせば、畏かれど速に御書を引裂き、食ひのみて、思程血戰て死なましものをと、前後左右に眼を配りつつ、馬をはやめたり。云々

かくして有馬は、その夜を草津に明かし、石部の驛より、鈴鹿山の紅葉を踏みつつ『和尚並に隆盛などは、如何に成行けるか』と打案じつつ、十一日は桑名に著き、十六日江戸に入つたのである。

西鄕・月照が南都落の事情は、その一端をこの日記に現はしてゐるが、筆者は更らに兩者西行の事情を、次に詳記せんと思ふ。

【五】近衛公より月照を託さる

豐後の勤皇家、小川一敏は、この著『明烏』の一節においていふ。

『忍向といへる僧は、勤皇の志篤く、青蓮院宮及び近衛家の御内命を受けて、謀りける事とも多かりけるに、午年の秋、御老中間部下總守殿、上洛にて、王家に心をよせたる義士は悉く捕へて關東に下す時、忍向も捕へらるべき勢に迫る折から、薩摩の山伏、日高存龍院上京す。此山伏は、兼てより近衛家の御館入なれば、御内命ありて、自然忍向事、薩摩に下りなば、宜しく計らはれん事を、薩摩の政府に申達して、其事を調ぶべき由仰下され、存龍院は薩摩へ下り、其由政府に達し置けるとぞ。忍向はいよいよ事の迫れば、月照と變名し、薩摩人北條右門・工藤左門・西郷吉兵衛・有村俊齋の四人と共に、京都を遁れ出でける。』

幕府の追跡は、日に急にして、月照は嵐に飜へる小鳥のごとくであつた。翼を倚すべき林もなく、眠りを安んずべき枝もなかつた。天が下に今は身の置き處もなき、哀れむべき勤皇僧は、一たびは青蓮院宮に投じて危うきを避けんとしたが、嵐は宮の簾にも吹き荒んだ。近衛家の老女むら岡の、厚き情けは、月照をして慰さましむるに足るものであつたが、風は梢に烈しくして、月照の眠りは夜毎に驚かされた。眉目清秀、慈悲も情けもある人を、權略の魔手は、淺ましくも追ひ詰めた。月照は嘆息していつた。

『あはれ淺ましの世なるかな。君のため、國のためにと嘆けばこそ、法衣を風雨に打ち濡して、正義を世には

廣めんとすれ。されど志の遂ひに報ひられずして、却つて幕府の諱むところとなるは、我が命もはや果つべき時の窮まつたのであらう。身は假令、草上の露と消え果つるとも、志だにあれば、後の勇士の雄魂となつて、わが思ふ世の廻り來るときもあらう。今は我より潔よく縛に就いて、幕吏と法廷に相見え、一片耿々の赤心を披瀝して、從容として死に就くの外はない。』

と。近衞公は月照を許さなかつた。

『死するは易く、生は難し。今は皇朝の一大危機に臨み、志ある士は、一人も空しく失ふべきではない。貴僧の尊とき勤皇の心は、輕々しく落葉と共に捨つべきではない。暫らく身を南都の一隅に避け、再び時節の當來するのを待たれよ』

と、懇々として說き諭した。

西郷の江戸より來たりしは、實に此時であつた。

ここにおいてか近衞忠煕公は、九月十日、使ひを鍵屋に遣はして、西郷を召された。西郷は召に應じて、近衞公邸に伺候した。

公はむら岡・月照等と西郷を迎へ、

『さて西郷、足下も知らるる如く、所司代若狹守が手を以て、月照を探索すること、愈々急なるものがある。殊に間部閣老の上京後は、追求の急なる、疾風よりも激しいものがある。此上は到底京都に在ることは危險で

あるから、一層のこと、所縁のものもあるとの事なれば、奈良まで落しやりたいと思ふ。南都に至らば、又た兎も角もなるであらうから、一つ月照の一身を預かつては異れまいか』

と低聲微音、首を垂れての寄託であつた。

西郷はやゝ暫らく沈思默考の姿であつた。

愼重なる西郷は、事の容易ならざるを感じた。

然し乍ら、近衛公の、

『男と見込んで、西鄕、賴む』

の一言と、目前に仙鶴のやうな淸軀をうなだれてゐる月照を見ては、一身一己の安危を顧みる西郷ではない。

決然、決心の意を、太き眉宇の間に動かしたる西鄕は、

『ようごわす。お引受け申した』

と、斷乎、言ひ放つた。

西鄕の力ある一言は、正に千鈞の重みを傳へた。

近衛公は、此時、西鄕の手を取らんばかりに、

『西鄕、慥と賴んだぞ。それで予も安心した』

と落涙せんばかりに悦こばれた。

大丈夫の一諾は、正に金鐵の如しだ。西郷の心中には、既に此の時、月照と共に死するの目ある覺悟があつたに相違ない。生命を賭して、公の附託に報ゐんとする西郷、何と頼み甲斐ある男兒ではないか。

手を飜へせば雲となり、手を覆へせば雨となり、今日の親友も、明日は仇敵と變る世の中に、命にかへて一諾の信を守る、我が西郷南洲こそは、男兒中の眞男兒、丈夫中の大丈夫といふべきではない乎。

ただ人情の溢るるありとのみいふ勿れ。此の情と此の義と、一塊の肉彈となり切るところに、西郷の偉大さがある。我が愛する子弟の爲に、城山の露と化するを辭せなかつた西郷も、月明の薩海に巨塊を躍らしたる南洲も、彼とれ此れと、一點の差あるなく、ただそこに爛々として輝くものは、情義一貫の道光あるのみだ。

*　　*　　*　　*

有馬新七の『都日記』の中にも明記してあるやうに、西郷は、若し月照を南都に送る途中、幕吏配下の者に發見された場合には、最早や萬事休す。已むを得ずんば、腰間に横たふ佩劍の欛を拂つて、切つて切つて切りまくり、内藤豐後守が伏見の奉行所に切り込み、潔よく切り死の覺悟であつた。又たそれ程の覺悟がなければ、迂濶には引受けられぬ、人の一命であつた。

西郷は九月十日〔安政五年〕の申の刻〔今の午後四五時ごろ〕一度、鍵屋に歸り來たり、有村俊齋・有馬新七の兩人に、事の次第を打明け、先づ有馬の東行を見送つて、その夜も深く更け渡りたる頃ほひに、月照を近衞家から迎へ出して、御幸町三條上るの竹原好兵衞宅に移した。この竹原家は、以前から月照との知り合ひであつたか

らである。

時は維れ、安政五年〔戊午〕秋九月十日の夜半のことであつた。折から蟲の聲いとしげくして、落ち行く僧の衣には、露のみ深くうちぬれた。

【六】 月照脫出して奈良に向ふ

九月十一日の朝まだき、東の空ほのぼのと明るむころ、月照は轎の中に、南洲は轎の側に、俊齋は數十歩先んじて歩み、月照の僕重助は、主人の身に事のなかれかしと祈りつつ、轎の後ろに從つた。一行四人、薩摩の貴僧の國へ歸ると見せしめた。京都の轎夫は　悠々閑々、春の日永に大石を運ぶやうな足どりであつた。轎中の人も轎側の人々も、心は矢竹にいそがれたが、急いでは却つて人の怪しみもやせんと、さあらぬ體によそほひて、轎夫の緩歩に打まかせた。時折捕卒らしい武士の、怪しげなる眼つきをして、すれ違つて過ぎ行くに會つたが、無言の一行は、針を踏み行く心地であつた。

竹田街道の一驛亭にかかつたころ、二三十人許りの、捕吏が集つてゐるところに來た折には、流石の俊齋・南洲も、心に波の騒がざるを得なかつた。すると西鄕は、ドスンと、轎をその群集の中に卸さしめた。驚いてゐる俊齋を顧みながら、

『おはんは時刻を間違へたと見えて、今日は馬鹿に早出でごわすのウ。ウハヽヽヽ』

例の調子で天地も響けと大笑ひをした。俊齋も勢ひを得たか、

『さうでごわしたかのウ。先づゆるゆると參らう。』

幕府の捕吏の、眼前にありとも知らず氣に、いふべの宿の鹽物には困じたりなど打語らひ、大聲に茶を呼んで、打興ずる狀であつた。宿の婢は轎裏にも茶をもてなして、

『お茶召しませ』

と小椀を捧げた。堅く鎖されたる窓の中からは、雪のごとく白き肌が現はれて之を受けた。幸ひにして捕卒の一人も、之に氣附くものがなかつたが、側らなる豪傑の心中は、一時に氷の凝結するかと思はれた。

* * * *

當時、月照脫出の狀況は、有村俊齋が『實歷史傳』に詳らかに記してゐる。左記引用の一文を通讀すれば、西郷・有村が、如何に必死の覺悟を以て、月照を奈良に護送せしかが窺はれる。

西郷乃ち夜闇に乘じて、窃かに月照を近衞家に迎へ出で、直ちに竹原好兵衞（御幸町三條上る處月照の知人と云）の家に入る。時既に夜半なり。俊齋も亦來り會し、西郷と後計を計り、試みに月照をして微服を裝ひ、笠を戴かしむるに婉然たる稗史圖中の亡人なり。二人謂く、拙策なり。寧ろ轎子を用ふるに如かずと。時に俊齋西郷に謂て曰く、今や偵吏四面に遍ねし。伏見に抵るの途上、恐くは追捕の難あらん。果して此に及ばば、當に之を如何すべきや。西郷曰く、薩僧と稱して通過せんのみ。曰く、吾人固より薩音なりと雖も、一たび直接

に和尙に誰何せば、純然たる都言、復以て欺くべからず。曰く、是僧、幼より京に在りて、語音已に化したりと云はんのみ。曰く、甚矣哉、策の迂なること。余聞く曩に梅田の捕はるるや、捕卒四十人許、立どころに聚れりと。若し足下の策の如く、問答往復に時を移さば、坐來に捕卒の雲集するに遭はん。此際に及んで、縱令奮鬪力を極むるあるも、衆寡既に敵せず。是を以て捕卒の未だ多きを加へざるに先んじて、一氣に之を鏖殺し此勢に乘じて、驀地に間部下總を襲擊し、刀折れ力盡るに至りて斃れんのみ。勢止むを得ざればなり。西鄕赫怒し曰く、咄止めよ。夫れ和尙は吾邦の寶物なり。故に近衞公、深く之が救護を囑せり。汝何等の暴漢ぞ、余は復和尙を暴漢に托するを好まず、且公は初より此一事を以て余に托したり、故に余は是より獨力を以て當るべし。汝速かに退け。俊齋も亦憤然として曰く、余は汝の言に依て進退するが如き惰夫に非ず。抑ゝ吾人が和尙と相親しむもの、平素の誠忠相投合する者あればなり。故に之を扶護するが如きも亦、斯の精神に外ならず然れば則ち公は和尙の一身を以て汝に囑せりと云ふと雖も、余も亦同じく公の倚托を得たるに異ならず。何ぞ退くの理あらんやと。月照は此諍論を傍聽しつつ、唯默して微笑するのみ。西鄕曰く、汝退かずと云はば、余が爲す所に一任せよ。若し現事に至らば、臨機應變の妙策あらんのみと。俊齋復諍はず。時既に天明なり。乃ち一行四人（月照、西鄕、俊齋及び月照の僕重助）竹原の家を辭す。西鄕轎側に傍ひ、重助其後に從ひ、俊齋は轎子に先だつこと數十步、常に街途に注意して往く。此時、京都の轎夫の慣弊として、脚步甚だ遲し。然れども、猥りに之を疾行せしめば、却て人の恠まんことを恐れ、務めて緩步に任せたり。此際、屢々捕卒體の者

に逢へるも、彼等も亦只一行を默視するのみにして、敢て誰何するにも非ず。稍やくにして城市を離れ、竹田街道に出づ。往くこと里半許にして、驛舍あり。捕卒體の者、蟻集すること三十人許。時に西鄉轎夫に令して故らに轎子を其群中に卸さしめ、且つ俊齋を顧みて曰く、足下時刻を過まてり。出發甚だ早きに過ぎたるに非ずや。俊齋曰く、然り。是より徐々として往かば可ならん。西鄉曰く、前夜の旅亭余輩をして鹹物を喫せしめしを以て、渴氣尙ほ未だ醫せずと。更に一碗の茶を呼び、俊齋も亦之を呼ぶ。時に驛婢茶を轎裏に呈す。轎窓鎖して在り。中より茶を受け、其手窓外に露はる。氷肌玉骨、人目を惹き易し。幸にして捕卒等注視を怠りて之を怪まざりしと雖も、西鄉・俊齋等の胸中、安んぞ悸々たるなきを得んや、乃ち務めて喋々雜話を交へ、良々時を耗やし、故らに衒氣の色を示し、悠然として前途に向へり。〔實歷史傳〕

*　*　*　*　*

伏見の船宿に著くや、一行は虎口を脫るるの思ひであつたが、西鄉は一先づ京都に返り、月照は薩摩に下るべく、俊齋に伴はれて、渡船を待ち合はせ、伏見から大阪へと下つた。俊齋は鄉友吉井友實の大阪にあるを招いて、月照は薩州上仲仕幸助なるものの居宅に隱すこととなつた。月照は南都迄と思つた旅が、西國九州の果へ延びたので、旅裝を加ふるの必要があつた。京都を出づる時は、ただ一衣をその身に纏ふのみであつたので、秋風いたく身に沁むを覺えた。彼れは俊齋が京都に上るに託して、書を成就院坊宮近藤正愼に與へ、寒さを凌ぐに足るべき衣類を依賴した。

【七】 京都に歸れる西鄕

元々京都において危險なるものが、目と鼻の先なる奈良で安全であるべき筈がない。西鄕は、奈良・大阪の既に危險なることを月照に告げ、遠く薩摩に逃れんことを勸め、有村に託して、月照を大阪に送らしめ、自からは一先づ京都に歸つた。

京都に歸つた西鄕は、近衞家に到つて、月照西下の事情を述べ、自からは在京有志及び江戸に在る同志との間に、勤皇義擧の計畫を策した。這間の事情は、西鄕が京都より、江戸に在る日下部〔伊三次〕・堀〔仲左衞門〕に宛てたる、左の書簡に明瞭である。

西鄕、日下部伊三次・堀仲左衞門に贈る書 〔安政五年九月十七日〕

任二幸便一啓上仕候。冷氣相募候得共、彌以御安康。可レ被二御座一奉二恐賀一候。隨而小弟、無二異儀一滯留仕居候間乍レ憚御安慮可レ被レ下候。陳ば有馬君〔新七〕御着府にて、御當地之事情委敷御聞取被レ下候半。此後之處、左之通に御座候。

一月照一條より、陽明家〔近衞忠煕〕些御弱之御模樣に而苦心此事に御座候。鷹右府公は、小林へ鵜飼より餘程責掛候處、案外御張込罷成、大慶之儀に御座候。就而は、左府公御儀に付而は、決而御案し被レ下間敷、老公御一條、實に苦心仕、既に私に茂引拂候樣、勿論、原田才輔え御返事之趣には、いづれ幕府より之命を

不レ受候而は、迚も守衞之人數被ニ差出一兼候。然し若哉之事に付而は、如何樣共可ニ相盡一段、被ニ仰上一候由、是にて餘程御弱と存候儀に御座候。然處、豐家〔島津豐後〕を拜謁迄仕掛置候處、至極難レ有がり居候得共、老公より御差止に相成、計も皆崩、頓と手を切候處、今一振切て仕掛候處、老公御聞通に相成、御意當然御英斷被レ爲レ在、江戸表出立相成候守衞人數大阪御屋敷へ被レ備候儀と相成、表通之處、追付幼君公御出府相成候間、其内御供方人數も、故障等も難レ計、夫故被ニ召止一候筋にて、大阪御留守居、京都御留守居共えも、委敷豐印より被ニ相渡一、案外振はまり、此上は、十分之人數、被ニ繰出一候場に相成、陽明家え拜謁仕候而、細事言上仕候樣、豐印より被ニ相渡一、此上は、彌御振はまり相成候樣、起而相願可レ申候間、決而相調可レ申儀と奉レ存候。尤書付を以も、細々申上置候。其上明日共は、決而拜謁相叶可レ申候間、猶豐印引勸め候樣勿論、老公之御望之處に迄も、御にほわせ相成、得と御腹にすはり候處可ニ相盡一參仕候間、必御心配被レ下間敷候。守衞人數向も、中途へ被ニ差向一、早々着阪仕候樣、御達にも相成、誠に難レ有次第に御座候。明日間閣、〔間部下總守〕着之趣に御座候間、若哉暴發仕候はゞ、直樣義兵を擧可レ申、左候はゞ土州〔土佐〕土屋之兵は應じ可レ申、尾張も同樣と相考居申候。間〔間部〕若〔若狹〕等之兵は柔弱故に、打破可レ申、左候て彥城を乘落候樣可レ仕候間、其節は關東にて兵を合せ、打崩候樣、御責可レ被レ下候。

一關東之模樣、有馬着之上は、決て相替可レ申候間、何卒當發之向に御座候はゞ、早々御知可レ被レ下候。左樣無ニ御座一候而は、京師之御備にも拘り候て、第一手當相成、御國元え茂申遣、人數繰登候樣可レ致事に御座

候ヽ

一有川方、御取替金之儀は、私方より、直樣返辨致候間、御安心可レ被レ下候。

一御國之儀は、何事も表向仕掛候筋に相成、至而仕合之事に御座候。其外、朝廷之御模樣は、杉浦より御聞取可レ被レ下省略仕候。

九月十七日　　　西郷吉兵衛

日下部伊三次樣

堀仲左衛門樣

＊　＊　＊　＊　＊

西郷は最早や兵力を以てするに非ざれば、到底、幕府と拮抗することの困難であることを洞察した。そこで他藩は兎も角、薩藩の兵力を京都に集中し、朝廷守護の任に當つて、勤皇諸藩及び有志の團結力と呼應して、幕府に對抗する外はないと考へ、近衛家より、此事を薩藩に下命あらんことを、兼て依賴してゐた。

玆において、薩藩老侯島津齊興が、江戸より歸國の途次、伏見の邸に滯留してゐることを知り、近衛家より、出兵の內意を傳へしめた。近衛家よりは、家臣原田才輔なるものを伏見に遣はし、禁闕守護の名目を以て、薩藩の出兵を入說せしめた。

これが若し島津齊彬であつたならば、固より同一意見を有し、且つ既に、私かに此事を計劃してゐた位ゐであ

るから好機到れりとし、直ちに出兵を諾し、自から甲裝して、馬を陣頭に進めたであらうが、老齊興では、かかる大事の決行は覺束ない。

果せるかな、幕府の思惑を危惧して、承諾を與へなかつた。そこで西鄕は、老侯に扈從して來てゐた、國老島津豐後をして、近衞家に謁せしむるやう勸說した。恐らくは西鄕の考へでは、一度近衞忠煕に國老を會見せしめておけば、引くに引かれぬ情誼が出來、且つ此間に、近衞公より直々の內命を傳へしめようとの考へもあつたに違ひなかつた。

然し齊興は、事の重大なるを慮かつて、之をも許容を與へなかつた。西鄕は更らに屈せず、

『然らば、江戶藩邸の守備に任ずる交代兵があるから、夫を大阪の薩藩邸に留めることに致さば、幕府も文句の出しやうはあるまい。而して交代兵を大阪に留むるの理由は、外國船が、攝海に侵入するとの報道があるから、之に備ふるのだといへば、表面の名目は、立派に立つ筈である』と進言した。

西鄕は常に物に屈せざる性分である。彼れでいけなければ此れ、此れでいけなければ彼れと、一難を破り、一鬪を開き、最後まで目的を達せずんば已まざる漢である。流石の齊興も、根負けがしたか、之には澁々ながら許可を與ふるに至つた。その名義とするところは、

『齊興が江戶へ出府するのに、供方の人數が不足するので、之れを補ふためである』

といふことにして、薩藩士の出動を起すといふのである。

西郷においては、その事情の如何は問ふところでない。兵力を以て近畿の地を擁しさへせば、それでよいのである。それから先の事は、方寸の裏に在りである。

然るに京都の形勢は、西郷の身邊にも危險が迫まつて來た。西郷が京都を去つた後、所司代の手で、その宿所としてゐた鍵屋の老母と息子とを召し出して訊問するやら、西郷が大阪に行つたと聞くや、四五十人許りの追手をかけるといふ狀態であつたので、西郷も最早や遁るるの餘地なく、薩摩に歸つて身を免がるるの外はないと、最後の決心をきめるの外はなくなつた。

當時、京都の鵜飼吉左衞門から、大阪潜居中の月照に宛てた手紙に、西郷の動靜が記されてゐる。

〔前略〕浪花へ御安着之由、昨夜西郷より承り、安心仕候。扨又御噂御座候、列侯へ御寫〔勅諚をいふ〕長州・越州・宇和島等への分は、一昨夜、陽明樣〔近衞忠煕〕より御下げ相成〔有馬新七の奉じたるもの〕共夜出立仕候。因州等への四通は、昨日河公より當方へ御渡に相成候に付、昨夜西郷へ相渡申候間、御安心可レ被レ下候。陽明樣も、一昨日は甚御弱り被レ遊、不レ得レ止事に候。間部〔閣老〕上京の上は、將軍宣下、願之通相濟し、萬事關東へ爲二御任一と申振に可レ致歟、杯と被レ仰候由。然る處、御指圖之通、悴小林へ遣候處、至極都合宜敷、右にて右府公大御張込にて、一昨日の所にては、右府樣の御正論にて、先可レ成は御取留にも相成候歟に御座候。云々

勤皇の諸藩、夫々勅諚を奉ずるにおいては、將に大擧して兵力を京都に集中し、時勢一變、幕閣の出鼻を挫か

んとする場面は、眞に目前に迫りつゝあつた。

西鄕は月照を大阪に置き、危險なる風雲裡に、勤皇軍の構成に奔馳してゐた。間髮を容れざる一刻の差は、遂に幕府の强力に壓し出され、西鄕は張り切つた巨體を土俵の外に放り出され、やがて鄕國薩摩に落ち行くの外はなくなつた。時勢は一張一弛である。必らず順風に帆を張るやうな時ばかりはない。或時は逆流に棹さす時もあり、遂には激浪に呑まるゝの禍ひもありと知らねばならぬ。

【八】月照　西鄕遂に九州に下る

幕府の手足は、西鄕の影を踏んで追ひ來たつた。彼れの京都にあるは、愈々危險を感ずるに至つたので、西鄕吉之助・有村俊齋・北條右門の三士は、難を大阪に避けたが、幕吏の追及は愈々急となつて、安政五年〔戊午〕九月二十四日の早朝、彼等は月照と共に、小舟を土佐堀より發して、遂に西行の客となつた。舟中の一行は、月照上人を中心にして、その僕重助、西鄕吉之助、有村俊齋、北條右門の五人であつた。舟は吉井の斡旋するところであつた。捕卒は河岸に立つて小舟の出船を怪しんだが、危機は實に、彼等の身邊に迫つてゐた。吉井は見へ隱れに、天保山まで岸を歩いて、舟の無事に去り行くを見送つた。棲みなれた京地を離れて、遠く西海に去る月照と、滿幅の經綸行ふに由なくして、追はれ〳〵て波間に浮ぶ志士とを乘せたる舟は、早くも岸邊を離れて、送り迎ふる島山の間を、流るゝがごとく下つて行つた。

月照は、毎朝舷頭に立つて、遙かに宮闕の空を拜し、君皇の御安泰を祈るのであつた。

難波江や芦のさわりは繁くとも
　猶世のために身をつくしてん
追風の矢を射るごとく往く舟の
　はやくも事をはたしてしがな
いかばかりうきめ見るとも行末に
　こころつくしの甲斐もあらなん

嘗て勤皇の倡首、今は舟中の孤客、淡路島を通ふ千鳥の鳴く聲に驚かさるるものは、ひとり關守の夢のみではなかつた。秋はいよいよ深く、空はいよいよ高く、雲路はるかに、鴻雁の東に渡るも、都へかへる友のごとくに親しまれた。

＊　＊　＊　＊

今は落人となつて、身をうき舟のうき沈み、水のまにまに流れ行く月照の身こそ、實に哀れにもまた果敢なきものであつた。昔、菅公の左遷せられし『君がすむ宿の梢をゆく／＼とかくるるまでもかへり見しはや』と詠じ、『驛長無レ驚時變改。一榮一落是春秋。』と吟じたる心も、俊基朝臣が楚囚その冠を嬰して關東に送られ、『昔南陽縣菊水。汲ニ下流一而延レ齡。今東海道菊河。宿ニ西岸一而落レ命。』と喞ち、「古もかかるためしな菊川の同じなが

れに身をば沈めん』と嘆きたる心も、今は我が身の上となつて、月照の玉の緒は、ささやかなる波風にも、いとど亂れ勝であつた。

海上にあること七日七夜にして、孤舟は十月朔日、下關に安著した。一行は白石正一郎〔資風〕家に入つて、先づ衣の塵を洗つたが、西郷は、齊興の昨日海峽を渡つて歸藩せられた由を聞いて、直ちにその後を追つて南下し、薩南の地に一勤皇僧を容るるの地をつくらんと欲し、月照を俊齋・右門に託して急行した。西郷は肥後の佐敷驛まで走つて來て、漸やく齊興の車駕に追ひついたので、何は措いても、月照の身を依託せんとしたが、左右の者は之を拒んで、齊興との面會をも許されぬ。西郷は已むなく島津豊後に就いて、百方懇請するところがあつたが、劍もほろろの挨拶であつた。西郷は駕に扈從して、十月十三日、鹿兒島に入つた。

月照等は十月二日、北條の案内にて舟を戸畑港に著け、十月三日曉天に博多に著して、北條の家に入つた。

＊　　＊　　＊　　＊

筑前博多は元寇の古事を語るところ、月照は箱崎八幡宮に詣でて『敵國降伏』の勅額を拜し、白砂青松の濱海を逍遙して、轉た感懷に堪へなかつた。彼れは歌ひていはく、

白波のよせしむかしは今もなほ
　忘れはせじな箱崎の神

往事を懷古すれば、皇國の御稜威は赫々たるものがあつた。然しながら、飜つて今の時勢を顧みれば、憂ひは眼

前にあつた。

行末はいかにかならむ不知火の　筑紫の海によするしら波

* * * * *

月照の博多にあるは、十餘日であつたが、十月十六日、下關の白石は急使を派して、京都町奉行の捕手の者で德藏、甚助と呼ぶ二人が、既に月照・南洲を捕縛すべく著關し、博多に急行する勢ひなるを報じて來たので、月照は筑前もまたその身を安んずべきところにあらずと曉つて、十月十七日未明、博多を出で、沖中藻萍の案內にて、北條に送られて十八日、上座郡（今の朝倉郡）大庭村に匿れた。

月照の筑前における動靜に就ては、『平野國臣傳記及遺稿』中に詳記されてゐる。當時筑前の藩狀及び筑前志士の進退も髣髴することが出來ると同時に、平野國臣が、如何なる事情によりて、月照と同道西下するに至り、薩摩に入るの奇緣を生ぜしかをも、察することが出來るので、之を左に抄出する。

（前略）……月照は博多福岡の間に居ること十餘日、是月十六日、竹崎より白石の書、北條右門の家に達し、京都町奉行の捕手、德藏・甚助の二人が、月照を追跡して下關に來り、物色の方に嚴なるを告げ、或ひは尾して福岡・博多に到らんとするの狀あるを以て、速に處する所あらんことを促せり。而して捕手は此書と幾んど時を同じくして來たり、藩の捕亡頭喜多村安右衛門に就て、月照を索むること甚だ急なり。是に於て北條

は即夜月照を促して、高橋屋を去り、市外春吉にある楠屋宗五郎の別宅に投ぜしめ、工藤左門、仙田一郎（贈從五位正敏）等と共に、首を鳩め前途の事を議す。北條・工藤にして動くときは、却て人の注目を惹き、踪跡の便を捕吏に與ふるを以て、月照は獨り僕重助を從へ、十七日の曉を犯して、楠屋の別宅を出で、先づ太宰府に停りて、松屋孫兵衛（贈從五位栗原順平）の家に投じ、翌十八日、沖中藻萍を東道として、上座郡大庭村に到り、竹内五百都に據る。北條は月照を送り、市外一本木稻荷の邊に到りて袂を分ち、再び楠屋の別宅に入り、更に月照の事を議せり。月照主從は始めて上國より來たりたれば、東道なくして薩摩に潛行すべからず。北條・工藤等は猶ほ未だ藩に歸るを得ざる人なり。福岡・博多の間、復た月照を助けて薩摩に到るべきものなし。獨り國臣あり、以て囑すべしとなせども、是時方に出でて在る所を詳にせず。是に於て北條等頻に心を苦むる折しも、國臣は斯くとも知らず、飄然として楠屋の別宅を過るに會せり。北條等大いに喜び、乃ち慫慂するに月照を護して薩摩に到らんことを以てせしに、國臣欣然として之れを諾す。此夜伊地知、吉井の二人、幕府の追捕を逃れて藩に歸るの途次、北條右門の家に到る。國臣亦た相會して談ずる所あり。翌十八日、伊地知、吉井の二人は、薩摩を指して歸り、北條も、亦た暫らく捕吏の指目を避けて、筑後柳川領に潛まんと欲し、二人と同行して博多を去れり。是日國臣も同じく發し、太宰府松屋に到りて月照を訪へば、月照は已に早曉を以て沖中藻萍の東道により、出でて上座郡大庭村に向へる後なりき。是に於て國臣は直に之れを追はんとして、柴田川に至りし時、適々秋月の阪田九郎右衛門が、國臣に面して聞く所あらんと欲し、二男吉之助と二人の門生とを

携へ、福岡の方を指して來るに會せり。阪田、國臣を見て、與に秋月に行くを勸めしも、國臣、前路に相約する人ありて、之れを追及せんと欲し、急行する途中なるを告げ、乃ち阪田をして共に來たらしめ、行々談ぜんことを請ふ。阪田諾して門生に別れ、獨り男吉之助を拉し、歩を回して國臣と共に大庭村に到り、竹內五百都の家に入る。月照主從、沖山藻萍と共に先づ在り。國臣乃ち北條と相謀りて來たれることを告げ、月照に面す。月照喜ぶこと甚し。阪田も國臣の紹介によりて、竹內・月照等と相見るを得たり。之れを國臣が月照と會し、爲めに力を致すの初めとす。

捕吏の月照を追ひて博多に至るや、北條は寧ろ長溥公の公裁を仰ぎて處置せんとの心あり。已にして事急なるを以て先づ月照をして去らしむ。工藤乃ち代りて奧頭取吉永源八郎に就て公の內意を伺ひ、且つ曰く、北條亦た拿捕を免れざらんとす。願はくば、北條が最初薩摩より奔竄し來たり、公の庇護を仰ぎしの例によるを得ん乎と。長溥公對へて曰く、月照は某地に去つて其の後、杳として影を絕ち、北條は藩士の格を以て、彼れが私に國を脫して京都に上りしの罪を問ひ、遠郡に蟄居を命ぜらると云へ。只國臣の一行に恙なからんことを望むのみと。蓋し仙田一郎の自ら錄する所なり。而して月照の愈々薩藩に入るに及んで、筑前の捕吏其の後を追ふものあるは、蓋し長溥公の意にあらざるなり。

初め月照の福岡を去るに當ては、山輿間道を取りて薩摩に入るを期せしも、大庭に到るに及び、筑後若津の邊より海路を行くに決せり。乃ち休養すること一日、廿日を以て、國臣は始めて、月照主從を伴ひ、大庭村を去

り、舟を僦ひて千歳河を下る。阪田父子と沖中藻萍は大庭より別れて歸り去り、竹内は少女を携へ、正作を隨へて遠く之れを送る。一行總て六人。此日は久留米に到り、水天宮を拜して祠前の逆旅に宿す。此夜相議して名を變じ裝を改む。月照は京都醍醐の三寶院門跡の使僧清溪院鑁水と稱し、僕重助も假に藤次郎と稱す。國臣は去年の六月より總髮なるを撫で付けて、有髮の修驗者を裝ひ、鑁水の弟子胎岳院雲外坊と稱す。竹内の少女歳十三、櫛を執りて國臣の髮を理めたりと云ふ。狀恰も義經が安宅の關を經るに似たるを想はしむ。因て國臣自ら笑ひて、時に古人の志を得たりと爲せり。〔平野國臣傳記及遺稿〕

筑前における月照の動靜は、筑前勤皇志士の往來と共に、秋空、行雁の過ぐるよりも明らかに讀まれる。

【九】筑紫路の秋の風

ここに月照上人は、平野國臣に援けられて筑後川を下り、久留米藩の岩津につき、櫨紅葉の照り榮ゆる筑後路を柳川に下り、沿海の小村、小保の浦に留まつたが、風浪激しくして舟を出す能はず、滯留八日の久しきに及んだ。國臣は、當時の事實を『藎志錄』に記していふ。

『淸水寺、月照坊、春來、粟田法宮及び陽明家に出入し、議に機密に關る。是を以て幕廳將に捕へんとす。其の難を避遁して、博多に微行す。追捕跡を索め、赤馬關に至る。密に通ずる者あり。更らに入薩に決するも、護送するものなし。或ひと來たり告ぐ、則ち忽ち諾して發行す。遂に上座に至り、月照と會し、舟を賃ふて千

年川を下り、南筑瀬下に一宿す。今夜相議して三寶院修驗に化く。余は幸に前髪を削らず、背に放ちて冠と爲し、假に師弟を装して、胎岳院雲外と號す。笑て曰く、暗に古を得たり。策して事に臨む。古今一途、已むを得ざるなりと。復た流れに棹さし、若津に至りて陸行し、古保より船を發して、西火の嶼原港に泊す。幸に順風を得て、征帆射るが如く、薩の米津に至りて陸に揚る。關吏點檢し、怪しみて容れず。一向僧を忌むの故か。復た船に賃し、阿久根に入らんと欲す。逆風、潮に及び、黑門に至り、船遣らず。竟に黑濱に碇し、脇本に陸行す。幸に吏皆な醉ひ、點驗嚴ならず、三宿して麑府に至り、有志に倚て居る。豫め陽明家の臺意ありと雖も政府尫弱にして、幕廳の聞えを畏れ、背て潛匿せしめず。藩士西郷某〔隆盛をいふ〕と、將に日州に逐はんとす。船を同じくして漁屋濱を發す。是れ十月〔十一月の誤か〕望の曉なり。月は西山に傾むき、光は艫濤に映じ、風帆孕めるが如し。三船沖に至り、月照・西郷、相與に手を携へて身を海中に投ず。滿船擧げて駭ろく。周章帆を下せども、餘勢未だ止まず。須臾にして十間餘を過ぐ、櫂して漕ぎ還る。二體舳に淀む。舷に倚つて挑揚し、胸を押へ水を吐かしめ、服を革め身を煖たむ。西郷は蘇生し、月照は蘇らず。諸を南林禪寺に葬むる麑府に歸り、客舍三日、滯留して命を待つ。出薩、大口路よりす。月照の僕を捕へ、率ゐて幕吏に與ふ。幸に虎口を遁れて舊國に入る。信友に倚て居る。姓名を變じ、形容を革め、浪花に徴行して越年す」〔原漢文〕

* * * * *

月照は、醍醐三寶院より日高存龍院への、御使僧、靜溪院鑁水房と名のり、平野は、伴僧、胎岳院雲外房と稱

して、野間の原の關に掛つたが、關吏に不審を懷かれ、將に危うからんとして、引かへして舟に乘じ、米の津沖を越えて、十一月八日、黑の濱に上陸して、同十日、初めて鹿兒島に著したのであつた。

秋の筑紫路は櫨紅葉盛んにして、千年川の清流に映じて、景致上國に見るべからざるものがあつた。しかも落葉踏む足音にも、心騷ぐ今の月照は、馴れざる旅路に身もやつれ、ひまなき思ひに心も疲れ、淸楚なる衣の裾も草葉にもつれて、墨染の色もあせ果てた。おき添ふる霜に瘦せほうけたるその姿は、さながら路傍の枯れ柳のそれの如くであつた。

＊　＊　＊　＊　＊

柳川の小保の浦まで送つて來た竹內五百都が、いよ〳〵月照と別るるとき、一夜惜別の物語に、秋の夜もいたく更けゆくに、堪へ難き思ひを三十一字に聯ね、

埋火のもとつ思ひを搔き起し
　かきあらはして語る夜半かも

と詠じ、いよ〳〵、浦回をこぎ出づる船を送り、

梓弓柳川うみをいわたらす
　君が船路に波立つなゆめ

と念ずれば、月照は、小手をあげて、應へていふ。

年ふとも忘るべしやは不知火の
　　つくしにつくす人の情を

感泣の聲は、舷を打つ波の音よりも切であつた。

野間の關の難關にて、平野は詠じていはく、

野間の關ゆるさで今宵薩摩潟
　　しるべを波のうき枕かな

霜むすぶ風は絲鍼ならねども
　　身を縫ふばかり寒けかけり

秋風、針のごとく行人の肌を刺す、旅愁これより堪へがたきはなきに、天が下にその身を寄すべきの地なき落人が、悲風路を斷ち、暮雲、山を埋むるに逢ふ。ああ何等の凄寥ぞ。

* * * * *

追はれ追はれて、月照は薩摩に入つた。

日高存龍院は、嘗て月照が京都にて知るところであつたので、月照は先づ存龍院に投じた。西郷に會して、一別以來の艱難を談じ、互に窶れたる面影を見て、淋しくも笑ひ合つた。

月照は歌ひて曰ふ。

都にて誰かあはれと思ふらむ
　心つくしのはてにこす身を
蜑小舟人にはゆめな語りそよ
　薩摩のせとに我わたり來と
浦安くけふは薩摩につきにけり
　こころつくしの人をたよりて

月照は孤影悄然として、薩摩の客となつたが、薩摩もまた、彼れの身を安んずべきところではなかつた。彼れが天にも地にも、ただ一人の知己として賴つて來た西鄕は、嘗て齊彬第一の腹臣であつたが、齊彬の歿後は藩論一變して、薩摩は旣に西鄕をさへ容れざる異國と化してゐた。西鄕・有村は、月照の爲めに、老公齊興に請ひ、國老豐後に說くところがあつたが、幕府の追捕を懼れて、彼等の要求は容れられなかつた。

月照は十一日の朝、南洲を訪ひ、相見て欣然、身の行末は兎も角も、君が情の忘られずとて、深く感淚に咽んで、再たび存龍院にかへれば、思ひきや薩吏は彼れを命じて旅宿俵屋〔助次郎方〕に幽囚したのであつた。蓋し存龍院は月照と相識の間であつたが、彼れを寄寓せしめては、他日の禍となるであらうと思ひ、月照の來投を藩廳に訴へたのであつた。月照の驚きや如何ばかりなりけん。轉た人情の紙よりも薄きを嘆じたことであらう。

幕吏の追跡は、愈々急であつた。殊に筑前藩の盜賊方、松尾潤太、白石平太の兩人が十五日鹿兒島に來たり、

幕吏の先驅として月照の引渡し方を强請して來た。島津豐後は頗ぶるその處置に困しみ、新納駿河を初め、福永直之亟、蓑田傳兵衛、伊集院直五郎、長野彥七等の書記役と會し、協議の結果、簗瀨源之進をして、十五日南洲を召していはしめた。

『幕府の月照を求むること頗ぶる急なるは、足下の目の當り見るがごとくである。若し我藩彼れを隱匿するにおいては、幕府の嫌疑を蒙むるは、免がるる能はざるところである。請ふ、足下友誼を以て、月照を日向に伴ひ、暫らく、難を諸縣郡なる法華ヶ嶽寺に避け、時機の至るを待て。』

而して事は甚だ急なるを以て、今夜直に出帆すべしと命じた。

西鄕は熟と思へるやう。

『我が鄕國薩摩において、既に月照を容るるの地なければ、天下いづれのところにか、彼れを猶らさん。薩藩廳の意は、月照を領內において捕へしむるを好まず、之れを國外に放逐し、而る後、筑前の捕吏に手渡さうとするにあるや明らかである。藩廳若し、眞に月照を援くるの眞情があるならば、必らずしも日向に向はせしめずとも、薩海の孤島、いづくにも彼れを幕吏の手より放さしむるの地はあるであらう。藩廳既に誠意なし。假令日向に遁れたりとて、いづれの日か、幕吏の追跡に逢はで果つべきや。』

西鄕も、事ここに至つては、遂ひに勢ひの窮まるを嘆ぜざるを得なかつた。西鄕の腹中、恐らくは此時既に最後の決意があつたらうと思はれる。

【十】ああ月明の薩摩潟

時しも十一月十五日の夜深く、西郷は旅の裝ひにて月照を俵屋に訪づれた。月照は既に枕に就いてゐた。うつら〳〵と夢みるともなく、しばし故郷の空に通ふと見えたが、ホト〳〵と訪なふ人は、旅裝の小袴を著けた西郷であつた。月照は平野と共に、枕を離れて南洲を迎へたが、彼れはただ頭を垂れて目禮したるのみにして、默々として一語をも發せなんだ。月照はその顏容の色蒼ざめ、眼光のただならぬさまを見て、早くも事の起れるを察し、平野に茶を命じて立たしめたが、國臣が再たび、その席に出で來たつた時には、兩人は既に默會するもののごとく、これから舟にて日向に渡ることを告げた。月照・南洲・國臣・重助の四人は、打つれて海岸に出でた。舟は既に裝はれてあつた。阪口・蒿師の二藩吏を加へて、一行六人を乘せたる舟は、月明に乘じて、薩摩潟を漕ぎ出でた。

船中には、西郷が心づくしの酒肴が備へられてあつた。彼れは恐らく、心ゆくまで月照と最期の別盃を酌み交はす心算であつたらう。死、正に直前にありながら、悠々風懷を娛しまんとする彼れ西郷は、眞に一世の豪雄であつた。やがて、西郷は徐ろに一座をかへり見ていつた。

『今夜は氣の詰まる話はやめやうではごわせんか。』

悲憤慷慨をやめて、ただ面白く酒を酌まんことを請うた。西郷の決意は、早くも寸語の間に見えた。月照は座

を立つて、船の表に立ち出で、月かげに、矢立をとつて、懐紙に一首の歌をしたため、やがて立ち戻つて、

『てにをはも整はねど……』

と語りつつ、西郷に示した。西郷は、

『いかにも……』

と點頭きつつ、懐ろに押し入れた。歌にいはく、

舟人のこころつくしの波風の
あやうき中を漕ぎて出でにき
答ふべき限りは知らで不知火の
つくしにつくす人のなさけに

即ち知るべし。月照は出船の當時までは、踏海入水の意が毫も存しなかつたことを。歌の意味より推して測るときは、西郷・平野等、舟中同志の厚き同情によつて、風浪の危うき中を、やつとの事で脱出することが出來た。かかる同志の厚誼は、何といつてお禮を申してよいか、その言葉も知らぬ程であると。虎口の難をのがれたる愉こびと、友情への感謝とで、月照の胸は一パイになつてゐる。ここに何の危惧があらう。又た何の絶望があらう。果して然らば、此時、いふにいはれざる悲曲を胸にし、獨り萬感交々到るありしは、ただ西郷一人であつたことが知れよう。人は情あつて盃を擧げ、船は心無くして浪に從つて走る。

時しも仲冬望の夜の月、高く中天に輝いて、黃金の波は舷を洗つた。水流は箭よりも早く、舟は潮に乘じて走つた。空も澄み、水も澄み、天地萬物、ただ冴え渡る寒月の光の下にあつた。客衣を拂ふ鹽風は、轉た人の心を寒からしめた。海岸の風光は、月下に畫のごとく指ざされた。島津氏の別墅の營まれたる磯路の長汀曲浦は、三里の長きに連つた。遙かに老樹の鬱蒼たる間に、朱き樓門のほの見ゆるは、島津歳久が太閤に抗戰したる心岳寺の山門であつた。

＊　　＊　　＊

今月今夜、薩摩潟の明月は、如何に南洲の心緒を崇高ならしめたるぞ。彼れは乘船の初めより、早く既に死を決したのであつた。然しながら、彼れは月照に告ぐべき機會を得なかつた。舟が心岳寺山下を走る頃は、既に曉に近いころであつたが、南洲はやがて月照の手をとつて誘ひ、船上に出で左舷に立つた。月はいよいよ冴え、二人の影は船板に黑く印された。宇宙萬物、今は眞の眠りに入つて、闃として聲なく、ただ舷を洗ふ黑潮の音のみ、兩人の耳にあつた。

西鄉は月照の手をとつて、初めて決死の意を語つた。薩廳よりの內意をも打明けた。何處まで遁るるとて、いづれは果つべき命である。齊しくこの月明に乘じ、身を薩海に投じて、浮き世をのがれ出づるには如かずと。月照も從容として、之れを諾した。月照は、潮水を掬んで手を淸め、はるかに京都の空を拜した。

月夜の美感は、遂に兩人をして相抱かしめた。兩人の影、海上に躍るよと見えて、月光千々に碎くるや、舟人

は驚いて舟上に出でたが、箭よりも早き急流は、既に兩人の姿を失つてゐた。阪口は水棹を海中に投じて、浮標とし、帆綱を切つて漸やく漕ぎ戻したが、船は既に半町ばかりも押し流され、無心の月光の波間に流るるのみで、そこに一物の影もなかつた。やや暫らくして南洲・月照は、堅く相抱いて波上に浮んだ。舟人は兩人を救助して、舟を華倉の磯の濱邊に寄せて、火をたいて兩人を溫め、介抱した。西鄕はやうやくにして蘇生したけれども、月照は、靈魂遠く天外に去つて、遂に再たび復へらなかつた。

時は維れ安政五年〔戊午〕十一月十六日の曉、月照時に四十六歲であつた。僕重助は、月照の遺骸に抱きより慟哭して已むところを知らなかつた。而して遺骸は南林寺に移された。

西鄕は十六日の夕ぐれ、家族に援けられて家に歸つたが、ただ夢中に『月照よ〳〵』と呼ぶのみであつた。彼れは全く人語を成すことが出來ず、病臥の人となること、殆んど三十餘日であつた。彼れの懷ろにあつた月照辭世の歌は、

曇りなきこころの月も薩摩潟
　沖のなみ間にやがて入りぬる
大君のためには何か惜からん
　薩摩のせとに身は沈むとも

と記されてあつた。

思へば、嘗て齊彬に殉死せんとする西郷を、引き止めたるものは月照であつたが、今は西郷が月照を誘うて、海に投ずるに至つた。然も西郷は不思議なる再生の機會を得て、月照を弔ふの人となつた。西郷と月照と、さても〱、奇しき運命なりけるよ。

相約投レ淵無二後先一。豈圖波上再生緣。
回レ頭十有餘年夢。空隔二幽明一哭二墓前一。

月照上人十七回忌に當り、惆として西郷の詠ずるところ、千古の悲風を傳へるではない乎。

【參考】西海波間記〔月照坊筑紫下り〕　平野國臣作

花の都も秋は猶ほ　夕淋しき風情なり
名に流れたる清水や　落くる瀧の音羽山
木の葉色つく折柄に　ちるや紅葉の散々に
みたれ行く世の難波江や　芦のさはりは繁けれど
猶ほ世のために身をつくし　つくさんとてや筑紫潟
波かけの岸のなみならぬ　誓はいつも深みどり
色もかはらぬ青柳の　驛路越えて香稚潟
たた良の橋をうちわたり　千代の松原千代八千代
萬代かけて君が代を　千とせの松によそへつつ

神にあゆみを箱崎の　社にかけし四の文字
筆のあるじをよく問へば　延喜の帝(みかど)かしこくも
御手をくだしませるとぞ　ここも昔は石疊
疊みかさねて白波の　よせし昔を忘れじと
恨みうらはの木綿(ゆうだすき)　かけて嘆くもあはれなり
濡衣塚のぬれきぬも　その身にきたる心地せん
やがて博多の假住居(かりすまひ)　ここも波風騒がしく
また行方は薩摩潟　沖の小島にあられども
心細さを都にて　誰かあはれと思ふらん
たよる心は筑紫人　一人の外にうちあけて
語らふ友も波路經て　野間のせきやの關守に
せきとめられて行先は　黑の瀨戸てふ名も憂しや
今は鹿兒島籠の鳥　翼ちぢめて潜みしが
また木枯に驚きて　日向をさして船出しつ
霜ふる月の望の夜の　鳥の別れと諸共に
啼く音をしのび波風の　危うきなかを漕ぎわたる
ここに一人の薩摩人　いかなる緣(えに)しさきの世の
契やふかき御舟(みふね)沖(おき)　傾く月ともろともに

照りかがやきて曇りなき
やがて波間に入ぬるを
乘合人も舟人も
しかとは知らぬ白浪の
はや東雲の明烏

身も大君の爲にとて
神ならぬ身のかなしさは
かひの雫の露ほども
立騷げども甲斐ぞなき
啼くより外はかりけり

法弟　胎岳坊雲外
拜書

【十二】西郷の心境を懷ふ

一代の英傑、西郷南洲ほどの人が、何故に輕々しく、月照と入水したのであらうか。かういふ疑問は、筆者の屢ゝ耳にし、且つ人の質問を受くところである。かくいふ人々は、決して西郷を輕侮するからではなく、却つて西郷を重視し、崇拜するの結果、かかる疑問を生ずるものの如くである。併し乍らこの疑問は、要するに形の上の比較より來たつてゐるので、心境・心事の推測をおろそかにしてゐるものに外ならぬ。西郷の斤量と月照の斤量とを衡にかけ、西郷を重もく見れば、月照が輕ろくなる。ピンとはね上つた月照の輕るさに對比して、西郷ほどの英傑が、南洲ほどの偉人が、何で相抱いて踏海したのであらうかと疑ふのである。ああ何ぞその眼光の輕佻なるや。

西郷は固より幕末維新の際における一大英傑であつた。否な彼れは近世日本の生み出したる、稀世の偉人であつた。然し乍ら、それは第三者が斯く評するのであり、人が斯く論ずるのであつて、西郷自身、未だ嘗て英傑とも、偉人とも自負したることはなかつた。

西郷は明治の元勳となり、國家の柱石とされても、常に謙讓自から持し、藤田東湖、橋本左内、久阪玄瑞諸先生が現存せられたならば、同席することも罷りならぬ自分であるといつてゐた。而して人間の至情溢るるが如き南洲が、如何に勢ひ窮したればとて、日頃の親友、勤皇の同志を、見殺しにする譯がない。況んや、初めて月照に逢つた時から『おいは月照上人を一目見た時から、この人の爲めならば死んでも惜しくはないと、心から惚れ申した』といつてゐる西郷ではない乎。

*　　*　　*　　*

思ひ出づれば、僅かに二ヶ月前、九月十日に、京都の近衛公邸において、忠熙卿から、西郷を男と見込んで、

『月照を頼む』

といはれた時、快然一諾、

『ようごわす。』

と引き受けた一言は、男子の一諾、金鐵も及ばざる筈。

後年、庄内藩の子弟の爲に『爲ニ兒孫一不レ買ニ美田ニ』の詩を大書して與へた時、

『西郷が若し之と相反したる行ひを致さば、西郷は言行相反する者と、お見限り下され』

と言ひ放つた西郷である。

今日の人こそ、朝三暮四、今日約するところ、明日之を反古にしても、何とも思はぬが、西郷は己れの一言には、死を以て報ゐた。それが彼の一生である。一言良く信じ、一行能く果す。西郷の偉大さは、ここに在る。一言を約すれば、婦女子の爲にも命も惜まぬところに、西郷の信があり、誠があり、義があるのだ。明治十年、その愛する子弟の爲に、城山に死するを辭せなかつた西郷であつて見れば、近衛公に對する男兒の一諾、死を以つて月照に報うるは、西郷の心境において、寧ろ當然の歸趨といふべきではない乎。

＊　＊　＊　＊　＊

而して若し筆者の自由なる推測を許すならば、月照と共に相抱いて入水したる西郷の心境に、今一段の同情を寄すべきものあるを感ずる。

そは他なし。西郷は武士である。假令身分こそ卑しけれ、義を重んじ名を誇る薩摩武士である。勢ひ窮するといへども、武士の最期には、武士らしい死に方をしたいとも思つたであらう。

武士らしい死に方といへば、固より刄に伏して死することである。西郷は思つたであらう。武士たる西郷は今はの思ひ出に腹を切つて死なうと。されど武士たる西郷は自刄して死するもよい。併し月照は僧侶の身である。世外に行ひを澄ませる法身である。その佛身にひとしい月照の肌に、何で刄を向けることが出來ようぞ。

さらば共に咽喉を刺し違へて、耦刺して果つるか。それとても、清澄月の如き月照の胸に刄は刺し透せぬ。茲に到つて、西郷は劍を投じ、踏海の外なきことを考へたのではあるまいか。武士たるものの面目をも捨て、ただ月照上人その人のために、彼れの大いなる手に、而して熱情もえたぎる腕もて、月照の清軀をひしと許りに抱きしめ、死すとも離れじと、五體もろともに、月海に投じたる西郷、ああ、彼れは片言の語るなしと雖も、その心情心境を察し到れば、人をして萬斛の悲涙を灑がしむるではない乎。何者の輕薄兒ぞ。英雄無限の心懐をも察する能はずして、徒らに世上婦女子の心中沙汰と同一視す。予は此事あるの故を以て、層一層、西郷の信ずべく、尊とむききを知る。

* * * * *

勝田孫彌氏は嘗て『西郷隆盛傳』を著はし、西郷入水の心情を論じて、次のやうにいつてゐる。

『世人往々隆盛が投海の擧措を評し、大小を辨別せずして、情に偏するものとなす。想ふに此等は、隆盛の心事を解せざるものと云ふべし。夫れ宏才雄略の資ありといへども、其故舊に情義の厚きにあらずんば、以て眞の偉人と稱するに足らず。眞率至厚なる義情を解せざるものには、眞の才、眞の略ある事なし。抑も當時隆盛には、齊彬の遺志を忘れたるにあらず。王室の式微を憂へざるにはあらず。國家の將來もまた思はざるにあらず。然れども、月照既に天涯百里の波濤を越へ、幾多の艱維を凌ぎ、漸く薩地に到着せり。而して其寄倚する所、獨り隆盛の友誼にあるのみ。今や月照の運命は、實に隆盛の手裡に存す。隆盛の厚誼眞情なる、豈に此

に至りて之を捨るに忍びんや。是れ、共に死を決して、薩南の海中に投じたる所以なり。』

と。評し得て正鴻を得たりといふべしである。

ああ、窮鳥ふところに入り來れば、獵夫も之を殺さずといふではないか。然るを況んや、人間至愛の交友においてをやである。

【附記】　西郷の處置に關する異說

別に傳ふるところによれば、當時西郷等の處置に就いては、島津齊興は之を國外に放つ考へはなく、私かに命を島津豐後に傳へて、日向に向はしむると見せ、一艘船を發せしめて、種子ヶ島〔今の熊毛郡に屬す。海上僅に六十二浬〕に送る考へであつた。新納駿河は之を欲せず、勝手に主命を矯めて日向に送つたのであるといふ。又た一說には新納は豫ねて西郷と義あり。表面は日向に行くやうに命じたが、その實は發船後、これを再び召還して、他に潜伏せしむる筈であつたのに、使者が傳意を誤まつて傳へたのであると。孰れにしても、既に死せる月照を取り返すべき術はない。

【第四篇】 絶海孤島に於ける流謫生活

第一章 大島流謫の三年間【第一回流謫】

【自安政五年十二月二十日・至文久二年二月十二日】

【一】 西郷の修養時代

『天下の事、手に唾して取るべし』といふは、眞に人をして壯快を禁じ得ざらしむるところ、實に人間の事業は、爲せば爲り、爲さざれば爲らざるものであるが、人は往々にして、手に唾しても取り得ざる時あり、爲せども爲らざる場合あるを、覺悟するものが少ない。『文王なしと雖も猶ほ興る』といひ、『彼れ取つて代るべし』といふは、意氣の旺んなるを稱すべきではあるが、彼れ取つて代り得ざる時、如何にすべきや。人は一端の勇に逸ることを好み、青年時代には、殊に爲して爲らざることなしと考ふるが、萬難を排して、終局の目的を遂ぐるものに至つては、之れを指さすの稀なるを嘆ぜしむる。開いては滿山を埋め、忽ち雪のごとく散る櫻花を稱するの人は多いが、巖頭に幾星霜を經、風雪に驕る老松に感ずるの人は少ない。

『正』を以てすれば、人生のこと必らず成るべしと思ふは、『正義とは不正と戰ふもの』であると思ふに、及ば

ざること遠し。善とは惡と戰ふの心、誠とは不誠を討つの心である。ナポレオン・ボナパルトは、佛國の辭書中には『不可能』といふ語はない。(Le mot impossible n'est pas Francais)といつたが、語は『可能は不可能を征服することである』といふの意を語らんとしたものである。

惟ふに人生の幾曲折を經、幾艱難を超へ、かくて益々志を堅うし、愈々勇氣を加へ來たる人こそ、眞に人生の好健鬪者とはいふべきであらう。人生の局面は單一ではない。歡樂もあれば悲哀もあり、安全もあれば險難もある。更らに大悲哀あり、大險難あり、人をして眞に行路難を叫ばしむるのであるが、人間の鍊磨は、實にこの間に成る。

* * * * *

我が西鄕南洲において、試みられたる一の人生は、最も波瀾曲折に富む活人生の一曲であつた。天下の志士となり、一藩の代表者となつて、四方に遊說する時は、天下はその掌上に飜がへると思はれ、一たび主侯を失ひ、幕府の追窮に會へば、六十餘州、五尺の身體を容るるの地なきを嘆じ、昨は淸僧と相抱いて、薩海の月明に投じ、今は不可思議の生命を永らへて絕海の孤囚となる。轉た人生の複雜なるを嘆ぜしむるではないか　幾曲折・幾波瀾を經て、走馬燈のごとく展開せらるる人生の變局面に對し、人は興味を感ずるよりも、この人生の主人公が、いかにその波瀾を乘り切り、如何にその曲折を渡り來たりしかに、最も敬虔の念を捧ぐべきである。西鄕南洲は、眞に人生の一大試鍊者であり、また一大創造者であつた。

西郷を難ずる者はいふ。苟くも國家の大業に任ずるものは、倒れて後ち止むの信念でなければならぬ。西郷はその志業皇政の復古にありながら、勢ひ少しく窮するに逢へば、早やくも難を避けて、一貧僧と共にその生命を捨つ。彼れや生命を輕んずるの誹あるを免がれないと。されど、西郷は果して生命を輕んじ、使命を擲つて顧みないものであつたか。思ふに西郷の生命なるものは、些々たる小人生に浮游するものではなくして、宇宙に融合せる一大生命であり、彼れの使命は、乾坤を貫く一大使命であつた。死生は西郷において正に浮雲のごとくであつた。彼れは死生によつて、その生命の左右せらるるを信ぜなかつた。西郷は死に臨むも、生に臨むも、その心境に何等の變りがなかつた。彼れは死生を超越し、成敗に超越したる、一大生命の所有者であつた。彼れの生命は、無限より無限に亙る一大聯續であつて、死生や、浮沈や、成敗や、哀樂やは、彼れにおいて眞に泡沫のそれのごとくであつた。

【二】大島流謫の事情

却說、人々の手當によつて蘇生したる西郷は、人目に觸れぬやう、再たび船に上せ、軈て鹿兒島港口に碇を下し、先づ阪口吉右衛門が上陸して、事の始終を藩廳に急告したので、橫目村、谷川純孝が、醫師一人を隨伴して船に來たり、月照の遺骸と共に、西郷を町會所に移し、その日「十一月十六日」の午後、西郷家族の者を呼出して、之れに引渡した。

西鄕は一度び實家に歸つて床上に安臥させられたけれども、全くの蟲の息で、果して回復に至るや否や、何とも安心出來かぬる重態であつたことは、勿論である。漸やくその日夕刻に至つて、知覺を生ずるに至つた。

彼れは言葉を發することが出來るやうになると、先づ口を開いて、

『月照、々々』

と、月照の身上を氣にしてゐた。家人はその落膽失望せんことを慮つて、月照の死を祕して告げなかつたが、後ち月照の既に幽明を隔つるを知るや、西鄕は、兎もすれば自刄してその後を追はんとした。之れが爲に家人は、常に西鄕の身邊を注意したほどであつた。西鄕は月照の死を悲しむといふよりは、寧ろ獨り生存せることを嘆ずること甚だしく、共に棺を同じうするの人たらんとしたのであつた。

併し乍ら西鄕の蘇生には、又た別に神意の加はるものありと云はねばならぬ。天、豈に徒らに、尊ふとき人命を捨てしめんや。非常の時、必らずや非常の人を要す。やがて維新大機運の轉じ來たるに際し、豈に西鄕なかるべけんやである。

* * * * *

薩藩においても、月照をこそ、荷厄介にも取扱ひたれ、西鄕に對しては、何等之れを葬むり去るべき理由を有してゐない。殊に彼れは、故主齊彬の愛臣でもあり、不世出の英傑でもあり、之を失ふに忍びるものではない。

茲において、西鄕は月照と共に死去せるものとして、暫らく彼れを大島に靜養せしむることに、藩議は一決し

た。先づ新納駿河よりは、左の如く國老島津豐後　報告した。

新納駿河、島津豐後に贈る書 〔安政五年十一月二十九日〕

法姓院　忍　向

右者御當地え入來、西郷三助と倶に一緒海中に飛入、相果候形行、先便細に極内用を以、申越通に候。右に付而者、京都表御屆向之儀、及吟味候處、京都御尋者之段は、筑前盜賊方より申出候迄にて、未從公邊御尋方、表向被御渡候には不相成候へ共、忍向下男、右盜賊方に引渡にも相成候に付、をのづから御取糺にも可相成、勿論右成行に付ては、いづれ京都町奉行所に不及御屆候ては、相濟間敷哉。就ては京都御留守居え、形付申遣、聞合之上、御屆不被差出候ては、不相濟儀に候はば、別紙草案之趣にて、被差出候方可然存候。松平美濃守樣〔筑前藩主〕御方え、及掛合候處、別紙寫之通、返答申來候に付、今日便、京都留守居より、其段申越候。

御小姓組

西　郷　三　助

右者前條同斷に付　入水いたし候節、少々呼吸通居候に付　親類え引渡、爲致養生候處、追々快氣之向に相心得候に付　御取扱向、大目付え相達置候處、當分にては　忍向相手之場に相成、存命之儀、公邊に響合候ては、誠に不容易譯合、御難澁之儀にて、何分當地え被召置者に無之候。祕密之取計にて、變名之上、

此涯三島之内え被レ遣何れ其節、表向は溺死之筋に可二仰付一哉。右にて萬一檢使等被二差越一、死體見分等之儀も難レ計候に付、近頃相果たる罪人之死體、見分に可レ被二差出一哉。左候ば、右之手當を以、埋置候樣可レ爲レ仕勿論終身端島へ被レ遣置候ては、不便之至候間、以後蟄踞罷成、何も掛念無レ之都合相成候ば、其節之形行次第、可レ被二召歸一哉之旨被二申出一、得と及二評議一候處、西郷儀、右通相手者之場に相成候ては、於二公邊一は不二一通一御取扱可二相成一候へ共、此御方樣には、譯合も有レ之候に付、重き御取扱も出來兼候付、大目付吟味通、可レ被二御付一哉。左候て、右通の譯合に付ては、於二島方一御給料等之儀は、御物より可レ被レ下哉と申談、宰相樣御内慮奉レ伺候處、其通被二仰出一候に付、大目付え相達、近々七島之内へ、極内被レ遣筈に候。左候て給料等之儀は中村新助え、極内爲レ致二吟味一、先年甲斐清一屋久島え被レ遣候先例も有レ之候に付、其振合を以て、被二成下一筈に候。右旁極御内用を以て申越候。尤京都御留守居え申遣、御問合書差通、爲二御心得一差上候。以上。

但三助儀、菊池源吾と變名申付候。尤筑前返札には、此方え前以掛合爲二相成一哉に相見候得共、未不二相屆一候。此段は爲二御心得一に候。

午十一月二十九日　駿河

豐後　殿

之に依つて見れば、西郷のみ存命するとあつては、第一幕府に對する響合が面白くない。之が爲に薩藩に嫌疑がかかり、一層困難の立場を生ぜぬとも測りがたい。そこで公邊に對しては、月照と共に絶命したものとして屆出

づろの外はない。若し萬一にも檢死の役人でも見えたならば、その時は、近ごろ相果てた罪人の死體を見分に供することにしようといふ、洵に行屆いた仕方であつた。

而して死んでゐる西鄕が、西鄕三助又は西鄕吉之助と名乘つて生きてゐるのも、可笑な話であるから、菊池源吾と變名して、三島の中、いづれかへ靜養せしむることにしよう。又た一生孤島に埋もれる譯でもないから、世の中が少し靜まつた時に、助命して歸藩せしむる方法を執らう。罪人としての流罪ではないから、藩からは給料を支給しようといふ、西鄕にとつては有難い處置方であつた。

之と同時に、新納駿河より、京都の薩藩留守居役、伊集院太郎右衛門に向けて、差し出した屆書には、次のやうに記された。〔如上の書と同日、卽ち安政五年〔戊午〕十一月二十九日附〕

新納駿河、京都留守居役に與ふる書 〔安政五年十一月二十九日〕

京都東山淸水寺山內
成就院住居法姓院
忍　向

右者、變名にて御當地え入來、西鄕三助一緒に海中に飛入相果候に付、御屆之儀は、別紙を以て申越通候。右に付ては於其表西鄕倶に嚴敷御探索に相成候ば、先便より申越通に候。忍向一旦は筑前之內に忍居哉に候

處、同所も御手相付候由にて、御當地えは三寶院御門跡、御用之筋を以、御内甲村左京名前之證文持參にて入來候へ共、其趣手廣不ニ相成一候樣、御屆書には相省候間、萬一下男御糾方之上存龍院一條御糺も有ㇾ之候はゞ、同人國元には及ニ糾方一、右忍向は□□□の御猶子にて、兼て知音之者に候處、御當地へ差越候由にて鳥渡見込を尋候得共、西郷三助えの用事有ㇾ之、差越候段承り候迄にて、何樣之譯も不ㇾ存、且變名之上、存龍院え用事に付入來之儀は、全不ㇾ存旨申出候に付、御屆書には相省き候段、程能可ニ申述一候。

一、西郷死體之儀は、御屆書には不ニ書載一候。是以御糺も有ㇾ之候はゞ、假に土葬申付置候段、可ニ申出一候。
萬一其趣不ㇾ書候て不ニ相濟一候はゞ、何樣共可ニ取計一候。

一、右に付死體見分等に、檢使之者被ニ差遣一儀も難ㇾ計、若其通之儀に候はゞ、聞合いたし候儀は、其通にて、
何分早々可ㇾ被ニ申越一候。

一、右に付、變之成行等、申出候書付一通、爲ニ心得一寫差上候。

右旁御內用を以申越候條、何篇無ニ手抜一樣、可ニ取計一候。以上。
但西郷吉兵衛儀、三助と致ニ改名一候。此段は爲ニ心得一に候。

午十一月二十九日　　駿河

伊集院殿

西郷は既に土葬に附したりとの件、若し檢使派遣さるる場合には、充分の手續きをとるの件、薩摩國元と京都

留守居との間に手抜かりなき樣との、入念の用意は、かくして疏通された。

玆において、伊集院京都留主居役よりは、左記のやうな文面を以て、京都所司代、酒井若狹守に向つて、屆書が提出された。

京都所司代への屆書

忍向

右者、山城國醍醐山三寶院御門跡御用靜溪院鍐水と申者、家來一人下男一人召列、肥後國より故薩摩守領內、薩州出水郡阿久根村え着船、城下町に差越、故薩摩守家來西鄕三助儀、知音之由にて、用向有レ之、致二面會一度申越候處、先月十五日夜、鍐水旅宿え三助差越、其夜日州之方え差越候由にて、領內隅州之內、噌唹郡廻村之內、福山村と申所迄船雇入、城下より右三助倶に乘組、出帆候處、翌十六日曉、於二洋中一兩人共一緖に海中に飛入候に付、乘組之者共、濱へ引揚致二介抱一、元之通城下町え列歸、成行申出候に付、役目之者差出致二養生一候へ共、鍐水儀は無レ程相果、三助には少々呼吸通居候に付、是亦爲レ致二養生一候得共、同日夕相果、子細全相知不レ申、其外船中者迄も及二糾方一候處、不意に右通之次第にて、是以何も子細不二相分一段申出、死體相改候處、溺死無二相違一、鍐水死體葬方之儀は、家來下男願出候に付、假に土葬申付置候。然處松平美濃守殿盜賊方、白石潤太、松尾平太兩人、城下へ差越、此方足輕之者え面會、右鍐水主從三人足跡相尋、爲二捕方一差越候に付、都

合向願入候段承屆候旨、右足輕申出候へ共、鑁水儀は、右通死歿、又事故形行申聞、死體見分之上、引渡度、且家來下男迄も召捕候付ては、三寶院御門跡御內之者故、御屆向之儀及ニ示談ー候處、右は御門跡御用之者に無レ之、實は京都東山淸水寺成就院忍向と申者にて、京都より御尋方相成、捕方に差越候へ共、相果候ては、死體見分に不レ及　家來者中途より道列之者故、御用無レ之、下男者爲ニ證據ー列越度、承屆候旨申出候に付、猶又下男及ニ糺方ー鑁水は全僞名にて、右忍向と申者に無ニ相違ー段、申出候に付、下男は右捕方之者共え引渡候段　國元家老共申越、右松平美濃守樣方にも、及ニ掛合ー、此段御屆申上候。以上。

島津又次郞內

伊集院太郎右衞門

右京都留守居の屆書中には、西鄕に關しては、ただ月照死歿の同日、夕刻相果てたりとのみにて、多くをいはず、主として月照に關する始末を詳記してゐる。これは西鄕に關しては、何等、所司代より薩藩に對する通告なく、ただ月照のみお尋ね者として、筑前藩捕方から申込まれてゐるので、右樣の屆書となつたのである。今も昔も、法理的取扱の、愚にもつかぬことは、何等の變はりがない。所謂る、吏僚的始末書といふものは、大概ねかくの如きものだ。

＊　＊　＊　＊

而して西鄕・月照を日向に送るべく、附添役として同船してゐた、足輕坂口吉兵衞が、入水當日の口上書は、

當時の眞狀を、飾らず、偽はらず、記してゐる。今その全文を左に錄す。

足輕坂口吉兵衛上申書

京都東山清水寺山内
成就院隱居法姓院
忍　向
右忍向家來
雲　外

右者忍向事、京都より子細有レ之、御當地え參居候處、爲ニ捕方一盜賊方被ニ差越一、右忍向御渡相成候而者、御差障相成候譯合被レ爲レ在、右西鄉三助殿同道、日州表え被レ遣置、右に付地理旁不案内候間、私致ニ案内一可レ成邊鄙之場所に忍置、付添程能取計、致ニ用辨一候樣被ニ仰付一、安政午十一月十五日、今夜中福山に相渡、高岡御關外え相迯居候樣御承知、同夜八ツ半時分、都而同船、前之濱致ニ出帆一、同十六日未明、龍ヶ水より三里程も於ニ洋中一、三助殿忍向小用相立、不レ圖組合海中え飛入候付、相驚順風走船之事故、則帆綱等脇差を以切拂、帆下げ候得共、最早三十間餘も走行、船頭共え致ニ下知一、早々漕戾候處、何分にも組合居候付、乍レ漸兩人共引揚、段々致ニ介抱一候得共、寒中之事故、相溺、乍ニ兩人一存命無ニ覺束一、殊に船中皆共着替等も、全く所持之者も、無ニ

御座ハ、私致二着用一居候着物を以、兩人に着せ替、忍向事は右家來共に介抱方致二下知一、三助殿儀者、私肌身に付相暖介抱致候得共、寒中之砌、洋中之事故、方便も無レ之、陸地華倉に早々押返し、焚火等を以、致二介抱一候得共、忍向事終其詮無二御座一候。三助殿事も、未快方無レ之、乍二兩人一存命無レ之候而は、甚殘多存、精々介抱致候處、同朝五ッ半時分にも相成、少し快き方相見得、猶更養生致、漸々快く、彌慥に見請候に付、前之濱に船相廻し、形行御屆申上置、又々船に立歸り、致二看病一居候處、醫師被レ遣、同日親類え御渡相成、忍向事は御見分之上、南林寺え假埋被二御渡一候事。

右之通御座候。以上。

坂口吉兵衛

此書　依つて見れば、十一月十六日中に福山（今の姶良郡）に船をつけ、之より陸路をとつて都之城に出で、高岡（今の宮崎縣東諸縣郡）の關を越えて、大淀川の支流に沿うて、釋迦岳に至る法華ヶ嶽寺に趣る豫定であつたことが判る。

而して夜半の三時ごろ一同乘船し、前の濱を出帆して、十六日の曉天、龍ヶ水より三里許りの沖合に來た時、西郷と月照とが、小用を足すからといつて、船上に上つて行つて、そこで投水したものといふ。

寒中での溺死ゆゑ、勿論兩人とも冷え切つてゐる。船中誰も着換の用意がないから、坂口自から著てゐた衣類を脫いで兩人に著せ、殊に西郷に對しては、坂口が肌身をつけて暖めてやつたといふ。西郷の蘇生には彼れの情

謂亦た沒すべからずである。而して十六日の朝九時ごろに到つて、西郷はやや恢復の氣ざしを現はした模樣である。斯かる事情の判明し來るのも、坂口の届書あるによることで、後の理窟をつけた書き出しよりも、當座匆々、の間に眞狀を記したものが、文獻として貴重の價値を爲してゐる。

【三】 西郷愈ゝ大島に渡る

西郷は靜養約一ヶ月にして、漸やく恢復し、歩行の自由をも得るに至つた。一鳥啼いて山更らに幽なりで、西郷の心境は、風雨去つて晷の移ること靜かに、庭前遊鳥の影、枝より枝に轉ずるのみ。

西郷は夙に生命を君國に捧げてゐた。死中活を求むるの工夫も、嘗て之れを無參禪師に學んでゐた。併し單にそれが心上の修錬に留まらずして、現實に體驗し來たつたのは、今が初めてである。生死巖頭に立つの心境といふよりは、既に一度び絶命したる西郷であり、奇くも再生し來れる西郷である。十年座上の工夫も、一夜の體驗に如かず。今や西郷は眞に恐るべき死海を越え來つてゐる。此間の境地は、口を以て語るべからず、筆を以つて傳ふべからず。『生死の關に悟入』したといふのみでなく、『死活の實驗を味透』したのである。

『天ノ將ニ大任ヲ是ノ人ニ降サントスルヤ、必ズ先ヅ、其ノ心志ヲ苦シメ、其ノ筋骨ヲ勞シ、其ノ體膚ヲ饑エシメ、其ノ身ヲ空乏ニシ、行ヒニハ、其ノ爲ス所ヲ拂亂ス。心ヲ動カシ、性ヲ忍ビ、其ノ能クセザル所ヲ曾益スル所以ナリ』

とは、孟軻子の言であるが、吾人は、今まこの言の僞らざる所以を西郷の身邊において見るのである。

西郷は此年〔戊午〕の十二月十九日・入水後三十餘日の後、筆を執つて書を堀仲左衛門に託し、肥後の長岡監物に與へ、既に土中の死骨となり、君國の爲に纔に生を偸むの心境を記してゐる。

長岡監物に贈る書〔安政五年十二月十九日〕

酷寒之砌御座候得共、彌以御壯健可レ被レ成二御座一、恐悅之御儀奉レ存候。猶拜謁仕候節は、旁々御懇志之段、難レ有奉二佩感一、厚御禮申上候。著涯より色々混雜に取紛、書狀も差上不レ申、甚以不敬之至、何卒御海恕可レ被二成下一候。隨而私事、土中之死骨にて、不レ可レ忍儀を忍び罷在候次第、早御聞屆被レ下候半。天地に恥ヶ敷儀に御座候へ共、今更に罷成候而は、皇國之爲に、暫く生を貪居候事に御座候。御笑察可レ被二成下一候。扨同藩堀仲左衛門と申者、此節罷歸候處、關東之事情承り、誠に遞侯之御忠誠、奉二感服一候。就而は弊國之義、如何にも殘念之至に御座候得共、都而瓦解仕、迚も人數など差出候儀、不二相調一候間、同志之者共申合、突出仕る外無二御座一決心仕居候。仲左衛門には、又々出足仕候間、何卒御逢被レ下度奉二合掌一候。何も御直に御聞取被二成下一度、省略仕候。越藩橋本にも捕われ候由に御座候得共、此度之儀に取り而は、決而相崩れ不レ申段も申來候。いづれ此機會を失ひ候而ては、實に本朝は是限と相考居り候。仰願は天下之爲、御伏藏なく堀え被レ仰被レ下度、之而已奉レ祈居候。此旨御厚禮旁、奉レ捧二愚札一候。恐惶謹言。

十二月十九日　　西郷三助

長岡監物様
御侍史

追啓。此度罷下候處、直樣改名仕候樣、被申聞、變名仕候。又又幕より御用召申來候儀、無相違御座候半。其節は死亡之筋に被申切賦之由に御座候間、此段も內々申上置候。若哉御書共被成下候節は、椎原與三次と申者、私叔父にて御座候。其方に差向け被下度、是又奉願候。

* * * * *

かくて南洲は三十餘日の間病牀に臥し、安政五年〔戊午〕十二月卅日、孤舟に送られて、鹿兒島を發し、絶海の大島へ流謫の身となつた。時に南洲が唯一の僚友たる大久保甲東は、『何も藩の命令だからとて、オメ〳〵大島へ渡海する必要はない。直ちに脱藩して肥後に遁れ、同志突出の擧を謀らうではないか』と力說したが、南洲は深く期するところあつて動かず、已むなく大久保は、南洲の絶海に去るを巖壁の間に送つて、その健康を祈つたのであつた。大丈夫は、涙を離別の間に濺がずといふが、船上の南洲と濱海の甲東と、その心中、果して如何なりしぞ。かくして波瀾萬疊なりし、安政戊午の年は、薩南風浪の間に暮れ去つた。

【四】孤島幽囚の樂

人間の偉い、偉くないといふことは、その人が得意である時には分らないが、一たび失意の時代になると、如

何にもよく、その大小の程度が分つてくるものである。失意に處する人の態度ほど、その人物の眞價を、赤裸々に表現するものはない。

南洲は、齊彬を失つた時代から、やや失意の境に入つた形であつた。月照と投海し、孤島に流謫せられ、安政五年〔戊午〕の末から、元治元年〔甲子〕の初めに至るまで、前後二回の流謫、五六年の間は、正に流離顚沛の時代であつた。此の間、南洲は果して、如何にこの失樂境に處したるか。彼れは果して悲歌慷慨して、時事の非なるを歎いたであらうか。幽憤咨嗟して、胸中の不平を訴へたであらうか。

世上毀譽輕似塵。　眼前百事僞耶眞。
追思孤島幽囚樂。　不在今人在古人。

とは、彼れが後年、謫居生活を追想しての詠詩であつた。孤島生活の實情は、後年追想するほど、樂しいものでもなかつたであらうが、心を欺むき、誠を僞はるの人多き塵世に處するに比すれば、眞情流露せる島人を相手にした孤島生活は、彼れにとつては、寧ろ樂園のごとく感ぜられたであらう。

南洲は安政六年〔己未〕正月十二日、大島に著し、文久元年〔辛酉〕迄全三ヶ年間、大島生活を爲し、文久二年〔壬戌〕二月十二日、鹿兒島に召還された。偶〻久光の怒を買つて、六月十日、更らに德之島に流され八月十四日、沖永良部島に投ぜられた。翌三年中、此一孤島に生活し、元治元年〔甲子〕二月二十八日、再たび許されて歸國したが、此の間五年餘、彼れは全く中央の舞臺を離れて、聾棧敷の聾生活に甘んじてゐたのであつた。不

平といへば、固より大不平であつたに相違ない。不滿といへば、固より大不滿であつたに相違ない。然しながら南洲は、自から天命の何物たるかを悟道するもののごとく、書を讀み、毫を揮ひ、自から耕し、自から刈り、或ひは風月を友とし、或ひは古人に學び、晴耕雨讀、また他念なきもののごとくであつた。南洲の人格は、此の間において愈々錬られ、無限の大度量は、此の間に於て益々養はれたのであつた。

南洲の性格は、蓋し孤島幽囚中より、次第々々に變化して行つた。彼れの人生觀は、著るしくその範圍を擴大して來た。彼れの時務策は、著るしく齊彬の面影が出て來た。『私事、土中之死骨にて、不レ可レ忍儀を忍び罷在候。』とか『武運に拙く、大義を後にいたし、端島に身を逃候儀、譬へば破軍之降卒にて……』などの語は、彼れの送信中、随處に發見する文句であるが、彼れが世上の煩累より離れて、悠々として孤島生活を樂しまんとするの狀は、寸言片語の間にも仄見ゆるのである。

【五】西郷と大久保

西郷が大島に去つて後は、大久保利通が薩藩有志の中堅となつた。西郷が一舞臺活動して退場したところに、二の代として登場した形が、大久保であつた。西郷は既に老成、大久保は血氣、時勢の回轉に乘じて、武者振ひをして立ち上つた姿であつた。

或る意味においては、大久保は西郷の弔合戰をする肚もあつたらう。西郷の心境、既に光風霽月なるに反して

大久保は壯士一劍の任に倚り、天の一角を睨んで、風雲を叱咤するの概があつた。

當時大久保は、薩藩廳の態度が、如何にも因循姑息で、中央の大勢を制することも出來ず、一方西鄕一人をすら保護し得ず、何といへば幕府の鼻息を窺ふ態度に憤激し切つて居つた。最早や上國よりの通報によれば、一刻も猶豫すべき時節でないと思つたから、自から脫藩して義兵を天下に募り、關東に攻め上つて、井伊を一擊に倒さんと、より〳〵同志と協議した。恰度その時、西鄕は大島に赴むかんとして、途中、山川港に滯船してゐたので、書を伊地知正治に託して、西鄕に齎らさしめ、その回答を求めてゐる。大久保の書に曰く、

大久保利通より西鄕吉之助に與ふる書〔安政五年十二月二十九日〕

此節兄御渡海に付て、盟中の人心望を失候事、不二一方一候得共、何れ時・處・位の定見無レ之候ては、大事難二成就一、殊に兄機先の遠慮云々拜聞致居に付ては、不レ得レ已時節を待、不レ忍候ては、不二相叶一儀と致二決定一、居候。併御開帆後の處、是非廟算盡し置度、愚考いたし候間、遺策承度、條々左の通に候間、一々御答置被レ下度致二御願一候。

一、堀〔仲左衞門〕より、肥藩の都合無二他事一決定の儀、一左右到來においては、合體の人數不レ顧二前後一突出の事

一、筑〔筑前〕因〔因幡〕長〔長州〕斷念の左右、相分候においては、不レ及レ申事

一、突出の節（燒損）の認様の事

右連名の處歟、銘々遺書候歟、途中より差出候歟、否之事。

一、發口も忌々敷事ながら、算の第一に付、難レ據申候譯合は、萬一も堀え、難事相掛候付て、盟中の人心を憤激するの一事、此においては可レ忍や否の事

一、三藩え再度暴（燒損）相成すにおひては、是非不レ顧ニ前後一、合體の人數可ニ突出一や否の事

一、此節護送の縛人極刑に處せられ、恐多も堂上方より、不思議を懸奉るにおひて、人心を動すの第三事、此においては、合體の人數、不レ顧ニ前後一可ニ突出一や否の事

一、肥後長岡、並に陽明家え、賢慮を以、添書の事

一、諸藩御面接の有志談合（燒損）見當に相成る可き人名、悉く御記置可レ被レ下候事

右の外御（燒損）之事は、成丈御記置被レ下度奉レ願候

午臘廿九日

利済

百拜

菊池尊兄

追て私に（燒損）

一、御滯島中御一身の愛護　天朝國家の爲、造次顚沛無二御忘一暴飮暴食（燒損）之事

一、餘り異事に御過に被レ成間敷候事

一、時々御考付次第、心得に相成候はば御書通（以下燒損）

如上の文面によれば、大久保は何處までも、西郷を兄分として立て、實際に先達者として、之に敎へを仰いでゐる。時に大久保は二十九、西郷は三十二、年齡の上からいつても、三歲の長者であり、經驗においては、先づ一時運の先覺者であつた。

玆において、西郷は直ちに筆を執つて之に答へ、伊地知に託して、之を大久保に致さしめてゐる。次に揭ぐる西郷の返簡を讀み來れば、彼の老成は筆端に現はれ、春は枝頭にあつて旣に充分一の感がある。その文に曰ふ。

西郷、大久保に答ふるの書（安政六年正月二日夜）

大義之一擧に付、御策問之趣、幾度も承知仕候得共、小生儀土中之死骨にて、武運に拙く大義を後にいたし、端島に身を逃候儀、譬へば破軍の降卒にて、起て御斷申上候儀に御座候得共、數ならずも先君公（齊彬）之朝廷御尊奉之御志、親く奉二承知一、如何にもして　天朝之御爲めに、不レ可レ忍之儀も相忍び、道の絕はて候迄は、可レ盡之愚存に御座候間　不レ顧二汚顏一、拙考之儀も御返事申上候間、必御親察被レ下、御捨奉レ希候。

一、堀より肥藩之決心、一左右到來、云々

按ずるに　爛と決心候ても、越え一往之返事、不ニ承届一候て、事を擧候儀は、決て仕間敷、越と事を合せて、繰出可レ申儀と相考申候。夫而已ならず、筑・因・長の一左右も、必ず見合可レ申儀と奉レ存候。就ては事を擧るの機會、十分相調候はゞ、兼々格護之事、急に御突出奉レ願候。其節遲疑仕候儀は、忠義之人に非ず候。併、機會を不ニ見合一候て、只々死を遂さへいたし候へば、忠臣と心得候儀、甚以て惡敷御座候間、是非御潜居被レ下候處、奉ニ合掌一候。

死するばかりが忠義ではない。時と處と位とを考へて、よくよく忠義を遂ぐるの道を考ふべきであるといふ。ああこれ宛然たる齊彬生前の口吻そのまゝではないか。西郷の意見が、その身の難境に落ち行くと共に、次第に老成化し行くを見るべきである。彼れは猶ほいはく、

一、堀・若や幕手に相掛候節、盟中之憤激云々

按ずるに、盟中之人、難に相掛候迚、無謀之大難を引出し候儀、有志之可レ爲儀に御座候哉。大小の辨別を不レ分事と相考申候。依レ人成程殘念之至に御座候得共、堀も何爲に奔走仕候哉。其心志を御取可レ被レ下、死を決して、天朝の御爲めに盡すに非ずや。左候得者、其志を受候こそ、盟中の盟たる大本と相考申候。餘り理窟ケ間敷御座候得共、楠公の正行を歸したるは、子々孫々迄も、朝廷の御爲めに忠義を遺したる儀の大親切、後世迄も、仰ぎ慕ふ處、其節、正行も共に戰死仕候はゞ、大孝子にて御座候哉。遺訓を守て忠節を盡し候所、不レ論して明なり。態々御勘考可レ被レ下候。千騎が一騎に成候迄も、我黨の忠節を盡候所、肝要奉レ存候。必ず外

事の不レ可レ移儀に御座候。

南洲が、一朝の快を貪ぼるを欲せず、必らず事業の完成を期せんとするところ、彼れの偉大なる『繼續的意志』を見るべきである。飽く迄も諸有志の、無謀―繼續なき―なる突出を綱制しつつ、彼れは自からを顧みて『先君公〔齊彬〕之朝廷御尊奉之御志、親しく奉ニ承知一如何にもして、天朝之御爲めに不レ可レ忍之儀も相忍び、道の絕はて候迄は、可レ盡之愚存に御座候』と誓つてゐる。

一、三藩へ暴命之云々

按ずるに三藩に暴命を發候はば、彌破れ可レ申、もふ此上は死を賜ふの外に暴は有レ之間敷、其節は必彼方よりも應援之儀、可ニ申遣一候。事速に候はば、其儀も間に合兼候半か。併盟中之儀は、三藩と死生を共に仕度儀に御座候間、如何にとならば、先君公共に、天下之大事を被レ爲レ談　朝廷の御爲に盡させられ候御事に御坐候間、同じく決心仕度儀と奉レ存候。三藩動立候はば、共に動立可レ申儀と奉レ存候。

一、堂上方に恐多も難を奉レ掛候節云々

按ずるに堂上方え手を掛け候はば定て勤　王之諸藩容見して罷在申間敷候間、必らずそ忽に動立不レ申、諸藩と合體いたし候て、是非共御難を可レ奉レ救儀、肝要と奉レ存候。憤激の餘りに事を急き候ては、益御難を可レ奉レ重候間、能々御盡可レ被レ下儀と奉レ存候。

筑前藩、因幡藩、長州藩の三藩、常に步調を合はせて協力せよといふ。我れに獨立不羈、依つて賴むところが

なければならぬのは勿論であるが、我れのみ突出して他藩を顧みないのは、獨りよがりと申すものである。殊に朝廷方に井伊が手入れをするやうになれば、夫こそ天下の一大事、三藩はおろか、天下勤皇の諸藩が、默視して止むものではない。一擧總立となるであらうから、先君の遺志を專ばらとし、一意勤皇に努むべきであるといふ。布石、確として動かぬものがある。

一、陽明殿〔近衛忠煕公〕え添書之儀、一同之御評議も有レ之候儀にて、若や吟味不レ屆候て、異議之儀共相成候ては、却て不レ宜儀に御坐候間、伊地知え考付之趣、得と相咄置候間、御談合可レ被レ下候。捨文之儀、同斷申置候間、左樣御納得可レ被レ下候。

一、諸藩之有志、見當に相成候人云々

水戸

武田修理

安島彌次郎

越前

橋本左内

肥後

中根靱負

長岡監物

長州　増田彈正

土浦　大久保要

尾張　田宮彌太郎

右之外、御異見之趣等、難レ有感服仕候。必頓案被レ下間敷奉レ願候。頓首

正月二日夜認〔安政六年〕　源吾拜

正助〔大久保利通〕樣

西鄉あらざるの後において、大久保が中央舞臺に乘り出すに當り、談合するに足る諸藩の有志を尋ねたのに對しても、西鄉は一々人名を列擧して敎示してゐる。而してその列擧せる人物を見れば、所謂燕趙悲歌の士や、慷慨悲憤の浪人でなく、いづれもその藩々において、押しも押されもせぬ實力家である。かかる邊にも、西鄉の用意が思はれ、且つその志尙の程も察せらるる。

＊　＊　＊　＊　＊

更らに大山綱良が、山川港滯留中の西郷に送れる書簡がある。此書によれば、長岡監物を中心に、肥後藩よりも出兵の約を以つて、大久保・伊地知等が奔走してゐたけれども、同藩の形勢は、到底蹶起など思ひも寄らざる内情が明らかである。殊に勤皇運動の資金を作る爲めとはいへ、商賣に一生懸命だとあつては、その志業のほども察せられる。

大山格之助、西郷吉之助に送る書〔安政六年正月四日〕

舊臘晦日〔安政五年十二月卅一日〕御乘付以來、御安否不レ伺候得共、定て御達者にて、船中御究屈奉遙察候。嗣君御事も無是非御仕合、天燃地盡き三國之稱、是限にて、只呑聲哭く計りに御座候。船中御一人、御愁歎如何計り候半。扨今夕方久木山歸着、草庵へ立寄、彼表時態、豫め承問、掘等出立後、又々議論相變じ、越〔越前〕も漸く持張り、今更正論變じ難く、此方之議論に押付られ、難默止、今度之手策も出候筋に相聞得、殊更本不立入候得共、外に引合之人數無レ之、併橋本〔景岳〕事は、三度被呼出、當分は屋敷へ親類預りにて候由。誰も面會不出來由。中根〔雪江〕事は、益嫌疑相かかり、既に久木山出立前には、危く成り立ち候由御座候。此度掘發足前、治論も此方より之議論に、無理に應じ、迚も不レ被レ行事を捨撥に興復之筋に、今更被レ窺候事に御座候。

一、京畿今に探索嚴密、殊に貴兄〔西郷を指す〕廣大に成立、京近邊之事、何方へか相潜居、尤多人數召列れ

候て勃興之處、大いに懸念致候由。兎角西郷天下に居る内は、世上穩ならざるとの說、專に被レ行候由。併忍向僕之口上に依て、安堵可レ致ならん。誠に淺間敷次第に御座候。

一、水府も打捨は不レ致由。極內は老公より、密に主上へ御往復被レ爲レ在候儀も少々、久木山相探り付、併仔細は不分明に候

一、肥藩へ堀立寄候處、彼方當時、長岡等嫌疑甚敷、旅客等立入毛頭不レ調由、扨津田宅に於、社中四五輩會談、屢及二事談一候處、彼方より申立候には、我々共議論は御藩には少々相違御見限も有レ之筈候得共、迚も此節出勢之所も容易に六ケ敷、殊に主人は御國と引替、全く近衞家杯之樣御親睦も無レ之、本より同盟中、京邊之時情、全く不二相通一、急速に突出は猶不二容易一場合にて、肥藩においては、變を相待つより外に異論は無レ之との樣子に御座候由。勿論長岡へ面會不二出來一して、筑後府中において、久木山出逢ひ、篤と形行申通し吳候樣、傳言承り候事、右次第御座候間、迚も方今勃興之處、六ケ敷、未だ天時不レ至故歟。何れ今一機會を相待申外無二御座一候。何分御安慮可レ被レ成、扨又堀入京之處も、今通にては迚も參兼候樣に御座候。別紙有馬書狀寫差上申候間、御笑可レ被レ下、是にて大體之事情も相分り、無二致方一儀に御座候、猶追追申上度、早々如レ斯御座候。謹言。

正月四夜〔安政六年〕　　大やま

菊池大君

一、於肥藩佐賀之情實聞合候處、當時は何も打捨、商一篇に被振向、貯金之由、中々應候處六ケ敷、併て不遠變に陷り候間、其節之用意と御座候由。堀より此段も申來候。

殊に此の一書に面白き點は、西郷・月照入水に對する、京都の風評を傳へてゐることである。西郷が京都を去つて後、幕府の探索は愈ゝ急となり、評判は大へんなものとなつた。先づそのいふところは、

一、西郷は月照と一緒に死んだといふけれども、どうも死んではゐない様子だ。恐らく彼は生存して、今は何處かに潛伏してゐるに相違ない。

一、西郷は必らず、九州邊の軍兵を多人數催ほして、今に京都に攻め寄せて來るさうだ。あの底知れぬ西郷のことだから、何を仕出かすか知れたものではない。

一　兎に角、西郷が生きてゐる間は、世間が穩やかでない。どうも底氣味の惡い男だ。

京童の口の端に上る、西郷の後日譚は、色とりどりであつたと見えるが、自分の影を踏んで驚ろき、疑心暗鬼を生ずるやうなものではあるが、一面より見るときは、西郷の存在が、如何に幕人に重大視されてゐたかを、反證するに足るものである。

『西郷存する間、天下泰平ならず』

とは、俚言といへども、千鈞の重みがある」。

【六】西郷の大島生活（一）

島童を集めて寺小屋師匠

西郷が絶海の孤島に去るや、彼れの爲めに、常に郷國の事情を通報することを忘れなかつたものは、實に大久保甲東であつた。大島は鹿兒島を去る百八十餘里の海上にある一孤島で、當時は僅かに帆船を以て往來したのであるから、その往復も固より少なく、殊に風雨の激しいところであるから、年幾回の便船も、兎もすれば、杜絶勝であつた。その便り少なき便船が齎らす大久保の信書は、西郷においては、眞に戀人の書のごとく待ち焦がれたものであつたらう。時には、便船があつても、何も便りがなかつたりして『來るか來るかと濱へ出て見れば、濱の松風音ばかり』の嘆息を發したこともあつたらう。西郷が大島に著いてから、初めて大久保・税所に答ふるの書は、彼れが大島に著するの後一ヶ月、安政六年〔己未〕二月十三日附を以て發せられたが、その書信は、彼れが孤島生活の一端を窺ふに足るものであつた。

税所・大久保に與ふる書〔安政六年二月十三日〕

尙々著島より三十日も相成候得共、一日晴天と申す日は無二御座一、雨勝に御座候。一體雨はげしき所之由に候

得共、誠にひどひものに御座候。島之よめじよたち、うつくしき事、京大阪杯が、かなふ丈に無二御座一垢のけしよ一寸計、手の甲より先は、ぐみをつきあらよふ。

一、正助様に申上候。矢三太〔福島〕如何之鹽梅に御座候哉。手紙に而も殘置合に御座候得共、却而氣掛與相考、態與殘し不レ申候。今に考候得者、夜に而も卒度參、逢置筈ぢやつたと、殘懷之至に御座候。益壯健候半。能き模様も御座候はゞ、宜敷御傳置可レ被レ下候。餘り無情之事に御座候得共、私に茂逢事は、實は出來不レ申候儀に御座候。

芳翰辱拜誦仕候。彌以御兩兄御安康、被レ成二御座一候段、奉二恐賀一候。陳者、小弟無二異儀一勝たる順風に而、一夜込に翌日晝時分には、大島龍鄉村與申所に（假屋元より五里許）に安着仕、當分も右場所に罷在申候。島役より、ここに罷居、如何可レ有レ之儀、却而可レ然との吟味にて有レ之候段、申來候故、決而望は無レ之邊鄙之處、別而大幸安樂に過候。誠にけとふ人には込入申候。矢張はぶ性にて、食取ふ與申念計、乍レ然、至極御丁寧なる儀にて、とふからしの下なる鹽梅にて、痛入次第に御座候。乍レ憚御休意可レ被レ下候。扨出帆之節は、芳御懇情、喜見には何か御世話成上、別而難レ有御厚禮申上候。誰も咄相手も無レ之、種子島城助兩度參り寛々罷在候。重野兩三日參居候位にて、島人の子三人程、是非と申事にて、相受取居申候。指十許にて、何も役には立不レ申、朝暮之飯は、自分にいたし候得共、何も苦も無レ之、心配するやうな事も無レ之、何方においても、苛政之行れ候儀、苦心之至に御座候。當島之體、誠不レ忍次第に御座候。松前之蝦夷人捌よりは、また甚敷御座候次

第。苦中之苦、實に是程丈けは有レ之間敷と相考居候處、驚入次第に御座候。

一　肥藩の議論、誠偏固之事と、被ニ相考一申候。横井に嫌ひ候とて、可笑な事にては有レ之間敷哉。何分天下之時體、一二年はゆれ申候か、殘心之至に御座候。決て我藩より事を擧候儀は、出來不レ申、時運を相待外、無レ之御座候。只々京師之方伏拜、尙更忘成り不レ申候。

一　正助樣より鉛御惠投、別而難レ有、鬱々として罷在候間、只獨にて鐵砲打方共いたし、間には小鳥鵯等にて、狩など被レ誘參候處、誠に難場、雲を見申候。纔許鉛持參仕居候處、頓と引切居候付、別て難レ有御厚禮申上候。頓と島中米拂底にて、大之凶年、砂糖は出來不レ申、百姓共、難儀之樣子に御座候。夫故飛船被ニ差立一候由承り候間、只早々ながら荒々如レ此御座候。

尙追便御厚禮可ニ申上一候。恐々謹言。

二月十二日（安政六年）　菊池源吾

税所喜左衞門樣

大久保正助樣

島内の鼻垂小僧を相手に、いろはの先生になつたり、獵銃を肩にして、例の山狩りをしたり、他愛もない生活を送つて、南洲は天下の形勢も知らず氣であつた。

三年の間には、花の如き愛妾も出來、玉のやうな男の子も出來て、全くの無味乾燥な、高野山生活でもなかつ

た。「島のよめじよたち、うつくしき事、京大阪杯が、かなふ丈に無二御座一、垢のけしよ、一寸許、手の甲より先はぐみをつき〔入墨をしたよふ〕あらよふ〔―〕などと、却々すみに置けぬ觀察眼もあつた。

【七】西郷の大島生活（二）

慘澹たる孤獨生活

左の一書は、四月二十一日〔安政六年〕、島役吉田七郎に對して希望を述べたるもの、また彼れの孤獨生活の一班を知るべき文書の一片である。

吉田七郎に與ふる書

霖雨難レ凌御座候得共、彌以御安康可レ被レ成二御座一、珍重之至に奉レ存候。然ば、先達て參樓仕候砌は、多人數にて別て難レ有御厚禮申上候。誠に土産迄頂戴仕、重々御禮申上候。偖卑生潜居之始末、御願申上置候處、御達之趣、承申候處、家米被二成下一候一條は、相定候向にて御座候得共、些と相違之譯も有レ之かに奉レ存候間　年レ不二成合一、左之通御尋申上候。

一、是迄、龍郷に守衛方杯、被二罷在一候節は、家米被二成下一候へ者、鍋半釜等之類は、家之亭主より入付候仕

來の由にて、其振合を以て相違候向にて、鍋半釜等は、御物御下米之内より、家の亭主に申受候節に、吟味仕候由に御座候。如何樣相成候ても、卑生においては、事缺き不レ申候へ者、相濟儀に御座候得共、家の亭主に餘計の迷惑相掛候儀、不本意の至に御座候間、其儀は、先以て、見合置異候樣申置候。左候へば、鹿兒島へ申遣置候付、其内は今成にて相濟せ可レ申考に御座候間、左樣御思召可レ被レ下候。

一、薪之儀、何樣共承知不レ仕との事に御座候間、是又御達相成候　處、奉レ願候。是迄取入居候儀にも御座候間、早速より入付之事にいたし度候に付、御願申上候。

一、油鹽類之儀は、決て申出候事は不レ仕候間、左樣御思召可レ被レ下候。

一、丹荷（桶の方言）一荷は、役所に不用のもの有レ之由にて、入付相成申候。夫許りにて御座候。右之件々、何卒御吟味次第、卑生より何樣成共申上候譯は無二御座一候間、御書付を以、當方役所に御達被二成下一度、御願申上候。左候て、餘り申上兼候へ共、先日御口先にも承知仕居候間、遠島人同樣にはいたし間敷と、一口御達被二成下一度、同樣にいたされたまり兼候儀、多々候故、漸く腹を据へ候事に御座候。右樣之事迄申上候儀、恐入候譯に御座候へ共、何卒御高察可レ被二成下一候。

一、龍郷には、迚も居られざる所に御座候。只物數奇計にても無レ之、旁のし不レ申候儀のみ有レ之、込入候存念。如何共止不レ申候間、何卒追而場所替、御願申上候樣可レ仕候間、左樣御納得可レ被二成下一候。

乍二末筆一、先日蠟燭御願申上候處、過分に御惠投被二成下一別て難レ有御厚禮申上候。是以て少々餘計も有レ

之候處、諸方より被申越候て、無據差遣候。自由之儀、早速申上候て難有御厚禮申上候。

右之通、御自由之儀、以參御願可申上筈に御座候得共　濕氣にて鹽物相絶ち候て　キケンボウ服用仕候處頓と元氣相衰へ、臥居候位に御座候間、乍略儀、以書中奉願上候。追て拜面之上、御厚禮可申上候。

恐惶謹言。

四月二十一日〔安政六年〕　　菊池源吾

吉田七郎様

苦辛慘澹の狀、想察するに餘りがある。書中、『餘り申上兼候得共、先日御口先にも、承知仕居候間、遠島人同様にはいたし間敷と、一口御達被成下度』とあるによれば、西郷も罪人同様の扱ひをされて、少々閉口したと見ゆる。西郷の大島流謫は、一時、世を忍ばしむる丈けのことで、罪人としての遠島ではないのであるから、罪囚あつかひには、困じたに相違ない。又た『龍郷には迚も居られざる所に御座候』云々と云つてゐるところを以つて見れば、何か土地柄か、又は人柄かにおいて、西郷の忍び得ざるものがあつたと思はれる。西郷の意嚮から推せば、其中に、龍郷以外の地に移轉したいとの希望があつたと思はれるが、遂にその事なく、滯島三年間を此地においてす過に至つた。

西郷は大島にある間、大島吉之助といひ、又た菊池源吾ともいひ、後年出島後においては大島三右衛門といつたが、彼れは、その姓名を改めたるばかりでなく、彼れの心的改革も、亦たその間に行はれたることを信じて疑

はぬものである。

【八】西郷の大島生活（三）

野に在れば其志を見る

人の朝にあるやその行ひを見、野にあるやその志を見るといふ。平生、野にあるの日には、廣言天下の事を論じ、秕政を難詰し、そのいふところを聞けば、如何なる聖人君子かと思はるるが、その人一度び勢ひを得て臺閣に上れば、一身一己の利害得失にのみ囚はれて、その行ふところは、市井の商賈にも劣るの例が多い。又た宰相・大臣の印綬を帶び、車馬堂々として街頭を練る時は、人を見る奴隷の如く、下僚を役する牛馬の如く、威風堂々、如何なる英雄豪傑かと、仰ぎ見らるる人も、その人一度び地位を失うて、野に退くや、前日の威權は何處へやら、低頭平身して哀みを人の門に請ひ、少しき困難あれば、直ちに悲鳴を揚げ、全く青菜に鹽のやうに萎びてしまふ者が多い。ああ眞に朝にあつてその德望を人に仰がれ、野に下つて志操屈せざる底の人物に至つては、寥々として晨たの星よりも稀なること、今も昔も些の變りがない。

西郷の一世に卓越する點は、實にここにあつて存する。熟ら西郷の一生を通觀するに、得意の時代もあり、失意の時代もあり、更らに大得意の時代もあり、大失意の時代もあつた。併し彼れは得意に得意がらず、失意に失

意せず、彼れにおいては、唯だ一片耿々の至誠を披瀝するに留まつた。朝にあるも道義、野にあるも道義、道義の存するところに西郷あり、道義の存せざるところに南洲なしであつた。得意と見るも、失意と見るも、それは第三者より觀望する場合の符號に過ぎずして、西郷においては固より、得意なく失意なく、唯だ常時存するものは、日月とその光を競ふ底の、至誠あるのみであつた。

*　*　*　*　*

西郷の大島に流謫せらるるや、失意中の失意とも見るべきであつた。併し在島三年の間、彼れは一度も不平を訴へたこともなければ、世を罵しつたこともなかつた。常に自からを卑下し、深く聖賢の書に親しんで、道を明らめ、行ひを修するに努めた。應にその志のほどを見るべきではないか。

大島は鹿兒島を去る百八十餘里の地にある、群島中の大島で、今は大隅國大島郡に屬し、名瀬町、三方村、大和村、住用村、龍郷村、笠利村、十島村、東方村、西方村、宇檢村、實久村、鎭西村から成つて居り、西郷が寓居したのは、その東北端にある龍郷村で、佐民と稱した村民の家であつた。

西郷當時の寓居は、今猶ほ存し、明治二十九年、その地に『謫居記念碑』が建てられた。碑文は勝海舟の撰するところで、その文には、

天の此人に大任をくださむとするや、まづ其しん志をくるしめ、其身を空乏すと。まこと成る哉此言。唯友人西郷氏に於て是を見る。今年君の謫居せられし舊所に碑石を設くるの擧あり。島民我が一言を需む。我卒然と

してこれを誌し、以てこれに應ず。

明治二十九年晩夏　　　　勝　安　房

と記されてある。海舟は自から『西鄕第一の知己』を以つて任じたるの人である。撰者、固よりその人を得たりといふべしである。

＊　　＊　　＊　　＊

先に屢〻記したるが如く、西鄕の大島流謫は、罪人として流されたのではなく、一時の亡命であつたから、第二回の流謫時代と異なり、牢獄生活ではなかつたので、日常生活もやや自由なるものがあつた。

渡航當初は、自分で朝夕の炊事を爲し、具さに辛酸を嘗めつくした。やや時日が經つてから、村の小供を集めて、寺小屋式の敎育をするやうになつて、小供達に炊事の手傳をさせるやうになつた。西鄕は村童を集めて手習ひを敎へ、或ひは古聖賢の書を敎うるのを唯一の樂しみとし、閑あれば、海に山に、漁獵に出かけ、空しく一日を費やすが如きことはなかつた。

又た新納駿河の屆書中にもあるやうに、藩よりは西鄕に對して、扶持米として米六石を給與してゐた。然るに西鄕は、この云ふに足らぬ纔かの扶持米も、決して私せず、島民中の貧困なものや、働くことの出來ないやうな廢疾者に、それぞれ乏しきと頒ち與へた。之れが爲に島民が西鄕を慕ふの情は、全く親を見るが如くであつたが、彼れ自から食に窮することもあつたので、更らに鄕家から、二石だけ送つてゐた。後には藩廳がこの事を聞

き知つて、氣の毒だといふので、更らに六石を倍加し、十二石に增加し與へた。己れの爲に存せず、人の爲に存する西郷の心情は、かかる寒素なる孤島生活の中にも現はれてゐる。

* * * * *

西郷の自炊生活は、後に村童等が手助けをするので餘程緩和されたが、童子とても男の子であるから、その不自由さは思ひ遣らるる。村民もそれを見兼てか、誰れか婦人を傭つて、炊事だけはやらせやうとしたが、その頃西郷は遠島人――即ち罪人だと考へられてゐたので、村女だちも誰れも之に應じなかつた。

西郷が初めて大島に著いた時には、あの通りの巨大な體軀を見て、恐ろしい大罪人でも來たやうに驚ろいたといふ話である。まるで石川五右衛門か、熊坂長範でも見るやうに思つたであらうから、花も羞ぢらう娘子だちが、側へよるのもこわがつたのも無理はない。

其中に西郷の樣子を見ると、鬼でもなければ、蛇でもなく、身軀こそ巨大なれ、心のやさしさは、親も及ばぬ眞情があり、次第に村民との親しみも出來、愛敬の念も增して來たので、佐榮志と稱する村民の娘で、愛子といふ婦人が、やがて西郷の面倒を見ることになり、朝夕の炊事から、拭き掃除に至るまで、何くれとなく世話をするやうになつた。

流水情あり、落花豈に意なからんやだ。その中に、春風蕾を開き、春雨閨にそそぎ、流謫三年の間に、一男一女を得た。庶長子西郷菊次郎は、文久元年〔辛酉〕正月二日に生れ、庶長女菊子は、文久二年〔壬戌〕七月五日

に生れた。菊次郎は、後の京都市長を勤めた人で、菊子は、大山巖元帥の實弟、大山精之介の室となつた。

【九】西郷の大島生活（四）

暴吏を警む、猪狩の失敗

元來大島は砂糖の名産地で、島民の大半は甘蔗の栽培を業としてゐる。然るに役人といふものは、今も昔も同様、上を見て恐れ、下を見て威張るのが癖で、當時も村民に對する苛酷な態度が尠なからずあつた。當時の役人は甘蔗の植付反別から推して、收穫高を豫定し、若し實收となつて、夫より少ない場合には島民が隱してゐるものだとして、隨分苛責を加へたものである。

西郷が滯島中にも、恰度これと同様の事が起り、隱蔽嫌疑者として、十數人の島民が、大島十三ヶ方各役所に召喚されて、拷問に附せられた。朝から晩まで、切りなしの責苦に堪へかねて、中には自殺を圖るものさへ出るくらゐであつた。

西郷は此事を耳にし、今は默視してゐるべき場合ではないとして、早速旅仕度をして、龍郷村を出で、四里あまりの道を急いで名瀬に來たり、在番役の相良角兵衛に面會して、その非道を說き、

『元來、農作物と申すものは、その年々の天候によつて、收穫に增減があるのは、云はずともの事である。そ

れを豫想高に足りないからと申して、こんな苛責を加へるのは、政治を執るものの爲すべき事でない』

と、理非を盡して、島民の宥免方を懇請した。

すると相良は横柄な風をして、

『砂糖の事は拙者の權限にあることだ。何も足下の容喙を聞く必要はない。』

と放言した。

玆において西郷は、容を正していふやう、

『砂糖の事は足下の權限内にあると申さるるは、正にその通りである。併し御政道のことは、殿樣の御意に基づくべきである。若し斯やうな苛政が、我が殿樣の御意であるとするならば、洵に君侯の體面に關する重大事であるから、事の委曲を書き上げて、予は直に殿樣に上申して、かかる非理非法を改められるやう、御改革をお願ひするが、それでも足下は異議がないか。』

西郷は斯くいひ放つて、直ちに役所を出で、歸村の途中に、豫ねて知己であつた見聞役木場傳內を訪づれ、事の仔細を述べて歸村した。木場は大いに驚いて、早速、相良を訪ひ、西郷の言の正しきを說いたので、相良も恥づるところあり、その足で西郷の後を追ひかけ、某の民家で晝食をとつてゐたところを見掛け、前非を謝したといふこともあつた。村民が西郷の德とするに至れる。屢次斯くの如きことがあつたからであらう。

*　　*　　*　　*　　*

又た砂糖は勿論、大島各島の物品賣買のことを司どる爲に『三島法』といふ法度があつた。その役人は、在番役以上に暴戾で、常に島民を惱ましたものであつた。當時中村某といふ役人があつて、最も島民から嫌はれてゐた。

或る時西鄕は、宴席で中村と同席し、つくづくその相貌を見ると、何處やらに見覺えがある。よくよく考へてみると、それは西鄕が嘗て鹿兒島にあるの日、冷水町の丸田某の家に食客をしてゐた男であつた。

その中に酒宴酣はとなり、彼れが例によつて傍若無人の振舞ひするので、西鄕は大喝一聲、

『丸田の手水鉢がへに使はれてゐた昔の事を忘れ、今のお前の高慢は、何たることだ!!』

と叱咤するや否や、大鐵拳を食はしたので、青くなつて逃げ出し、以後は全く溫順しくなつた話もある。

＊　＊　＊　＊　＊

西鄕は少壯より狩獵が好きであつた。後年名を成すの後も、暇さへあれば、犬を曳いて山野に獵した。勝海舟が作つた琵琶歌に『大隅山の狩倉に、眞如の月を觀ずらん』とあるほどである。東京上野の山に立つてゐる西鄕の銅像も、犬を曳いて山狩りに出る姿である。

大島在島中も、閑を得れば山に入つた。當時、西鄕のよい獵相手に　村の宮勇氣といふ、六十あまりの老夫がゐた。この老夫の先達で、西鄕がよく獵に出掛けたのは、トンサクイコキといふ山であつた。この山は島中での深山で、猪などが棲んでゐた。

或る日、初めて此山に入つた。宮勇氣は西郷を形勝の地に待たしておいて、猪が出たらドンと一發、卽座に打止めるやうに手筈をして、自分は犬をつれて、溪谷深く下つて行つた。

西郷は種子ヶ島鐵砲を構えて、今か今かと待つてゐると、その中に消魂しく犬の吠える聲が聞へて來た。スワと身構へ直す間もなく、一匹の大猪が、岩を碎き、樹を倒して、矢のやうに飛び出した。西郷は狙ひを定めて今や放たんとする間に、彼の猛猪は、忽ち後ろの山に姿を消してしまつた。

ボンヤリ西郷が立つてゐるところに、宮勇氣が汗だく〳〵で登つて來て、

『打つたか』

といふと、

『逃げた』

と西郷は澄ましてゐる。

翌日になつて、如何にも惜しいことをしたと、斷念しかねたので、再び山に入つた。前日通り、西郷を立たしておくと、又もや逃がしてしまつた。

そこで宮勇氣が怒るまいことか、

『この大馬鹿者め、もう今度はお前にはこの場所をやらぬから、さう思へ』

と大喝され、西郷は頭を掻きながら、

『どうも申譯もごわせん』

と平あやまりに陳謝した。

五六日たつた或日、どうも大猪は惜しいものだ。今度は乃公が仕止めると、宮勇氣は、三度び猪狩りに、西郷を誘つた。

そこで西郷が、平頭低身して、

『二度も猪を逃がしたのだから、今度といふ今度は、斷じて逃がしはせぬ。どうかもう一度、あそこへ立たして呉れ』

と哀願した。宮勇氣も、仕方なく〳〵、

『それでは、今度こそは大丈夫だなア』

と念を押して、山に分け入つたかと思ふ間もなく、又も山鳴り、木ゆらぎ、彼の大猪が現はれた。西郷ここぞと驚ろき半分、ズドン!! とブッ放したが、覘ひは誤まつて、猪は又もや逃げてしまつた。

宮勇氣は怒るまいことか、

『お前は何といふ馬鹿者だ』

と頭から湯氣を立てて怒鳴り散らす。

西郷も、もう今度は謝りやうがない。

『三度が三度、打ち損じては、お前に會はす顔がない。口丈けで謝つても仕方がないから、此の上は猪の代りに、俺が豚を屠つてやるから、それでまけてくれ』

といひながら、歸り途に、一匹の豚を買つて家に歸り、西郷自から之を料理し、

『これは甘さうだ。大いに飲まうや』

と一夜快飲したといふ。

西郷の閑日月、目に見るの感がある。

【十】西郷の大島生活（五）

井伊大老刺殺の報到る

名瀬の町に、ある老僧がゐた。愚にもつかぬ妖言を放つては、島民を惑はし、金をとり、女を荒らし、破戒いふべからず。島民は頗ぶる迷惑してゐたが、西郷はこれを見聞して、心憎くく思つてゐた。

一日西郷は、馬の背に誇つて、龍郷から名瀬に行く途中、向ふから同じく馬上傲然と、此方に向つて來る者がある。見ると例の惡僧である。

西郷は馬を踴らして駈け出したかと思ふと、ピシリ、一鞭を坊主頭に、はたきつけて走り去つた。

以來此の坊主、惡いことをしなくなつた。

西鄉　由來寡言なれども、手は早やかつた。

　見えた見えたよ松原ごしに
　　丸に十の字の帆が見えた

近頃流行の『鹿兒島おはら節』に聞くところだが、當時大島通ひの薩藩の便船は、島津氏の定紋をつけたものであつた。

一日、龍鄉村に、丸に十の字の帆が見えた。鹿兒島からの飛脚船である。島人にとつては、この船の便りが、何よりの樂しみである。今でも郵便屋さんに、端書一枚でも投り込まれて、怒る人は一人もあるまい。

夕刻になつて、その船から一通の書簡を、西鄉の許に屆けられた。西鄉は封を切つて、スラスラと讀み終つたかと思ふと、何と思つたか、傍らにおいてあつた佩刀を取るが早いか、スラリと拔き放つと見るや、跣足のまま庭先に飛び下り、

『エイ、ヤツ！』

と庭の大松の幹に斬りつけ、四五回も刀を揮つて、やつと氣を鎭め、しづしづ足を洗つて座に上り、

『早く酒肴の用意をして下され』

と、驚ろく愛子に命を下した。

『如何なされたのですか』

と怪しみ聞くと、

『お前たちの知つたことではない。』

と家主の佐氏を呼び來たらしめ、

『井伊掃部頭が、櫻田門外でやられ申したといふ。何といふ嬉しいことであらう。まづ酒でも祝ひ申さう』

と、西鄕は滿面の愉悅禁ぜざるものの如く、この時ばかりは終夜痛飮、曉に及んだといふ。

果して知る、その時の書簡は、井伊刺殺の飛報であつたことを。而して西鄕が酌む一杯の酒、思へば萬斛の悲淚を湛ふるではないか。

嗚呼、曾て橋本を失ひたるも、月照を殺したるも、幾多勤皇忠誠の志士が、天に叫び、地に訴へて、非業の死を遂げたるも、皆な是れ井伊が飽くなき權力の犧牲ではなかつたか。而して西鄕が、罪なくして絕海の孤島に居るも、亦た是れ、井伊が彈壓の餘殃に外ならぬ。

今や水薩の志士、雪を踏み、花を蹴つて、國奸を誅す。西鄕、聞いて血湧き肉躍るを禁じ得ず、刀を拔き老松を斫り、盃を擧げて快哉を叫ぶ。

此の一場の光景に思ひ到る時は、誰れか西鄕の爲めに、一掬同情の淚なきを得るものぞ。

【十一】大人格の基礎

南洲の修養は、不斷の修養である。得意にあれば、得意に養ひ、失意にあれば、失意に養ひ、未だ曾て、一たびもその身を養ふことを怠つたことがなかつた。人間の力を以て示し得る最大の偉業と、人格とを、南洲の一生において、見出すことを得るのは、彼れが人間の力を以て示し得る最大の自省力を以て、その人格の訓錬に傾注し來つた、無限の努力に基づくものであることを、思はなくてはならぬのである。

南洲一生中、彼れが最大の失意時代は、固より孤島流謫の五年間であらう。人間活動の最高調時代たる、三十歳代の後半生を、絶海の孤島に謫居して、語るに友なき孤獨生活を續けることは、平常人といへども、甚だ無聊に苦しむところである。況んや南洲の偉器を以てし、日本の將に改造せられんとする、大變局に際せるにおいてをやである。彼れはこの血氣に逸る三十三歳より三十七歳に至るまでの全部を、孤島生活に獻じて了つた。彼れはこの大失意の流謫時代を以て、大人格の基礎を築き上げることに倒盡して了つたが、これ蓋し南洲の人格が、他日の大偉觀を齎らし來たるの基礎となつたのであつた。

*　*　*　*

人は孤獨なる時ほど、自己を顧みることの強いものはない。西郷は元來自省力の卓越した人であつたが、彼れが大孤獨の生活に陷いつたことは、彼れをして大自省を爲さしむの機會となつた。彼れが『一人』なるものの存在

の外に『天』なるものの存在を認識したのは、彼れにおいては、必らずしも、孤島の生活を竢たなかつたであらうが、彼れが『人の力』の外に『天の力』のあることを確認したのは、恐らく孤島生活中において、その不動の基礎を爲し得たものであらうと思ふ。

而して彼れは更らに『天』と『人』との相離反・相對立・相隔絶すべきのものにあらず『人』即ち『天』、『天』即ち『人』ならざるべからず、『天』と『人』との融合せるもの、そこに彼れは、偉大なる人格の發現を認めたのであらう。天人合一の境、それが南洲の生命の活動境であり、理想境であつた。この一大信念が、南洲の人格となつて現はるる時、所謂俯仰天地に恥ぢざる『至誠』となつて現はるるのであつた。南洲の所謂『天』なるものは、吾人が旦夕に仰ぐところの、彼の蒼々の天をいふのではなかつた。宇宙の眞といひ、萬物の靈といひ、眞理といひ、神と呼ぶもの、それが所謂る、南洲の指ざして『天』といふものであつた。

南洲の達せんとして努力したるところは、實に人間としての終局の目的地、即ち道義一貫の地に達せんとするのにあつて、人間本來の眞實の搜索であり、活現であつた。世界人類の曾て生み出だせる、最大の偉人たる基督や、釋迦や、孔子やトルストイや、彼れが搜索したる人生の最大目的は何であつたか。基督が得たるものは『愛』であり、釋迦が握りたるものは『慈悲』であり、孔子が達したるものは『仁』であり、トルストイが求めたるものは『博愛』であつたが、彼等が說示の名目こそ異なれ、彼等が人生最終の目的とするところは、南洲の所謂る『天の道』であり、『至誠』であつた。南洲を以て四大偉人に比すれば、彼れは、彼等ほど宗教的でなく、哲學的

でなく、純理的ではなかつたが、彼れは彼等の宗教・哲學・純理を體して、現實世界に猛進し來りたる、一大活動者、一大創造家、一大革新者、一大維新家であつた。

*　*　*　*　*

【參考】南洲翁と梅田雲濱「故伊瀬知好成中將談」

老西鄉は實に偉い人でした。まるで全智全能ぢや。偉大なる體格は、爛々たる眼光と共に凛乎として犯すべからざる威望が備はつて居た。一たび翁の前に出ると、一種のインスピレーションに打たれると同時に、翁は甚だ親切であつた。ソレで翁の說を聞いて歸る時には、ドンな人間でも國家の爲めに慷慨せんければならぬ樣になつた。翁の人格が、人を化する力と云ふものは、洵に偉大なものであつた。而して翁が何時も吾輩に說き聞かせられた話の中で、今も尙ほ私の記憶に新たなものは、藤田東湖、梅田雲濱、橋本景岳、梁川星巖等の志士の話が多かつた。翁が云はれるには。「梅田は天下一の亂暴者である。吾輩初めて梅田に逢つた時には、非常に喜んで夫人に紹介し、之が薩摩の西鄉サンぢや、早く酒を買つて來て吳れ、己の方には生憎錢がないが、御前の簪でも外づして吳れんかと云つて、亦堂々と經綸を吐いた。其行は學ぶべからざれども、其心事は誠に光風霽月ぢや」などと話された。

第二章　赦免されたる西郷吉之助

【自文久二年正月二十九日・至同年六月十日】

【一】島津久光の登場

南洲が天を相手に獨坐默想してゐる間に、孤島域外の天地は、朝たに變じ、夕べに改まるの有樣であつた。齊彬逝き、南洲退くの後、齊彬に代つて薩藩を代表したものは島津久光であり、南洲に代つて志士の頭梁となつたものは、大久保甲東であつた。齊彬と南洲、久光と甲東、眞に好個の提携であつた。時勢は薩南の一小天地においても、一回轉を爲したのであつた。

島津久光は、文化十四年〔丁丑〕十月二十四日、齊興の第三子として生れたが、不幸にしてその出生がお由良の腹であつた爲めに、後年お由良騷動の渦中に投ぜられ、勢ひは長兄齊彬と抗立するの形となつて、少壯有志の捨てて顧みざるところとなり、齊彬の隆々として、中央舞臺に雄飛するに比して、その影頗ぶる寂然たるものがあつたのは、彼れの爲めに甚だ同情に堪へざるところであつた。時に久光は三十三歳であつたが、彼れは自から世を避けて、その領地重富に歸臥し、世上一切の風塵を他處にして讀書の人となつた。彼れの學德識見は、多く

この間に養はれたところであつた。

松平春嶽は、嘗つて久光の人物を評していつた。

『久光卿は、頗る因循家にして、古法を膠守することと衆人申たり。幕府の時分より今日に至るまで、如レ斯いへり。悪口もあれど、中々才智よりも道徳を重ぜられ、尊王の志は、却て齊彬公よりも超過せりと考へられたり。此公は、陸軍よりは海軍の方に專ら力を盡したきと申されたり。此公の談話にも、頗ぶる感佩敬服のこと多し。』

又た勝海舟は『追賛逸話』の中において、

『安政五年（戊午）余、蒸汽咸臨艦を航して、再び鹿兒島に到る。是れ國主齊彬公の内約あるを以てなり。公、直に艦内に來られ、余に謂て曰く、弊藩にて大祿を食む者、凡二十數家、大抵世間に出でざるなり。障りなきが如くば、悉く艦内に呼び、一見、其識を博めしめん、如何と。余、甚だ可とす。是に到て陸續艦内に來る。公、又た一員を余に示して曰く、之れ島津周防（久光）と稱する者、實は我弟なり。彼若年より學を好む。今は則博聞强記、我が及ばざる所。亦た其志操、方正嚴格、是も亦我に勝れりと。夫れ賢達の心裏を知る者は、唯賢達而已。三十數年前、順聖公の一言、公を言て博聞强記、又方正嚴格と。此一言左府公（久光）の終身を明察し盡せり。今にして熟慮するに、一絲を差へず。是れ他人の稱譽、千萬言を累はすに足らんや。』

といつてゐるが、蓋し久光の風丰は、諸評の間において想望するに堪ふるであらう。惟ふに久光は、好く事理に

通じ、風格嚴肅にして、一種の冒し難き威容を具へてゐたであらう。齊彬は、夙に久光の人と爲りを洞察し、將來彼れの志を繼ぐべきものは、久光を措いて他に之を求むべからざるを察したであらう。果せる哉、齊彬はその愈ゝ起たざるを知るや、一日、久光をその枕頭に召して、後繼の一切を託した。

『方今の形勢は、實に國家危急存亡の時である。若し一歩を誤まれば、禍は踵を回らさずして到るの形勢である。邦國の臣子たるもの、空しく邊城に惰眠を貪ぼつてゐる時ではない。自分茲に見るところあり、先年來、出でて四方に交り、朝幕の間に周旋するところあり、人材の養成に努めたのであるが、曩に正弘逝き、今亦た自から起つ能はざるに至つたのは、眞に遺憾とするところである。足下希くは余の志を繼いで、公武の間に盡力し、國家・朝廷の爲めに盡すところあれ。』

齊彬の遺託は、深く久光の感佩するところであつた。安政五年〔戊午〕十二月、島津忠義が二十歳の年少を以て藩主に就くや、島津修理大夫茂久と稱して參覲し、安政六年〔己未〕九月、齊興逝くに及んで、久光は忠義の爲めに監國の任に就き、重富の莊から隔日に登城して、國政に當つたが、薩藩の重權は、猶ほ家老島津豐後・新納駿河の掌握するところであつたので、久光は、自由にその經綸を實行するの機會を得なかつたのであつた。

【二】 大久保利通の登場

大久保は、その出處著るしく西鄕に遲れ、西鄕が初めて齊彬に扈從して出府してより六年の後、始めて久光に

接近するに至つたくらゐであつたが、是れ一に彼れの父が『高崎崩れ』に連座して、遠島に處せられた餘響を蒙つた爲めであつた。事は嘉永三年（庚戌）のことであつて、その年の十月、甲東は謹愼を命ぜられ、同六年（癸丑）五月、二十四歳にして始めてその禁を釋かれ、再び記錄所書記役に復し、後藏役に移された。彼れが不幸にして出府の機會に後れたことは、彼れの爲めに頗ぶる惜しむべきことであつたが、西郷が在府有志の首領として活動する一方、大久保は在鄕志士の頭目となつて、常に西郷等との往來を怠らなかつた。彼れの擡頭は、正しく西郷失脚後の政界にあつた。西郷のある間は、此時よりして、既に大久保は一籌を輸せなければならなかつたのであつた。

大久保が久光に接するの最初は、萬延元年（庚申）のことであつたが、彼は夙くより税所篤の實兄、吉祥院の僧、吉祥院乘願の知を求めて、彼れが碁を以て久光に親しきに賴つて、乘願を經て屢ゝ上言したのであつた。又た税所篤が『古史傳』を吉祥院に贈つて來たのを、久光が聞いて、閲覽したいといふことであつたので、大久保は、その卷中に意見書を挾んで差出したものであつた。久光・甲東の氣脈は、かくして夙くも通ぜられつつあつたのである。

* * * *

當時、上國の形勢は、井伊の權勢絶頂に達し、その强壓はいよ〳〵加はつたので、諸藩の志士は囂然としてその非を鳴らした。殊に水戸藩士は、一擊の下に井伊を葬るべしと叫んで、暗々の裡に、井伊擁擊の運動を企だて

つゝあつた。江戸・京師の間に往來してゐた薩藩の諸有志も之に加盟して、その壯舉は何時激發するかも分らぬ形勢であつた。大久保等も、大いに幕府の横暴を憤ほり、岩下方平の下に決死隊四十餘人を集め、斷然脱藩し、義兵を京都に起して、第一に九條關白を排し、酒井所司代を除き、井伊を江戸に葬つて、天下の一大廓清を行はんと志ざした。同盟有志の主なる人々は、岩下方平・伊地知正治・税所篤・吉井友實・大久保利通・有馬新七・大山綱良・海江田信義・奈良原繁・奈良原喜左衛門・森山棠園等であつたが、當時吉井友實のごときは、遺書をその父に認めていつた。

吉井友實、其父に贈る訣別の書〔安政六年九月〕

私事今度、士臣の分を不レ盡候而不レ叶儀有レ之、御暇乞をも不二申上一、京師に出張仕申候。生きては再可レ歸儀に無二御座一候間、御杯共頂戴仕、趣意をも得と申上、出足仕筈御座候得共、同盟四拾餘人、堅申合候儀御座候間、不本意千萬御座候得共、態と不レ奉レ告、爲二御知一申上候はゞ、却而御喜び御勸め可レ被レ下奉レ存候得共、何分前文通、申合候儀御座候故、無二是非一次第御座候。尤も趣意之儀者、御家老座え向け、一封差出置申候間、自ら追々御聞及可レ有レ之奉レ存候。只、此節に至り、難レ忍者、御老身之御行末如何と、是而已氣懸り御座候得共、古より大義之爲に父母妻子をも不レ顧、身命を捨候儀、士たる者之職分に而、素より甘心可レ仕儀に御座候間、何卒宜御推計被レ下候而、折角無二御障一、御渡り被レ下度奉二合掌一候。妻子之儀者、別段可二申上置一所存も

無二御座一候間、平次郎樣・藤左衞門樣杯被二仰談一、何分宜御願申上候。

母上樣御遺言之旨も被レ爲レ在候間、御一生者、成丈御不自由無レ之樣不レ仕候而不レ叶儀と、兼々承用意致居申候間、少者安心仕居申事に御座候。私儀者、天朝之御爲、且御國家之御爲、順聖公之御遺志に隨ひ、隨分働申候間、戰死仕可レ申、誠以武士之冥加無二此上一、色々申上度儀、山海御座候得共、只、至要之事迄申上置度、如レ此御座候。恐惶謹言。

九月　　　　吉井仁左衞門

父上樣

當時志士の赤誠は、その一端を、この文面にも見ることが出來る。家をも親をも顧みず、ただ君國の爲めに一身を捨てんとするの心、この心あつて始めて、維新の大業は成就したのである。

*　*　*　*　*

忠義は、此の計劃を聞知して、大いに驚いた。直ちに諭告書を發して、暴擧に出づることなきを諭した。

諭告書

方今、世上一統動搖、不二容易一時節にて、萬一時變到來の節者、順聖院樣御深意を貫き、以國家可レ抽二忠勤一心得に候。各有志の面々深く相心得、國家の柱石に相立、我等の不肖を輔、不レ汚二國名一、誠忠を盡呉候樣、偏

に賴存候。仍て如レ件。

安政六年己未十一月五日　　久　光〔花押〕

茂　久〔花押〕

精忠士面々へ

この一片の諭告書は、頗ぶる有志を感激せしめたものであつた。大久保は後に「我輩をして國家勤皇の爲めに、奮然として一身を提せしめたものは、實にこの諭告書の賜であつた。」と語つたくらゐであつた。

志士の脫藩は中止せられたが、中原の風雲は、一動一搖、西國の邊隅へも、その影響を及ぼした。靜ならんとして靜ならず、氣は益々昂り、勢ひは益々迫つた。

當時、西鄕も遙かに之れを孤島の中に聞知して、愈々時局の進展し、同志の運動が、益々沖天の勢ひを爲し來るを悅んだ。萬延元年〔庚申〕二月二十八日附を以て、大久保・稅所諸有志に贈つた返書にいはく、

大久保・稅所・有村・吉井に與ふる書〔萬延元年二月廿八日〕

永久丸・惠泰丸・順惠丸・三便之芳翰、難レ有拜見仕候。御同盟中樣、彌以御安康被レ成ニ御座一候由、奉ニ雀躍一候。隨而野生無レ異消光仕候間、乍レ憚御安意可レ被レ下候。陳者、天下之形勢、漸々衰弱之體、實に慨歎之至に御座候。橋本〔景岳〕迄死刑に逢候儀、案外、悲憤千萬、難レ堪時世に御座候。堀〔伊地知〕にも些目角相立候樣

子、殘恨之儀に御座候。此先生江戸相逃候而は、何の策も出來兼候半。願くは此一ケ年之間、豚同樣に而罷在候故、何卒姿を替、走出度、一日三秋に而、御呼返之期相待居候處、益夜深く罷成、尙々恨を失し候時宜に而、野生罷登候而、又々何樣の肝癪差起候も難レ計、幸孤島に流罪中之事故、默止候樣と之猶豫不斷之輩、吟味相付候半歟と、苦察いたし居候儀に御座候。○先生方御國事は勿論、朝廷之大難を御建白之處、餘程御忠誠を被レ察候儀、實に感心之至、爲二天下國家一難レ有次第に御座候。然處不二容易一御直書迄之一條、夢々如レ斯時宜に及申間敷と考居候處、何とも難レ有御事、只々此死骨さへ落涙仕候儀に御座候。畢竟諸君之御精忠感應と、飛揚仕候次第に御座候。御國家の柱石に相成れとの御文言、奉二恐入一候事に御座候。御請書に付而、野生名前迄御書上被二成下一候義、過分至極、痛入候譯に御座候。○到レ是何より以難レ有御儀に者、主上確乎被レ爲レ涉候との御事、何とも難レ申、本朝之大幸と奉レ仰候御事に御座候。○御陣所を引候始末、表に弱を顯し候姿にて、勃興之機相見得候事歟、一向見留難レ付と奉レ存候。御正義の諸公も、必氣を奪候半と、遙察いたし居申候。○野生御呼返し無レ之儀は、何方に被レ拒候哉。殘情此事に御座候。早捨切居候命、爲レ何生ながれ候哉、息之有限は微忠を奉レ獻候心掛計にてかく罷在候事に御座候間、是非何樣之義有レ之候共、只々忙然と變を待可レ申哉。罷歸さへ仕候得者、彌事を起可レ申候間、其見込を以、一日なりとも引延し候策歟。何分御知らせ可レ被レ下候。○大正阿氣之毒千萬之事に御座候。

右之通荒々御報迄、如レ此御座候。恐々謹言。

二月廿八日

菊池源吉

大・税・有・吉・様

御直書拜讀仕候て

思ひ立君が引手のかふら矢は
　ひと筋にのみいるぞかしこき

一筋にいるてふ弦のひびきにて
　きえぬる身をもよひさましつつ

倚々周公旦之御忠膽、實に奉二感佩一候。將又波平御刀一條、正々堂々の御建議、御尤千萬に御座候得共、夫を只今取で返し候儀、名分上より見る時は、必ず殘恨之御次第、可レ止譯に無二御座一候得共、是は先づ共通にて、幕え阿從之姿を以、本道之御忠略奉レ願候儀に御座候。夫をなぜと申せば、國奸より幕え、筒様々々と申込候而、夫より色々讒を構候節は、大害を引出し可レ申候間、隱然として此御趾を義擧を以て被二取返一候御謀略奉レ願候、此ぶた不レ入儀に御座候得共、考之儘申上候。○南島にも大和流行病流行にて、死亡多く、野生も此節は被二相打一、四五日は相苦候得共、無程全快、當分は先づ靜り候向に御座候。

追啓上、皆々樣色々御丁寧之御品々御惠投被二成下一、誠に難レ有仕合に御厚禮申上候。永樂丸儀は琉球に於て破

船にて御座候由。肥永岡大人〔長岡監物〕死去之段、津田書面にも細々、實悲涙之仕合、個樣之衰微之世上、人傑悉なくなり候儀、可ㇾ歎可ㇾ悲。

身を絶海に處し、事變を遙かに眺望するの外なき、南洲の孤情や、眞に察すべきである。

【三】薩藩内の急進・穩和兩派

當時薩摩有志は、二派に分れ、一は藩政に改革を先にせんとする意見で、一は中原突出を先にせんとする議論であつた。伊地知・吉井・有村・高崎のごとき、關東・京師の間に往來して、井伊壓政後の、鼎の湧くがごとき騷亂を、實際に見聞してゐる者には、天下の危機、一髮の間に臨んでゐると感じたのも、亦た無理ならぬことであつた。彼等には藩内の事情を顧みるやうな、悠長なことはして居れぬ。殊に水戸派と提携して、井伊要撃の相談も出來てゐるくらゐであるから、一刻も猶豫はならぬと考へたのである。內治派の有志も、勿論、彼等と同じく、君國の爲めに盡すの有志ではあつたが、藩地にゐて、島津豐後等が實權を擁して、久光さへこれに蔽はれ勝なる形勢を見てゐるので、事を國外に起す前に、先づ藩政の一大刷新を斷行し、全藩一致の大勢力を以て、中原に事を行はうといふ意見となつたのであつた。

*　*　*　*

大久保は、固より急進派の推戴するところであつた。急進突出を可として、天下の勢ひを一變する急先鋒とな

ることを欲したのであるが、彼れの意見は、久光に接するの機會が出來、忠義の諭告書に接した頃から、次第に變化して、內治派のいふところにも耳を傾むけ、急進派の抑制に努めるやうになつた。大久保は、在江戶の薩藩士が、暴擧を起さんことを憂慮して、安政六年〔己未〕十二月、伊地知を召還して浪士の鎭壓を諭し、萬延元年〔庚申〕二月十八日、伊地知を再び出府せしめたが、田中謙助は、伊地知と引違ひに二月二十一日歸藩し、水戶浪士首領高橋多一郎の傳檄を齎らして來た。田中の提げて來た井伊襲擊の『斬奸手順書』には左の如く記された。

一、斬姦期日者、來月〔三月〕廿日前後。

　但、詰る共不レ延。

右之段、尊藩に而も、速日飛檄御差出可レ被レ下候。

一、天朝より云々を以、本條約御取消し被レ遊候樣云々、手段を以致し候事。

一、勅云々、下り候はゞ、百人也、二百人也、守衞として上京の事。

　但、事者臨機應變、人數は弊藩よりも差出可レ申候。

一、斬姦云々打濟し候上は、一物は南品迄、馬上者に而も速に相廻し、右より船路。

一、尊藩三千御人數者、京地守護奉レ願候事。

一、雪〔水戶〕人數者、諫爭の名に致し、屋敷え繰込、來月上旬より。

一、木曾街道、東海道え者、人數差出候事。

但、弊藩人數差出申候。

別紙に合詞

一、花〔桂〕　月〔武〕　浦浪〔赤井伊〕　兩馬〔對安藤〕　沖石〔金讚州〕　雪〔吹水〕　清章君〔老公〕　十四君〔卜當公〕

星月夜〔二三薩〕　清狂〔高橋〕　西涯〔錦木村〕

斬姦の手段は、著々として進行しつゝあるを報じ、薩藩の蹶起を促し來つたものであつた。在鄕志士の奮激は、是によりて、一層その熱度を高くし、殆んど制すべからざる勢ひとなつた。

尙ほ田中に託して齎らさしめたる、高橋多一郎の斬奸方略は、伊地知・高崎に宛てたるものであつたが、その文面によれば、左の如き順序が記されてあつた。

一、斬姦誅伐之義は、兼て紅葉山え人數忍ばせ置候に付、火の手を揚候得者、幕役登場相成候間、人數を伏置相果す。其策、不レ成候得者、登城先きを討との兩策に決す。

紅葉山放火之義、御廟所に離れ、家有レ之候に付、印を揚る迄なり。

一、人數之義、二月初旬より當公え諫爭の名を以て、三人五人づつ駈出、五十人の人數を以、所々に配り置、透を伺、騷動に乘じ、誰するともなく打すまし候半との策、多人數にては、却て仕損ずる基故、必粹の者を相撰ふ。是迄機密の引合いたし候義、此五十人に限るとの由。偏に成功を主とし候故、初手の處、右通定策、併一擧の仕宜に依ては、全國應援無二相違一、此節に至りては、正奸共に振起し、勿論有志の者は、國

境に五十人六十人づつ、晝夜相固、夜は烽火し候故、入者は出る事を得ず、出る者は入る事を得ずと云々。

一、井伊〔直弼〕讃州〔松平讃岐守〕安藤〔對馬守〕を主意とす。姦の首を得候上は、直に兩三人にて相護し、馬上にて品川迄馳付、商人體に紛らし、海路より上京、主意奏達、勅諚申請、幕府安堵の處置を付るとの定策、諸侯伯へも同斷、且外夷攘除の義、全是迄奸の所爲を以、如レ斯と御示し相成候樣。

一、京師奉護の義者、勅返上を名とし、百人なり二百人なり、正々と上京いたす賦、實は、勅書を出すに非ず。

一、横濱商館、大風雨に乘じ、放火いたし置の賦にて、人數を疾に出し置候との事。東海寺其外に滯在、夷人を共に討との決策。

一、有志諸藩え引合の義は、先度の告文、近々差廻の賦、討果候上者、幕え御屆、在府の諸名え布告の義者、主意如レ此との譯を以、人數を配り、早々に廻達の決策。〔大久保利通日記〕

といふのであつて、事は斬奸のみならず、之によつて勅旨を仰ぎ、一擧、幕政の大改革を行ふと同時に、外人攘撃の擧にも出でようとするのであるから、將に非常手段に訴へて、時局の一大轉回を、實現しようとするのである。而して事は著々準備せられ、今は激發の期を待つのみといふに至つては、此報告を受けたる薩藩有志たるもの、最早や、手を拱ぬいて、躊躇してゐる場合ではない。

今は大久保も亦た、上書して出兵の已むなきを訴ふるの外はなかつた。

第一順聖院樣御在世中、水・越・尾有志之藩え御結合、畢竟、皇國外夷の禍端を被レ爲レ憂候御忠誠より、攘除

の御主意より、內外寬急の御定見を以、外を防ぐには、內を强うするに如かずとの御定策に而、獨木橋〔一橋〕西丸の議に及、右に付御內命を奉じ、西鄕、京師。關東周旋奔走の趣、然處衰世の然る所以か、奸威彌增、事不レ成して幼主を押立、終に將軍薨去、御直、精忠の三藩え暴命を下し、其後奸計至らざる所なく、於レ此皇國の御大事、殆如二亂絲一、忠士の面々盡力の至誠を以、勅諚相下候仕宜に及、然るに、水不斷に而、愈御難を釀し、御精忠の堂上方を奉レ始有志の藩士浪人盡く召捕、非命の死を遂、或は配流等に及候始末、雲州〔鎌田出雲〕滯京御請の次第、月照和尙の始終、礫〔水戶〕其後有志交々出來、是非興復を謀るの赤心不レ止、我藩先君の御遺志を奉二繼述一有志出沒、堀〔伊地知〕西〔南洲〕に代り是迄引合、終此擧に相及候來歷、是迄傳聞の次第を以、吟味の上、精微書記し、右之通の次第故、先君御深意御繼述、礫結合の信義に不レ背、且御姬樣方も被レ爲レ入事候間、御名目者、當時、外患も有レ之、不平の世上故、關東守衞の處を以、京師・關東へ、一百づつも海陸二手に介け、天朝御興復の御大志、被レ爲レ貫、御差出相成候樣……」〔大久保利通日記〕

大久保は、井伊要擊そのものよりも、要擊後の形勢に就いて、大いに憂うるところがあつた。

【四】久光と利通との提携

若し水藩の處士、一擧にして井伊の頭を擧ぐることとなれば、天下騷亂の端はここに開け、或は朝幕の兵爭となるかも知れぬ。或は群雄割據の形勢を馴致するかも知れぬ。この時に當っては、何人よりも早く兵を出して中原

を制するものが、天下の中心となるに相違ない。大久保の考ふるところは、斯くのごとくであつたらう。

久光は出兵の意が無い譯ではない。遲疑せる群藩を抽んで、早くも中原に突出して、天下の事を行はんとするの野心勃々たるものがあるが、彼れは猶ほ水戸處士の成功を疑がつて居つた。飛ぶ鳥も落さんずる井伊ほどのものが、容易く浪士の要撃に殪るるやうなこともあるまいとの考へもあつたのである。故に若しこの際、兵を出して京師に屯しても、浪士が成功すれば、如何樣にも名目は立つが、若し萬一不幸にして失敗に終つた場合に立到つたとすると、出兵は頗ぶる可笑なものとなつて了ふ。幕府より、薩州は水戸浪士を援けんとしたものであるといはれても辯解の辭はない。急いで事を仕損ずるよりも、此際自重して輕擧せず、浪士の一擧が成功して後、徐ろに京師守護の兵を出しても、決して遲くはない。

久光はかかる意見を以て、內訓を大久保に與へ、兼ねて志士の輕發を諭さしめた。然しながら、既に熱狂せる有志は、殆んど一人も之に耳を借さうとするものはなかつた。

大久保は、久光の意を諒とし、愈々事を發するには、有志のみの小勢力を以てしては、一時の壯擧は出來るかも知れないが、永續せる改造運動は六ケ敷いと考へたので、諸士、若し予の意見を用ひずして、出動する決心であるならば、乞ふ先づ、大久保の首を斬つて、而して後に突出せよとまで激論して、一先づ有志の出動を中止せしめた。高崎五六は、嘗て當時を追懷していつた。

『三月三日に、あの騷動を始めて、其時、田中尙之進が下つて來ました。夫れで鹿兒島では丁度事を擧げるに

決しましたから、此地は此地で國境まで、出て諸藩を動かし、而して勤皇の大擧を行はうといふことで、其時鹿兒島の有志は、殆んど百人ばかりでございました。私共は誓ひに誓うて居るから、一意に國を繰出して往かうといふ決心でありました。其時故大久保内務卿が、私を呼んで、決心の段まことに結構である。飽までも同意を表するも、左りながら國を以て盡すといふ以上は昔の浪人說ではいかぬ。此處は怎うしても三郎樣〔久光〕を戴いて、堂々たる勤皇を爲す方が宜しからう。一旦約束したことで、關鐵之助や何かが方々に參つて居るだらうが、是は見殺さなければ仕樣がない。と云つて懇々と說きましたが、其時分の事であるから見殺にする譯には行かない。怎うしても繰出やうと云ふ決心をしたが、怎うしても許さぬ。而して到頭其儘に爲つた。』

諸士の狂熱、利通の苦心、言外に溢るるを覺ゆる。

【五】櫻田の變起る

然るに櫻田の變は、遂に萬延元年〔庚申〕三月三日を以て發せられ、大老井伊の首は、微々たる浪士の手によつて、白雪の上に落された。佐野竹之助以下、十八浪士の中には、薩藩の士有村治左衞門も加はつてゐたので、此報一たび鹿兒島に達するや、薩藩は上下を通じて驚駭した。有村雄介が飛報を齎らして歸藩したのは、事變より二十日の後、三月廿三日のことであつた。有村は藩廳の命に接して、悲痛の死を遂げたが、彼れ時に僅かに二十六歲であつた。

有村の急還によつて、上國の事は、初めて明瞭になつた。殊に大老暗殺前後の消息は、手に取る如く報ぜられた。當時有村の齎らしたる報告を要約すれば、正に次の如くであつた。

一、田中謙助が薩摩へ歸つた後、水戸の關鐵之助が江戸表に上つて來た。元來水戸へ降された勅諚返納の一件は〔幕府から水戸へ强制せるもの〕實は水戸藩の奸物、側用人を勤めてゐる久木直次郎・桑原某と申す兩人が、水戸の爲に勅書は返へしたがよいと强調するので、水戸藩有志の者共が聞捨てならずとして、三四人〔或は五十人位〕相談をして、去る二月十四日夜、久木直次郎を、退出の途上に待ち伏せ討果した。之が爲に同十八日に水戸藩評定所より、關鐵之助・金子孫次郎・高橋多一郎・野村彝之助・矢野長九郎・住谷虎之助の六人へ、御用これあるに依り出頭を命じたが、中、矢野・住谷の兩人のみ出頭し、他の者共は、逃亡して、追々江戸に出で、或は他へ潛居したといふ。

久木・桑原の兩姦が退出の途上を討果した容子は、警固の人數が三百人ぐらゐも隨つてゐたけれども、有志五十人で、一人も手負なく仕すましたといふ。これは一に高橋の差圖によるとの事である。

一、關鐵之助は、去る二月十九日江戸に到著し、同二十日に有村に面會し、以上の事實を詳細に報告に及び、是非とも近々の中に、大事を決行する筈だと物語つた。

一、去る二月二十五日に、金子孫次郎が江戸へ出て來た。翌二十六日の朝、有村雄助の長屋に來ていふには『江戸市中の狀況は、とても探索が嚴しいから、どうか雄助の長屋へ潛匿さして呉れ。どうも已むを得ないか

ら』との相談であつたので、雄助も今日迄、天下の大事を談り合つた關係もあり、殊に同志としての情誼默するに由なく、金子を長屋內に隱したといふことである。

一、三月二日に野村彝之助が、江戸に出て來た。野村は奸賊を討取つた上、四方有志の諸藩に布告し、江戸の處置をつける考へであつた。その布告の文面をも所持し、時期の至るを待つてゐた。江戸表の狀況は愈々急迫を告げて來たので、明三月三日に、井伊掃部頭が登城するところを待ち伏せ、一擧に討取る決策になつたことを、金子孫次郎から有村雄助へ通告した。この時金子は『薩藩國元で蹶起する手筈はどうだ』と分けて心配の樣子であつたが、有村から『我藩においては、先君齊彬侯の遺志を繼いで、勤皇の有志上下相圖り、兼ねての約束通り、愈々義應する筈だ』と答へると、金子は殊の外に歡び、愈々決心の臍を堅めたといふ。

一、金子孫次郎は、京都へ上り、右の形行を御叡聞に達する手筈で、その上で勅諚を申受け、之を以て四方有志の諸藩へ檄を傳へ、朝廷を守護し奉つる考へであつた。尤も國元の人數も、最早や京都へ出てゐる筈であるから、早速右と牒し合はせ、幕府の跡始末をし、此一擧によつて皇室の御興復を謀りたいと、有村へ是非とも同行して呉れとの相談であつた。最早や水戸有志は斬奸を一圖に思ひ込んで居り、到底此場を逃れ得る次第でないので、一應は不本意であるとして斷はりはしたものの、跡が大事だから、是非とも承知して呉れとの、同志一同よりの據どころなき熱願であるので、雄助も已むを得ず領承した。三月二日の晩、

有村次左衞門・佐藤武兵衞・黑澤忠三郎・大關和子次郎・廣岡子之太郎・山口辰之助・森五六郎・横山彌一郎・蓮田市五郎・齋藤監物・鯉淵要・廣木松之助・稻田市藏・增子金八・關鐵之助・海後崎之助の十六人の者が、愛宕山に屯集し、同三日、井伊が登場するのを待ち伏せて討取る手筈を決めた。雄助は三日の早天に金子孫次郎・佐藤鐵三郎（是は鎗持）と同行し、鮫洲へ來て容子を待つてゐた。兼てこの容子を見張らしむる爲に、二人ほど物見に出して置いたところが、幾程もなく兩人馳せ歸り、唯今、櫻田門外で井伊掃部頭を討取り、この變を聞きつけて應援に來た井伊家の家來が、かれこれ支へたけれども、その支へに來た丈の人數は、悉く討果した。水戸側の人數の中では、三人程、負傷者を出した。若し掃部頭の首を持つて逃げることが、不可能となれば、斬奸の主旨を詳細に認めた書面を結び付けておくつもりであるが、その邊の首尾は、何とも分明しない。然し兎も角も井伊の首級だけは、見事に討取り、一同凱歌を奏して引き上げたのは相違ありませぬ。と報告して來たので、金子・佐藤・有村の三人は、早速鮫洲を立ち出でたといふ。

一、斯くして雄助は即刻發途、三月十一日は四日市、十二日は伏見、十三日は大阪、大阪より乘船、十九日小倉に著し、二十三日鹿兒島に著した。

右の如き情報を得て、薩藩士は且つ愕ろき且つ勇み、鼎の湧くが如くであつたが、藩廳においては、何はともあれ、天下の御大老を暗殺した下手人の中に、薩藩士が一人迄も加はつてゐるとなつては、默過する譯に行かぬ。

有村治左衛門は、江戸で始末がつくとしても、斯く御國に歸還し來れる、有村雄助を見遁がす譯には行かない。遂に雄助自盡の藩命となるに至つた。

藩命降下の事情は、大久保の日記に詳らかである。

『……直樣有村方え差越候處、案外之嚴命下り候。最初本田彌右衛門・梁瀨源之進宅え、罷出候處、大切之御用向御一人えは難二相達一候に付、只今親類兩人を御用申渡候間、會所之方へ罷出候樣との事にて、會所へ罷出候處、兒玉喜藤太、境田善助、御用に候得共、病氣に付名代兒玉喜藤太二男罷出候付、兩人え御裁許掛土師吉兵衛より相達候趣は、此節有村雄助義、於二關東表一一擧之義　主意を果し候義に付ては、潔き次第にて、對　御國家、不忠と申譯には不レ被二思召一候得共、不二容易一御國難を釀、既に幕府之追手も踏入候時宜、彼是難二默止一、自ら當人には、最初より決心之筈候に付、乍二不愍一も、致二切腹一御斷申上候樣、左候て着實に自盡之形、何く迄も無二相違一相見得候樣無レ之候ては、不二相濟一候に付、毎之義に候得ば、介錯抔之習も有レ之事候得共、此節、雄助義に付ては、決して左樣之義無レ之樣、乍レ併自身夫丈之處、不二相叶一無レ據手を添候義は、何共我々共より、難二申上一候に付、態々親類共、有之趣相含候樣との事に候由。』（大久保利通日記）

と記してゐる。

有志は藩命の不法を訴へ、情義の許すべきところではないので、一同決死の覺悟を以て、有村の爲めに助命を乞はんとしたが、固より藩廳の許すべきところではなかつた。一同評議の中に、短夜早くも、鷄鳴は曉を報じ來

つたので、此の上遷延してゐる中に、若し藩廳から催促でも受けては、愈々面目を失するので、利通は大事の既に到るを覺悟して、有村一人の爲めに、大事の亂れんことを憂ひ、涙を揮つて馬謖を斬るの已むなきを論じた。

當時、大久保の日記にいふ。

「彼是上の勢推察致候に、迚も御取用有レ之處、六ケ敷、尤表向之御決定、監察前之處置に相成候上は、兎角延引する、内返て催促にも預り候義必定、一同嘆願之處も、御取用なき而已ならず、犯上之名を以て、御處置に及候儀も顯然たる譯にて、最初より一命は決定之事にて、不レ及レ論候得共、既に大事眼前に差掛候に、無レ故事を破り候而者、輕重を失ひ候義は勿論、雄助本意にも不ニ相叶一譯に可レ有レ之候間、兎角於レ是は、命を奉じ、跡の主意を受繼、萬死を以、盡候處肝要なるべしと、不レ得レ已致ニ決定一候。」（大久保利通日記）

西郷ならば、果して同志の死を已むを得ずとしたか否か。或ひは身を挺して藩廳を動かしたか、それは今更ら論議すべきではないが、死するも已むなしと云ひ切るところ、流石に大久保の精悍を、見るべしである。有村も固より決死の上のことであるから、藩命を受けても、少しも動ずる色もなく、從容として死に就いた。大久保の日記は、更らにいふ、

「有之嚴命を蒙り、泰然として申述候は、固より覺悟之事にて、於レ私者、實に安心之譯に候。此上者、跡之處、此機を以、人數御差出相成、主意相達候樣云々相託置、改服して東方を拜し、父祖の廟に拜禮し、盟中一同え長別を告、從容不レ迫として乃及ニ臨終一候。行年二十六。嗚呼天乎命乎一同愁傷憤激不レ可レ言。」（大久保利通日記）

當時、金子孫次郎・佐藤武兵衛の兩人が、大阪にて分袂の際、有村雄助に託して、薩藩同志に與へたる一書は、彼等の義心を吐露せるものなるを以て、之を左に錄する。

金子・佐藤の薩藩同志に與ふる書〔萬延元年三月十二日〕

一昨年、非常之叡慮を以、幕府並水藩え勅諚御下相成候に付、兩寡君は勿論、闔國之有志、頗盡力仕候得共、嫌疑甚敷、昨年に至候ては、幕府より嚴重被レ蒙二御咎一候程之時勢にて、今以 勅諚傳達にも不二相成一 勅意奉行被レ致候義も不二行屆一、上下一統、奉二恐入一、悲痛仕候に付、各寃罪洗雪仕、勅意奉行被レ致候樣、周旋仕度志願にて、屛居之身不レ顧二萬死一、去月十八日、國元出發仕候處、貴藩には、先公之御遺志御繼述、專勤王之御精忠被レ盡候 思召、被レ爲レ在候段、傳聞仕、兼々奉レ欣二慕一候間、京攝之間に潛匿仕、御同志之御方より達二御內聽一幾重にも御盡力奉二希上一候所存にて、微行仕、尤道中至て艱難之時節に付、御家中有村氏同伴相賴、貴藩の名目にて、通行仕候處、四日市驛にて、不慮之次第に及、一身之恥辱無二此上一候得共、元來志願を遂候義、本懷之筋に付、事の成否突留候迄は、如何樣の恥をも忍び、累囚終り、他鄉之鬼と相成候共、此先 尊慮に御すがり申上候て、本意相遂申度、勿論本藩のみには無レ之 將軍家御幼年之時節に乘じ、幕府之權臣、我意を專にし、正義之 官公卿方を初、御貴戚之御方を罪し、忠義之士を殺し、恐多も 天朝を奉二蔑如一、外夷を親み、交易之條約を定、國體を恥しめ候義にて、實に天下之大事に御座候間、天下之寃罪を被レ爲レ解、水藩にて、之

勅諚奉行仕候樣、御周旋被レ成置一、奉レ安二叡慮一、國體を御維持被レ爲レ在候樣 御英斷之御事業、奉二至願一候。至難世態 老軀之志願、空敷就二死地一も難レ測御座候處、志願之趣は、諸君御酌取被レ下、宜敷 太守公えも被二仰立一、猶御周旋、御盡力之程奉レ願候。頓首。

三月十二日〔萬延元年〕　　西　存〔金子孫次郎〕

星　月　夜〔薩藩〕

御同志樣中

君の爲世のためつくす眞心は
　二荒の神もみそなはす覽

ます鏡清き心は玉の緒の
　絕てし後そ世にしらるべき

*　*　*　*　*

彼等は、既に血を嘗めたる獅子である。白晝、大臣の首を擧げたる志士である。最早やルビコンを涉り、易水を越えたる壯士である。そのいふところは、尋常一樣の憂國家の議論ではない。薩藩志士たるもの、此書に接しては、重むたい尻も、もうは揚げずばなるまい。

孫次郎、時に年五十七歳、已に老齡の身であるから。空しく志願を埋めて、死地に就くも計り難い。請ふ諸君、宜

しく我等の精神を繼がれよ』とありては、薩南健兒、豈に憤起せざる可けんやである。

大久保は三月二十四日、久光に謁して上國の形勢を告げ、出兵の一日も早からんことを請うたが、久光は猶は自重して、之に應ぜなかつた。久光の心中には、出兵は堂々たる王者の師でなければならぬ。政權の爭奪に出づるものとの誤解があつては、四方の同情を得ることは出來ない。水戸浪士の拍撃を聞いて、直ちに久光が大兵を携げて東上するとなれば、幕府は之を何と見る。名は關東守護と吹聽しても、人はそれを信ずべきか。朝廷守護の名義を以てすれば、明かに幕府に對抗するの形を避け難い。久光の意見は倒幕ではない。公武合體であるから此間に處して如何に行動すべきか。その上ならず事變後の形勢が、若し案外平穩に歸したとしたならば如何。兵を中原に擁して西も東も向けないことになりはしないか。先づ事變後の形勢を熟圖して、愈々となつて出動しても晩くはない。今は輕發を誡しむべき時である。久光はかくのごとく考へ、利通をして同志を制止せしめた。

* * * * *

利通は、初めより急進志士の一人である。一日も早く中原に活動して、勢を制したいといふ熱望はあるが、他の少壯血氣の士よりも、より事件を重大事視してゐる。罷かり間違へば薩藩の浮沈に關すると思ふので、さう無鐵砲の突出も出來兼ねると考へるのである。一方に久光を動かし、一方志士を制禦して、一日も早く上下一致、一藩を統一したる集中力を以て、事に當らうといふ精神であつた。彼れは志士派に對しては頗ぶる煮え切らざる態度のやうに見られ、久光には、甚だしい過激主義のやうに思はれ、いづれが彼れの眞面目であるか、當時は同

志の中にさへも疑はれたくらゐであつた。

島津豊後に代つて藩政に任じた島津久徴は、穏和派の意見を代表してゐたが、文久元年（辛酉）十月久光が意を決して、薩・日・隅の精英五百人を率ゐて東上することになつた時には、浪士の運動ならば兎も角、藩主が自から兵を率ゐて騒亂の渦中に投ずるのは、萬一の場合、全薩藩を亡滅に歸せしむる懼れがあると反對したが、久光は大久保・伊地知を拔擢して小松・中山（尚之助）と協議し、島津久徴・蓑田傳兵衛・篠原國幹・桂久武などの穏和派を一掃し去つた。

【六】 久光愈々出兵東上に決す

久光が愈々出兵に決したのは、種々の事情もあつたらうが、和宮降嫁問題（文久元年十月降嫁）が起つて、京都が愈々混亂の有樣となつたのが、主たる動機ではなかつたらうか。伊地知は、當時出勤決定の事情を手記し居る。

「貞馨の御子納戸となるや、其日に、明春久光公、御上京御出府、有之に付、早々出發して其地を爲し置くべしとの命を受く。故に大久保・中山君と夜々小松君（帶刀）の宅に會し議して曰く今天下囂々、議論一ならず、宜しく一定不動の目的を定め、藩論を決し置くべし。諸浪士、其志厚きも根柢ある人少し。國家を以て盡す時は、告ぐるに事實を以てせば。漏泄、事を誤るの憂あり、宜く其志を共にして、事を共にすべからず。外國處分の事は、照國公深き御趣旨ありて、西郷君既に之を奉戴せられ、有志數輩も亦た之を準率とせり。然れども

今遽かに之を朝廷に奏し、幕府に告げ、諸藩の有志に談ずるときは、忽ち紛擾を生じ、大に事を害せん。故に我藩の目的は、順序を逐ひ、君臣の名分を明にし、一般の人心を調和し、國家の大體を制定し、然る後、外國の事に及ばさん。開鎖の論に至りては、天下の公論を以て決定せんと答へ、着手の順序も亦此の如くすべし。答ふる所、同一ならざれば、藩論立たず、皆一口に出づるが如くすべし、と兩公（久光・忠義）に伺ひて、之を決定せり。』

伊地知は早く東上し、利通も文久元年（辛酉）十二月二十八日、鹿兒島を發し、京都に入るや否や、近衞忠房に謁して、意見書を奉つたが、その意見書は、當時、利通及び久光の意中を、充分に物語るものであつた。その文にいはく、

久光、大久保をして近衞家に使せしむるの書（文久元年十二月）

一、今般中山を以、御內情奉レ伺候處、献芹之微志上達、不ニ容易一御賜、且前左府樣より御內達の趣、大納言樣御內書拜領物、被ニ御付一實に武門之冥加、不レ過レ之奉ニ恐入一候。依レ之其方內々使者指立候間、篤と左之趣意相含、厚御禮取束、可ニ言上一候。左候て御緣談一條、御請御禮可レ奉ニ申上一候。

一、天朝の御危殆、實に焦眉の急にして、被レ爲レ惱ニ叡慮一候御儀、此節、中山詳細の御左右にて、悲涙流涕に堪奉らざるの次第に候。和宮樣御下向に付、被レ爲ニ御含一候御內策も、被レ爲レ在たる御由に候得共、是は決し

て頼みに不二相成一事に有レ之間敷や。能々幕府の事情、熟察致し候に、如何樣小人俗吏たりとも、當分に至り、天下人心名分を明かにし、天朝を重んじ、幕府に背き候、判然たる形勢は、既に一昨年、上巳一擧以來、異人殺害、水府の混亂、其外浪人奔走等の次第にて、詰る所、無事不二相濟一、一身の疾痛の來るといふこと、十分奸察致し、表は實なき勢を張り、內は深淵薄氷の恐を懷き候儀は、案中にて有レ之、然れば、苟且偸安の情を以て、天下國家の傾覆は少しも意とせず、榮利を失はざる格悟のみにて、明日の事は如何にもあれ、今日々々の全を計營致し候儀に有レ之、右、具眼の者より論じ候へば、彼れの長久を謀るとは、國を失ひ身を亡すの危謀にして、少しく天下國家の上に心を用ひ、衆思の向ふ所を取り、斷を用ひ候へば、德川家の興復、一身の榮耀、無レ疑候得共、和漢古今、衰世に當りて、國を亂す賊臣の蹤跡は、一轍なる譯にて、是に由て彼を考ふるに、和宮樣、無理に申下し奉り候は、一朝一夕の奸計に無レ之、御下向被レ爲レ成候上は、掌中の物にて、中々叡意を恐れ處置を改候は、思ひよらぬことにて、此上は如何樣の邪謀を施こし奉り候も圖り難く、至憂此事に候。勿論奉二申上一も恐多く候得共、不謂の祕策も有レ之候段承及、決して實說に可レ有レ之候哉。假令共說なくとても、察せんずばあるべからざるの時節と存候。萬一彼に先んぜられ、制を受候ては、主客の勢と相成、噬臍の害、久しからざる儀と奉二恐懼一候。

一、御一擧相成候儀、篤と熟思致し候に、申さば兵を動かすと申譯にて、國家の重事は勿論、天朝の御安危に關係致し候御儀、誠に不レ輕次第と恐入奉り候へ共、前條之通り、危急の御時節に付ては、不レ被レ爲レ得レ止御

時宜に候間、不肖の我々たりとも、苟も王臣として、難レ奉レ忍により、皇國復古の御大業、被レ爲レ在度奉二誠願一候。就ては京地御十分の御守護不二相備一候ては、假令非常の聖斷被レ爲レ在候ても、戊午の覆轍を踏み候樣にては、反て御難題を增し奉り、甚奉二恐入一候に付、一回發擧の上は、必勝の利を謀り、興復疑なき算を盡し其上の處は、臨機應變の處置に出候樣、有レ之度奉レ存候。我等不智短才にして、深謀遠慮も無レ之、如レ斯大事、始終之得失を謀るに、其術に乏敷候得共、內策の次第、左之通に候。

一、供人數五百餘を召連、不日上京可レ仕候事。

但し陸行にては、急速之間に逢かね候間、久見崎又は阿久根邊より、天祐丸に可レ致二乘船一左候得者、京地到著致し候人數之儀者、一組六十人にして、四組二百四十人、外に什長二十四人、組頭兩人、側役兩人、上下二十人、平均にして、八十人、次に定式方、側向三十人、同表方十八人、足輕四十人迄、凡見積の帶刀以上五百五十人餘に相及候。

一、當地出立兩日間を置、守衞人數五組、三百人出立申付、又兩日を置、四組二百四十人同斷、小倉・下ノ關邊迄出張致置候事。

但し天祐丸大阪著之上は、則小倉・下ノ關迄指廻し、本文出張の人數、前後繰廻し、上阪せしめ、且兼て用意致し置候、下ノ關糧米、右人數一緒に積廻し可レ申、尤も兩度の運送五日を不レ出候間、其上は大阪碇舶(おほさかていはく)、非常に備置候事。

一、人數都て上京之上、組頭一人え三組、百八十人を召付、江戸表芝邸警衛さし立候事。

一、上京之上は、陽明家二近衛家一へ参殿し篤と建議之上、御内意奉レ窺、其上乍レ恐滯京、守衛可レ仕候間、云云勅諚を被レ下、扨右之通り御守護十分相備候上、非常之聖斷を以て、表面關東へ勅使被二差立一候趣は、一橋公二徳川慶喜一御後見、越前老公（松平慶永）御大老に出世相成候樣云々然して尾藩。長藩 仙臺藩・因州・土佐え、別段勅命被レ下度趣は、今般徳川家え云々勅を被レ下候間、各談合に及ひ、皇國之御爲に赤心を盡し可レ抽二忠誠一、萬一違勅之廉相顯候はば、國家之奸賊、執政安藤、速に可レ加二誅伐一旨、被二仰下一度、左候者、有志之諸藩合從致し、勤王義擧無二相違一、其節に望み候得者、勢難レ及故、幕役も戰慄して勅意を奉じたてまつらすんば無二致方一、萬一不軌を謀り候者、長藩其外水府諸浪人、四方蜂起して、義擧可レ致者、案中之勢に御座候。何れの筋にも、於二關東一成敗相決可レ申候。

一、勅を被レ下、即日九條御退職、前左府公關白御歸職、靑蓮院宮樣之御幽閉を御解、萬機之事、無二大小一御斷判、被レ爲レ在樣、被二仰出一度奉レ存候。

一、右樣人數引列上京、御守護仕候上は、要樞之場所、地面、御預り被二仰付一度奉レ存候。

一、當時種々之議論も有レ之、此期に臨候上は、徳川家を捨、大義を唱へ、正々堂々、天下に義旗を揚け、干戈を用ゆる之論も有レ之哉に候得共、夫にては首尾之詰り甚難間に可レ有レ之、畢竟罪は幕役に有レ之候故、眞實皇國復古之赤心以盡忠之者候得は、是非干戈を用ひす、國體を傷はす、成就候樣、策を立度、勿論先々より徳

川家御扶助、公武御合體之叡慮にて、先主遺志も其通候間、何く迄も、右之御趣意奉レ貫度と奉レ存候。乍レ併不レ被レ爲レ得レ止候儀、到來に及候ては、不レ及二是非一儀に可レ有レ之、奉レ存候。右之趣、概略之定策に候間巨細奉レ伺候上、萬遍治定早々馳下り候者、夫を期にして日限等可二相決一候。仰て天時を鑒み、俯て人事を察し候に、不レ可レ疑時機、此一擧に可レ有レ之候事。

文久元年辛酉十二月　　　久光

茂久

* * * * *

この邊で見れば、最早純然たる倒幕の意見のやうに思へるが、大久保の所謂『勤皇の義擧』なるものは、兵力を以て幕府を改造しようといふのである。之に代るべき內閣は、松平春嶽を大老に任じ、一橋を後見職に立てるにあつた。忠房は久光への返書を認めて『假令、數千萬の衛護、周備有レ之候共、昨今の處、只無益之騒に相成候而已之義にて、鑒察符合之時節に無レ之、唯今、達而取行候ては、志願之筋は不二相通一、かへつて事の破れと相成、忽ち、御膝元及二混亂一候儀は眼前の事にて、天朝の御爲めにも不二相成一、被レ惱二宸襟一候一つと相成候ては、是又不二容易一恐入候次第と存候。』と、その出動を止めたが、遂に一たび決したる久光の意志は、また飜へさるべくもなかつた。

* * * * *

久光が大兵を率ゐて東上するの一事は、眞に天下の大事件であり、諸藩を驚駭せしむるに足るものであつたが、これ丈けの大事件の實行になると、どうしても西郷の力が必要であつた。大久保は、嘗て屡〻西郷の赦免をさうたが、久光は赦さなかつた。が薩摩を擧げての大英斷の實行に當つては、西郷の力を借らなければ、大久保の威壓では志士の統一が困難であつた。茲に至つて、久光は初めて大久保の請を容れて、西郷を大島から召還することにした。西郷の召還を願つたのは、ひとり大久保のみに止まらず、嘗て政局を去つた島津久徵等も、西郷召還の周旋者であつた。以て如何に西郷が一藩の信頼を受けてゐたかが分らう。西郷が三年の大島生活を後にして、再び鹿兒島の地を踏んだのは、文久二年（壬戌）二月十二日のことであつた。三年鳴かず、蜚ばざりし大西郷は、果して如何に時局に處したるか。

【七】西郷を大島より召還

齊彬と久光とは、その力量においても、その智慮においても、大分の距離がある。久光は如何にも功名心が強かつたやうに思はれる。齊彬は諸國の雄藩を連衡して、一致の力で國難に當らうと考へてゐたが、久光は何でも一人で遣り度い。自分が率先者と爲つて、新勢力の中心となりたいといふ自負心が多すぎた。他藩は何うでもよい。薩藩の力で何か遣り度いといふ考へが、何時も先に立つてゐる。齊彬であれば『一先の人の氣にも爲り』といふところを、久光は、

轎舟渡得幾關津。
欲レ拂扶桑國裏塵。
自レ出二家郷一已三旬。
此行何意人知否。

と傲語する。こんなところが如何にも二世カイゼルに似てゐる。人間に『餘地』が乏しい。齊彬は充分『餘地』を有つてゐた。西郷に至つては、大分『空地』を餘して置いた。或は全部『空地』であつたかも知れぬ。何でも、又た何んなものでも入つて來るに充分である。物に屈託せない。何んな困難な場合に立つても、困つたといふ風をしない。大久保は、久光ほどお坊ちやんではない。相當に功名心もあり、熱心もあるが、微臣より起つただけに、久光よりはまだ俗情を知つてゐる。大久保は、久光よりも智慮はあるが、智慮よりも氣力が勝ちすぎる。沈靜にしてゐれば、明智湧出する人でも、怒ると無茶苦茶になる　頭が亂れる。大久保は激し易い方である。仕事は、その激してゐる間に出來て行くが、自然々々に大勢に逆行してゐることに氣がつかぬことがある。

久光と利通が取組んで、大兵を中原に出すといふことになつて、薩藩の氣勢は非常に昂つた。もう足が地につかぬ。天馬行空といふ形である。久光と利通とは、いくらか手綱を抑制してゐても、所謂誠忠士の面々は悍馬のやうな荒れかたで、利通では到底制禦しきれぬ。どうしても西郷でなくては治まらぬ。利通は、手元が危ないといふ心配があるから、頻りに西郷召還を進言した。久光は西郷を蟲が好かぬ。西郷が出れば、自分の自由にならぬ。臣下ではあるが力量に違ひがある。久光が獨力で回天の事業を遣らうとすることを、西郷に相談すると一笑に附せられさうな氣味もあり、兎に角西郷は面倒である。それで何うしても利通の請を容さなかつたが、愈々藩

を舉げて出動するとなると、差し當り志士の制御に困るので、久光も大久保の請を許すことになつた。召し還しは召し還しても、久光は自分の側には置かぬ。相談相手とする氣はない。下關あたりに先發させて、志士の激發を鎭撫せしむる位ゐの、出張役を命じてゐる。本陣の帷幕には少しも參與させようとせぬ。久光と西鄕とはどうもソリが合はぬ。

西鄕が召還の命を受けて、鹿兒島に歸著したのは、文久二年（壬戌）二月十二日で、南國とはいへど、春まだ淺き一日であつた。顧みれば大島にあること實に三年餘、であつた。

【八】西鄕の對策久光と合はず

三年間、西鄕は大島で何を考へてゐたか。天を相手にすることを考へたからといつて、まるで仙人になつた譯ではない。彼れは歸藩後、家人の悅び迎ふるを謝しつゝも、自分は最早一度死んだものであるから、天地に家はごわせんといふ調子で、更らに家門を顧みようとはせず、直ちに大久保・小松を訪うて、彼等の計畫を聽き、用意の未だ足らざるを注意もし、久光に逢つて建策するところもあつた。

西鄕が歸藩した際、薩の藩論を左右してゐたのは、小松帶刀、中山尙之助（忠左衛門）、大久保利通、伊地知貞馨、等であつた。而して此時は、緩急種々議論もあつたが、兎も角も、久光進發論に大勢が決著してゐた時であつた。當時久光進發の大體方針なるものは、

一、朝廷御守護の名目を以て、兵力を擁して上京する事。
一、薩藩は上下共に藩論一致の行動を執る事。
一、之が爲に浪士連の放縦なる行動を嚴重に警しむる事。
一、先づ勅命を奉じて幕府の大改革を行ふ事。
一、一橋慶喜を將軍後見役とし、松平春嶽を大老とする事。
一、而して幕府をして率先勤皇の實を擧げしむる事。
一、之に依り公武合體の實を擧げ、眞の擧國一致を圖る事。

といふに在つた。

之に對して、久光が大兵を提げて東上するといふ風評を傳へて、京攝の間に往來してゐた、諸國の浪士連は、久光の東上を擁して、直ちに勤皇討幕の擧に出でしめようと待ち構へてゐた。久光は猶ほ『公武合體論』を出でなかつたが、浪士間の空氣は既に『倒幕論』に進轉してゐた。その中には、薩藩脱出の浪士も加はつてゐるのは勿論であつた。清川八郎。伊牟田尚平、安積五郎、有馬新七、柴山愛次郎、美玉三平、田中謙助、平野國臣、眞木和泉、小河一敏、田中河内之介なぞは、正にその中堅人物であつた。

西郷は大久保に迎へられて、鹿兒島に歸著するや否や、その足で、直ちに小松帶刀を訪づれた。中山尚之助も折よく會してゐたので、西郷は暫らく、刻下藩論の趨向と、有志の動向等について說明を聽收した。

さてその薩藩進出の大策なるものは、大體において故齊彬の實行せんとして能はなかつたところであり、方針として決して不可ではない。唯だ西鄕の眼より見れば、如何にも手廻はしが行き屆いて居らぬ。行き屆かぬといふよりは、まるで手が著けられてゐないといつてもよい狀態であつた。

そこで先づ西鄕は、中山等に問うていふに、

「御趣旨のほどは、充分わかり申した。何も異議を申すべき筋合は、毫も存しないが、ただ越前春嶽公を大老とし、一橋慶喜を將軍後見役とするのに、勅諚を下されるといふことは、萬遺算のない手續きを要する。その手續きと申すは、先づ之を受ける方側の、幕閣に向つて、豫め手を廻はして、お請けを致すやうに打合せをして置かねば、折角の勅諚も、却つて幕閣が之を拒絕するやうな羽目になるかも知れ申さぬ。若し萬一にも勅諚拒絕ともならば、朝威を損ずること、之より大なるは厶るまい。この邊の處置に就いては、何ぞ名案でもお持ち合はせであるか」

西鄕は、齊彬直傳の筆法で、先づ相手方から說得してかからうといふのである。

中山等は、之に對へて、

「お說の如く、幕府が若し勅命を奉じないといふならば、それこそ違勅の罪は顯然である。その時は兵を京都に擁して、一步も退てかず、飽くまでも朝意の貫徹を圖るまでのことである」

議論としては壯烈此上なしであるが、西鄕はどこまでも實際家である。

『兵を擁して京都に留まると申されても、空しく五年も六年も、幕府と掛合ひはしてゐられまい。屹度、幕府違勅の罪を、表て立つて鳴らさねばならぬ。その結果は井伊の彦根藩・酒井の若狹藩の京都警衛を解かしめねばならぬ。京都は正に風雲の巷と化するに相違ないが、かくて薩藩兵を以て御所のお警衛をしようとしても、今の錦小路の藩邸では、狹くて動きがとれない。(これは齊彬の遺策による東山に土地を求むるをいふ) 愚圖々々して徒らに時日を經過してゐる中に、幕府が若し諸外國と結んで、大阪・兵庫の港に軍艦を送つて、我が退路を遮斷するの擧に出るとしたら、諸君は何の策を以て、之に對應さるる積りか。宜しく斯樣な點にも心を配ばり、著々準備を整へ、如何なる難題起るも、躊躇なく、之れに處置し得る自信がなければ、輕々しく大義を決行すべきではない。此邊の對策は、如何やうになさる考へか』

老巧なる西郷の質問には、一同も答ふる術なく、

『その邊までの精算が立つてゐる譯ではない。左やうなこともあるので、足下を召還した譯である。足下宜しく進んで、這間の要務に任じて貰ひたい』

と頭を下げるの外はなかつた。

西郷は此の形勢を見て、果して何と思つたであらうか。達人の用意は、事を擧ぐるに非らず、正にその前にあり、而して更らにその後にあり。前後萬全の策成つて、初めて進發すべきである。況んや方寸の裡に、縱し萬策成るといへども、一度び事を發すれば、破綻百出するをや。

玆において西郷は、先づ久光に、城内二の丸に謁し、

一、今回の御進發は、故齊彬公の遺策を實行せらるゝのであるから、何も不都合はないやうなものゝ、齊彬公の時代と今日では、大いに形勢が變化してゐるから、輕率に事を決せらるべきでない事。

一、假令・久光が江戸に出られても、恐らく登城せらるゝことは出來まい。齊彬公は永らく江戸に住せられてゐたので、幕閣とも、諸侯とも、充分の理解と往復があつたが、久光公ではその邊の充分な顏見知りがなく、連絡がついてゐない。

一、進出と決まれば、何時でも出兵され得るのであるから、先づ進發を一應中止されて、大藩の諸侯との連絡をはかり、合縱連衡の策を執られるのが、上策である事。

一、而る後において、初めて京都に出で、勅命を奉じて公武の間に周旋されたならば、事恐らくは成らん。

一、然らずして、薩藩の獨力を頼み、功を急ぎ、勅命を振り翳ざして諸藩に號令しても、到底、成功は覺束なからう。

一、若し空しく京都に滯留さるゝやうな仕儀とも成らば、諸國の浪士に擁せられて、夫れこそ取返しのつかぬ大變となりませう。

一、非常の事を爲すには、非常の備へがなくてはならぬこと勿論である。尋常一樣の手段では駄目である。

一、隆盛の願ふところは、一應今回の參府を辭退されて、徐むろに時機の到るを竢ち、その間に、充分諸藩合

同の策を回らさるるに在る。功を急いでは、何事も成らざるのみか、却つて事を破ぶる基ゐである。懇々としてその衷情を披瀝し、大局を論じ、進發中止、諸藩合同の策を進言したのである。西鄉は、久光が大兵を提げて、東上するの結果は、第一には京都に集合せる浪士に誤まられて、事を破ぶることを危ぶんだ。更らに久光の單獨行動は、必らずや諸藩の同情を失ふの結果となり、孤立の形勢に陷いるべきを憂ひたであらう。更らに西鄉は、久光に此の場合に處すべき對策二案を建言した。

第一策　是非御參府御延引、幕えは參府に差掛候處、非常之世態にて、國中之人心動立、號令をも不レ顧、人々踏出候勢に成立、騷動可レ致候間、當年之處は相延、家老を以、名代差登候趣を以て、被二召延一度、御國中には　御家老中より御危申上候と御引留申上候趣、被二仰達一度との所置も相付申上候。

第二策　是非御延引之處、不レ被レ爲二出來一候はゞ、天祐丸より關東迄御乘船にて、御參府被レ爲レ在度、左候へば違變輕重相計候得ば、京師において變動可レ致は案中にて御座候故、難易之處、海上にては輕く御座候に付、右の計被レ遊度趣申上候。

これは京都の過激浪士を避けんとする策であつた。利通等は、西鄉は三年も島にゐたから、そんな呑氣なことを云つてゐるが、今日の形勢は、諸藩の連衡などを、遣つてゐる場合ではないと考へ、久光も西鄉の諸藩合同論には、耳を借さなんだ。〔木場傳內への書中〕

【九】 西郷曰く「少年國柄を弄す」

併しながら、西郷の眼から見れば、隨分と脚元の危ういものであつた。藩主が出動するといふのに、まるで準備といふものが一つもしてない。京都にも確とした手入れがない。勿論江戸には一書柬の往復も行なはれて居らぬ。春嶽を大老とし、一橋を後見役として、公武の間を融和するといふのがその政策ではあるが、春嶽にも、また一橋にも、何の打合せもない。それに本陣は、既に出陣といふのであるから、西郷の眼から見れば、まるで子供の火遊びとしか思はれぬ。文久二年（壬戌）に、木場傳內に贈つた書柬に、西郷は更らに當時の感想を叙べて次のやうにいつて居る。

木場傳內に與ふる書〔文久二年月日不詳〕

「當月十一日付之御懇札、同廿三日朝相屆、難レ有拜讀仕候。實に御馴々敷繰返し、卷返し候。私斯く罷成候形行は、決して不レ申上レ考に御座候得共、如何樣之御疑念も難レ計、御安心成兼候事と、無レ據委細申上候間、御一覽後、丙丁童子に、御與へ可レ被レ下候。島元より相考候よりは雲泥之違ひにて、御府內却て割據之勢に相成居、頓と致し樣無レ之模樣故、暫くの間、觀察仕候處、當時之形勢少年國柄を弄し候姿にて、事々物々、無暗な事而已出候て、政府は勿論、諸官府一同疑惑いたし爲處を不レ知勢に成立ち、ケ樣之事は、是で引結び

此處でなるものといふ事は、全く不レ知、志は能く向候ても、所置に至つて疎く、俗人之笑ふ事多く、君子之賦に候へども、爲す處至て賤敷手而已相見得、君子の所行に無レ之候。所謂誠忠派と唱候人々は、是迄屈し居候ものの伸候て、唯上氣に相成、先づ一口に申さば、世之中に醉ひ候鹽梅、逆上致し候模樣にて、口に勤王とさへ唱へ候へば、忠良のものと心得、さらば勤王は、如何之處に手を付て勤王に罷成候哉、其道筋を問詰候得者、譯も分らぬ事にて、國家の大體さへ、ケ樣のものと、明めも不ニ出來一、日本の大體はここといふ事も、全存知無レ之、幕之形勢も不レ存、諸國之事情も更に辨へ無レ之、さうして天下之事を盡そうとは、實に目暗蛇をぢずにて、仕方もない儀にて御座候。然處、小弟儀、順聖公え被ニ召仕一候との趣、世間に相響居、此ものが歸りたら、決して、事柄も變ろふと、あてに相成候鹽梅にて、もふは博奕も打たれ候向に無レ之、是が幸中の不幸に御座候。餘り高く直段を付られ、込り切たる事に成立候。』

西郷の胸中はこの一片の書束にて、遺憾なく發揮せられてゐると思はれる。餘りに明白に赤裸々に放言してゐるところ、聊か平生の西郷には似合はしからぬ點もあるが、『少年國柄を弄す』とは、久光一派の血氣の士に投げ與へたる鋭どき一箭である。

西郷より見れば、當時の薩藩は、我儘勝手の群雄割據としか思はれぬ。全く中心を取り失つてゐる。而して誠忠派と稱し、勤皇派といふ過激派の進退を見ると、今まで壓へられてゐたものが、急に伸び上つたといふ氣勢で、勤皇々々と怒鳴り廻はる樣子は、まるで醉拂ひか氣狂ひが、往來を亂歩してゐるとしか思はれぬ。勤皇とはどん

なことか、勤皇とは何をするのか、時勢の對策も、國家の大勢も、何一つ見通しがついて居らぬ。こんな狀態であり乍ら、天下國家の大事に處しようなぞとは、「盲目蛇におぢず」とでも評するの外はない。大膽にして而も細心、周到にして而も果斷、老鍊にして而も明察なる西郷から見れば、手の附けやうもないと、思はれたのも無理はない。

『西郷さへ出て來れば、何とかなるだらう』

では、西郷も手の附けやうはない筈。

西郷曰く、

『さう高く買被られては、甚だ迷惑だ』

書柬は更に、西郷の意中を細叙してゐる。

泉公〔久光〕御參府に付、御大策と申儀有レ之、是は三四輩之處にて、極祕密之事にして有レ之候由。然處、淸涯、小松家へ會し候樣承り、大久保同伴參候處、中山尙之介參會有レ之、四人會席にて、御大策之趣承候處、此節は京師迄にて、一橋越前御後見、御政事御相談役と申、御勅申下之御事と承候付、委敷承候處、頓と返答さへ出來兼、隨分之御大策も、取處無レ之鹽梅に罷成候。私より問掛候者、右之勅を御下し相成候には、手づると申もの無レ之候而は、迚も出來不レ申。閣老之處へ委敷申込候而、ケ樣に成され候はゞ、請合て盡すと申事、能能地盤を据へ不レ申候ては、出來申間敷、夫は如何に候哉と承候得者、全く手は付居不レ申、左樣なら幕府にて

甘く御返答申上候而、始終勅に不レ應候はゞ、如何之御策相立候哉、承候得者、其時はいつまでも京師御滯之賦、京師へ一年も二年もとは、御滯相成間敷、若不レ應日には、違勅之罪を御責不レ被レ成候ては、名義も相立申間敷、又京師御保護に付ては、只錦之（錦小路薩邸）御屋敷共に被レ爲レ在候ては、何共知れぬ事、所司代を追退、井伊の固めを除不レ申候ては相成間敷、違勅之罪、如何御正し可レ被レ成哉、相尋候處、一言之返答も出來不レ申、時日を移す內、異人と相結、大阪口より軍船を差向候はゞ、其時御手當如何相付候哉、一々難論仕掛候處、返答さへ出來兼候人々、御大策とは餘り氣強く　つまりは夫故私を相待候事に御座候間、任じ呉候樣承候得共、是は私にては、迚も出來不レ申、いまだ御內評中之儀にも有レ之候はゞ、如何樣共盡し樣有レ之候得共、都て仕くさらかして仕樣も被レ申候ては、出來不レ申段、返答いたし、是は案外之次第、貴公方にて御論も出來不レ申、其上甚以疎略之御策と相考候間、泉公之處、如何御居被レ遊候哉拜謁仕度申出候處、自然拜謁被二仰付一賦に候間、兩三日中　被二召出一との事に御座候。然處二月十五日、舊務に被レ復、直樣被二召出一候處、一々右之難論申出、其上私愚考とは、大に違ひ申候、只今の御手段は、先公方被レ遊候御跡を被レ爲レ踏候御事にて、其時よりは時態も相變、順聖公と一樣には成されがたく、江戸におひても　御登城も六ケ敷、諸侯方之御交も無レ之、一體成され方相變不レ申候ては、彌成し應候處、見留付不レ申、いづれ大藩之諸侯御同論御成りなされ、合從連衡して、其勢を以、成され不レ申候而は、相濟間敷、此方樣より京師御保護被レ遊候はゞ、勅と一時に、諸大名俄に御登城に相成、御座に御拔不レ被レ成候ては、迚も出來申間敷、又京師御滯に付ては、必ず變を生じ可レ申と、委敷理

を盡し申上候處、尤成譯にて、今更致し方も無レ之、此度之儀は、御屆捨にて最早延も難レ致、是非平常之處を以、成さるとの事に御座候得共、非常之備を成し、非常の事を被レ成候には、平常之處を以、出來不レ申、若合從連衡之策出來不レ申候はば、固く御守被レ遊候處、相當之御處置にては有二御座一間敷哉。是非御病氣之處、御申立被レ遊御參府御延引被レ成、つまりは割據と申御腹合にて被レ爲レ在度、愚考之形行、不レ殘申上候處、二月廿五日御發駕被二召延一、三月十六日と相成申候。然處、只今之處を以、策を立候樣承知仕候に付、一策、書取を以申上候。「此處に前掲二策を記す。今之を略す」一策共御取用無レ之、實に仕方なき事に御座候故、一日出勤仕候而より、直樣足の痛にて引入、夫より湯治に差越、何樣の事にても、足引上げ不レ申考にて、隱遁之賦に御座候處　諸國より有志之者共、御國元之樣參、私には湯治留守御座候處、罷歸り承候へば、右之次第にて、一夕大久保參り、實に心配いたし居、彌變を生じ候との趣承候故、不レ得レ止出足仕候事に御座候。是より先き、御國家の人心不平にては、治も變も出來不レ申候。尤君子の爭大幸にては無レ之、是非兩全之策相立、久留米におひても、君子の爭よりして混亂に及候、前車の覆轍も有レ之候間、是非一致して御國中勤王に相成候樣被レ成度、頻に切論に及候處、是が畢竟一番惡事と相成候「久光の怒りに觸るるをいふ」。又豐州之一黨におひても、起てはならぬと、二度押、甚以君子の爲すべき業に無レ之、小人の黨は、利を以相結候故、黨中の內頭立たるもの一兩人も不二差障一處へ被レ爲レ出候はば、一黨致二疑惑一、悉く崩立可レ申、頓と先無し小路へ追込候はば、決して小人と見こなし候而も、面面の知惠丈は、又外に働き可レ申、決して恐れ居不レ申と、委敷解立候得共、一體土臺狹

小にて、增增小く罷在候計にて・如何成明智の人出候而も　今通にては、今日之處さへ六ヶ敷勢に成立申候。
來春御歸府の上・親敷御覽可レ被レ下候。

齊彬から久光と下つては、土臺石が小さい。その小さい礎石の上に大建築は出來ない。西郷が出て來るのを待つてゐたといふから、西郷の意見を容るゝかと思へば、方針はもう決まつてゐる。動かせないといふ。西郷の意見は用ひず。前通りの土臺石の上に、天下國家の非常建築をやれといはれても、それは無理である。

＊　＊　＊　＊　＊

二策共に久光の容るゝところとならず、足の痛みに言寄せて、西郷は指宿郷の溫泉に逃げ込んで了まつた。久光も、浪士の擧動には、頗ぶる危險を感じてゐるので、訓令を發して過激の運動を誡しめたが、京都中心の連中は、遠方に出てゐるだけに、却々訓令の間に合はぬ。大久保は、折角西郷を引出して來て、直ぐに怒らせて了つては何の役にも立たぬと思つたので、兎に角彼れを久光よりも先發させ、先づ下關まで出て、そこで浪士を靜めるやうにしたいと思つたので・之を久光に謀り、西郷にこの旨を通じた。西郷は一諾、村田新八を同道して、サツサと下關へ出掛けて行つた。西郷が下關に著いたのは、三月二十二日のことであつたが、久光は三月十六日、小松帶刀・中山尙之助・大久保利通以下、上下千餘士を率ゐて・愈々鹿兒島を出發した。實に風雨の將に到らんとして、風樓に滿つるの狀況であつた。

四月十日、久光は大阪に著するや、先づ浪士の鎭靜を必要とし、左の如く諭告した。

一、諸藩士浪人等え私に面會不レ可レ致事

一、命を受ずして猥に諸方奔走不レ可レ致事

一、萬一異變到來候共、敢て不レ致二動搖一、下知無レ之之內、其場え不レ可二馳付一事

一、酒色可二相愼一事

右之趣、先度より追々申渡候得共、以來猶又可二相守一、若此上違背之族、於レ有レ之者、無二用捨一可レ處二罪科一者也。

制令は儼として、三軍に傳へられた。

【十】 和宮御降嫁と尊皇激成

如何に不用意の出來事なりしとはいへ、威權赫々たる幕府の大老が、白晝浪人にその首を授けたことは、遽かに幕府の威權地に墜るの端を啓いたものであつた。天下大變の基は、實にこの時に發せりといふべきである。井伊の橫死は單に總理大臣の橫死とのみ見ることは出來ぬ。井伊が幕府の代表者である以上、代表者の橫死は、直ちに政權の移動、時勢の變化に關係するものであることを考へなければならぬ。

安藤正睦は、井伊の後を受けて大老に任じ、十四代家茂に、皇妹和宮の御降嫁を仰いで、公武の合體を策し

たが、これは公武合體といふよりも、尊攘黨をして、幕府を敵とするの名なからしめんとする、井伊の遺策と稱せられた。和宮御降嫁問題は、關東及び京都堂上間に、幾曲折、幾祕策があつて、事情の紛雜を免かれないが、幕府の眞意は、この御降嫁を以て、幕府に對する朝廷及び浪士等の運動の途を塞がんとするにあつたことは、蔽ふべからざるところである。

孝明天皇は和宮を關東に降すことを好ませられなかつたが、幕府の強請は、之を避け給ふに由なかつたといふことである。和宮は夙くも叡慮のほどを察し給ひ、國家の將來を思し召され、自から進んで關東に降らんことを、天皇に請はるるに至つて、天皇も之を許さるるに至つたといふ。當時、御降嫁の綸旨は、國家の政務にも御言及あらせられ、特に、十年後には攘夷を斷行するとの、幕府の誓約あることを繰返され、

『願之儘、以二皇妹一、大樹被二配偶一、公武御合體、宇内被レ表候。深重之叡慮、遐邇布告、海内協和　御國威更張之機會、不二相失一樣、可レ廻二遠略一、思食候事。』

と仰せられ、和宮御降嫁が重大なる意義を含むことを警告あらせられた。安藤・久世は、言を海外の事情に託して、暗に攘夷の不可能なるを進言したが、これ實に間部の誓言を破ぶるものであつて、御降嫁の聖意に背くものであつた。文久二年〔壬戌〕正月十五日、安藤は阪下門に要撃せられて、浪士の刃に傷つき、遂にその職を退くに至つた。浪士の斬姦狀中には『皇妹を要請して、私かに門客をして廢帝の典を議せしむに至る』の語もあつたが、廢帝云々の事實には疑ふの餘地ありとしても、和宮御降嫁が、天下をして如何に幕府の心事を疑はしめた

ろかを知るに足るのである。

＊　＊　＊　＊

井伊は、和宮御降嫁を以て、尊攘黨の途を塞がんとしたが、結果に至つては却つて勤皇討幕の運動を起さしむる原因となつた。運命の諧謔といふべきか、將た智者智に倒るといふべきか。幕府は益々天下の人望を失つた。文久二年「壬戌」の京都は、田中河内之介・淸川八郎・平野次郎・眞木和泉・伊牟田尙平の計畫せる尊皇討幕の運動が中心となつた時代であつた。彼等は九條關白を襲ひ、所司代を排して、皇政を古へに復へさんとするのであつたが、『倒幕回天』の遊說は、無謀の暴擧であるとはいへ、實に勤皇の魁を爲すの叫びであり、日本全國民の琴線に觸るるの響きであつた。淸川は密奏していふ。

「今や夷狄其の外を侵し、幕府之を征する能はずして、屢々詔旨に違ふ。是に於て乎、天下の士民、始めて王權の衰廢を憂ひ、皆德川氏に背きて、皇室を戴くの心あり。乃ち天の此の際會をなさしむるもの、誠に偶然ならざるなり。陛下善く此の際會に乘じ、赫然憤怒、數百年頽廢の大權を復興すべし。」

平野が『尊攘英斷錄』を久光に捧じて、大いに幕府の妄狀を訴へ、決然尊皇の擧あるべきを進言したのは、正にこの時のことであつた。平野はまた『培養論』の中にいつてゐる。

『一橋を將軍とし、越前を後見として、其外可レ然人材を撰みて有司とし、幕府を扶け、以て外寇を攘ふと申候御說は、去年來、掘・大久保兩兄より　拜承仕候。且當春密表の趣も矢張御同樣の由、然ば御一藩の御定說

哉と被ㇾ察申候。乍ㇾ併、實に幕府の犯罪を正し、天朝を尊奉し、內政を整へ、外夷を御攘斥、被ㇾ成度御了簡に被ㇾ爲ㇾ在候得ども、若し然る時は、却つて內爭を引出し、外寇に隙を窺はれ、終に恢復も攘夷も、行れ間鋪哉との御懸念あり、止事ㇾ得ず、權道御用被ㇾ成との御趣意、一應尤相聞へ申候得ども、其議は癸丑・甲寅〔嘉永六年〕・〔安政元年〕の砌、幕府のいまだ衰ざる時の事にて、現に宗族には水戸烈公・尾張侯・越前侯抔揃はれ、烈公には順聖公〔齊彬〕初め、土州侯・宇和島侯など、種々手を盡し、忠告竭力有ㇾ之候も、却つて罪を蒙られ、一事も行はれず候。其子細は已に英斷錄にも認置候通り、天然の歸する處にて、德川氏の自滅する由緣、無ㇾ疑者哉。勿論其頃までは、久舖德川氏の制令を受候餘恩も有ㇾ之、人心未だ全く離らざる時に候へば、右良族賢侯等の策略、尤も當れりといふべし。若其時誤て事を擧候得ば、承久の亂の如く、却て關東の爲めに傾覆を取り候事必然候。然るに當時の勢は、江戸旗本を初め、府內人民に至るまで、聊物を辨へたるものは、皆な幕府を恨み侮り候程の事にて、まして諸國の士民は、路頭の噺に迄不ㇾ斷惡口輕蔑致候程に至り候。幕府を如何に扶け候とも、徒骨折にて、兎ても行はれ間鋪、迂論窮るといふべし。』

久光の『公武合體論』を、頗ぶる時勢遲れなりといひ、その自覺を促がさんとしてゐる。

【十一】西郷再び流謫の命

西郷が、久光に先發して下關に著いたのは、三月二十二日のことで、舊知白石家に投じたが、久光大兵を率ゐ

て東上するの報を傳聞した各地の有志者は、相次いで京都に集合し、久光の上京を待つて、彼れを擁して回天の大擧を起さうといふ勢であつたので、西郷は、空しく途中に止まるを許さず、事茲に至つては、久光の著京以前に入京して、浪士を鎭靜するの必要があると思つたので、二十六日、大阪に出で、加藤十兵衛の家に投じ、更らに伏見に入つて、薩藩志士の輕擧妄動を誡めんとした。當時の事情は、西郷自から語らしむるが、最も眞相を得ると思ふ。彼れが木場傳内に與ふる書中にいはく、

一、村田新八同道にて下之關へ參考にて、尤も他國へ出候儀、大監察方大きに六ヶ敷、漸く下之關迄は差支有レ之間敷と申事故、夫よりは被二召列一との御内達も有レ之候。然る處飯塚において森山新藏方より差立候飛脚え逢ひ、早々下之關之樣急ぎ候樣との趣有レ之、又々相急候處、三月廿二日朝白石方え參着申候處豐後岡藩二十人參會居、卒度面會いたし、右之人數は直樣大阪之樣出船有レ之候。新藏にも船手當いたし居、既に出船之處へ參付、跡へ一封相殘し、其暮方出船にて同廿六日大阪へ着いたし候處、宿屋へも難二相付一、新藏案内を以て加藤十兵衛方へ相付、潜匿いたし居候次第に御座候。大阪に出候處、諸方之浪人等都て堀計を以御屋敷へ御潜め相成居候。關にて筑前浪人平野次郎と申すもの、此以前、月照和尚之供いたし、御國元へ參り、臨終之時も同敷罷在候人にて、夫より方々へ徘徊いたし、周旋奔走勤王の爲盡力いたし、艱難辛苦を經候人に御座候。右之者至極決心いたし居候故、又其方と死を共可レ致、我等に相成候。いづれ決策相立候はば、共に戰死可レ致と申置候。勿論皆死地之兵にて、生國を捨、父母妻子に離、泉公之御大志被レ爲レ在候段奉レ慕出掛候付、都て左樣に申候ては

自負之樣御座候得共、私をあてにいたし來候故、私死地に不レ入候ては、死地之兵を救ふ事、出來申間敷、何篇諸方之有志は大阪にても都て私より引しめ置候處、有村俊齋、阿久根より極々急にて京師へ參り、早々御中途迄、又々踏返申候。其折平野と川下り一緒にいたし候處、私の決心を平野より相咄候由。然る處俊齋より右之趣直樣申上候處至極之御立腹にて、ヶ樣に罷成申候。畢竟下之關へ罷在候はば、彼所より被二差下一賦にて有レ之たる由、其時迄は兩全の策を立候ば、左州之一列と與合、何篇泉公を御悪敷申入、私出立の前晩、桂右衛門殿宅へ參候儀共、大不都合相成候由にて、被二差下一筈之處、又々右之俊齋口上にて、大咎に相成申候。右咎之趣は四ヶ條にて、

○浪人共と與合決策相立候一條○年若之者共え尻押いたし候二條○御滯京相計候三條○關より大阪へ飛出候四條にて、一向胸におち不レ申　大阪にては加藤所へ潛匿、伏見にては御假屋へ潛居候事にて、京師へも出掛不レ申其上大阪において面會之人々は纔之者にて、右樣之儀相計候人へ取逢ひ不レ申、堀次郎咄に、いづれ此節京都御滯にて御盡し不レ被レ遊候ては不二相濟一、關東へ御下り相成候て、何にも不二相成一との咄は承り申候、全く御滯京を計候覺無レ之候。

○浪人共は始終私方にて押付居候て、動かし不レ申、又年若の者共は、尻押所の事に無レ之、始終私え箇樣に言聞して呉れ箇樣致してはならぬからせんやうに申聞て呉れと被レ賴、始終叱付置申候。先生方之人々は、十分に二才業にさへ言兼、只我身構而巳にて僞謀を以ていたし居られ候事共にて御座候。乍レ然堀へ久々振於二伏見一

面會いたし候處、昔日に變り、只智術を以て仕事をいたし居候間、ひどく面責いたし申候。自分の身がおそろしく成ると、術を不レ用候ては致力無レ之候間、都て取止候樣、大事に懸候ては只誠心を以盡さず候ては決て不二相成一、譬仕損候ても、誠心さへ相立候はば、感慨して起る人も出來候間、術にては決して不二相濟一、尤長州永井雅樂と申大奸物と腹を合せ、與合居候間、ひどく其儀を責、若永井と同論いたすに於ては、永井儀は長州之有志共へ可レ刺申置候間、同論いたさば、此方においても、汝を亭主振に可レ致、其時は二才衆共其脇へ居合候故有之人々へ可レ打とは申候事に御座候。是も今更相考候得者、大邪魔に相成候筈に御座候。永井を打の策は實に手荒ケ樣に御座候得共、天下之奸物にて御座候。京師へ罷登候譯は、幕より御頼を以出居候。夫は是迄の御扱振宜敷無レ之、前非を悔て御改被レ成との趣を以、朝廷をだまし付候策にて、書取を以朝廷へ差出候書面有レ之、其の内には第一異人交易、勅許相成候樣、偏に申立、黃金をつかひ、九條殿下をだまし、開港勅許に相成候はば、直樣堂上方御寃罪を解、又諸侯方も同樣可レ致抔と、誠につまらぬ事計書建にて、薩摩と同意にて申上候。長州侯連名にて、可二差上一候得共、急速の事故、其儀も不二相調一候間、其證據には堀次郎被二召呼一御聞取可レ被レ下と申上、御聞取相成申候。堂上方有志の御方々、御論は正敷、和宮樣御下向に付ても、御願通御緣談被レ爲レ濟候はば、早速異人の所置可二相付一と申上、其通御許容相成候。いまだ舌も不レ乾に、開港の一條、甚以不屆之次第と、永井は見出され候由に御座候。夫故無レ據打方の儀長州の有志へ申含候。尤長州においても、永井之黨と有志之黨と兩立いたし居候。

一、長州へは、朝廷の御取持諸藩とは格別之御譯合も有レ之、當時一向御賴に相成候譯故、主上御直筆を以御書取相下り候。右はケ條書を以上記之者共も、皇朝の御爲に盡し候儀にて、誠忠を旌表いたし候樣、堂上方を御始め、有志の諸侯方も、一向皇國の御爲に被レ爲レ盡候處、都て御打込に相成候間、本々之通被レ復、右之取扱いたし候役人誅罰いたし候樣、又右之勅令通不レ應候はゞ、有志の諸侯を京師え被レ召、違勅の罪可レ正候間、其通可ニ出來一哉否、可ニ申出一との趣十五ケ條有レ之候由、其儀を悉く、永井は可ニ打崩一策にて相働候向に御座候間、ひどく黃金を相仕ひ候由に御座候。此儀は慥に長州大阪御留守居宍戶九郎兵衞と申すものより承候。宍戶は、直々拜見いたし候由御座候。決して行先我國の爲にも永井邪魔を可レ成は案中に御座候。是は畢竟幕のいたひ處を程能致し成し、自分の功を立、天下之權を可ニ取計一謀と被レ察申候。餘程幕府においては、此節の勅使御同伴之御一條やかましき由に御座候。

○老人共御屋敷へ御引受にて、御構ひ相成候儀、泉公御不合點にて御座候處、堀申上候者、私受合申上候と御返答申上、夫にて御安心相成候由、夫に伏見にての、混雜到來いたし候ては、如何之申譯いたし候哉。奸人の舌頭可レ畏ものに御座候。又決して此儀も私へ打ちかぶせ候はんと察申候。私四月十日罷下候樣承知仕、早速船へ乘付申候。至極穩密に被レ致、人氣混雜可レ致とは相考候由、然ながら私を置候ては、實にせわらしく故、落し候向と相見え申候、落され候期は、堀は大阪にては宿屋へ臥候儀も不ニ出來一、若哉被レ打候半歟と臆心にて御屋敷內御納戶へ潜臥いたし候由、可レ笑之甚には有レ之間敷哉。大阪見聞役中、私を落し候儀不合點にて御側役へ突掛

大きに論判いたし候由御座候。御國元に於ては、御供之役掛中より又大きに議論相起候由に御座候。大監察小監察之處、一圓承引不レ致嚴敷申立、是非對談を懸申度と申立候由に御座候得共、喜入不二受入一、夫形伏見より申來候なりにて參申候。夫は面白きものにて、只德之島へ被レ遣と計にて、羽書を以被二相達一何の罪狀も不二相分一候。決て此節は御助米共被レ下候向には無之、島元においても相愼候樣、島代官より可二申達一との趣にて御座候故、假屋本より五里隔候岡前と申所へ潛居仕候。頓と世事を忘却仕候處、何之苦も無レ之、尤御助米不レ被レ下儀難レ有次第に御座候。先づ右等之形行にて細大書盡がたく、又自身中にて能きやうに相見得候間、其處は御推讀可レ被レ下候。御存之通暴言を吐候儀は多く有レ之候。其罪は難レ逃候間、安然として罷在申候間、御安堵可レ被レ下候。

一、森山儀、私には眼病相煩ひ、養生方に上陸いたし居候處、及二自刄一候段承り、驚き候次第に御座候。私と村田儀は、島方相分候得共、森山儀、一向不二相分一尤先年一向宗又々發起致し、六ケ敷向に承居候事にて、夫等之處を以て御吟味、六ケ敷相片付兼候はんか。委敷不二相分一候。勿論三人共大島へは不二差遣一樣、伏見より申來候由。是は畢竟桂氏へ聞かせぬ賦と相見得申候。婦女子の所行と片腹痛く御座候。私儀は愚痴には有レ之候得共、片贔負共いたし候考は全く無レ之候處、中山奸謀を以て左州一列と結合候て、事を計と申成し、其罪を以被レ落申候。此中山と申もの、我意强く、只無暗のものに御座候が、一番寵を得、大久保抔は私一件より大きに被レ忌、位を保候儀もあぶなき儀に御座候得共、私を左樣に致し、又大久保迄落し候ては、人氣混雜可レ致迚、漸く助ひ候向に御座候が、只今共は如何之振合に罷成候哉、頓と不二相分申一候。

一、田中河内之助と申すは、中山家の諸大夫にて、京師におひて有名之人に御座候。右之人粟田宮様之御令旨と申ものと、錦の御旗を捧居候由。右は僞物にて、是を以人々をあざむき候と申ものにて、御國元迄被二差下一との趣を以、船中にて私に隠然と父子三人、外に浪士三人、都合六人被レ殺候由。譬僞物にもせよ、朝廷へ被二差出一眞僞明白御取捌き可レ被レ在處に、私に天朝之人を被レ殺候儀、實に意恨之事に御座候。もふは勤王の二字相唱候儀出來申間敷、此儀を若哉朝廷より御問掛相成候はば、如何御答相成候ものに御座候哉。頓と是限の芝居にて御座候。もふは見物人も有レ之間敷と相考申候。

一、此度勅使御下向に付ては、餘之儀にも有レ之間敷、勿論大原三位公と申せば、聞ゆる慷慨家にて如何様の御議論出候も難レ計、若哉幕において猶豫いたす儀も有レ之候はば、忿憤言出候儀、相違有レ之間敷、迚も黄金共にては打付被レ申間敷、彌勅の通相調候得ば御國家におひても御大幸、泉公も御大功にて、此上もなき御事に御座候。幕役は中々一と通のすれものにては手も突掛られ候丈けに無レ之いまだ幕情御不案内之事に御座候間、ちよつとした事に御乘り被レ成候と、直に突込、夫より見こなし候間一藩の力にて平押に押候ては、弱居候幕にもせよ、些六ケ敷、此方の御勢ひ御扱次第にて勅の立と立ぬとに有レ之譯に御座候。餘程幕府におひて、六ケ敷申立候との評判に御座候。如何罷成候ものに御座候哉。今共はもふ相分居候半。遠海〔島徳之〕の事故全く通不レ申、紛情此事に御座候。私にも大島へ罷在候節は、今日々々と相待居候故肝癪も起り、一日が苦に有レ之候處、此度は徳之島より二度出不レ申と明め候處、何の苦も無レ之、安心なものに御座候。若哉亂に相成候はば、

共節は可二罷登一候得共、平常に候はば、譬御赦免を蒙候ても、滞島相願ひ可レ申含に御座候。骨肉同様の人にさへ、唯事の眞意も不レ問して罪に落し、又朋友も悉く被レ殺、何を賴に可レ致哉。老祖母一人有レ之。是計氣掛相成居候處、大島より罷登候節迄、存命致居候而、滿悅いたし候に付、もふは心掛も無レ之、罷登候てより、死去仕候に付、何も心置こと無レ之候。迚も我々位に而補ひ立候世上に無レ之候間、馬鹿等敷忠義立は、取止申候。御見限可レ被レ下候。恐々謹言。

〔文久二年六月〕　　大島三右衛門

木場傳内様

西郷は嘗て自己を語らず、又た人を咎めなかつたが、この時ばかりは、全く後ろから奈落の底へ突落されたやうな、闇討ちに逢つたので、流石の西郷も、何の事やら腑に落ち兼ぬる事ばかりであつた。木場氏に與へた如上の手紙は、恐らく西郷書簡中の最長文の手紙であらうが、それほど彼れは、自己を語らずにはゐられなかつた。西郷は縷縷として、自己の身上を述べ、事情を明らかにし、嚙んで含めるやうに周圍の關係を詳述してゐる。最早や今度といふ今度は、二度と德之島から出ないつもりである。再たび天日を拜すまいと決心してゐるところは、悲壯とも何とも云ひやうがない。

西郷のする事爲す事、久光の氣に觸り、久光のする事爲す事、西郷の氣に觸つてゐる。久光は大久保を用ゐてはゐる。重用もしてゐる。併し大久保よりは、中山尙之助を愛してゐる傾むきが見える。中山は大久保ほどの人

物ではない。固より西郷とは比較にならぬ。中山は兎かく西郷・大久保を煙たがつてゐる。奸物といふほどでなくとも、宦官に類する媚態がある。自分の地位を守るためには、第一西郷が邪魔になる。氣慨もあり、勇氣もあるが、少壯の客氣で、西郷の老錬に比すべくもない。

西郷が初めて大島から出て來て　小松帶刀の邸で、大久保と共に、中山と會見した際、西郷の爲に中山はひどく面詰されてゐる。中山の面目は、丸潰れとなつてゐる。かやうに手酷く叩きつけられては、中山も含むところ無き能はずといふ場合であつた。

西郷に楯つく氣はないが、兎かく西郷には頭を叩かれ勝であるのが、小人の悲しさ、常に心の底に、鉛のやうに沈澱するものを生じた。伊地知貞馨や、海江田信義等も、西郷には頭が上らぬ。兎角する中に、西郷の無斷上京となつたので、伊地知も海江田も、主命を奉ぜないのは怪しからぬといふ氣になる。中山は眼の色かへて、久光に申告する。

久光も元來氣の合はぬ西郷の獨斷專行を耳にしては、餘り好きでない男の事であるから、二重にも三重にも、輪をかけて嫌な思ひが發展して行つたに相違ない。殊に西郷が浪士を煽動して、久光を倒幕に引きずり込むと聞いては、許して置けぬと思ひ詰めたらう。切腹とも仰せつけたいところを、島流しにしたところは、齊彬以來の功勞を思ひやつて、寛典に處したのだと思つてゐる。要するに此處では、いまだ西郷の運が開かなかつたのである。運が開けないのみか、咲きかかつた梅の蕾が、思はぬ風雪に出逢つて、又も萎んだ形であつた。散つてしま

はなかつたのが、まだしもの幸ひである。

* * * * *

書中　田中河内之介の暗殺に及んでゐるところは、殊に西郷の精神がよく現はれてゐる。西郷曰く、『河内之介は名だたる勤皇家であるが、彼が粟田宮樣の御令旨といふものと、錦の御旗とを捧じて、世人を欺むくのは不埒である。右は皆な僞物であるといふので、河内之介父子三人其他を、船中で闇討ちに殺したのは、心得がたい。譬ひそれが僞物であつたにせよ、一應朝廷へ差出し、眞僞を取り糺した上で、明白となつたならば、處分も差支ないが、左樣な手續きもなく、直さま暗殺とは、天朝の侍を取扱ふ禮ではない。斯やうな有樣では、勤皇の二字を唱へることすら出來なくなる譯で、寔に遺憾千萬の次第である。』といつてゐるのは、至極の道理である。『宮樣の御令旨』『錦旗』とあつては、疎略な扱ひは出來ぬ。『譬ひ僞物であつて』といふところに、千鈞の重みがある。

西郷に對し、一言の取調もなく、事實の聽糺しもなく、奸臣一枚の舌頭によつて、斷罪をするなども、道理を重んずる西郷にとつては、全く寢耳に水といふべきであつた。かく世の中が闇討時代となつては、玉も石もあつたものではない。

【參考】小河一敏の書簡〔小河一敏傳〕

西郷が三月二十二日下關より東上せる際の手紙、

赦免されたる西郷吉之助

〔前略〕今夜深更、薩州より大島三右衛門〔西郷〕村田新八着に御坐候。二十二日〔三月〕に森山一同に、又々白石家〔下關〕にて面會致候。大島は元と西郷吉之助と云ふて、彼の月照と一同、一旦海に投し候得共、引上られて蘇生したる男にて、偖も斯る勇夫、大膽の人、今の世に可レ有とは思ひ寄らざる程の人に御坐候。平野は西郷が海に入りたる時、同船の人にて、特に交深く候。西郷其後菊池源吾と更名、今又大島三右衛門と改む。森山は前名棠園にて、是枝の手筋にて、小生追々取遣り致居候。是人も中々の勇士にて、しかも才略も見へ申候。村田は先日市來驛にて有馬・田中に附添參り、彼地にても面會の人、三人共皆無二腹藏一申談じ候。大島は格別に指含みたる事件も有レ之委細は何分筆頭に相憚り、極て大事を成す人と奉レ存候。斯る勇士も有れば有るものと感心仕候。しかも猪武者にては無レ之候。〔中略〕二十二日〔三月〕晝後雨止み候て、船裝出來、七ツ過乘船致し候。薩人大島・森山・村田も引續き別船に乘り、上國へ被レ發候。

かかる事情によつて、西郷は久光の怒に觸れ、四月十一日、村田新八とともに、警吏に送られて大阪を退き、鄕地山川港に著して、三十餘日間、此の地に命を待ち、六月、徳之島に送られ、八月更らに、沖永良部島に流さるるに至つた。

久光が、西郷を貶するの理由は、

一　浪人鎭壓を名として京都に出でたるにも關らず、却つて浪人と協同して過激策を謀れる事。

二、年處長け、思慮あるべきにも關らず、徒らに年少者を煽動したる事。

三、久光を京都に擁し、關東への參府を止めんとしたる事。

四、下關に止まるべきの命をも奉ぜず、濫りに大阪に突出したるは、主命を辱しむるものなる事。

の四罪狀であつたが、西郷は果して、久光が數へたる事實を有してゐたのであらか。西郷は自からその寃罪を訴へてゐるが、恐らくは、西郷貶謫の最大理由は、久光の爲さんとするところに、西郷あるを許さなかつた爲めであつたであらう。とはいへ、何等公然の理由書も附せず、一片の羽書を以て島流しとは、西郷を遇するの道を逸するも甚しといふべきである。

【十二】大久保と西郷（一）

大久保の西郷召還運動

此際、西郷の流謫に對し、誰よりも同情し、且つ失望落膽したものは大久保利通であつた。大久保は西郷の爲に、大島出島に關して、最大最善の努力を盡した一人であつた。漸やくその目的が達せられて、共に手を執つて國事に盡すことが出來ると喜んだのも束の間、僅か二ヶ月にも足らぬ中に、又も西郷と袂を訣つべき運命となつた。流石、強氣の大久保も、此時ばかりは、云ひやうのない淋しさに陷いつてゐる。今暫らく、西郷出島後の、大久保との關係を述べ、兩雄親交の一端、及び態度を一瞥しよう。

* * * * *

大久保・西郷の交友は、竹馬の友以來の事であつて、固より一朝一夕の事でない。安政五年〔戊午〕十一月十九日、月照と西郷とが入水するや、少壯勤皇派に、志々目謙吉なる者があつた。彼は齊興の侍醫志々目謙受の子で、父の業を享けて醫を業としてゐた。恐らく父より洩聞したものだと思はれるが、次のやうな祕聞を耳にした。

『元來　齊興公の意志では、月照は種子ヶ島に送り、この島に當分潛伏せしむる方針であつた。そこで西郷に月照を種子ヶ島に送るべく命ぜらるる筈であつたのに、國老新納駿河が君命を矯め、密かに謀議した結果、勝手に日向に送ることに變更し、その旨西郷に下命したものである。之が爲に遂に今回の悲慘事を演出するに至つたのである』

といふのである。志々目は此の祕聞を耳にするや、之は聞き捨にならぬとして、直ちに大久保を訪ふて、事の次第を縷陳した。大久保は之を聞いて赫然憤怒し、新納の甥に當る岩下方平に迫まつて、月照を殺し、西郷を傷つけたるは、正に駿河なりとして、新納の自刄を强調したくらゐであつた。

斯くして西郷が愈々大島に向はんとしたる際には、少壯志士は、極力之を止め、西郷を脫出せしめて、一應肥後の長岡監物に倚らしめ、時機到來を待つて、同志悉く脫藩して、諸藩の有志と結託し、回天の偉業を試みんとする計畫を成したくらゐであつた。常時有志の計畫は、直ちに京都に出でて所司代酒井若狹守を屠り、之と通謀せる九條關白を退け、井伊大老以下幕閣を討滅し、以て勤皇の大旆を翻へし、幕府の大改造を行はふとするにあつた。而して大久保は、實に是等少壯志士の中堅であつた。

西郷が悠然大島に去り、孤島に無聊の日を送くるや、便船ある毎に薩藩及び全國の狀勢を報告したのみならず、衣類調度の末まで氣をつけてやつたのは、實に大久保であつた。彼は當時既に西郷赦免の運動を試み、僚友の爲に、その進路を拓かんことを努めた。

* * * * *

○西（西郷）被二召返一候一條、得と言上、此儀深思召被レ爲レ在候由。

とは、既に安政六年（己未）十二月十九日の日記に、大久保が自記するところである。

久光が『深く思召さるるところあり』とは、如何なる思案なるかを知らないが、後に同志の語るところによつて察するに『西郷は死んだものと幕府に屆けてあるから、之を赦免するには、充分考慮を要する。いよ〳〵大發となつて呼び出すがよい』との意ではなかつたかと察せらるる。

* * * *

當時の薩藩は、齊彬の歿後、安政五年（戊午）十二月、島津忠義（久光長子）が封を繼いで江戸に參覲し、安政六年（己未）二月家茂將軍に謁して、諱の一字を授かつて茂久と改め、聽て歸國したが、當時僅かに二十歳の弱齡であつたので、齊興が政務を見、島津豐後・新納駿河の二國老が、主として藩政の權を握つてゐた。安政六年（己未）九月に、齊興が歿したる後、久光監國の時代となつた。

その翌萬延元年（庚申）二月二十五日に、西郷遺族の貧窮を察して、忠義・久光の思召なりとして、金二十五兩を

下賜された。町田内膳より達せられたる時には、大久保が之を持參して、西郷家に手交してゐる。之に依つて見ても、這間に大久保の奔走あるを見遁し能はぬ。大久保の日記に曰く、

一、二月廿五日〔萬延元年〕御金二拾五兩　菊池源吾〔西郷吉之助〕跡困究の段、被二聞召通一、太守樣〔忠義〕周防樣〔久光〕別段之以二思召一、極内拜領、被二仰付一候段、町田内膳より谷村え相達、直に持參。

記は簡なりと雖も、情は言外に溢れてゐる。

＊　＊　＊　＊　＊

此時忠義は萬延元年〔庚甲〕三月十二日參府の途に上つたが、井伊大老の凶變が、引違ひに達したので、松崎驛より引還して歸麑した。時に藩士の憤激は其極に達し、一擧突出の勢ひとなつたので、大久保は、此時こそ西郷召還の好機なりとし、久光に建言するところがあつたが、事變鎭靜に歸してそのままとなつた。

文久二年〔壬戌〕いよ〳〵久光が大兵を提げて東上することになつたので、大久保は最早や此機を逸しては、再び西郷召還の時來らずとし、百方奔走の結果、西郷はここに初めて赦免の恩命に接するを得たのである。是れ實に、大久保必死の運動によるといはねばならぬ。

西郷が疳癪を起して、揖宿の溫泉に去つた時にも、大久保は大いに之を憂へた。西郷が歸麑するや、大久保は直ちに西郷に面會して、その心情を慰め、且つ曰く、

「今や諸藩の有志は、陸續として京都に集まりつつある。是等の考ふるところは、久光の東上を擁して、大擧

して討幕の軍を起さうとするにある。形勢は太だ切迫して、久光若し畿内に入らんか、一大事變は將に踵を接して起らんとしてゐる。この形勢に善處して、久光の一行を安全にし、浪士の運動を鎭壓するのは、足下を措いて他にない。宜しく足下は先發して、臨機應變の處置を執られたい」と。而して一方には、久光に進言して、西郷先遣を懇請してゐる。久光は之を悦ばぬ事實があり、容易に大久保の説を容れなかつた。

大久保は更らに屈する色なく、切々として西郷の他心なきを辨明もし、公平なるその心境をも縷説し、極力、西郷の爲に辯じて退ぞかなかつたので、流石の久光も、遂に西郷の先發を許容するに到つたのである。是れ實に大久保勸説の力なりといふも過言でない。

【十三】大久保と西郷（二）

兩雄伏見藩邸の會見

抑々大久保が初めて久光に進謁したのは、實に萬延元年「庚申」三月十一日の朝のことで、大久保が三十一歳の春であつた。此の以前、大久保は屢次時局に關する建白を試みてゐるので、初對面とはいへ、久光も既に大久保の人物を知了してゐた。

之より大久保は屢次重富の邸に久光と會見し、出兵問題に關しても緩急の論を鬪はしてゐるが、文久二年〔壬戌〕三月十六日、愈よ久光が出京するや、之に扈從して鹿兒島を出發　同十九日出水、二十一日八代、二十二日川尻、二十三日高瀨、二十四日瀨高、二十五日松崎、二十六日飯塚、二十七日黑崎、二十八日下關に著した。下關において白石正一郎より、諸藩浪士不穩の形勢あるを聞知したので、同三十日先發して瀨戸内海を航し、四月五日の夜、大阪に上陸、翌六日、初めて西鄕に面會し、事情を聽取してゐる。大久保の日記に曰ふ。

四月六日晴〔文久二年〕今日早天御留守居え罷出、四ッ時出帆　伏見え差向候。夜入前伏見え着候。則御假屋え差越候處、彌右衛門〔本田〕其外大島〔西鄕〕森〔森山〕村〔村田〕三士の外出にて、兼春え一宿、四ッ時歸館故、則差越候。彼是京地模樣等、承、別而大機會にて候。且大島え少々議論有レ之候處、一盃振たまり故、先ッ〱安心いたし、及二鷄鳴一候。

西鄕は既に三月二十二日馬關に著し、形勢の急を察して、同二十六日大阪に至り、伏見に入つてゐた。大久保が西鄕と會つたのは、越えて四月六日、伏見藩邸においてであつた。大久保は此時までは、久光の容子は耳にしてゐたが、軈て西鄕再度の流謫を命ぜられようとしてゐるなどとは、夢にも思つてゐなかつた。

*　*　*　*

西鄕は溺死者として、幕府に屆出られてゐる身分であるから、固より公然と往來の出來る身ではなかつた。併し「西鄕來る」の報は、誰れいふとなく四方に知れ渡り、之を聞きつけた諸藩の有志等は、平野國臣を初め、追

追に伏見の薩摩藩邸に訪づれ來るので、留守居役、本田親雄は、幕府を憚り、且つ西郷の身邊を危ぶみ、森山新藏、村田新八と共に、西郷を宇治の萬碧樓に忍ばしめてゐた。

大久保が伏見に著したのは、實に此の時であつた。時局の切迫は、一刻も猶豫ならずと、息せき切つて大久保が來て見ると、留守居役の本田を始め、森山、村田と、西郷は宇治川べりで盃をあげて、風流三昧をきめ込んでゐると聞いたので、大久保は怒るまいことか、

『久光公、兵庫へ著かれたその暇に、一刻のお暇を願つて、天下の大事を告げんと來て見れば、西郷は兎も角も、留守居役まで舟遊とは怪しからぬ。至急要談があるから、西郷を伴つて、直ちに歸邸されよ』

と急使を派して、卽刻伏見邸に歸還を求めてやつた。

『大久保が要用の中を、大急ぎで伏見まで上つたとは、何がな大事が出來したに相違あるまい。さらば直ぐに歸らうではないか』

といふのを、西郷は笑ひながら、

『大久保も宇治まで來れば、一緒にこの風景を眺めながら、酒でも酌んで、四方八方の話も出來るのに、例によつて八ケ間しい男でごわすのウ』

と、流石に悠然たるものであつた。

一同、舟によつて宇治川を下る。水流、矢の如く、月、水に映じ、晩春の微風は、袂に輕ろく、何ともいへぬ

美景であつた。

『何と良い景致ではないか』

と一同嘆稱すると、西郷は、

『水は流るるもの、月は十五夜になれば、圓くなるものでごわす』

と呵々大笑した。

伏見の藩邸に著くと、大久保は苦蟲を嚙み潰したやうな、顏をして待ち構へてゐる。西郷を見るや、大久保先づ口を開いて、

『足下は京攝の間で浪人共を煽てあげてゐるとの事を、久光公が聞かれて、烈火のやうに怒つてゐる。眞倒、そんな莫迦なこともあるまいと思ふが、足下の身邊に關する重大問題だから、事の容子を糺さうと、公の許しを得て、茲まで馳せ附けたところである。一體、事情は如何であるか』

大久保が心配さうに尋ねると、西郷は濟ましたもので、

『予は浪士を誘ひもしなければ、又た嫌ひもせぬ。ただ彼等が無謀の擧を起して、大事を誤まつてはならぬと、今日まで彼等を鎭靜せしめて來た迄の話である。死地の兵は、自から死地に入らねば、制御の出來るものではない。天下の有志は、之を用うる方法の如何によつて、善くもなれば、惡くもなり、成功もすれば、失敗もする。宜しく此機に臨んで、朝權を回復し、幕威を挫き、以て大國是を定むべきでごわす』

時務を知る俊傑の見、卓として群を抜き、確として不動のものがある。

「この間の事情は、本田氏を始め、一座の面々の、皆た御承知のことで、予にしてもし此地を去らば、恐らく無事ではごわすまい』

と應へたので、大久保も初めて實狀を詳びらかにし、翌七日早天、彼は馳せて兵庫に下つた。

大久保の日記に曰く、

四月七日〔文久二年〕今九時分打立、歸帆、天氣宜、格別之景色にて候。八幡え參詣心願を凝し候。尤狐渡りと申處より上陸、橋本え下り、乘舟いたし候。七ッ時分着阪いたし候。今晩卽舟手當いたし、大藏谷之樣、差向候處、順風宜舖候。

四月八日、今日八時分、大藏谷へ着舟、未御著無之、七ッ時分、御着、堀氏〔仲左衛門〕未滯り居候。先え被參候間、段々咄承り、且大島〔西郷〕一條承知故、云々申置、奈良喜士入來、有武士入來云々承、大鐘時分、堀士え島渡逢、否承候處、不分明、卽小松家〔帶刀〕え差越云々、歸懸、堀子行逢、旅宿え同伴云々論じ候。御本陣え罷出候處、既に御引けにて候。

と記してゐる。

* * * * *

大久保が西郷と手を別つた翌日、卽ち四月七日、西郷は田中國保が齎らせる、長州長井雅樂の建白書なるもの

を手にした。それによると、

『久光若し伏見に著しなば、朝廷彼れに停留を命じ、天幕の間を調停しなければ、彼は浪士を擁して大事を起さん。命を賜はらば、我れ自ら久光に應接せん』云々

との意味が明瞭に記されてある。

西郷は之を見て、

『これは唯事でない。親しく久光公に謁して、善後を策せねばならぬ』

と、伊地知は大阪に下ること、本田は京都に上ること、西郷は直ちに久光に進謁すること、各〻部署を定めて急馳した。而して西郷が兵庫に下つた時には、西郷斷罪の事既に決し、久光との面會は愚ろか、身邊の自由すら失はんとしてゐた。

長井の入說、及び長州の進出に關してば、後卷において大いに說くところあるべきが、薩長勢力が正面衝突を演じようとしてゐる此時に、西郷再び流謫の命を蒙むり、又も中央舞臺を去るの運命となつたのは、天命とはいへ、如何にも薩藩の一大損失であり、西郷そのものの爲に、忍ぶに堪えざる悲運であつた。而して斯くとも知らず、尋ね來りし西郷を出で迎へたる、大久保の感や、果して如何。

【十四】 大久保と西郷（三）

大久保撾刺して死せんとす

久光に謁して、大事を語らんとする西郷が、先づ大久保に事の由を告ぐるや、大久保は既に胸中に悲雲をたたへ、西郷の顏をも、碌々見ることが出來ぬ。

『ここは大事を語るところではない。何處ぞ表てへ出ようではないか』

大久保は西郷を誘うて、裏より磯邊に出た。人の影も見えぬ、とある物蔭に西郷を伴ひ、兩雄はここに砂上に對座した。ややあつて、大久保は沈み勝ちに口を開いた。

『予、伏見から歸つて、足下が決して浪士と輕擧する者でないことを、久光公に逐一言上したところが、公の怒りが解けないのみか、予が未だ歸らざる以前に、既に小監察喜入嘉次郎、横目志々目獻吉をして、足輕數人を從へて、足下を捕縛すべく、命令が下されてゐた。拜謁どころか、予も亦た君側を離れねばならなくなるかも知れぬ』

大久保の一言は、西郷の實に意外とするところであつた。大久保は更らに曰く、

『事茲に到れば、多年の大計畫も、全く水泡に歸するの外はない。寔に是非もなき次第ではあるが、足下を出

れなく、繩目の耻に落すことは出來ぬ。予も亦た同樣だ。』

大久保の聲は、更らに沈痛を極める。

『足下もし、此事を聞かば、必らずや自裁するに相違あるまい。予も亦たそれを止めようと思はぬ。今は此世に生きて何をか爲さん。死なば諸共である。豫ねて、生れし時は異なれども、死處は共に枕を並べようと誓つた足下と予とである。足下も決心せよ。共に此場において、耦刺して死なうではないか。』

月光は、蒼白なる大久保の面を照らしてゐる。

『されば予は、足下をこの人なき處に誘つたのだ』

嗚呼、一代の英傑大久保甲東が、親友と共に死せんとするの言は、切々、人の腸を斷つものがある。岸に寄する波の音も、正に咽ぶかに思はれた。

此時、默然として聞いてゐた西郷は、從容として曰く、

『大久保どん、これはおはんの言葉とも覺え申さぬ。西郷が久光公の怒りに觸れ、事ここに至つたとあつては、今更ら是非もござらぬ。左樣な命令を承はつても、おはんの申すやうに、腹は切り申さぬ。たとひ牢獄につながれても、島流しになつても、いかなる憂目を見るとも、心配する程のことはない。そんな事は馴れてゐる。此のくらゐのことで死ぬるの生きるのと騷ぐのは、おはんがまだ苦勞が足らぬと申すものでごわす。忍ぶべからざるを忍び、大事を幾多艱難の末に果す。これが大丈夫といふものだ。二人とも死んで了つて、天下の一大

事を、誰れが背負つて成し遂げるか。大久保どん、おはんと死んだら、國家はどうなると思ふか。殊には御皇室を誰れが背負ひ申すぞ。耻を忍び辱を包むが是れ男兒と申すは、ここの事でごわすぞ。おはんも苦勞が足り申さん。西郷は島へ下る。おはんは身代りになつて、努めよ〳〵』

諄々として說き去り說き來る、西郷の一言一句、流石に幾艱難を經て志老錬し、既に幾度びか死地を踏み來つた人傑の肚裏より出づるところ、正に千鈞の重もみがある。世上此際における兩雄を論ずる者、往々對等に比擬し來るけれども、西郷の大久保に對するや、親の子におけるが如く、師の弟子におけるが如く、温言を以て後進を誘め導びくの感がある。

此間の見聞は、當時此事に直接したる本田親雄（男爵）が、明治三十一年の正月に、自から記して、之を稅所篤子爵に與へた一文に詳びらかである。依つて之を左に錄する。

本田親雄の稅所篤に贈れる文（明治三十一年一月十九日）

文久二年の春の頃、予は伏見の薩邸に在りて、島津久光公の近き間に登り着せ給ふ用意、樣々に忙はしかりけり。（公此時和泉と稱し給ひけるが、諸國の有志浪人なる者、夥しく京伏見に集ひ來て、之を待つ）

公は去年來、藩内に布告して、我三州（薩隅日）を擲ち擧て　朝廷の御爲に力を盡さむものと、時の幕府をも聊か憚る色なく、公然たる訓令を發し給ひし程に、之を傳へ聞く諸藩の有志は、勤王の志を果せるは此時此人な

りと雀躍憤起して、公の上京を今や遲しと、指を屈して待つものの如し。京・伏見の藩邸來りて、泉州公の擧動を探り、意志を尋るなど其狀今にも討幕の一擧になりぬらんかと、騷ぎひしめくさま（事くだ〳〵しければ略しぬ。）筆紙にも盡しがたき、すさまじき光景なりけり。此時公には、同じく三月十六日に、鹿兒島を立せ給ひ、播州室津に着かせ給ふと聞折しも、南洲翁は（西鄕隆盛）森山新藏、村田新八の兩士を伴ひて、我伏見邸に來訪あり。大島より召歸し給ひぬとは聞しかど、何の音信もなかりし頃なれば、俄に顏見合せて何と言ひ出る言葉も忘れて、まづ無事を祝し、時世の樣など打語ふ。此時堀二郎（伊地知貞馨）も江戶より來りて爰にありけり。翁は姓名を大島三右衞門と變稱して、幕府の嫌疑を避け、外邊に出るにも、深笠を冠りたりき。翁の此邸に來りし事を探り知りてや、平野二郎（筑前藩士）訪ひ來りて、談深更に及ぶ。あとの日も他藩の輩、尋來りなどするを避んとて、文珠といへる旅店の奧まりたる座敷に在りて、翁と人々と終日終夜、語りくらせしも、爰もまた薩摩の人々泊りなどして、翁のいとはしき事のみ多かれば、去りて宇治の里あたりに物せんとて、打列れ立て萬碧樓に登り、朝日山に對ひ、淸流に臨みて酒くみかわしつつ、浮世の外なりけりと、翁はいとよろこびて、今宵は爰に宿りぬべしと定め、初夜にも成ぬる頃しも、使の者參りて、伏見より御文の候とて、さし出したるを見れば、甲東兄（大久保利通）の急報にて、公駕、兵庫に停り給ふ隙に、寸暇を給りて、要用を告んものと、伏見邸に來て見れば、本田は如何なる事ぞや、かかる世の中に、西鄕など打列れ立て、宇治の川逍遙物したりとは、實に驚きたる振舞かな、速に歸り給へ云々とあり、沈着愼重なる甲東ぬしが、君側を離れて爰まで馳せ

登りたるは、至急至要の事こそあらめ、急ぎ歸りなんと、人々ひしめきぬ。翁は、大久保爰に來りなば、共に美景をもながめて、杯酒の間に物語りもすべきものを、例のやかましき男かなと戯れたり。爰より歩みゆかんも程遠しなど人々いふ。船により河を下りなば、如何に早からん、宇治の柴舟に打のりて、清流に棹さすもよかるべしと、漕出ぬれば、四月初頃の月影さし登りて、波の上に浮べる景色は、所がら面白く、舟は矢を射る如く早し。此趣は得がたき佳境になんといへば、翁は打笑ひて、河水は流るるもの、月は望になれば圓くなるものよ、何のめつらしき事やはあると、ねぢけさまに答らるるもおかし。

邸に歸り着ぬれば、甲東兄とくより待かねて、先づ翁にむかひ問を起し、君は京攝の間に奔走して、諸浪士どもを語らひ、みち引て煽動し云々と、聞し召給ひて、公の憤り給ふ處となりぬ。さる事のあるべき謂れなしとはおもへど、如何にも此上なき大事件なれば、此事の顛末を糺し、かつは京攝の現狀をも見むものと、公の許可を得て、急ぎ爰まで來れる也。冀は洩るるくまなく、浪士の情況と、君が執る處の方針を聞んと、至情面に顯れ、意氣共に切なり。翁は答るに、下ノ關より大阪、伏見等に至るまで、諸浪士の意志、その裏面に伏する形勢を、縷々數千言演べ盡して、又餘蘊なきものの如し。而して、容を改めて曰く、予は浪士を誘ひもせず、又嫌ひもせず、只彼等、無謀之擧に出で、却つて大事を誤るを恐るるが故に、今日まで彼等を說き鎭靜せるをむねとせしは、一座の諸君皆知る處にして、我が任ずる處也。我一度、足を擧て此の地を去らば、恐らくは無事を保ち難かるべし云々。爰において、甲東の深憂疑團も氷解して、互に時事を談じける中に、早曙光の東天

にほのめく頃しも、又急に走りて兵庫をさして馳せ下りぬ。

　此意想外なる南洲と甲東の問答の、眞に驚天動地（きやうてんどうち）禍線（くわせん）の曳く處とは、後にぞおもひ合せらる。

其翌日になりて、京なる田中國保か許より、飛翰（ひかん）來る中に、長井雅樂（ながゐうた）（長州毛利家の家老）なる者より、朝廷に建白せる草案あり。大意は世の浪士、不逞の徒等、勤王攘夷を名として、討幕の策を內議し、天幕の間を妨け、機に乘じて自己の慾を逞うせんとする者にして、決して近づく可らず。就中攘夷の策は、幕府に於て深謀あり、大藩巨族に命じて、必ず爲す處あり、又西洋各國は大砲巨艦の利器ありて、今日の日本、十を以てするも敵すべからず。其軍艦數千艘あり。日本の環海に木の葉の浮ぶが如く來り圍むこと、半年乃至一年ならば、海路全く交通を絕て、帝都も、江戶も一歩動く事、叶ひ難かるべし。又幕府の深謀をも不レ知、浪士等薩藩士と結び、島津和泉を擁して、既に上京近きに在りと傳ふ。若し伏見へ着せば、速に島津を停め、而して天幕の間を調和なさざれば、禁廷の御大事を釀さん。島津に御示諭の事は、命を受けなば、長井躬ら當らん云々。此建白や、密に堂上、公卿の間に說き廻りて、稍同意を感ずる方々もありとの說ありし。翁の之を聞くや、是實に輕々看過すべきにあらず。我れ大久保と談じたる末、爰に留ると雖、此事至重の關係あり、我れ此建白を携て、公に謁して深く說破する處あらんとす。堀は是より大坂に下り云々すべし。本田は京都に登り、田中と談じて云々すべしと部署を定め、各東西に袂を分てり。却說、予は翁の示すが如く、京師に至り、更に大坂に下りて、公の旅館に伺候す。（郵吏の舊例也）卽時甲東の旅寓（りよぐう）を訪ふて、西郷翁の馳せ下りし所謂をいふに、主人竊に答へ告

げて曰く、夫れは其事也。過ぎし夜、兵庫なる公の御旅館に西郷來りて、長井建白の事に付、拜謁の爲に參上せりと、其趣意は云々也と說き終るを待たず、予「甲東」は此處大事を談ずるを得ず、外と部に出でんと兩人は月夜濱邊の人遠き物蔭の砂上に對座して、甲東伏見より歸り、兄「南洲」が浪士鎭撫の始末、其心事のある處を詳に公に言上せしも、公の震怒の意志飜すべくも見へず、甲東の歸らざる前、既に小監察喜入某に、足輕數人を附して、兄を、捕縛の命は降りたりと聞く。拜謁の願はさて置きつ、かかる境遇に落入たれば、予も君側を退けらるるの狀況あり、多年盡瘁せし大計畫も、爰に至ては畫餅水泡に歸せしは是非もなし、之れ天命也。顧ふに、兄謂れなく奸吏の手に捕縛せらるべきにあらず、必定自裁して死するなるべし。予は之を止むる者にあらず、予も今は此世に生きて何かせむ、只死あるのみ。死せば必ず兄と共に耦刺へて死せん。これ我志なり。志既に決せり。故に此の無人の處に伴ひし也。と告ぐ。南洲聞終りて、從容として對へけらく、此は大久保の言とも覺へぬものかな、公の激怒と君側の形勢、如レ此に至りしは、今更是非もなし。予は君が想ふ如く、自裁處決するものに非ず、縱令縲絏の辱めに逢ひ、如何なる憂目を見るとも、忍んで命に從ひ、大計の前途を見んと期する者也。君も亦、如此なるべし。若し今にして、吾等二人とも耦刺して死せば、天下の大事去らん。かくまでに推し進み來れる例の畫策は、誰か之を繼紹すべき。男兒、忍耐事に當るは、此時ならずや。吾人二人なくしては、皇室を如何んかすべき。國家を如何んかすべき。辱を忍び、事に耐るは、只此時也。勉むべし々々々々と、懇ろに說くを聞て、予も深く此言を信じ、決心を飜せりと。

兩雄は天下の大事を、其雙肩に擔ひて、深く自ら任したる、志意の高尙にして、氣宇宏廓なる、大謀偉略、眞に廟廊の器にして、人中の龍とも稱すべし。兩雄の死地に就くと、活路に出しとは、我帝業中興の存亡に無二の一大關門たりし事を思へば、此一刹那の死活・其機は間髮を容れず。此時・若し甲東の一言・南洲同意せば奈何。爰に兩雄を世に生かせしは、是れ天の王室を助け、帝國を興すの賜にあらずや。眞に我皇祖皇考の神靈、冥助を垂給ひしものに非らずして何ぞや。

語り畢て、歎息一聲、此事たる眞に祕中の祕なり。言もし、外に漏れなば、萬事休すべし。前後の事情を洞察して、深く心に納め置給へと、云々物語りして別れたり。（此一言、予心に銘じて、明治十一年大久保侯の薨するまで口に登せざりし）去程に、南洲翁は如何にして、いづこにありやと種々探る中に、安治川口にありとの事に、數百艘繫ぎたる小舟どもを、さがし求るに、夜初更に至りて、求得て飛入り見れば、翁は舟中に平坐し居たり。村田・森山も側に在り。如何にや々々々々と安否を尋しに、翁は、勤王道樂のなれの果也と、呵々と大口開ひて笑ふ。與力兒玉某、足輕召列れて添居たり。やがて、加藤十兵衞尋ね來れり。甲東また來れり。暫くして、奈良原喜左衞門・海江田武次來り、監守の任を命ぜられたりといふ。かく人々集ひたれば、小舟の中、所せくまでこみ合ひ、兒玉を諭して、大川を出帆までの間、陸に上り、とある離れの亭を借りて、人々終夜・物語りぬ。夜もしら／＼と曙ならんとする頃、甲東も去り、予もまた伏見にと別れて歸りぬ。翁の舟出はいつなりしかまた何かたに、如何なる處置になりしや、おぼつかなきかぎりなれど、得知らず。

けさしも、わが草庵を訪らひ給ひて、三十餘年前のむかし語りの、ゆくりなくも南洲、甲東の事にはなし移りてけるを、世の中の塵打拂ふは、物忘るゝにぞよき心構へなれと、おもひしものを、かゝる事跡は世に知る人もなし。こればかりは忘れたくもなし、いざやそのありしまゝ、聞しまゝの光景を、筆に染めて置ねかし。明日は泉州に歸らむとおもふ程に、けふの中に記し給へやといふに、やをらわれも忘れぬうちに、燈をかかげて書つゝりておくる。

明治三十一年一月十九日夜　　楳塘叟（本田男爵）

鵬北老臺（税所子爵）
研北

呉竹の世にもまれなる一ふしの
むかしかたりを君わすれめや

【十五】勤皇道樂のなれの果

大久保は沈毅にして、苟くも事を決せざるの人である。その大久保が、西郷と耦刺せんとまで決心したのは、よく〳〵のことと思はねばならぬ。併も之に對する西郷の態度は、大悟徹底、その言葉は神韻を傳ふるの感があ

る。大久保の人傑たる、西郷の天品たる、兩者風格の相違は、かかる一大事の際會において、最もよく現はれてゐる。

大久保が四月九日〔文久二年〕の日記に

○四月九日　今日御供、六ッ前出勤、六ッ半時分御立、七ッ時分兵庫へ御着、大島〔西郷〕風と參り云々。心中中々難ㇾ堪候。尤森〔森山〕・村〔村田〕等も參、有村〔海江田〕宿へ參居候。篤と申含候處、從容として許諾、拙子も既に決斷を申入候。何分右の通にて、安心にて無二此上一、則御前へ相伺候處、奈良・海江、拙子大阪の樣、廻舟可ㇾ致御沙汰にて候。今晩、舟都合致候得共、順風不ㇾ宜、出帆不二相叶一、拙者旅宿へ一宿。

と記されてゐるのは、兩雄耦刺談當日の日記である。『心中中々難ㇾ堪』の一語、簡なりといへども、千萬無量の意を藏してゐる。

*　　*　　*　　*

久光から西郷捕縛の命令を奉じた、横目志々目獻吉等は、直ちに大阪に來り、西郷に逢つて、藩命を傳達した。西郷は更らに動ずる氣色もなく、

『藩命の趣むき、慥(しか)と承(うけ)たまはり申した。いざ繩打たれよ』

と、泰然自若、從容として膝を正した。その有樣を見た志々目等は、西郷の威容に心を打たれ、手を下すことが出來ぬ。さもあるべし。一は曠世の英雄が大徹(たいてつ)の悟境(ごきやう)、微風(びふう)も裳(すそ)を拂ひ得ざる、磐石(ばんじやく)の姿、不淨役人の手にお

へるものでない。

已むなくそのまま兵庫まで送り來つた。西郷は、同罪の命を受けた森山新藏、村田新八の兩人を伴うて下つた。

其夜は大久保の旅宿に一宿し、翌四月十日、大久保・奈良原・海江田の三士に護られ、與力兒玉等が警戒の下に大阪に還り、舟を安治川口に留め、舟中に謹愼した。

伏見留守居役の本田親雄は、西郷の大事を聞き知り、西郷を舟中に求め、漸やく面唔するや、

『如何されしや』

と、聲もおろ〳〵に尋ねた。

その時、西郷は嫣然として、

『勤皇道樂のなれの果でごわす』

と、呵々大笑した。

『勤皇道樂のなれの果』とは、何たる名言ぞ。

世に所謂る愛國者・憂國家は多い。併しながらその中には、國家を論じ、時勢を憂うるを以て、一種の職業と心得る輩を尠なしとせぬ。甚だしきは政治家と稱し、有志家と稱し、大厦高樓に嘯ぶき、安逸を貪ぼるものすらある。斯の如きは、愛國・憂國を賣物にする徒輩に過ぎない。眞に君國の爲に、一日も志業を廢せざる眞の人傑は、必らずや、西郷の如く、千里絕えざるの悲風裏に、衣手の破ぶるるを辭し難き筈。

人々は西郷の爲に、その悲運を嘆ずるが、西郷においては、その悲運が勤皇家の本色と觀じてゐた。

＊　＊　＊　＊　＊

四月十日は、滿山の紅ゐを洗ふの大雨、その夜、直ちに出帆の命であつたが、船の準備が整はぬので、一夜を河口に留船し、翌四月十一日午前十時、名殘なく霽れたる雨後の快晴に乘じ、西郷一行三人を乘せたる、薩船天祐丸は、キリ〱と白帆を捲き上げ、碇をあげて安治川口を出帆した。大久保は、奈良原・海江田と共に、河口に立つて、出で行く船を送つた。

船の名は天祐丸と名づけしが、西郷にとつて、何の天祐ぞ。

＊　＊　＊　＊　＊

大久保は、西郷出帆の趣きを、小松帶刀に屆出で、自からは、謹愼の意を表したが、許されて久光に扈從した。茲に一考を要すべきは、西郷と大久保との問答の中に『一大事の遂行』とある言葉の意義である。大久保が死を決したるも、この『一大事』が水泡に歸すると思つたからであり、西郷が、大久保の死を留めたのも、亦たこの『一大事』貫徹の爲であつた。然らば、兩雄が死生を賭するほどの『一大事』とは、果して何事を含むものであらう乎。

久光東上の表面の意志が、兩雄の所謂る『一大事』であるならば、何も一代の英雄が、死なねばならぬほどの事ではない。大久保一人の力量で、如何やうにも左右出來る。禍ひを轉じて福とするにも、差して心配をする

に當らぬ。

さらばその『一大事』とは、別に存するか。惟ふに大久保と西郷とは、鹿兒島出發前、既に深く默契するところがあつたのではない乎。此事は、兩雄のみの知るところであり、兩雄のみの方寸に在るところであり、他人の得て窺知し得ざる、祕中の祕ではなかつた乎。

大凡その前後の關係より察する時は、久光の出京は、表面公武間の周旋として置き、兩雄の策するところは、一旦兵力を京都に集中し、徐むろに諸藩の聯合を謀り、充分に大勢の赴むくところを察し、大機一たび熟し、萬策成るの曉を期し、一擧勤皇の大軍を起すの計畫ではなかつたらう乎。

前に西郷あり、後ろに大久保あり。一は大勇、一は剛毅、よく氣合に乘ずるに非らざれば、この大八車は動かせぬ。這間の祕策は、久光の知らざるところ、僚友の關せざるところ、唯だ兩雄傳心の腹藝であつたとすれば、西郷を失うは、大久保の失神するところ、かくて大久保が『大事去る』とまで悲叫したのも、故ありと觀ぜらるるではないか。

何等文献の存するなく、濫りに推測を許さないとはいへ、兩雄耦刺の瀨戸際まで落ちたのは、公武周旋のやうな、生温るいことでは解せられぬ、大きな謎である。此事、大久保も語らず、西郷も語らず、天空に浮ぶ白雲のやうに消え去つてゐるが、箇中の消息は、蓋し皇國の運命を左右する底の、大快事の企劃でなければならぬ。

去るに臨んで發したる西郷の、

『勤皇道樂のなれの果』

の一言が、眞に千萬無量の深意を湛へてゐるではない乎。

第三章　徳之島・沖永良部島へ流謫【第二回流謫】

【自文久二年六月十日・至元治元年二月二十三日】

【一】先づ徳之島へ差遣

西郷は明らかに、流離顛沛の途上にあつた。大島流謫の三年間の生活で、彼れは既に味ふべきだけの苦痛を味はひ、養ふべきだけの修養をした。二度の島流しとは、思ひも設けざるところであつた。流石の西郷も大いに失望もし、落膽もした。又たそれだけ覺悟もした。大島流謫の時は、爲朝が九州落をして、遥かに中原の風雲を望むの氣概もあつたが、今度といふ今度は、二度と島を出でまいと決心した。島中の鬼と化する覺悟をしたくらゐであつた。

文久二年〔壬戌〕四月十一日、西郷等を乘せたる天祐丸は、大阪河口を發して、同十六日、薩摩に著し、山川港に滯船した。藩廳は暫らく西郷等の上陸を許さず、船中に滯留せしめた。

西郷等が山川港に入港したとの報が傳はるや、弟吉次郎を初め、椎原權兵衛、有川十右衛門、西郷の從僕熊吉等は、早速西郷を出迎へたが、警戒嚴重にして、會見を許されなかつた。元來、山川の藩吏、肥後某は、夙に西

鄉に私淑してゐた人物であつたから、彼等の爲に大いに便宜を計る心算であつたが、重罪人として送還されたことであるから、船中の警戒が嚴重で、如何とも手の盡しやうがなかつた。或ひは肥後氏の手配であつたかも知れぬが、西鄉が港內に舟を浮べて、釣り糸を垂れてゐるところに、此方も舟を出して、互に顏を見合はせたこともあつたが、聲を掛けることは出來なかつたといふ。

折から鹿兒島から急使が來て、西鄉の老祖母、四本氏の死去を報じて來たので、初めて西鄉の上陸を許され、一同と會見することが出來た。

*　*　*　*　*

元來、何故にかく西鄉等を山川港に滯留せしめたかといふに、西鄉流罪の報を得た薩藩士中には、大いに之を憤慨するものがあり、或ひは西鄉奪取の虞れも、無きにしもあらざる狀態であつたので、此間の動搖を氣遣つた結果であつた。固より西鄉斷罪のことが知れ渡るや、京攝の間においても夙くも問題を生じ、薩藩の伊牟田尚平、筑前の平野國臣等は、折しも大藏谷に宿してゐた、筑前藩主黑田長溥に進言して、西鄉赦免の運動を爲さしめようとする事件が起るといふ有樣であつたから、國元において西鄉奪取の火の手が揚るのも當然であつた。

久光上國の後、薩藩留守居の家老は、喜入攝津であつたが、藩邸有司の中にも、西鄉崇拜者があり、島津左衞門を初め、在野有志は、多く西鄉の人格に傾倒してゐる者が多かつたので、俄かに流罪を決することは、却つて國狀を混亂せしむるものとして、暫くは斷罪を遷延したものと思はれた。

斯くて西郷等は、月餘に亙つて山川港に滯留してゐたが、やつと六月（文久二年）になつて、西郷を德之島へ村田を鬼界ケ島へ渡航せしむることになつた。此の時までは、流刑といふことではなく、罪名も何も附せずに、ただ德之島へ差し遣はさるといふ命令であつた。何故に斯くの如く、不明瞭な差遣なぞといふ生溫るい手段を執つたかといふに、それは全く、流罪なぞと明瞭な罪名を附した日には、藩內有志の反撥蹶起となるかも解らぬ形勢であつたからである。之によつて見ても、西郷が如何に一藩の重きを爲し、有志の推戴するところとなつてゐたかが察せられる。

* * * * *

西郷は愈々六月初めに、德之島に向つて山川港を出帆し、村田も共に同船したが、單り森山新藏のみは、何等罪名の言ひ渡しがなかつたので、彼は自分のみは、必らずや死罪に處せらるるに相違ないと信じ、西郷の留むるをも聞かず、山川滯船中において、刄に伏して死んだ。享年四十二歲であつた。

生き延てなににかはせん深草の
　露と消にし人を思ふに

是れ彼が殘したる辭世の一首であつた。

『露と消にし人』とは、誰れあらう、彼の長子、森山新五左衛門のことで、新五左衛門は僅かに二十歲の少壯を以て、彼の寺田屋騷動に自刄したのであつた。此報一度び山川港に達するや、新藏は心中甚だ之を慨いてゐ

たが、山川滯船中において、彼も亦たその跡を追うたのである。

後年、西郷が、森山の爲に書したる一文に、

性質義烈にして、人の患難を見ては、自ら蹈込て、是を救ひ、或は困窮の者を救ひ恤み、相助け候儀、不レ少候。

藩命を受け、長州下の關に出張いたし居候處、西郷吉之助等と相會し、大阪表え共に出張致し、其後連坐の刑に被レ處、一緒に國元え被二差下一候處、薩摩國山川港え滯船中、素志遂ぐる能はざるを憤り、自刃いたし候。

と記してゐる。以て森山の人と爲りを知るべく、西郷の友誼に篤きを察すべきである。

【參考】　森山新藏父子　〔略傳〕

【森山新藏】　は鹿兒島藩士で、揖宿郡山川港の人である。夙に勤皇の志士と交はり、有志中では年長者であつた。棠園は其號である。大久保・海江田等四十九人の同志が、脫出を企て義軍を京都に擧げようとした時、鹿兒島灣から船で海路東上する計畫を爲したが、同志中の富豪であつた森山の斡旋で、鰹船二隻を買ひ求め、又た森山の推薦で藥種商の子田中新兵衞を船長にした。事は實行に至らなかつたが、彼れ資性義烈にして、好んで他の難に赴むき、且つよく貧を恤れんだ。文久二年、西郷・村田と共に下關に出で京都に進み、遂に罪せられて山川港滯船中に、自刃したことは本文に明らかである。明治廿四年十二月十七日、特旨を以て從四位を贈られ、靖國神社に合祀された。享年四十二歲。

【森山新五左衞門】　は、永治と稱し、新藏の長子である。軀幹肥大、容姿優美、音吐朗爽、一見偉丈夫たるを思はしめ

た。文久二年四月、城下の士、坂本彦右衛門、山本四郎、指宿三次、谷山郷士の大脇仲左衛門と、潜かに脱藩して大阪に到り、有志と伏見寺田屋に潜居して、將に大事を擧げんとした際、奈良原等藩命を傳へて鎭靜せんとし、茲に寺田屋事變なるものを起した。難に死するもの、有馬新七正義〔三八〕、柴山愛次郎道隆〔二七〕、橋口壯助兼三〔二三〕、橋口傳藏兼備〔三二〕弟子丸龍助方行〔二五〕、西田直五郎正基〔二五〕、道島五郎兵衛、田中謙助盛明〔三五〕、森山新五左衛門永治〔二〇〕以上の九人で、新五左衛門は最年少者であつた。變が起つた時、新五左衛門は厠に行かうとしてゐたが、有馬新七が奈良原喜八郎と斬結んでゐる刄音を聞いて、直ちに引返し、短刀を拔いて奮戰したが、身に數創を負うて階下に倒れた。柴山龍五郎が、森山の死骸に引掛り、氣息を窺ふと、既に呼吸が絶へてゐる。一同、死んだものと思つてゐたところが、後に至つて蘇生し、事變の翌日、卽ち文久二年四月二十四日、主命に背むくの科に依つて、伏見の藩邸に於て切腹を命ぜられた。新五左衛門は、卽ち流血を洗ひ、心身を清め遙かに皇城を拜して、從容として死に就いた。介錯は、仁禮平助であつた。遺骸は卽日之れを伏見の大黒寺に葬り、法諡して『不斷院夏山良勇居士』と謂ふ。父、新藏と共に明治二十四年十二月十七日、特旨を以て從四位を贈られた。新藏は新五左衛門の人となりを愛し、その前途を囑望してゐたが、寺田屋の變を聞いて、失望する事甚しく、自刄してその跡を追うた。父子共に非業の死を遂ぐ。君國の爲めとはいへ、眞に悲しむべきである。後年父と共に靖國神社に合祀された。以て安んずべきである。

【三】德之島に於ける西郷（一）

【自文久二年六月・至同八月】

かくて村田新八は、鬼界ヶ島へ送られ、西郷は德之島に送られた。西郷を乘せたる船は、六月十日〔文久二年〕德之島に著し、灣屋港に入港した。西郷は直ちに下船して、同港の灣直道といふ者の家に投宿した。

茲に於て德之島間切横目の役人琉仲爲なる者が、西郷を出で迎へ、直道の家に來つて、西郷來島の理由を糺問した。西郷は悠然として、

『遠島人でごわす』

と答へた。仲爲は、熟ら西郷の相貌を視てゐたが、その躰軀の巨大なるは勿論、態度・言語・容姿といひ、早くも尋常一樣の罪囚でないことを察知したので、彼は西郷に勸めて、居村、岡前村に來られんことを勸說した。西郷も亦た快よく之を諾し、著島後、一週間あまりの後、仲爲の周旋によつて、岡前村に移り、松田勝傳なる者の家に寓することになつた。西郷が岡前村に轉居したのは、六月十七日のことであつた。

此の琉仲爲なる人は、頗ぶる情義ある島役人で、西郷を岡前村に移らしむるや、その子仲祐なる少年を傍らに侍せしめて、何くれと世話を爲さしめ、不自由なからんことを配慮した。

「先生御退屈の折に、是非その子に讀書をお授け下され」と殊勝な願ひに、西郷も喜んで之を諾なひ、日夕折を見ては、童子を前にして經書などを講じたといふ。爾來、琉氏との交友も親しく、僅かに二ケ月半の滯島であつたけれども、相得て親善であつた。

西郷が愈々沖永良部島に流謫の命を受け、出船したる際には、途上井の川村より、一書を裁して、仲爲の厚情を謝してゐる。

琉仲爲に贈るの書（文久二年閏八月十一日）

度々御懇札辱拜誦いたし、いまだ御全快も無レ之候由、時分柄御愛養可レ被レ成候。隨而野生にも、無レ異滯舟にて消光いたし居間、乍レ憚御安慮可レ被レ下候。陳者、子供等歸島に付ては、色々御心配被ニ成下一、御厚禮申上候。仲祐にも召歸度山々相考候得共、在番より止置候様承事にて、夫故召置、是迄御心配被ニ成下一候御禮儀さへも出來不レ申位、殘情此事に御座候。いづれ沖永良部島へ罷在候共、御書狀迚も相調申間敷候間、何卒右等之處は、御海容可レ被レ下候。此度任ニ幸便一、荒々御禮迄。如レ此御座候。以上。

又八月十一日　　吉之助

仲爲様

追啓。態々五郎御遣、御厚志之段、深く御禮申上候。御令閨様へも宜、御鶴聲御願申上候。

文面によつて、仲爲の厚情を察すべきである。

更らに翌文久三年（癸亥）六月、沖永良部島にありて、西鄕は便船に託して、一書を仲爲に贈り、在島中の厚意に對し、深く謝意を表してゐる。

琉仲爲に贈るの書（文久三年六月二日）

暑氣甚敷御座候得共、彌以御壯健可レ被レ成、御勤務珍重奉レ存候。隨而野生にも、無レ異獄中に消光仕申候間、乍レ憚御放念可レ被レ下候。然れば其元へ罷在候時分は、御一同樣、別而御叮嚀被二成下一、別而忝次第　一筆御禮答可二申上一、山々相考居候得共、御案內之通、外出不二相成一事にて、便宜不レ得、卒敷罷在候處、此度禎用喜衆より御狀被レ下、幸の事に而、是迄の御禮、乍二延引一、荒々申上候事に御座候。將又大島よりも書狀參候處、豚子抔（大島の妻子を謂ふ）歸島の節は、御土產等、過分被二成下一候由。細々申來、重疊御親切之次第、御厚禮申上候。此旨荒々如レ此御座候。恐々謹言。

六月二日（文久三年）　　大島吉之助

仲爲樣

追啓。御賢息樣へ、今度別啓不レ仕候間、宜敷御鶴聲奉レ希候。滯島之節は、御芳志不レ淺次第、忘却不レ仕段宜敷御傳聞可レ被レ下候。

仲爲の友情も左ることながら、一島人一少童の親切にも、必らず之に報じ、之を忘ぜざる西郷の至情、零墨の端にも讀まるるのである。西郷が世上往々見るが如き、粗製濫造の英雄でなかつたことを知るべきである。

* * * *

徳之島に滯在中の西郷は、未だ罪名が決してゐるのではないから、獄中生活といふのではない。遠島人として謹愼後命を竢つといふのであるから、西郷は終日家にあつて書を讀み、偶ゝ書に倦むの時は、山に登つて薪を取り、海に出でて釣綸を垂れ、精神を養ひ、勞役に服した。

島人は最初、西郷の姿を見た時、偉い大きな人が來たとは感じてゐたが、西郷が果して如何なる人物なるかは全く關知しなかつた。然るに偶ゝ同島代官附役の中原萬二郎が、西郷と會して、極めて慇懃に挨拶をしたのを目撃して、初めて『この人は偉い人だ』と感ずるに到つたといふ。

元來、島役人は、下民に對して頗る威張つたものであるが、當時は貴賤上下の區別が、八ケ釜しく、途中で島役人に出遭へば、誰彼の別なく、島民は地上に平伏したものであつた。殊に代官の威光と來ては、大したもので土下座は愚ろか、代官の顏を仰ぎ見ることすら出來なかつたくらゐであつた。

然るに西郷の一度び徳之島に來るや、その相貌の魁偉なるに似ず、島民に對して、極めて謙遜であり、鄭重であり、親切であり、温和であり、如何に微賤の者にも、頭を下げて挨拶するといふ風であつたので、島の老若男女を擧げ、悉く西郷の徳望に服するに至つた。併し西郷が如何なる人であるかは、誰れも知る者がなつた。

或る一日、炎天赫日、凌ぐに由なく思はれた日、西郷は、會〻樹蔭に來つて、涼を納れて憩うてゐた。すると島吏中原が、ふと通りかかつた。西郷は目敏くも之を見つけ、手をあげて招きながら、

『萬二郎ではないか、何しに來た』

と低聲に呼び止めた。

中原は西郷の在るに氣付き、軈てその前に來つて拜伏し、慇懃に會釋した。此の狀態を見聞してゐた、傍らの島民等が、あの恐ろしい役人が、あれほど平伏するのだから、これは餘程の偉い人であらうと、誰れ彼れ聞き傳へて、初めて西郷の常人にあらざるを噂さし合つたといふことである。

【三】德之島に於ける西郷（二）

老婆子・西郷を訓戒す

西郷の宿所であつた、岡前村松田勝傳の家に、一人の老婆があつた。固より目に一丁字なく、世狀の變遷なぞ知るべくもなかつた。好日、椽に出でて猫と戯むれ、雨日、爐に倚つて眠むるのみ。

或日のこと、西郷に向ひ、

『お前さんは遠島人だと申すが、初めて此島に來られましたか』

と尋ねた。

西郷は、頭を搔きながら、

『德之島は初めてでごわすが、最初は大島に三年ほど、流され申し、今度で二度目でごわす』

有のままを語る。

すると老婆は呆れた顏をして、

『何？　二度目だと云はつしやるか。大概の遠島人は一度で改心するもので、二度も三度も流さるるのは、昔から聞いたことがない。私はお前さんを見るのが始めてだ。お前さんは、何といふ怠け者だらう』

これには、流石の西郷も答ふる術がなかつた。

すると老婆は更ら語を繼いで曰く、

『今度こそは改心さつしやれよ。そして眞人間になつて、正直に働らき、もうは遠島になんぞならぬやうに、お上にお赦しを願はつしやれ。家には女房子もあるであらうに、何といふ怠け者であらう』

と懇々として訓戒を與へた。

何も事情を知らぬとはいへ、眞情流露した婆さんの一言一句には、後に維新の元勳、近世の偉人といはれるほどの西郷隆盛も、思はず頭を下げ、

『以後は氣をつけ申す』

と謝まるの外はなかつた。

後に沖永良部島に在るの日、西郷は此時の事を、島司土持政照に物語り、

『あの婆さんに叱られた時は、穴へでも這入りたい氣でごわした』

と赧然たること、焉を久しうしたといふ。

一方、此のお婆さんは、明治の聖代まで生き永らへてゐたが、あの時の遠島人が、陸軍大將、近衞統督、參議の顯職にある、西郷南洲翁であると聞いて、

『そんな偉いお方とは知らず、ただの遠島人だと思ひ、異見をしたのであるが、それと知つたならば、あんな事は申さなかつたのに……』

とひどく慚ぢ入つたといふことである。

知らざるの一言、聞く人の腸を刺す。恥づべきはただ西郷においてのみ。

*　*　*　*　*

德之島では、今一人、お婆さんと西郷との逸語が殘つてゐる。

德之島の西郷の宿から、十四五町も離れたところに、大城岳といふ山がある。相當の高山で、慶長年間、按司の城廓があつた跡だと傳へてゐる。按司といふは琉球の貴族の名で、各部落を統轄してゐたものである。今日もなほその城廓の跡が殘存してゐるといふ。

西郷は或る一日、ふとこの山に登つた。何の爲であつたかは知らぬが、その歸り路に、薪を取つてそれを帶で結び、よつこらしよと肩に擔いで、山から下つて來た。とある路傍まで來て、肩の薪を下ろし、一ぷくつけてゐるところへ、一人の老婆が通りかかつた。

とんと見かけぬ大男に、思はぬ山道で、出遭つたので、恠しみながら、老婆は西郷に向つて、

『お前さんは、一體誰れだの』

と尋ねた。西郷は何氣なく、

『おいは遠島人でごわす』

と率直に答へた。

すると老婆は、つく〴〵と西郷の姿を見、顏をながめ入つてゐたが、軈て寂し氣に、

『ほう。お前さんも遠島人でござんしたか。實は私もその遠島人の子でござんす。今まお前さんの苦勞なさるその姿を見て、つい昔の父の姿を思ひ出し申した』

老の眼には、早やも涙の露を催ほしてゐる。

『そのお前さんのお父さんと申すは、今も達者でごわすか』

西郷が、親切に問ふに答へて、

『何んの達者であるものか。夙くの昔に死に申した』

溜り兼ねて、老婆は潸々として泣き崩れた。

『ウム、さうでごわしたか』

西鄉も暗然とする。

ややあつて老婆は、西鄉に敎へて曰ふ。

『お前さん、二度とこの山に登らつしやるなョ。此山には毒蛇が多いでのウ……』

立ち去らうとする老婆の袖をひかへ、

『寔に有難うごわす』

と、西鄉は情に厚い漢である。何ぞ禮にと見廻はしたが、遠島人の悲しさ、何も差出すほどの物がない。

ふと氣がついて、腰なる煙草入をとつて、

『婆さん、ほんの志しでごわす』

と與へると、老婆は返へすがへす禮をのべて、軈てその場を立ち去つた。

老婆の名は『キクシル』といつたといふ。

彼れも一時、此れも一時、人生浮雲の如き中にありて、眞情相見ろ山中の人、纒綿たる情思は、千歲忘るろ能はずではない乎。

山老元難レ滯ニ帝京一。　紘聲車響夢魂驚。

垢塵不レ耐二衣裳汗一。　村舍避來身世淸。

と吟じ、勳功を他人に讓つて、山村荒野の人となるを好んだ西鄕の心境、今に到つて、よく之を察し得らるるではない乎。

*　　*　　*　　*

岡前村の若者に、宮山永生といふ者がゐた。常に西鄕に近侍して、よく用を便じてゐた。或る時、西鄕に尋ねていふに、

『先生は、一體どうして島流しなぞになられましたか』

すると、西鄕は平氣なもので、

『惡いことをしたからでごわす』

と答へた。永生はどうしても、西鄕が大罪人だとは思はれなかつた。

『宮山、今日は一つ庖丁の柄をつけて下され』

と一日、西鄕は永生に命じた。熱心な永生は、あれこれと木材を探しまはつてゐたが、やつと手頃の木を得たので、それを綺麗に削つて、やがて西鄕の前に持つて來た。すると西鄕は、

『それを磨いて下され』

と命じた。永生は井戸端に行つて、今度は砥石を持て來て、汗みどろになつて磨きあげ、西鄕に示した。

西郷は又曰く、

『それで煙草を刻んで下され』

どこまで命令が續くのか、見當がつかぬ。大概の者なら、この邊で苦い顏をするのだが、正直な永生は、眉の毛一すぢ顰めず。

『私は煙草を刻むのは下手ですが……』

と辭退するのを、

『下手でもやれ』

といはれ、セツセと刻んでしまふと、

『その煙草は、皆んなおはんにあげ申す』

と、西郷は悉く取つて、之を永生に與へた。

西郷は、唯だその心志の錬磨を見てゐるのである。功は取つて之を人に與ふ。一小事といへども、功を己れに取らざるは、人の爲し能はざるところ。

齊シキ過ハ之ヲ己レニ沽ヒ。

同ジキ功ハ之ヲ人ニ賣ル。

平生、偏ヘニ勉力シテ。

終始、身ヲ行フベシ。

と詠じたる西郷である。

兎狩りに行つて歸つて來ると、取つて歸つた兎は、之を悉く犬に與へて、未だ曾て自から食つたことがなかつたといはるる西郷の心懷、誰れかよく其の眞意を解するものぞ。

* * * * *

岡前村の若者達が、集まつてはよく相撲などをとつた。西郷は屢次、一群に交つて談笑戲遊した。まるでこんな時の西郷は、友達同樣であつた。

『おいがここに立つてゐるから、おはんたち倒して見よ。誰れでも、動かし得た者には、褒美をあげ申さう』

或る時、西郷は若者を集めて懸賞を行つた。若者達は得たり賢こしと『エイヤツ』と二三間前から勢ひ込んで突き掛つたが、西郷は動かばこそ、根が生えた大磐石のそれのやうに、微動だもしない。

そこで西郷は、時々自分からヨロヨロと轉げる風をして、

『サア、褒美をとらせよう』

と、何がな物を與へて、必らずその言を履行した。

* * * * *

西郷の岡前村に滯在すること、七十五日間であつたが、讀書か然らずんば山海に狩する以外は、決して遊行す

ることがなかつた。それは罪名こそ未だ決せざれ、藩主の怒りに觸れた、流人たることを、深く謹愼してゐたからに外ならぬ。

岡前村の風習として『濱卸し』と稱する農作物の祭りがあつた。此日は全村の老若男女をあげて業を休み、海岸に出でて酒盛を爲し、それが終ると、『輪踊り』といふ、村の踊りを、一軒一軒順々に踊つて行く。例の宮山永生は、西郷に向つて、今日は村中も休みであるから、少し遊びに出られてはと勸めたが、西郷は何と思つたか、一歩も門外に出でなかつた。

その中に輪踊りの一群は、踊り囃して西郷の宿所の門の前まで來たので、永生は、馳せて西郷に告げんとして來り見れば、此時、西郷は蚊帳を垂つて、その中に既に寢に就いてゐた。

西郷は磊落なるも、放縱ならず。守るべきは守り、愼しむべきは愼しんだ。

【四】德之島に於ける西郷（三）

妻子と訣別して德之島を去る

西郷が德之島へ渡航の途次、大島龍郷村に殘しておいた愛子の許に一書を寄せて、今回再び遠島となり、德之島に居住することとなつたから、便船を待つて、子供等を携へ、來島さるるも苦しからずと云ひ送つたので、愛

子は狂喜して二見を擁し、徳之島に來たやうに傳へられてゐるものもある（明治四十年東郷中介氏が大島に於て輯したる「南洲翁謫所逸話」中の記事の如きその一例である）

西郷が主侯の譴責を蒙むり、重罪犯人として島送りになる途上、假令、大島は徳之島を距る遠からざるの地であるとはいへ、妻子を呼び寄せて、歡娛を樂しむいはれはない。又た斯樣な西郷でもない。之は何かの誤傳ではあるまいか。

然るのみならず、西郷は、著島後二十日の後　六月三十日附を以て、大島の藤長氏及び、兩謙宛に、兩通の手紙を書き送つて、却つて妻子が徳之島へ來らざるやう、嚴重に申し傳へてゐる。又た越えて八月二十日、木場傳內（大島見聞役）に送つた書中にも「召使置候女の儀、決して渡海不レ致樣、尚又御賴申上候　と念を押してゐるのによつて、妻子の來島は、西郷の意中に欲せざるところであつたことが解る。

藤長へ與ふる書中にて、西郷は次のやうにいつてゐる。

藤長へ贈る書（文久二年六月三十日）

尚々細事、宮登喜より委敷直左右可レ承候。

暑氣甚敷御座候得共、彌以御安康の由、珍重此事に御座候。次に私にも無レ異上帆いたし候段、御傳承の由、追追御書狀其外重寶の品御送被レ下、別て御厚志の段　深く御禮申進候。扨私にも又々しくじい徳之島え遠島相

成不幸の身の上、我ながらあきれ居候事に御座候。委細は宮登喜より御聞取可レ被レ下候。在島中、色々御懇志の段、忘却不レ致厚く汲受居申候。子供儀も不二相替一御丁寧被二成下一候由、誠に悅敷、御禮申進樣無二御座一候。又、私、德之島え參候段承候はば、是非罷渡度との儀も申出候はん。必不レ參樣屹と御申付可レ被レ下候。跡の儀は桂〔武久〕氏え細事相賴候間、何にても遠慮なく、彼方え申出候樣、御申付可レ被レ下候。此旨荒々御禮答、且一左右迄如レ此御座候。以上。

六月卅日　　大島三右衛門

藤長棠

追て枝か那〔愛子の母の名〕にも宜敷御傳聲可レ被レ下候。

と記してゐる。此の書によれば、妻子の來島を、特に差控ゆるやう命じてゐる。西鄕は、明らかに流罪人たる己れの身分を自覺し、深く謹愼せんとする狀が見えてゐる。又た同日の日附にて、同じく大島の『兩謙』に與ふる書にも次の如く妻子の來島を戒しめてゐる。

兩謙へ與ふるの書〔文久二年六月三十日〕

暑氣甚敷候得共、家內中愈以無事御働候由、尙菊二郞にも、追日成長の段、何より以悅敷、大慶此事に候。次に拙者にも、無レ異上帆いたし候處、直樣大坂の樣被二差遣一、存の通の拙者故、又々無調法仕出し、此度は德之

島え、遠島被仰付、差越候次第にて、無致方仕合候。就いては決て徳之島の様渡度との含も有之候はん乍然必不參様、得と可申諭候。左候て、菊二郎育方、入念候て、上國可致、桂氏御滯島中は、何も御構可被下との事にて候間、尚又拙者方より、委敷御賴申上候付、無遠慮彼御方え可申上候。此旨荒々一左右迄申進候。以上。

六月卅日　　大島三右衛門

兩謙殿

兩謙とは、如何なる人物なるかを明瞭にしないが、手紙の文面より推し、愛子近親の人たるには相違ない。孰れにしても、西郷は、妻子の逢ひに來ることを、懇々戒しめてゐる。

＊　＊　＊　＊　＊

而して、庶長女菊子が生れたのは、七月五日であるといふから、恐らく此の手紙を受取つて間もなく、愛子は分娩したものと察せらるる。西郷の徳之島に來ると聞いては、愛子は矢も楯も溜らず、空飛ぶ翅もあらば、徳之島へ飛んでも行きたいと思つたであらうが、身重では、如何ともしがたく、況んや產褥に横はる身となつては、翅があつても飛ぶことも出來ぬ。

女兒出生の報は間もなく、西郷の手許に届いたと見える。幽囚中ながらも西郷は之を悦び、八月二十日附を以て木場傳內に送つた書中に、何事も桂武久の世話になるやう、呉々も賴んだ末に、又も妻子來島を避くるやう、

依賴してゐる。文中に曰く、

…〔前略〕○宮登喜一條、色々御世話成し被レ下、難レ有御厚禮申上候。○女子出生の由、是は考に相違ひ申候先便には、決て男子と推計申候處、女子の由、何にても乍二幽囚一も祝敷御座候。召使置候女の儀、決して渡海不レ致樣　尙又御賴申上候。桂氏滯島中は、少しも懸念無レ之候間　安心致し居候樣　御申付可レ被レ下候。尤桂氏若哉上國共相成候はゞ、大島迄は島替被二仰付一候筋、御周旋相願申候。桂氏大島へ罷在られ候ては、六ヶ敷由承り申候。是は奇妙の事に御座候。此旨御禮答如レ此御座候。恐々謹言。

八月二十日認　　大島三右衛門

木場傳內樣

西鄉の意嚮は、如上引用の三書によつて、極めて分明であるが、大島に單り殘されたる愛子の胸の中は、生れ落ちた女兒の顏を見るにつけても、西鄉に逢ひたい感情は、湧然として動き來るを禁じ能はなかつたに相違ない。漸やく産褥を離れ、追々に立働らきも出來るやうになつては、もう矢も楯もたまらず、殊に來るなといはるれば、いはるるほど、行き度くなるのが人情である。愛子は、菊子が生れて一月も經つか、經たぬに、人々の留むるをも聞かず、德之島行を思ひ立つた。

* * * * *

かくて、愛子は、去年正月に生れた庶長子菊次郎と、今年七月五日、生れた許りの庶長女菊子との兩人を伴う

て、漁船に乘つて德之島に訪づれて來た。それは八月二十六日のことであつた。

男兒は背に負ひ、女兒は懷ろに、愛子が岡前村に西鄕を見たる時には、流石の西鄕も、愛憐禁じ得ず、無心の二兒を膝に抱き、手にかかへ、頰ずりなぞして、思はず双眼をうるませた。殊に長子菊次郎が、父親の顏を見忘れたものか、他處の叔父さんとでも思つたか、可怜な眼をして西鄕を見る風情なぞが、一層西鄕をして、可愛ゆきものと思はしめた。

愛子は一別以來の寒暄の序をのべ、又も遠島と聞いては、女氣の早も淚の瀧なすを支へ得なかつた。兎もあれ西鄕の恙なき顏を見ては、嬉しさ堪えがたく、何くれと身の廻りの仕末をしてゐたその時、何ぞ圖らん、西鄕沖永良部遠島の凶報來らんとは。

＊　＊　＊　＊　＊

西鄕を、德之島に流したといふことが、久光の耳に達するや、その甚だ輕ろきに失するを憤ほり、直ちに左の如き命令を發したのである。曰く、

更に尙又聞召被レ遁、此節、沖永良部島へ遠島申付候條、着島の上は、圍に召込、晝夜不レ開樣、番人兩名、可ニ添附一、尙護送の際は、必ず入牢たるべき事。

といふのであつた。

此の命令書を受取つた島役人等は、誰れも之を西鄕の許に傳へようとする者がなかつた。それはかかる嚴命を

傳へんか、西郷は必らず自刄するであらうと考へたからであるのと、責任が若しや己れ等の上に降り懸らんも知れぬと、恐れたからでもあつた。

この有樣を見てゐた、在番附役の中原萬次郎は、藩主久光公の嚴命であるから、一刻も猶豫することは相成らぬ。自分は身分こそ卑しいが、他に其人がないとならば、已むを得ない。と、進んで之が任に當り、彼は命令書を懷ろにして、馳せて西郷の宿元に至つた。

來り見れば、それとも知らぬ西郷父子は、再會のよろこびに喜戲談笑し、その歡こびの聲は室內に滿ち、外に溢るるばかりである。

中原は勇を鼓して、門內に入り、內庭まで進まうとしたが、妻子歡娛の聲を聞いては、足進むを得ず、堰き合へぬ涙は滂沱として、頰を傳うて芝草をうるほした。入らんと欲して入る能はず、懷ろなる遠島命令書を慥と握り締めながら、流石の中原も聲を呑んで慟哭し、悄然として步を旋らして立ち返つた。

返へり來る五六町、また立止つた中原が、私情の爲に公事を空うしてはならぬ。今日、之を傳へずとも、明日は傳へねばならぬ。明日、之を傳へずとも、何時かは傳へでは濟まざる公命である。如かず、今日之を傳へんにはと。中原は意を決して、再たび西郷を松田の家に訪うた。

今度は覺悟の上のことであるから、中原は門內から大聲を發し、

「西郷どん〳〵」

と愉快氣に、二三回、西郷の名を呼び立てた。

西郷は、その聲の中原なるを聞きつけて、庭先の障子を明けて、

『これは中原どん、ようこそお越し下された』

と、大いに喜ぶ聲を聞いては、中原は胸に釘打たれる思ひであつたが、今は祕すべ時にあらずと、態と快調を裝ほうて、

『西郷どん、これから沖永良部島へお送り申す命令書が、唯今參り申した』

と、やつと咽喉から吐き出して、久光の命令書を差し出した。西郷は、中原の言を聞くや、

『左樣でごわしたか。飛脚船が參つたと申すことでごわしたから、今度こそは切腹せよとの命令でごわせうと覺悟いたして居り申した』

と、平生と些かの異なるところなく、靜かに膝の上なる愛兒を愛子に渡し、容を改めて、中原の渡す命令書を受け取つた。西郷は默坐瞑目、しばし押し戴いてゐたが、軈て封を開いて、恭うやしく披見した。

讀み終るや、再たび拜して之を封に收め、莞爾として打ち笑み乍ら、

『生命だけは、お助け下さるるか。寔に有難いことでごわす』

と、心より、藩公の恩命を謝するものの如くであつた。蓋し西郷は、彼が如く久光の怒りに觸れたことであるから、斷罪一度び決せば、死罪の外はないと、深く胸中に決意してゐたのである。

然るに久光の命令書の來るを見れば、豫期に反し、更らに沖永良部島に遠島を命ずるとあつたので、西鄉は斯くも恩命の有難きに、感泣したのであらう。

嗚呼、然れども、久光においては惡みても猶ほ餘りありとする斷罪ではなかつたか。何も事情を知らずとはいへ、島吏すらも、その餘りに嚴科に失するを嘆じたるほどの、絕海萬里の孤島への流謫である。況んや罪狀を尋及すれば、何等、罪すべき罪狀なき、配流である。若し西鄉が、主公の無慈悲を恨んだとて、誰れか西鄉を咎むるものがあらう。

併も西鄉は、その非道の流謫さへも『お上のお慈悲』として、感淚に咽んでゐる。ああ何たる宏量ぞ。而して又た何たる謙讓ぞ。

ややあつて、西鄉は、傍はらにあつて、兩眼を泣きはらしてゐる愛子を顧りみ、勞はるが如くその肩を撫し、『海路はるかに、女の羸弱き身を以つて、二人の子まで携へ、危うき浪にゆられつつも、西鄉を愛して吳ればこそ、かくも逢ひに來て吳れたが、今もお前の聞くとほり、西鄉はこれから、再たび千里の波を越えて沖の永部島に渡り、この上は入牢の身とならねばならぬ。お前は二人の子等を携へて、故鄉大島に歸り、愛育怠らず、子供の成長を樂しんで、その日を送られよ。西鄉若し生きて健在なるを得、再び靑天白日を仰ぐの身とならば、又も相見ることもあらん。暑さ寒さに心をおきて、必らずその身を厭はれよ』

と、懇々として言ひ聞かすれば、言半ばにして、愛子は紅淚潸然として、袖を濕ほしてゐたが、言終るや、忽ち

慟哭、西郷の前に泣き崩れた。

何ごとも知らざる二人の子は、父と母との悲しみを解せず、嫣然として笑ひを開くその顔は、正に神園に遊ぶ天使ともいふべきか。此の際、無心の微笑、却つて英雄鐵石の腸を斷つ。

中原も爲に、歔欷流涕したが、斯くてあるべきにあらざれば、西郷に出船の用意を促がして去つた。

*　*　*　*　*

かくて西郷は在島中、厚志を寄せ與へたる琉仲爲を訪うて、離別の宴を張り、翌二十七日の朝まだき、旅仕度を調へて、出船場たる井の川村に向つて出發した。井の川村は岡前村から五里ばかりの處であつた。

西郷流謫の報を聞いて、村民等は、痛く之を惜み、跡を慕うて、荷物などを運搬し井の川村に至つた。愛子及び二子は、二十八日大島に向つて去り、西郷は、閏八月十四日、沖永良部島に向つて出帆した。

西郷の徳之島にあるや、纔かに二ケ月餘であつたが、その徳を慕ふ島民は、西郷を親の如く親しんだ。船、將に井の川の港を出でんとするや、島民は泣いて別れを惜しんだ。沙上涙を揮ふ老少の民、船上別れを惜しむ英雄の瞳、涙を離別の間に濺がずといへども、松風、千古の悲曲をかなで、濤聲、無限の哀音に咽ぶではない乎。

【五】　流罪人として沖永良部島へ

山に高低あり、道に險夷あるが如く、人生の行路も亦た一張一弛あるを免がれぬが、西郷の行路は、山路の險

よりも峻しきものがあつた。大島時代において山顛より山麓に下り、德之島時代において、更らに溪谷に入り、沖永良部島に至つては、正に九仭那落の底に顚落したも同樣であつた。

盛唐一代の詩人、李太白が、天梯石棧、相勾連して、漠々たる雲霧の深く鎖すところ、黃鶴も飛ぶを難んじ、猿猱も渡るを得ざる『蜀道難』を詠じて、

連峰、天を去る尺に盈たず。
枯松、倒しまに掛りて絕壁に倚る。
飛湍、瀑流、爭うて喧豗し。
崖を砯り、石を轉じ、萬壑雷ろく。

と吟じ、『靑天に上るよりも難し』と嘆じたる、蜀道の難きも、未だ西鄕が踏み下る、人生行路の險なるには如かじと思はれた。

當時西鄕が、孤島幽囚の間より、吐露せるの言を點綴し來れば、その果して如何の心懷なりしかは、略々之を察するに難くない。彼れは曰く、

「一」　今回はただ德之島へ流すとのみにて、一片の書簡を以て達せられただけである。何の聞糺しもなければ、お取調べもなく、從つて罪狀も明瞭でない。大島の折は、御扶持米も下されたが、今度は御助米を下さるるどころでなく、島許にて謹愼するやう、島代官より申渡せとの趣むきである。

〔二〕徳之島では、假屋本から五里ばかり離れた、岡前村といふ處に居所を定め、世上の事は、一切忘れてしまつたので、何も苦勞のことはない。

〔三〕御助米も下されぬといふことは、却つて有り難い次第に存じてゐる。

〔四〕今回は大島へは流さぬと、伏見表から命令があつたと申すこと。是は大島の桂武久へ聞かせぬ爲であると思はるろが、まるで婦女子のやうな仕業で、片腹痛き限りである。

〔五〕斯樣申さば、愚痴のやうにも聞えるが、自分は片贔屓などする考へは、毛頭ござらぬ。中山仲左衛門が何か奸謀を以て久光公に告げ、斷罪になつたものである。

〔六〕自分も大島に居た時分は、御赦免を今日か明日かと待つてゐたので、時折、癇癪もおこり、一日一日が苦にもなつたが、今度といふ今度は、二度と徳之島を出でまいと決心したので、何の苦痛もなく、却つて安心である。

〔七〕何か皇國の一大事變ともならば、その時は身命を惜まず、東上も致さうが、大概のことならば、たとひ御赦免になつても、滯島をお願ひ申すつもりである。

〔八〕ただ骨肉同樣の交はりをし、同志の人々さへ、事の眞相も問ひ紏さず斷罪幽囚の身に落され、憂國の朋友達も、皆な殺され果てた今日、何を賴りに生き永らへ申すべき哉。

〔九〕國元に老祖母一人存生して、これのみ氣掛りであつたが、大島から歸還せし當座までは存命で、自分

もお目に掛かることが出來て悅ばしく存じたが、之も他界され、何も心殘りのことはない。

〔十〕西郷ぐらゐの者が、居ても居なくても、それで何うなるといふ世の中でもないから、馬鹿らしい忠義立は、もう止め申した。不甲斐なき男と、お見限り下されよ。

〔十一〕當今の時勢は、どんな良藥を與へて、保養をさせても、內憂外患かようになつては、不治の病と同樣である。これでは四五年を出でず、必らず大變革が起るに相違ない。それまでは、先づ此島を出ない考へである。

〔十二〕憤激のあまり自殺なぞするのは殘念の話。武士たる上は、何處までも主侯の命を奉じ、若し死を賜はば、從容死に就く覺悟である。

〔十三〕變事に出逢ふと、いろ〳〵考へも變はるものである。西郷は命を惜しむと笑ふ人もあらうが、惜しむべき時には、何處までも惜しむつもりである。

『天の將に大任を是の人に降さんとするや、必らず先づ其の心志を苦しむ』とあるが、心志の苦しめ方も、西郷においては、甚だ慘酷に失すると思はれるくらゐである。『艱難汝を玉にす』といふけれども、これでは折角の玉も傷だらけとなる。

*　*　*　*

西郷が、八月二十日附を以て、德之島より、大島にある木場傳內に與ふる書中に、這間の消息の一端を傳へて

ゐろ。曰く、

木場傳內へ贈る書〔文久二年八月二十日〕

七月十八日付の貴札・八月十九日相屆、御懇札難レ有拜見仕候。殘暑無二御痛一御勤仕の段、大慶奉レ存候。隨て野生無二異儀一岡前と申邊部に罷在候間、乍レ憚御降意可レ被レ下候。陳ば一橋・尾の二公御出世の段、雀躍此事に御座候。先便長文差上候付相屆候はん。若哉間違難レ計、當所詰役方より上封いたし貴候間、相違は有レ之間敷奉レ存候。其節申上候一件の趣にては無レ之哉。又相變登城にても相成、御政事向御相談にても御開被レ爲レ成との趣相成候哉。夫迄には至り申間敷、粟田宮參殿相成候樣、罷成候よし、左樣の向には些六ケ敷、當分相國寺の房中廢庵に御住居にて、三度の御食事さへ、伏見宮樣より御續にて、御付一人罷在候由、長歎息の至に御座候。先便長き不綴之夢物語差上候通之時勢に御座候間、來春御着府之上は、決して私儀一言も御咄被レ下間敷、尤平常之譯にて、御召返共御座候ても、再上國は仕不レ申了簡に御座候。此世中如何樣保藥は當候ても、內症外邪、不レ可レ治之極に至り候間、三五年を不レ出して、變亂に入候儀、相違無レ之、其內は決して當島を出不レ申考に御座候。又當時餘程奇虛之取扱而已有レ之候間、何れ二度押之御手數も難レ計、其からきこと酒鹽などにて追付丈之事には無レ之候。御遙察可レ被レ下候。中々島元よりは、御府內之事、書面共にては察する所合不レ申候。斯樣之體に罷成り、二十日も我家に不レ在して、又遠島と申は、誠に稀成ものに御座候。此場に相成、憤激して變死共いた

し候ては、殘恨之次第にて、決してものゝふは行迫らず、命を奉じて、死を賜とも如何共從容とし畏る考に御座候。御安心可レ被レ下候。變事に當り、色々了簡も變るものに御座候。また命もおしかるかと申人も有レ之筈に御座候得共、惜むべき時は何ヶ度でも惜む考に御座候。御一笑可レ被レ下候〇膝素立之御扱、誠に驚候次第に御座候。夫迄は迚も出來不レ申候儀と相考居候處案外之譯に御座候。先生故決して冠を振り可レ申と明め居候處、實に御蔭を以て先生も先生になり、後世に殘り可レ申候。此度は昔日に打變り、何も聞不レ申、當島之事などは、丸で夢にも見不レ申候。乍レ然、此度之代官は、餘程最初より、かゆき處に手が付模樣にて、一同悅び居申候。（中略）尚々當島代官三ヶ條の仁政相發し申候。一ヶ條は大島同樣青役の姦計にて、御注文品宜物は御渡し不足と相唱、當人には不二相渡一、自儘に申受候處、其弊を改め、人々注文品の通帳を以、御渡の節、引合候樣罷成候由二ヶ條は寒中砂糖煎方、頓と取實も無レ之、實に作人共込入候由御座候處、十分熟し候上、春正月にても宜敷候間、作人の心次第、煎方取付候樣との趣に御座候處、一同雀躍いたし候由に候座候。三ヶ條は當島は大島とは引違、正餘計砂糖は過返しと申て、三合代米被レ下候由、然處惣勘定不二相濟一內は、右の過返米不レ被二成下一候處、手短の作人共にて、右の正餘計は羽書を以て取引いたし、惣て一斤も不レ作姦商に謀取られ候處、此度は內斤を以て正餘計の者えは、速に代米被二成下一全不二作入一者えは不二相渡一、直に自分正餘計の者え、配當相成筋に相決し、是以、大に勢立候向に御座候。當島は小島にて、一體弊も薄く、豪族無レ之、其權全無レ之、中通を以なし候鹽梅にて、至て仕安由に御座候。勤方內意に付ても、前以進物等いたし候儀は、決て無レ之、內願

は申出候由に御座候得共、其弊無レ之由に御座候。
○假屋本えは一度も出懸不レ申、度々申來候得共、却て面働くさく、掛り合不レ申候。五里計も相隔居候故、頓と物音も聞え不レ申、至ての田舍にて仕合の事に御座候。大島よりは餘程夷の風盛に御座候。此度は遠島人同様掟抔えも樣付にて畏り居申候。乍レ然島役迚も大島の樣には無レ之、遠島人と申ても餘り卑劣には取扱不レ申向に御座候。頓と夷の風は取馴居候故、不レ馴不レ遠・始終始ての振合にいたし居候故、させが取りにくい樣子に御座候○當島は米國にて、茶少々持參候處・惣て米に相成、二石計も相成候付・飯料等は全く差支不レ申、乍二殘念一品替等不レ致ては、此度は出來不レ申候故、俗人と相成、雅風は出來不レ申、御一笑可レ被レ下候。云々

* * * * *

今は西鄕は、罪名も明らかとなり、妻子も大島へ返へし、既に心に曇る蔭もなくなつたので文久二年（壬戌）八月十四日、德之島井の川村の小港を出帆し、卽日、沖永良部島の伊延港に到著した。

旣に西鄕は流罪人として、舟中すら入牢すべき命が下つたので、今まで帶してゐた佩刀を脫し、德之島間切橫目・龍禎用喜・及び警吏に護られて舟に入つた。

島役人等は、西鄕の苦痛を思ひやり、舟の中では、牢外にあつて自由に寢起きをされ、舟が港に著いたならば牢中に入るやう。温言を以て勸めて吳れた。それも西鄕の德望に感激したればこそであつたが、西鄕を頭を左右に振つて、

『未だ罪名の決せざる以前ならば兎も角、既に流罪人と決し、舟中入牢の命ある以上、重き主命に背くことはなり申さぬ』

と、自分から進んで舟牢の中に入り、端然正座、舟が沖永良部島に著くまで、容を崩さなかつたといふ。

【六】沖永良部島の幽囚生活（一）

【自文久二年閏八月十四日至元治元年二月二十三日】

西郷を乘せたる舟は、閏八月十四日、沖永良部島の伊延港に入港した。先づ警護の爲め同船して來た、德之島島吏、龍禎用喜は、上陸して、之より一里餘を距てた和泊村の在番所に來り、薩藩よりの命令書を、在番役黑葛原源助なる者に渡し、且つ、

『航海中は、入牢せず、自由に起臥するやう勸めたけれども、西鄕氏は頑として之を肯はず、終始、舟牢の中に幽居して來られたので、獄舍が出來上るまでの間にても、早速出牢せしめて、保養させて貰ひ度い』

旨を申言した。命令書を手にした黑葛原は、文面の甚だ嚴重なるの故を以て、上陸を許さず、同八月十六日、獄舍の竣工するまで、舟牢中に幽居せしめた。西鄕は三日の間、舟牢にあつて、端座、容を崩さず、深く謹愼の意を表した。

西郷を容るべき獄舎は、著狀匆々取掛り、和泊村の役場地域内に造られたが、固より牢獄のことであるから、まるで掘立小屋に類するものであつた。

十六日獄舍が出來上るや、黑葛原は、屬役の福山淸藏等を隨へて、西郷を迎ふべく、伊延港に來り、沖永良部島間切横目たりし士持政照も、同道して伊延港に來つた。西郷は、二日間、舟牢内に端座してゐたが、役人等の來つて出船を勸むるや、極めて慇懃に、

『予は此の度、重き流罪人として、此島に來ることになつた。是より諸君を煩はすことも多かるべければ、何分ともに宜しくお世話下されや』

と叮重に挨拶した。その言辭、動作、威容の端然たるを見て、一同は深くその禮讓あるに感じたといふ。就中士持政照は、後に至つては西郷無二の僚友として、一年有半に亙る獄中生活の伴侶となつた。

役人等は、西郷が舟牢中に在りしを思ひやり、駄馬ではあるが、村馬一頭を用意して、伊延より和泊へ一里の道、徒歩では困難であるからとて、馬に乘つて和泊に行かんことを勸めた。

然るに西郷は、之を肯かず、どこまでも徒歩を以て行くといふ。再三再四、勸むれども聞かず。やをら西郷は口を開いて曰く、

『御親切は、寔に辱けないが、是より獄中幽囚の身となり申さば、最早や、再び地を踏むこともごわすまいと存ずる。願はくば、西郷をして最後の土を踏ましめて下され』

暗然として語る西郷の言葉を聞いて、一同思はず感涙に咽んだ。

『西郷をして最後の土を踏ましめよ』

との一言、無月の空に、杜鵑の啼き過ぐるよりも、更らにより人の腸を斷つの聲ではないか。西郷が、今ま絕海の孤島に踏まんとする土こそは、先侯齊彬の眠むれる土であり、返へらぬ双親の安んじ玉へるの土である。再たびは此土を踏まざらんとする西郷に、明らかに決死歸天の覺悟が讀まれる。重ねていふ。

『西郷をして最後の土を踏ましめよ』

ああ、沖の永良部島とは、何處の果てに漂ふの島ぞ。皇都京洛の地を去る何百里、故山鹿兒島を去る幾十里、之れを望めば雲漠々たり。絕海波浪の間、鵠鴻も翼を收むるの孤島に、一代の英雄は、今ま將に『死地』を踏まんとす。思うて玆に至らば、當年の謫客西郷南洲翁の爲に、人誰れか萬斛の悲淚なきものぞ。

【七】沖永良部島の幽囚生活（二）

悲風慘憺の獄中生活

三日間で出來上つた、和泊村役場地內の獄舍は、僅かに二坪餘りの粗屋に過ぎなかつた。急ごしらへでもあり有り合せの粗材で組立てたばかりの小屋で、東西南北、戶もなければ壁もなく、風の吹き曝しで、四面荒格子で圍

まれた、見るからに粗雑なもので、農家の馬小屋にも劣る有様であつた。牢内は一部分を居室にし、一部分を厠に充てられ、居室と厠との間には、ただ板屏風で距てただけのものであつた。

西郷は著島一日の後、閏八月十六日に、入牢するや、この粗屋内に端座し、送つて來た警吏に向つて、

『厳重に鍵を下して下され』

と注意し、謹厳、自から持した。

斯くて一度び獄中に入るや、煙草は固より之を斷ち、一椀の湯、一滴の水も、嘗て求めたことがなかつた。食事は毎朝一回、牢番が來て炊いたものを、晝夜二回は、その冷飯に湯をかけて用ひ、副食物は、粗菜少々を附するに過ぎなかつた。その寒粗なること、非人乞食にも、劣るかと思はれるのであつたが、西郷は未だ嘗て、一回の不平、怨言を發せざるのみか、晝夜、常に正座默思、深く心魂を養ふものの如くであつた。

在番の命を受けたのは、間切横目の土持政照と同僚の福山福澄の二人で、互に交代に巡檢の任に當つた。何時如何なる時に臨檢しても、西郷は常に端然として正坐して居るか、或は書を讀み、筆を執る以外、決して膝を崩し、或は横になつてゐるやうな姿は、見たことがなかつたといふ。『君子ハ其ノ獨リヲ愼シム』といふ、所謂る「獨愼」の工夫は、實に這間において養はれつつあつたものと思はれる。

土持は目に此狀を見るに、得堪えずやありけん、彼は或る日拍子木を携へ來り、西郷に勸めて、

『用あらば此の拍子木をお打ち下され。湯にても、茶にても、亦た何にても處用を辨じ申さん』

と親切に云つて呉れたが、西郷は、

『御厚意は感謝の外ごわせん』

と厚く謝したのみで、土持が置き與へたるまま、最後までそのままに置かれたのみで、一回も之を手にしなかつた。身を持するの儼なる、全く想像の外であつた。近時、大臣にして罪を得るものの、不平滿々、動もすれば人權蹂躪なぞを叫ぶ者と、果して孰れぞ。

＊　　＊　　＊　　＊

西郷が曩きに鹿兒島を發するに臨み、携帶し來つた三箇の行李には、三箇とも書籍を以て滿たされてゐたといふ。西郷は常に古聖賢の書に親しみ、日夜、大義を明らかにし、且つ人物教養の跡に意を用ゐた。經書・史書の山の如く積まれたる中より、西郷の殊に愛讀したるは、『李忠定公奏議』や『陳龍川文鈔』や『言志四錄』や『傳習錄』や『嚶鳴館遺草』などの書で、一として經國濟民の書にあらずんば、治世牧民の書にあらざるなく、稗史小說の類は、全く手にしなかつた。

後には土持の厚意により、獄中生活を寬にする爲め、島民の少童を集めて、四書の素讀などを教ふるやうになり、少しく自由を得るに至つた。

西郷は、斯くして少童に書を講じ、或は自から聖賢の書を抄寫し、勤皇志士の詩歌等をも蒐集して、愛誦、自から嬉しみとした。

富貴壽夭不レ[illegible]レ心。　但向ニ面前ー養ニ精神ー。
四十餘年學ニ何事ー。　笑坐ニ獄中ー鐵石心。

此詩は、山崎闇齋の弟子の三宅尚齋が、獄中において詠ずるの詩であるが、西郷は自から之を獄裡の板壁に書して、日夕愛吟してゐたといふ。古人の詩を書して、同一の自己の心境を示したものであらう。

又た森山三十が、自刄當時の絶命の詩なりと稱せらるゝ、

慈母勿レ悲罹レ厄身。　古來如レ此幾忠臣。
臨レ死自若如ニ平日ー。　不レ怨レ天不レ咎レ人矣。

の詩をも、尚齋の詩と並書して、愛誦したといふ。

尚齋の詩には大丈夫兒の節義、泰山も動かざるものがあり、森山の詩には、孝子の情、忠臣の義が横溢してゐる。今の西郷にとつて、二つながら養神の料である。之を壁間に掲げ、日夕愛吟する西郷は、又た是れ同じく詩中の人であつた。

【參考】　三宅尚齋小記　〔近世叢語其他に據る〕

三宅尚齋、名は重固、字は實操、播磨國明石の人である。十九歳にして山崎闇齋の門に學び、江戸出でて上總國佐貫藩主阿部侯に仕へた。嗣子の代となり、罪せられて寶永四年、武藏之國忍城の獄に投ぜられた。獄中、臂を刺して血を絞り『狼疐』三卷を血書した。獄中の詩は此時の作である。後、許されて京都に上り、又江戸に出で、山内侯に仕へ元文六年正月廿九日、年八十を以て歿した。

【八】沖永良部島の幽囚生活（三）

土持政照の情誼

世の諺に『捨てる神あれば、拾ふ神あり』といふ、又た『渡る世間に鬼はない』ともいふ。遠く人寰を離れたる絶海の孤島にも、鬼人ばかりは棲んで居らぬ。沖永良部島において、良く西郷の僚友となり、保護者となり、兄弟の誼を篤うしたものは、實に土持政照であつた。

土持は沖永良部島の間切横目役で、今日でいへば警察官に當つてゐる。彼は毎日、西郷を見廻はりに來たが獄中における西郷の常に威儀端然、人の在ると在らざると、見ると見ざるとに關せず、容を崩した樣を見ないのに痛く敬服したが、又た時々道を談じ、義を說くを聞く毎に、益々西郷の偉なるに傾倒した。

それにつけても、獄舍の粗雜なるは、土持の甚だ懸念するところであつた。前記のやうな手狹な上に、厠と同床であるので、日を經、月を重ぬるに從ひ、臭氣紛々、舍前を通る者すら鼻を摘んで通るといふ有樣であるから中に座つてゐる西郷の苦辛は察するに餘りがある。獄中に在る西郷は、身を持すること太だ儼にして、苟くも安逸なるが如きことはなかつたので、衣物は垢に染み、鬚髯は蓬々として芒の如く、加ふるに榮養件なはず運動足らず、二十九貫、五尺九寸の巨大漢も、屢らくの間に見る影もなく衰ろへ果て、顏色憔瘁、形容枯稿、まるで澤

畔行吟の屈原を見るやうな姿になつた。

併も、炎熱燬くやうな夏の暑さにも、寒風膚を裂くやうな冬の日にも、西郷は自若として、石佛のごとく座して動かず。容儀を崩さうとしないので、巡視の度毎に、土持は氣の毒に得堪えず、何とか工夫して西郷の爲に身の自由を謀らんとしたが、令、儼にして如何とも爲し難かつた。かかる困苦の中にも、西郷に接してその語るところを聞けば、音容玉の如く、春風和氣、嘗て風霜の氣を帶びて、不平を訴ふるが如きことは絶えてなかつた。土持をして愈〻西郷の人格を欽慕せしむるに至つたのは、實に西郷の錬磨されたる温顏玉の如き風格に在つた。

土持は深く西郷の不遇を悲しみ、懇切叮寧を以て、之に接し、牢内の敷物を取換へたり、食物に注意して、成るべく滋養物を多く攝らしめ、小者を附して何かと用達に便にしたり、優遇至らざるなかつたが、夫とて牢内でのことであつて見れば、高の知れたことであり、西郷の健康は、目について衰弱の容が見える。土持は兎も角、運動を爲さしむるが第一の急務であると爲し、入浴後、少時、運動の爲め近傍を遊歩するやうに勸めたが、西郷はそれすら固く辭退して、入浴が終ると、そのまま自から入牢して、苟くも閑日を弄するが如き態はなかつた。その志の奪ふべからざる、正に磐石の如きものあるを見るにあらずや。

土持惟らく、これは尋常一樣の手段では駄目だと。玆において一策を按じ、一日、土持は在番役に進言していふやう。

「一體、圍と申すものは、牢獄ではない。座敷の中に牢を設けて、それに圍ふのであると聞いてゐる。然るに

今ま西郷を收容せるものを見るに、これは全く牢獄であつて、座牢ではない。果して然らば、只今の牢獄の中に幽閉して置くといふことは、命令書に「圍に召込」とある趣旨に反することになる。且つ獄舍の構造は全く粗雜で、まるで豚小屋も同然で、お話しにならぬ。自分は見廻はりの爲に、毎日巡檢するが、實際、西郷の苦辛の樣は見て居られるものでない。願くは、自分において私費を投じ、新たに座牢を設けて、之に西郷を收容し、少しく寬大の取扱ひをしてやりたいと存ずるが、曲げてお許しが願ひたい』

と眞情流露、懇々上申したので、在番も土持の言を至當と爲し、一切を擧げて、彼れに一任した。

土持は大いに喜び、即日、建築に著手することになつたが、工事中は、西郷を獄舍より出し、在番附役、福山清藏の宅に預かることにし漸やくにして、西郷を豚小屋から解放することになつた。是れ一に土持の情誼に基づくことで、西郷も心中深くその厚情を謝した。

* * * * *

座牢新築は、土持の最も意を用ゐたところで、先づ土地の選擇には、高燥の地を求め、冬暖かに夏涼しきやうに、南面して日光を孕むやうにし、二間四方の小屋を構えて北風を防ぎ、内に座牢を設け、寒暖その宜しきに配した。その上、土持の差配で、工事を急がしめず、悠々緩々、且つ休み、且つ憩ひ、二十日あまりも掛つて、やつと竣工した　その間　西郷をして牢外に生活せしめ、保養せしめようとの親切であつた。

西郷は深く土持の厚誼に感謝して、いよ／＼座牢に移るの日には、涙を流してその深情を謝したといふ。元來

入浴は月三回といふことなつてゐたが、土持は在番に願つて、六回に改め、更らに十六回、即ち二日置きといふことにし、浴後には、村人等と角力をとり、體力を養はしめた。土持の厚誼は、眞に至れり盡せりで、村童を集めて、時には書なぞを講ぜしめて鬱を散ぜしめた。西郷は大いに喜び、煙草盆を倒しまにして、扇子で之を叩きながら折々は川中島合戰や、宮本武藏なぞの軍談を語つて、少童と共に娯しい一日を送るやうになつた。

晩餐の折には、土持が酒肴を携へ來り、晩酌を共にし、閑談に夜の更くるをも忘るることもあつた。土持のかかる厚誼によつて、西郷の健康は、目に見えて恢復し、日に日に血色もよくなり、土持もその世話甲斐のあるのを悦んだ。

『意氣相投ず』といふのは、理窟や經驗から出るものでない。袖すり合ふて百年の戀を感ずると同じことで、氣が合へば、一見舊知の感を成すものである。土持が西郷に惚れ込んだのも、西郷が嘗て月照に惚れ込んだのも同一の氣合ひに外ならぬ。土持はたうとう西郷に兄弟の約束をしようと持ち込むに至つた。維新の元勳と島の役人とは、釣鐘に提灯といふ勿れ。人間と人間との情誼は、斤量で衡られるものでない。物の比較で歴史を觀ようとするから、西郷・月照の入水も不可解になるのだ。

土持は西郷と義兄弟の約を結ぶといふので、先づ之を母堂に請うた。土持の母といふのは、どんな人であつたか、充分の傳へがないから分らぬが、恐らく女丈夫的の婦人であつたらうと思はれることは、後年、英國の軍艦が、鹿兒島灣に入寇したといふ報知が達した時、私財を投じて船を造らしめ、土持に鹿兒島行を奬めた一事でも

略ぼその一半が察せられる。

*　　*　　*　　*　　*

義兄弟の約を結ばふとした時にも、母が第一の贊成者で、早速に手づくりの酒肴をととのへ、政照を伴うて西鄕の許に押し掛けたぐらゐであつた。政照は西鄕よりも年長者であつたけれども、南洲を推して兄とし、自から卑下して、弟の盃を受けた。西鄕の差す盃、政照の受くる盃、それに銚子をとつて酒をくむ母、一座、春風和氣に滿ち、美はしき人情の花を開かしめた。

西鄕卽ち一詩を賦して、之を政照に與ふ。詩に曰く。

平素眼前皆不平。　情之相適異二事情一。
偸安悖レ義如二仇寇一。　禁レ欲効レ忠共二死生一。
我許レ君君也許レ我。　弟稱レ兄弟却稱レ兄。
從來交誼知何事。　報レ國輸レ身盡二至誠一。

兩士、交はりを結ぶ眞情の存するところ、至誠を以て君國に報ゆるにあるの意は、正に詩篇の中に横溢してゐるではない乎。

獄中、身を守るは人の難んずるところなるが、獄吏に斯くの如きの仁者あり、寒風も爲めに膚に辛からずである。土持の厚誼は、晩年に至るまで、西鄕の深謝推かざるところであつた。

【九】沖永良部島の幽囚生活（四）

孤島英艦の來寇に備ふ

斯く西郷が、大海の洋中に離世の日を送つてゐる中にも、彼の耳朶を驚ろかしむるに足る事變が起つた。それは文久三年〔癸亥〕八月における、英國艦隊の鹿兒島入寇であつた。此の報一たび西郷の耳に達するや、西郷は敢然起つて故國の難に赴むかんとしたほどで、恰かも檻中の獅子が風雲を望んで、鬣を振ふの觀があつた。

薩摩が英艦の來寇を受けたことは、慥かに薩摩の國難であるには相違ない。併し國難であると同時に、薩摩にとりての幸福でもあつた。いはゞ劇藥であると同時に良藥であり、禍ひ却つて福となつた譯である。長州も後に四國艦隊を引受けて戰つたが、その勝敗の孰れにあるかは問題でない。自から攘夷を唱へ、自から攘夷を實行したる薩長兩藩が、軈て維新運動の中堅となり、主動力となり、指導者となるのは當然の歸趨である。

或る日、土持が例のやうに牢内を見廻はりに來て見ると、西郷は頻りに嘆聲を洩らしてゐた。土持之れを怪しみ、事情を問ふたところが、西郷曰く、

『聞けば我か薩藩は、生麥事件の爲に、今や英國艦隊の襲撃を受けんとしてゐる由ではない乎。然るに予は囹圄の中に辛吟するの身となり、この國難に微力を致すことが出來ないのは、寔に遺憾である』

と、長大息、之れを久しうした。

土持も西鄕の心情を酌み、玆に我々として爲すべき策ありとせば、果して如何の行動に出でたらばよいかと問うた。西鄕は之に答へて曰く、

『然らばでごわす。自分は今ま罪人であるとはいへ、お國の大難を他所に見ることはならぬ申さぬ。假令、この上重罪に課せられようとも、若しここに船さへあらば、脫出して鹿兒島に歸り、進んで國難に當らんのみ』

と辭氣頗ぶる勵しきものがあつた。

之れを聞いた土持は、大いに西鄕の壯志に感激し、船を造る爲に、彼れの下婢を他に賣つて、資を得ようと言ひ出した。下婢も亦た喜こんで之を諾したといふ。

土持の母は、政照の志に激勵を與へ、私財を投じて政照に船を造らしめ、共に西鄕先生のお伴をして勇戰奮鬪せよと勵ましたので、政照もここに百倍の力を得、直ちに造船に著手すべく、在番役に向つて、その許可を願ひ出でた。

斯くして土持は、在番の許可を得、早急に造船に著手し、完全とは謂ひ難いが、粗製ながら一隻の船が出來上つた。西鄕は大いに悅こび、將に島を脫し、鹿兒島に渡航せんとしたが、折しも鹿兒島より捷報相次いで到り英艦は散を亂して、鹿兒島灣外に逃亡し　薩藩の士氣、沖天の勢ひありと傳へて來たので、西鄕は漸やく脫島を中止するに至つた。

當時、西郷が土持母子の義心に感じて、作れるの詩は、即ち左の一詩である。

精神不レ滅昔人清。　事顧二君恩一壯氣横。
閉レ眼營レ船眞意顯。　揮レ涙罵レ僕俗緣輕。
北堂貞訓能應レ奉。　先祖忠勤當二力行一。
畢生勉乎酬二國事一。　無私純忠挺二群英一。

土持氏の祖は、曾て島津貴久に仕へて、執政の重職にあつた人であるから、其の意を執つて、西郷が「先祖ノ忠勤當サニ力行スベシ」と勵ましたのである。

更らに西郷は、沖永良部島吏としての土持政照の名を以つて、德之島なる與人役に贈くるの書を作り、英艦の消息に就いて、事情を巨細に問ひ合せてゐる。又以て、西郷が如何に藩國の危急を憂慮したるかが察せられる。書に曰く、

土持政照の名を以て德之島與人役に贈れる書〔文久三年〕

いまだ寛々不レ得二鳳眉一候得共、彌以て御揃御勤務の筈、珍重奉レ存候。然れば御城下前の濱に於て、英夷亂妨の樣子爲レ有哉の風聞有レ之、畢何某急速御下島の處より、右等の說相發候との事にて、表通御問越相成候譯に御座候。自然巨細虚實分明、御返事可レ被レ爲在候には御座候得共、其間には表通は御嫌疑の廉も難レ計推考致候

間、私共よりも內輪を以て別段及ニ御賴談ー候譯に御座候。其處に厚く御汲取被レ下候て、餘計の儀と思召の事迄も無ニ御腹藏ー御洩說被ニ成下ー候處、起て御賴申上候儀に御座候。輕き者共の申事にて、虛實不ニ相分ー候得共痛心の餘り、及ニ御尋問ー候始末に御座候。就ては其御許より御米御積登可ニ相成ー哉抔とも申事に御座候。實事に候へば、大和船積入方として、早々罷下候御振合に御座候哉。又は島次を以て、御仕登可ニ相成ーか。右樣の手數相成候ては一同の御難儀と奉レ存候。右は如何の策を以て御補ひ被レ成候向に御座候哉。若當冬下船も相成向共成立候はば、砂糖御仕登の處も不レ被レ爲ニ出來ー筈と奉レ存候。如何御運相付候哉。御懷合の處、詳委爲ニ御知ー被レ下度御賴申上候。尤も當所にて、粗風聞仕候形行は、箇條を以て虛實無レ構、一々左條の通御尋申上越候間、委敷御返事被ニ成下ー度、御願申上候。

一、山川口にては防戰如何の間にて御座候哉、火急の事にて、全く仕應せざるものに候哉。

一、英艦何十艘乘込候哉、何月何日の戰にて候哉。

一、御臺場諸所破損の向に申來候間、何方何ヶ所及ニ破損ー候哉。

一、英艦櫻島の御臺場より、一艘は御打留め相成たるとの向に御座候。何艘御打留相成候哉。

一、英艦速に引取候哉。又は江戸表抔え乘廻候か。本國の方へ引拂候哉。

一、上下町は御燒拂に相成、其餘煙御城迄相及候との趣申觸れ候。實事に御座候哉。

一、琉球船二艘、大和船四五艘、相損候向に御座候。何方へ繋居候て、及ニ破損ー候哉。且、小船は數十艘破

損との向に御座候。波止場内へ有㆑之候船にて御座候哉。

一、上下町人何方へ相迯候哉。又は武家の童 女方、如何の御處置相成候哉。

一、戰死の御方々大人數被㆑爲㆓燒死㆒候御樣子御座候。幾人許に御座候哉。

一、近國並長崎御奉行抔、早々御援兵として被㆓差出㆒候向に御座候哉。

一、當島への御用封も有㆑之、右は當所より飛船にて被㆓差渡㆒候者え、御渡相成居との事に御座候。又上國與人眞粹憲等の書狀、都て同樣の由承り居候。彌其通の事に御座候はば、都て御取揚被㆓成下㆒候て、此度差遣候飛船へ、御渡被㆑下度、御手都合被㆓成下㆒度。分けて御願申上候。

右は忌諱に觸れ候言も、可㆑有㆓御座㆒候得共、御存の通、端島の事にて、詳に相分り候譯無㆑之 勿論非常の世態に御座候へば、御互に形勢相知候處、急務の事に御座候へば、承候儀も悉御尋越申上候に付、何卒細大爲㆓御知下㆒候樣。分て御願申上候。自然箇條に洩れ候處 多分の事に可㆑有㆓御座㆒候間、無㆓殘處㆒爲㆓御知㆒被㆑下度 態と飛船を以て御尋越申上候。

* * * * *

『敵國外患なければ、國必らず亡ぶ』といふ。然り、英艦の來寇は、却つて薩藩の士氣を振はしめる。好刺戟となつたには相違ないが、當時の英艦に開戰の意志がなく、單に脅喝するに過ぎなかつたからこそ、彼れが如き小競合ひで濟みもしたが、若し腰を据えて對戰するとなつたら、如何なる變局を出來してゐるかも、未だ俄かに

測り知るべからざるものがある。

西郷の幽憤、土持の激發も、一場の祕話として殘り、船のみ春海の磯に横たはつたのは、勿怪の幸ひといふべきであつた。

＊　＊　＊　＊

後年、西郷が土持氏の爲に書し與へた、政照自傳は、造船の一事に感じ、母子の忠義を激稱したものであるが川口雪蓬は之を『南洲善士文詩』と題して淨書して殘してゐるが、南洲の草稿には、自から之に『逸志』と題してゐる。

予土持綱政之庶子而居于南島。其先邦君仕貴久公。爲執政。盡奉忠誠。當君幼逢危急之厄。當此時乎。粉骨碎身。以脫君之難。是以邦家得全。遂起中興之業。有專勤勞矣。予共苗裔而慷慨勵志。所以異土人事也。嘗聽麑府備不虞甚嚴矣。予以爲雖生于草野之陋。豈無忠義心乎。殺身成仁。不辱於家名有斯焉。雖然萬里之波濤。不可無船得涉也。徒苦心志耳。既欲營船而無餘財。歎息久矣。奮然謂君父在麑府。有目前之禍。如何不暇顧家乎。故諭下婢以實。婢亦許諾焉。故賣之。以求償。而一小船修成焉。先是。雖拋予身命爲忠義。在家老母。是亦所不可人情之忍也。剛斷難制。唯茫然熟考。不可以實不知也。一日告母曰。食君之食。避君之難。非忠臣也。生我不侍父之禍。非孝子也。於此二者。所不可人倫之離也。予冒萬死。赴戰場。而可全忠孝矣。請免之乎。嗚呼獨如何母之悲焉。

言未レ終而涙滿レ衣。母聽レ之曰。誠哉汝言乎。幸而雜二將士一。蹈二忠義之道一。何喜若レ之。莫レ憂二獨母一。快致レ死。少無二愁色一。自若勵レ聲曰。速造レ船。促レ之而最勉。予聞レ之。勇氣百倍。志操愈固矣。可レ惜衆人者貪レ利不レ知レ義。予全二忠義一不レ顧二其身一。子孫思レ之。勉レ之。

右代二政照子一述　　　　南洲

【十】沖永良部島の幽囚生活（五）

獄中の閑日月

一年有半の獄中生活の間には、又た別に閑日月なきにあらずであつた。殊に土持の厚意によつて、座牢に移つてからは、寛大に取扱つたので、浴後散策運動に努め、健康も随つて舊に復した。元來、西鄕は大兵肥滿の體格であり、角力を好むところから、浴後、角力を取つて鬱を散じた。全島中、怪力無双と稱せられた、松尾瑛潤といふ男が、西鄕の好敵手として現はれたが、松尾は連戰連敗、一回も物にならぬ。

『松尾の力はとてもおいなぞの及ぶとこではない。併し好漢、惜しむらくは角力の手を知り申さぬ。力で敗くるのではない。手で敗けるのでごわす』

と、西鄕は一笑した。

在番附役川口萬次郎の從僕に、三五郎といふものがあつた。この男は、元と力士を業としてゐたくらゐで、力も手も、共に心得てゐる。西郷は、今度は三五郎を呼び出して『一つ取らう』と云ひ出した。

三五郎は手を振つて、

『これはお止めなされ。私は本職の力士だから、いくら西郷どんが強くても、お話しになりますまい』

と笑つてゐる。それでも強つてと、土持が迫まるので、土俵に出て西郷と組み合つたが、これはいかなこと、四十八手の裏表、祕術を盡すといへども、終に勝つことが出來ぬ　何回試みても、まるで毬を轉がすやうで、一回も勝てなかつた。三五郎曰く、

『これは只人ではあるまい。隱してゐるかも知れぬが、此人は元來、相當の角力取に違ひない』

と、遂に西郷を力士にして了つたといふ。

*　*　*　*　*

西郷の座牢中にあるや、好んで釣道具を製造した。樂しみでもあり、且つ上手でもあつた。土持氏の家には、後年まで、西郷の製した烏賊餌木が殘つてゐたといふ。

『烏賊餌木を造るには、甘木に限る』

と、牢番に頼んで、甘木の繪圖を書いて採つてこらせ、魚形の餌木を造りながら、

『これで今に烏賊を釣つて進ぜよう』

と、西郷は土持を笑はせてゐた。

するとその翌朝になつて、大きな美事な烏賊を、土持に届けさせた。土持は不審に思つて、座牢へ行つて見ると、西郷は笑ひなが

「早速、昨晩秘傳を應用したら、美事に採れ申した。牢中の烏賊釣りとは如何でごわす」

西郷は得意の面持である。土持は誰れかが進物したものであらうと思つてゐると、

「實は過般 徳之島へ流さるゝ時の船頭が、山川港の者でごわしたが、つい先達ここに見舞に來て呉れた。その男に餌木を借し申して、烏賊釣りをやらせ申したところが、果して大漁で、こんなよい餌木はないと、お禮に持つて參つた。烏賊の土産は嬉しいが、餌木を持ち逃げして行つたのは、其罪、恕すべからずでごわす。」

と呵々大笑した。

* * * * *

川口雪蓬といふ老人が、西郷よりも先に此島の西原村といふところに流されて來てゐた。西郷の座牢とは、一里餘りも離れてゐたが、土持の手引で西郷と相知り、よく往來した。此人、罪の何なるやを知らず 又た何國の人なるやを知らなかつたが、學問あり、書道に達し、且つ頗ぶる豪放磊落であつた。

西郷と相見るや、一見舊知の如く、今まで話してゐるかと思ふと、もう横になつて寢てゐる。西郷は彼に「睡眠先生」の渾名を與へた。或時は、朝の中に西原を出て、夕方になつて座牢に到著したこともある

『道に迷つた

と川口は平氣である。毎日、通ひなれた、僅か一里の道に半日もかかるのは、些と面妖な話。

『晝間・狐にだまされるのは先生ばかりでせう』

と西鄕に笑はれ、『睡眠先生』を改めて『迂濶先生』と變へたこともある。

あまり煩るさく尋ねて來るので、流石の西鄕も、後には少々持て餘しの氣持であつた。

『お互に早く歸還した方へ、居候になることにしよう』

と蟲の好い相談をして、維新後、川口は西鄕家の居候をして終つた。自から稱して『日本一の居候』といつてゐたかどうか。

明治十二年の暮『筑前西鄕』の稱があつた頭山立雲が、鹿兒島を訪つた時に、七十ばかりになつて、まだ元氣で西鄕家に居候とも何ともつかず陣取つてゐたといふ。立雲の話によると、西鄕夫人も子供も川口に會つては、まるで雀が鷲に追はれたやうに、小さくなつてゐたといふ。白髯豐かに波うたせ、眼光烱々たる、一癖も二癖もありさうな面丰・言葉が上方訛りであるところから、世間では、僧月照が逃げてゐたのだとも、大鹽平八郎が世を忍んでゐるのだとも噂さしてゐた。

當時、川口は、頭山を顧みて曰く、

『鹿兒島も、今では大木の伐り株同然だ。まるで禿山同然で　物になる木は一本もない』

と浩嘆してゐた。

＊　＊　＊　＊　＊

操坦頸といふのは、後に和名村の村長になつた人であるが、少年の頃・親しく西郷の薫陶を受けた人である。

西郷、或る時、坦頸に問うていふに、

『一家、睦まじうするには、如何したら宜しきか』

すると坦頸は、

『五倫五常の道を守るにあると存じます』

と答へた。

西郷は、頭を振つて、

『イヤ〳〵、それは金看板でごわす』

といひながら、

『先づ慾を離るると申すが第一ぢや。慾の一字から、親類といへども不和になる。甘いものがあれば、之を人に分けてやり、良い衣物があれば、長に讓つて自分は薄くする。いつも自分を後にして誠をつくせば、一家の和樂は、必度永く續き申す』

と訓した。流石に人生の苦勞人である。西郷のいふところ、平易にして入り易く、達すれば道義の要諦に入る。

坦頴の父、操坦哉なる人が、鹿兒島に上る時に、曩に西郷が難に赴むかんとして造つて置いた、新造船を用ひて航海することになつた。

＊　＊　＊　＊　＊

當時、西郷が坦哉を送るの歌がある。

操うしの、おもきおほやけ事の、つかひに選まれて、船出し侍るを送るとて、

君がためふかき海原ゆく船を
あらくなふきそしなとへの神

諸人の誠のみつる船なれば
ゆくもかへるも神やまもらん

ひとや麿

＊　＊　＊　＊　＊

猶ほ西郷が、操坦頴に書し與へたといふ『死生の説』なる一文は、今も同家に保存されてゐる。此の一文は、南洲が幾度か死生の間を往來して得來つた、體驗上からの感想で、流石に翁ならではと思はるる節が多い。吉田松陰が、曾て品川彌二郎に與へて、死生の覺を敎へたる一文と共に、青年必讀の修養訓であると思ふから、左に之を錄して置く。

死生の說

孟子曰。夭壽不レ貳、修レ身以俟レ之。所ニ以立一レ命也。

殀壽ハ、命ノ短キト、命ノ長キト云フコトナリ。是ガ學者工夫上ノ肝要ナル處、生死ノ間落着出來ズシテハ天性ト云フコト相分ラズ、生キテアルモノ、一度ハ是非死ナデハ叶ハズ、トリワケ合點ノ出來ソウナモノナレトモ、凡ソ人、生ヲ惜ミ死ヲ惡ム。是皆思慮分別ヲ離レヌカラノコトナリ。故ニ欲心ト云フモノ、仰山起リ來テ、天理ト云フコトヲ覺ルコトナシ。天理ト云フコトガ慥ニ譯ツタラバ、壽殀何ゾ念トスルコトアランヤ。只今生レタリト云フコトヲ知テ來タモノデナイカラ、イツ死ヌト云フコトヲ知ラウ樣ガナイ。ソレヂヤニ因ツテ、生ト死ト云フ譯ガナイゾ。サスレバ、生キテアルモノデモナイカラ、思慮分別ニ渉ルコトガナイ。ソコデ生死ノ二ツアルモノデナイト、合點ノ心ガ疑ハヌト云フモノナリ。コノ合點ガ出來レバ、コレガ天理ノ在リ處ニテ、爲スコトモ言フコトモ、一ツトシテ天理ニハヅルコトハナシ。一身ガ直ニ天理ニナリキルナレバ、是ガ身修ルト云フモノナリ。ソコデ死ヌト云フコトガナイ故、天命ノ儘ニシテ、天ヨリ授カリシママデ復スノヂヤ。少シモカハルコトガナイ。チヨウド、天ト人ト、一體ト云フモノニテ、天命ヲ全フシ終フシタト云フ譯ナレバナリ。

死生を超越して、達して天理に到る。古聖の道を教うるも、要は此境に至るの道程に外ならぬ。西郷が懇切叮寧、村童の幼なきにも、天の大道を教へたる態度は、親切極まれりといふべきである。死生の關を脫するといふ

は名僧・善知識の眞に修業の奥儀としたところで、嘗て天龍の峩山老師が『二十年來曾辛苦。爲レ君幾下蒼龍窟。』の語に至つて、潸然として泣下し、遂に之を講ずるの力なく、壇を下つて歔欷して已まなかつたといふのも、人の此の悟境に至るの艱難を物語つて餘りがある。

西郷は幾度か死生の境を越え、這間に得來つた事上磨錬の工夫により、易々として死生の大悟を說く。此の一章、眞に千金の價値ありといふべきである。

獄中、自から書して座右の銘としたといふ、

富貴壽夭不レ貳レ心。　只向二面前一養二精神一。

三宅尙齋の詩句の意も、全く西郷胸中の聲であることが解る。男兒ここに到らざれば、鐵石を貫ぬくの心は生れて來るものでない。

【十一】沖永良部島の幽囚生活（六）

島吏の爲に牧民の法を教ふ

西郷が獄中に在るや、嘗て安逸、自から緩ふするが如きことはなかつた。彼は書を讀むか、子弟に訓誡するか書を習ふか、未だ一日も苟くもせなかつた。彼が鹿兒島より携帶したる三個の行李の中には、和漢古今の書を以

て滿たされてゐたといはれてゐる。

土持政照の來訪するや、西郷は閑あれば、必らず治國安民の要を說き、殊き細井平洲の遺著として有名なる『嚶鳴館遺草』全六卷を、閑ある毎に書寫して、之を土持に與へ、牧民の法は、此書にその要を盡してゐるといつてゐる。

「嚶鳴館遺草」は平洲の歿後、嗣子細井徳昌が、天保六年（乙未）仲春に刊刻したもので、牧民の良書として弘く世に行はれたものである。その內容は、

（卷之一）　野芥　上中下

（卷之二）　上は民の表　教學　政の大體　農官の心得

（卷之三）　もりかかみ　對人之問忠　建學大意

（卷之四）　管子牧民國字解

（卷之五）　つら〱ふみ

（卷之六）　花木の花　本末　對某侯問書

　　附錄　與樺世儀手簡

に分たれてゐるが、いづれも國文を以て書かれ、何人にも讀み易からしめてある。

又た嘗て西郷は、土持の請に應じて、自から筆を執つて、村吏たるの心得を記し與へたことがあつた。『與人

役大體』といふ一文がそれである。當時の『與人』とは、今の村長といふところである。

與人役大體

一與人役の儀は、島中にて纔三人ゑらみ出され、萬人の頭に立候へば、人民の死命を司ると申す場に相當り、至て重き職事に候。與人一人事を誤りては、千萬人を誤ると申すものなれば、一事たりとも可レ愼わざに候。

一體頭役は人心を得候が第一にて、其人心を得候は、我身を勤て私慾を絶去候事に候。萬人の頭に立候へば下々のものは如何樣無理を申付候ても、いやながら違背難二相成一畏まることに候へば、與人役と申は貴きものにて、我儘に取扱はるものと心得ては、忽ち萬人の仇敵と相成、頭役にてはなく候。役目と申ものは、何樣の譯にて被二相立一候哉。自分勝手を致せと申す儀にては無レ之、第一天より萬民御扱被レ成候儀出來させられざる故、天子を立られて萬民それそれの業に安んじ候やう御扱被レ成候へとの事に候へば、天子御一人にて御屆き不レ被レ成故諸侯を御立被レ成候て、領分の人民を安堵致させ候やう御まかせ被レ成たること候へ共諸侯御一人にて國中の人民御屆不レ被レ爲レ成故、諸有司を御もふけ被レ成候も、專、萬民の爲に候へば、役人においては、萬民の疾苦は自分の疾苦にいたし、萬民の歡樂は自分の歡樂といたし、日々天意を不レ欺、其本に報ひ奉る處のあるをば良役人と申すことに候。若此天意に背き候ては、卽天の明罰のがるる處なく候へば深く心を用ゆべきこと也。

一百姓は力を勞して本に報ゆるが職分、役人は心を勞して本に報ゆるの職分にて候。力を勞するとは作職に骨折をいたし、年貢を滯らず、或は課役を勤め、力を勞するにて御座候。心を勞すると申は、百姓のたよりよき樣に取扱ひくれ候事にて、凶年の防をいたしたり、作職の時節を取失はぬやうに仕向け候が、心を勞すると申ものに候へば、此本意を能々合點いたして、難儀の筋をはぶきくれ候處專要の儀に御座候。役人の取扱ひがよくて萬民怨嗟する事のなく候へば、風雨旱疾の憂は無レ之ものに御座候。萬民の心が卽ち天の心なれば、民心を一やうにそろへ立つれば天意に隨ふと申すものに御座候。人心調和いたし候へば、氣候循環いたし候儀は的然なる事に御座候故、頭役第一心を可レ用所に候、たとひ代官の下知にもせよ、見す〳〵百姓いたみに相成る處は、幾度も難澁の筋を申解て、納得の出來候やう心を盡し候が頭役の持前にて御座候。役儀は代官の賜物にては無レ之、君公よりあたへ置かれし役職なれば、代官の意に阿り、不忠の場に陷りて、君公の御不德を釀出し候間、能々汲分けて、代官の仕事なれば我々の咎にあらずとよそに心得ては、たまたま君公より與へ給ひし役職を、大切に思はぬ不埒ものにて、我爲に祿を貪ると申すものに御座候　勿論奉公の身の上は、犯す事ありて、かくす事なしとの聖言に候へば、代官へ對しても道理の上にて、意に逆ふ事ありとも、不敬の罪にては無レ之、役場の節を失はぬと申ものなれば、其辨へ肝要の事に候。

西鄕は、又た別に『間切横目役大體』なる一文を自記して、之を土持に與へてゐる『間切横目役』とは、現今の警察官に當る。

間切横目役大體

一監察と申して、諸役人は勿論、萬事の目付役にて、唯咎人を探し出したの、口問が上手抔と申ことは枝葉の譯にて、全體咎人の出來ぬやうにする處横目役の本意に御座候。深く心を盡して咎に陷らぬやう仕向け候が第一の事に候。先づ鰥寡孤獨のものをあはれみ、或は患難憂苦のものを惠み、善行ある者をほめ尊み、人々相互に不便がるやうに仕立候事に御座候。尤氣を付べき處は、御役人取扱の善惡、百姓の疾苦する所に御座候。私曲をはたらきては、取扱の上よりして咎人にいたし成し候儀、多く有ㇾ之ものに候へば、深く心を用ひて、罪人の因つて起る所を審に察するが要務に御座候。若役人の取扱宜しからずしては、萬人を苦しめ候つみもあり、君を欺くのつみもありて、重罪にあたるのみならず、一人の盜人よりは格別をもき事に御座候刑は無ㇾ據もふけたるわざなれば、一人を罰して萬人をこらしめんとの事に御座候、輕きつみを重く罰し、をもきつみを輕目に取扱ては、法を私すると申場に相成りて、人々法度を何とも思はぬやうに相成るものなれば、萬人おそれつつしむ處あるが第一の事に候。

此一文も亦た、今日の司法官、警察官の、眞に心に體すべき要諦である。『一人を罰して萬人を懲しむる』のが法律・刑罰の要領であるから、遂には此の世の中から、罪人の出ないやうにするのが大切だといつたのは、眞に要を得てゐる。世の中が進んでも、昔も今も此の要領に變りはない筈である。

又た西郷は、凶作や天變に際して、俄かに狼狽するは、平生治民の用意がないからであるとして、別に「社倉趣旨書」を艸して、之を土持に與へてゐる。之は宋の社倉の法に倣つたもので、土持は直ちに之を實現し、之が爲に島民が救はれたることは、實に夥だしいものであつた。明治の末年には數萬圓の貯財まで出來、學資金等に宛てたといふから、西郷の遺徳、實に後世に及ぶといはなければならぬ。

* * * * *

社倉趣旨書

凶荒に備ふると云ふは、豐年の時に致す事あり。其仕樣は、村々にて現夫のつら／＼に賦りつけては、親疎もあるのみならず、苦情も起り候はんか。然れば第一作得の餘計を調べ、家内の人數、或は雜穀の餘分まで相考へ、夫に應じて出米割附け候はば、人氣も宜敷、自ら社倉の趣旨に基き、仁恕の大本相立候はん。譬へば一箇村にて五石の米高に相及ばば、二割の利付にては一箇年には一石の利米と相成るなれば、右を本に相立て、年々仕繰候へば三箇年には元利八石六斗四升に相成るべし。五箇年には十三石餘の米高に相成候はん。其節は最初出米の分は銘々へ返し與へ、利米斗を以て右の手數にて仕繰候はば、人々不時の災難を救ひ、又は廢疾の者をもあはれみ、何か救助の道相就く事にはあるまじか。若し荒年に逢ひ候時は窮民は天の賜と仰ぎ候はん。然る時は積年の辛苦に引かへて、如何計り嬉しきぞや。どれ程の陰徳かも知るべからず。自然百姓の上に立ち

御役を勤め候は、何の譯に候哉。第一百姓の融通をいたし呉れ候爲めには有間敷哉。凶年に臨て饑亡に及び候を乍レ見、唯あんかんとして年柄の事なれば、致方は無レ之〳〵と年柄に打まかせ候ては、彌天より其罪役々に歸し候儀相違あるまじく、畢竟此處古人も厚く論判いたしたり。いづれにも前以ての備へ肝要の事也。其外百姓は力を勞して御奉行を致し、役々は心を勞して御奉行致すは、天然の賦付に候へば、心の限りは可レ盡事に候。若し又、五箇年に相滿たずして、凶年に逢ひ候はゞ、現在極難に不レ迫には、頭出米外五部通り相重み分配致し又至極窮したるには、一部通相重候て相渡し、翌年は重み丈の分は返米致候はゞ、往々は非常の囘米相備はり

……〔以下腐蝕〕

遺憾ながら、後半が備はらないので、その全文を知ることが出來ないが、前半のみにても、略ぼ社倉の要は、之を盡されてゐる。

斯して西郷が、島民の生活の安定、福利の爲に盡したることは、島民の感激措く能はざるところとなり、明治三十四年には、島民相胥つて、沖永良部島に『南洲神社』を設けて、今に英靈を仰ぎ祀つてゐる。又た西郷獄舍の跡には、記念碑を建てて、遺德を不朽に傳へてゐる。

人々仰いで神に祀る。南洲翁の神格たる、崇敬措く能はぬではない乎。人は如何なる處にあつても、亦た如何なる處におかれても、與へられたる天職に向つて、全力を盡すべきである。不遇の地におかれて、不平ばかり云ふ役人が、近頃尠なくないが、深く我が南洲翁に學ぶべきであらう。

【十二】 沖永良部島の幽囚生活 （七）

謫居幽囚中における詩懐

西郷はもと詩人でもなく、又た歌人でもない。随つて詩歌の見るべきものも尠ないが、行路辛苦の際に當つて吟出せる詩は、彼の心の僞はらざる告白として、彼の思想・人格を物語るに足るものがある。殊に幽囚生活の中にあつては、語るに人なく、交はるに友なく、自然、古人を友とするに至り、詩作に耽ける事が多かつた。今、西郷が沖永良部島幽囚中の詩篇數首を摘出して、彼が心懐の片鱗を窺がうことにしよう。

朝蒙二恩遇一夕焚レ坑　人世浮沈似二晦明一。
縱不レ回レ光葵向レ日　若無レ開レ運意推レ誠。
洛陽知己皆爲レ鬼　南嶼俘囚獨竊レ生。
生死何疑天附與　願留二魂魄一護二皇城一。

人生如何の浮沈に逢ふも、毫も意とするに足らず。人間の死生は元と是れ天の與ふるところである。彼の天を信じ、唯だ天に通ずるの至誠を致す。これ我が西郷の一大信念であり、一大精神である。嘗て中央舞臺において國事を共にし、日夕天下の大事を語り合つた同憂の士は、多くは幽明を距ててしまつた中に、西郷獨り、南海の

孤島に存するは、何としても、天の斯人に大任を下したとしか思へぬ。』願ハクハ魂魄ヲ留メテ皇城ヲ護ラン』の結語、彼が滿幅の誠忠を示して餘りがある。

天歩艱難繫レ獄身。　誠心豈莫レ耻ニ忠臣一。
遙追ニ事跡一高山子。　自養ニ精神一不レ咎レ人。

高山彦九郎は、人も知る維新の先覺者で、寛政の忠臣である。當時は幕府全盛の時代で、彦九郎の如きは狂か愚か、全く奇人扱ひを以て遇されたが、三條大橋に額づいて皇居を拜したる忠心は、後世、人をして感泣せしめしところであつた。西郷、獄中に在つて遠く古忠臣の跡を追慕し、私かに自から之に擬しながら、猶ほ且つ自から養ふところあらんとする謙讓に至つては、彼において見る獨特の心境である。

獄裡氷心甘ニ苦辛一。　辛酸透レ骨看ニ吾眞一。
狂言妄語誰知得。　仰不レ慚レ天況又人。

肉を削り骨を割くが如き、獄中の辛苦の中にあつて、初めて英雄の眞精神を見る。『俯仰天地に耻ぢず』とは、往々人の口にするところであるが、眞に神明に耻ぢざる底の神格者に至つては、世に果して、幾人あるであらうか。西郷は常に天を口にした。『人語ヲ聞カズ只ダ天ヲ看ル』といひ『天ヲ敬シ人ヲ愛ス』といひ『人ヲ相手ニセズ、天ヲ相手トセヨ』といつてゐる。天とは何ぞ、即ち宇宙の大法、人生の大義である。

一片浮雲蔽ニ此身一。　獄中存在性情眞。

請看追二小宮山跡一。　血刀鋒光自驚レ倫。

小宮山とは、武田勝頼の臣、小宮山内膳を指ざす。小宮山は讒に逢うて勝頼に斥けられたが、一たび天目山の戰ひあるや、飛び來つて勝頼の爲に死した。此詩は西鄕が、英艦來寇の急に赴むかんとせし際の詠である。南畠孤忠を守るの至誠、言外に溢れてゐる。

奇雲蒸二洛地一。　酷吏益威加。
夕殿憂二蚊蚋一。　炎郊苦二蝮蛇一。
鋭刀頻按レ欛。　壯士宜レ忘レ家。
天定人離日。　西風忽掃レ邪。

獄中夏日の苦しみを述べ、正義與すに由なく、邪道世に蔓るの狀を憂ひ、男兒たるもの將に劍に倚つて起つべきの時であるのが、天の時定まつて、軈て秋風一たび到らば、炎熱も去り、蟲蛇も死し、清涼人の袂に爽やかになるであらう。半ば憂ひ、半ば憤り、併も大いに安んずるところあるは、西鄕が天理に明透せる所以である。

吾年垂二四十一。　南嶼釘門中。
衣坐嚴寒苦。　星回歲律窮。
青松埋二暴雪一。　淸竹偃二狂風一。
明日迎二東帝一。　唯應レ獻二至公一。

文久三年〔癸亥〕除夜の作ならん。明くれば三十八歳の春を迎へんとする西郷である。松の操も暴雪の爲に埋もれ果て、竹の正しきも狂風の爲に倒るるやうな目に逢つても、唯だ至公至誠を献げんとする心情は、英雄といふよりは、既に是れ聖人の境である。

謫居迎レ歳處。誰復勸二杯觴一。
切切懷二同友一。悠悠望二故郷一。
輕風停二宿雪一。薄靄隱二初陽一。
可レ恤三春苦。皚鬚寫斷腸。

孤島三年、春また廻り來つても、共に新年を祝して、杯を酌むべき友人もない。鬚髯徒らに白く、傷思故郷を望む。孤情哀れむべきである。

雨帶二斜風一叩二敗紗一。子規啼レ血訴レ冤譁。
今宵吟誦離騷賦。南竄愁懷百倍加。

空に杜鵑の聲を聞いて、屈原が詩を讀み、

海水洋洋萬里流。晩來無レ事爲二吟魂一。
琉球邦域連二雲際一。三十餘洲一樣秋。

目に萬里の海を見て、南島の秋を詠ず。風懷、掬すべきものがある。

憑レ君識取英雄氣。　斬レ賊勇肝百倍加。

遺策惠投三尺劍。　血戰當千如二亂麻一。

島吏高田平次郎が、島を去らんとする時に、佩劍を西鄕に殘し與へた厚情に報ひた詩である。南洲は德之島より沖永良部島に移さるる時、帶刀を許されなかつたので、高田は西鄕赦免の日を思うて、佩劍を準備し呉れたのであつた。

渡る世間に鬼はなく、人間到るところ、靑山あり、白雲あり、落花あり、流水あり。寧ろ洛中功利の徒に交はるよりは、絕島裡にあつて人情に浴するを幸ひとすべでもある。西鄕も後年、在獄の事を追思して、

世上毀譽輕似レ塵。　眼前百事僞耶眞。

追思孤島幽囚樂。　不レ在二今人在二古人一。

といつてゐる。

【十三】 天日再たび廻る

文久三年〔癸亥〕も暮れて、元治元年〔甲子〕の春となり、南海の果にも、天日は再び廻り、南洲出島の快晴の日が來つた。時、愈〻艱にして、英雄を求むる愈〻急となつた。西鄕を求むるの聲は、獨り薩州の山川に響應し來つたのみならず、天下の草木を靡かすの風となつて起つた。

久光も最早や、私情を以て之を支うる能はず、西郷の罪を赦すの外はなくなり、赦免の船を沖永良部島に向はしめた。藩船蝴蝶丸は、元治元年「甲子」二月二十二日、沖永良部島の和泊港に著し、翌二十三日　發船、二十六日、大島に寄港して妻子に再會し、更らに鬼界島に村田新八を誘ひ、同船して二十八日、愈〻鹿兒島に歸著した。是より直ちに上京を命ぜられ、三月四日鹿兒島を出でたが、西郷一代の活舞臺たる、震天動地の變局は恰かも彼れの登場を待ち設けたるものの如く、濶然として開展して行つた。元治元年「甲子」以後の西郷に對しては、筆者は更らに筆を洗つてに記すところあらんと欲す。

今や筆者は、西郷の苦難を記し、悲境の南洲を叙し來つて、此卷を終り、將に來るべき、維新風雲裡の西郷に及ばんとするに當り、眞に感慨の無量なるものあるを禁じ能はぬのである。

＊　＊　＊　＊　＊

嗚呼天を敬し人を愛するは、南洲翁の理想であつた。彼れの一生は、實にこの『敬天愛人』の博大なる理想に向つて一貫せられたのである。孤島生活は、彼れにとつてはこの理想の一大修錬場であつた。常人において見るを得ざる彼れの自省力は、孤島生活において、最も偉大なる發達を爲した。彼れは功業を想はず、ただ一すぢに『至誠』を求めた。『至誠』を求むるといふよりも、『至誠』を以て國難に赴むいたのである。西郷の全身、悉くこれ膽といはれてゐるが、人の膽として見たるところのものは、西郷においては一個の『至誠』であつた。西郷は何故に、如何なる場合においても動搖せざりしか。それは彼れが汚さるることなき『至誠』の人であつたからに外ならぬ。

人は西郷を評していふ。西郷は無慾無私、ただ一身を天命に託して、敢へて世上の浮塵に動かさるることがない。故に彼れの心事は高潔であり、純清であり、至誠であり、天眞爛漫であると。これ實に、西郷の一面を道破したるの言であるが、されど眞に西郷の偉大なりしところは那邊にありしか。人生の價値如何は知らず。吾人皇國臣民たるものの價値は無慾・無私、天命を知り、浮塵に動かされずして、皇國民たるの天職を絶大に發揮するにある。西郷が若し無慾無私に止まつた人であつたならば、西郷は一個の仙客に過ぎなからう。西郷は活人である。偉大なる活人である。彼れは『超人間』的ではなくして偉大なる日本人であつた。西郷は哲學者ではなくして、創業者であつた。故に彼れの考ふるところは、『人生とは何ぞや』にはあらずして『光輝ある我が皇國民として、何を爲すべきか』であつた。

前後六年に亙る、西郷の孤島生活は、西郷をして、退いて考へしむるに、好個の修場であつた。彼れは幾多の艱難を味ひ、幾多の眞理を靜修し、彼れの心境をして、一層その範圍を宏大なるものとならしめたのは、天涯の絶域なる孤島生活の彼れに齎らすところであつたらう。されど彼れの擔へる大なる天運は、孤島の一幽囚者を以て、その生を終るべき薄運ではなかつた。孤島に於ける彼れは、常に天命をいひ、生死の外にあることをいつた。併しながら彼れが、天命に順ひ、生死の外にあるは、生死によつて左右せられざる偉大なる天運に會せんがためであつた。

西郷はいはく『勇は養ふ所なかるべからず』と。前後五年間に養ふところの『大勇』を以て、彼れは如何に、

前古未曾有の『大維新』に龍飛し來りたるか。請ふ第二卷において、颯爽として風雲に乘じ行く、西郷南洲翁に相見えん。

大西郷全傳【第一卷】少壯勤皇時代篇——終——

第一巻索引【年代・人物・地名】

（一）配列は五十音順とす
（二）各項年代・人物・地名の順に従ひ主として頁順に従ふ
（三）記數は頁數を現はせり

【ア】

【イ・ヰ】

【ウ】

【エ・ヱ】

【オ・ヲ】

【カ】

【ク】

ク

【ケ】

【シ】

【ス】

【セ】

【ソ】

【タ】

【チ】

【ツ】

【テ】

【ト】

ナ

【二】

【ヒ】

【フ】

【ホ】

【ミ】

【ム】

【メ】

【モ】

【ヤ】

【ユ】

【り】

【ル】

【レ】

【ロ】

【ワ】

第一巻索引

—終—

—索引校輯者—

綱川椎陽
内堀忠利

昭和十二年五月十日印刷
昭和十二年五月十五日發行

大西郷全傳第一巻奥附

頒價 参圓五拾錢

著者 雑賀博愛

發行者 戸部種雄

印刷者 岩本米次郎
東京市赤坂區青山南町二ノ一六

印刷所 愛光堂印刷所
東京市赤坂區青山南町二ノ一六

發行所
東京市麹町區飯田町一丁目七番地の九
章華社内 大西郷全傳刊行會
振替口座東京六七五二二番

